

手 続  
要 覧



国際ロータリー

パンフレット 35-J 1978年

# 手続要覧

付 録 付

- 国際ロータリー定款及び細則
- ロータリー・クラブ定款及び推奨細則
- 語彙（ロータリー用語）



国際ロータリー  
EVANSTON, ILL., U.S.A.  
ZURICH, SWITZERLAND

## 序

---

国際ロータリー定款および細則ならびにロータリー・クラブ標準定款に掲げられているロータリーの基本的な規定について、その解釈またはこれを補足することを目的とした実施、運営に関する方針および手続が、国際大会に参集した代議員を通じて行なわれる国際ロータリー加盟クラブの決定ならびに国際ロータリー理事会によって時々制定されている。

此の要覧は、前記の方針および手続をロータリーの管理、運営、慣行等における実際に徴して補足したものの集録である。用いた資料は、国際ロータリー大会の議事録、国際ロータリー理事会の議事録、国際ロータリー定款及び細則、その他から集めたものである。

また本要覧には、国際大会によって採択された国際ロータリーの定款・細則および標準クラブ定款ならびに国際ロータリー理事会推奨のクラブ細則、その他ロータリーにおいて用いられている語句の語彙も収めた。

第二部中の黄色の頁に掲げられている国際ロータリーの定款・細則の規定の意義または解釈について疑義を生じた場合には、すべて、これらの規定の英文が正文となるものとする。各地区ガバナーは、定款・細則の載っている手続要覧の英語版を所持している。英文の定款・細則は、国際ロータリー事務局に英語版の要覧を注文すれば入手することができる。

# 目 次

## 第 一 部

国際ロータリーの管理	7— 17
クラブ例会への出席	18— 20
国際ロータリー理事会	21— 30
職業分類	31— 35
クラブの管理	36— 41
国際ロータリーの委員会	42— 44
社会奉仕	45— 50
定款に関する事項	51— 64
国際大会	65— 69
地区の管理	70— 92
ロータリーの拡大	93—102
財 務	103—113
国際奉仕	114—127
国際大会における立法	128—134
ロータリー・クラブの会員身分	135—148
名称及び徽章	149—160
国家への奉仕	161—162
ロータリーのプログラム	163—168
広 報	169—171
国際ロータリーの出版物	172—179
地域大会	180—184
救済事業	185—187
会議運営の手續規則	188—196
青少年への奉仕	197—212
区域限界	213—215
ロータリー財団	216—235
職業奉仕	236—239

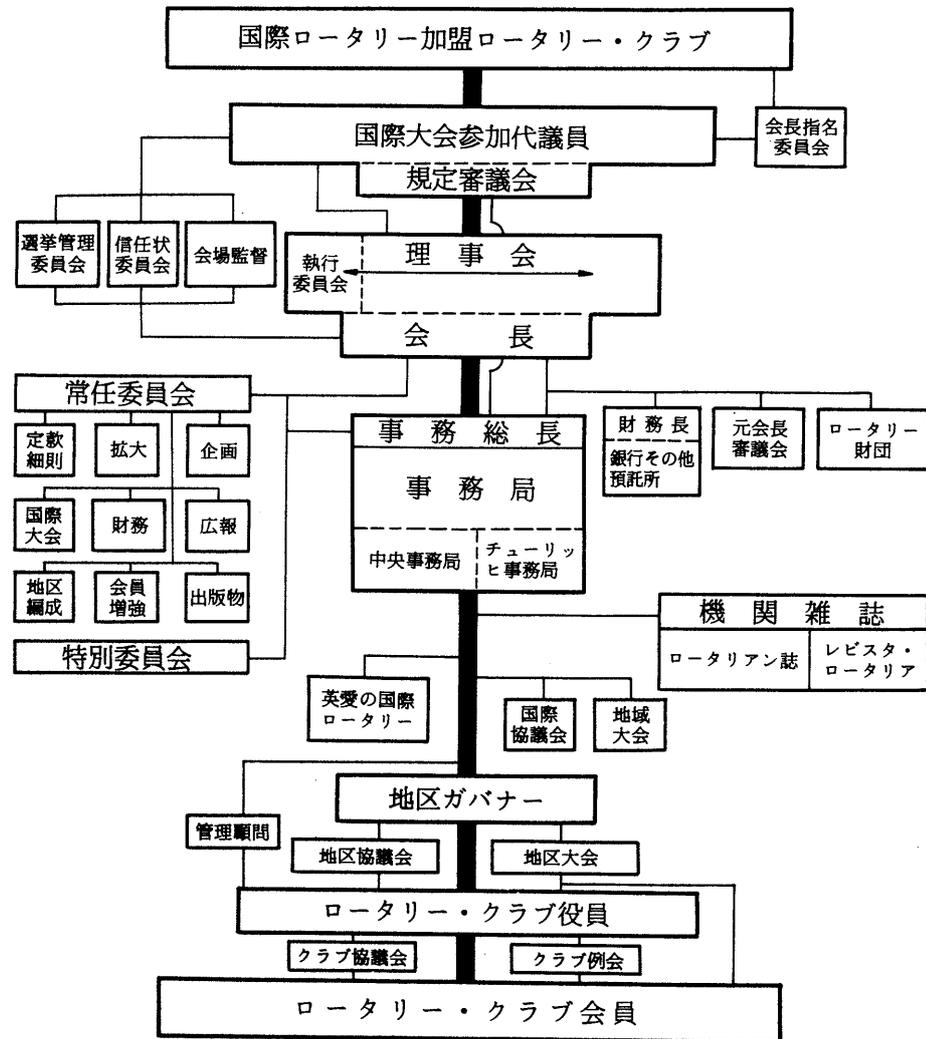
## 第 二 部

国際ロータリー定款	243—247
国際ロータリー細則	251—306
ロータリー・クラブ定款	309—320
ロータリー・クラブ細則	323—331
ロータリー用語	337—344
索 引	(別 冊)

### 備考:

本書は1975年8月版の改訂版であり、したがって本文中には各所に新規に挿入または改訂された箇所があるので、これらに下線を付して容易に見分けることができるようにした。また、付録の定款および細則についても同様に改正された条項に下線を付し、かつ、脚注をもってこれらが1977年サンフランシスコ国際大会の規定審議会において改正されたものであることを示した。

# 国際ロータリー組織



# 国際ロータリーの管理

(Administration of Rotary International)

## 国際ロータリーの会員組織

(Membership of R. I.)

国際ロータリーは、会員たるロータリー・クラブを以て構成される。クラブの数は17,568で、所属ロータリー会員はおよそ818,800名である(1978年3月)。これら個々のロータリアンは、それぞれのロータリー・クラブの会員であり、ロータリー・クラブは、国際ロータリーの会員である。国際ロータリーは、世界中のロータリー・クラブの連合体である。

的表状において、国際ロータリーの方針を解釈し実行するにあたり、最大の融通性を認めるものである。

5. ロータリーを通じて、国際理解、親善及び平和の理想の進展には、国家や地域的なクラブの集団に基づくことなく、国際ロータリーに対する加盟クラブの直接関係と共同責任感に基づいて、全世界の加盟クラブの国際的友好を保持しかつ促進することが極めて重要であることを、一般が認識することを要する。

## ロータリーの目的 (Purpose of Rotary)

国際ロータリー理事会(1976-77年度)は、ロータリーを説明するものとして次のような定義を採択し、これをあらゆる適当な方法によって用いることとした。

ロータリーは、人道的な奉仕を行ない、あらゆる職業において高度の道德的基準を守ることを奨励し、かつ世界における親善と平和の確立に寄与することを旨とした実業人および専門職業人が世界的に結び合った団体である。

## 国際ロータリーの基本方針

(Basic Policy of Rotary International)

国際ロータリー理事会(1962-63年)は国際ロータリーの基本方針に関する次のような声明を採択した。

1. 第一に重要なことは、個人ロータリアンによるロータリーの綱領の推進である。
2. 国際ロータリーの管理は、加盟クラブ及び個人ロータリアンによる奉仕の理想の適用によってロータリーの綱領を推進することが重要なものとなる。
3. 国際ロータリーの管理を基礎づける根本原則は、加盟ロータリー・クラブの実質的な自治にある。
4. 管理に関する定款及び手続上の制限は、ロータリーの根本的かつ類のない特徴を保持するために必要な最少限度にとどめられている。このような規定内にあっては、特に地方

## 国際大会 (Convention)

国際ロータリーの国際大会は、毎年5月又は6月に、理事会の決定する日時及び場所において開催される。但し緊急の場合には理事会が変更することがある。

国際ロータリー加盟クラブの代議員である

ロータリアンは、大会に参集して国際ロータリーの役員を選挙し、かつ、大会に正式に提出される立法案を審議する。

各クラブには会員50名又はその過半数の端数毎に1名の代議員 (Delegate) を出す権利が与えられている。各クラブは少なくとも、1名の代議員を出す権利を有する。クラブは、委任状による代理者 (Proxy) によってクラブを代表させることができる。国際ロータリーの各役員及び現在もなおロータリー・クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の資格を有する国際ロータリーの元会長 (Past President) はこれを特別代議員 (Delegate-at-large) とする。

#### 規定審議会 (Council on Legislation)

規定審議会は、国際ロータリーの立法機関をなすものとし、国際大会の一部として、理事会の決定する、大会開催に先立つ時期及び大会開催地又はその付近の場所において3年毎に開催される。

審議会は、正式の手続きによって提出されたすべての制定案並びに決議案の審議及び決定に当る。その決定は、国際ロータリー細則の規定による、事後におけるクラブの決定に従う場合を除き、すべて国際大会の決定としての効力を有する。

審議会はロータリーのある各地方よりの代表者約400名を以て構成される。その議員は、議決権を有するものとして、各地区のクラブにより選挙された代表者各1名、地区に属さないクラブ群の代表者1名または2名以上、そして議決権を有しないものとして、特別議員、議長および副議長その他特定の議員からなる。

#### 国際ロータリー理事会

(Board of Directors of R. I.)

国際ロータリーの管理主体は、次の17名より成る理事会である。

- 会長 (理事会の議長となる)。
- 会長イレクト。
- アメリカ合衆国、カナダ、バーミユダ及びプエルトリコよりの理事6名。
- グレート・ブリテン及びアイルランドよりの理事1名。
- 欧州大陸、北アフリカ及び東地中海地域よりの理事2名。
- アジアよりの理事2名。
- イベロ・アメリカよりの理事2名。
- オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ及び他のいずれの地域にも含まれない所よりの理事1名。
- 上記地域中、R. I. 理事会が決定し、指定する1地域よりの理事1名を追加。

各理事は、それぞれの地帯、地理的集団若しくは地域のクラブによって指名されるのであるが、更に大会において、すべてのクラブによって選挙され、それによって各理事にロータリーの管理について全クラブを代表するという責任がかかってくる。

理事会は、国際ロータリーの管理主体であり、定款及び細則の規定に従い、国際ロータリーの業務と資金の支配及び管理にあたる。理事会は、国際ロータリーのすべての役員及び委員会を全般的に統御管理する。理事会は、ロータリーの目的の推進及びロータリーの綱領の達成に必要と考えられるあらゆることを行なう義務を負っている。理事会の決定は最終的なものとする。但し、それに対し、国際ロータリー大会へ提訴することだけはできる。

執行委員会：理事会は、3名乃至5名の限度内で、理事を執行委員に任命し、その執行

委員に対し、理事会の会合のない間、理事会に代って、既に国際ロータリーの方針が確立されている執行又は管理に関する事項を決定する権限を、委任する事が出来る。

#### 管理上の単位 (Administrative Units)

国際ロータリー定款 (第7条) は、クラブの管理は理事会の総括的管理の下にあるものとし、次に示す直接管理の諸形式の中いづれかの形式を併せ用いるものとする、と規定している。

(a) 理事会によるクラブの直接管理。これは、現在、地区に属していない56クラブのために規定された管理の形式である。

(b) 所定地区のガバナーによるクラブの直接管理。

現在地区の数は369である。

(c) 地区ガバナーの管理に加えて、理事会が適当と考えかつ国際大会によって承認された方法を以てする、地理的に隣接した2以上の地区から成る区域内のクラブの管理。

(d) 管理上の単位地域である、グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーによる、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島所在のロータリー・クラブの直接管理。グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーの権限、目的及び職務は、国際ロータリー大会によって承認されたグレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーの定款の条項並びに国際ロータリーの定款及び細則に定められているところから従うものとする。

理事会は、国際ロータリーの管理機構について、次のような説明を行なっている。

(a) 管理目的のための国際ロータリー代表としての地区ガバナーの任務を強化することがロータリーのため最も有益である。

(b) 国際ロータリーの管理機構は、国際的

にその機能を発揮する上に良く立案されたものであり、また、問題が起る場合には国際ロータリー定款及び細則によって権限を与えられている人々が、その問題をロータリーのため最も有利に解決できる。(理46—47; 74—75)

#### クラブの地域的又は地方的集団

(Regional or Sectional Groupings of Clubs)

国際間における理解、親善及び平和の理想の増進は、国際ロータリーに対する加盟クラブの直接関係と共同責任感に基盤がおかれている。理事会は、統一された世界的組織としての国際ロータリーが縮小に向かう流れ又は傾向の如何なる出現をも憂慮の目をもってこれを見ている。

理事会は、その目的の如何にかかわらず、地域的もしくは地方的なクラブの非公式集団を進展させることは、統一組織を縮小する可能性を生ずる基となるものと考ええる。従って理事会により注意さるべき事項及びとらるべき可能な行為は、このような集団におけるクラブ及び地区ガバナーの機能及び活動が地域又は地方に関する問題もしくは斯様な集団の強化を計画した活動を過度に強調しかつこれに集中することによって制限されるようなことのないように気を付けることである。理事会の見解ではかように限定された機能及び活動は、広く世界にわたるクラブの交際を通じての理解と親善を増進する多くの機会にクラブ及び地区ガバナーが参加する意義をうすめる結果をもたらすこととなる。(理61—62)

理事会は1国内の2以上の地区又は全地区を包括する一つの機関乃至そのような組織又は管理部門の設置には好意を寄せない。(理69—70)

## 地域管理 (Area Administration)

オステンドにおける1927年国際大会において採択され、その後、シカゴにおいて1930年に、デトロイトにおいて1934年に、改正された規定によって、地理的に隣接する二つ以上の地区から成る地域内のクラブの地域管理の形式が設けられた。(定款第7条第2節(c)項、及び細則第11条第2節)。これらの地域管理に関する規定には、管理単位が設けられていなかった。

1948—49年に、国際ロータリーの理事会は、地域管理を拡張してはならないとする意見を表明した。

### グレート・ブリテン及びアイルランド

1913—14年に、グレート・ブリテン及びアイルランド内にある、国際ロータリー加盟クラブは英国ロータリー・クラブ連合会を組織した。この連合会は、1914年の国際ロータリー大会の決議によって、承認された。1922年に国際ロータリーがその定款及び細則を改正した際、国際ロータリーの加盟クラブの国家又は地域単位の管理に関する規定が設けられた。この規定に基づいて、グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブは、地方連合会を組織した。そしてこの連合会は、国際ロータリー1922年大会によってその定款、細則が承認されたことにより、正式に認められた。

1927年オステンド国際大会が地域管理の規定を採択した際、グレート・ブリテン及びアイルランドの連合会の存続を認めこれを追認する非常規定を設けるとともに、国又は地域単位による管理が廃止された。

1966年(デンバー)の国際大会は、決議66—53「地域単位、グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリーに関する件」を採択した。これは国際ロータリーとその加盟クラブとの間における一定の関係を確認し、そしてグレート・ブリテン及びアイルランド

内・国際ロータリーの組織規定は、常に国際ロータリーの定款及び細則に合致すべきこととし、また、地域単位の域内の管理に関する特別規定を含むべきことを規定したものである。

1968年の国際大会(メキシコ)で、国際ロータリー理事会が提出した規則制定68—39及びR.I.B.I.の年次大会が提出した決議68—71が採択された。その結果、国際ロータリーの定款及び細則とR.I.B.I.の定款とに次の特定の規定が含まれることになった。即ち、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島に所在するロータリー・クラブは、「グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー」と呼ばれている国際ロータリーの管理上の1地域単位を形成し、この管理上の地域単位はグレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島所在のロータリー・クラブを直接管理するものとする。尚、この管理上の地域単位の権限、目的及び職務はR.I.B.I.定款及び国際ロータリー定款に定められている通りである。

この地域単位の定款は、常に国際ロータリー定款・細則の精神及び規定に合致しなければならない。R.I.B.I.の定款及び細則には、国際ロータリーの大会によって承認された、地域単位の域内管理に関する特定の規定を含むものとする。そしてこの地域単位の域内管理は、この特定の規定に従って、この特定の規定の認める範囲内で執り行なわれる。域内管理に関する事項を除き、国際ロータリーの大会が国際ロータリーの定款又は細則を改正した時は、R.I.B.I.の定款及び細則を国際ロータリーの定款及び細則と一致させるために必要な関連的改正は、R.I.B.I.の定款及び細則について、事実上自動的に行なわれることになる。

R.I.B.I.が採択するグレート・ブリテン及びアイルランド内のロータリー・クラブのための標準定款及び細則は国際ロータリーの定

款及び細則に違反してはならない。そして国際ロータリー加盟認証状を授与されたグレート・ブリテン及びアイルランド内の各クラブは、認証状を受領したことにより、すべてのことについてR.I.B.I.並びに国際ロータリーの定款、細則によって拘束されることを約諾する。

グレート・ブリテン及びアイルランド内の各クラブは国際ロータリーの細則に明記されている人頭分担金をR.I.B.I.を通じて国際ロータリーの口座に払い込む。

## 管理事務 (Administrative Service)

理事会は、ロータリーの管理事務に関して、次のような一般方針を採用している：

1. 国際ロータリーの管理に関する事務は、世界中のすべてのガバナー及びクラブに対し出来得る限り公平に行なうようにしている。

2. この事務は、各個人から成る中央事務局員によって取扱われることになっている。広く世界にわたって出来るだけ最善の仕事ができるようにするために中央事務局に変更すべき事項がある場合、これを随時、理事会に報告することが、事務総長の任務とされている。

3. 航空機による世界的な通信機関の不断の進歩は、クラブと中央事務局間の連絡を益々速やかならしめている。従って事務総長には通信及び物品の送付に航空便を使用する権限が与えられている。このため事務総長は航空便の費用に関し定期的に調査を行ない、財務委員会が理事会に勧告する予算案の作成中に、この種の費用について同委員会が考慮するようにしなければならない。

4. 通信機関が絶えず改善されて行くので、極めて特別な事情の下において、できるだけ広い国際的な範囲に奉仕することを目的とする場合を除いては、別に事務局の支局を置く

必要はないと考えられている。

5. 中央事務局から極めて遠距離の地域、特に戦災地域においては、一時的に特殊な役務の提供を必要とする場合のあることが考えられる。従って、事務総長は、理事会がこれらの必要に応ずる最善の方法を決定することができるように、随時、理事会に、その特殊な必要事項について報告するように要請されている。

6. 事務総長は、いずれの国においてもその国の財務事情が許す場合には、銀行勘定をもった財務代行機関を、その都度理事会の指図に従って、開設し、これを維持することができるものとし、この場合にとった措置については、これを財務委員会および理事会に報告する。

7. 通信及び文献は、出来得るかぎり、これを受取る者が容易に理解出来る言語で書かれていなければならない。そして事務総長は、ロータリーの伝統であるこの仕事の増加に関する情報について財務委員会及び理事会の考慮を促さなければならない。(理47—48; 55—56; 61—62; 76—77)

## クラブの管理

### (Administration of Clubs)

理事会は、ロータリー・クラブによる国の法律の遵守に関する一般方針について、次のような声明を採択した。

国際ロータリーは、ロータリー・クラブを会員とする団体であり、各クラブは団体に対して直接関係を持ち、共通の義務を負うものであって、国際ロータリーの会員としてのクラブの管理および活動については、国際ロータリーとの間に国その他の地域を基盤としたクラブの集団の介在する余地を存しない。国際ロータリーの会員クラブは、いずれも、国際ロータリーの定款および細則の規定ならば

に標準ロータリー・クラブ定款中に設けられ、クラブの組織および機能を定めている規定に従うべきことを求められているのである。

ロータリアンは、だれでも、自分の国に忠順で有用な国民たるべきことを要求されており、また、ロータリー・クラブは、いずれも、そこに所在して活動をしている国の法律に従うべきものとされている。

理事会は、どこの国のロータリー・クラブであっても、その国の法律に従うという目的で一定の法律上の要件を満たすために必要な措置を講ずることは、それが次のようなものである限り、以上に掲げた原則に反するものとは認めない。1) クラブの組織や国内における活動に関してクラブのとした措置や取り決めたものが、クラブの実際上の管理および活動に関連のある国際ロータリーの定款、細則、標準ロータリー・クラブ定款の規定に違反していないこと。2) 当該クラブが、国際ロータリーの定款および細則が改正されたときにはいつもそれに従うようにしており、また、あらゆる点において国際ロータリーの会員クラブとしての存在と活動を続けているクラブであること。3) どこの国のクラブでも、前記のような措置を講じようとする場合には、まず、これを国際ロータリー理事会に提出して審議を求めようにすること。(理75-76)

## 国際ロータリーの役員

(Officers of R. I.)

国際ロータリーの役員は、会長、副会長、その他の理事、事務総長、財務長、地区ガバナー、グレート・ブリテン及びアイルランド(R. I. B. I.)内・国際ロータリー会長、直前会長、副会長及び名誉会計である。

会長：会長は、此の組織の最高執行者であ

り、国際ロータリーの仕事及び活動を監督する。会長は、理事会の一員であると共に議長であり、理事会を主宰する。常任委員及び特別委員は、すべて会長によって任命される。会長は、会長指名委員会を除くすべての委員会の職権上の委員である。

会長は、また、国際ロータリー大会及び地域大会の議長となる。

大会に先だつ数カ月前、会長候補者1名が会長指名委員会によって指名される。会長指名委員会によって行なわれた指名のほかに、いずれのクラブも会長ノミネーを1名推薦することができる。会長は大会において、全クラブの選挙人によって選挙される。

1966年(デンバー)大会は、国際ロータリー会長は、如何なる国からも、連続2年を超えて選出せらるべきではないことを規定した決議66-34を採択した。

理事会は、求め得る最も有能な人物を指名することが委員会の責任であることを認めるものであるが、これまで毎年国際ロータリー会長指名委員会に対して、ロータリーの国際性にかんがみ、会長を選ぶに当っては同一の国から2年連続して会長を選出しないことが望ましいとする意見について慎重に考慮するよう求めている。(理67-68)

会長の地位とその任務とに鑑み、理事会は、1975-76年に、次の声明を採択した。

1) 会長が事務総長を指揮、監督する任務を行なうに当っては、広く計画および実行のすべてについて、検討を加え、報告を徴し、助言と指導を行ない、指示を与えるべきものとし、また、理事会に対しては、定期的に、会長としての勧告意見、および前記の計画、実行ならびに事務総長および事務局の業務遂行に対する会長としての評価について、報告を行なうべきものとする。

会長は、この目的のため、以下に掲げるこ

とを行なうものとする。

(a) 事務総長から、各幹部職員の担当業務、職務権限および責任、各部の運営に関する現在の方針または提案、および各部職員の人事の異動について、報告を受けること。

(b) 国際ロータリーの主要な出版物について重要な改訂を行う計画がある場合、事務総長からこれに関する報告を受けること。

(c) 予算に計上されている収入または支出について重要な変更があった場合、事務総長および/または経理部長からこれに関する報告を受けること。

(d) 会長の希望する時期に一ただし、少なくとも毎月1回事務総長から、国際ロータリーの業務および活動に関する定期報告を受けること。会長の職務やロータリーのプログラムに影響を及ぼすような異常な事態が生じたときは、事務総長は直ちにこれを会長に知らせるものとする。事務総長が理事会から特に与えられた権限を行使した場合にも、これを会長に報告しなければならない。

(e) 会長がその任務の遂行上必要とみとめた場合の報告および情報を直接幹部職員から入手すること。

(f) 会長の職務とその関連業務の遂行に必要な態勢を整えるため、会長が仕事のスケジュールを作る際には、任期の前半に事務局内で過ごす時間を十分にとっておき、これら整備の仕事を、その他のロータリーの仕事にとりかかる前にすべて済ませてしまうことができるようにすること。

(g) その他理事会が定め、または定めることあるべき指揮、監督。

2) 会長の国際ロータリー事務局および事務総長の業務および活動に対する指揮、監督の充実をはかる趣旨から、国際ロータリーの用務その他のため会長の不在が2週間またはそれ以上にわたる場合には、会長は、任意に副会長その他の理事を指名して、前記の期間中、エバンストンの国際ロータリー本部にお

ける業務の監督または指揮に当らせることができるものとする。

3) 地区ガバナーを指揮、監督する任務の遂行については、会長は、国際協議会における教育、指導が正しく行なわれているかどうかを確かめ、ガバナーの任務の遂行とその進行状況を検討し、これに対して助言と指導を行なうものとする。会長は、地区大会にその代理者を派遣するものとし、このため、会長は、自己の代理者を任命して、これに、その時の任務と責任について指示を与えることができるものとする。

4) 各ロータリー・クラブとの最大限の接触をはかるため、会長は、予算と理事会によって定められた方針の範囲内で、世界各地を訪問する計画をたててこれを実行することができるものとし、また、そうすることを要望されている。

5) 会長は、その在職年度に国際ロータリーの全部があげて指針とすべき適切なテーマまたは主張を表わす言葉を選定することができるものとし、また、そうすることを要望されている。

6) 会長は、国の元首、行政府および市の首長、報道機関ならびに一般公衆に対してロータリーの代表者となるものとする。

7) 会長は、その職務に関して会長を直接補佐する補佐役をおくことができるものとし、その職務の範囲は会長がその時に定めるところによる。

8) 理事会またはその執行委員会が開かれていないときもしくはこれを招集できないときに生じた緊急事態については、会長は、国際ロータリーの定款、細則の定めるところに従い、理事会に代わって決定を行なうことができるものとする。

副会長：毎年大会終了直後に開かれる暫定会合において、次期会長は副会長の選任を行なう。会長の地位が空席となった場合は、副

会長が会長の地位を継承し、さらに、その他の理事会のメンバーの中から新たに副会長を選任するものとする。

**理事:** 理事は、大会に於て選挙され、その任期は2ヵ年とする。その任務と責任は、理事会の一員であることによって生ずる一切を含むものとする。

理事に選挙された時期と任期の第1年目を終る時との間において、理事に欠員が生じた場合は、その理事を指名したゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの決定によって、その欠員を補充する。理事の欠員がその理事の就任第1年度終了の時とその任期満了の時との間において生じた場合は、残余の理事が残存任期中空席を埋める理事を選挙するものとする。(国際ロータリー細則第4条第8節)

**事務総長:** 事務総長は、会長の監督と理事会の統率の下に実務を執行する国際ロータリーの常務役員である。事務総長は直接理事会に報告を行ない、その年次報告は理事会の承認を経て大会に提出される。次期理事会は、事務総長の任期が終了する暦年中の暫定会合に於て、任期を5年以内とする事務総長を選任する。事務総長の任期は翌年1月1日に始まる。

約300名の職員が事務総長と共に国際ロータリー事務局を形成し、事務所をアメリカ合衆国イリノイ州エバンストン、及びスイス国チューリッヒに置いている。

**財務長:** 財務長は理事会の指示する方法に従って国際ロータリー資金の支払を行ないかつ理事会によって代行を委任されることあるべき、財務長の職に附随するその他の任務を行なう。財務長は、理事会に、理事会の要求することあるべき報告を行ない、又大会に対して年次報告を提出する。財務長は、毎年、理事会に於て選挙する。任期は1年とし、次

年度の7月1日に始まる。

理事会は、財務長の担当している任務に鑑み、以下の方針を採用することとした。

1) 毎年理事会が選挙する財務長は、当該財務長が就任する年度に自分の任期の第2年度を迎えることとなる理事の中からこれを選挙するものとする。

3) 事務総長は、財務長に毎月の国際ロータリーの財務状況について報告するものとし、これに関する事項で特に注意を要するものについて財務長に助言を行なうべきものとする。

3) 財務長は、財務委員会の会議に出席する場合には、オブザーバーの資格で出席するものとし、また、理事会と財務委員会との連絡役としてのつとめを果すべきものとする。

4) 各年度の財務長は、理事会の執行委員会の職権上の委員に指名されるべきものとする。

5) 国際ロータリーの財務委員会委員の任命については、前年度に国際ロータリーの財務長をつとめたロータリアンを、任期を1年または2年とする委員に任命することを考慮するように、次年度の会長に進言する。

6) 各年度の財務長は、国際ロータリーの財務に関する事項につき、財務委員会と並んで、理事会に勧告を行なう義務を負うものとする。

7) 財務長による国際ロータリーの資金の支出は、次の方法によって行なわれるべきものとする。財務長またはこれに代わる財務長補佐は、支払または支出を小切手、手形その他そうした目的のために作成された書類によって行ない、その手続きが正確に行なわれたことを確めること。

8) 各年度の財務長は、5ヵ年間における収入および支出に関する計画書の作成に協力するものとし、事務総長は、収支の動向に応じた対策および必要な財政上の措置について、財務委員会および理事会に対して勧告を行ないその審議を求むべきものとする。

9) 各年度の財務長および財務委員会は、

理事会に対し、5ヵ年間の収支計画における目標額とこれを達成するための措置のいくつかを考慮した勧告を行なうものとする。

(理 75-76)

**地区ガバナー:** 各地区ガバナーは、理事会の総括的管理の下に、自己の地区内クラブを直接管理する。また、国際ロータリーの綱領を推進し、クラブの結成を監督し、地区内の各クラブ間及びこれらのクラブと国際ロータリーとの間の友好関係を推進することをガバナーの任務とする。ガバナーは地区協議会及び地区大会を主宰する。

ガバナーは地区大会に於てその地区のクラブによって指名されるが、例外的な事情ある場合には、郵便による投票によることもある。ガバナーは国際大会に出席しかつ投票する選挙人によって選挙される。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおける地区の地区ガバナーの任務は、その地域の伝統的慣行に従い、R.I.B.I.審議会の指示の下に、R.I.B.I.の定款並びに細則に基づいて、遂行される。グレート・ブリテンおよびアイルランドにおける各地区ガバナーは、国際ロータリー細則並びにR.I.B.I.定款の規定により、自己の地区の管理につき、国際ロータリー理事会及びR.I.B.I.審議会に対して責任を有するものとする。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおける地区ガバナーは、その地区のクラブによって指名のために選ばれ、R.I.B.I.年次大会において指名され、国際ロータリー国際大会において出席投票する選挙人によって選挙される。

**R.I.B.I.役員選挙:** 選挙されるR.I.B.I.の役員は、会長、直前会長、副会長及び名誉会計である。会長、副会長及び名誉会計は、

R.I.B.I.大会によって指名され、国際大会に出席しかつ投票する選挙人によって選挙される。

**役員任期:** 国際ロータリーの各役員任期は、会長及び事務総長\*を除き、その選挙された国際大会終了直後の7月1日に始まる。会長としての任期はその選挙された翌年の7月1日に始まる。但し、その選挙された直後の7月1日に会長イレクトとして、理事の職につくものとする。

特殊な事情のもとにおいては、理事会はガバナーの任期が7月1日以後に始まるものとするができるが、これを10月1日以後とすることはできない。

大会に於て選出される、理事を除く他の役員は、すべて任期1ヵ年とする。理事の任期は、2ヵ年間とする。会長も理事としての任期を2ヵ年——1年は会長イレクトとして、次の1年は会長として——とする。

### 国際協議会 (International Assembly)

国際協議会は毎年通常国際大会の開かれる直前に開催される。

協議会は、会長、副会長、並びにその他の理事、あれば会長ノミニ、及び理事ノミニ、事務総長、財務長、地区ガバナー・ノミニ、R.I.B.I.被指名役員、国際ロータリー各委員長及び理事会が指定するその他の者から成る。

国際協議会は特別の目的を持った会合なので、出席者は指定された参加者とその近親者に限定されている。(理74-75)

この協議会の目的は、これらの役員及び委員長が、国際ロータリー及び各クラブの次年度の事業活動を協力して協議計画し、かつロ

\* 事務総長は理事会において選挙され任期は5年以内とし当選後の1月1日に就任する。

ーターリーに関する教育と管理上の任務に関する指導を行ない、出席者間の親睦をはかる機会を与えることである。

国際協議会の参加者に配布される文献その他の資料は、国際ロータリーによって出版され又は配付されるものに限られている。その他による文献、資料の配布は許可されていない。(理63-64)

### 国際ロータリーの委員会 (Committees of R.I.)

細則(第14条)は、九つの常任委員会を規定している。即ち、

定款・細則  
国際大会  
地区編成  
拡大  
財務  
会員増強  
企画  
広報  
出版物

会長は常任委員を任命し、自己または理事会の判断で必要と認める特別委員を任命することができる。会長は、自己の任命した各委員会の委員長を指名し、又、委員に欠員を生じた時はこれを補充する権限を有する。

理事会は、地域諮問委員会(国際ロータリー細則第14条第4節)を任命することができる。この委員会は、理事会によって承認された手続きに従って諮問機関としての機能を果たす。

会長指名委員会を除き、すべての委員会の決定は、理事会の承認を受けなければならない。

### 元会長審議会

(Council of Past Presidents)

国際ロータリー細則(第18条)は、元会長でその所属クラブにおいて正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の籍を有する者と職権上のメンバーとしての現会長とをもって構成される元会長審議会を常置することを規定している。

審議会は、通信によって、会長又は理事会から付託された事項を審議し、また理事会に進言し、かつ勧告をすることができる。

然し、会長又は理事会は、この審議会を招集することができる。ただし、毎年国際大会における、国際大会に出席しているこの審議会の議員の、非公式会合として催さるべきものとする。

### 地区協議会 (District Assembly)

ロータリーの教育及び知識を提供し、かつ地区活動の調整を行なう目的をもって、各地区内のすべてのクラブの次年度会長並びに幹事、及び次年度地区ガバナー並びに理事会が選定するその他の者による協議会を毎年4月、5月又は6月中に各地区ガバナーが決定する時期と場所において開く。次年度の各クラブ会長及び幹事はこれに出席するものとする。

### 地区大会 (District Conference)

ロータリーの綱領を推進するため、地区内ロータリアンの大会が、各地区において、毎年、地区協議会、国際協議会又は国際大会と同時期としない条件の下に、地区ガバナー及び地区内過半数のクラブ会長の同意によって決定した時期と場所において、開催される。

地区ガバナー・ノミネーが地区によって選出され、国際ロータリー事務総長によってこれが認証されたならば、そのガバナー・ノミネーがガバナーを勤める年度のその地区の大会はこれをあらかじめ計画することができ、その開催地は、そのガバナー・ノミネーと該地区内クラブのその時点における会長の過半数との合意によって決定することができる。

### 地域大会 (Regional Conferences)

地域大会は理事会の決定する日時及び場所に於て理事会によって招集される。

地域大会の目的は、地域内に所在するクラブの会員を集めて相互間の面識と理解を推進すること；又アイデアの交換及びロータリーの綱領に関する問題を討議するための公開討論の場を提供するにある。大会は、理事会の採択した運営手続きに従って運営される。大会は立法機関ではないが、理事会に対する勧告として、決議を採択することができる。

(180-184 頁参照)

### ロータリー・クラブの構成

(Structure of Rotary Club)

1922年ロスアンゼルス大会に於て、国際ロータリー細則が改正され、1922年大会後に国際ロータリーに加盟を承認されるクラブはすべて標準クラブ定款を採用しなければならないとする規定が設けられた。これは命令的なものではなかったが、1922年6月より前に加盟した多くのクラブも、その定款を標準クラブ定款に合致させるようにした。従って、ロータリー・クラブの組織は標準クラブ定款に基づいているとすることができる。

### 無地区クラブの管理

(Administration of Non-Districted Clubs)

理事会は、無地区クラブ管理のための手続きを定め、それに基づいて、会長が、地区を構成するには数の足りない無地区クラブの集団が理事会の直接管理の下に存在する場合、その集団内(特殊な事情のある場合は、集団外)のクラブの会員1名を指名して、これを、その年度中、名誉職の管理顧問として、各クラブに奉仕させることができるようにすることに、原則的に同意している。

管理顧問の資格で奉仕するロータリアンの機能と任務は、次の通りとする：

(a) 集団内各クラブの管理と進展の状況並びに当該地域におけるロータリーの拡大に関し、つねに中央事務局を通じて理事会に報告する。

(b) 集団内の各クラブに対し、管理その他の問題につき助言を与える。

(c) 毎年1回各クラブを訪問し、会長、理事会および各委員長と会談し、その相談に応じ、また個別的にもクラブ役員たちと相談し、更に例会でロータリーのプログラムを主題とした話をする。

管理顧問が職務の遂行に関して支払った妥当かつ必要な事務費並びに旅費は国際ロータリーにより弁済されるものとする。

上記事項を遂行するための拠り所として理事会は、既に会長がその決定に従って管理顧問を指名するにあたり、その基盤となる無地区クラブの集団をいくつか設定している。

(理67-68)

## クラブ例会への出席

(Attendance at Club Meetings)

国際ロータリー細則(第18条第1節)によれば、加盟クラブは毎月最終例会の直後にクラブ例会の出席報告をガバナーに、ガバナーのない場合は国際ロータリー事務総長に提出するものとする。

## 出席競争 (Attendance Contest)

出席競争規定(1922年大会に於て初めて採択されその後改正せられた)は次の通りである:(ダラス大会決議29-12, 第1条, 第9節)

## 出席競争規定

(Attendance Contest Rules)

国際ロータリー理事会により随時決定さるべき国乃至地理的地域にあるクラブは出席競争に参加しているものとみなされるものとする。

(a) 地区及びクラブの出席率を公表するに当って、国際ロータリー事務総長は、期日までに受理した地区ガバナーの出席率報告を使用する。

(b) 出席競争は7月1日に始まり翌年6月30日に終る1ヵ年を単位として行なうものとする。

国際ロータリーに属するすべてのクラブは、次の区分に従って、自己のクラブとほぼ同じ位の大きさのクラブとのみ出席競争を行なう資格を有するものとする。

A区分——400名以上の会員を有するクラブ

B区分——300名乃至399名の会員を有するクラブ

C区分——200名乃至299名の会員を有するクラブ

D区分——100名乃至199名の会員を有するクラブ

E区分——50名乃至99名の会員を有するクラブ

F区分——25名乃至49名の会員を有するクラブ

G区分——25名未満の会員を有するクラブ

## クラブの守るべき規定

(Rules for the Clubs)

1. 出席競争の実施に当っては、名誉会員および、標準クラブ定款に基づいて所属クラブの理事会より出席を免除されている会員を除くその他の会員に対する例会出席の効力の認否は、国際ロータリーの標準クラブ定款第8条第5節中の該当する規定に従って決定するものとする。

2. 翌月10日夜半までに出席報告がガバナーの手許に到達したクラブのみが出席競争に算入される。ガバナーの集計報告はその月の17日夜半までに国際ロータリー中央事務局に到達することを要する。

3. 例会日が法定休日に当たる場合、もしくはクラブ会長の死去又は全地域社会に亘る流行病又は災害の故を以て例会が取消された場合は、クラブ出席記録の計算より除外される。

4. 出席競争の進行中、その区分中の上10位又は下5位に何度入ったかを示す小型数字がクラブ名の前に付けられる。上10位又は下5位より外れたクラブが、次の月にその

位置に戻った場合は、最後の数字より1点多い数字が冠せられる。

5. 出席競争進行中、その地区が上10位に入った度数を示す小型数字が、地区番号の前に付けられる。地区は毎月その出席率によって順位が決められる。  
(注:月の1日より後に国際ロータリーに加盟を承認された新クラブはその承認が行なわれた月の翌月まで出席競争に参加させないものとする。)

出席競争規定の解釈は地区ガバナーの判断に任されるものとする。

国際ロータリー理事会の決定のもとに現在出席競争をしていると思われるクラブはない。しかし、理事会は、地区が地区レベルで出席競争を始めることを奨励している。

(出席競争規定了)

## 地区出席競争

(District Attendance Contests)

理事会は各地区ガバナーに対し、その地区内のクラブ間に出席競争を行なわしめるよう、而して、その地区内クラブが地区ガバナーに提出する月例出席報告に基づき、その月信において、かかる競争の結果を公表するよう、要請している。(理67-68)

## 出席報告の締切

(Time Limit for Reports)

ガバナー宛の出席報告は、報告する月の翌月10日の夜半後第1便のものまでがその月の地区出席統計に含まれるものとする。(理29-30)

## 陪審員の職務その他による欠席

(Absence for Jury Service, Etc.)

陪審員としての職務:陪審員としての任務を果すための例会欠席であっても、これを欠席としての取扱いから除外し、出席競争での罰点を免れさせることは出来ない。理事会は陪審員の義務履行のためのクラブ例会欠席を出席と認める規定を作ることを認めない。  
(理23-24; 65-66)

州議会:州議会において出席を強制せられたため例会を欠席した場合でも、その欠席を出席競争での罰点を課せられることから除外することはできない。(理52-53)

非公式の会合:船上、避暑地、同業者大会等で開かれる非公式なロータリアンの会合に関しては、定款、細則、出席競争規定のいずれにもこれを出席と認める条項はない。理事会は、船上におけるロータリアンの非公式会合を出席の単位にするような規定を作ってはならないということを決定した。(理56-57; 69-70)

他の奉仕クラブの会合:ロータリーの求める目的は如何なるクラブの会合にでも出席すればよいというのではなく、ロータリー・クラブに出席することから得られる利益があるが故に他の奉仕クラブの例会に出席してもロータリーの会合に出席したと同じ効果があるとは考えられない。(理26-27)

## Rosanoff 出席トロフィー

(Rosanoff Attendance Trophy)

Rosanoff 出席トロフィーというのは欧州大陸、北アフリカ及び東地中海地域のクラブ

の出席競争の賞品として与えられるトロフィーである。これは上述の地域に於てその年の最高平均出席率を得たクラブに贈られるものであり、毎年優勝クラブ名がトロフィーに彫込まれそのクラブがそれを1年間保管し、翌年の優勝クラブへ譲渡する。斯くしてトロフィーはクラブからクラブへと渡され、決して一クラブの永久所有物とならない。

このRosanoffトロフィーを目指して競争するクラブは、その出席率を1ヵ年52回の例会を開くものとして計算しなければならない。但し法定休日等は例外とする。

#### 賜 暇 (Leave of Absence)

会員が例会に欠席する場合には前以て賜暇を求めなくてはならないとする規定を設けることは実際のでない。(理25-26)

#### 来訪ロータリアン (Visiting Rotarians)

クラブ例会に他のクラブからの来訪ロータリアンが出席した場合、クラブの幹事はそのビジターの所属するクラブの幹事に早速その旨を通知しなければならない。もし本人から要求があれば電話又は電報によって通知しなければならない。勿論この場合の費用は来訪ロータリアン自身の負担である。

ガバナーは、地区内のロータリアン同士の、

(a)他国及び(b)その他の地域のクラブへの出席競争の実施を取決めることが出来る。この競争で優秀な成績を収めたものは、これを地区大会で適当に表彰することが望ましい。

(理36-37)

クラブを訪問するロータリアンがそのクラブで個人的に知られていない場合には、ロータリー会員カードを提示して自己紹介をすべきである。

クラブ又は会員個人に招待された場合を除き、訪問したロータリアンは、ロータリーで行なわれている慣行に従い食券を自分で買うことを正当とされている。(ダラス大会決議, 29-12)

#### 詐欺師 (Impostors)

他の町から来たロータリアンだと称する男がクラブや会員個人を訪ねてくるがよくある。彼等はきまって尤もらしい不幸な出来事の話をして金を要求するのである。訪ねられた方では仲間のロータリアンを助けたい気持ちから金品を与えたり世話をしたりするのであるが、これが実は「にせ者」だったということが後でわかることがある。ロータリアンと称する未知の来訪者から援助を求められた場合には、本人が会員だと称するクラブに電話か電報で確かめるのが一番良い。本当のロータリアンであつたらこのような照会に異存はない筈である。

## 国際ロータリー理事会

(Board of Directors of R. I.)

国際ロータリーの管理主体は17名の理事から成る理事会である。理事会の構成及び任務は定款第5条及び細則第4条及び第10条に掲げてある。

#### 執行委員会 (Executive Committee)

理事会は、細則第4条第6節の規定により、3名乃至5名の理事より成る執行委員会を任命し、これに理事会の会合なき間、理事会に代つて執行又は管理に関する事項を決定する権限を委任する。但しこの権限の行使は国際ロータリーの方針が確立されているものに限る。1977-78年度理事会は、執行委員会を任命しかつ次に示す職務規定を表示した。

執行委員会は：

1 理事会の方針が確立されているもの、或は緊急の事態が発生した場合に、その執行又は管理に関する事項を決定する。

2 理事会によって割当が行なわれている費用の支出に関し必要な決定を行ない、かつ、理事会の決定を実行するに必要な費用の緊急割当を行なう。

3 非常用予備金から、緊急に必要ありと認められる金額の追加割当を行なう。

4 必要又は望ましいと考えた場合には、会計監査の意見を求めるなり或は会合するなりして、監査報告を詳細に検討し、その結果を理事会に報告する。

5 理事会の処理を必要とする事項を調査し、これに関し理事会に勧告をする。

6 委員会の報告を検討し、必要に依り、本規定(1)に従い、報告中に含まれている事項に関する措置を行なう。

7 国際協議会のプログラムを準備し、地区大会、地区協議会、及び部分的地区協議会に対してプログラムを提案する。

8 理事会の人事委員会として、事務局の人事および機構に関するすべての事項を理事会に代わつて決定し、また、事務総長の行なう各部署の長または事務局の上級職員の内任について、これを決定する場合の賛否の権利を保留したうえで、事務総長と協議するものとする。

執行委員会の審議に対し執行委員のいずれかが文書を以て反対を表したときは、その問題は理事会の決定に委ねるものとする。

執行委員会に於て決定された事項はすべて次回の理事会に報告すべきものとする。(理77-78)

#### 郵便による投票 (Ballots-by-Mail)

理事会の票決に郵便による投票を用いるのは、次の理事会の会合まで延ばすことのできない緊急な案件で、新しい方針の設定を含まないものに限定さるべきである。(理32-33)

郵便投票により執行委員会の行なう決定は執行委員会全員一致の投票でなければならない。執行委員会に付託された事項に関し郵便

投票の結果、全員一致の結果が得られなかった場合には、その問題は理事会に付議しこれを決定するものとする。(理47-48)

### 立法議案に関する理事会の方針

(Policy of Board re Proposed Legislation)

立法議案に対する理事会の見解に関して、国際ロータリー理事会は次の各項を承諾しかつ再確認した。

- a) 国際ロータリーの立法議案の審議に際し、これを効果的に指導するのは国際ロータリー理事会の責任であり、理事会はかかる責任を果すべきである。しかし、理事会が規定審議会の審議に参加する場合は、上述の指導の立場に即して、国際ロータリーの管理主体たる理事会本来の職務に調和するよう最少限に止めるものとする；
- b) 理事会は、理事会提出の立法議案を除き、その他の未決議案に対して理事会として賛成乃至反対の見解を明らかにしたり、或は理事会のメンバーをして理事会を代表して審議会に対し意見を表明させたりしないものとする；
- c) 原則として、理事会のメンバーの審議会の審議への参加は、理事会代表としてではなく、個人の資格で行なうものとする；
- d) 理事会は、国際ロータリーの極めて重要な利益にかかわる重大事と考える問題に関しては、理事会の見解が審議会に対し効力を持つよう、理事会としての決定を記録に取るか或はその見解を表明した

決議を採択し、その写しを規定審議会議長及び特別議員に配布するものとする；

- e) 理事会提出の立法議案については、理事会は審議会における当該議案の審議促進を計るものとする；
- f) 理事会が国際大会の指示に基づいて提出する議案に関しては、理事会はその提出理由を明らかにするよう努めるものとする。(理77-78)

### 会長及び理事の旅行

(Travel of President and Members of the Board)

理事会は次のことに同意した：

- a) 理事がクラブ又は地区を繰り返し訪問すること、又は他の理事とちか合った訪問をすることを回避すべきこと；
  - b) 理事が個々のクラブの講演依頼を受領することは、実行できる場合は、出来るだけ多くのクラブやロータリアンと接触できるように都市連合集会を準備しているクラブに限るべきこと；
  - c) クラブ集会での講演依頼に関する理事の旅費及び雑費は、かかる依頼をした者の負担とすべきこと。(理67-68；68-69)
- 理事会は、国際ロータリーの理事が、事情の許す場合、その理事の指名が行なわれたゾーンまたは地域内の地区を、国際ロータリーに負担をかけないで、訪問することに賛成であり、そして、理事会のメンバーが、こうした機会があった場合にそれを利用して、訪問した地区の地区ガバナーや国際ロータリーの

元役員に会い、またクラブ会長にも会って、ロータリーのプログラムの推進について意見を交えたり、激励したりすることを奨励するものである。

理事会は、地区ガバナーが、自分たちのゾーンまたは地域から出ている理事に自分の地区を訪問してもらうように懇請し、その理事が地区内の国際ロータリーの元役員や現職のクラブ会長たちと顔を合わせて意見を交えるようにした会合を、場合によっては何箇所かで、催すように準備を整えることを奨励する。そして、この場合に理事が地区を訪問するために要した旅費および雑費は、これをその地区で支払うことにしたいと考えている。(理76-77)

### 国際ロータリー会長の指名

(Nomination for President of R.I.)

国際ロータリー会長の指名は、会長指名委員会、クラブ若しくはその両者によって行なわれる。

会長指名委員会は11名の委員より成り、毎年7月31日までに設置される。委員はその会合に於て委員の1名を委員長に選挙する。

委員会は各クラブに対し、会長指名に関し委員会の考慮を求める提案を出すよう招請状を出す。各クラブからの提案は12月31日までに中央事務局に到達しなければならない。

指名委員、その委員の補欠者、元会長又は国際ロータリー理事は、指名委員会によって会長に指名される資格を有しない。

指名委員会の会合は毎年1月31日までに開かれる。この会合に於て委員会は会長ノミニーを選ぶ。

全クラブ宛の委員会の報告は、委員会会議後10日以内に委員長から事務総長に証明される。事務総長は、本報告受領後10日以内に、その写しを、各クラブに送付すべきものとす

る。

委員会による指名に加えて、各クラブは、クラブの指名決議書を3月15日までに事務総長に提出することによって、国際大会における会長選挙のため提出されるべき会長ノミニーを選ぶことができる。

3月15日迄にクラブによる指名が提出されていない時は、会長は指名委員会の指名する者を会長ノミニーと宣言する。会長ノミニーが唯一名である場合は、大会に於ける選挙人は1頭投票によって、そのノミニーに全会一致の投票を行なうよう事務総長に指示することができる。

しかしながら、3月15日迄にクラブからのノミニーが提出されており、かつその指名が3月25日迄有効である場合は、会長ノミニーは全部大会に於て投票に付されるものとする。

指名委員会の構成及び会長指名の手続きは、国際ロータリー細則第10条第1節及び第2節に詳細に掲げられている。

細則第10条第2節の「委員の補欠者が委員会委員の任務を行なった場合は、その補欠者は委員会の残存任期中その役をつとめるものとする」という規定は、本来の委員に代って補欠者が指名委員となった場合は、本来の委員はその年度は委員でなくなるという意味である。(理41-42)

理事会は、国際ロータリー会長ノミニーの選定は、もっぱら会長指名委員会の責任に於てであることを認め、此の件に関する委員会の決定に直接又は間接に影響を及ぼす如何なる外部からの働きかけにも好意を寄せないものである。(理62-63)

1977年国際大会の規定審議会の決定によって一部改正を見た国際ロータリー会長指名委員会の構成に関する国際ロータリー細則第10条第2節(a)項および(b)項の規定に鑑み、1977-78年度理事会は、前記改正にかかわる(a)項および(b)項の規定の解釈を次の通り定める。

を大文字で示したアルファベット順の表とする。推薦をしたロータリー・クラブ名を小文字で記載する。

2) 会長候補者として推薦されたロータリアンのそれぞれについて、事務局に記録されている本人のロータリーでの履歴に関する資料とクラブから提供を受けたロータリーでの履歴に関する資料とをいっしょにまとめる。

3) 推薦された候補者のそれぞれについて、事務局に記録されている本人の一般的履歴に関する資料とクラブから提供を受けた一般的履歴に関する資料とをいっしょにまとめる。

4) 会長候補者となる資格のあるすべての元理事のアルファベット順一覧表をつくり、それに、理事会のメンバーをつとめた年数、もしその他の役職もつとめたことがあればその年数、およびその所属クラブ名を表示する。

e) 以上の資料の処理が済んだら、次のようにする：

1) 推薦された候補者の一覧表と各候補者の履歴に関する資料とを候補者各別に封をした封筒に入れたものを、委員会が開かれたときに、事務総長から委員会に引き渡す。

2) この封筒には、なるべく過去1年以内にとった本人の写真を入れる。撮影日時の不明なものは、裏面にその旨を記載する。

3) ロータリー・クラブから受取った会長指名に関する提案その他の通信書類の原本は、専用の容器に収め、封印を

## 国際ロータリー会長指名委員会の実務手続

(Procedures of the Nominating Committee for President)

国際ロータリー理事会 (1977-78) は、各年度の国際ロータリー会長指名委員が国際ロータリー会長指名の任務を遂行する場合の指針として、以下の実務手続を推奨する。

a) 国際ロータリー事務局の指定職員 (後出 c) 参照) は、指名委員に宛てられた指名および/またはその他に関する郵便物を、12月1日より前に開封してはならない。

b) 何らかの理由で、指名委員会宛に届いたものに封がしてなかったり、あるいは指名委員会の宛名の書き違いなどのために不用意に開封されたりしているような場合には、直ちにそれに封をして、ほかの指名委員会宛の郵便物といっしょにしておく。

c) 事務総長は、事務局職員1名に指名委員会の業務に関する事務の担当を命じ、指名委員会の業務については何事によらず一切極厳秘とするように本人に指示しておく。12月1日後にはできるだけ速やかに、この職員の手で指名委員会宛に届いたすべての通信書類を開封し、委員会に提案された人物の一覧表の作成とその履歴に関する資料のとりまとめを行なう。

d) 12月1日後に行なう一覧表の作成と履歴に関する資料のとりまとめは、次のような方法による：

1) 会長候補者に推薦されたロータリアンとその所属ロータリー・クラブ名と

事会は、第2節(b)項の規定により、他のゾーンまたは地域から委員となる者を任命するものとする。ただし、このような、他のゾーンまたは地域から委員を任命することとする理事会の措置は、当該ゾーンまたは地域内に、会長指名委員会の委員として選出または任命することのできる a) 適格な元理事がいないこと、および b) 適格な元地区ガバナーもいないことを確かめた後においてのみ、とり得るものとする。

7) 第2節(b)項の規定により、理事会が他のゾーンまたは地域から指名委員会委員を任命することを必要とするにいたった場合、その任命は、委員となる資格を備えている元理事の中から行ない、もし任命すべき元理事が得られないときは、委員となる資格を備えている元地区ガバナーの中からこれを行なうべきものとする。

会長ノミニーが大会に於て投票に付される場合は、順次投票用紙による。各ノミニーについては次の事項を投票に先だって大会日報に掲載しなければならない。即ち、

ノミニーの氏名及び所属クラブ名  
ノミニーを推薦したクラブ名

或は  
指名団体の名称

ノミニーの以前の職業分類  
所属商社名

商社に於ける地位

ロータリアンとしての年数

ロータリーに於ける現在の地位

ロータリーにおいて過去に占めたことのある地位 (理 52-53; 54-55)

1) 別に定めた場合を除き、会長指名委員会の委員は、いずれも、国際ロータリーの元理事でなければならない。

2) かつて指名委員会の委員をつとめたことのある元理事は、まえに委員をつとめた年から少なくとも2ヵ年を経過していなければ、重ねて自分のゾーンまたは地域選出の委員会委員となることのできないものとする。

3) 元理事で指名委員会委員となる資格のある者または委員にすることができる者がほかにはいないゾーンまたは地域においては、そのゾーンまたは地域で委員となる資格のある元理事は、2期続けて当該ゾーンまたは地域選出の委員会委員をつとめることができる。

4) 委員となる資格のある元理事が1名または2名以上いるゾーンまたは地域において、クラブが指名委員会委員の推薦もしくは選挙をしなかった場合、または、理由のいかんを問わず、ゾーンまたは地域の委員会委員に欠員が生じた場合は、当該ゾーンまたは地域で委員となることのできる最も新しい元理事が、そのゾーンの委員会の委員となるものとする。

5) 元理事で、指名委員会委員として選出もしくは任命することのできる資格のある者または選出もしくは任命することができる者がいないゾーンまたは地域においては、当該ゾーンまたは地域の元地区ガバナーで第2節(a)項に掲げられている資格を備えている者を委員会の委員として選出または任命することができるものとする。

6) (a)項の規定により、指名各委員会の委員とすることのできる元理事がゾーンまたは地域内で得られず、また、指名委員会の委員として選出または任命することのできる元地区ガバナーもそのゾーンまたは地域内で得られない場合には、理

したうえ、委員会に引渡してその処理に任せる。

f) 委員会は、その会合で、委員長を互選する。もし希望があれば、別な委員を幹事に選ぶことにする。

g) 指名委員会委員として正式に選挙された者のほかは、会議中の委員会に臨席させてはならない。ただし、事務総長または事務局職員には出席を求めることができる。委員会から事務的な仕事について協力を求められた場合は、事務総長は事務局職員1名を指定して、委員会の会議が続けられている間、その手伝いをさせるものとする。この職員は、委員長の直接指揮の下にその職務を行なう。

h) 委員会は会長ノミネーの選出を行ない、委員会が開かれている期間中に、本人の承諾を得ておかなければならない。委員会のノミネー指名に関する報告書には、委員長の署名と事務総長宛の認証が必要である。この報告書は委員会の唯一の公式記録となるものであり、事務総長は、この報告書を受けとったときから10日以内に、各ロータリー・クラブに郵送するものとする。

i) 委員会は、すべての資料をとりまとめ、これを封印した容器に収めて事務総長に引き渡し、これを7月1日まで安全に保管すること、そしてとくにこの資料の保存を必要とする事情のない限り、前記の日から10日以内にこれを破棄すべきことを、書面をもって通告する。

j) 委員会は、その会議で、会長ノミネーの補欠を選出することができる。委員会はこの補欠候補者と接触してはならない。

また、その選出について、委員会外で発表をしたり、論議したりすることを得ないものとする。

補欠候補者の指名が行なわれたときは、委員会は、その候補者と接触する必要があるときによるべき厳密な手続きを取り決めておく。

さらに委員会は、会長ノミネー本人およびその補欠が指名されている場合において、そのいずれもが何らかの事由で就任できないこととなったため、郵便投票もしくは電話によるかまたは緊急委員会を開いて別な会長ノミネーを選ぶこととなった場合によるべき厳密な手続きを取り決めておく。

前記の手続きによって新たに別人を指名する必要がある場合には、委員会委員長は、書面をもって事務総長に委員会で取り決めた手続きを送達するものとし、これには委員会に出席している委員の氏名を記載する。

k) 指名委員会の主要任務は、求め得る最も有能な人物を選出することである。国際大会決議66-34およびこれに関する理事会の決定に留意すること。

l) 指名委員会の委員は、委員会が開かれる前においても、また終わった後においても、委員会の仕事については、他の委員その他どんな人とも話し合ってはならない。また、委員会の審議に加わって発言するとき以外にはいかなる場合にも、委員会で行なわれた審議や論議について論じたり、これを他に洩らしたりしてはならないものとする。

1977-78年度国際ロータリー理事会

は、国際ロータリー細則の会長候補者の指名に関する規定について、会長指名委員会が、その会議において、会長ノミネーを選出する場合に、あわせて会長ノミネーの補欠も選出することは会長ノミネーに関する細則の規定に抵触するものではない、とする解釈を示した。

### 理事ノミネーの選定方法 (Methods for Selection of Directors Nominee)

国際ロータリーの細則は、1962年(ロスアンゼルス)国際大会で、指定されたゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミネーを選定する四つの方法、即ち、

- 1) 国際大会においてクラブの選挙人による投票；
- 2) クラブによる郵便投票；
- 3) 指名委員会手続き；
- 4) 国際ロータリー理事会による指名の方法を規定することによって改正された。

改正された細則は、各ゾーン、地理的集団又は地域におけるクラブが、そのゾーン、地理的集団又は地域における理事ノミネー選定にこれら四つの方法の内何れによるべきかを郵便投票によって決定すべきことを規定している。

理事ノミネーの選定方法は各ゾーン、地理的集団又は地域におけるクラブによって決定されるものである。斯様な方法は細則第10条第3節の規定に従い改正されざる限り効力をもつ。

### 大会に於ける選挙人会合の招集者 (Conveners for Meetings of Electors at Convention)

国際大会においてクラブよりの選挙人によ

る投票によって理事ノミネーの選定をなすことに関し、細則は、斯様な理事ノミネー選定方法が適用されるゾーン、地理的集団又は地域に所在するクラブよりの選挙人は、国際大会期間中に理事候補推薦の目的のために集合すべきことを規定している。

国際ロータリー会長は、理事ノミネーの選定手続きが国際大会における投票によって行なわれるゾーン、地理的集団又は地域からの選挙人の会合の招集者として、そのゾーン、地理的集団乃至地域に居住する国際ロータリー理事を指名する。もし斯様な理事がその任を遂行し得ない場合には、会長はそのゾーン、地理的集団乃至地域に居住する現在又は元国際ロータリー役員を招集者に指名する。(理64-65)

### 理事選挙の票決の方法 (Balloting for Director)

国際ロータリー細則は、その理事への候補者の数が2名よりも多い場合には単一移譲投票の方法によるべきことを規定している。(65-66頁の解釈文参照)

理事会は、一つの役職に対して2名以上の候補者がある場合には、順に投票に付すべきことを決定した。(理54-55)

### カナダ及びアメリカ合衆国に会員を有するクラブの投票

(Voting of Club with Members in Canada and United States)

その区域がカナダ及びアメリカ合衆国の国境に跨り、カナダ及びアメリカ合衆国に会員を有するクラブは、両国のクラブ会員に關係する事柄に対し投票する資格を有する。従って国際ロータリー理事の指名投票に於てもこ

のようなクラブはカナダからの理事の指名に投票すると共に、又クラブの所在するアメリカ合衆国のゾーンからの理事の指名にも投票することができる。各クラブの行使し得る投票の数は細則に定められてあるが、これはかようなクラブがすべての投票において行使する数を考慮したものである。(理 41—42)

**国際ロータリーの役職候補者に関する  
宣伝 (Publicity Re Candidates for  
Office in Rotary International)**

理事会は、国際ロータリー理事候補者の如何なる宣伝活動にも不賛成である。かかる活動は、その役職の権威を損じ、不当な出費をもたらしがちである。(理 41—42; 57—58)

あるゾーン、地理的集団又は地域の理事指名委員会委員の選出は、ロータリーの原則に基調して厳正かつ責任ある方法を以て行なわれるべきである。理事指名委員会委員候補者を支持する活動は、委員会の重要な役目と合致すべきものであり、かつ当該ゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニニーと見做される個人に関連して、暗示その他によってその委員候補者を拘束すべきではない。関係クラブへ送付のため事務総長より提供される、正規に届出のあった理事指名委員候補者全員を列記した投票用紙以外に、候補者に関する如何なる印刷物も発行又は配布してはならない。(理 64—65; 65—66)

国際ロータリーの細則に従って、事務総長は、理事指名委員会委員候補として正規に届出られた者の氏名を列記した投票用紙を用意し、かつ関係クラブに郵送するものとする。細則によれば、各投票用紙にはそれに記された各候補者の写真と履歴書が添付されなければならない。そして、この履歴書は、その記

載事項が画一で、理事会が定めた様式に記入して提供された資料に基づいて作るべきものとする。その他の様式、情報、パンフレット乃至選挙運動方法は、一切認められないものとする。国際ロータリーより配布される候補者の写真および履歴書以外の文書を、候補者自身が、もしくは候補者のために他人が、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブもしくはクラブ会員に配布してはならない。

(R.I.細則第10条第3節参照)

国際ロータリー理事の選定はロータリーの原則に基調して厳正かつ責任ある方法を以て行なわれるべきである。ゾーン、地理的集団乃至地域の理事候補者として理事指名委員会へ推薦されたロータリアンを支持する活動は、推薦するクラブが被推薦者の写真並びに履歴書を添付した公式推薦書を提出することにのみ限定されるべきである。

理事指名委員会への指針として、理事会は次のような意見を述べている：もし理事指名委員会の判断で、推薦された候補者の支援活動が厳正かつ責任ある候補者推薦としての範囲を逸脱すると考えられる場合、このような推薦候補者の申出を無視することは委員会の特権事項に属することとする。(理 65—66)

理事会は、国際ロータリー細則に定められている理事ノミニニー選定のための指名委員会手続きは、関係ゾーン、地理的集団乃至地域のロータリー・クラブ並びにロータリアンが理事会の設定せる指針に添って、斯様な手続きを適正に守ると信ずるが故に、効果的かつ公正に遂行されうると考えている。(理 68—69)

理事会は、国際ロータリー理事ノミニニーの選定はもっぱら理事指名委員会の責任であることを認め、この件に関する委員会の決定に直接又は間接に影響を及ぼす如何なる外部からの働きかけも好ましくないと考える。(理 69—70)

国際ロータリー細則は、理事ノミニニー候補

者に関して次のように規定している。国際ロータリーから配布される写真及び履歴書以外の文書を、候補者自身が、もしくは候補者のために他人が、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブもしくはクラブ会員に配布してはならないものとする。

**理事ノミニニー候補者に関する運動**

(Activities re Candidates for  
Nomination as Director)

1976—77年度国際ロータリー理事会は、国際ロータリー細則第10条第3節(c)項の規定の趣旨に鑑み、国際ロータリー理事ノミニニーの候補者が当選をはかる目的で細則の認めていない不当な運動を行なうこと、または他人がその候補者のためにそうした運動を行なうことは、かかる行為を禁じている国際ロータリーの規定に違反するものとして、本人の当該ゾーンまたは地域選出の理事ノミニニー候補者としての資格を失わしめる措置をとることがあるものとした。

さらに、理事会は、理事ノミニニーの候補者が、そのゾーンまたは地域で国際ロータリー理事の指名の行なわれる年度に、本人が候補者となったときから当該ゾーンまたは地域内の各クラブから送付される投票の受付期限として定められた日までの間に、運動を行なったことまたは本人のために他人が運動を行なったことが伝えられた場合、これに対してとるべき措置を次の通り定めた。

1. 事務総長から各クラブその他に国際ロータリー理事ノミニニー候補者の推薦に関する案内や資料を送付するときに、候補者の行なう運動または候補者のためにする他人の運動を禁じている細則の規定をあげて注意を促し、細則の規定を完全に守らなかった場合、その候補者は細則の規定に違反したのものとして当該ゾーンま

たは地域選出理事ノミニニー候補者としての資格を否認されるような結果を招くべきことを知らせるものとする。

2. 理事ノミニニー候補者の行なう運動または候補者のためにする他人の運動を禁じている細則の規定に違反する行為を指摘して国際ロータリーの会長、理事会のメンバーまたは事務総長の注意を促す知らせがあった場合において、もし会長および事務総長がその知らせを受けていなかったときは、直ちにその報告を行なうべきものとし、事務総長は会長と協議して、以下に述べる措置をとる場合の方法と範囲を決定するものとする。
3. 直ちに当該候補者に、本人または他人により本人の当選をはかるための運動が行なわれたとする指摘のあったことを知らせ、このような国際ロータリー細則の規定の違反となる運動を本人が行ない、または本人のために他人が行なうことによって、本人が候補者としての資格を失うおそれのあることを通告するものとする。
4. 候補者が前記の通告に回答をした場合は、これを会長に伝え、当該候補が行なったとされている運動または当該候補者のために他人が行なったとされている運動に対して、さらにどんな措置をとるべきかについての決定を仰ぐものとする。
5. 候補者が、その回答で、指摘されたようなことがあったことを否認した場合において、その後においても同じような指摘があつたとき、事務総長はそうした指摘の当否を確かめるための問い合わせや取調べを直接行なうものとする。
6. 候補者が、指摘されている問題に関して受けた通告に答えて指摘されたような事実のあったことを認めたうえ、事情を具して情状の酌量を求めた場合は、その

事情を会長または理事会に伝え、これが取扱いについての判断を仰ぐものとする。

7. 候補者が、自分の善意であったこと、および／または候補者のために行なわれた運動が自分の承諾を得たものでなかったことを明らかにしたときは、理事会は、その情状を酌量して候補者としての資格を引き続き認めることとするか否かを決定するものとする。
8. 候補者が、自分の行なった運動または自分のために他人が行なった運動に関する指摘について通告を受けてから相当の期間が過ぎ、さらに、改めて本人の回答を促す措置が少なくとも一回とられてからも、なお回答をしなかった場合には、本人の理事ノミニー候補者としての資格を引き続き認むべきか否かについてこれを国際ロータリー理事会が本人に対して行われた指摘に基づいて審議、決定すべきことを、本人に通告するものとする。
9. すべての候補者の行なった運動または候補者のために他人が行なった運動が問題として問われている場合には、当該候補者が自ら立候補を辞退したのものとするか、候補者の資格を失ったものとするか、または暫くこれを認めることとするかを決定すべきものとする。いずれの場合に

も、その決定は直ちに本人に通知されなければならない。

10. 理事会が、理事ノミニー候補者に対して本人の候補者としての資格を否認する決定を下した場合において、本人の要求があったときは、会長の指示するところにより、本人のために、理事会または理事会のメンバーによる聴問を行なわなければならない。
11. 前記の聴問後において理事会の行なった決定は、最終的なものとして、国際ロータリー国際大会に提訴する以外にこれを覆す余地のないものとする。聴問の記録には、論断の根拠を示し、理事会の決定を裏付ける証拠書類を付さなければならない。

#### 他の団体における役職名の利用 (Use of Title in Other Organizations)

国際ロータリーの如何なる役員と雖も、国際ロータリー理事会の同意なしには他の団体における彼の役職又は会員資格に関連してロータリーの役職名を公表することは許されない。(ダラス国際大会決議 29-12)

## 職業分類 (Classifications)

ロータリー・クラブは標準クラブ定款第5条に規定された原則に違反しない限り、できるだけ所在地社会に認められたすべての職業又は団体からそれぞれ1名の会員を持つようにしなければならない。

ロータリーではこれ等の認められた事業活動を簡単明瞭に示すため或る種の用語を使用し、これを職業分類(Classifications)と称している。

標準クラブ定款(第5条第3節)には次の通り規定してある。

(a) 本クラブの各正会員はその職業に従って分類されるものとする。

(b) 各正会員の職業分類は本人の所属する商社、会社又は団体の主要、かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものでなければならない。又、もし本人が独自に実業又は専門職業にたずさわっている場合ならば、その職業分類は本人の主たるかつ一般世間がそのように認めている職業活動を示すものでなければならない。

会社又は商社の社会に対する主要なる活動又は奉仕は、その会社又は商社が現に行なっている事業であり、従ってロータリーの職業分類の目的にかなうものである。

科学的に準備された職業分類表——充たされたものもあり、空席のものもある——はクラブ発展の理論的基礎である。この表はクラブ所在地の徹底的な職業分類調査を行なうことによつてのみできるものである。その理由はこの表は又クラブの区域限界内の職業活動の正確なる指標でなければならないからである。

#### 国際ロータリー職業分類指針

(Rotary International Guide to  
Classifications)

理事会は、ロータリーの会員組織に関する方式の適用に関する次の原則を発表し、クラブが職業分類の指針を使用することを承認した:

#### 職業分類の指針

(Guide to Classifications)

ロータリー・クラブの職業分類に関するこの指針は、各ロータリー・クラブが職業分類表の作成に用いる便利な用具として、また、クラブ定款に定められたロータリー・クラブの会員組織の目的と精神にそつように職業分類を決定するための推奨基準として、用意されたものである。

#### 用語の説明 (Tips on Terminology)

職業分類とは、商社、会社、団体または自営の実業もしくは専門職業の行なう主要な事業活動で一般世間からもそのように認められているものを表わした単語もしくは熟語である。

クラブは、この定義の範囲内で、区域内の実業および専門職業活動を表わす適切な職業分類を設定すべきである。

活動又は奉仕で地位ではない

(Activity or Service—Not Position)

職業分類は、特定個人の占めている地位によってではなく、むしろその事業活動もしくは社会的に果している仕事によって定められるものであるということが、はっきりと理解されなければならない。換言すれば、銀行の頭取の場合、その職業分類は、「銀行頭取」ではなくて「銀行」業である。

実業または専門職業の事業場に勤めている会員有資格者に対して設定され、貸与される職業分類を決定するのは、その事業場で行なわれている主要かつ一般世間からもそのように認められている事業活動である。たとえば、鉄道会社、鋳業会社、製造会社、病院、診療所等における常勤の電気技師、保険清算人、支配人などは、その人が直接担当している特定の仕事を代表する会員とされるのではなく、その人が、専門的な仕事に専従している商社、会社または団体の代表者として会員資格をもつものとされるのである。

ただ、専門的な仕事一般が一般公衆を相手とするものである場合に限り、その個人の職業活動は、これに対して職業分類を設定し得るものとして取扱われる。

産業の区分：ほとんどの産業は、それぞれ他のものと明らかに異なる事業形態をもった次の四つの部門に分けることができる。

生産（または製造）Producing  
(or Manufacturing)  
配布 Distributing  
小売 Retailing  
サービス Servicing

これら四つのグループは、すべてこれをロータリー・クラブにおいて代表させることができる。

配布：用語を簡単にしかつ統一するために、「配布」という語は、ここでは、次に掲げる市

場活動のすべてについて、これらを指称する言葉として用いる。すなわち、卸売、仲買、委託販売、ブローカー、輸出および輸入のことをいうのである。如何なる場合に上記の言葉の一つを職業分類用語としての配布という言葉に替えて用いることとするかは、各ロータリー・クラブの職業分類委員会の賢明な判断によって決定さるべきことである。

職業分類の調査

(Classification Survey)

各ロータリー・クラブは、その職業分類委員会によって、8月31日までのなるべくロータリー年度の早い時期に、その地域社会の職業分類調査を行なうように勧告されている。調査したものにより、職業別電話帳その他の事業別名簿を用いて、充填及び未充填職業分類表を作成する。分類表には、ある職業分類にかかわる事業活動がたとえクラブの区域内で行なわれていなくても、その職業分類を貸与されている会員がクラブの区域内に居住している場合には、その職業も記載しなければならない。

一事業体内の独立部門 (Separate and Distinct Divisions of One Concern)

国際ロータリー定款および細則ならびに標準クラブ定款に用いられている「実業」「専門職業」「職業」「企業」あるいは「会社」等の用語の意義を明確にするため、国際ロータリー理事会は、これらの用語について次のような解釈をしている：すなわち、ロータリー・クラブで職業分類表を設定する場合において、

- (イ) 商業的活動
- (ロ) 工業的活動

(イ) 専門職業活動

(ニ) 公共団体の活動

のいずれかに属する事業活動で、たとえ、その財務に関する管理権限とか、また二、三の業務について財務の処理方法に関する最終決定権が、一つの法人または個人事業主であっても、その業務一般にわたって運営方針を決定したり、任務を遂行したりすることについて十分な独立性をもつものについては、その事業活動を、一つの「実業」「専門職業」「職業」「企業」「会社」等の事業活動として取扱うことができる。ただし、必ず、当該事業活動が、それ自体、地域社会のために行なわれる完全な一つの事業……一つの独立した事業とみとめられるもの……でなければならないものとする。

たとえば、大規模の大学内に、はっきりと各別に独立した三つの学部が存在して、各学部毎に学部長と教授団があり、それぞれ学部の運営一般に関する独自の方針の決定と責任遂行とについて十分な独立性をもっている場合には、クラブは、充填、未充填職業分類表に、各学部別に、それぞれの主要かつ一般世間からもそのように認められている活動に対する、たとえば次のような職業分類を設定すべきである。

- 教育——医学部
- 教育——工学部
- 教育——法学部

大規模の大学内の明らかに独立した各学部の職業分類の設定に用いられた原則は、また、大規模な法人において各別にはっきりと独立している部門の職業分類の設定についても適用される。

職業分類の貸与

(Loaning Classifications)

各ロータリー・クラブは、ある者を特定の

職業分類の下に会員とするためには、本人が、その商業、工業、専門職業または公共団体にかかわる活動の少なくとも60%を、本人の職業分類となっている事業（実業、専門職業、職業、企業または会社）に捧げており、かつ本人が主として当該実業または専門職業活動に従事していることがその地域において一般から認められていなければならない、とする規定を採用するように勧告されている。

均衡のとれた会員組織の維持

(Toward Balanced Membership)

ロータリー・クラブは、どんな実業や専門職業にも偏ることなく、均衡のよくとれた会員組織をもつことがきわめて大切である。

相互に関連もしくは類似する事業、または同一の法人その他の事業主の所有もしくは管理に属する事業を職業分類とする正会員およびアディショナル正会員の数は、当該クラブの正会員およびアディショナル正会員総数の10%を越えないことが望ましい。

クラブが所在する区域内の特殊な事情のため、10%を越えることとなって己むを得ないとされる場合も考えられるが、しかし、均衡のとれた会員組織の原則はあくまで維持すべきである。

古いクラブで、現在、充填されている職業分類が均衡を失っている場合には、均衡のよくとれたクラブ会員組織にするため、ほかの職業分類の正会員およびアディショナル正会員の数を増加するように努めなければならない。

新クラブ結成 (New Clubs)

ロータリー・クラブを結成する場合には、種々異なった分野から会員をあつめることが

大切である。従って、結成の時に、相互に関連のある一州の職業分類毎に、その中から、他との区別のはっきりとした職業分類一つだけを充填するようにすることが望ましい。ただし事情によっては、このような職業分類を二つ以上充填しなければならないような場合も考えられるが、クラブ会員の職業分類の均衡を保つことには十分注意を払うことが肝要である。(国際ロータリー職業分類指針)

**新クラブ結成に最少限必要な職業分類数 (Minimum Number of Classifications for New Club)**

将来新たにクラブを結成しようという地方では、ロータリーの職業分類の原則の上に常時少なくとも20名の会員を維持できるよう、最少限40の職業分類を有していなければならない。(理 48-49 57-58 61-62)

一つ以上の既存クラブと区域限界を同じくする新クラブの結成を考慮する場合、最少限20名の会員を持つ強力かつ活動的なクラブとして確実に永続できるようにするために、既存クラブの会員と決して打ち合うことなく最適の会員を集めることができるよう最少限40の職業分類がなければならない。(理 74-75)

クラブが国際ロータリーに加盟を認められた後も、相当発展の余地を残しておくために、その地方の職業分類を創立会員 (Charter Members) で全部埋めないようにした方がよい。(理 42-43)

**職業分類の原則固守 (Adherence to Classification Principle)**

理事会は、職業分類の原則に反しないことが、最も重要であるとする意見に一致している。故に、職業分類設定の手続きは、それぞれ異なった、明確な、独立した、完全な、公共に対する奉仕活動を基礎とすること、又ロータリー・クラブがその会員を分類する手続きは、商社又は団体内における会員個人の仕事とか、地位によって分類するのではなく、会員が関係している商社、会社、団体等の主要かつ一般世間がそのように認めている活動に基づくものであることを理事会は再確認している。

ある地方で、一人一業の職業分類の原則の下では、ロータリー・クラブの結成又は維持が困難又は不可能と見えるような事実を、この原則の厳守から逸脱する理由にしてはならない。

その地域社会に奉仕する、はっきりした別々の奉仕活動即ち仕事があっても、主要な事業を独占している一つ或は極く限られた数の会社が、それらの仕事を統制しているようなところでは、国際ロータリー定款、細則及び標準クラブ定款に使われている「実業」、「専門職業」、「業務」、「商社」、「会社」等に関して国際ロータリー職業分類指針中の「一事業体内の独立部門」と題する章に記載されている、理事会の解釈及び説明に基づいて、職業分類を新設することができる。(32-33頁参照) (理52-53; 62-63)

**会社合併 (Merged Companies)**

会社の合併に関連して起る職業分類の問題を処理するための指針として、理事会は次の事項を採択している：

職業分類：(a) 許容され得る場合：職業分類は会員が属している商社、会社或は団体等

の主要かつ一般世間がそのように認めている活動によるのであるが、これらの事業所が一つ以上の合併された会社から成り、資本は一つであってもそれぞれ独立した製造工場と販売所を経営している場合は、(正会員及びアドバイザー正会員を選ぶために)既にクラブの職業分類表に載っている職業分類とは明らかに異なる奉仕を社会に提供している、合併された会社の各合併部門に適合した職業分類を、クラブの職業分類表に新たに加えることができる。

(b) 許容され得ぬ場合：合併された会社が、一つの経営管理の下で一個の製造工場及び販売所に統合された場合は、職業分類は一つだけしか設けることはできない。そして、この職業分類は合併された一つ一つの会社の

業務でなく、合併されて出来た会社全体の業務を表わすものでなければならない。

(c) この指針は新旧会員に適用できる：上述の指針は新しく会員になる者に対してのみ有効なのではなく、合併されたそれぞれの会社の主要な業務を表わす職業分類の下で既に以前から会員である人々にも適用されるものである。

(d) 職業分類は重複してはならない：この原則は上述の如く許容された職業分類がクラブ内に既に存在する他の職業分類と事実上重複しない場合にのみ適用されるのである。

(e) これらの勧告によって既に会員である者が無理にその会員身分を剥奪されることはない。(理 37-38)

## クラブの管理 (Club Administration)

### クラブ会長の資格と任務 (Duties and Qualifications of the Club President)

国際ロータリー理事会は、次に掲げるクラブ会長の資格と任務に関する説明を承認し、毎年クラブ役員選挙に先だって、この説明を全部のクラブ会長及びガバナーに送付するよう国際ロータリー事務総長に要請している。又、同理事会は適当な時期にこの説明を機関雑誌に掲載するように要望している。

### 資格 (Qualifications)

クラブ会長は：

次のような資格を有する者でなければならない。

クラブの瑕疵なき正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員であって、(正会員、アディショナル正会員の場合は)その職業分類について疑問のない者。

クラブ全体を指導する能力を有し、かつ同僚たる会員の尊敬と信頼を有する者。

地区協議会に出席し、かつクラブを指導し、クラブ事務を執るに必要な時間と労力を捧げ得る者。

自己のクラブの理事、又は一つ以上の主要な委員会の委員又は委員長、或はクラブ幹事を務めたことがあり、又前年度に会長のために準備される完全な見習修業としての指定任務を果たした者。

一回以上地区大会に出席したことがある者。

自己のクラブの定款、細則、およびロータリーの綱領について実際の知識を有する者。

(なおでき得れば、就任前に少なくとも1回は国際大会に出席した経験を有する者であることが望ましい。)

### 任務 (Duties)

クラブ会長は：

クラブの諸会合に於て議長となること。

各会合が注意深く計画され、かつ開会及び閉会が時間通り行なわれるよう注意すること。(少なくとも月1回開催される) 定例理事会の議長となること。

割当てた仕事を遂行する能力のある各種委員及び委員長を任命すること。

各委員会がそれぞれ明確な目標を持ちかつ常にその機能を発揮していることを確かめること。

各委員の任命後、出来るだけ早い機会に第一回のクラブ協議会 (Club Assembly) を開催し、以後定例的にこれを開催すること。

地区大会 (District Conference) に出席すること。

次期会長として地区協議会 (District Assembly) に出席すること。

クラブ内及び地区内のロータリーの諸問題に関し地区ガバナーと協力し、かつ諸通信を速やかに処理すること。

例年の会計検査は勿論、クラブ予算の編成及び会計事務の完全な履行を監督すること。

地区ガバナーの公式訪問に際し、各委員長より文書による報告が提出されるよう注意すること。

国際ロータリー事務局から得られる情報及び有益な示唆を利用すること。

「国際ロータリー・ニュース」(“R.I. News”), 「地区ガバナー月信」(Governor's Monthly Letter) その他国際ロータリー事務局、地区ガバナーからの通信、刊行物等から得られる重要な情報が確実に各会員に伝達されるよう注意すること。

地区大会及び国際ロータリー大会に、クラブから適正な代表者が出ているよう注意すること。

1月にはロータリー年度第2半期の各委員会の活動とその目標の検討会を指導すること。

6月にはクラブの財政状態及び当該年度のクラブの目標達成状況について、総括的な報告をクラブに提出すること。

退任前に次期会長と会談すること。

クラブの新しい管理事務が順調に発足できるようにするため、又同時にクラブ管理の継続性を保つため、新旧理事の合同会合を開催すること。(理 46—47: 50—51; 62—63)

### クラブ役員選び方

(Selection of Club Officers)

役員が無期限に留任しないように、会長及び幹事の職はもとより、理事、委員長も会員が代るがわる就任するという原則を、かなりの程度まで守ることができれば、クラブのためにもこの上なく役立つであろう。(理 35—36; 50—51)

クラブ役員は、全般的な方針として、2年間続いて同一の職に就くことは奨励すべきことでないし期待すべきでもない。しかし、クラブの事情によっては、役員を留任させたり、又暫定的に前役員を再選する方がクラブに有利な場合もあるであろう。(理 42—43; 62—63)

クラブは会員の潜在的指導能力を慎重に調

査し、かつ会員たちを委員に任命するのみでなく、時には例会の司会をさせたりして、大いに会員の能力を発揮させることに努めるようが奨励されている。(理 39—40)

標準ロータリー・クラブ定款は、クラブは、その会長を、会長に選任される年度の直前2ヵ年以内において、何時でも、選挙することができるものと規定している。

理事会はクラブに対し、会長の責務を果たすための準備が十二分になされるように、次期会長の選出はおそらく就任の満1ヶ年前に行なうこととする会長選挙手続きの採用を考慮するよう勧めている。(理 66—67)

### ロータリー・クラブ業績報告

(Rotary Club Achievement Report)

国際ロータリー理事会は、各クラブに、1年度間のクラブの活動及び業績を報告してもらうためのクラブ業績報告用紙と国際ロータリー会長からの添え状が、各ロータリー年度後期に送付されるべきことを決定した。(理 73—74)

### クラブ・プログラム

(Club Programs)

単なる興味本位、娯楽本位のプログラムではなく、ロータリーの問題についてのプログラムを準備するようつとめて奨励していることが、はっきりわかるようにしなければならない。かくすることによって、ロータリー・クラブが単なる昼食クラブとなる傾向を是正することができるからである。(理 32—33)

各ロータリー・クラブは、その細則中に友好並びに講演その他の特別プログラムに対する特別規定を付記した、一定のクラブ例会議

事順序を規定することが重要である。(理 62—63)

**記念日の儀式** 各ロータリー・クラブは、2月23日のロータリー創立記念日に最も近い例会日に、適当な儀式を取り行なうように勧奨されている。(ダラス大会決議 29—12)

奉仕計画の交換およびクラブ間の円満な関係を増進する手段として、ロータリー・クラブは、その例会に来賓として同一地区内の他のロータリー・クラブ会長を招待し、来訪会長にそれぞれのクラブの計画と活動について簡潔に報告する機会を提供するよう奨励されている。(理 72—73)

### ロータリー・クラブ例会への来賓 (Guests at Rotary Club Meetings)

理事会は、ロータリー・クラブが、個々の会員を促して、特に興味をそそる番組が予定されているクラブの例会にロータリアンでない地元の人を招待させることによって、一般の人々にロータリー・クラブの役割とその究極の目的を周知させるように、特別の努力をすることを勧めるものである。(理 72—73)

### 講演者への謝礼 (Paying Expenses of Speakers)

国際ロータリーでは国際ロータリーの元役員及び現役員を各クラブに派遣しその費用を国際ロータリーが負担しているが、もし、これ以外に各クラブが国際ロータリーの現又は元役員或は他のロータリアンを招く場合は、そのクラブが費用を負担しなければならない。招かれた講演者の方から、費用の支払を請求しなければならないような羽目に陥れて彼を当惑させてはならない。このような費用の支

弁に疑問の点があれば中央事務局は喜んで相談に乗るであろう。

### クラブ例会における祈禱 (Invocation at Club Meetings)

世界中のロータリー・クラブには、色々な宗教的信仰或は理想を持った会員がいる。又、ロータリアンは自己の宗教的信条に忠実であると共に、他人の信仰に対しても誠実で寛容な、変らない尊敬をはっきり示すよう期待されている。各ロータリー・クラブは自治的なものであるから、各自の良き判断に基づいて、会員全部の宗教的信念を尊重するような方法で例会を行なうべきである。(理 40—41)

### 例会場 (Meeting Places)

例会場の決定は各クラブの自主性に任すべきであることを国際ロータリー理事会は認める。しかし、各クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、或はパスト・サービス会員は、いずれも他のロータリー・クラブの例会に出席する権利があるから、各クラブは、世界中のどのクラブのどの会員でも出席できるような場所で例会を開くことが期待されている。(理 46—47)

### 例会の取消し (Cancellation of Weekly Meetings)

理事会は、ロータリー・クラブは標準クラブ定款に定められている場合を除き季節的又は祭日の理由により例会を取消す権限は認められないものとすることを決定したのである。(理 55—56 ; 62—63 ; 72—73)

### クラブが他の団体に加入すること (Club Membership in Other Organizations)

国際ロータリーの地方単位として、クラブは他の如何なる団体にも加入すべきでなく、又、他団体の会員としての義務を負うべきものでもない。クラブの役員及び委員が他の団体の役員や委員と会議を開くことはよいし、又、そうせねばならぬ場合もあろうが、しかし、クラブを束縛する権限はない。(ダラス大会決議 29—12, 第2条第1節)

理事会は、ロータリー・クラブが奉仕計画の後援に協力することが必要もしくは望ましいと思われる場合、これを行なうことは当を得たものとして了解できるが、しかし、どのような目的のものであっても、国際ロータリー管理組織の外にロータリー・クラブの団体を設立することについては、国際ロータリーの定款、細則にその規定がないこと、及び、ロータリー・クラブには、その会員を、他のどのような団体にも加入させたり、結びつけたりする権限のないことも承知している。従って、理事会は、ロータリー・クラブの集団が正式なロータリー・クラブの団体を設立し、又はロータリー・クラブがかかる団体に加入することは、国際ロータリーの組織規定に抵触するものであるとすることに意見が一致している。(理 70—71)

### 他のサービス・クラブとの連合会 (Joint Meetings of Service Clubs)

ロータリー・クラブが他のサービス・クラブと合同して会合を開くことは、ロータリーのプログラム及び活動を最もよく発展させる所以ではない。従って、ロータリー・クラブが他のサービス・クラブと合同して毎週の例

会を開くことには国際ロータリー理事会は反対である。しかし、ある特別な場合に、ロータリー・クラブが他のサービス・クラブと合同して会合を開くことには必ずしも反対するものではない。(理 42—43)

### 例会に於ける酒類飲用の可否 (Alcoholic Drinks at Meetings)

ロータリーの会合に於て酒類を供することが妥当であるかどうかは、各クラブに於て決定すべき問題である。

何年か以前のことであるが、ロータリーの会合に於て酒類を供することをどう考えるか確かめるため、各クラブに質問書を廻したことがある。この解答を表にしてみると、大多数のクラブに於てはクラブ昼食会或は夕食会には酒を出さない習慣であり、又、会員個人もその会の間は酒を注文しない習慣であることがわかった。

国際大会におけるクラブ会長の会合で、この問題が討議されたことがあるが、出席者の大部分は、昼食会或は夕食会に酒類を供するのは望ましくないという意見であった。

その後間もなく国際ロータリー理事会は、アメリカ合衆国のクラブではロータリーの昼食会や夕食会に於て酒類を供することに反対の考えが一般的であるという意見を表明した。

この問題に関してロータリーは何等公式の方針を持っていないと言われるかも知れないが、長い間の経験と多くのロータリアンが表明した意見によって、少なくとも、酒類を食事の一部として供する習慣のない国に於ては、ロータリーの会合では酒類を供しない方がロータリー運動のために良いであろうと言えることができる。

**富くじ類による資金募集 (Raising Money by Lotteries or Raffles)**

ロータリー・クラブの活動は、会員及び会員でない者の双方にロータリーに対する十分な尊敬の念を持たせる如きものでなければならぬとされている。従って、如何なるクラブも、富くじ等によって資金を集めることは、そのような行為に全面的な好意が示されていない国に於ては、避けるべきである。(理 48—49)

**クラブの定例理事会 (Regular Meetings of Club Board)**

クラブ理事会は少なくとも毎月1回定期的に開催すべきである。(理 41—42)

**ロータリー情報 (Rotary Information)**

各例会の始めの3分乃至5分間、会員にロータリーに関し真剣に考察をさせ、彼等のロータリーに対する知識と理解を広げることが、如何にクラブの為になるかという点についてクラブの注意を喚起すべきである。クラブのロータリー情報委員会は、すべての会員、特に新会員のロータリーに対する正しい理解と、ロータリアンとしての特典と責任とを納得させるようにするため、同委員会の活動を増強すべきである。年間を通じ少なくとも毎月1回、奉仕の四つの部門のそれぞれについて、ロータリアン個人の知識を増すようなプログラムを提供しなければならない。(理 35—36; 52—53)

新しく入会した会員は、種々の委員会は勿論、クラブ協議会、クラブ理事会、炉辺会合 (Fireside Meetings)、都市連合会(Intercity

Meetings)、及び地区大会 (District Conference) にも極力出席するよう奨励されなければならない。(理 35—36)

国際ロータリー事務総長は、地区ガバナーが更に多くのロータリー教育の必要性を強調し、かつ、またこれに関する有益な提案を中央事務局から入手可能であることを各クラブに注意するよう、絶えず示唆するよう要請されている。(理 44—45)

何処にあるクラブでも、会員の中に、その地元の報道機関がすべて代表されていることが奨励されている。(理 35—36)

クラブのロータリー情報委員会は、広範かつ重要な調整の責任と、全クラブ会員にロータリー情報を提供すべき継続的責任を持つ極めて重要な地位に置かれるべきであり又求め得る最適格者をクラブのロータリー情報委員に任命することを強調するよう推奨されている。又クラブは、一年を通じて定期的にクラブの業務及び活動並びにクラブの問題を討論するためだけの例会を開催することも推奨されている。(理 62—63)

クラブの会員増強委員会は、ロータリーに精通しかつ積極的に参加協力する会員の育成が必ず実現されるように、他の委員会と協力して全会員に十分なロータリー情報を提供するよう奨励されている。(理 69—70)

**クラブ資金の取扱い (Handling Club Funds)**

ロータリー・クラブは主として実業家から成り立っているものであるから、クラブ財政の取扱いも事務的に行なうべきである。クラブ資金を事務的に取扱うとなると、小切手の支払には副署を要することとしなければならないし、又、毎年会計検査を行なわなければならない。(理 41—42)

**クラブのバナー (Club Banners)**

世界を通じてロータリー・クラブ及びロータリアンによるロータリー・クラブのバナー、フラグ及びペナントなどの盛り上がる人気及びその使用の普及から生ずる問題を考慮する時、理事会はクラブ間の斯様な記念品の交換により果される良いそして有益な目的を認識しているが、然しその慣例の誤用及び濫用に對し憂慮の念を深めている。

又、理事会は或る場合には斯様な記念品交換の慣例の誤用及び濫用は、不必要な財政的負担をロータリー・クラブにかけるものであり、そして他の場合にはクラブの基本的活動を妨げるばかりかしばしば阻害し、斯様な交換の真の目的が消滅される傾向があるという意見を持っている。

理事会は、斯様な記念品の交換に参加する総てのロータリー・クラブ及びロータリアンが斯様な交換を準備するに当っては、思慮、中庸そして慎重なる判断を用ゆることを勧告している。

理事会はまた、斯様な交換をなすロータリー・クラブは、バナー、フラグ、ペナント等を、その所属する地域社会、国又は地域を明瞭に、適切に、強く表現するものとするように、そのデザインを入念に研究することによって、この交換プログラムの効果を高めることに貢献しうる機会を持っていると考える。

(理 58—59)

**ロータリアンに対する事業上の援助と助言 (Business Advice and Assistance to Rotarians)**

ロータリーの親睦に確実な効果を与え、会員に有益な援助を与える機会を提供する手段としてクラブは次のことを行なうべきである：  
(a) 事業上の助言や援助を必要とするロータリアンに内密に而も親身な援助を与えるため、色々異なった職業分類 (Classification) を代表する会員数名を以て委員会をつくる。

(b) 広く全員の利益のために、主として経済的な問題について討議するため、“Clinics” (企業診断) 或は “Forums” (討論会) を開いて会員の利益をはかる。(理 42—43)

**ロータリーについての講演者 (Speakers on Rotary)**

理事会は、ロータリー・クラブが地元地域社会にある種々のグループに、ロータリーについて効果的に話のできる講演者を紹介、斡旋することを奨励するものである。(理 72—73)

## 国際ロータリーの委員会

(Committees of R. I.)

### 委員会 (Committee Meetings)

細則或は理事会の特別な決定——例えば委員会の委任事項或は手続規則——に別の規定がある場合を除き、国際ロータリーの各委員会は、予定の会合に割当てられた予算を正しく考慮して、会長が承認しかつ指定した日時及び場所に於て開くものとする。しかしながら、特別な事情がない限り、委員会はその過半数が出席するという保証が得られなければ会長は委員会の会合を開くことを認めてはならない。(理46-47)

例外的な事情の下に於て会長が他の場所での委員会を開くことを認めることもあるが、通例、国際ロータリーの委員会はエバンストンの中央事務局に於て開くものとする。(理45-46)

### 国際ロータリーの委員会委員の任命

(Appointment of Members of Committees of R. I.)

国際ロータリー理事会は、国際ロータリーの委員会委員の任命に関して、会長又は会長イレクトは、各自のそれぞれ利用できる助言もしくは情報の入手源によることに加えて、理事会のメンバーにその任命に関し意見を求めるべきであり、かつ、かような任命を行なうに当っては、次の点を重視すべきであるということを決定した：

- a) 理事会のメンバーに委員の任命に関する提案を要請すること；
- b) 委員候補者を推薦した人が、当該候補者とは無関係の地域出身の理事である場合は、その任命について理事

会のメンバーの意見を求めること；

- c) 国際ロータリーの委員会委員の任命に当っては、各委員会の構成ができる限り国際的なものになるよう努めること。(理77-78)

### 通信による投票

(Voting by Communication)

細則、或は大会又は理事会による特別の規定に基づき別段の規定ある場合を除き、委員会は郵便、電信、無線電信、電話によって議事を処理することができる。(第14条第19節)このような方法で行なわれる、如何なる提案に対する投票も、委員の過半数の投票が30日目までに返送された場合には、30日目を以て締切るものとする。但し、委員の過半数がそれより以前に賛成又は反対の投票を終えていた場合には、30日目以前に締切ってもよい。(理52-53)

### 委員会の規模と機能 (Size and Functioning of Committees)

理事会は、国際ロータリーの委員会を経済的かつ能率的に管理するため、次の各項がのぞましいとする財務委員会の勧告に対し原則的に同意している。即ち、

- (a) 委員会の数は最少限にとどめる；
- (b) 各委員会の規模は委員会に課せられた責任を果しうる限りに於てできるだけ小さくする；
- (c) 各委員会の会合は最少限に止め、成る

べく1回がのぞましい；

(d) 委員会の会合は、時間を短くして2度3度と招集する必要を生ぜしめるよりは、寧ろ1回の時間を長くして十分客観的に考え又研究する時間を与え、以て委員会を能率的に運営するようにする；

(e) 委員会の任務が管理的な性質のものであり、仕事の準備が中央事務局でなし得るような場合は、委員の任命は経費節約をも考慮し、成るべく中央事務局に近い人という点からなすべきである。(理49-50；65-66)

理事会は、国際ロータリーの組織規定に規定されたか或は会長又は理事会によって随時認められた国際ロータリーの各委員会は、それぞれの委任事項として別に規定されている場合を除き、その性質上、単に理事会の諮問機関に過ぎず、なんらの管理機能を持つものではないということを決定した。(理74-75)

### 委員会報告 (Committee Reports)

理事会はその執行委員会に、理事会の会合のない間理事会に代って諸委員会の報告を閲覧し、もし必要があれば理事会の定める執行委員会の任務規定の範囲内に於て、報告書の事項に関し決定を行なう権利を行使する権限を委譲している。

### R. I. の役職員の任命に関する助言と援助 (Advice and Assistance in Connection With R. I. Appointments)

理事会は、国際ロータリーの元役員を、指導者、代理、委員会委員その他の選挙によらざるポストに任命することに関し、かかる任命を行なうに当って、会長は当該元役員と関係のあるゾーン又は地域出身の国際ロータリー理事に相談すべきものとするを決定する。国際ロータリーの会長および理事会メン

バーは、かような任命に関して互いに相談し合い、かつ、可能な限り助言、援助するよう強く勧奨されている。(理75-76；76-77)

### 緊急を要する委員会の勧告に対する

措置 (Action on Urgent

Recommendations of Committees)

理事会は、現在の制度が、国際ロータリー委員会の行なう緊急を要する勧告に関し、効果的な措置を取るのを妨げているとは考えない。しかし、現在の方針の許す範囲内に於て会長及び事務総長は委員会の行なう緊急を要する勧告に対して、理事会に代って何等かの措置を行なう権限を有することを承認する。但し、これは委員会が開かれた後、かなりの間理事会或はその執行委員会が開かれない場合に限られる。(理45-46)

### 委員の代理

(Substitute Members of Committees)

正式に任命された委員がその委員会の会合に出席できないときは、会長はこれが代理をおくことができる。但し代理として任命された委員はその会合の間だけ委員であるものとする。この代理として任命された委員は自分が代理する委員の見解を代表するように努力するものとする。然しすべての点に於て委員会の開かれている間は自分の代理する委員と同じ権利と責任をもつ委員である。(理37-38)

### 委員会に関する検討

(Review of Committees)

細則の規定は、アド・ホック委員会を除く

すべての特別委員会の任期はその任命せられたロータリー年度の終りに終了するものと定めている。アド・ホック委員会の任期は、その委員会が任命された特定の目的が達成された時、又は理事会がこれを解任した時に終るものとする。

理事会は、慣例上毎年現存の特別及びアド・ホック委員会全部について検討し、これらに関し理事会として次期の会長及び理事に如何なる勧告を行なうべきかを決定する。

会長及び理事会によって任命される特別及びアド・ホック委員会は、特別の目的を果すために設置されるものであるから、如何なる特別委員会も、その目的を果すに必要な期間を越えて存続することを避けるため、各委員会の目的は、毎年これを検討するよう絶えず注意を払うべきである。

会長及び事務総長は各常任委員会に対し、その設置された本来の目的に関係のある事項を付託するよう常に注意を払うべきである。特別委員会は単に特殊の事情ある場合に限り設置すべきものである。

事務総長は毎年、退任せんとする会長及び就任せんとする会長に対し、1943年7月の理事会において記録された次の示唆事項に対し、特別の考慮を払うよう注意を喚起しなければならない。即ち、「退任せんとする会長に対する次期会長からの次期委員候補者リストの要請」は、「次期会長はそのリストを、退任する会長が在職中の経験と交際に基づいて作成した参考案として受理するのであって、次期委員の人選の際これに束縛されるものではない。」との了解のもとに行なうのである。(理46-47)

## 社 会 奉 仕

(Community Service)

ロータリーは、個人個人を啓発することに務め、この啓発を通じてその人が社会に於ける自己の立場を見出し、その立場に於て奉仕を行なうことができるように；又、その人が、世界、国家及び社会との関係に於て自己の市民たる身分を考え；かつ自己の職業を奉仕への途と考えさせるように努力している。

### 社会奉仕活動に対する方針 (Policy Toward Community Service Activities)

社会奉仕に対するロータリーの方針は、1923年国際大会に於て採択され、その後の国際大会に於て改訂された決議23-34に述べられている。

#### 決議23-34の本文

(Text of Resolution 23-34)

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、職業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリー・クラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表わすものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

1. ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情との間につねに存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」—の哲学であり、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる。」という実践倫理の原理に基づくものである。

2. 本来ロータリー・クラブは、実業人および専門職業人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つのことを実行することを目ざしている人々の集まりである：まず第一に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと；第二に、自分たちの間においても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと；第三に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと；そして第四は、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人々のすべてが、理論的にも実践的にも、これを受け入れるように励ますことである。

3. 国際ロータリーは次の目的のために存在する団体である。(1)ロータリーの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及；(2)ロータリー・クラブの設立、激励、援助および運営の管理；および(3)一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化をはかり、社会奉仕活動についても、すでに広く多くのクラブによってその価値が実証されており、国際ロータ

リーの定款に掲げられているロータリーの綱領の趣旨にかない、これを乱すようなおそれのない社会奉仕活動のみによって、その標準化をはかること。

4. 奉仕するものは行動しなければならない。したがって、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表わさなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリー・クラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。

そこで、ロータリー・クラブの団体的行動は次のような条件の下に行なうように勤められている。いずれのロータリー・クラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を一それもなるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援するようにすることが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ全員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行なわなければならない。

5. 各ロータリー・クラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロータリー・クラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行なってはならない。そして国際ロータリーは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、しかし、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

6. 個々のロータリー・クラブの社会奉仕

活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。

a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリー・クラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功し得ないような広範囲の社会奉仕活動は、ほかに地域社会全体のために発言し、行動する適当な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行なうこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリー・クラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活躍すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民といっしょに、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事のうえでその分を果たすべきである。

b) 一般的に言って、ロータリー・クラブは、どんなりっぱな事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。

c) ロータリー・クラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する一つの方法として、クラブがりっぱに遂行した有益な事業については正しい広報が行なわなければならない。

d) ロータリー・クラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによってすでにりっぱに行なわれている事業に乗り出すようなことをしてはならない。

e) ロータリー・クラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行なうことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、

新たに機関を設けることにしても差しつかえない。

ロータリー・クラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することの方が望ましい。

f) ロータリー・クラブはそのすべての事業において、宣伝者としてすぐれたはたらきをし、多大の成功を収めている。ロータリー・クラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心を持っていると考えられる他のすべての団体の協力を得るように努力すべきであり、そして、当然ロータリー・クラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分の方の力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。

g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するものの方がロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリー・クラブでの社会奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである。(セント・ルイス大会決議23—34、デンバー大会決議26—6によって改訂；アトランテック・シティ大会決議36—15、およびアトランテック・シティ大会規則制定51—9、トロント大会決議64—43、デンバー大会決議66—49)

## 広報と団体としてのクラブ計画

(Public Relations and Corporate Club Projects)

広報をより効果的にする奉仕活動を奨励する手段として、国際ロータリー理事会は、クラブに対し、国際大会決議23—34にいずれのロータリー・クラブも毎会計年度に主要な社会奉仕活動を提唱することが望ましいと勧告した点を強調するものである。(理 72—73)

## 「奉仕活動」への参加奨励 (Participation in "Service Activities" Encouraged)

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、更に活発に社会奉仕活動に従事すべきであり、又、地域社会におけるロータリアンが社会奉仕として何をやっているかに関し、新聞その他を通じて、公衆に知らせることを嫌ってはならない。(理 41—42)

地域社会のいくつかの必要に応じ政府及び民間機関が活動するにも拘わらず、地域社会には、ロータリー・クラブやロータリアンが効果的に又重複しない奉仕ができる多様な取り組むべき機会がある。

効果的な社会奉仕活動をなすための基本としてクラブは次の諸事項を実行するよう勧奨されている。

(a) 社会奉仕委員会によりその関係する地方の特殊事情の徹底的調査と分析によって地域社会の必要とすることを確認すること。

(b) 地域社会が必要とすることを見出すために、個人的並びに職業的見地からクラブ地域を研究することにより斯る調査と分析を補足し又強化するよう各クラブ会員を奨励すること。

(c) 会合が可能であり、必要とされかつ設定した方針と調和して実行できる場合には意

見の検討と交換の目的を以て他の社会奉仕団体と集会をもつこと。

(d) 有望な会員候補者として考慮する場合の要件として地域社会の必要なことに積極的な関心をもち、又、精通している事実を実証できることを含めること。(理 63-64)

ロータリアンはすべて、不満と無秩序をもたらす多種多様の要因を自ら認識し、かような要因を軽減する方法について各自が夫々に評価すべきである。そして援助を必要としている貧しい地域社会において、無知文盲と不安の状態を緩和し、かつ教育、保健、栄養等の基本的な事態の推進に助力することを目標としている地方的活動を、指導し激励することに絶えず努力すべきである。(理 69-70)

### 社会奉仕会議の運営手続規則

(Rules of Procedure for a Community Service Council)

都市内の色々な奉仕クラブ或は他の団体の役員が、それぞれの団体の社会奉仕に関し、討議を行ない、かつ意見を交換するため、時々集会する必要を認める場合には、ロータリー・クラブの代表者は、次の運営手続に従ってこれに出席することができる。

会議は、それぞれの団体によって実行されているか或は考慮されている社会奉仕に関する問題について、討論を行なってもよいが、それぞれの団体が独立の団体としての行動の自由を失うことを意味する決定は行なわないものとする。

問題の如何を問わず会議がとるべき措置は、出席者の意見の表明と会議の意見を各所属団体に報告することを出席者が承諾することだけにとどむべきである。

会議は、その代表者が会議に参加している団体を、如何なる点に於ても拘束するような意見を表明する資格も権限も与えられていな

い。但し、各団体自体が前以てそれぞれその問題を考慮し、かつその問題に対する態度を決め、その代表者に対し会議においてこの立場を示し他の代表者と同調することを指示し、かつ委任した場合はこの限りでない。

都市内の団体全部の共同行動を必要とすると考えられる問題がある場合には、各団体のとるべき措置に関する決定は先ず各団体自体に於てなされるべきである。その決定ができた後に、その問題を特別に考慮するため会議を特に招集すべきである。そしてこの会合には、各団体は、自己の団体のために代弁し、かつ加入に意見が一致した共同行動の責任を負う権限を正式に与えられた代表者を派遣すべきである。

ロータリー・クラブが自己の態度をはっきりさせる前に、会議に対する意見を新聞その他に発表することは、もしそれが、会議に代表を送っている種々の団体がその意見によって束縛されることを意味するのであれば、なすべきでない。

これらの運営手続の目的とする処は、このような会議に於て各自が考えを自由に交換し、意見の展開を育成することであり、又、同時に、会議に代表を送っている諸団体の地位、特に団体相互間、或はそれぞれの団体からなる大団体或は都市全体に関連しての地位を、決して害することがないことを確実にすることである。(理 32-33)

### 地元市民行事に国際ロータリーの参加

(Participation of R.I. in Local Civic Events)

国際ロータリーは、都合上及び先例上、行列その他の地元市民行事に対しては、それが如何に立派なものであっても、これに参加するために経費を支出することはできない。

(理 41-42)

国際ロータリーの資金は、全くそれ自身の目的のためにその加盟クラブによって提供せられたものである。従って、他の組織の事業に寄付することはできない。同時に、国際ロータリーは、その加盟クラブを通じて、各個人ロータリアンがその地域社会における立派な奉仕事業を支持しかつ個人的に参加することを奨励している。(ロータリーと他の団体に関する方針の声明、164頁参照)

国際ロータリーは特別の決定によりその承認事項を積極的に推進することができるものでなければ如何なる企画や運動も承認しないであろう。(ダラス国際大会決議 29-12)

### ロータリーと商工会議所 (Rotary and the Chamber of Commerce)

商工会議所が存在する所においては、ロータリー・クラブは、その役割に立入ったり、横取りしたりしてはならない。しかし個人として奉仕の原理を実行し、かつ訓練されているロータリー会員は、商工会議所の会員としても活発に活動すべきであり、又良き市民として、あらゆる一般的な社会奉仕活動に関心をもち、能力の許すかぎりこれに貢献すべきである。

### 環境の改善

(Environmental Improvement)

理事会は、クラブがそのプログラムや他の方法を通じて、個々のロータリアンをして、環境問題に精通し、それらの問題の対策に取り組んでいる機関を支援することによって問題の緩和に役立たせるよう環境問題のあらゆる面に通ずることを奨励するものである。

(理 72-73)

### 身体障害児童の救済事業

(Crippled Children Work)

国際ロータリーは、世界各国の身体障害児童問題が重要であることを認め、各ロータリー・クラブの各会員が何らかの形で身体障害児童救済の事業に関係することを喜ぶであろう。しかし、国際ロータリーは、気のりのないロータリアンにこの種の事業に関係することを強制することは望ましくないと信じている。国際ロータリーは又、ロータリー・クラブやロータリー会員が、身体障害児童救済事業のような立派な仕事でも、これに全く夢中になったために、ロータリー・クラブの真の役割が忘却され、ロータリーの基本的で特色ある目的が見失われ又は忘れられるならば、それは望ましいことではないし、又ロータリー福祉の為にもならないものと考えている。(理 22-23)

国際ロータリーは加盟クラブに対し、それぞれの都市に於て人道的奉仕を行なう機会を与えるものとして、身体障害児童にして治療を必要とするものに対して整形、外科治療及び教育を施す事業を行なうよう薦めている。(ダラス大会決議 29-12, 第2条第5節)

### 交通安全 (Traffic Safety)

各クラブは、社会奉仕委員会の小委員会として交通安全委員会を任命して、交通安全の問題を研究すると共に都市の交通安全委員会と、できる限り協力するよう考慮すべきである。(理 46-47)

### 成人無学者 (Adult Illiteracy)

成人無学者の問題は依然として世界各国に

於て主要な問題とされている。成人の読み書きできる能力の育成に当たっている政府やその他の機関と競争することは賢明なことではないが各ロータリークラブによりなし得ることは多いのである。このためには、ロータリアンは現実に存在する必要事項に応ずるため、何が遂行されつつあるかを十分に認識すべきである。斯くしてこそ、全会員が此の分野の牽仕面で可能な活動又は計画を展開するための基礎として成人無学者問題の本質と範囲に就いて理解することができるのである。

### 農村都市関係振興

(Rural-Urban Relations Promotion)

全世界の都市及び農村の住民の間に一層良い友好関係を促進することは、クラブにとつては国際ロータリーの目的を達成する一助にもなる立派な運動である。この問題に対してはクラブの側に十分な関心があれば、中央事務局はこれをクラブの確立した活動と認め、かつその問題に関する情報交換所としての、役割を果すことに十分な関心を持っている。(理 25—26; 55—56)

### 募金運動への参加 (Participation in Fund Raising Activities)

募金計画或は他の運動に参加又は提携する場合、クラブは、クラブの威信の確立強化に貢献しないような品位のないやり方に陥らないうように常に注意を払うべきである。(理 46—47)

ロータリー・クラブの活動は、ロータリアン及びロータリアンでない人の双方に、ロータリーに対して最高の敬意を起させるような活動でなければならないと考えられる。従って、富くじ等が全く好意を以て見られていない国に於ては、いかなるロータリー・クラブもこの種の方法によって金を集めない方が良くいとされている。(理 48—49)

### 道路標識 (Road Signs)

事務総長は、クラブ所在都市に既にロータリーの道路標識を設置、或は設置しつつあるクラブ全部に対し、それらの道路標識を完全な状態に整備しておくことの必要について、注意を与えるよう指示されている。貧弱な道路標識はクラブのみならずその都市自体の不名誉になると信ずるからである。(理 35—36)

## 定款に関する事項 (Constitutional Matters)

国際ロータリーの組織法である国際ロータリー定款及び細則は、1910年の大会で採択され、その後随時改正もしくは修正されてきたものである。定款及び細則の本文は243—306頁に掲げられている。

国際ロータリー定款及び細則によれば、規定審議会に付議すべき改正案は、規定審議会の開催されるロータリー年度の8月1日までに国際ロータリー事務総長へ送達され、かつその写しが同審議会が議案を審議し、決定するロータリー年度の11月1日までに事務総長によって各クラブ幹事宛に郵送されなければならない。

理事会は、ロータリー・クラブまたは地区が、組織規定の改正が必要または望ましいと考えた場合、このような改正を目的とした立法案は、当該クラブ又は地区から提議すべきであつて、理事会がこれを行なうべきでないと考えている。(理70—71)

正式に提出された改正案の本文は、その提案の審議決定を行なう規定審議会の開催されるロータリー年度の8月1日又はそれ以前に国際ロータリー中央事務局事務総長の許に届いていなければならない。

1922年改正定款第4条第4節は「国際ロータリー加盟認証を与えられ、これを受理したロータリー・クラブは、すべて、それによって国際ロータリーの定款及び細則並びにその改正規定を受諾し、承認し、そして、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に遵守することを承諾するものとする」と規定している。

### クラブ定款 (Club Constitution)

国際ロータリー細則(第1条第2節)は次のように規定している:

- (a) 標準クラブ定款について;
- (b) 1922年6月6日より後に加盟を承認されたクラブは、すべて標準クラブ定款を採択すること;
- (c) 1922年6月6日より前に加盟を承認されたクラブは、標準クラブ定款及びその改正規定に適合させるために行なう場合を除き、その定款の規定を変更してはならないこと;
- (d) 標準クラブ定款を改正するには規定審議会又は国際ロータリー大会の決議によることを要すること;
- (e) かくの如き改正はすべて自動的に、標準クラブ定款を採択しているクラブの定款の一部となるものとする。

国際ロータリー細則のこれらの規定は、基本的な規定をいずれのクラブ間に於ても同様にすることを目的としたものである。

標準クラブ定款の本文は309—320頁に掲げられている。

又、国際ロータリー細則第1条第2節(d)項は異常の状況下において、或は国、州、又は省の法律及び慣習に従うために必要な場合、理事会は随時その会合において出席理事の3分の2の多数決を以て、国際ロータリー定款及び細則に背反しない限り、標準クラブ定款及びその改正規定と合致しないクラブ定款の規定を設けることを承認することができる」と規定している。

法令が、ロータリー・クラブの定款にクラ

ブによる資金募集及び不動産の所有を認める規定を設けることを要する場合、これを希望するクラブは国際ロータリー細則第1条第2節(d)項の規定の下に、地方的必要に応ずるための定款の改正について理事会の承認を求めなければならない。(理57—58)

標準クラブ定款では、第1条(名称)及び第2条(区域限界)の、それぞれのクラブに固有なものに関する箇所は、空欄として残されている。この2箇条は、クラブが国際ロータリーに加盟を認められた後、国際ロータリー理事会の承認を得てクラブが記入する。この2箇条を後で変更する場合にも同様に、国際ロータリー理事会の承認を受けなければならない。

国際ロータリー国際大会で承認されたR.I.B.I.の定款は、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島におけるロータリー・クラブのための標準クラブ定款を同連合会が採択制定すべきことを規定している。この標準クラブ定款は、国際ロータリーの定款及び細則に反せず、又、その改正は、R.I.B.I.定款に掲げられている改正に関する規定に従って行なうことができるものとする。

#### クラブ細則 (Club By-Laws)

クラブ細則は、クラブの決議によって採択しかつ改正することができる。国際ロータリー理事会はクラブ細則を推奨している。その本文は、323—331頁に掲げられている。この細則は、採択前に於ても採択後に於ても、クラブ定款並びに国際ロータリー定款及び細則に矛盾しない限りクラブによってそのクラブの事情に合うように変更することができる。もし変更に関する疑義がある場合には、これを国際ロータリー事務総長に提出して国際ロータリー理事会の審査を受けるようにすべきである。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、R.I.B.I.審議会が、その地域単位内のクラブが用いる標準クラブ細則を定めている。

#### 標準クラブ定款はただ一つ (Only One Standard Club Constitution)

1. 現行の国際ロータリー細則(第1条第2節)は、今後に\*加盟を認められるクラブはすべて標準クラブ定款を採択すべきこと、及び現行国際ロータリー細則採択当時存していたクラブ定款は新しい標準クラブ定款に合致させる場合を除き変更してはならないことを規定している。

2. 以前にどのような“標準”クラブ定款があったにせよ、現在標準クラブ定款はただ一つのみであり、ロスアンゼルスで採択されたものがそれである。1921年、1920年、1919年、もしくはそれ以前の当時“標準”とされていたクラブ定款の下で活動しているクラブは、その定款の下で活動しているものと見なすべきであって、標準クラブ定款の下で活動しているものとしてはならない。言いかえれば、このようなクラブは、現行の標準クラブ定款からすれば、以前に採択された定款の下で活動している他のクラブと全く同一の位置にいるわけである。

3. 標準クラブ定款の下で活動するクラブは、その定款の改正規定によるほか定款を変更することはできない。その他の定款の下で活動しているクラブは国際ロータリー理事会の承認を得て、その定款を変更することができる。但し、理事会が、その変更がクラブ定款を標準クラブ定款に近づけることとなると認めた場合に限る。そして理事会は、全面的でなくとも、クラブ定款を標準クラブ定款に近づけることとなる改正には好意を示さう。(理22—23)

\*—1922年6月6日より後

#### ロータリー・クラブの法人化 (Incorporation of Rotary Clubs)

1. 理事会は、ロータリー・クラブを法人にすることは、クラブがその地方事情に照して決定すべき問題であるという考えである。理事会は、クラブが法人の定款条項の中に現行及び今後改正されることあるべき国際ロータリーの定款及び細則に忠実と服従を誓う文言を挿入する限り、ロータリー・クラブを法人にすることに反対しない。

2. 理事会は、次のような法人の定款に用いる一つの一般条項を承認している。

この法人の名称は、

法人\_\_\_\_(州)\_\_\_\_(市)ロータリー・クラブとする。

この法人は非営利法人とする。この法人は慈善と博愛及び国際ロータリーの綱領を鼓吹推進し拡大し又国際ロータリーの加盟クラブとしての関係を維持していくことをその目的とする。

この法人設立の準拠法である\_\_\_\_州の法律の規定の認める範囲内で、この法人は国際ロータリーの統轄に従うものとする。

この法人は、この定款に列挙されている目的に添い、かつ、この法人設立の準拠法である\_\_\_\_州の法律にも反しないような細則を採用することができるものとする。

3. 新しく設立された法人は、その法人を国際ロータリーに適応させるために、その法人の細則に、国際ロータリーが加盟クラブのために用意している標準クラブ定款及び推奨クラブ細則のあらゆる関係規定を採用すべきである。

4. 法人の定款には勿論、前記のほか、その法人設立の準拠法である州の法律が必要としている文言が含まれなければならない。

5. ここに示されている規定は、法人クラブはあらゆる点において国際ロータリーの加

盟クラブであるべきであると声明しているその意図に反しない限り、どのような変更を加えても差しつかえない。

6. 既存クラブがこれらの条件に従って法人となった場合、そのクラブは、国際ロータリーとの関係に於ては何等変わりなく、ただ前のクラブの継続にすぎないものと認められるものとする。

7. 事務総長は、理事会に代って、すべての法人化の申請を裁定し、更に方針を明らかにする必要のある特殊な状況の場合には、これを執行委員会に付議することを要する。

(理40—41;57—58)

#### クラブ活動の法人化 (Incorporation of Club Activity)

理事会は、ロータリー・クラブがクラブに法律上の負担がかかることとなるような特殊な活動をする場合には、クラブそのものを法人にするよりも、寧ろその事業を法人組織にすることが望ましいとする見解である。(理57—58)

#### 国際ロータリーの印章 (Corporate Seal of R.I.)

事務総長は国際ロータリーの印章を保管するものとする。事務総長は、理事会によって正式に承認されたすべての国際ロータリー加盟認証状、及び、その他の国際ロータリーの正規役員の名ある書類で捺印を必要とするすべてのものに印章を押す権限を有する。事務総長は、本決議中に規定されている権限の一部又は全部を随時、事務次長又は国際ロータリー会長の承認を得て事務総長が書面を以て指名した事務次長代理もしくは事務補佐に書面を以て委任する権限が明白に与えられて

いる。(理32-33;39-40;59-60)

### クラブ定款の権限の限界

(Limits of Constitutional Authority of Clubs)

あるクラブが、国際ロータリー定款、細則や国際大会の決定に明確な禁止規定がないという理由で、クラブにその会員を他の団体に加入させたり、加入することを義務づけにする権利があるものと考えているために生じている事態を、事務総長が問題として取りあげ、そして、

「クラブにこのような行為をさせないようにするためには、とくにこれを禁止する規定がなければならないか」という質問を理事会に発した。よって、

理事会は、これに対する見解を次のように取り決めた。

ロータリー・クラブは、その行動の範囲に

ついて、クラブ定款及び細則の規定並びに国際ロータリー定款及び細則の規定により、更に、クラブ及び国際ロータリーの定款及び細則に合致する国際大会及び国際ロータリー理事会の決議及び裁定によって制限を受けるものとする。換言すれば、ロータリー・クラブはこれらの文書からロータリー・クラブとしての行動をする権限を得るのであり、これらの文書によって直接、間接にクラブに与えられている権限のみを有する。従ってクラブには、これらの文書もしくはその解釈の中に見つからないようないかなることもこれを行なう権限がない。更に、ロータリー・クラブの定款及び細則に会員の義務に関する規定が設けられている以上、それ以外の義務を会員に課することは、このような別な義務を課することができるように定款及び細則を改正しておかない限り、たとえ過半数の票をもってしても、できない。(理24-25)

## 国際大会

(Convention)

国際ロータリーの大会は、毎年5月又は6月に、理事会の決定する時と場所において、開催されるべきものとする。但し十分な理由があれば、理事会はこれを変更することができる。(国際ロータリー定款第8条、細則第7条)

国際ロータリーの年次国際大会の主たる目的は、国際的レベルにおいて、国際ロータリーおよびロータリー・クラブの次期役員、とくに次期地区ガバナーと次期クラブ会長を、鼓舞、激励しかつ情報を与え、これによって地区レベルおよびクラブ・レベルにおけるロータリーの発展を活発に推進しようとする意欲を起させようとするものである。年次国際大会が次に目的としているのは、国際的連合団体としての年次集會を毎年催して、団体に関する業務を処理することである。(理76-77)

国際大会は次の如き決議を採択している：

1929年5月テキサス州ダラスに於て開催された第20回国際ロータリー大会が、1931年又は1932年の国際大会をアメリカ合衆国外に於て開催し、爾後は少なくとも4年に1回は国際大会をアメリカ合衆国外で開催することを決議したことに基づき、

この決議事項は、1939-1945年にわたる戦争及びその結果によって実行されなかった1943-1947年間を除き、その後実行されていることに基づき、

国際ロータリー会員が125ヶ国に11,500以上のクラブ数を以て構成され成長した事実の認識に基づき、

アメリカ合衆国外の国際ロータリーの成長が今やアメリカ合衆国内の発展を凌いでいる事実を同じく認識することにに基づき、又

国際ロータリーが、1965年の国際大会開催地をアメリカ合衆国ニュージャージー州

アトランテック・シティーに；1966年はアメリカ合衆国コロラド州デンバーに、1967年はフランス、ニースに、1968年はメキシコ、メキシコ・シティーに1969年はアメリカ合衆国ハワイ州ホノルルに決定したことに基づき、

国際ロータリー第55回年次国際大会に於て、1929年テキサス州ダラスに於ける上記の決議をここに改正し、下記の如く新たな規定を採択することを決議した：

国際ロータリー第55回年次国際大会は、1970年に開催される年次国際大会から、同一国に於て3年連続して国際大会を開催することができないものとすることを決議する。(トロント大会決議64-42)

理事会は

1) 国際ロータリーは、国際団体としてその団体に関する業務を執行し、また個々のロータリアンがそれぞれのクラブの代表者としてその業務の執行に親しく参加するような年次国際大会を開催することが重要であると考え、

2) 国際大会に参加する者の大多数は、国際ロータリー及びロータリー・クラブの次期役員であり、またこれらの人々にとって、国際大会の体験は忘れ難いものであり激励的なものであること、そして、もし国際大会が毎年開催されなかったとしたら、多数の国際ロータリー及びロータリー・クラブの指導者は、このような機会を失うことになり、その結果、指導力養成の継続性が損なわれることとなるであろうと考える。

3) 世界中から参集した人々との知り合い、交歓、談論を目的に一緒にいる機会を与え

るものとして、国際ロータリーの年次国際大会のような国際的会合を今日の世界ほど必要とする時はこれまでに無かったと信ずる。

- 4) 国際ロータリーの国際大会の開催を毎年とせず、より少なくするとしたら、大会に出席を希望する者が余りにも多数となり、大会に役立つ設備が十分にある都市を選ぶことが困難となるであろうと認める。

上記の理由により、理事会は、国際ロータリー年次国際大会の開催を続けていくことが望ましいと考えている。(理71-72)

### 国際大会指針

(Guidelines for International Convention)

この指針は、理事会によって採択されると、毎年国際大会事務局長、ホスト・クラブおよび国際大会委員会に提供されることになっている。この指針は、理事会により、毎年事務総長、ホスト・クラブおよび国際ロータリー国際大会委員から理事会に提出される完全かつ詳細な国際大会に関する報告書に述べられている勧告意見に従って、時々改訂されることになっている。

1. 国際大会委員会委員長または副委員長には、できれば、大会開催地の国に在住の元理事で、その国の言葉のできる人をあてるようにする。なるべく国際大会の企画に知識、経験のある人物にすることが望ましい。

国際大会委員会の委員については連続性ということを考える必要があるが、それには、委員長になる人を早くから決めて、その人に、本人が委員長をつとめることになっている年の前の年に、その年の国際大会委員会の職権上の委員をつとめてもらうよ

うにするのが最もよい方法ではないかと考えられる。

2. 国際大会委員会の任務は、大会の計画を立案し、それを遂行することである。これは、委員会のために実際の仕事に当たっている国際大会事務局長およびホスト・クラブとの緊密な連携のもとに行なわれなければならない。一方、国際大会委員会は、当該国際大会の開かれる年のR. I. 会長の希望や考えをプログラムに織り込むようにするため、会長に助言を行ない、会長の指示を受け、会長と協力することになる。しかし、最後の決定権をもっているのはR. I. 理事会である。

3. 国際大会における本会議の型式を決める場合には、次に掲げる重要な勧告を考慮に入れるものとする。

a) 紹介は一つの本会議で全部済ませるようにする。

b) 本会議の講演者には、ロータリーについて正しい識見を持ち、ロータリーのことを話す人を用いることにして、本会議があげて国際大会の目的に関する理事会の声明に示されている目的(同声明の前段)達成のためのものになるようにしなければならない。

c) 大会で処理することになっている事項に関する会議は、それだけを目的とした別個の会議とし、そのことを公告し、そしてなるべく大会最終日の午前中にこれを開くこととし、同時にこれと平行して、この会議に出席しない人々のために、別な会合を催すようにする。

d) 本会議でのスピーチはすべて25分以内

とし、これは、講演者に講演を引き受けてもらうときによく念を押しておく必要がある。

e) 国際大会委員会は、国際大会事務局長およびホスト・クラブとともに、プログラムの作成には柔軟な態度で臨み、プログラムがきまりきった型や同じようなものの繰り返しにならないようにしなければならない。

4. 本会議を減らして、代わりに特定の問題を討議するグループ会議を催すことを考える。グループは、地区ガバナー・ノミニエーのグループを一つ、クラブ会長その他のグループを一つとしたうえ、言葉の問題をなくするというところだけを考えた分け方で、これらのグループをさらに分けるようにする。

5. 特別講演の講演者には——とくにそれがロータリアン以外の人の場合、ぜひロータリーに関連した話にしてもらうように頼み、よく念を押しておくようにしなければならない。また講師が何人かいて、その人たちがグループに話をすると同時に、グループの各メンバーとの質疑応答にも十分な時間をかけて、出席者の全部が討議に加わるような会議にすることを考えるべきである。

6. 地区ガバナー・ノミニエーおよび次期クラブ会長の国際大会出席がいかに重要であるかはつねに強調されなくてはならないことであり、これは会長からも、事務総長を通じ、あるいは声明などによって、これらの人に知らせるようにしなければならない。これらの人には、できる限り、いつも優先的にそれらしい取扱いをしなくてはならないが、特定の会議、宿泊、バッジ、いろいろな場合の座席のとり方などについては、

とくにそうした配慮が必要である。

- 7) 参加ということが大切であり、出席している人たちがそれを望んでいるのである。でき得る限り、参加を促すようにしなければならない。

8. 報告その他国際大会で取り扱う国際ロータリーに関する業務の番組にはあまり人気がないが、しかし、これが国際大会開催の基本的な理由の一つになっており、したがってこれを省くわけにはいかないのは当然のこととしなければならない。しかし、そのところをうまく運んでいくためには、前記3のc)で述べたように、ロータリーに関する業務はこれを一般のプログラムから切り離して、それだけを目的とした会議を設けるようにすべきである。

9. 国際大会の開催地を適当な施設が十分に備わっていない都市にもって行ってはならない。この点で最も重要なのは宿泊設備であり、大会の行事の中心会場から30分以内で行けるところにあるものでなければならない。

10. 広報活動の目的となるものはたくさん考えられるが、しかし、その必要と効果は、国際大会が開催される国によって年ごとに異なるはずである。国際大会委員会の連続性ということが大いに役立つことになるわけである。広報についての助言を正しく生かすことを考えなければならない。

11. 場合によってはテレビを利用するのが有利ではないかと考えられることもあると思うが、これは大会開催地にもよることであるから、国際大会委員会の判断に任すべきである。

12. 余興には通常大会開催地の国あるいは地方を代表するものが選ばれるが、当然のこととしてその趣向にはそれぞれ大きく異なるものがある。余興は最高クラスのものにしなければ、というのが一般の考えのようである。しかし、そうなると当然費用がかかりすぎるということになる。それで、どんな余興を大会で催すことにするかを、もし国際ロータリーの負担となる費用があればそれもいっしょに、前もって調査、交渉すべき事項の一つに加えることにして、理事会が当該開催地に関して決定を下すうに必要の資料として明確しておくようにする。

13. 会長と理事が客を迎えるときの並び方について注意しなければならないことが一つある。それは、立って迎えることにする場合には、誰もかれもみんなその前を通過してどの理事にも一人ひとり挨拶していかなければならないような並び方をしてはならない、ということである。そうした並び方でなく、どのロータリアンでも理事たちに挨拶したかったら真直ぐにそこに話しかけることができるような形で立つようにしなければならない。しかし、客を迎えるために並ぶことにするかしないかの決定はその時の会長に任せらるべきことである。

14. 出席の推進についてはこれをもっと強化することが考えられるが、出席の推進は、国際ロータリー会長および事務総長から地区ガバナー、地区ガバナー・ノミニエおよび次期クラブ会長に対して直接行なわれるようにしなければならない。それには、その人たちのために特別昼食会その他の会合が催されること、またそれにその人たちの参加が期待されていることも知らせ、そして、大会を成功させるためにその人たちがいかに重要な存在であるかを理解させるこ

とが必要である。

15. 最終回の本会議に出席者の少ないのが問題にされている。そこで、開会当日一かりにそれが日曜日であるとして—その午前中の中頃に第1回本会議を開き、そして、大会最後の特別番組を水曜日の夜にもっていくようにすることを考える。そして、最終回の本会議を大会最終日の木曜日の午前中に開くことにして、それを国際大会で処理すべき業務に関する会議にあてることにする。

16. でき得る限り大会経費の軽減をはかるため、国際大会の開催都市を決定するに先立って、以下の費用を節減することを目的とした交渉を行なうことを考える必要がある。

- a) 宿泊費。
- b) 余興関係費。
- c) 食事のでる大会公式行事の費用。(食事のでるものをなるべく少数にとどめる)
- d) 会場その他の施設費。ホテルで無料で使わせてもらえる職員用の部屋など無料で提供を受けることのできるものを確かめておく。
- e) 印刷費。

開催地を決定する前に交渉を行なうことがきわめて大切であって、これが個々のロータリアンにも国際ロータリーにも経費節減の効果をもたらすのである。この仕事には、この種の交渉にすぐれた手腕、専門的知識および経験のある職員を国際大会事務局長の補佐役として任用する。そうすれば、理事会が開催地の選定について最終的な決定

をする前に、事務総長からさまざまな交渉の結果を理事会に報告することができるわけである。

17. 事務局の本職員を最大限に活用することを考える必要がある。関係職員は、会長、理事会、国際大会委員会およびホスト・クラブからの要望を調整する仕事を引き受けてきたうに、その多くは、大会のプログラムおよび大会全体が能率よく円滑に進められていくように気を配る役をつとめさせられるのである。現在のような事情にあっては、これはほとんど不可能に近い仕事である。会長も、大会委員会も、ホスト・クラブも毎年交替するが、ただ事務局だけはそのままである。それで、理事会は、以下のようにするのが望ましいと考える。

- a) ホスト・クラブは国際大会委員会に対して責任を負うものとし、委員会は、ホスト・クラブの仕事に承認を与え、必要な場合にはそれを指揮する。
- b) 国際大会事務局長は、国際大会委員会にあって、委員会のために必要な業務を行ない、委員会の決定の実行に当たるものとする。
- c) 国際大会事務局長は、つねに事務総長に業務の進行状況のすべてを詳しく知らせ、事務総長が会長および理事会に十分な報告ができるようにする。
- d) 国際大会事務局長は、理事会の命により、今後における開催地として考えられるもののすべてについて調査、交渉、情報の収集を行ない、国際大会開催地の選定が行なわれる前に、理事会に報告書を提出する。

e) 事務総長は、毎年国際大会の終了後、大会事務局長と協議のうえ、その国際大会について率直な批評を述べた意見書を提出し、そして、できれば、将来の国際大会の改善に関する勧告意見を具申する。理事会が賛成した勧告意見は、その後における国際大会指針に取り入れられるものとする。

f) 開催地の決定に先立ち、関係のホスト・クラブにこの指針のことを知らせ、原則としてこれに従うべきことを申し入れるものとする。

g) 国際大会委員会の委員長およびその他の委員の全部に、この指針の改訂版の最も新しいものを持たせるようにしなければならない。

## 大会の招致

(Invitations to Hold Convention)

自分のクラブの所在する都市において国際ロータリー大会を開催することを希望するクラブは、先ず事務総長より大会招致申込書を手に入れなければならない。

理事会は国際大会を招致せんとするクラブからの委員とか代表を迎え入れることはしないが、事務総長に郵送された書面による国際大会招致申込を受取った後、もし必要と考える場合には、招致希望のあった都市を調査するために人を派遣する。(理24—25)

## 国際大会の経費

(Convention Expenses)

理事会は、今後開催すべき国際ロータリー—国際大会については、国際ロータリーは、

でき得る限り、ホスト都市およびホスト・クラブの協力を得て、これを財政的に自立せしめるような方法によって実施するようにつとめなければならないとする方針を決定した。(理76—77)

### 準備手続 (Procedure for Preliminary Arrangements)

理事会が国際大会の開催される都市を決定した後できるだけ早く、国際大会事務局長は、その都市に赴き、開催地クラブの協力を得つつ、国際ロータリーに代わって、集会場に関して都市当局或は私的団体との契約を進め、同時に、推定出席者数の全部を収容しうる適当なホテルと契約の交渉をするものとする。

もし理事会が、国際大会開催都市を決定したときに大会の日時を明示しなかった場合には、執行委員会が日時を決定する権限を有する。

国際大会事務局長は、開催地クラブ理事会と会合し、共に国際大会組織計画を全部検討し、そしてその国際大会に関してはその前年に行なわれる国際大会の終了までは宣伝を避けることの重要性を強調するものとする。

大会事務局長は、開催地クラブから、そのクラブが、開催地クラブとして積極的に奉仕すること、国際ロータリーに協力して来訪ロータリアン及び来賓を歓迎すること、かつ国際大会の成功を確保するために開催地クラブと国際ロータリー大会委員会との間で、相互的に同意をえた色々な方法で援助することがうたわれている、正式にクラブによって採択され署名された決議文の写しを取り付けるものとする。

この手続きは、最後まで有効とするも、執行委員会により、又、緊急の場合状況に応じて会長により、変更されるものとする。(理46—47)

### ホスト・クラブの国際ロータリーに対する関係

(Relationship of the Host Club to Rotary International)

理事会は以下に掲げる声明を採択した：

ホスト・ロータリー・クラブは、国際ロータリー理事会および国際大会委員会に協力して、大会プログラムの実施を助け、国際大会の参会者の歓待に当たる。事務総長は、国際大会事務局長を通じて、地元のロータリーの団体(ホスト・クラブ)と国際ロータリーの大会委員会および理事会との連絡役をつとめる。事務総長は大会運営の実施面に関する責任者であり、ホスト・クラブの助言と協力により、国際大会事務局長を通じて、その任務を行なう。

ホスト・クラブは実行委員会を設け、委員長を任命する。実行委員会は、ホスト・クラブに代わり接待計画の作成、小委員会の設置およびこれら小委員会の仕事の調整を行なう。実行委員会は、国際大会事務局長の同意を得て、理事会によって定められた予算の範囲内で、小委員会の支出に承認を与える。実行委員会は、国際大会委員会、事務総長および国際大会事務局長に対し、勧告と助力とによって協力する。実行委員会の委員長は、委員会が開かれていないときにこれに代わってその任務を行なう。実行委員会の委員長は、ホスト・クラブと国際ロータリーとの連絡に当たる。

ホスト・クラブの任務は次の通りである：

- 大会の会場および友愛の家の飾り付け；
- 一般余興番組の提供；
- 現地における広報の企画、実施；

救急手当および歯科治療の設備。

大会に出席その他のために参集した人々の歓迎および接待の準備；

大会参会者のための観光および交通機関の案内に関する準備；

開催地の言葉の話せない参会者のための通訳の確保；

ロータリアンの同伴者(婦人、年少者)のための催しや余興の計画準備。

以上は、ホスト・クラブの大切な任務が、国際大会にやって来たすべての人々のために本当の意味での「主人役」をつとめることであることを具体的に示すものである。ホスト・クラブのロータリアンは、ホスト役としての責任を果すということで奉仕や接待の機会を持つわけであるが、こうした仕事に、大会開催都市の雰囲気—開催地の都市や国を世界の他の国とは違った独特なものにしているもの—が反映されるのである。この雰囲気こそ、国際大会の国際性とロータリーの全体像を如実に物語るものである。

次にホスト・クラブの重要な任務は、国際大会事務局長に対する助言と協力である。地元のロータリアンは、ホスト国の国民であり、またホスト都市およびその国の慣行や実際に精通した実業人や専門職業人であるから、国際ロータリーがホスト都市内部の実際知識によって国際大会の仕事を行なう場合、それに協力することができるのは全くこのロータリアンの人々のほかにないわけである。土地の事情や日常の仕事をよく心得ている地元のロータリアンは、国際ロータリーの国際大会事務局長がホスト都市における国際大会の計画および実施に関する国際ロータリーとしての任務を遂行するうえに必要な知識の宝庫としての役をつとめるものである。(理76—77)

### 会場 (Meeting Places)

国際ロータリーは、開催地の都市が国際ロータリーに費用をかけることなしに、国際大会の総会に適當かつ便利な講堂及び他の色々な会合に必要な集会場を提供することを期待している。

それは国際ロータリーが使用する国際大会会場の賃貸料はその都市のクラブが支払わねばならないというのではなく、その都市が一地方団体としてそのような設備を提供するか、或は、市役所、商工会議所、観光協会または類似の実業家とかホテル業者等の団体が、必要ならば、会場用の資金を出すべきであるというのである。

この決定は国際ロータリーが大会会場の賃貸料を支払ったり、或は臨時に必要な費用の負担を承諾することを妨げるものではない。(理32—33；47—48)

### 国際大会運営事務 (Convention Operational Functions)

理事会は次の如き方針を表明している。

国際ロータリー理事会は、国際大会に関する全般的な方針を決定し、国際大会委員会は、その担当する特定の国際大会の公式のプログラムを作成し、かつ、明確な方針を決定する。事務総長は、理事会及び国際大会委員会の決定に対しその細目にわたる推進の責任と大会事務の組織運営に対する責任を負うものとする。

国際ロータリー細則第14条第8節—国際大会委員会—は、国際大会準備事務の或る種の事項について特に次の如く述べている：国際大会委員会は、任命を受けた国際大会の実施についての準備を行なう責任を有するものとする。ここに言う準備とは、本細則又は

理事会によって役員又は他の委員会に特定して委任されていない当該国際大会に関連するあらゆる事項を含むものとする。

公式のプログラム及び議事日程の起草を除き、以上の事務は、委員会及び理事会に対して責任を有する事務総長によって行なわれる。これらの事務の細目に関して注釈すると次の如くである。

**公式プログラム及び議事日程** 国際大会委員会は、一般的なプログラムの作成、国際大会の主題（もしあれば）の決定、討論会、余興、交歓の家、次第書、合唱指揮者の選択、招待すべき地元の来賓の選定に関する開催地クラブとの協力、観光旅行、等々の準備に対して直接の責任を負う。

事務総長は、上述の各項に関し国際大会委員会と協力し、同委員会の決定を遂行するに当っては細目的にこれを推進する。

**宣伝** 事務総長は、国際大会委員会及び開催地クラブとの協力を続けつつ行なう国際大会の宣伝に関し、委員会及び理事会に対し直接の責任を有する。

**運営及び接待費** 事務総長は、過去の経験及びこの大会の特殊事情にもとづく国際大会の運営及び接待に要する費用の算出及びその後の財政的監督に関して、委員会及び理事会に対し直接の責任を有する。接待費の算出は、大会委員会の勧告にもとづいて理事会の承認する予定登録数及び登録料によって左右されるであろう。

**国際大会会場の選択と設備** プログラム上の必要条件、国際大会委員会の勧告、及び国際ロータリー大会正規の必要条件に合致する大会会場及びその他必要な集會場の選択、設備及び契約に関し、事務総長は、委員会及び理事会に対して直接の責任を有する。大会会場には下記のものを含む。

大会総会場

交歓の家

若い人々の交歓の家

特別集会場

規定審議会場

代議員会会場

特別協議会場

討議会場

事務所及び仮設場

会長室、会長イレクト室、事務総長室、本部、理事会室、大会委員会室、大会事務局長室、規定審議会事務局、ロータリー誌室、レピスタ・ロータリア誌室、新聞記者室。

**出席の勧誘** 事務総長は、大会委員会より示唆や勧告を受けつつ、出席奨励の予定表を作成かつ実行することに関して、委員会及び理事会に対し直接の責任を有する。

**登録** 事務総長は、登録委員会に対し、必要とする援助を与えることによって、その仕事を容易ならしめることに関し、委員会及び理事会に対し直接の責任を有するものとする。

**その他の事項** 事務総長は、大会の準備に関連するその他すべての運営事務に関し、委員会及び理事会に対し直接の責任を有する。即ち開催地クラブの国際大会体制の開設に対する協力、その後における当該開催地クラブ設置の諸種委員会の監督、大会日報及び大会説明に関する準備、信任状の監督、通訳及び翻訳者等の確保等々である。

**結論** 以上の事務分担によると、結局、国際大会委員会はその任命された国際大会に特有な準備に関する面のみを行ない、毎年国際大会に共通な細かい事柄は事務総長に任ず。斯くして、中央事務局の専任職員の経験の集積とこれらの職員への任務の委託は、運営上の無駄を省きかつ大会委員会委員の仕事をも最小限に止める結果をもたらす。(理47-48; 48-49)

理事会の方針に従い、毎年、国際大会の評価が行なわれるべきものとし、会長の指名した1名乃至2名の国際ロータリー元役員が、こ

れを書面にして、大会終了後2週間以内に提出するものとする。この評価には、前記元役員が国際大会に出席したロータリアンの傾向を代表する人々から集めて得た客観的な意見が記載されていなければならない。評価には大会出席者の反発的な意見も含めるものとする。この評価に関する報告書は、理事会、国際大会委員会および国際ロータリーの企画委員会に提供されるものとする。

理事会は、毎年、国際大会委員会委員長に報告書を提出させることを決定した。この報告書は、国際大会委員会委員長、ホスト・クラブ実行委員会委員長、国際大会会場監督、国際大会事務局長、次期国際大会の国際大会委員会委員長、そして、できれば、そのあとの2年間における国際大会の国際大会委員会委員長も含めて、これらの一人ひとりから集めた批評に基づいて作成されなければならない。これらの批評は、報告書を受理したあとの次の理事会において検討されるものとする。

国際大会委員会には連続性を持たせるようにすべきであり、それには、委員長に、その前の国際大会の国際大会委員会の職務上の委員をつとめてもらい、そして本人が7月1日に次のロータリー年度の国際大会の委員会の委員長となる前に終わった国際大会のすぐあとで行なわれる批評を検討してもらうことにする。その他、委員長は、会長および次の国際大会の国際大会委員会委員長がホスト・クラブと行なう打合せ会議に出席したり、本人が委員長を命ぜられている大会委員会にかかわる国際大会の開かれる18カ月前に、その委員会の全体会議の議長をつとめたり、また、本人が委員長を命ぜられている大会委員会にかかわる国際大会の前年度に開かれる国際大会に出席して大会の模様を観察し、その大会のあとで行なわれる批評を検討したりするものとする。さらに、委員長は、本人が国際大会委員会委員長をつとめる国際大会の数カ月前に行なわれる会長およびホスト・クラブ代

表者との会合に出席するものとする。(理76-77)

### 国際大会の輸送手配 (Convention Transportation Arrangements)

1. 理事会が、国際大会開催地の地域以外のロータリアンの輸送手配を国際ロータリーが引き受ける必要のあるような処に国際大会開催地を考慮する場合には(例えば北アメリカ以外で開催される国際大会に北アメリカのロータリアンをそこに運ぶとき)、理事会は、関係する輸送機関の調査を事務総長に請求しなければならない。この調査報告は、国際大会開催市を選定するときまでに、理事会に提出されねばならない。

2. 理事会が開催地を選ぶ場合には、単に必要な会場場所、ホテルその他について、その都市内において必要な手配が完了したということ許りでなく、理事会が決定するような特別輸送手配が国際ロータリーによってとられ完了するという条件の下においてのみ、その決定を行なわなければならない。

3. 斯様な手配を援助するために、理事会は、会長に輸送委員会(例えば19一年国際大会の北アメリカ輸送委員会の如き)を任命する権限を与えなければならない。斯様な委員会は、なるべくなら団体旅行の手配に知識と経験を有する委員長1名と、2名の委員を以て構成し、国際大会後、最終報告書を提出し、理事会によって解嘱せられるまでその任務に当るものとする。

4. 輸送委員会は、汽船会社、航空会社、旅行代理店、その他輸送及び観光旅行の計画をたてるに必要な機関と交渉に入り、理事会に対して、その輸送及び観光の取扱い方及びその目的達成のために取りきめるべき協定について勧告をしなければならない。事務総長は、理事会によって委任せられた斯様な契約

及び協定を実行しなければならない。

5. 事務総長は、理事会及び輸送委員会の決定事項を推進する責任を有し、かつ、輸送事務について輸送委員会及び理事会に対し直接責任を持つものとする。(理57—58)

理事会は、国際大会関係で正式に指定を受けている旅行代理店およびその他の旅行代理店、その他国際大会のために団体旅行の手配をしたり、国際大会の宿泊部を通じて団体の宿泊施設の予約をしたりする業者の作成する、国際大会の前後における旅行を含めた旅行日程について、これを、大会開催都市における滞在を最少限度4泊とし、旅行団員が大会開催都市滞在中に大会の登録を行ない、大会の主要な行事に出席できるだけの余裕を見込んだものとするように指示すべきものとして決定した。(理75—76)

### 国際大会に於けるクラブの代表

(Club Representation at Convention)

国際大会におけるクラブの代表に関する規定は、国際ロータリー定款第8条及び細則第7条にある。

各クラブは、国際大会毎に、その代議員を出席せしめて投票に参加するか、或は資格のあるものに委任状を与えて代行せしめる義務がある。

各クラブは国際大会に代議員を送るよう勧告されているが、それが不可能な場合には、四つか五つの小クラブが財政的に協力して1名の代議員を送り、その代議員は、所属クラブ以外のクラブのオブザーバーとして、国際大会の様態を後でそれらのクラブに伝えるようにしても良い。(理35—36)

各代議員(又は補欠者及び委任状による代理人)の資格は、信任状によって証明されなければならない。クラブが国際大会に出席す

ることを公式に認められるためには、その代議員は、信任状を大会開催地の信任状委員会に提出し、その投票用紙に査証をして貰わなければならない。如何なる代議員も、その登録料が支払われているか或は支払われる迄、そしてその信任状が信任状委員会によって承認される迄は投票することを許されない。

信任状の用紙は、代議員の出発前に記入署名を終えて本人に渡すことができるよう十分の余裕を見て、各クラブの幹事宛郵送される。

特別代議員の信任状は、国際ロータリー事務総長によって信任状委員会に提出せられる。

### 選挙管理委員会

(Balloting Arrangements Committee)

各国際大会に於て会長は、選挙人の中から、会長の決定した5名より少なからざる選挙人から成る選挙管理委員会を設置する。この委員会は、すべての投票の準備、投票用紙の印刷と配布及び投票の集計の任にあたる。この任務は、国際大会で投票が必要になった場合その他の票決を要する場合にも適用される。

### 国際大会に於ける投票

(Voting at Convention)

正当な信任状を持つ代議員、委任状保持者、及び特別代議員は、国際大会の選挙体を構成するものとし、これを選挙人と称する。投票は、国際ロータリーの細則の定むる処に従って行なわれるものとする。(R. I. 定款第8条第5節)

### 投票手続

国際大会における投票は、役員の名指し又は選挙について細則に別段の定めがある場合及び次に示す場合を除き、口頭によるものとする。

(1) 選挙人が要求するか、もしくは議長が指

図した場合は、起立投票によるものとし、起立する各選挙人を1票に数えるものとする。

(2) 国際ロータリーの方針を左右するような制定案もしくは決議案またはそのような制定案もしくは決議案に対する修正案については、次に示す各項の状態の中のいずれかが存在するときは、投票は投票用紙記入によって行なうものとする：

(aa) 理事会の過半数もしくは規定審議会の過半数が問題の重要性を認めてこの投票方式による必要を予め宣言した場合、又は出席している選挙人の過半数が宣言した場合；

(bb) 会長又は議長が、口頭投票又は起立投票を観察した結果、その裁量によって、投票用紙による投票が望ましいと宣言した場合；

(cc) 選挙人が、その名前と所属クラブを明らかにした上で、投票用紙による投票を要求し、かつ、上述の条件のいずれによっても投票用紙による投票を必要とする状態にはないことを告げられ、その要求が当然なものであるか否かについての議長の意見を聞かされた後もなおその要求を主張し、更にその主張が、20以上の異なったクラブに属する少なくとも20人の他の選挙人——その人達は、名前と所属クラブを名のる機会を与えられてその身分を明らかにして、その要求の共同主張者になる——によって支持された場合。

会長又は議長は、実際に数を数えることを要しないで起立投票の結果を宣言する権限を持つものとする。そして実数を数える要求が遅滞なく行なわれ、申出での機会を与えられて20名に達する選挙人が、その要求に同調しない限り、その宣言は最終決定とする。

制定案又は決議案又はそれに対する修正案についての投票用紙による投票の命令には、当該制定案又は決議案及びそれに関する未決

定の修正案全部が含まれるものとする。投票用紙は、制定案又は決議案及びそれに対する未決定の修正案を最終的に処理できるように、必要な場合には複数案件を含めて、構成され述べられていなければならない。

投票用紙による投票及び役員の名指し並びに選挙については、選挙人はその保持する代議員証明書及び委任代理権の数だけの票を投ずるものとする。但し特別代議員は、特別代議員としての資格においては、唯国際大会全体に対して提出された案件についてのみ投票することができる。(国際ロータリー細則第8条第1節(d)及び(e)項)

すべての役員選挙は無記名投票によるものとし、3名以上の候補者がある場合は単一移譲式投票の方法によるものとする。但し、一つの役に対してノミニーが唯1名の場合は、選挙人は口頭によって、事務総長をしてそのノミニーに対する選挙人の統一投票を行なわせることができる。(国際ロータリー細則第10条第8節(b)項)

### 単一移譲式投票

大会に於て選挙せられるべき理事或はその他の役員に、2名以上の候補者がある場合には、これらの候補者に対する投票には、単一移譲式投票を用いられる。斯様な候補者名は、投票用紙に記載されなければならない。(理54—55)

### 単一移譲式投票の実施方法

2名を越える候補者がある場合、各選挙人は1票の投票権を有し、それが次のように「ふりかえ」られる仕組みになっている。

(a) 選挙人は、投票用紙に記載された候補者の氏名に隣接する空欄に1という数字を記入する。この欄に1という数字が書かれた票が「第1選択投票」である。

(b) 選挙人は、前項に認められた1という数字の外に、二番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に2という数字を記入し、第三番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に3と書く。以下同様に、自分の最も希望する候補者が落選した場合に選びたいと思う順序に従い、候補者に番号を付して行くのである。従って選挙人は候補者の数と同数だけ自分の選択希望を表明することができるわけである。

いずれの候補者も過半数の票を得られない場合には、第2選択投票以下の選択票を加算して過半数の票を得た候補者を、当選として発表する。

投票の数え方の一例を挙げれば次の如くである。

A, B, C, Dと4名の候補者があり、その内1名が選挙されることになっている。第一選択投票をA, B, C, Dの四つに分けて数える。この第1回の計算に於ては誰も総投票数の過半数に達しない。Cの得票が一番少ないのでCを除外する。Cの得票で、数字2が付されている候補者のそれぞれの得票に、その票を加えて行く。

しかし、このように票を移譲しても、残り3名の候補者の得票がいずれも過半数に達しない。そこで、第2回目の計算で最下位になったBを除外する。従ってBの得票を投票者の示す選択数字に従ってAとDの得票にそれぞれくり入れる。C候補は既に除外されているからこの場合は無視し、次にAとDとどちらを選択しているかを見る。この移譲即ち第3回の計算の結果Dが明らかに多数を得た。

全部の選択を記入していない投票は、記された選択の分だけ数えることにし、それ以外のものは移譲できないから無視することにする。

“X”は第1選択の表示と看做される。一つの投票用紙に“1”又は“X”を二つ以上の氏名に付してあるものは無効とする。

得票が同数になった場合 何回目の計算にせよ、得票が同数になった場合には、選択票の数とその相対的価値によって結果を求めることになる。即ち、第2回目の計算に於ては第1選択の数が一番少ない候補者、第3回目の計算に於ては第1及び第2選択の数が一番少ない候補者という順序で除外して行けばよい。

### 登録料 (Registration Fee)

国際ロータリー細則の規定によれば、大会に出席する16歳以上の者は、必ず登録の上登録料を支払うことになっている。登録料は国際ロータリー理事会によってその都度定められる。選挙人は、登録料を支払わない限り投票することはできない。

理事会は、毎年開催する国際大会の計画に関連して、国際大会登録者が国際大会に関係ある地元の交通乃至その他の特別活動に対して支払うべき追徴金を国際大会登録料に加算すべきものかまたは除外すべきものかを、決定すべきである。(理65—66)

### ホテルの割当 (Hotel Assignments)

事務総長、事務総長補佐又は事務次長は、国際ロータリーに代り、又は国際ロータリーの名に於て、会長もしくは副会長が行なうのと同じ効力を以て、国際大会に関連して理事会から委任されたホテルの予約その他ホテルに関する事項につき、契約、書類作成またはその他の取決めを行う権限を有する。(理36—37)

### 元役員 の 座席

(Reserved Seats for Past Officers)

毎年次国際大会に於て、国際ロータリーの元役員、元理事及び元地区ガバナー、及び国際ロータリーの国又は地域単位の元会長及び元地区委員長(但し現在でも加盟クラブの会員)には、各自の前職を示すバッジを与え、それによって、会場内の代議員専用の席に着席できるようにし、かつ、会場内の特典を与えるようにしなければならない。以上は第18回年次大会に於ける国際ロータリーの決議である。(オステンド大会決議27—16)

### 懇親宴会 (Fellowship Dinners)

理事会は、事情が許し正当な理由があれば年次国際大会において懇親的宴会を開催するため設備を設けることに同意した。すべて斯様な国際大会における懇親宴会は、その規模において国際的でなければならない。理事会は、事務総長に対し、大会委員会及び国際懇親宴会の準備責任者と協力し、かつ国際ロータリーへの出費を最少限度に止めるよう必要な手段を講ずることを指示した。(理61—62)

### 元国際ロータリー役員 の 会合

(Meetings of Past R. I. Officers)

国際大会委員会は、毎年次国際大会の都度、バスター・ガバナー或はその他の国際ロータリーの元役員全員を招いて、レセプション、グループ会合、昼食会その他の社交的な催しを計画するよう示唆されている。但し、これに要する費用は、参加者個人が負担すべきであり、国際ロータリーの支払うものではないということを了解しておくべきである。このような会合を開く目的は、かつて国際ロータリーのために公式の資格で働いた人々が、旧交を暖め、再会の機会を作ることである。もし十分の人数が出席している場合には、年度別

に会合を開くのもよい。また数年度分ずつまとめ、或は全部いっしょに会合してもよい。(理41—42)

### 特別協議会 (Special Assemblies)

理事会は、理事会で許可した場合、国際大会において特別協議会が国際ロータリー細則第8条第2節の規定に従い開催せらるべきことに同意した。(理60—61)

### 国際大会議事録

(Convention Proceedings)

第31回国際ロータリー年次大会は、国際ロータリー理事会の監督の下に国際ロータリーの各国際大会の議事録を作成すること、又、この記録は、国際大会議事全部の逐語的記録である必要はないが、すべての改正された条文、役員選挙、その他国際大会の事務的決定事項に関しては、事実で正確な記録でなければならないことを決議した。

更に、この記録は、理事会監督の下に正しく編集、印刷製本さるべきこと、又、その場合、理事会は、自己の判断に基づいて、この記録の中に、(1)国際大会プログラム、講演、討論、報告等加盟クラブが興味を感じると思われる事項を組入れ、そして、(2)国際ロータリーの方針及び行動にふさわしくないと理事会が判断した講演、議論、討論又はその一部を記録より除外することを決議した。更に、この印刷製本された国際大会議事録を、一部宛無料で、各加盟クラブ及び理事会の決定する国際ロータリーの役員及びその他の人々に送付すること、但し、この無料配布する議事録とは別に、理事会の定める価格を以て理事会の指定する人々に販売するために、余分の冊数を用意することができることを決議し

た。(ハバナ大会決議40-11)

**編集:** 理事会は、事務総長に対して、国際大会議事録の中に次の各項を掲載するよう指示している: 即ち、国際大会の簡単な説明、すべての制定案と決議案の原文及びそれらに関する決定、国際大会に於ける事務的事項、及び国際ロータリー事務総長及び財務長の年次報告、並びにロータリー財団管理委員会報告。以上各項の内容は決議40-41に合致していなければならない。(理53-54; 54-55; 59-60; 63-64; 66-67)

**版權:** 国際大会議事録は、営利会社が複製することのないよう版權所有として国際ロータリーを保護しなければならない。(理27-28)

**印刷及び配布:** 国際大会の議事録は、各加盟クラブへの無料送付及び事務総長が必要とする人々に贈呈するに足る部数を印刷しなければならない。販売すべきものは、議事録印刷に要した実費をつぐなうに足るよう事務総長によって決定された価格で配布すべきである。(理50-51)

国際ロータリーの国際大会  
(Conventions of R. I.)

年度	場所	月日	出席者数
1910	シカゴ (イリノイ州)	8月15日~17日	60
1911	ポートランド (オレゴン州)	8月21~23日	149
1912	デュールス (ミネソタ州)	8月6日~9日	598
1913	バッファロー (ニューヨーク州)	8月18日~21日	930
1914	ヒューストン (テキサス州)	6月22日~26日	1,288
1915	サンフランシスコ (カリフォルニア州)	7月18日~23日	1,988
1916	シンシナティ (オハイオ州)	7月16日~20日	3,591

1917	アトランタ (ジョージア州)	6月17日~21日	2,583
1918	カンサスシティ (ミズーリ州)	6月24日~28日	4,145
1919	ソールトレーク・シテ (ユタ州)	6月16日~20日	3,038
1920	アトランティック・シテ (ニュージャージー州)	6月21日~25日	7,213
1921	エディンバラ (スコットランド)	6月13日~16日	2,523
1922	ロスアンゼルス (カリフォルニア州)	6月5日~9日	6,096
1923	セントルイス (ミズーリ州)	6月18日~22日	6,779
1924	トロント (カナダ・オンタリオ州)	6月16日~20日	9,173
1925	クリーブランド (オハイオ州)	6月15日~19日	10,216
1926	デンバー (コロラド州)	6月14日~18日	8,888
1927	オステンド (ベルギー)	6月5日~10日	6,412
1928	ミネアポリス (ミネソタ州)	6月18日~22日	9,428
1929	ダラス (テキサス州)	5月27日~31日	9,508
1930	シカゴ (イリノイ州)	6月23日~27日	11,008
1931	ウィーン (オーストリア)	6月22日~26日	4,296
1932	シアトル (ワシントン州)	6月20日~24日	5,182
1933	ボストン (マサチューセッツ州)	6月26日~30日	8,430
1934	デトロイト (ミシガン州)	6月25日~29日	7,377
1935	メキシコ・シティ (メキシコ)	6月17日~21日	5,330
1936	アトランティック・シテ (ニュージャージー州)	6月22日~26日	9,907
1937	ニース (フランス)	6月6日~11日	5,790
1938	サンフランシスコ (カリフォルニア州)	6月19日~24日	10,432

1939	クリーブランド (オハイオ州)	6月19日~23日	9,241
1940	ハバナ (キューバ)	6月9日~14日	3,713
1941	デンバー (コロラド州)	6月15日~20日	8,942
1942	トロント (カナダ・オンタリオ州)	6月21日~25日	6,599
1943	セントルイス (ミズーリ州)	5月17日~20日	3,851
1944	シカゴ (イリノイ州)	5月18日~22日	403
1945	シカゴ (イリノイ州)	5月31日, 6月5日~12日~19日	141
1946	アトランティック・シテ (ニュージャージー州)	6月2日~6日	10,958
1947	サンフランシスコ (カリフォルニア州)	6月8日~12日	14,678
1948	リオデジャネイロ (ブラジル)	5月16日~20日	7,511
1949	ニューヨーク (ニューヨーク州)	6月12日~16日	15,961
1950	デトロイト (ミシガン州)	6月18日~22日	6,949
1951	アトランティック・シテ (ニュージャージー州)	5月27日~31日	8,453
1952	メキシコ・シティ (メキシコ)	5月25日~29日	6,804
1953	パリ (フランス)	5月24日~28日	10,107
1954	シアトル (ワシントン州)	6月6日~10日	8,015
1955	シカゴ (イリノイ州)	5月29日~6月2日	14,312
1956	フィラデルフィア (ペンシルバニア州)	6月3日~7日	10,003
1957	ルザン (スイス)	5月19日~23日	9,702
1958	ダラス (テキサス州)	6月1日~5日	14,035
1959	ニューヨーク (ニューヨーク州)	6月7日~11日	15,475

1960	マイアミ・ビーチ (フロリダ州)	5月29日~6月2日	11,345
1961	東京 (日本)	5月28日~6月1日	23,366
1962	ロスアンゼルス (カリフォルニア州)	6月3日~7日	22,302
1963	セントルイス (ミズーリ州)	6月9日~13日	10,779
1964	トロント (カナダ)	6月7日~11日	14,661
1965	アトランティック・シテ (ニュージャージー州)	5月30日~6月3日	9,368
1966	デンバー (コロラド州)	6月12日~16日	12,929
1967	ニース (フランス)	5月21日~25日	19,362
1968	メキシコ・シティ (メキシコ)	5月12日~16日	11,840
1969	ホノルル (ハワイ州)	5月25日~29日	14,453
1970	アトランタ (ジョージア州)	5月31日~6月4日	10,803
1971	シドニー (オーストラリア)	5月16日~20日	16,646
1972	ヒューストン (テキサス州)	6月11日~15日	13,287
1973	ローザンヌ (スイス)	5月13日~17日	17,187
1974	ミネアポリス・セントポール (ミネソタ州)	6月9日~13日	10,015
1975	モントリオール (カナダ, ケベック州)	6月8日~12日	12,975
1976	ニューオーリンズ (ルイジアナ州)	6月13日~17日	13,935
1977	サンフランシスコ (カリフォルニア州)	6月5日~9日	14,168
1978	東京 (日本)	5月14日~18日	40,155
1979	ローマ (イタリア)	6月10日~14日	開催予定
1980	シカゴ (イリノイ州)	6月1日~5日	開催予定

## 地区の管理 (District Administration)

### 地区編成に関する方針

(Policy Governing Creation of Districts)

理事会は、管理の効果を一層上げるために、加盟クラブを集めて地区を設ける権限を有する。地区の編成に関する方針は次の通りである。

以下は、国際ロータリー理事会の判断と決定である：

1. 管理の効果を一層上げるために、加盟クラブは全部地区に所属せしめらるべきである。
2. 地区は、理事会の責任で行なう国際ロータリーの管理の一部面であるから、地区編成の発議権は理事会が執るべきである。
3. 地区は、その編成が国際ロータリー及びその地区内に入るロータリー・クラブの最大の利益となりうると思われる場合においてのみ、編成せらるべきものとする。
4. 地区の編成は一定数のクラブ又は一定の広さの地域によるものではないが、新しい地区は、次に示す事情を考慮して、慎重な調査の上においてのみ創設しなければならない。
  - (a) 地域の広さ (平方マイル)；
  - (b) 現存クラブ数及びその地域内に将来結成可能なクラブ数；
  - (c) その地域内の交通及び通信機関の利便と施設、旅行の見地からみた地域管

理の可能性；

- (d) 地域の住民を特徴づける民族的及び国家的要素；
- (e) 地域の政治的及び経済的状態；
- (f) 住民の言語；
- (g) 地域の結束力；
- (h) 若しありとすれば——州連合、県連合、又は国際地区編成の機会；
- (i) 将来その地区の分割又はその地区のクラブ群の他地区編入によって再編成する可能性；
- (j) その地域にあるクラブと現存する地区のクラブとの関係；
- (k) 機能を果しているロータリーの単位としての現存クラブの記録；
- (l) 財政的考慮。(理 27—28；34—35；51—52；57—58)

### 国際ロータリーに於ける地区の役割 (Role of the District in Rotary International)

理事会は、国際ロータリーに於ける地区の役割について次の如き声明を採択した：

地区とは、国際ロータリーの管理の便宜上まとめられた一群のクラブの所在する、一定の地理的区域であり、ロータリー地区の活動並びにその組織は、個々のロータリー・クラブがロータリーの綱領を推進するのを助けることを唯一の目的とするものであり、地元レベルにおいてロータリー・クラブ(複)や個々のロータリアンが提供するいろいろな奉仕を減殺するようなことがあってはならない。(理

72—73)

### 地区の編成 (Districting)

理事会は、新しく地区を編成し、又現存地区の境界を変更する権限を有する。(国際ロータリー細則第13条第1節)但し、地区境界の変更は、それによって影響を受ける地区の過半数のクラブの反対を冒して行なわれてはならない。

国際ロータリー細則の規定(第14条第9節)によれば、常任地区編成委員会(Standing Districting Committee)は、細則第13条第1節に規定する地区の境界とその編成並びに発表について、理事会及び会長を助けることになっている。

地区編成委員会は、理事会の採択した地区編成の方針に従って、次の如く行動する：

1. 国際ロータリーの地区編成委員会は、国際ロータリー会長が必要と認めた場合、1月に行なわれる理事会の会合に先立ち、成るべく10月又は11月中に開催するものとする。
2. 地区編成委員会は、その会合において、予測しうる将来に地区編成を要すると思われる世界中の地区の事情を検討しなければならない。この検討は、当該地区に関連して入手した事実の情報に基づいて行なうものとする。この検討に基づき、委員会は、特別の研究を要すると思われる地区を選び、次回の国際協議会会期中、それらの地区のガバナー・ノミニーに対し地区編成委員会と協議するよう求めなければならない。前記のガバナー・ノミニーには、それぞれの地区内における地区編成問題について、予め研究しておくよう要請すべきである。
3. 地区編成委員会は、国際協議会会期中に会合し、地区ガバナー・ノミニーとそれぞれの地区内における地区編成問題に関連して協議できるようにしておかなければならない。協議の対象に選ばれた地区のガバナー・ノミ

ニーとの協議について具体的に取決めを行ない、できうれば、その人達に予めその会合の時と場所を通知するものとする。

4. 次期地区ガバナーは、国際協議会からその地区に帰ってから、地区内クラブの組み替えに関する計画遂行に関し、地区内のクラブ会長その他の適格なロータリアンと協議すべきである。必要と認められた場合には、地区内に地区編成委員会を設け、これにクラブの組み替えに関する明確な計画をたてる責任を持たせることとすべきである。

5. 地区ガバナーは、クラブ公式訪問の際とかその地区内のクラブ又はロータリアンとの接触の際に、簡単に地区編成の問題を話し合うべきである。地区編成に関するこのような接触の目的は、その地区に関係する地区編成問題について、クラブやロータリアンに良く知って貰い、その結果、これらクラブで受入れることのできるクラブ組み替えの計画を国際ロータリー地区編成委員会に提出することを容易かつ速やかにするためである。

6. ある範囲のクラブ組み替えが二つ又はそれ以上の地区に影響する場合には、関係地区ガバナーは会合して、その範囲に入るクラブの組み替え計画をたてるため、必要と認められた場合、それらの地区からの代表で連合委員会を設置すべきである。

7. 地区ガバナーは、国際ロータリー地区編成委員会に、現在の地区運営上当面する諸問題について説明し、次に挙げる諸点を明確に示して、地区としての計画を提出すべきである：

- (a) 関係地域の広さと提案地区の境界線を示す地図；
- (b) 現在のクラブ数、各クラブの会員数、及び各提案地区における拡大の可能性；
- (c) 各提案地区における地区大会開催都市に関する情報；
- (d) 各提案地区内の交通機関；
- (e) 政治及び経済事情。

8. 国際ロータリー地区編成委員会は、地区ガバナーよりの提出計画を、成るべく10月又は11月開催の委員会において、或は通信によって、研究し、委員会としての勧告案を、審議してもらうため、理事会に報告しなければならない。

9. 若し国際ロータリー理事会が、審議中の一地区又は数地区内のクラブの組み替えを決定したときは、国際ロータリー細則第13条第1節の規定により、国際ロータリー会長は、関係地区のクラブに、その決定された事項について通知するものとする。

10. 影響を受ける当該地区内クラブの過半数が、国際ロータリー理事会の示す期間内に異議を申立てない場合には、国際ロータリー事務総長は、その地区ガバナー及びクラブに、理事会の決定は確定したことを通知するものとする。(理 54—55)

理事会は、ロータリー・クラブの運営能力を一層向上させる目的を以て地区編成委員会が理事会に提示した勧告に基づいて、理事会が唱道した処の地区編成に関する一般原則を、国際ロータリーの全役員及び地区大会における国際ロータリー会長の全代理が、支持することを期待している。(理 48—49)

地区編成に関して統一ある実施方法を確立するため、地区間の境界の修正が効力を発生する日は、1月1日及び7月1日の内、事情により都合の良い方を選ぶものとする。(理 42—43; 62—63)

理事会は、新たに編成された地区の境界が決定、発表されてから1ヵ年間は、同地区の境界の修正を考慮しないものとする。(理 48—49)

新しいクラブが、現存の地区の境界外にあって国際ロータリーへの加盟を許されたときは、それを地区に編入すべきか、それとも、地区無所属クラブ群の中に入れるべきかについて、決定が行なわれるものとする。効果的な運営を行なうために、全ロータリー・クラ

ブは、究極において、地区に所属せしめらるべきものとする既定方針に従って、地区無所属クラブ群は、できる限りすみやかに、地区に編入されるべきものとする。(理 67—68; 70—71)

### 地区内のクラブ数

(Number of Clubs in a District)

地区を構成するクラブ数の最大限及び地区の地理的な面積に関する厳格な規定はあり得ない。地区は、国際ロータリーに対して財政的に不当な負担をかけるような大きさであってはならないし、又、地区が大きすぎてガバナーがその任務を正しく遂行するのに過労となってもいけないというのが原則である。これらの両極端の中間に於て、地方的事情が決定の要素となるであろう。(理 31—32)

### 国家間に跨る地区

(International Districts)

言語、風習及び距離が許す場合、国家間に跨る地区を新たに編成することは、原則として、望ましいことである。しかし現存の地区の境界を改編し、2以上の地区或は地区の一部を結合して国際的な地区を編成することは、関係クラブにとっても、又、国際ロータリーの全般的運営にとっても望ましいことではない。かくの如き国家間に跨る地区の編成は、慎重な考慮を以て行なわれねばならない。(理 46—47)

### 地区ガバナー (District Governor)

編成された地区における地区ガバナーの直接監督によるクラブの管理は、堅実な方法で

あり、これは継続さるべきである。地区ガバナーの職務の管理に関する国際ロータリーの現在の方針及び方法は満足すべきものである。

地区における国際ロータリーの役員として地区ガバナーの職に選ばれるロータリアンは、完全な適格者であり、その任務及び責任について精通しており、注意深く選ばれ、健康上その他でその任務及び責任を喜んで果しうることが、地区ガバナー制度の効果的運営に必須である。地区ガバナー・ノミニーの選考に当っては、地区ガバナー職の資格及び必要条件が明らかに理解されかつ十分に考慮されることが必要である。(理 61—62)

理事会は、一般原則として、地区について規定されている制度、即ち、数名の副ガバナーを任命してクラブの管理に当らせる大地区方式ではなく、地区ガバナー自身による地区内全クラブの直接監督という制度を変更すべきではないということに賛成しかつそう信じている。(理 74—75)

地区は、地区ガバナー・ノミニーの選出を、地区ガバナーに就任する前々年中に行なうよう奨励されている。(理 66—67)

理事会は次のことを勧告する：

地区ガバナー・ノミニーが、地区ガバナー就任の2年前に選出された地区においては、その就任直前の1ヵ年間、

1. 地区ガバナーから、その地区の各種委員会又は地区組織に関し、特別の任務が与えられること；
2. 地区ガバナー・ノミニーを参加者として指定していないすべての地区集會にオブザーバーとして出席するよう、地区ガバナーから要請されること；
3. 地区大会のプログラムに参加する任務を地区ガバナーによって考慮されること。(理 66—67)

理事会は地区ガバナーに対し、次期地区ガバナーの適応指導、教育及び職務に対する意欲を刺戟することに、より多くの時間をあて

よう、そしてそのために元地区ガバナー及び地域的ロータリー研究会等の集會を利用するよう奨励している。(理 69—70)

理事会は、地区が、国際ロータリー定款の職業分類及び会員資格の規定に従って会員に選挙された者であっても、現実にはそのロータリー・クラブでの会員資格に完全に該当しない人を、地区ガバナー・ノミニーとして選ぶ行為に、重大な関心を持っている。(理 61—62)

地区内の全クラブが行なう地区ガバナー・ノミニーの選出は、ロータリーの原則に合致した厳格な、信頼のできる方法で実施されるべきである。地区ガバナー候補者を支援する活動は、地区ガバナーの重要さ及びその重大な任務内容にふさわしきべきである。地区ガバナー候補者支援の文書の内容は、写真及び本人のロータリー活動、市民としての活動、そして実業又は専門職業活動の説明に限定されるべきである。このほかに本人の立候補を後援、推進する如何なる処置も講ぜらるべきではない。(理 64—65)

理事会は地区に対し、幾多のクラブ群乃至地理的地域の間で伝統的に行なわれている地区ガバナーの輪番指名の方法に動かされることのない手続きによって、地区ガバナーとして最適格の候補者を探し出し、指名するよう勧奨する。(理 69—70)

地区ガバナーは、指名を受ける時点において、一つ又は幾つかのロータリー・クラブで通算5年以上会員であった者でなければならないという国際ロータリー細則第13条第5節(b)項にある資格条件に関し、理事会は、「指名を受ける時点において」という語句は、当該ロータリアンが所属地区の地区ガバナー・ノミニーとして現地区ガバナーにより宣言された日を指すものであることに同意する。(理 69—70; 74—75)

地区ガバナー・ノミニ候補者のための活動

(Activities in Behalf of Candidate for District Governor Nominee)

理事会は、地区ガバナー・ノミニ候補者自身或は他の者が候補者に代って行なう活動について、それが、国際ロータリーの細則、理事会が設定した指針或は当該地区内クラブ(複数)によって設定された地区ガバナー・ノミニ選挙手続きに反していないか否かを注意深く見守るのみならず、それらに反する如何なる活動も承認しないものである。(理 76-77)

理事会は次の事項に同意した:

(a) 地区ガバナーの制度は望ましく又実際的であることが経験によって証明されている。何か改良する必要があるとすれば、この制度を運用する方法の改善を行なうべきである。

(b) 地区ガバナーの職につくべき最良の候補者を確保するため、地区ガバナーは、毎年、所管地区内のクラブに対し、入手できる資料の調査を行ない、かつ、適格なガバナー候補者を推薦するように要請することを勧告するべきである。

(c) 地区ガバナーは、地区大会に先だち、所管地区内の各クラブに対し、ガバナー候補者としての被推薦者の履歴及び資格について伝達しなければならない。

(d) 毎年、地区ガバナーの身分、資格及び任務についての説明書を作成し、これを各クラブに配布して、地区ガバナー・ノミニとして推薦された者或はノミニを推薦しようとするものがガバナーの任務について知ることができるようにすべきである。(理29-30; 39-40; 74-75)

上述の各事項に関し、次の如き説明がなされている:

身分 (Status)

地区ガバナーは

国際ロータリーの役員である;  
所管地区内のクラブによって指名され、国際ロータリー大会によって選挙される;  
7月1日に就任し、1年間または後任者が選挙せられ、資格が確定するまでその任に留まるものとする。

資格 (Qualifications)

地区ガバナーは

指名を受ける地区内のクラブの瑕疵なき会員であることを要する;

会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有する者でなければならない;

地区ガバナー・ノミニ候補者として推薦された年度の前の会計年度末において、国際ロータリーに対して負債残高を持たない、瑕疵なき、義務機能を果たしているロータリー・クラブの有資格会員でなければならない;

指名を受ける時点において、一つまたはいくつかのロータリー・クラブで、通算5年以上会員であった者でなければならない;

クラブの会長又は幹事を勤めたことのある者でなければならない;

ここに規定する地区ガバナーの任務と責任を喜んで果たす意思があり、身体的にもその他の意味においてもこれを果たすことができる者でなければならない;

ガバナーに選挙される直前の国際協議会に全会期を通して出席し、国際協議会終了直後の7月1日までに自分の地区へ帰らなければならない。国際大会への出席は極めて望ましいことである;

所属クラブの尊敬の的であり、かつ信頼されていなければならない;

本人の実業または専門職業の経営において示された経営力を持つ、職業上令名ある男子でなければならない;

ロータリーの仕事を遂行するために必要な時間を提供できるように、自己の実業または専門職業をうまく編成しなければならない;

本人並びにその近親者の品行が非難の余地のないものでなければならない;

ロータリーとその目的、綱領及び規則をよく心得ており、国際ロータリーに対し忠実であることが認められているロータリアンでなければならない;

ロータリーの如何なる面についても信服させ得る方法で論ずることができ、自己の所信を、私的にも、公的にも、簡潔、直截、かつ真剣な言葉で表現できなければならない。必ずしも雄弁家である必要はない。

任務 (Duties)

地区ガバナーは

理事会の全般的統御と監督の下に職務を行なうその地区における国際ロータリーの役員である。担当地区のクラブに対する直接監督の責任を果たすについて、地区ガバナーは、国際ロータリーの綱領を推進する特別の任務を課せられており、身を以て次の諸項を実行しなければならない:

担当地区の新クラブ結成を指導監督すること;

担当地区内の既存クラブの強化を助成すること;

担当地区内クラブ相互間の友好関係及びクラブと国際ロータリー間の友好関係の増進;

担当地区の地区大会と地区協議会を計画、運営、主宰すること;

できるだけ年度の早い時期に、担当地区内の全クラブを公式訪問すること。(この訪問は急いですませるべきではない。ガバナーは、有意義なクラブ協議会を開いて協議し、またロータリーに関する包括的な講演をなすよう十分な時間をかけるべきである);

担当地区内の各クラブ会長および幹事にマンスリー・レターを発送すること;

国際ロータリー会長又は理事会から要請があった場合は、速やかに国際ロータリーに報告をすること;

クラブ強化のための勧告案とともに、地区内クラブの状況に関する詳細な情報を後継者に提供すること;

後継者に代々続けられている地区記録を引き継ぐこと;

地区における国際ロータリー役員としての責任に属しているその他の任務を遂行すること。

しかしながら、グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、地区ガバナーの任務は、R.I.B.I.審議会の指示のもとに、R.I.B.I.定款並びに細則に則り、当該地域の伝統的慣行に従って遂行されるものとする。また、国際ロータリー会長或は理事会から要請があった場合は、速やかに国際ロータリーへ報告をし、そして地区における国際ロータリー役員としての責任に属するその他の任務を遂行しなければならない。

その他地区ガバナーが遂行すべきものと考えられている事項に以下の如きものがある:

ロータリアン誌 (又はレピスタ・ロータリア)、国際ロータリー・ニュース、事務総長書翰、その他国際ロータリー中央事務局からのすべての公報、文献類、及び地区内各クラブの出版物などに目を通す;

各クラブに対し、少なくとも毎年1回は都市連合会に参加するよう奨励する;

国際ロータリー大会への出席を奨励する; 必要があれば、クラブ会長及び(又は)幹事の特別会議を開催する;

毎月担当地区内クラブの出席報告の摘要を作成し、この地区報告を国際ロータリー事務総長に送付する。

.....  
理事会は、国際ロータリーの細則に定められている地区ガバナーの任務中、特に、「地区における国際ロータリーの役員としての責任

に属している任務」は自ら遂行するものとするとの規定は、会長や理事会によって定められているプログラムや活動を実行する責任をも含むことに同意した。(理67-68)

### 指名に必要な資格の取得

(Qualifying for Nomination)

地区ガバナーのノミニーとして資格条件を認められるためには、その職に指名された候補者は、細則に定められている地区ガバナーの資格条件、任務及び責任を詳らかにした上で、事務総長の手を通じて国際ロータリーに対して細則に列記された地区ガバナーの資格条件、任務及び責任を明確に理解していること及び地区ガバナーとして資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引受け、これを忠実に果す意思があり、それができる状態にある旨の声明書に署名して提出しなければならない。

国際ロータリー細則は、同細則に規定された資格並びに必要な条件に合致しない地区ガバナー・ノミニーの指名は拒否するべきものとし、事務総長はこれを選挙のため国際大会に提出しないものとするを規定している。

もしも、前述の規定の通り地区ガバナー・ノミニーから署名ある声明書を受領したにも拘わらず、そのノミニーが細則に定める任務と責任を十分に果すことができないであろうと、理事会が信ずる理由があれば、理事会はその指名を一時停止することができる。このような一時停止が行なわれたならば、地区ガバナーとそのノミニーに、その旨通告しなければならない。そして、そのノミニーは、地区ガバナー及び事務総長を経由して、地区ガバナーとしての任務と責任を取り、忠実にこれを遂行することができることについての再度の申立てを理事会に提出する機会が与えられるものとする。かかる申立てを含めすべての関

連事情を審議した上で、理事会は、3分の2の多数を以てそのノミニーの指名を拒否するか、或は一時停止を撤回するものとする。

もし上述の規定のいずれかに基づいて地区ガバナー・ノミニーの指名が拒否された場合は、事務総長は、関係地区の地区ガバナーに、その拒否とその理由を通告しなければならない。そして地区ガバナーは、これを当該ノミニーに通告しなければならない。そこで、時間が許すならば、その地区は、細則の規定に従って、地区ガバナー指導のもとに、地区大会又は郵便投票の何れかにより、地区ガバナーのノミニーをもう1名選ばなければならない。地区が、受け容れ得る、かつ資格条件の備わった地区ガバナー・ノミニーを選出することができなかった場合、ノミニーは、国際ロータリー細則第13条第5節(h)項の規定に従って選出さるべきものとする。

### 地区ガバナー・ノミニーの国際協議会出席 (Attendance of District Governor Nominee at International Assembly)

長い経験に基づき、かつ、既定の方針と手続きとに添って、理事会は、地区ガバナー・ノミニーが国際協議会に出席することは、国際ロータリーが各地区を効果的に管理する上で重要なことと考えている。

更に、理事会は、各地区ガバナーが、その地区における国際ロータリーの代表者として効果的に行動し、かつ、国際ロータリーの役員としての地区ガバナーに期待されている所管地区内クラブの指導、指揮及び助言を行なおうとするには、国際協議会に参加することから得られる基本的経験と訓練を受けなければならないことを不動の信念として堅持している。

理事会は、各地区ガバナーが、地区ガバナー

候補者全部及び地区内の全クラブに対し、ガバナー・ノミニーが地区ガバナーとしての必要な用意をなすため国際協議会に出席することは必須条件であり、候補者が国際協議会にその全期間出席できかつ実際出席するのでなければ指名は承認されないということを強調するように、要請している。

理由の如何にかかわらず、地区ガバナー・ノミニーが国際協議会に出席することが出来ない場合は、その人自身及びその地区のクラブに対し公平に考え、かつ、世界を通じての国際ロータリーの最善の利益のために、その人は、国際協議会に全期間出席できかつ事実出席する被指名者の選択ができるようにするため、直ちにその指名を辞退することが期待されている。

地区ガバナー・ノミニーに再度指名された場合には、2回目の国際協議会に、地区ガバナー・ノミニーとして出席することはできるが、2回目からの協議会出席の費用は、特殊な事情のある場合及びその国際協議会開催に先立ち理事会が特別に承認した場合に限り、国際ロータリーにおいてこれを支弁するものとする。(理71-72)

### 経費

(Expenses of District Governor)

国際ロータリーは、各ガバナー・ノミニーに対し、国際協議会出席に伴う必要かつ適正な費用を弁済することになっている。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおける地区ガバナーを除き、国際ロータリーは、又、各ガバナーに対し、地区内の各クラブに1回ずつ公式訪問を行なうに要する旅費、通信費、各クラブ役員へ送付するマンスリー・レターの発行費、地区大会及び地区協議会への旅費等の費用を一括計上した金額を割当てている。国際ロータリーは前記出費を、この

割当の範囲内においてのみ各ガバナーに弁済する。

グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、地区ガバナーがその任務遂行上生じた費用は、グレート・ブリテン及びアイルランド内・国際ロータリー加盟クラブが国際ロータリーに納入した人頭分担保金からR.I.B.I.に割当てられてR.I.B.I.が保有している資金から、地域単位R.I.B.I.によって支払われる。

### 地区ガバナーの職務管理に関する方針 (Policy on Administration of Office of Governor)

理事会は、地区ガバナーの職務管理について次の方針を採択している：

理事会は、地区ガバナーの職務管理に関する方針の一部として、国際ロータリーの定款並びに細則が地区ガバナーによって遂行されるべき特定の任務を規定することを承認する。

しかし、グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、地区ガバナーの任務は、R.I.B.I. 審議会の指示のもとに、R.I.B.I. 定款並びに細則に則り、当該地域の伝統的慣行に従って遂行されるものとする。また、国際ロータリー会長或は理事会から要請があった場合は、速やかに国際ロータリーへ報告を提出し、そして地区における国際ロータリー役員としての責任に属するその他の任務を遂行しなければならない。

理事会は、地区制管理方式が満足すべきものかつ効果的なものであることが証明され、従って存続さるべきであることを再確認する。

地区ガバナーの職務管理関係者の参考および指針とするため、理事会は、次のことをこの方針の一部として掲げておく：

(a) 地区ガバナーは、地区内に於て認められている国際ロータリーの唯一の管理役員で

あるが、地区内のクラブ数及び地区の地理的範囲に応じて、地区内の隣接している数クラブずつをもって二つ乃至それ以上の地域に区分して、各地域にガバナー代理として適格なロータリアン（直前クラブ会長を優先的に）を任命すべきである。斯様な代理は、日常の管理事務についてガバナーを補佐し、その地区内のクラブ及び地区ガバナーの非公式の助言者として行動するものである。地区ガバナーは、又、その監督の下に、地区内のロータリー計画を推進する地区諮問委員を1名乃至数名任命することができる。

(b) 次に示す解説は、分区代理又は地区諮問委員会を設けようとするガバナーの参考に供するものである：

1) ガバナーの分区代理：

何か：地区内に於て予め決定した分区にある各クラブの管理責任者を援助するための非公式なガバナー代理。

これらの代理は、その分区内のクラブ会長とガバナー間の連絡員で、公式の権限をもつものではない。

ガバナーは、自分が直接責任を持つべきものと考えられている職務を分区代理に委任してはならない。

誰か：元会長；所属クラブの管理者として特に成功した人々。

如何に：地区は、その地理的状態及びその広さにより、3クラブから7クラブの基準で区分される。

代理の一般的任務：分区内のクラブに、年2回か3回位非公式の訪問をする。これらのクラブ内部の発展状況をガバナーに知らせる。分区内の都市連合会を計画準備する。分区内又は他の分区との出席競争を準備する。非常事態の発生した場合、特別訪問を行なう。クラブ役員に講演者の斡旋その他有用な援助を与える。地区ガバナーの要請事項や勧告事項の実行を推進するようクラブを督励する。クラブの充填、未充填職業

分類表作成に助力する。クラブが会員数を徐々に確実に増加するためには上手に立案されたプログラムを作成することがクラブにとって大切であることを、役員並びに必要な場合は会員にも理解させるのに協力する。地区大会のプログラム委員会の一員として活躍する。

経費：クラブ間の距離が接近しているため、経費は普通あまりかからないので、通常各代理は自己負担とする。

長所：未来のガバナーを養成することができる。ガバナーの資格で出席することが好ましくないような場合に、非公式に援助できる。分区代理のいない場合よりも多く都市連合会を開催できる。出席率を高める。分区内のクラブの全般的な管理が改善される。地域社会における有益な一般に認められた実業並びに専門職業活動の真の横断面をクラブ内に実現するため、上手に立案されかつ管理される計画の利点を分析、検討するようクラブを督励できる。ガバナーに援助と、同情と、感激を与え、かつ、地区内に健全な道徳を樹立するのを助ける。

2) 地区諮問委員会：

地区諮問委員会は、ガバナーの直接の監督と指導を受けて活動するために任命されるべきもので、その目的は地区管理のあらゆる面についてガバナーに助言することにある。それ故本委員会の委員は地区内の元R.I.役員の中から選ぶよう提案されている。

3) 一般：

ガバナーは、地区を管理する役員であるから、所管地区内クラブに関する権限及び責任はいささかも軽減されることはない。彼は、分区代理又は地区諮問委員会が存在しない場合の如く、各クラブを訪問し、クラブの報告を受ける等々のことをしなければならぬ。国際ロータリーは、分区代理又は地区諮問委員会の仕事に付随する経費の請求には応じない。理事会は、地区ガバナ

ー自身によるクラブの直接監督という一般に認められた方針を乱すような副ガバナー、代理ガバナー、常任の地区幹事、又は如何なる正式な組織の設置をも承認しない。事情が許せば、ガバナーは、地区内の弱体クラブを強化するため、慎重に選考された補佐（元国際ロータリー役員その他）の奉仕を活用すべきである。分区代理又は地区諮問委員会が既に任命されている場合は、弱体クラブの強化に当ってガバナーを援助する補佐を、上記の分区代理又は地区諮問委員会委員中より任命しても差支えない。国際ロータリー理事会により随時特に勧告され、そしてその示された方法により構成された委員会を除き、次期ガバナーの権限又は責任を如何なる方法でも弱める結果となるような継続的役員、組織、又は委員会の如きものを地区内に作ってはならない。

(c) 国際ロータリーの年間予算には、地区ガバナーが、地区内に於てその責任と任務を遂行する際負担する妥当かつ必要な経費を弁済するための支出金が計上されている。その支出金の総額は、次の経費承認諸項目を賄う割当相当額とする：

- 1) 必要な場合の事務並びに速記のパート・タイマー；
- 2) 小型印刷または謄写印刷したマンスリー・レターの発行および地区内各クラブ会長並びに幹事宛郵送費；
- 3) 必要な一般通信費；
- 4) ガバナーに必要な文具や事務用品；
- 5) 必要な場合の電話並びに電報料；
- 6) 地区内の各クラブへの公式訪問1回、地区大会の準備と、その指導、次期地区ガバナーとして並びに地区ガバナーとしての地区協議会への出席準備と開催準備のための旅行の既定方針に基づく旅費及び日当。

地区ガバナーは、その地区内の弱体クラブを2回以上訪問するよう勧奨されている。か

かる追加訪問が必要でしかも地区ガバナーの予算内で実施できない場合、又はインターアクトおよびロータリーアクトなどのような、最初の予算に計上されていない他のロータリー・プログラムのため追加予算が必要な場合には、かかる追加経費は支弁されるものとする。但し、事前にかかる追加予算の請求が、地区ガバナーから事務総長を経て理事会へ提出され、かつ、承認された場合に限るものとする。

新クラブ結成と認証状伝達に関連してガバナーが必要とする旅費の弁済は、ガバナー予算の前記割当額には含まれていないので、別に国際ロータリーから支給される。新クラブ結成並びに認証状伝達に関連して加盟金の半額を越える経費を必要とする場合、ガバナーは、その経費が得られるか否かを確かめるため、中央事務局と協議すべきである。(理65—66)

国際ロータリーの資金は、種々の地区委員会に関係する如何なる経費にも使用してはならない。(理46—47)

地区組織 (District Organization)

如何なる地区においても、恒久的地区組織を設け恒久的地区幹事をおくことは賢明なことではない。適切な広さの地区は、一人のガバナーで管理することができる。援助を要するときには、ガバナーは、何時でも非公式に元ガバナーや他のロータリアンの助力を請うことのできる特典を持っている。(理 25—26；37—38)

地区内において運営される正式の地区機関や組織は、ロータリー世界を通じて何処でも推奨すべきものでなく又効果的なものでもない。(理57—58)

理事会は、種々の地区委員会の委員長の人選に際して地区ガバナーが経験豊かなロータリアンを任命すべきこと、又地区委員会組織は、地区ガバナーが地区におけるロータリ

一・プログラムの効果的推進に必要と考える場合にのみ拡大すべきことであるということを決した。(理66—67)

国際ロータリー細則第13条第5節(c)項の規定の下に課されている種々の任務及び責任事項のうち、地区ガバナーが直接責任を負うべき事項は：

- 1) 地区協議会の立案及び指導；
- 2) クラブの公式訪問；
- 3) マンスリー・レターの発行；
- 4) 地区大会の立案及び指導；
- 5) 国際ロータリー会長、国際ロータリー理事会及び中央事務局との関係；
- 6) 新ロータリー・クラブの結成候補地の調査の承認。

以上6項を除く職務については、地区組織を通じて委任することが認められかつ奨励されている。(理69—70；74—75)

理事会は次の各項を決定した：

- a) 地区ガバナーは、地区組織に継続性の規定を設けるよう勧奨するべきこと；
- b) 地区ガバナーは、分区代理の任命並びにその利用を絶えず奨励するべきこと；
- c) 地区ガバナーに対し、地区組織図試案が地区の必要事項、プログラム及び地形に応じて修正するように立案されている弾力的プランであることを強調すること；
- d) 地区ガバナーに対し、その就任前に地区幹事を選定するよう奨励すること。地区幹事になる者は、ロータリーに通曉しかつ地区会合の経験も豊富なロータリアンで、地区会合の準備、適切な書簡処理、諸地区会合の議事録の編集、諸種の記録保存等の日常の管理事務の面でガバナーを助けてガバナーをそのような仕事から解放することができる者でなければならない。但し同一人を通算5年以上地区幹事に任命してはならない。(理68—69；75—76)

### 数地区合同組織

(Multi-District Organization)

理事会は、1国内の二つ以上の地区又は全地区を包含する一つの機関乃至そのような組織又は管理部門の設置には好意を寄せない。(理69—70)

### 元ガバナーの利用

(Utilizing Services of Past Governors)

元ガバナーの率仕は可能なときには如何なる場合でも利用すべきである。例えば地区協議会、地区大会及び拡大の仕事において、元ガバナーを利用すべきである。(理26—27)

ガバナーは、その地区に於ける国際ロータリーの公式の代表である。ガバナーの任務或は管理上の権限を幾分たりとも元ガバナーその他に譲ることは賢明でない。(理39—40)

クラブに元ガバナー或はその他の国際ロータリー元役員が居るような場合には、彼等にロータリーの仕事に対する経験と能力があるので、クラブに難問題や或はクラブ会長がクラブの機能発揮に困難を生じたような場合には、彼等を利用する可能性のあることについて、各クラブ会長の注意が喚起されている。(理41—42)

地区の元ガバナーは利用できる才能と経験の一大貯蔵所であるという事実、ガバナーの注意が喚起されている。ガバナーは、成しとげにくい仕事に遭遇した場合、これらの元ガバナーを利用して自己の努力を補うのがよい。地区ガバナーは、弱体クラブの強化を計る際に、補佐(元国際ロータリー役員及びその他)の任務を注意深く選定しかつその尽力を賢明に活用するよう奨められている。その補佐には、地区内の弱体クラブを訪問してプ

ログラムの材料を提供したり、財政について彼等に助言を与えたり、委員会の設置及びクラブの正規の機能を果す上に援助して貰ったりすることを依頼してもよい。又、ガバナーは、クラブに対して元ガバナーに訪問して貰うことを要請するよう示唆してもよく、或は、クラブに元ガバナーの訪問を歓迎するかどうかを問い合わせてもよい。(理41—42；62—63)

理事会は、地区ガバナーが、地区の元国際ロータリー役員を、諮問委員会やその他のロータリーの特種部面関係の委員会に関連して大いに利用することに賛意を表し、かつ、「ガバナー諮問機関」「ガバナー諮問委員会」「顧問審議会」その他類似の元地区ガバナー達のグループが、ロータリー・プログラム及び地区ガバナーの援助に大きな貢献をなしていることを認めている。但し、かかる元国際ロータリー役員の正式な組織は、地区ガバナーの指揮、監督の下におかされるべく、かつ、如何なる面においても、地区ガバナーの権限又は責任を軽減しないものとする。(理67—68)

理事会は、

- a) 地区ガバナーに対し、次の諸事項、即ち、拡大活動、次期地区ガバナーの教育、国際大会への出席推進、ロータリー情報の周知徹底、弱体クラブ援助のための直接指導および、クラブ会長や地区ガバナーの要請があった場合に当該ロータリー・クラブの理事会の特別メンバーとなることについて国際ロータリー元役員の協力を頼ることを考慮するよう要請する；
- b) 地区ガバナーに対し、国際ロータリー元役員の経験および交際範囲の広さを十分に活用して、担当地区外における接触を含む諸活動、たとえば、組合わせ地区およびクラブ・プログラム、青少年交換、世界理解週間その他の国際的な接触や協同活動の分野においてその協力を得ることを奨励する；

c) 1926—27, 1939—40, 1941—42, 1962—63および1967—68の各年度の理事会によって採択された元地区ガバナーの利用に関する既往の声明を再確認すると共に、地区ガバナーの諮問機関として、元地区ガバナーたちが、それぞれの地区に適した方式で、定期的に会合を開くことを特に強調するものである。(理76—77)

### ガバナーの記録及び書類

(Records and Files of Governor)

退任するガバナーは、その後任者に対し、その地区に於て最もロータリーの為になるようにその任務を遂行する上に参考になると思われる情報をすべて引継ぐよう要請されている。

地区ガバナーは、代々相伝の地区記録を全部後継者に引継ぐべきものとする。(国際ロータリー細則)

理事会は、地区ガバナーに対し、地区の記録乃至要覧の作成に当っては、ガバナーが就任のための準備と地区の問題の処理やその他の責務の遂行に役立つ情報を、簡潔に付記することを奨励している。なおかかる書類は、ガバナーが常に最新の状態に整備し、後任地区ガバナーに引継ぐべきである。(理68—69)

### 地区ガバナーの半期報告

(Semiannual Reports of District Governor)

地区ガバナーは、年2回報告書を提出する。第1回報告は、7月1日より12月31日の期間にわたるもので、ガバナーは、その中で、地区内のロータリー管理に関する批判、観察及び示唆を提示して、国際ロータリー会長に提出する。この報告は、3通作成し、1通は国

際ロータリー会長事務所へ、1通はガバナーに関係深い事務局に送り、そして1通は地区ガバナーの綴込みに入れるものとする。

第2回、即ち6月1日付の最後の報告は、国際ロータリーに提出されるもので、地区の一般状況、及び地区内の特殊な活動及び事態について記載し、かつ、総括的な批判、観察及び示唆を提供する。この報告は、1通は国際ロータリー事務総長に送り、1通は次期ガバナーに送り、1通は地区ガバナーの綴込みに入れて保管する。

### ガバナーのマンスリー・レター (Governor's Monthly Letter)

ガバナーのマンスリー・レターを個々のロータリー会員に送ることとするには国際ロータリーの資金は十分でない。地区の費用でガバナーのマンスリー・レターを個々のロータリー会員に送ることにするかどうかは、各地区に於て決定すべきことである。(理33-34)

ガバナーのマンスリー・レターは、各クラブの会長、幹事だけでなく、全会員がこの書翰に書かれている地区の活動とその他の重要な情報を得られるよう、毎月クラブ理事会でこれを読むこと、又、或る部分をクラブ例会でも読むようにすることを、全クラブに対し提案する。(理34-35)

理事会は、地区ガバナーがそのマンスリー・レターでクラブ会員数の増減を報告するとき、前月の報告との比較増減の代わりに、又はそれに加えて、当該ロータリー年度の7月1日以降の会員の増減を示す数字を入れるよう勧奨する。(理67-68)

理事会は、地区ガバナーに対し、それが適切と思われるならば、そのマンスリー・レター第1号に、所管地区のロータリアンが一般に使っている言語版で入手可能なロータリー文献に関する記事を載せるよう要請している。

(理68-69)

### ガバナーのクラブ訪問 (Governor's Visit to Club)

ガバナーは、自己の地区内全クラブを公式訪問するよう期待されている。この訪問は急いで行なうべきではない。効果的なクラブ協議会を催したり、クラブに対し総合的なロータリーの話をしたり、或は又、クラブ内にロータリーに関する知識を普及強化する目的でクラブ・フォーラムを開いたりすることによって、クラブと協議する機会が持てるように、十分な時間をかけるべきである。(理46-47; 49-50)

直前ガバナーが、その任期の最後の3ヵ月間に加盟した新クラブを訪問することに異議はない。但し、これは予めガバナーの承認を受けた場合のことである。(理44-45)

ガバナーが所管地区内の外国に法律上入国できない地区に於ては、国際ロータリー会長は、ガバナーと相談の上、理事或は他の適格なロータリアンにガバナーに代ってこれらの国のクラブを訪問させる権限を持っている。(理49-50)

### 地区出席競争 (District Attendance Contests)

理事会は、各地区ガバナーが、その地区内のクラブ間に出席競争を行なわせること、及び、クラブからガバナーに提出される月例の出席報告に基づき、そのマンスリー・レターにかかる競争の結果を発表することを要求する。(理67-68)

### 活動の同格部門三点 (Three Point Co-Equal Avenues of Activity)

ロータリーが最も広い影響を与えることができるようにするために、ガバナーは、自己の地区に於て、次に示す活動の同格部門である三点を実行すべき責任に重点をおくべきである。

(a) 何処であろうと、クラブが成功裡に維持され得る見込のあるあらゆる都市にロータリー・クラブを結成すること。

(b) 各クラブが職業分類をできるだけ多く充填すること。この場合最良の候補者を確保することに重点をおく。一つの職業分類に於て総ての条件が同一である場合には、若い方の候補者を選ぶこととしてクラブの平均年齢を下げる。

(c) 国際ロータリーの計画及びロータリーの綱領に関してロータリアン各自を啓蒙することを強調すること。(理45-46)

### 地区協議会 (District Assembly)

地区協議会は、次期会長、幹事及び理事会が指名したその他の次期クラブ指導者たちに各自の責務と奉仕の機会についての理解を深めさせるため、彼等の活動意欲を刺激し、感動を与え、ロータリー知識を伝え、クラブの管理業務を教示することを目的として開催される。

地区は、地区協議会を毎年国際協議会終了後から6月30日迄の期間中で、国際大会に参加する者が出席できなくなることはないような時に開催することを勧告されている。

毎年の地区協議会の計画立案とその運営について、地区ガバナーは、次期ガバナーと協議しかつ協力すべきであり、次期ガバナーは協議会のプログラムで重要な役割を果たすべ

きである。(理70-71)

理事会は、可能な場合は、毎年国際協議会が終了した後、できるだけ早期に、地区が地区協議会を開くよう引き続き奨励すること、また国際協議会に先立って地区協議会を開く必要のある地区においては、次期地区ガバナーは、地区組織や、公式訪問等の計画を国際協議会出席後までは最終的に決定をしないよう強調されるべきことに意見が一致した。(理72-73)

ロータリーは、考案することも実践することも年と共に急速に進歩する。国際協議会は、この考案と実践を最新のものとするために計画されたものである。従って国際協議会に出席したガバナーが必ず地区協議会を統制すべきである。地区協議会に於て発表するときにガバナーの補佐をつとめる人々を選考するに当って、地区ガバナーは、地区内の最も適格なロータリアンを選ぶものと期待されている。そして彼等が割り当てられた各主題に関して最新の情報を得ているかどうかを確かめるため、地区協議会に先立って各個人と会談するものとする。(理54-55)

地区ガバナーは、地区協議会のプログラムから娯楽及びレクリエーションをすべて除外するよう勧告されている。(理52-53)

各クラブは、次期会長及び幹事に指名された会員に対し、その指名を受諾する前提条件として、地区協議会出席の誓約を求むべきである。その費用はクラブ又は地区が支払うよう勧告されている。(理63-64)

ガバナーは、次年度のクラブ会長及び幹事が地区協議会に出席することの重要性を特に強調しなければならない。又、クラブ役員にロータリーの計画に関する知識を与えて、感激と決意をもってクラブに帰るようにさせ、そして、クラブ協議会を通じて、個々のロータリアンに関する限り、ロータリーの計画が一層効果的なものになるようにさせることに特に努力を払わなければならない。(理48-49)

次期クラブ会長並びに幹事は、地区協議会開催に先立って、所属クラブの会員増強の形態を調べておき、かつ適切な増強を保証する計画を考えている場合はそれについて討議できるようにしておくことが勧奨されている。(理73-74)

次期クラブ役員のためのグループ  
会合 (Group Meetings for Incoming  
Club Officers)

理事会は下記事項に意見が一致した：

- a) 地区ガバナー・ノミニーが国際協議会から帰国後に地区協議会が開かれることになっている地区では、地区ガバナーは、地区協議会開催前にできるだけ早目に、クラブの次期会長、副会長、幹事達にその任務、責任とに精通させるための情報を与える目的で、かつ次ロータリー年度に於けるかられの計画を考案しはじめることができるように、1回乃至数回の会合を開くよう勧告する。この種の会合の費用は、国際ロータリーの負担とならぬよう開催されるべきであり、又国際ロータリー細則に従う地区協議会に代るものであってはならない。
- b) 地区協議会を、国際協議会に先立ってか或は地区ガバナー・ノミニーが国際協議会から帰国前に、開く必要のある地区では、地区ガバナーは、クラブの次期役員達に、国際協議会から帰国した地区ガバナー・ノミニーに会う機会を与えるための会合を1回乃至数回開くよう勧奨されている。このような会合の費用は、国際ロータリーの負担とならぬよう開かれるべきである。(理72-73)

理事会は次のことを決定した：

- a) 各地区において、地区協議会に先立って、次期のクラブ会長、副会長、幹事の

グループ会合を開催することをより一層強調すべきこと、そして地区ガバナーに対し、このようなグループ会合の開催を毎年予定に組み入れることを考慮するよう督励すること；

- b) 次期クラブ役員のためのグループ会合のプログラムは、クラブを管理する上に助けになるような、啓発的、教育的なものでなければならないこと、そしてそのために、このようなグループ会合においては、参考資料としてこの覚え書の公式謄本は綴込まれている討議題リストの利用を推奨すること；
- c) 可能な場合はクラブ会長必携をグループ会合の前に次期クラブ会長に送付すべきこと；次期クラブ会長の氏名がわからない場合は、現クラブ会長に送付してその後任者に渡してもらうこと。(理76-77)

次期クラブ会長のための研修会  
(Training Meeting for Incoming  
Club Presidents)

理事会は地区ガバナーに、毎年1月2日～14日の期間内に、次期クラブ会長のための研修会開催を日程表に組み入れることを考慮するよう勧奨する、尚、この研修会は地区ガバナー・ノミニーの協力を得て、国際ロータリーに経費の負担をかけずに、開催されるものとする。更に理事会は、かかる研修会のプログラムとして、理事会が考案したものを推奨する。その謄本は中央事務局より入手できる。(理77-78)

地区大会 (District Conference)

ロータリアンの地区大会は、各地区で、毎

年、地区ガバナーと地区内過半数のクラブ会長が同意した時期と地区内の場所において開催される。ただし前記の開催時は、地区協議会、国際協議会又は国際大会に選ばれた時期と重ならないようにしなければならない。

地区大会の目的は、交歓と、感銘深い講演と、地区内クラブ及び国際ロータリー全般に関する問題の討議によって、ロータリーのプログラムを推進することである。大会は、理事会から提出された特殊な問題あるいは地区内で生じた問題について審議する。

地区大会は立法機関ではないが、時として、大会での討議の結果起草された立法案を規定審議会に提出して審議を求めめることもある。地区大会は、所定の年度には、規定審議会に送る代議員を1名選出する。大会は又、翌年度のガバナーを指名する。場合によっては翌年度のガバナーを指名しても差支えない。(理70-71)

地区は、次の地区大会を開催する期日の少なくとも1年前、地区大会が非常に早期に行なわれるよう計画されていない限り、成るべく前地区大会において、次の大会日と場所を選ぶよう奨励されている。

地区ガバナー・ノミニーが地区によって選出され、国際ロータリー事務総長にこれが証明されたならば、そのガバナー・ノミニーがガバナーを務める年度のその地区の大会はあらかじめ計画することができ、その開催地は、そのガバナー・ノミニーと地区内クラブのその時点における会長の過半数との合意によって決定することができる。

ある種の地区大会委員会は、できるだけ早期にガバナー・ノミニーによって設置されるよう示唆されている。然しながら、諸計画の最終的決定は国際協議会の終了後まで保留すべきである。(理56-57)

理事会は、地区に対し、地区ガバナーが地区大会の成功を確実にするというその基本的責任の遂行に必要な時間を十分に取ることが

できるように、できうれば、地区大会開催期日を、ロータリー年度内のガバナーのクラブ公式訪問完了後(大抵は年度後半)に予定することを奨励する。(理69-70)

連合地区大会の開催：国際ロータリー細則は、国際ロータリー理事会が二つ以上の地区の連合地区大会の開催を認めることができることを規定している。

可能な場合、二つ以上の地区の連合大会の開催が奨励されている。(理63-64)

2年続けて地区大会を連合で開くことは望ましくない。(理43-44; 56-57; 61-62)

大会プログラム：大会の期間は2日より少なくないようにすべきである。大会のプログラムを準備するに当り、ガバナーは、ロータリーの話者が主となるようにし、ロータリアンでない講演者がプログラムに出る場合には、彼等の話の主題をロータリーの綱領に直接関連させるよう努力しなければならない。(理42-43; 58-59)

地区ガバナーは、地区大会を計画するに当り、地区内のロータリアン並びに来賓が経済的理由から大会出席を思い止まることのないよう経費を最少限にとどめることが得策であることを考慮に入れることを奨励されている。(理63-64)

ただ1日限りとする大会プログラムをガバナーに提供してはならない。もしガバナーから1日だけのプログラムが要求された場合には、事務総長はそのようなプログラムを作成することについてガバナーを援助するであろう。しかし、事務総長は、ガバナーに対し、1日だけの大会ではロータリーのプログラムを満足に遂行することはできないというのが理事会の意見であることを伝えるよう命ぜられている。(理47-48; 48-49)

理事会は、地区大会の会期を最少限2日とすべきこと、そして最大限度を、理事会の提案する3日間とするよう強く推奨し、かつ、地区ガバナーに対し、地区大会プログラムの

立案に当って昼食、宴会及び娯楽を除き総計9時間を本会議並びにグループ討論会に充当するよう勸奨する。(理46-47; 68-69; 69-70)

大会のプログラムの立案と実行は、ガバナーの責任であり、又、ガバナーだけがプログラムの完全な統制を掌握すべきである。(理48-49)

大会の出席率を良くし、最大の効果をあげるため、ガバナーは次の如く行動すべきである：

- (1) 新たに結成されたクラブ全部の全会員が大会に出席するよう特に努力する；
- (2) 地区のはぼ中心に位置する都市で大会を開催するよう努力する；
- (3) クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の各協議会を開くよう準備する；
- (4) 大会プログラムの立案に当っては、不必要な娯楽的接待及び競技類をやめ、主題を厳格にロータリーの議事日程に限るようにする；
- (5) 婦人及びその他すべての大会参加者が、本会議の全部に出席するよう強調し、婦人達に対する接待も本会議出席をさまたげないような時間に於てのみ行なうよう準備する。(理42-43; 47-48; 48-49)

理事会は、地区ガバナーに対し、地区大会の会場に展示場を準備して、地区内全クラブに少なくとも一つのクラブ企画を展示するよう要請し、そのうちの優れた企画を表彰することを勸奨する。尚、併せて地区レベルの企画も展示するよう奨める。(理68-69)

会長代理の地区に対する挨拶は、最も重要なものである。従ってこの挨拶はプログラム中最も重要な地位を与えられるべきである。しかしながら、会長代理の挨拶を大会プログラムに組み入れる前に、ガバナーはプログラムへの参加に関し会長代理の意向を質すべきである。(理48-49)

ガバナーは、大会番組の一つとして、少な

くとも1回、ロータリーに関する討論会或はタウンミーティングを開催すべきである。(理49-50)

可能な場合、地区内に居住する国際ロータリーの元役員であるロータリアン及びその夫人達のために、何等かの社交的な集い、宴会、昼食会、或はレセプションの如きものを開くのがよいと思われる。このような集いは親睦と社交の為のみに限るべきであって、ガバナー或は他の国際ロータリー元役員が地区大会の仕事や方策を組織化したり支配したりしてはならない。(理41-42)

理事会は、効果的な宣伝の方法として、地区ガバナーが地区大会のプログラムの中に知名の士を1名乃至2名加えて、それらの人々のメッセージ又は出席によって大会をしてニュース記事の価値ある行事とすること、そしてその人達のメッセージをロータリーの活動やロータリーの綱領に関係づけることに意を用いるよう勸奨する。(理72-73)

立法案：ガバナーは、国際ロータリーの立法案を地区大会に於て正しく発表するよう準備しなければならない。立法案に関して地区の考えを纏め又これが審議会に公正に代表されるようにするため、ガバナーは、もし可能ならば、地区大会において、規定審議会への地区代表者と地区内クラブの代表者たちとの接触をはかるべきである。(理38-39)

理事会は、各地区ガバナーに対し、1) 国際ロータリー年次大会で審議されるべき立法案を理論的に理解させ、2) 規定審議会への地区内クラブの代表に、立法案の各条項に対する各クラブの見解に関する地区の総意をまとめさせるため、立法年度に、地区内各クラブの代表を召集して地区集会を開催することを奨励する。又、可能な場合は、かかる会合を地区大会のプログラムの一部として日程に織り込むよう勧める。

理事会は、規定審議会への地区内クラブ代表及び国際大会へのクラブ代議員(該当事者が

いる場合)が審議会や国際大会に参加し、かつ、立法案に対する地区即ち地区内クラブの総意のみならず審議会及び国際大会における討議をも考慮の上で、各自の最善の判断に従って投票できるということは国際ロータリーにとって最大の利益になるものと信ずる。故に理事会は、規定審議会への地区内クラブ代表並びに国際大会へのクラブ代議員(該当事者がいる場合)が、拘束力ある指示によって、立法案に対する賛成乃至反対投票の行使権を束縛されるべきではないということに意見の一致を見た。(理69-70; 72-73)

会長の代理：

地区に於ける国際ロータリーの代表者であるガバナーは、常にかかるとして認められ、強調されなければならない。従って、各地区大会に於ける国際ロータリーの代表者は地区ガバナーその人であるべきである。そして、現在「国際ロータリー代表者」といわれているものは、「会長の代理」と呼ばれなければならない。

会長の代理は、地区大会への会長の個人的代理として、会長によって選ばれるべきものであり、その資格に於て、有用な示唆や事実を載せたハンドブックならびに会長から与えられるべき細かい指示や要綱を基としてつくった挨拶を述べることによって、会長を代理すべきである。

会長の代理は、彼のロータリーに関する知識並びに彼が効果的に会長を代理し、ロータリー、その計画、その活動、その機会、その世界的な責任及び個々のロータリアンとそれとの関係の重要性を強調する演説によって大会出席者に感銘を与える才能によってのみ選ばれるべきである。地区大会に於ける会長代理の有用性は、彼がロータリーの計画を発表すると共に、会長を代理してロータリーの方針を述べかつ説明し、聴衆の心に自分はロータリアンであるという誇りと責任の観念を起させる力にある。従って、単にこれまで会長

の代理を数回つとめたというだけの理由から、同一人を引き続きその任に就かせることをためらってはならない。さらに、現在又は元国際ロータリー役員であるという事実が当然に会長代理の資格を与えるものであると考えてはならない。(理46-47)

理事会は、如何なる事情があっても、地区大会に於て会長代理に対し金銭を贈ってはならないという見解をとっている。(理46-47)

地区大会が会長代理の自国以外の国で開かれる場合には、可能な限り、大会の前又は直後に同地区内の数クラブを訪問できるよう計画すべきである。但し、会長代理がその地区のロータリアンの使用する言語を知っていることが必要であり、又、訪問するクラブはガバナーが選択すべきである。(理48-49)

理事会は、地区大会へ派遣する会長代理の任命が会長の決定事項であることを認めると共に、会長代理を他国の地区大会へ派遣し代理の資格で特別講演を行なわせたいとの要望があっても、経済上の理由又はそのことの適否を考慮して、この様な任命や講演の取決めが実現できぬこともあることを認めている。(理60-61)

理事会は、地区大会への会長代理の任命に関して次のことを決定した：

- a) 地区大会への会長代理の任命は、実行可能な限り、当該大会の開催期日よりできるだけ早期に行なわれるべきこと；
- b) 求めうる最も適格なロータリアンを任命すべきこと；
- c) 地区大会への会長代理を任命するに当って、会長は現在の理事会メンバーたちと、また必要に応じて直前年度の理事たちとも協議するものとする；
- d) 地区大会への会長代理として2回以上同一人を同一地区へ派遣してはならないこと；
- e) 会長代理は自分の所属する地区以外の地区の大会へ派遣されるべきこと；

- f) 会長代理はロータリーに対する熱情を伝え、感銘を与える者でなければならないこと；
- g) 会長代理は、年齢に関係なく、鋭い洞察力と理解力を持った者でなければならないこと；
- h) 実行可能な場合は、R.I.の理事会メンバー或は委員会委員が理事会或は委員会へ出席のため旅行する機会を利用して、彼らを地区大会への会長代理に任命して、それぞれの会合への任復の途上、地区大会へ派遣すべきこと；
- i) 可能な場合、大会が開催される地区の所属する国以外の者を会長代理に任命すべきこと、但しその代理は、当該大会参加者が使用する言語或は大会関係者全員が十分に理解している言語で効果的に意思を疎通しうる者でなければならない。(理76-77)

理事会は、地区大会が国際ロータリー細則に従ってその地区における重要な事柄についての勧告を採択できることを承認する。但しこの様な勧告は、国際ロータリー定款及び細則と一致し、かつ、ロータリーの精神と本質に添うものでなければならない。そこで理事会は、地区大会で採択された決議は、国際ロータリーの組織規定と国際ロータリー理事会の決定を反映する国際ロータリーの既定方針に調和しなければならないということを決定とする。(理58-59)

### 地区集会の日程

(Scheduling of District Meetings)

地区大会及び地区協議会は、各々特定の目的のためにあるのであるから、それぞれの集会は別個に、関連なしに、開かれるものとする。

しかし止むを得ぬ事情により、もし地区大

会がロータリー年度の最後の3ヵ月中に開かれる場合は、地区協議会と地区大会とを継続した集会として開くように考慮することもよい。但し、このように集會を継続して開く場合は、地区大会を第二番目の集會として開くこと、又、各集會は別個の集會として各集會に必要な時間を削減することなく、各集會の本質的特色を十分に重んじて、開くように考慮すべきである。(理68-69)

地区の面積が非常に広大で、旅行の都合上全区協議会にクラブの代表が全部出席できない場合には、ガバナーは、必要とする数のグループ或は分区協議会を開くよう奨められている。(理42-43)

### 数地区合同会議

(Multi-district Meetings)

ロータリーのプログラムを推進するために、二つ乃至三つ以上の地区の合同提唱による数地区合同会議にはなんら反対するものではない。但し、この様な会合は、地区大会或は地区協議会とは別個のものに限る。(65-66)

### 地区におけるロータリーの後援する諸活動 (District Rotary-Sponsored Activities)

理事会は、地区ガバナー並びにクラブへの指針として、地区におけるロータリーの後援する諸活動について、次の声明を採択している：  
一つ又は二つ以上の地区内のクラブが参加するロータリー後援の諸活動は、関係各クラブが、そのような活動は個々のクラブの活動の効果を高める上に役立つと考えた場合に、下記条件の下に、実施されうるものとする：

- a) かかる活動又は計画の性質及び規模は、地区内のクラブ及びロータリアンがクラ

ブ・レベルでロータリーのプログラムを発展せしめようとするクラブ活動の規模及び有効性を妨げ又は毀損することなしに、これを成功裡に遂行する能力の範囲内にあるべきこと；

- b) その活動又は計画は、地区内クラブの過半数によって承認されたときのみ実施さるべく、又、1年をこえて、財政上その他の義務又は誓約を一切負わないものとすること；
- c) この活動又は計画は、財政的援助よりも (又はそれに加えて)、ロータリアン並びにクラブに個別的参加の機会を提供するものであること；
- d) ロータリー・クラブ並びに (又は) 各々々のロータリアンが、かかる活動や計画に参加することは、自発的に行なわれるべく、又、その参加の費用は最少限度に止めらるべきこと；
- e) その活動又は計画に対するクラブ又はロータリアン個人の財政的援助は、自発的に行なわれるべく、暗黙裡にせよ直接的にせよ、人頭分担保又は割当その他クラブ又はロータリアンに強制力をもつ形の義務とならないものとすること；
- f) 活動又は計画に対する寄付の要請は、この寄付が自発的なものであり、如何なる意味においても公認の徴収又は割当でないことを明瞭に示すような形式で行なわれるべきこと；
- g) 一つ又はいくつかの地区のクラブの参加する活動又は計画の監督、並びにかかる活動又は計画のため寄付せられ又は募集されたすべての資金の保管は、たとえ関係地区内のロータリアンの中から委員会が設置され、かかる活動、計画並びに関係資金の管理を行なう場合でも、地区ガバナー又は関係地区ガバナー達の責任とすること；
- h) 四つをこえる地区のクラブが参加する

活動又は計画は、関係地区ガバナー達が前もって、この声明の規定に従って、その活動又は計画を実施すべしという理事会の特別の認可を得たものでなければ、共同の活動又は計画としては実施されないものとする。

共同の活動又は計画において二つ以上の地区のクラブの参加が望ましくかつ必要と思われるときは、その活動又は計画並びにクラブの参加を関係地区ガバナーの直接の監督下におくという規定を含めて、その活動又は計画を適当な限度内に止めおくように、留意すべきである。かかる活動又は計画は、扱いきれないほどに大きく、又は関係地区やクラブがロータリー・プログラムを推進しようとする通常の活動と努力を直接又は間接に妨げるほどに大きくあってはならない。かかる活動や計画に関しては、事前に、関係地区ガバナーの承認を得るものでなければ、クラブは回章を廻すことを一切行なわないものとする。(理66-67; 75-76)

### 地区資金 (District Funds)

地区内に於て集め、管理すべき資金に関しては、定款、細則の何れにも規定されていない。地区によっては、会員の人頭割寄付によって地区資金を集めるというやり方をしてる処もある。

地区資金をつくるという問題は、専ら地区各個の問題であり、地区資金の分担は自発的なものでなければならず、人頭分担保の形において会員個人或はクラブに強制してはならないこと、及びロータリーにおける会員の費用は最低限度に保たなければならないということになっている。以上の理由で、理事会は、ロータリーの適切な管理と発展に地区資金が必要と思われる地区に於ては、次のような方法をとるのが望ましい、と勧告している。

地区管理に必要な経費を調査研究する3名から成る委員会を設置することを地区が決定したときは、ガバナーは、1名を任期1年、1名を任期2年、1名を任期3年の委員に指名する。その後は、毎年在任中のガバナーが1名を任期3年の委員に指名して空席を埋めるようにする。この委員会は、地区ガバナーに協力して地区経費の予算を作成し、これを地区協議会開催の少なくとも4週間前に各クラブに提出し、また地区協議会の際、次期会長グループ会合に提出するものとする。地区資金の如何なる分担要求も出席の次期会長の4分の3以上の承認があって後、初めて行なうべきである。(理29—30; 41—42; 71—72)

理事会は更に、地区資金への如何なる分担要求も、絶対に公認の会費ではないということが明確に了解される形式によって行なうべきであると勧告する。ガバナーは、その任期中、地区資金管理の責任者となり、会計検査済みの計算書を後任者に引継ぎ、同時にその写しを国際ロータリー事務総長に送付すべきものとする。(理29—30; 41—42; 71—72)

理事会は、地区資金を有する地区の各ガバナーに対し、地区資金が地区の財産であり、特定のロータリアンの個人的財産でないことを明記した銀行預金として資金を保管することによって、前記ロータリアンが死去した場合などに地区を保護することを考慮するよう示唆している。(理44—45)

一部の地区では地区資金を通じて支払われる人頭割寄付によって地区連合青少年委員会資金を準備する方法を取っている。

かかる資金をつくるということはもっぱら関係地区の問題であり、かかる資金の分担は自発的に行なわれるべきもので人頭分担税の形において個人ロータリアン或はクラブに強制できないものであり、かつロータリーにおける会員の費用は最少限度に止めるべきことになっている。以上の理由から、理事会は、ロータリーの適切な管理と発展に地区連合青

少年委員会資金が必要と思われる場合の望ましい手続きとして次のことを推奨している：

地区連合青少年委員会の委員長及び／又は選任された有資格ロータリアンは、当該委員会又は有資格ロータリアンの担当業務に必要な経費を調査、研究し、予算を作成し、それを所属地区のガバナー並びに資金委員会又は関係地区ガバナーのグループに提出する。地区連合青少年委員会資金又は選任の有資格ロータリアンのための資金に対する分担の要請は、関係地区ガバナー全員の承諾を得た場合に限り行なわれるべきである。

理事会は、地区連合青少年委員会資金を分担している地区の地区ガバナー達に対し、本資金は地区連合青少年委員会の財産であって特定のロータリアンの個人的財産ではない旨を明記した銀行預金として資金を保管することによって、当該ロータリアンの死去の際などに委員会を保護することを考慮するよう示唆している。(理68—69)

### 名誉ガバナー及び後援者

(Honorary Governors and Patrons)

名誉ガバナーの称号を授与したり、その国に於けるロータリー運動の後援者を指名する希望を有する地区に於ては、このような称号の授与は、政府の行政長官及び王室の人々のために留保しておくものとする。(理37—38)

### 地区講演者サービス

(District Speakers Services)

理事会は、地区内に講演者サービス或は講演者ビューローを持っている地区ガバナーは、かかるサービス或はビューローから得られる講演者のリスト中に、ロータリー以外の集団の人々にロータリーの話の効果的に話せる人

人の氏名を加えておくよう勧めるものである。(理72—73)

### ロータリー地区あるいは地域の出版物 (Rotary District or Regional Publications)

1. ロータリー地区乃至地域の出版物は、アメリカ合衆国及びカナダ以外の地区に於てのみ必要或は望ましいものである。

2. 全地区を通じて、ロータリーの名称を付した如何なる出版物も、必ず国際ロータリーの支配下にあるのであり、かつ、その地区に於ける国際ロータリー代表であるガバナーの直接の監督を受けなければならない。

3. ガバナーがロータリー地区乃至地域出版物を出版する立場におらず、しかも地区内のクラブが地区出版物を欲している場合には、ガバナーの直接監督の下に刊行することのできるロータリアン個人に、国際ロータリーから、出版許可を与えるものとする。

4. 既に公認されているもの以外に、かくの如き出版物を出す場合には、それに対して許可を与えられる前に、地区内の全クラブで投票を行ない、ロータリー地区乃至地域出版物を持つことを過半数の会員が欲しているかどうか、如何なる種類の雑誌が望まれているか、そして財政をどうするか等を調査すべきである。(理22—23; 72—73)

1977—78年度理事会は、地域のロータリー雑誌に関し次の定義を採択した：

地域のロータリー雑誌はそのすべての面においてロータリーの綱領を推進するために存在する。以下の基準に合致するロータリー出版物を地域のロータリー雑誌として認めるものとする：

- 1) その雑誌は2地区もしくは2国以上の地域を対象に発行されるものであること。
- 2) その雑誌の出版については、全面的に、

関係地区ガバナー（1名または数名）か或は地区ガバナー（1名または数名）の任命した委員会が直接監督すべきこと。

3) 地域的ロータリー雑誌編集者には、ロータリーの方針の基本的わく内において、完全な編集の自由が認められてはいるが、出版責任者である地区ガバナー（1名または数名）もしくはその任命した委員会による、編集ならびに経営の面における適切な監督を受入れるべきこと。

4) その雑誌の編集内容は国際ロータリーの方針に合致していなければならない、そして、少なくともその50パーセントはロータリー或はロータリーと関連のある事柄に関する記事でなければならないこと。

5) 地元或は地域の性格のニュースに加え、国際ロータリーに関する情報を掲載し、かつR.I.会長から要請されることあるべき話題や特別教示事項の発表を考慮に入れるべきこと。

6) その雑誌は1年間に4回以上発行されなければならないこと。

7) その雑誌は、ロータリーの品位と特質にふさわしく、全体的に格調の高い内容と魅力的な外観を保つべきこと。

8) その雑誌は、その目的と経済的自立発展を維持できるよう、対象とする地域のロータリアンのほぼ過半数に達する発行部数が確保されなければならないこと。

9) その雑誌は、R.I.に財政的負担をかけずに、経営しうるだけの資金を持っていないなければならないこと。

更に理事会は、地区ロータリー出版物に対し次の指針を採択した：

地区ロータリー出版物はそのすべての面においてロータリーの綱領を推進するために存在する。地区ロータリー出版物は下記の基準に合致するものとする：

- 1) その出版物は特定の1地区を対象に発行されるものであること。

- 2) その出版物は、あらゆる面において、当該地区のガバナーの直接監督下になければならないこと。
- 3) 当該地区ガバナーは、編集者に任命されたロータリアンと共に、地区出版物の編集内容に対して共同責任を負うものとし、かつその内容は国際ロータリーの方

針に合致すべきこと。

- 4) 局地的或は当該地区全体に関するニュースに加えて、国際ロータリーに関する情報およびR.I.会長から要請されることあるべき情報および特別教示事項を掲載すべきこと。(理77—78)

## ロータリーの拡大 (Extension of Rotary)

国際ロータリー理事会は世界各地におけるロータリーの拡大に必要な事項をすべて遂行する義務を負っている。

各地区ガバナーは、国際ロータリー理事会の全般的監督の下に自己の地区内に於ける新クラブの結成を監督する特別な任務を託されている。

### 地区拡大委員会

(District Extension Committees)

もし地区ガバナーが有益と考えた場合には、そのロータリー拡大の仕事を手伝わせるために、地区拡大委員会を任命してもよい。地区ガバナーは、地区拡大委員会の継続性を何かの形で規定することが得策であることに注意を払うよう要請せられている。(理 50—51)

理事会は地区ガバナーに対し、地区拡大委員長には、なるべく、地区に精通している最近の元地区ガバナー又は他の有資格ロータリアンを任命することを勧めている。(理 74—75; 75—76)

### 新クラブ結成の方針声明書

(Statement of Policy for  
Organizing a Club)

1927—28年度国際ロータリー理事会はロータリー・クラブの結成に関する方針声明書を採択した。1935—36年に於て理事会は事務総長に、この声明書を改訂すること及び理事会の設定した諸方針または今後設定することあ

るべき方針に反しない限り将来に於てもこれに変更を加える権限を与えた。理事会及び事務総長の改訂した方針は次の如きものである：

### 一般方針 (General Policy)

ロータリー・クラブは、ロータリーの計画を推進しかつその綱領を達成するための仲介者である。従ってロータリーが最も広い影響力を発揮し得るようにするためには、ロータリー・クラブが結成されれば必ず成功すると思われる理由があれば、世界中の何処にでも又何時でも、新しいロータリー・クラブを進んで結成して行くべきである。

ロータリーの基本的原則が自由に守られる処であれば何処にでもロータリー・クラブを結成することができる。それには次のことが了解されていなければならない：(a) ロータリー・クラブのない国又は地理的地域へのロータリー拡大は、理事会の判然とした承認の下に行なわるべきこと；(b) ロータリー・クラブは、主としてその土地の土着の職業人又は当該地域社会において定住的に居住している人々か職業活動をしている人々を代表する者によって会員組織を構成することができるような所でなければ結成できないということ；(c) 新クラブは、クラブ及びその会員がその組織に容易に同化出来るような位置と会員組織でなければならないこと。

### クラブの区域 (Territory of a Club)

クラブはある一定の“Locality”「地方」\*に結成され存在しなくてはならない。社会へ寄与する仕事に活発に従事し、かつその事業

場又は住居が互いに近接して、ロータリー・クラブとしての活動のできるような十分な数の実業人及び専門職業人が存在する適当な広さの地域であれば、国際ロータリーはこれを前記のような地方と認めるであろう。このような地方にクラブを結成する場合には、国際ロータリーでクラブの区域の限界を定めこれを定款に記載して当該クラブの区域を規定するものとし、以後は、国際ロータリーとクラブ双方の同意がなければ変更できないものとする。クラブは、国際ロータリーの同意を得て、アドレシヨナル・クラブ結成のためにその区域の一部を譲渡すること、もしくは区域を同じくするアドレシヨナル・クラブの結成を承認することができる。

ロータリー・クラブの区域限界は、行政上又は自然の境界によるのほか、境界設定時に現存する街路又は道路によって定めることができる。仮クラブが、現存クラブから譲り受ける区域に結成されることになった場合、事務局は、要求に応じて、その関係資料を提供し、スポンサー・クラブの区域譲渡計画の立案に協力し、手許にありかつ手引になるような資料を提供することとしている。

(理事会は、クラブの区域限界の表示が、その地方の行政上の境界と一致している場合においてその地方の行政上の境界が拡大された場合には、クラブの区域は、これに応じて自動的に拡大することなく、ロータリー・クラブの区域限界の修正に関する国際ロータリー定款の規定による処置を行なう時まで、変更

されることなく存続するものとするに、意見の一致をみた。)

### 将来クラブを結成するのに有望な地方 (Prospective Localities for Clubs)

まだクラブが結成されていないところで、有益な一般に認められた実業又は専門職業の持主、共同経営者、法人役員又は支配人であって善良な男子が多数居り、ロータリーの職業分類の原則の下に少なくとも20人の会員を以て立派なロータリー・クラブを永く持続する可能性を確保するための最少限40の職業分類を有する場所は、(住民数の如何に拘わらず)すべてクラブの結成に有望な地方であると考えてよいであろう。

一つ以上の既存クラブと区域限界を同じくする新クラブの結成を考慮する場合、最少限20名の会員を持つ強力かつ活動的なクラブとして確実に永続できるようにするために、既存クラブの会員と決してかち合うことなく最適切の会員を集めることができるよう最少限40の職業分類がなければならない。

ある地方が、クラブをうまく持続して行くことが出来そうだと考えられる場合、早くクラブを結成すればする程、クラブのためにも又その地方のためにもよいのである。その地方がロータリーを欲しているという気持を外に示すまで待つという考えは正しくない。ある地方にロータリーを欲する気持をつくり出すのがロータリアンの義務である。ロータリアンは、与える為にロータリーを拡大するのであって、それによって自分が得るというのではない。ロータリーをつくらないように控えるよりは、つくってみてうまくゆくかどうか試みる方がよいのである。

しかしながら、或る孤立した地方にクラブを結成しようとする時には、その地方の人々からはっきりとしたクラブ設立の要求が示されるまで試みないようにすべきである。

二つ以上の極めて近接した地域社会を抱く

地方に仮クラブ(Provisional Club)が結成され、国際ロータリーの加盟を申込んだ場合には、国際ロータリーの規定に合致している限り加盟が承認されるが、かくの如き申請は個々の場合によって考慮されることになっている。

### 調査 (Surveys)

地区ガバナーは、出来るだけ早く、なるべく前半の6ヵ月間に、その地方にクラブを結成すべしと行くかどうか、又その土地のためになるかどうかを決定するために、人口千人以上であって、まだクラブを有しない都市の調査を行ない、かつその結果を記録しておくべきである。もしクラブがその年度中に結成されない場合は、その調査記録は、後継地区ガバナーに引きつぐべきものとする。(国によっては小都市の経済的性格を考慮して、前記の人口数値を更に大きくしてもよい。)

新たにロータリー・クラブを結成しようとしている地方全部については、人口の多少に拘わらず、結成の仕事に着手する前に、この種の調査がガバナーによって行なわれかつ承認されていなければならない。

新クラブの結成に際しては予めガバナーがその土地を訪問して、果してクラブを維持出来るかどうかを確かめることが望ましい。人口が5千人未満の地方、及び区域を同じくするアドレシヨナル・クラブの結成を一つ以上の既存クラブが承認している地方の場合は特にそうである。このような訪問に余り費用と時間がかかりすぎる場合には、その地方の事情をよく心得ている、1、2の信頼の出来るロータリアンから勧告や調査、報告等を徴し、それによってクラブ結成の斡旋に当たってもよい。

### 特別代表 (Special Representatives)

あらゆる機会を利用して新しく立派なクラ

ブの結成につとめることはガバナー全員の義務であり、又この仕事を援助することはあらゆるクラブ及び総てのロータリアンの義務でもある。

地区ガバナーが自ら新クラブ結成の仕事を指導できない場合には、近隣のクラブから、それもなるべく提唱クラブから十分事情を心得ている会員1名をガバナーの「特別代表」に任命して新クラブ結成の任に当らせる。

このガバナーの代表は勿論ロータリーの理想に精通してはならないし、この理想を説明することができ、自己のロータリーへの熱情を他人に伝える力がなければならない。又ロータリー・クラブの組織と機能について実際に役立つ十分な知識を持つことも必要であるし、この仕事をするのに必要な時間を捧げることのできる人でなければならない。

特別代表は、クラブの結成に至るまでの細目についてガバナーを代表して事を行なう権限を有している。時には、(常にとは限らないが)最後の創立総会にガバナーに代って出席するようガバナーから要請されることもある。できれば、加盟認証状(Charter)はガバナーが自ら伝達すべきである。

ガバナーは退任に際して、次期ガバナーに自分の任命した特別代表のリストを引渡すべきである。これらの代表は新ガバナーが就任後30日以内にその任命を更新しない限り自動的にその任を終わるものとする。

ロータリーの用語で特別代表“Special Representative”とは、仮クラブの結成についてガバナーを代表する者のことをいう。

### 地区ガバナーの拡大補助者

(Governor's Extension Aide)

地区ガバナーの拡大補助者という用語は、クラブ結成の仕事に経験のあるロータリアンで、特別代表が援助なくしては任された地域のクラブの結成を完成することができないよ

\* この“Locality”「地方」という言葉には、市、区、町、村等の種々の名称と呼ばれているものがすべて含まれている。又、大都市の各部分、或は二つ以上の小さい町村の隣接したものも含まれている。米国に於ては“Community”(社会、都市町村)という言葉がクラブの区域を示す場合に使用されるがその場合はLocalityと同義である。しかし、Localityという言葉が、地理的な領域と位置とを示す意味を含むのに対して、Communityは共通の利害を有する人々のグループを意味する。これらの用語は、他の似寄りの用語の場合と同じく、互に置換えて用いられている。

うに思われる場合、及びガバナーが必要な援助を与えることができない場合に、近くの特  
別代表に援助を与えるようガバナーから指名  
された者を意味する。特殊な事情がある場合  
には、この「補助者」が自らクラブの結成に  
当たった方がよいと思われることもあり得る。

しかし、クラブが結成されつつある土地の  
各々に対して異なった「補助者」を任命せよ  
というのではなく、又補助者が任命されても、  
ガバナーが自己の地区の全部又は一部に於け  
る、その拡大の責任を委譲することにはなら  
ない。拡大補助者の必要かつ妥当な実費はガ  
バナーの申請により国際ロータリーによって  
支払われる。\*

#### スポンサー・クラブ (Sponsor Clubs)

特別代表の属するクラブが、新しいクラブ  
のスポンサー・クラブとなって次の如き責任  
をとるのが普通である：(1) 特別代表を助け  
て新しいクラブの結成を成功に導くよう計画  
を立てる；(2) 新クラブの初期のプログラム  
を計画する；(3) ロータリー運動の一単位と  
して新クラブが発展して行くようこれを指導  
する。\*

提唱クラブを選定するに当っては、可能な  
限り、新ロータリー・クラブ結成のための提  
唱クラブとして指定しうる適正資格を有し、  
効果的なロータリー・クラブの機能を発揮し、  
少なくとも、新クラブ結成のために必要な会  
員数を有し、国際ロータリーに対して何等未  
決済の負債がなく、ロータリー奉仕の完全な  
プログラムを実行しているロータリー・クラ

ブか否かを確かめることに注意が払われなけ  
ればならない。

#### 仮クラブ (Provisional Club)

結成集団は、毎週定期的に会合を開くこと  
を条件として、その創立総会のときよりそれ  
が国際ロータリーの加盟クラブに認められる  
までは「仮ロータリー・クラブ」と呼ばれる。

#### 基本的特色

(Fundamental Characteristics)

仮クラブはその結成の時にあって必ずロー  
タリーの基本的な特色を保持すべきことを誓  
約しなければならない。(「ロータリーの基本  
的特色」(163頁参照))

#### 標準クラブ定款

(Standard Club Constitution)

仮クラブは標準クラブ定款及びそれに調和  
した細則を採用しなければならない。

#### クラブの名称 (Name of Club)

仮クラブは、それぞれ、名称にその所在地  
を表わす文言を用い、これを定款の中に入れ  
るものとし、この名称は予め国際ロータリー  
の承認を得なければならない。この承認を得  
た以上は、国際ロータリー及びクラブ双方の  
同意によるのほかこれを変更することはでき  
ない。

#### 毎週の会合 (Weekly Meetings)

仮クラブは標準クラブ定款の規定に従い毎  
週定期的に会合を開くように定めなければなら  
ない。標準クラブ定款にクラブの例会を毎  
週開くように定めた主な理由の一つは、ロー  
タリーの親睦と友情が、もし2週間に1度の  
例会で多少は進められるものとするれば、毎週  
例会を開けば更に好結果が得られるはずだか  
らである。1年間に26回仲間のロータリアン  
と接触する機会を得るだけでは、年に52回

接する程には仲間を知り、ロータリーを体得  
し、国際ロータリーの目的を推進すると共に  
各クラブが関心を有する社会奉仕を進めて行  
くことはできないであろう。更に、年に52  
回例会を開いたとしても、会員の時間を不当  
に費すというものでないのである。このこと  
は実際の経験によって既に証明されている。

前述のことが真実であることを認めて、  
1922年度大会は同大会が、以後結成されるク  
ラブで採用すべきものときめた標準クラブ定  
款の中に、各クラブは毎週1回例会を開くよ  
うに規定した条項を入れることにした。

クラブ結成の仕事又はその監督を委任され  
る国際ロータリー代表は全員、毎週1回例会  
を開くことに同意しないクラブは、国際ロー  
タリーへの加盟を承認されないということを  
心得ておくべきである。

#### 創立会員 (Charter Membership)

20名以上、35名以下の創立会員の、満足す  
べき名簿を提出しなければならない。但し、  
人口10万を超える都市では創立会員として最  
大限50名迄許される。\*

国際ロータリーに加盟した後もなお発展の  
余地を残しておくように、職業分類の全部を  
創立会員で充たしてしまうことのないように  
すべきである。

仮クラブの創立会員の中に「アドレシヨナル  
正会員」または「シニア・アクティブ会員」  
を含めることは、「正会員」の数が少なくと  
も20名ある場合には差支えないものとする。

創立会員は、職業重視の観点からいって多  
種多様であることが大切である。故に新クラ  
ブ結成のときは、できる限り、関連のある一  
群の職業分類中のある一つのはっきりした業  
種だけを充填することが望ましい。事情によ

り特別の場合として、これらのはっきりした  
2～3の分類を充填することを考える必要が  
あるかもしれない。しかし創立正会員総数の  
10パーセントを越えないものとする。

創立会員名簿にはクラブ区域限界内居住に  
基づく会員名が載っていることもあるであろ  
う。しかし、なるべくなら、創立会員の少な  
くとも50パーセントはクラブの区域内に事業  
場を有する者とすることが望ましい。

ある職業分類に2名の候補者が推薦された  
場合、他の条件がすべて対等であれば、クラ  
ブの平均年齢を引下げのため、若い方を選ぶ  
べきである。

年長者又は隠退した人がもともと多い地域  
に関して、正当な理由がある場合、理事会は  
その裁量で最少限25名の創立会員の中シニア  
・アクティブ会員が12名を越えていないクラブ  
の国際ロータリー加盟を承認することが出来  
る。国際ロータリー加盟が承認された時に、  
そのクラブの創立会員であるシニア・アク  
ティブ会員は、新加盟クラブのシニア・アク  
ティブ会員でありながら同時に他のいずれかのク  
ラブの正会員、シニア・アクティブ又はパスト  
・サービス会員の籍を保持することは出来ない。

新クラブの国際ロータリーへの加盟を承認  
するに当り国際ロータリー理事会は、現存の  
クラブに見られる違反逸脱行為や誤解のため  
に生じた特別な妥協の前例を顧慮することなく、  
クラブ内の会員資格に関する規定を厳守  
する義務があり、又厳守する所存である。  
し地区ガバナーやその特別代表が同じように  
努力しない場合には、創立会員の何名かが会  
員資格の規定に従わないで選ばれているとい  
う理由で、クラブの加盟が拒否されたり、延  
引されたりするような困った事態が生ずるで  
あろう。

クラブの加盟申込書の一部として国際ロー  
タリー理事会に提出された会員名簿は、クラ  
ブの創立会員全員の名簿とみなされる。加盟  
に関する国際ロータリー理事会の決定が行な

\* ガバナーが、新しいクラブの結成及び認証状の伝達等  
に関して合衆国通貨75ドル以上の経費をつかい又はつか  
うよう許す前に、ガバナーは資金があるかどうかを確か  
めるためにR.1.事務局と相談すること。(理40-41)

\* 一つ以上の既存クラブがその区域限界内にアドレシ  
ヨナル・クラブの結成を承認した場合は、常に必ず既存  
クラブ(複数場合はその中の一)が新クラブのスポン  
サー・クラブになるものとする。

\* 特別の場合には、加盟承認委員会はその自由裁量に於  
て創立会員が20名未満のクラブの加盟を承認すること  
がある。(理48-49)

われるまでの間は、この名簿に載っている以外に新しく会員を入会させることはできない。

### 入会金及び会費 (Fees and Dues)

合衆国及びカナダにあるクラブで、少なくとも\$ 20の入会金、\$ 25の年会費を徴収しないクラブには理事会はその加盟を認めない。その他の国々では、地区ガバナーが、合衆国及びカナダの新クラブに対して理事会が決定した金額に等しい購買力のある金額によって新クラブの入会金及び年会費を定めるものとする。

### 加盟金 (Charter Fee)

仮クラブから国際ロータリーへの加盟申込書には\$ 150(米国通貨)の加盟金を添えなければならない。

### 加盟認証状 (Club Charter)

クラブが国際ロータリーに加盟を認められた時には、国際ロータリー会長、事務総長及び地区ガバナーの署名のある加盟認証状(Charter)が中央事務局からそのクラブへ発行される。この加盟認証状は大切に保存しなければならない。なるべく額に入れてクラブの本部か例会会場或は幹事の事務所の目につき易い処に掲げておくのがよい。

理事会によって国際ロータリーに加盟を許された日からクラブは国際ロータリーにおける公式の構成単位クラブとなるのであって、これは認証状が伝達された日とは関係がない。

### スポンサー・クラブ (Sponsor Clubs)

国際ロータリー加盟直後の数カ月間の新クラブに対する援助はきわめて重要なものと考えられている。そこでスポンサー・クラブに対して、少なくとも1年間は新クラブを援助することが強く要請されている。

### 新クラブのプログラム

(Programs for New Clubs)

地区ガバナー又は他のクラブ結成の任にあたる者には、新クラブの最初の8週間乃至10週間の例会のプログラムを隣接のクラブを通して或はその他の方法によって、出来る限り用意して与える責任がある。ただし、これはスポンサー・クラブの絶えず新クラブの世話をする義務を決して免ずるものでないことはいうまでもない。このことは特に、ロータリーが設立過程にある国々のクラブに適用されるものである。

(新クラブ結成方針声明書了)

理事会は、国際ロータリー細則第1条第1節(b)項の規定の下に、既存クラブと区域を同じくするアドレシヨナル・クラブとして新たにロータリー・クラブが結成された場合、そのアドレシヨナル・クラブは、既定の方針に従って、その所在地を示す字句をクラブの名称として採決するものとし、その名称には既存クラブとはっきり区別できる意味を含めるとかその他適切な字句を織り込むものとするを決定した。(理 74-75)

### アドレシヨナル・クラブ

(Additional Clubs)

既にロータリー・クラブの存する大都市における新クラブの結成に関し、国際ロータリー理事会は、次のような決議を採択した。即ち：

国際ロータリー細則に、もし市、区、又は他の自治体地域がその行政区域内に一つ又はいくつかの、明確に境界を定め得る区域を有する場合において、その各々に少なくとも新クラブを組織するために必要とされる最少限の職業分類数がある場合には、それらの区域の各々に一つのアドレシヨナル・クラブ

の加盟が認められる。但し、かかるアドレシヨナル・クラブを組織しようとする区域を自己の区域の一部としているクラブが、目論まれているアドレシヨナル・クラブの結成を承認し、新クラブに与えられようとする区域を放棄することが前提である、との規定があり、更に、

国際ロータリー細則には、その区域限界内にアドレシヨナル・クラブを一つ又はいくつか結成することを承認する方のクラブは、事業、管理職又は専門職業にかかわる活動が全市、全区或はその他の自治体全区域にわたっている者を、前記アドレシヨナル・クラブの区域限界内から入会させる権利を保留することができる。この規定は前記のアドレシヨナル・クラブを拘束するものとする、との規定があり、又、

国際ロータリー理事会は、既存の大きなクラブの区域内に含まれている土地にクラブを結成することは、ロータリーの利益の為に極めて良いことであるとの意見を持っており、更に、

市、区、或はその他の自治体地域、都市地域、又は農村地域において、区域限界を同じくする二つ以上のクラブを国際ロータリーの加盟員として認めることができる、ただし本規定の下にアドレシヨナル・クラブを結成しようとする区域内にある一つ以上の既存クラブの承認を前提とすると規定されている。

国際ロータリー理事会は、不明確又は必要以上に広範な区域を有するクラブは、すべからずその区域の一部を割譲するか、又は区域を同じくするアドレシヨナル・クラブの結成を承認して、ロータリーの会員の特典をその地域社会の更に多くの人々に与えるようにすべきであることを決議する。更に、

国際ロータリー事務総長はこの決議に対し関係各クラブの注意を喚起すべきことを茲に決議する。(理 48-49; 58-59; 74-75)

理事会は、ロータリーにおける人口の変動

の仕方が必ず大都市中心部に集中する結果になっていることを認め、そこにアドレシヨナル・クラブを結成するのが賢明であることは、新たに結成されたクラブの活動と成功によって明らかであり又これに応ずる、既存クラブの発展、ひいてはロータリー全体の増強に与えている利益によって示されていると考える。

そこで理事会は、既存クラブがその区域を割譲するか或は区域を同じくするアドレシヨナル・クラブの結成を承認することによって、既存クラブの現区域内にアドレシヨナル・クラブを設立することはロータリーのために最善のことであると決定した。地区ガバナーは、ロータリーの職業分類制度の下に少なくとも20名の会員を持つ強力かつ活動的なクラブとして永続しようと合理的に判断される場合は、必ず、大都市にアドレシヨナル・クラブを結成することを奨励すべきである。(理 74-75)

理事会は、一般原則として、アドレシヨナル・クラブが結成されんとする区域が、一つ以上の既存クラブによって割譲された区域であれ或は区域を同じくすることを承認された場合であれ、それが会員数24名以下の既存クラブの区域である場合、そこにアドレシヨナル・クラブを結成することには賛成できない。(理 74-75)

アドレシヨナル・クラブの結成に関して、区域の割譲による方法と同一地域を二つ以上のクラブが共有する方法のいずれが望ましいかということについて、理事会は、区域割譲によるアドレシヨナル・クラブの結成がロータリーのプログラムのために最もよいことである、それ故、できる限り、一つ以上の既存クラブの区域割譲による方法がよいと考えている。(理 74-75)

理事会は、ロータリー・クラブがただ一つしかなく、かつ、ロータリーの職業分類制度

(都市境界変更がロータリー・クラブ区域に及ぼす影響については213頁参照)

の下に少なくとも20名の会員を持つ強力で活動的なクラブを持続しうること保証するに十分な数の職業分類を有する地域社会においては、新クラブ結成計画があるべきであると考えている。(理 74—75)

理事会は既存クラブが不必要に区域限界を拡大することを好ましくないと思っている。(理 62—63)

都市の行政区域内で、その市の主要な商業又は取引の中心から離れたところに二つ以上の「商業上の中心」があり、その何れもが強力かつ活動的なロータリー・クラブに必要な多種多様な会員を持ち得ない場合は、これらの中心を2ヶ所以上含む割譲地域に、一つのクラブを結成することができる。これらの中心が併合された場合は、国際ロータリー細則第1条第1節(c)項に定義されている“区域”を形成するものとする。

国際ロータリー細則第1条第1節の規定によりその所在する都市の行政圏外の区域を割譲するクラブは、事業管理職務又は専門職業の活動の範囲が全市、区、又はその他の自治体全域にわたっている会員をその割譲した区域から入会させる権利を留保することが出来る。(理 59—60; 64—65; 66—67)

理事会は、現存のクラブが区域を手離すことによって、大都市にアディショナル・ロータリー・クラブを結成することの利益を不断に強調することを決定し、そしてこの趣旨から理事会は、1又は2以上の区域に明確に区分することができ、かつその各区域が新クラブの結成に必要な最少限度の職業分類を持っている区域を含んでいることがわかっているか又は含んでいるかも知れない市、区、又は他の自治体地域にあるクラブに対し、「かかるクラブは進んでかかる区域の範囲を決定し、適当な場合には、ロータリー・クラブ結成の手続きを始めるよう奨励さるべきこと」とする理事会の希望に留意するよう要求している。(理 65—66)

## 他のサービス・クラブのある地域社会

(Communities with  
Other Service Clubs)

ある地域社会にロータリー・クラブを結成しようとする試みがうまく行かない場合の主要な原因として、既にその土地にサービス・クラブがあるという事実が挙げられる例がある。然し地域社会に既にサービス・クラブが存在するという事は、その地域社会がロータリー・クラブを保持出来ないということを決する要因とはならない。(理 45—46)

## クラブ加盟承認委員会

(Admission of Clubs Committee)

国際ロータリー理事会は、その理事のうち2名を、理事会に代ってクラブの国際ロータリーへの加盟承認の任に当たる加盟承認委員に任命する。欧州内に居住する理事1名は、欧州、北アフリカ及び東地中海地域のクラブ加盟承認を理事会に代って担当し、他の1名の理事は、グレート・ブリテン及びアイルランドを除く残余の地域を担当する。グレート・ブリテン及びアイルランドのクラブの加盟に関しては、R. I. B. I. が国際ロータリーに代って行なうことになっている。

ロータリー・クラブの存在しない国又は地理的地域へのロータリーの拡大に明白な承認を与えること、及び戦争のためにさきにその加盟を取り消されたクラブの国際ロータリー再加盟を承認することに関しては、国際ロータリー理事会は、特に国際ロータリー会長にその任務を委嘱している。

## クラブ加盟承認委員会の権限と任務

(Terms of Reference for  
Admission of Clubs Committee)

この委員会の委員は仮クラブから提出された国際ロータリー加盟の申込を、所定の方針及び手続きに従って審査し、承認をするかしないかを決定するものとする。

申込に対しどちらかの委員がクラブの加盟に賛成の場合は、事務総長はこの決定を理事会の決定として公表し、理事会は次回の会合に於てこれを追認する。クラブ加盟承認委員会が申込不承認の決定をした場合には、クラブ加盟承認委員会の権限と任務に従って事務総長はこの旨の報告を受け、本件を国際ロータリー会長に移してその指示を求めるものとする。

委員がクラブの加盟申込に関し決定を与えることができない場合は、事務総長は問題を会長の手に移してその指示を仰ぐ。

仮クラブの定款が標準クラブ定款に合致しない場合委員会は、国際ロータリーへの加盟を承認せず国際ロータリー細則第1条第2節(d)項の規定により、これを理事会の決定に委ねるものとする。但し、標準クラブ定款から逸脱していても、ある地域について理事会が決定した方針と一致する場合は、この委員会がかかる申込を承認することができる。(理 77—78)

クラブ結成については高い基準を維持し、よりよきロータリアンをつくるという方針を厳格に守るよう強調すべきである。この趣旨から理事会は加盟承認委員会に対し、加盟申込を審査する際には創立会員の職業分類を精確に調査するよう注意を与えている。(理 47—48; 48—49; 65—66)

## 国際ロータリーへの加盟

(Admission to Membership in R.I.)

加盟申込の書類が正しく出来ているかどうかを調べるのは、地区ガバナー(地区ガバナーが結成を検討する会合に出席していない場合は特別代表)の責任である。

国際ロータリー理事会は国際大会に対して——即ち全ロータリー・クラブに対して——加盟を許された各クラブが基本的な加盟条件のすべてを確実に満たしているようにする責任がある。従って理事会はこれらの条件の徹底的厳守を主張しなければならない。

クラブが加盟を承認されると直ちに事務総長から地区ガバナーにその通知が送られ、更に地区ガバナーがクラブに対し国際ロータリー加盟が認められた旨を通告することになっている。

加盟申込書が事務総長の手を経て理事会に提出されるのと同様に加盟認証状(Charter)も事務総長の手を経て地区ガバナーに送付される。地区ガバナーがこの加盟認証状に署名した後、地区ガバナー若しくはその特別代表から加盟祝賀の特別会合に於てクラブに伝達される。

グレート・ブリテンおよびアイルランドのクラブに対する加盟認証状は、R. I. B. I. に送付され、その会長及び事務長が署名した上各クラブに伝達されることになっている。

クラブに対して発行される加盟認証状は、理事会が国際ロータリーの公式用語として認めている英語で書かれることになっている。(理 53—54)

国際ロータリー加盟が認められた時にクラブに加盟認証番号(Charter Number)を与える方式は、1951年7月1日を以て取り止められた。(理 50—51)

新クラブが地区ガバナーの居住地から遠距離の処にある場合には、加盟認証状伝達式を

その公式訪問と同じ時に行なうとか、又特別代表若しくは他のスポンサー・クラブの会員が地区ガバナーの代理をつとめることによって、国際ロータリーの資金を節約するよう留意しなければならない。(理 35—36)

### 国際協議会と拡大

(Extension at

International Assembly)

新クラブ結成の問題は、それについて十分知識があり又熱意を有する者が国際協議会(International Assembly)のプログラムに適切に上程することが重要なことである。上程するに当っては、地区内の新クラブ結成を促進するためにガバナーの利用し得る様々な方法、例えば地区拡大委員会、特別代表、地

区ガバナー拡大補助者等の任命などに特に重点をおくようにすべきである。なおこの外に、国際協議会で中央事務局が地区ガバナー達と個々に面接して各地区に於けるロータリー拡大の可能性を論ずることも併せて行なうべきである。(理 45—46; 50—51)

### 新クラブへの激励

(Encouragement to New Clubs)

新クラブの国際ロータリー加盟については地区内の近隣のクラブ及び国際ロータリーの元役員にこの旨を通知すると共に、かかる元役員及び近隣クラブ会員の訪問は新クラブへの激励になることを示唆すべきである。(理 35—36)

## 財 務

(Financial Matters)

国際ロータリーの定款及び細則は、理事会が国際ロータリーの業務及び資金を管理し、かつ毎年、次の会計年度の予算を決定しなければならないことを規定している。

### 財務委員会 (Finance Committee)

細則は又、会長の任命する財務委員会について規定している。この委員会は理事会に年間予算案を提出し、国際ロータリーの財務に関する総てを管理し、かつ理事会に対しこれに関する処置について進言する。

財務委員会の任務、権限は、国際ロータリー細則に定められている。(第14条第11節)

国際ロータリーの財務に関する如何なる決定も、正規の機関を通じてのみなされるべきであり、そして非公式の財務に関する取り極めは、財務委員会が検討し、その後必要に応じて理事会に助言をしなければならない。(理 46—47)

財務に関する事項で理事会に提出すべきものは、理事会によって最後の決定が行なわれる前にその審議および理事会に対する勧告をさせるため、これを財務委員会に付託しなければならない。(理 46—47)

### 国際ロータリーの資金の投資

(Investment of Funds of R.I.)

理事会は、国際ロータリー資金の投資及び再投資に関する方針及び手続きを次のようになすべきことを決定した。

### 投資の方針

(Investment Policy)

(1) 理事会は随時、当座の目的に必要ななくて一般資金投資のために積立てておくべき金を明示するものとする。この明示された金には、一般資金の投資として以前に購入されていた証券の売却による収益を含まないものとし、このような収益は、理事会の措置によって一般資金の投資勘定に入れられるのでなく、当然一般資金の投資にあてられる。原則として、国際ロータリー資金の投資及び再投資は、国際ロータリーが法人化されかつその登録された事務所の所在国または理事会が条件を定め、その条件の下に承認を与えた国において行なわれるものとする。

#### (2) 目的:

一般資金については、資本の安全、流動性および市場性を確保しながら最高の収益率を目指す。相場の動きの少ないものにする。収益を重視するが、資本の安全確保の目的に反する場合はこの限りでない。

本部建物の改築資金については、5年毎に資産の再評価を行なう。市場性および短期間の価格変動は、一般資金の場合ほど気にかける必要はない。有価証券目録の内容を「トリプルB」に格付けされている債券またはこれに相当する銘柄の株式とすることも考えられる。

(3) 投資諮問委員会は、国際ロータリーのために、有価証券の買入れおよび/もしくは売却ならびに/または有価証券の売却による収入の再投資を、前記(2)に掲げた目的に従っ

て、行なう権限を有するものとする。ただし、投資諮問委員会は、各取引ごとに、それを行なった理由を記載した報告書を遅滞なく国際ロータリーの会長および事務総長に提出すべきものとし、事務総長は直ちにこれを財務委員会に伝達するものとする。すべて国際ロータリーの投資に関する取引については、事務総長から理事会の定例会議においてその報告が行なわれなければならない。

投資諮問委員は、会長がこれを任命し、次の者によって構成されるものとする。

- a) 理事会のメンバーまたは元メンバー1名。
- b) 財務委員会のメンバーまたは元メンバー1名。
- c) 他にロータリアン1名。

投資諮問委員会の委員は、投資関係の仕事に精通した老練なロータリアンでなければならない。

投資諮問委員会は、理事会がその資格を認めて承認した投資顧問の助言を求めるものとする。投資顧問は、投資諮問委員会に対し、有価証券の買入れまたは売却を勧告することができる。すべて有価証券の買入れまたは売却に関係のある取引については、投資諮問委員会は、その取引を命ずる前に、投資顧問からその取引に賛成する意見を取り付けておかなければならない。(理 56-57; 57-58; 59-60; 61-62; 62-63; 65-66; 69-70; 72-73; 76-77; 77-78)

### 投資諮問委員会運営規則

(Rules of Operation of  
Investment Advisory Committee)

理事会は、以下に掲げる投資諮問委員会の運営に関する規則を採用することとした。

1. 国際ロータリーの投資取扱専務に任命された者は、国際ロータリーの一般資金および

本部建物改築資金の投資および再投資に関する一切の決定ならびにこれに関連する一切の取引業務を行なう権限を有する。

2. 投資取扱専務は、自分の行なった各取引に関する報告書を投資諮問委員会に提出し、同時にその写しを国際ロータリーの会長、事務総長および会計検査役に送付して、これらの役員が当該取引を審査し、必要な場合の措置をとり得るようにしなければならない。

3. 国際ロータリーの一般資金および本部建物改築資金の投資および再投資に関する取引は、すべて、投資取扱専務により、国際ロータリー理事会が投資諮問委員会の推薦によって承認した委託売買業者および/または銀行業者を通じて行なわれるべきものとし、各取引に関する関係業者の報告書は、投資諮問委員会の委員、国際ロータリーの会長、事務総長および会計検査役に送付されるべきものとする。

4. 投資諮問委員会は、毎回の理事会の会議において、理事会に前回の会議以後における国際ロータリーの投資およびそれに関し行なわれた取引について説明をするものとする。

5. 投資諮問委員会は、毎会計年度における最終の理事会が開かれる前に、当該年度中における委員会の活動、投資計画の目標から見た資産目録の内容のあり方、および今後における措置としてさし当たって必要なものおよび長期にわたるものの双方についての勧告意見を要約した報告書を作成して、会長および事務総長に提出するものとする。(理 76-77; 77-78)

### 国際ロータリーの会計年度

(Fiscal Year of R. I.)

国際ロータリーの会計年度は7月1日に始まり6月30日に終る。人頭分担金及び購読料金の徴収は、7月1日から12月31日までと1月1日から6月30日までの二半期に分けて行はわれる。

### 国際ロータリーの歳入

(Revenue of R. I.)

国際ロータリーの歳入の主要財源は、加盟クラブよりの人頭分担金、国際大会登録料、新クラブよりの加盟料金、機関雑誌の購読料及び広告料、並びに投資に対する利子及び配当金である。

### 人頭分担金 (Per Capita Dues)

各クラブは国際ロータリーに、そのクラブの各正会員、シニア・アクティブ及びパスト・サービス会員1人当たり年額12ドルの分担金を、毎年7月1日及び1月1日に、当日の会員数に基づいて分納する。

細則は理事会が正当と認めた場合、人頭分担金の一部をクラブに返還しうることを規定している。

細則は又、如何なる国の通貨でも、その対外価値の下落によりその国のロータリー・クラブが国際ロータリーに対する債務を履行するために過大な自国通貨の支払を要するにいたった場合には、理事会は、その国のクラブの支払額を調整することができることを規定している。

新加盟クラブ：支払期直前の5月15日又はそれ以前に新たに加盟したクラブに限り、7月1日における会員数を証明し、その日付による人頭分担金を支払うものとする。同様、支払期直前の11月15日又はそれ以前に加盟した新クラブに限り、1月1日における会員数を証明し、その日付による人頭分担金を支払う

ものとする。

払戻し又は比例部分の支払：半期中途で退会した会員の人頭分担金については、クラブは国際ロータリーから払戻を受けることができない。一方クラブは、半期中に入会した新会員については、人頭分担金の比例部分を支払う必要はない。クラブ及び国際ロータリーの会計年度は同一であり、即ち7月1日から6月30日までであるため、ときとしてクラブが(会費の徴収をすませる前に)7月1日及び1月1日に支払うべき人頭分担金及びロータリアン誌購読料をとりあえず立て替えて送金し、後に至りその期間の会費を未払いのまま死亡、退会或は会員資格を喪失した会員の国際ロータリーに対する人頭分担金及び購読料を国際ロータリーに支払っていたということになる場合を生じる。このような場合、理事会は国際ロータリー事務総長が事情に応じた調整をして払戻をすることができるようにしている。

### ロータリアン誌の購読

(Subscriptions to The Rotarian)

THE ROTARIAN の購読料は、合衆国、カナダその他の最低郵便料金を採用している国においては、米貨で年4ドル50セント、その他の国においてはすべて米貨で5ドルである。

合衆国及びカナダの各クラブではその各正会員、シニア・アクティブ及びパスト・サービス会員はTHE ROTARIAN の有料購読者となることを、会員身分保持の条件にすることが要求されている。(国際ロータリー細則第19条、第2節)

米国およびカナダ以外の国のロータリー・クラブは、次に定める場合を除き、いずれも、その正会員、シニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員が国際ロータリーの機関雑誌または国際ロータリー理事会が承認し、

当該クラブに対して指定した地域的なロータリー雑誌の有料購読者となり、そして本人が会員となっている限りその購読を続けることを、会員身分保持のための条件としなければならない。

機関雑誌または指定された地域的な雑誌に用いられている国語の読めない会員のいるクラブの場合はそのような会員に対し、また、機関雑誌に用いられている国語のいずれとも異なった国語が行なわれていて、理事会の承認した地域的な雑誌の指定も行なわれていない国または地域に設けられているクラブの場合は、その会員の全部に対して、理事会は、前記の規定の適用を免除することができる。(国際ロータリー細則第19条第3節(a))

### レビスタ・ロータリアの購読

(Subscriptions to Revista Rotaria)

機関雑誌スペイン語版、レビスタ・ロータリアの購読はスペイン語を用いている国のクラブ会員に対しては、義務づけられている。レビスタ・ロータリアの購読料は米貨で年額6ドルである。

### 国際ロータリーの経費

(Expenses of R.I.)

理事会：理事会のメンバーは、国際大会、国際協議会、出席を指示せられた地区大会、定例及び臨時理事会及び理事会の執行委員会への出席、事務局への公式訪問、及び理事会が承認した特別の旅行に要した費用、並びに国際ロータリーの負担すべき事務所費及び事務員の費用等の経費の弁償を受けるものとする。

理事会は次の決定をした。即ち、

(a) 毎年「国際ロータリー会長ノミネー」が1名の場合には、本人が次年度の理事として最後の理事会、国際協議会及び国際大会に出席するに要する経費は国際ロータリーによ

って支払われる；

(b) 2人以上の会長ノミネーがある年には、会長イレクトが次年度の理事として、暫定理事会及び国際大会に出席するに要した経費は毎年国際ロータリーによって支払われる；

(c) 国際ロータリーは、総ての理事ノミネー及び無競争理事候補者が最終理事会、国際協議会および国際大会に出席するために必要な経費を支払う。すべての理事ノミネーおよび無競争理事候補者はぜひ最終理事会へ出席するよう奨励されている；

(d) 国際大会前に、ゾーン、地理的集団乃至地域からの理事ノミネーが判明していない場合、そのゾーン、地理的集団、乃至地域より選出された理事が次年度理事の暫定理事会及び国際大会に出席するために要した経費は、国際ロータリーによって支払われる。

(理 60—61；63—64)

委員会：国際ロータリーの各委員長は委員会の業務遂行上必要な事務諸経費、及び、事前に理事会の承認を得た場合、国際大会及び国際協議会への出席に本人の要した費用が弁償される；又、理事会がとくに承認した旅行或は年度中の委員会の業務遂行に関する理事会の指示に含まれている旅行の費用、ならびに委員会の会合の準備および出席に要した費用で理事会の承認を得たものが弁償される。

委員会の委員には、理事会の承認を得た場合に委員会の会合へ出席するために要した費用及び委員会の業務遂行上必要な事務費が弁償される。

国際ロータリーの理事会又は会長が特に出席を要求しかつその費用を承認したものでない限り、たとえ招待された場合でも、国際ロータリーの委員が他の団体の会合に出席するための費用を支払うことは、国際ロータリーの方針に反する。(理 44—45)

地区ガバナー：各ガバナーにはその任期の初めに、任務の遂行に必要な経費を賄うために、理事会で承認された予算が与えられる。

例えば、クラブ訪問、地区協議会、地区大会及び地区研究会のために要する旅費、月信発送、事務員、文房具、郵税、電信電話等の費用などである。事務費は地区内クラブ数に基づいて見積られる。

旅費の見積は、地区内クラブ数、旅行距離及び費用に基づいて行なわれる。国際ロータリーはガバナー本人がその地区内の旅行に要した費用のみを支払う。ガバナー・ノミネーとして国際協議会に出席する場合の費用を除き、国際ロータリーはガバナーの所管地区以外の旅行費は一切支払わない。

地区ガバナーが再度その職に指名された場合には、国際協議会へ2回目の出席をすることができるが、2回目からの国際協議会への出席費用は、特殊な事情ある場合及びその国際協議会開催に先立ち理事会が特別に承認した場合に限り、国際ロータリーにおいてこれを支弁するものとする。(理71—72)

理事会は次の方針を採択した。

(a) ガバナーに対する予算の割当は、すべてのクラブに公平かつ十分な貢献のできるような配分計画に基づいて行なわなければならない。従って、理事会が予算を採択し、割当を行なう場合には、各種活動に応じて資金を配分する。理事会は、各地区内におけるこうした配分の基本が年ごとに大きく変るようなことがあってはならない、とする意見である。というのは、激しい変化が活動全体の均衡をこわしてしまうからである。

(b) 国際ロータリーによって支払われるガバナーの経費は、ガバナーのための予算の総額を越えないことが必須条件とされている。もし異常な事態が生じて余分の金銭を必要とすることが考えられる場合には、地区ガバナーは、そうした支出をする前に、理事会に予算の増額を求め、その承認を得なければならない。(理 41—42)

国際協議会：国際ロータリー理事会が国際ロータリーの費用で協議会に出席することを

認めた人には旅費及びホテルの費用が弁償される。

国際協議会は、国際ロータリー運営上最も重要な国際的な会議である。これは1948年に初めて提案されたような2ヶ所以上の地域別会議に分けるようなことをせずに常に単一の協議会を開催するようにする必要がある。なお協議会は国際大会都市近接地ということよりも、ガバナー・ノミネーの数及びその居住地から見て便利で経済的な場所に開くようにしなければならない。

理事会は次のことを決定した：

酌量すべき事情のある場合(たとえばやむを得ない旅行の遅延、病気その他)に会長が例外的な取扱いを認めた場合を除き、会議の参加者その他国際協議会に列席するものの経費は、会期の全部を通じて出席することを条件としてのみ認められる。(理 53—54)

同じ役に再度任命された者は、その役で国際協議会に2回目の出席をすることができるが、2回目からの出席費用は特殊な事情ある場合及びその国際協議会開催に先立ち理事会が特に承認した場合に限り、国際ロータリーでこれを支弁することとなっている。(理 71—72)

理事会は、地区ガバナー・ノミネーが国際ロータリー資金が預託されている国から国際協議会に出席する場合の費用は、原則として、また可能な限り、すべて国際ロータリーがその資金から支出すべきことを承認する。(理 67—68)

他の支弁される経費は、協議会の仕事を命ぜられた事務局職員、翻訳係、接待、印刷及びその他の雑費とする。

国際大会：この費目には、国際ロータリーの費用で国際大会に出席することを国際ロータリー理事会が承認した人々の旅行及びホテルの費用のほか、国際大会に伴う運営や歓迎に必要な経費一切を含む。

同じ役に再度任命された者がその役で2回

以上国際大会に出席する場合、2回目からの出席の費用は、特別な事情のある場合においてとくに会長の承認を得たときに限り、国際ロータリーからその支払を受けるものとする。(理 72-73)

**新クラブ結成：**この経費には、新クラブ結成に係るガバナー又は拡大補佐役の旅行費を含む。

新クラブ結成にかかわる特別代表の費用は、ガバナーが国際ロータリーの事務総長又は会長からかかる費用の支払について予め許可を得た特殊な場合にのみ支払われる。(理 37-38)

理事会は次の件を決定した：

ガバナーが新クラブ結成及びチャーター伝達のために米貨75ドルを越える経費をかけるかまたはかけることを許可しようとする場合には、その経費がえられるかどうかを前もってR. I. 事務局に相談する。このような場合、国際ロータリー事務総長に“新クラブ結成にかかわる地区ガバナーその他の者の旅費”として計上されている予算からそうした支出ができるかどうかを決定する責任があることとなっている。かかる決定をする場合は、事務総長は、予算を用い得る期間中に予想される要求でその予算で賄わなくてはならないものすべてを考慮に入れなければならない。(理 72-73)

前記事項は、新クラブ結成のために75ドルの支出が認められているということを含めたものではない。75ドル又はその一部が新クラブ創立に用いられなかった場合でも、ガバナーはその金額を他の経費に充てることはできない。

**会長：**会長の事務費及び旅行費は、自分の市に事務所があって賃借料を払っている場合にはその賃借料、文房具、消耗品、郵税、電信電話、必要な秘書及び事務員に関する費用、並びに会長の旅費で別段の規定のないものを賄うものである。

国際ロータリー会長として恥づかしくない形で退職するために要した必要かつ適当な経費はすべて弁償される。(理 60-61)

**会長イレクト：**毎年会長イレクトには、会長としての職務につく準備に要した必要かつ適当な経費が弁償される。(理 60-61)

地区又は地域大会における国際ロータリー会長代理：実行可能な限り、理事会のメンバーその他の国際ロータリー会長代理が地区大会及び地域大会に出席するよう指名されるが、その旅費は国際ロータリーによって支払われる。夫人を同伴する場合には、その費用も国際ロータリーによって支払われる。

地区大会出席中の会長代理およびその夫人の宿泊費及び大会出席の諸費用は、地区大会で負担してもらいたいし、またそうしてもらえものと考えている。

**現役員及び元役員の訪問：**この費目は、国際ロータリーの要求によってクラブを訪問し、クラブで話をするR. I. の現及び元役員（その他特別の場合の有資格ロータリアン）の旅費を賄うものである。これはガバナー以外の国際ロータリーの役員又は代表の訪問をめぐってに受けることのない多数のクラブに対して有益な奉仕である。

**事務局：**アメリカ合衆国イリノイ州エバンストン及びスイス国チューリッヒにある事務局の経費には、職員の給料、エバンストンの国際ロータリー中央事務局建物の管理費及びチューリッヒにおける事務所借室料、文房具、用品、郵税、速達、電信電話、電子計算機、謄写、印刷、無料配布小冊子類、家具類及び設備品の償却及び修繕、保険及び税金、監査、雑費その他の費用を含む。

ロータリアン誌及びレビスタ・ロータリアン誌に関する経費には、職員の給料、文房具、用品等のほか、原稿、在庫用紙、印刷、郵税その他雑誌の発行に普通必要とする費用を含む。

## 監査報告書の配布

(Distribution of Auditor's Report)

理事会の承認を得た前会計年度に関する会計監査人の監査報告要約書は、毎年これを印刷して各クラブ幹事並びに国際ロータリー・ニュース郵送先名簿に載っている国際ロータリーの元及び現役員ならびに委員に配布しなければならない。(理 49-50)

## 国際ロータリー資金の支出

(Expenditures of R. I. Funds)

**一般手続：**以下は、国際ロータリーの資金支出に関する一般手続の簡単な要綱である：

理事会は、ガバナーその他の支出責任者によって行なわれるべき支出の予算額（又は支出限度）を決定する責任を持つ。かかる予算額（又は支出限度）は国際ロータリーによる年間予算の編成によって行なわれる。この予算には、来たるべき年度における総ての見積経費が計上される。理事会が予算を承認すれば、それによってそれぞれの予算額（又は支出限度）が決定されたことになる。もちろん各費目の予算額はその必要（又はその一部の必要）を考慮して計上されたものである。換言すれば、各費目の最大限度を定めたもので、もし経費を使う者がその最大限度以下の金額で仕事を遂行することができれば、それだけ国際ロータリーの資金が節約されることになる。

一方（これを正確に了解されなければならないことであるが）如何なる目的のためであっても、計上された予算額（又は支出限度）を越えた支出は、それを行なう前に予め理事会の承認を得ない限り、行なってはならない。

国際ロータリーの資金の支出に当る役員である事務総長及び財務長としても又会長及び理事会としても、このような支出を賄うだけ

の予算（又は支出限度）が計上されていないのに、前記のような支出の弁償を求められても困るだけである。

支払当事者が常に支出を既定予算額（又は支出限度）内に留めるようにし、それを超加する支出は、もし予算の追加の承認が得られないのであったらそれを得たうえでなければ行なわないようにするならば、支出当事者も理事会も当惑することはない。

ある費目が特定目的のために計上されている場合、例えば次期ガバナーの国際協議会出席の経費のようなものは、予め理事会の承認がない限り、ほかの人の経費に流用してはならない。

## 支出報告 (Expense Statements)

理事、ガバナーその他は、自分の支出したものを控えておき、月末にその簡単な報告書を事務局に提出することによって国際ロータリーの資金から支払を受けている。

国際ロータリーの用務に従事している国際ロータリー役員及び委員の経費が国際ロータリーの定めた基準を相当超過している場合には、その支払いについて国際ロータリー会長及び事務総長の承認をえなければならない。この場合の「相当の超過」については事務総長の判断による。(理 51-52)

## 国際ロータリー旅費

(R. I. Travel Expenditures)

国際ロータリー理事会 (1965-66) は、国際ロータリーの旅行費の取扱いを明らかにするための方針を採用し、後にこれを改正した。1977-78年度に、理事会は旅行に関する方針を以下の通り改正して、1978年7月1日からこれを実施することとした。

## 一 般 方 針

(General Policy)

国際ロータリーの用件で旅行する時の国際ロータリーの役員、委員会委員等の旅費を支弁することは、国際ロータリーの方針である。国際ロータリーの費用で旅行する者は、適当に旅行を楽しみ、個人的な用事の時間にもあまり不自由しないようにしながら、あらゆる方法で国際ロータリー資金節約に助力するものと期待されている。

交通費はその実額のみが弁償されることになっている。従って、下記に規定された料金より少ない費用で旅行をした場合には、規定の最高額でなく、その旅行に要した少ない方の料金が弁償される。

## 弁償される経費

(REIMBURSABLE EXPENSES)

## 交 通 費

(Transportation)

A. 飛行機。弁償は、エコノミー・クラス運賃の実額とする。ただし、

- 1) 1等だけとなっている二地点間の航空旅行の場合には、1等航空運賃が支給される。
- 2) R. I. の会長その他の理事会のメンバー、R. I. の事務総長、会長および会長イレクトの補佐、理事会の次期メンバー、ならびに同伴が認められた場合のこれらの人の夫人の、合計飛行時間が三時間以上に及ぶ航空旅行の場合には、1等の航空運賃が支給される。
- 3) 地区ガバナー・ノミニの夫人及び国際協議会討論グループ・リーダーの夫人が国際協議会に出席するために夫に随行する

場合の旅行費の弁償は、エコノミー・クラス航空運賃実額の50パーセントとする。

B. 船。最短コースに対する前記規定による航空旅行費相当額を最高限度とし、運賃実額並びに雑費が弁償される。船で旅行する場合の運賃、ホテル代、食費及び途中の雑費に対する弁償は、その合計額で、航空旅行による場合における前記規定の航空旅行費相当額を超過しないものとする。

船で旅行する場合、航海中の費用として、1日につき米貨4ドル又は当該航海に対し米貨30ドルのいずれか多い方が弁償される。この場合に弁償される費用の総額は、前記の最高限度を越えないものとする。

C. 鉄道。鉄道旅行は最短距離の1等料金、または最低運賃と並等の寝台料金を基準にして弁償される。

D. バス。バス旅行の場合は支払った運賃の実額が弁償される。

E. 自動車。合衆国内の場合には、ガレージ使用料を含め、自動車旅行に伴うすべての費用を賄うものとして、1哩当り10セントの基準で弁償される。自動車の費用の高い国ではそれに応じた割増を行う。最短距離の旅行の場合の適当なホテル代、食費、雑費が弁償される。

## その他の経費

(OTHER EXPENSES)

適当な値段の一流ホテル室代の実額。  
適当額の食費並びに雑費。  
旅券料金実費、払戻しのきかない入国税等。  
国際ロータリーが国際協議会或は国際大会のために特別機を準備する場合には、理事会の特別決議により、このような特別機利用者に対し運賃の実額を基準とした弁償をするものとする。

途中及び会議出席中の日数  
(TIME EN ROUTE AND ATTENDANCE AT MEETINGS)

すべて旅行費は、途中の旅行および目的地において公務を満足に遂行するために必要で最少の日数を基準として見積られたものが弁償されるものとする。但し、本人が出席を求められた一つ又はそれ以上の会議に終始参加した場合に限る。

## 弁 償

(REIMBURSEMENT)

国際ロータリーは通常、上記の弁償規定を参酌して、本人の署名した経費計算書を受理次第、その経費を弁償する。

国際協議会及び国際大会出席以外のロータリー用務で旅行するために前払い旅費の請求があった場合、事務総長は上記規定を参照して計算した概算額を前渡しすることができる。この前渡し金は、旅行終了直後本人から提出された旅費計算書によって清算すべきものとする。

国際協議会及び/或は国際大会への前渡し旅費の請求があった場合、事務総長は前渡しをすることができる。但し、

- (a) 予め旅行をする本人から、選んだ旅行の方法と等級を記した旅費の見積書を取り付けること；
- (b) 事務総長は見積旅費が前記の規定による最高額を越えていないことを確認し、かつその費用が一般料金に合致しているかどうかを確かめること；

事務総長は、この見積額に、必要な場合のホテル代、食費、及び雑費として適当な額をそれぞれ見積ったものを追加するものとする。以上のようにして前払い金が渡された場合

には、旅費計算書の提出を要しないものとする。

この基本声明に規定された金額を越える経費はすべて各個人の負担とする。

理事会は副会長及び理事会のメンバーがロータリーの用務で旅行する場合の費用について、国際ロータリーの支払の方針を次の如く定めた。

1. 毎年の予算には次の場合に理事会メンバーの要した適当に必要な経費を賄うための予算が計上される。
  - (a) 在任期間中に開催される国際大会及び国際協議会への出席。
  - (b) 定例及び臨時の理事会及び理事会の委員会への出席。
  - (c) 必要な国際ロータリー本部への公式訪問。
  - (d) ロータリーの用務のために特別に認められた旅行。
  - (e) 国際ロータリーの地区大会又は地域大会に出席することを指示された役員に随行する夫人の旅行。
  - (f) 各自の判断で必要と認められたクラブ訪問及びその他ロータリーの会合に出席するための旅行。但し、その費用は年間で理事1人につき400ドルを越えないものとする。
2. 上記(d)項にいう特に認められた旅行は、会長又は事務総長が国際ロータリーのために理事会に代って要請したものであり、かつこれに対する予算額の範囲内のものであることを要する。
3. 理事会のメンバーは、特別の規定が設けられない限り、上記の規定によるもの以外に国際ロータリーの負担となる如何なる経費もかけてはならない。
4. 国際ロータリーの負担する理事会のメンバーの旅費に関するこれまでの決定で以上の規定に反するものは、すべて以上の規定に

代えられ、その効力を失なうものとする。  
(理 40—41; 42—43)

以上の方針は引き続き効力を有し、実施されるものとする。中央事務局が国際ロータリーの費用で旅行する者に旅費概算書をつくって渡す場合には、理事会の定めた旅行基本方針に従った計算方法によらなければならない。  
(理 42—43)

### 国際ロータリーの旅費資金

(R. I. Funds for Travel Purposes)

如何なる国にある国際ロータリー資金も、公式に催される会合に国際ロータリーの費用で出席するロータリアンの旅費の弁償にこれをあてることができる。如何なる国にある国際ロータリー資金も、ロータリアンであると否とを問わず、他人に対して通貨の両替その他のためにこれを提供することは、国際ロータリーの方針に反する。但し、奉仕活動に関して各国のロータリー・クラブの行なう協力活動について理事会がとくに定めた場合はこの限りではない。(理 47—48; 58—59; 65—66)

### 保 険 (Insurance)

理事会は、国際ロータリー各役員、理事、ガバナー、委員、職員等で自動車を運転するものは当然適当な金額の賠償責任保険及び財産損害保険ならびに火災、盗難その他の損失に対する保険を良い保険会社と契約するものと考え、またそれを望んでいる。

理事会は又、R. I. の各役員は生命の喪失または傷害および火災、盗難、衝突その他の原因によって生ずる損害に対する保険を個人でかけていなければならないことを理事会の意見としている。国際ロータリーは役

員のこうむった以上のような損害を一切補償しない。

国際ロータリーの役員は、事務総長を除いては、国際ロータリーの雇人ではないとするのが理事会の一致した意見である。国際ロータリーは、これらの人が国際ロータリーのために旅行をしているときに被った損害をてん補する保険契約をしていないし、また国際ロータリーは、これらの人が旅行保険に対して支払った保険料の補償もしていない。国際ロータリーは、事故の結果として生じたいかなる賠償責任に対しても責任を負わない。然し、地区ガバナーその他の国際ロータリー役員は、自分のために自分の費用で、かかる事故に対する保険をかけることを考えるはずである。  
(理 39—40; 45—46; 59—60)

### 団体旅行用貸切飛行機 (Chartered Air Transport for Group Travel)

理事会は、地区ガバナーは国際ロータリーの役員として貸切飛行の契約に署名する権限を有しないとすることを決定した。(理 73—74)

### 支出に対する承認

(Authority for Expenditures)

支払いの請求があった場合、そうした支払いが国際ロータリー理事会によって正式に計上された予算費目で賄われているものであり、かつ、理事会がその予算を計上することにした趣旨に反しないものであるとの確信が得られない限り、その支払をしないこと及び確かに支払われていないことを財務長に証明することは、国際ロータリーの資金の支出当務役員としての国際ロータリー事務総長及び(又は)会計検査役の義務でありかつ責任である。又、事務局の事務総長及び(又は)会計検査

役が、事務局で、そうした経費の支払が、その経費を賄うべき予算を理事会が計上した趣旨に反しないものと認めてそれを保証することができ、また保証するのでない限り、事務総長も財務長も国際ロータリー資金を支出することをはっきりと禁じられている。事務総長は、いかなる経費計算書による支払の請求あるいは補償の要求であっても、それについて自分に前記の保証をする確信がない場合には、その事情を理事会に報告してこれを承認するか否かの決定を求めなければならない。  
(理 31—32; 51—52)

理事会はいかなる行為についても、そのための必要な予算措置をするかまたはしたものでない限り、その経費の支出を承認しない。  
(理 31—32)

### 国際ロータリーの資金に対する緊急措置 (Emergency Handling of R. I. Funds)

理事会は、事務総長に、緊急を要する場合

に、でき得る限り財務長および/または財務委員会委員長との事前協議を経たうえで、理事会に代わってことを取り決める権限を与え、国際ロータリーの資金を安全および金銭的債務の履行を確保するために必要と考えられるいかなる措置も事務総長においてこれを行ない得ることとした。(理 76—77)

### 国際ロータリーの活動に対するもの以外の国際ロータリー資金の寄付

(Contributions of R. I. Funds for Other Than R. I. Activities)

国際ロータリーの資金は、その加盟クラブにより、それ自体の目的のために提供せられたものである。故に他の団体の活動に対して寄付することはできない。同時に国際ロータリーは、その加盟クラブを通して、各自ロータリアンが個人的にその地域社会における有用な奉仕活動に参加し支持することを奨励する。(国際ロータリーと他の団体に関する方針声明書 164—165 頁参照—理 54—55)

## 国際奉仕 (International Service)

国際間の友誼にみちた、正しくかつ平和的な関係を推進し維持するためには、少なくとも次の二つの力が必要である。

(a) 関係当事者の権利を定め、人間関係に常に起こる意見の相違を調整する法律的な制度。この力は勿論政府によってかつ政府の間に発達させなければならないものである。

(b) 世界各国の国民に対する、国際的な理解と親善の重要性を正しく認識した広い見聞に基づいた世論。

この理解と友誼を、ロータリアン相互の間及び一般の人々の間に推進することが、ロータリーの国際奉仕の部門で特に行なうべき仕事である。(理 51—52)

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、常に国際ロータリーの既定方針に従い、いやしくも平和の獲得及び維持を妨げ、誤解を招き、又は悪意を生ずる原因となるような、如何なる行動、発言、通信又は出版物も厳重に避けて、世界中の国民に対する理解と親善の推進を鼓吹しかつ育成するため努力するよう要請されている。(理56—57; 73—74)

### 方針概要 (Outline of Policy)

理事会は下記方針を採択した：

「国際奉仕に於ける国際ロータリーの方針」  
狙い：

ロータリーに於ける国際奉仕の狙いは、綱領の第4に明らかな通り、

「奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進する」

ことを鼓吹しかつ育成するにある。

ロータリーの奉仕の理想が、最もよく表現されているのは、個人の自由、思想、言論、集会の自由、信仰の自由、迫害と侵略からの解放、及び、欠乏と恐怖からの解放が認められているところに於てである。

自由、正義、真理、誓言の神聖及び人権の尊重はロータリー主義に固有のものであり、又国際間の平和及び秩序の維持、更に人類の進歩にとって不可欠のものである。

### 個々の会員の責任：

各ロータリアンは、奉仕の第4部門に固有の理想の達成に個人的に寄与することが期待されている。

ロータリアンは、自国に対し忠誠かつ献身的な国民たるべく、各自の日常生活、及びその職業活動を処置することが期待されている。

各ロータリアンは、個人として何処で働くにせよ広い見聞に基づいた世論を作り出すことに協力しなければならない。かくの如き世論は、国際間の理解と親善の推進に関する政府の政策に当然影響を及ぼすものとなろう。

世界精神を抱くロータリアンとして：

(a) せまい愛国主義を超え、国際間の理解と親善と平和の推進に対する責任を分担していることを自覚する。

(b) 国家的乃至人種的優越感によって行動する傾向に反対する。

(c) 他の国民と共に協調するための一致点を求め、かつ開拓する。

(d) 個人の自由を保持するため、法と秩序の規定を守り、以て、思想、言論、集会の自

由、迫害と侵略からの解放、及び、欠乏と恐怖からの解放を楽しむことができるようにする。

(e) 何処かの貧困は全体の繁栄を阻害することを認識し、世界中の国民の生活水準を改善する運動を支持する。

(f) 人類に対する正義の原則は、根本であり、又世界中に行なわれなければならないことを認識して、その原則を支持する。

(g) 国家間の平和を推進することに常に努力を傾け、この理想のためには、個人的犠牲を払う覚悟をする。

(h) 国際間の親善への一歩として、他人の信仰を理解するという精神を力説、実行し、それによって、より豊かな、より充実した生活が確保されるような、道徳的精神的な基本水準の存在することを認識する。

### ロータリー・クラブの責任：

ロータリー・クラブは、政府や世界問題或は国際間の政策に影響を与えるような団体的な行動をとってはならない。むしろ、個々の会員に対して、これらの問題についての知識を与えるようにつとめ、それによって、会員に啓発された建設的な心構えを持たせるようにすべきである。

ロータリー・クラブでは、討論会を開催して、公共の問題を論じ、それによって、第4部門に示された奉仕を育成することができる。もし論争点のある場合には、双方の主張が十分に発表されることが肝要である。

ロータリー・クラブに於て、国際的な論議を取り上げる場合、論者は他の国の国民を攻撃するようなことは、避けるように注意されなければならない。又会合に於て表明された個々の論者の意見に対しては、ロータリー・クラブは必ずしも責任をとるとは限らないことを明らかにしておかなければならない。

ロータリー・クラブは、国際問題に関係を持つ特定の計画に関する如何なる決議をも採

択してはならない。或る国のクラブから他の国のクラブ、国民或は政府に対して、何かの行動を執ることを要望してはならないし、又特定の国際問題の解決に関する計画案や意見書を配布してはならない。

それぞれロータリー・クラブを有する国家間の関係が緊迫している場合には、関係国及び他の国々のクラブは、最大の注意を払わなければならない。然らざれば、如何なる行動もかえって悪意や誤解を増すおそれがある。

### 国際ロータリーの地位：

国際ロータリーは、多数の国に存在する幾多の見解をもつクラブから成り立っている。故に、政治問題に関しては、国際ロータリーは何等団体的行動をとったり意見を述べたりはしない。(理 51—52; 53—54)

### 世界事件 (World Affairs)

理事会(1961—62)は次の声明を採択した：

#### 世界事件と国際ロータリー (ROTARY INTERNATIONAL IN WORLD AFFAIRS)

国際ロータリーは、世界各地に存在する加盟クラブを通して、国家間の平和の基礎として、諸国民の間に国際理解と親善を鼓吹しかつ育成する。ロータリーの奉仕の理想と、国際理解増進のために献身するとの言明は、国際ロータリーをして、破壊的な反対勢力が優勢な時代に於て、絶対に、必要かくべからざる勢力とするものである。

ロータリーの理想に固有なものは個人の品位と自由である。故に、その理想を永続強化することは個人個人のロータリアンに義務としてかかっている。ロータリーの有効性は制度によるものでもなければ、団体として意志

表示をすることによるものでもない。それは、各ロータリー・クラブの各会員が、ロータリーの存在のために、又自由社会、正義、真実、約束の神聖、及び人権尊重を守るために必要な原則を推進しようとして、個人的な、積極的なそして建設的な行動をとる場合にのみ達成される。

国際ロータリーは、加盟クラブの構成員となっている、職業界の指導者中に潜んでいる、効果的行動への偉大な能力を認識して、各ロータリアンに、自国に忠実なる奉仕の国民として、自己の影響力を発揮し、そして全人類の安寧の基盤となる、自由と真実と正義の原則を保全しかつ強化するために自己の能力を行使し、そして国際ロータリーを国際理解の達成に一層有効な道具とするための方法として、奉仕の理想を個々に実践するよう求めている。

国際ロータリーはその平和と正義の原則の固守を再確認し、そしてできることならば武力によらず平和的交渉によって国際上の難問題を解決する上に、全ロータリアンが自己の影響力を行使するよう勧奨する。

### 原子力使用に関する提案 (Proposals Regarding Use of Nuclear Energy)

理事会は、平和目的のための原子力利用より生ずる人類への利益及びそのための原子力の絶えざる発達の重要性を認めるものである。然しながら、国際ロータリーもしくはロータリー・クラブが斯様なことにおいて政府を動かすため共同活動に加わるとか、特定の国際問題の解決のための行動又は計画に対する提訴を發起することなどは国際奉仕に関する国際ロータリーの既定方針と一致しないものである。(理 61—62)

### 国際連合 (United Nations)

国際ロータリーは、国際連合憲章の規定や国際連合の決議及び法規に対して是認も否認もしないが、ロータリアンが世界平和の促進を目ざす国際連合の活動に精通することを奨励する。

事務総長は、世界平和の促進に資する国際連合の憲章及び活動の研究に関連するプログラム資料及びその他の援助について、クラブの注意を喚起するよう命ぜられている。

国際連合及びその専門機関の会合に出席する国際ロータリーのオブザーバーの報告は常にこれを公表するものとする。

ロータリアンにして、国際連合或はその専門機関のいずれかに関して、提案をなさんとする場合には、必ず自国政府の正規の手続きによってつくられた機構を通じて行なうべきである。(理 51—52; 52—53; 53—54; 55—56)

### 国連旗の掲揚

(Display of United Nations Flag)

ロータリー・クラブのある国が必ずしも全部国際連合の加盟国であるとは限らない事を考え、国際連合旗の掲揚は、ロータリー・クラブがロータリー旗及び国旗を掲げる場合、或は必要によって外国の旗を掲げる場合と同じく、ロータリー・クラブその他の自発的な措置に任すべきである。(理 50—51)

### 国の法律、習慣に対する批判

(Criticisms of Laws and Customs of a Country)

理事会は次の如き方針声明を採択した：

ロータリアンの中に、理解と親善を促進するに当って、或る国に於て非合法とされていることが他の国に於ては合法である場合が多数あること、又、或る国に於て慣習となることが他の国に於てはそうでない場合もあることを、認めなければならない。従って世界各国のロータリアンは、或る国のロータリアンが、他の国の法律や慣習を批判することは気をつけてこれを避けるべきであり、かつ又、或る国のロータリアンが、他の国の法律、慣習に干渉するが如き如何なる行為もこれを慎しむべきであるということ認識しなければならない。(理 32—33)

### ロータリアンとその国家との関係 (A Rotarian's Relation to His Country)

ロータリアンとその国家に対する関係についてのロータリーの立場は、決議43—14 (本書161頁) に明らかにされている。

### 世界社会奉仕

(World Community Service)

世界社会奉仕は、或る国のロータリー・クラブ又は地区が、他の国のロータリー・クラブに援助を提供して、そのロータリー・クラブが立案した自国の生活水準の向上に役立つ計画 (必要を充たすための計画) の遂行に協力し、かくて双方の地域社会間に国際理解を増進することを目的としたプログラムである。

理事会は、各地区ガバナーが、委員の任期の継続性を規定しかつ職権上の委員として次期地区ガバナーを加えた、以下の委任事項を遂行する地区世界社会奉仕委員会を設置することを推奨している。

地区世界社会奉仕委員会の任務は次の通り

とする：

- a) 地区内のすべてのロータリー・クラブに、世界社会奉仕の目的のために海外のロータリー・クラブと提携するよう奨励すること；
- b) 地区内各クラブとの定期的接触及び地区集会並びに都市連合会等を通じて、世界社会奉仕プログラム (小企業相談所を含む) に対する理解の増進をはかり参加を推進すること；
- c) 海外の地域社会からの世界社会奉仕の援助を受けるに価する地元の必要事項を決めるよう地区内のクラブを激励すること；
- d) 地区内のクラブから報告された世界社会奉仕計画を審査し、その結果を地区ガバナー及び事務局内の世界社会奉仕計画資料室に報告すること；
- e) 世界社会奉仕活動のために提供可能な地区内の援助資源を捜し出すよう地区内クラブを奨励すること；
- f) 世界社会奉仕の目標と業績とを地区内のすべての適当な伝達機関——ロータリーとの関係の有無を問わず——に発表すること；
- g) 地区レベルの世界社会奉仕計画を実施すること；
- h) 地区内の世界社会奉仕活動の記録を取り、定期的に地区ガバナー及び事務局へ報告すること。(理 68—69)

理事会は、特定の世界社会奉仕活動に関連して地区又はクラブが行なう財政的その他の協力及び援助の要請は、かかる要請を1ヵ所又は特定数の地区又はクラブに止め、一様に配布するものとして無差別にクラブへ出さなければ、大会決議29—12によって定められている財政援助の懇請に関する制限条項のわく外にある (本書157頁参照) ものとすることを承認している。(理 66—67)

理事会は以下の事項を承認している：

- 1) 各ロータリー・クラブに対し、出版物その他を通じて、世界社会奉仕の目的のために海外のロータリー・クラブと提携するよう強調すること；
- 2) クラブに対し、クラブ独自の力では負担し得ないような大規模の計画への参加を容易にするために、計画を分析し必要事項を細分するよう奨励すること；
- 3) 援助を受ける地区及びクラブは援助提供クラブ乃至地区に、その援助に関する報告書を送付すべきこと；
- 4) 地区世界社会奉仕委員会が果す役割の重要性を常に強調すること；
- 5) 委員会のメンバーの任期の継続性及びあらゆるレベルにおける世界社会奉仕活動の継続性が重要なことを絶えず強調すること。(理 68—69)

理事会は、組合わせ地区及びクラブ・プログラムによる接触から生まれたクラブ対クラブ間の友好関係がもたらす利益と永続的価値を、国際ロータリー出版物その他を通じてクラブに対し強調すべきことに同意している。(理 68—69)

「世界社会奉仕計画資料室」 R. I. 事務局には、世界社会奉仕計画を提唱しているロータリー・クラブからの援助の要請を受け付ける「資料室」が設置されている。いずれのロータリー・クラブもこの「資料室」を次の二つの方法で利用できる：

- 1) 社会奉仕計画に対して援助を要請するクラブは、その計画を計画資料書式に詳述し、所属地区のガバナー又は世界社会奉仕委員会を通じてR. I. 事務局へ提出することができる。これを受理した事務局ではその必要事項を公表し、そして同種の必要事項への援助を申し出ているクラブに詳細を送付する；
- 2) 世界社会奉仕計画に援助を提供したい

クラブは、情報要請書式に提供できる援助の種類や希望する援助提供地域を記入して提供する。これを受理した「資料室」からは、一つ又はいくつかの必要事項についての情報が送られて来る。情報を要請したことによって、そのクラブが世界社会奉仕計画を引き受ける義務を負うことにはならない。

### 世界的な必要事項 (World Needs)

理事会は、

- a) 現在世界には、ロータリー・クラブ及び個人ロータリアンにとって援助しがいがあり、かつ、国際ロータリーから特に強調されるまでもなく、注意を払う価値のある、世界的飢餓を含む諸種の必要事項が存在することを認め；
- b) ロータリー・クラブ及び個人ロータリアンに、世界的飢餓を含む各種の必要事項に関する情報の提供と、これらの必要事項をロータリー・クラブ・プログラムその他を通じて充たさんとする活動に参加するようとの勧告とを引続き行なうことを決定した。(理 68—69)

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、世界の開発途上諸国に存在すると思われる特殊な必要事項に精通するよう、そして又、そのような必要事項を充たすための計画で、ロータリー・クラブやロータリアンの支援が助けとなると考えられる場合、クラブやロータリアンはその奉仕プログラムの中に、その計画のために役立ちうる機会を織込むことを考慮検討するよう勧奨されている。(理 73—74)

### 同一職業分類を保持する人々との世界的交歓 (World Contacts With Men in Same Classification)

理事会は、ロータリアン全部に対して、理解と感化の社会を創り、国際的協力をすすめるために、世界中の国々の、同一の職業分類を保持する職業人の国際的交歓を促進するよう奨励する。(理 46—47)

### 世界理解週間

(World Understanding Week)

理事会は、2月23日を含む週を、毎年特別に記念すべき「世界理解週間」と定め、各クラブに対し、この週間中に、世界平和に不可欠な理解、親善を特に強調したクラブ・プログラムやその他の活動を行ない、また世界社会奉仕を中心としたプログラムをもってこの特別週間を遵奉するよう要請している。(理 57—58；69—70；77—78)

### 国際学生計画並びに青少年交換

(International Student Projects and Youth Exchange)

理事会は国際学生計画並びに青少年交換に関する下記の方針声明を採択し、かつそれに記述されている諸規定に対して、実際に青少年交換プログラムに参加しているロータリアン全員の注意を喚起すべきこと、そしてこれらの規定はこの種のプログラムのすべてに適用されるべきであり、これらを進んで適用するクラブのみが参加すべき旨を強調することを決定した：

### 地区及びクラブレベルにおける国際青少年交換 (International Youth Exchange at District and Club Level)

理事会は、ロータリー・クラブ乃至ロータリー地区の経費負担による国際学生交換計画を調査する特別委員会からの、ロータリー財団大学院課程奨学金計画は地区及びクラブレベルにおける国際学生交換計画によって補足されるべきものであるという、勧告に同意している。かかる補足的活動は、ロータリー財団に対する継続的財政援助の用意ができてから後においてのみ行なわれるべきものである。その上で、ロータリアンは、地区及びクラブの計画を考案し、推進し、又それに参加すべきである。事務総長は、地区及びクラブレベルにおける国際学生交換に関する現行の計画についての情報を、全クラブ及び地区に伝達し、それによって、彼等自身の国際学生交換を推進するよう、クラブ及び地区に奨励することを要請されている。事務総長の伝達する情報においては、次のことに注意を払わなければならない。即ち、クラブ及び地区水準における国際学生交換計画を確実に成功させるためには、クラブ及び地区が、ガバナー事務所及びR. I. 事務局より入手できる情報及び経験を利用することができるように、前記諸計画は、地区ガバナーの指導、R. I. 事務局の助言の下にのみ着手されるべきものである。

クラブによる国際学生交換計画の実施が奨励されている。理事会は、地区及びクラブ水準における前記学生交換計画の推進を援助する目的で、地区ガバナーが、地区内の最少限3名のロータリアンより成る、継続性を持たせた地区委員会を設置し、内1名を委員長に任命することを提案した。

理事会は、国際ロータリー或は財団が、地区及びクラブによって遂行されている種々の

青少年交換プログラムの管理を引き受けることには不賛成であり、青少年交換プログラムは、地方活動として、引続き提唱地区及びクラブによって遂行、管理されるべきであると決定している。

理事会は、青少年の国際的交換に関し大要次の如く意見が一致した：

青少年の国際的交換——15歳乃至19歳の青少年が望ましい——は原則として承認されている。このような交換はもし正しい条件のもとで完全に行なわれるならば、ロータリーの世界を通じて、国際的な理解と親善を促進するのに役立つ立派な活動として推奨されるであろう。

職業に基づく国際的青少年交換を集团的に行なうことは、これを大規模に行なうことのできる他の機関があるから、国際ロータリーの扱う範囲には入らない。

その目的の全部又は一部を青少年の国際的交換の促進においている現存団体がある場合には、ロータリーの最善の援助は個々のロータリアン、特に大学等の最高教育機関の「教育」という職業分類を保持するロータリアンが斯様な団体に支持を与えることである。

このような事業を行なう団体が無い場合には、交換に関するあらゆる取り決めは、地区ガバナーの監督の下にクラブによって行なわれるべきである。

理事会は、国際理解を増進する機会として、青少年の交換を促進するために、地区ガバナーに、可能な場合、地区青少年交換担当役員又は青少年交換委員会を任命し、年度の始めにこれらの役員又は委員長の住所氏名を事務総長に提出するよう奨励している。事務総長は、青少年交換担当役員又は地区交換委員長全員並びに一つの国の1地区、二つ以上の地区又は全地区に奉仕している全青少年交換担当役員又は青少年交換委員会の一覧表を年々出版する。そして地区ガバナー並びに同一一覧表中に含まれている人々に送付される。

報酬を受ける労働の問題が含まれる場合には、各国の労働雇傭規則の関係上、個々のロータリアンが、青少年の国際的交換のこの部分を担当するのにふさわしい機構をもった団体に援助を与えて行く以外には、ロータリーが職業に基づく国際的青少年交換を行なうことは、不可能である。

国際ロータリーは、学生或はロータリアンの子女に対して資格証明書或は紹介状の類を発行することはしない。このような資格証明書及び紹介状は、国際ロータリーの用務で旅行する人々にのみ発行するのが国際ロータリーの方針である。

理事会は国際青少年交換プログラム関係者全員への参考指針として次の声明書を採択した：

本声明書はロータリー後援の青少年交換を含む交換プログラム全部を対象とするものである。\*印を付した項目は高等学校生徒を1学年度間派遣するプログラムにのみ適用されるものである。成功を収めたプログラムに期間が1学年度未満のものが沢山あること、又、国際理解と親善が損なわれることのないように、プログラムはそのいずれもが相互交換である必要はないということが認められている。関係当事者相互の同意があれば、責任事項の分担は本書に明示されている通りでなくてもよい。

1. 交換青少年の慎重な人選が最も重要なことである。候補者は申請書を提出しかつクラブ・レベル及び、もし可能ならば、地区レベルの個人面接を含む選考手順に従わなければならない。

\*2. 交換青少年は、海外に滞在する年の始めに年令15-19歳までの高等学校生徒とし(参加ロータリー・クラブ及び地区間相互の同意があればこれと異なる年令層でもよい)、学業成績は中以上、なるべくならクラスの上位3分の

1以内の席次にあることが望ましい。

\*3. 交換期間は1学年度間とするが、その学年度直前又は直後の休暇の全期間又は一部分を追加延長してもよい。

4. 交換青少年の両親は、受入れロータリー・クラブ乃至地区が満足する金額で、その子女を、故国出発より帰国までの期間の危険を担保する健康、傷害及び責任保険に加入させなければならない。ホスト・ロータリー・クラブ又は地区の満足する、確実な1社又は数社の保険会社が引き受けた全保険額を証明する書類は、交換開始に先立って、ホスト・ロータリー・クラブ乃至地区に送達され、受理されていなければならない。

5. 交換青少年は、両親並びに参加ロータリー・クラブ乃至地区の同意を得ずして、受入れロータリー・クラブが所在する地域の周辺外へ旅行してはならない。

6. 交換青少年は交換期間中自動車を所有乃至運転してはならない。

7. 派遣ロータリー・クラブ乃至地区は交換青少年一人一人の選考を慎重に行ない、当該青少年と両親の適応指導(派遣ロータリー・クラブのこと及びその活動についての簡潔な説明を含む)を準備するほか、本人が受入れロータリー・クラブ乃至地区から適格者と認められるように訓練するための手配をしなければならない。

\*8. 受入れロータリー・クラブ乃至地区は交換青少年各1名毎にホスト・ファミリーを1個所乃至数個所慎重に選定し、教育費全額を負担し、適切な学習プログラムを準備し、顧問ロータリアンを任命し、そして適応指導プログラムを実施しかつ絶えず接触を続けて交換青少年をホスト地域社会になじませ

るようにしなければならない。

9. 交換青少年とそのホスト・ファミリーに予定されている家庭とは、交換青少年がその地元地域社会を出発する前に、文通によって接触を始めるよう激励されるべきである。

\*10. 受入れクラブ乃至地区(或は、相互協約により両親又は派遣クラブ乃至地区)は、関係当事者間で協議決定した適当額の小遣銭を毎月支給しなければならない。学校給食のない場合には、小遣銭にその食費を加算すべきである。

11. ホスト・ファミリーは部屋と食事を提供し、本人の両親に代ってその責任を負いかつ監督しなければならない。

12. 交換青少年の両親は出発地より受入れ地に至る途中及び受入れ地において有効な保険に子女を加入させ、適切な衣料を準備し、そして、相互協約により何れかの参加ロータリー・クラブ乃至地区が提供しない限り、受入れ都市までの往復旅費を負担しなければならない。

13. 交換青少年は派遣及び受入れロータリー・クラブ乃至地区の定めたプログラムの要求事項すべてに同意する旨の承諾書を提出し；常時自分自身、自国及びロータリーの名譽となるように行動し；交換期間中はホスト・ファミリー並びに受入れロータリー・クラブ乃至地区の監督と指図を受け；両親と受入れロータリー・クラブ乃至地区の同意した日時、ルートで帰国しなければならない。

14. 青少年交換活動の実施に関与するロータリアンおよびロータリー・クラブはすべて、交換の取りきめに当るグループに対して期待していること、とくに交換学生の選考ならびに適応指導の部面で希望していることが予備協約の

中に正確に反映されているか否かを確かめるよう要請されるべきである。

15. 参加ロータリー・クラブ乃至地区は、上記規定と矛盾せずかつ青少年交換プログラム運営上必要或は便利と考えるその他の規定を採用することができる。
16. 帰国した交換青少年たちとその両親とは、地区青少年交換委員会が、交換青少年たちを各自の家庭、学校および地域社会環境に早く元通りにとけ込ませる目的で開催する、帰国早々の交換青少年の報告会へ出席するよう勧められるべきである。

#### 多地区合同青少年交換プログラム (Multi-District Youth Exchange Programs)

理事会は、地区によっては、青少年交換プログラムを管理する責任を、地区ガバナーの監督、取締りよりはむしろそうとする傾向が台頭しつつあることを懸念するものである。

理事会既定の方針に照らし、理事会は2地区以上のクラブが関与する公式の代行者、又はその他の運営組織を設置することには賛成しない。同時に理事会は、2地区以上のクラブが、共同で交換活動又はプログラムを実施するように協力し合うことを望む例があることは認めるものである。理事会はかような協同的努力に反対するものではない。但し5地区以上のクラブが関与する如何なる活動又は事業も、各関係地区の過半数のクラブが、最初にそのような合同活動又は事業に参加することに賛成して、かつそれぞれの地区ガバナーが、事前に、そのような活動又は事業を実施しこれに参加することにつき国際ロータリー理事会の明確な認可を受けた上でない限り、実施することはできないものとする。

理事会は、多地区合同青少年交換プログラム参加について理事会に申請しその認可を受

けていた地区の中に、そのプログラムの監督、取締りに当る関係地区ガバナーたちの権限と責任を甚だしく減殺するほどに、そのプログラムが一部特定の関係者によって拡張されてしまった場合が時にはあったと考えている。

理事会は、地区組織とは別個に独立し、また(或は)理事会の全般的統御と監督の下にその地区における国際ロータリー役員として職分を果たす地区ガバナーの指導、取締りの下でない、公式の、或は法人化した多地区合同青少年交換機関を設置することには賛成できない。

理事会は、各地区ガバナー並びにその後継者が、各地区において青少年交換活動を育成することに、あらゆる努力を注ぐことを要請するとともに、その活動の指導をその地区並びに地区内クラブに取り戻して、地区ガバナーから明確に委嘱されていない権限を行使しているか或は交換活動より利益を得ている団体又は個人との関係を即座に排除することを要請するものである。理事会は更に、各地区ガバナーが直ちに、それぞれの地区における交換活動、即ちその地区が現にかかわりを持つか又は持ってきたすべての交換活動を検討し、この決定の意図するところが成し遂げられるように取り計らうことを提案するものである。

かかる多地区合同機関が設置されている場合、その機関の幹事が、任期を3年以内と指定された同機関の調整者を兼任すべきである。多地区合同機関は参加各地区の現任ガバナー(もしくはガバナーより委任された青少年交換担当役員)より成る理事会によって統御され、理事長には理事会メンバーによって選ばれた現任ガバナーが就任する。(地区青少年委員会資金に関しては本書89頁参照)

1974年国際大会における規定審議会は次の如き決議74-60を採択した:

国際青少年交換プログラムはロータリー

の国際奉仕プログラムの指針の中心となるに至ったが故に、そして

青少年に人類の友好の必要を教えるという原則は諸国家間の平和と理解の推進に基本的なものであるが故に、そして

青少年交換プログラムを正式に採択、承認することは、当該プログラムの実施に必要な、実効ある指針と手続きの設定に大いに寄与すると思われるが故に、

国際ロータリーは第65回年次国際大会において、国際青少年交換プログラムを国際ロータリーの活動として設定し、国際ロータリー理事会に対し、プログラム達成のために必要に応じて地区及びクラブが任意に取捨選択できる指針と手続きを制定するよう要請することを決議する。理事会は、決議74-60について熟慮検討の結果、同決議中の「国際青少年交換プログラムを国際ロータリーの活動として設定し……」という文言は、かかる青少年交換プログラムは、国際ロータリーとして知られている世界中のロータリー・クラブの連合体の加盟員であるロータリー・クラブの活動という意味に解釈している。(理74-75)

#### ロータリーと関係のある青少年の海外 旅行 (International Travel by Rotary Connected Youth)

何れのロータリー・クラブも、海外旅行のあらゆる面にわたって事前に慎重な計画がたてられていない限り、海外旅行プログラムに基づく青少年派遣を援助或はこれに協力すべきではない。特に、旅行する青少年のために身分証明書、紹介状、援助依頼状その他彼を

他国のロータリー・クラブに紹介したりその身分を証明する書類等は、彼に対する援助乃至歓待に関し事前に両方のロータリー・クラブ間で完全な協約がとりきめられていない限り、これらの書類を準備し携行させてはならない。

何れのロータリー・クラブも、たとえ旅行する青少年の故国のロータリー・クラブがその旅行を後援していることを証明又は主張した場合といえども、事前に当該青少年を援助乃至歓待することをはっきりと承諾していない限り、他国よりの青少年を援助或は歓待する義務はない。援助を与える場合にしても、どのように援助するかを決定することは受入れロータリー・クラブの特権である。(理74-75)

#### 教育機関に於ける国際奉仕 (International Service in Educational Institutions)

理事会(1930-31年度以降)は、教育機関に於ける国際奉仕について大要次の如く決定した:

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、学校及び大学に在学する学生が国際間の理解と親善を推進するため教育機関における種々の機会を利用するよう、彼等を援助することを奨励されている。

このことを実行するには、次のような方法がある:

- 他国からの学生が在籍する大学の教務担当者に、世界各地の国民及び国情に対する理解増進に焦点をおいた、全教科課程、学生活動及び地域社会のプログラムをつくるよう奨励する;
- 学生に他国の言語・歴史・政治学及び経済学を研究することを奨励する;
- 他国からの著名な訪問者であって、地

元の教育機関で教えている言語の一つを母国語とする者を講演、教室会議、或は学生との会談に利用すること；

——海外に留学すると思われるロータリアンの子女を援助すること；

——地元の学校に在学している他国からの学生を、クラブの例会に招待し、例会のプログラムに参加せしめる；そして

——地元の教育機関で勉強している見習生及び研修生を含む学生、特に新開発国からの人達をロータリアンの家庭に招待する。

アメリカ合衆国の小学校の低学年にスペイン語を教えるという案が、それぞれの土地の事情によってよいと思われるかどうか考慮するよう、同国のロータリー・クラブに示唆が与えられている。

これらの活動に従事するロータリー・クラブ及びロータリアンは、地区ガバナーの指導のもとにこれを行なうべきである。

### 研究集団 (Study Groups)

緊迫を示している国々の国民間及びその他の国々の人々の間の事情及び関係を改善することについての問題を検討しかつその機会を求め、かつ更にお互いの知識を広げる目的を以て、ロータリアンと他の人々との会合が研究集団として奨励されている。(理 57—58)

### 国家間の連合会

(Intercountry Meetings)

国家間連合会は、ロータリアン誌、国際ロータリー・ニュース及び地区及び地域の刊行物に成功した連合会の例を發表することによって、奨励されるべきである。このような会合を行なうにあたっては、十分の注意が必要であり、かつ、必ず関係地区ガバナーの承認を得て行なわなければならない。(理 32—33)

理事会は、国家間の理解と親善を進めようとする如何なる示唆にも共鳴するものであり、かつ、他国との間のクラブ及び地区連合会が益々多く開かれるようになって来たのを喜んで注目している。理事会は、熟慮の上の方針として、他国との間のクラブ及び地区の連合会ができるだけ頻繁に開かれることが望ましいと考えており、それが結局は、国際地区の設定にまで進むことを望んでいる。(理 45—46)

理事会は、知己と友情を深めるための、激励的性質の会合に出席するロータリアンは、彼等のクラブ或は彼等の地区内のクラブを公式に代表しているものではなく、又、彼等の国のロータリアンを代表しているのでもない。従って、このような会合に出席した人々によって採択された決議について、R. I. 理事会は、たまたま出席したロータリアンの所属国内のクラブ、地区或はロータリアンの総意を表示するものとは看做さないものであるということ、を指摘している。(理 48—49)

理事会は、欧州大陸・北アフリカ・東地中海地域のガバナーに対し、彼等の地区内で2ヵ国以上に亘るロータリーの会合を開く場合には、通貨の外国持出し禁止によって生ずる困難解消の一方法として、又、会合の開かれる地区のロータリアンと、他の国からの来会者との間に、永遠の友情をつくり上げるため、他国からの来会者を、会合開催都市のロータリアンの自宅に宿泊せしめるよう、考慮すべきことを示唆している。勿論、どの国の通貨に関する規則にも違反しないよう常に注意を払うべきことは当然である。(理 48—49)

地域社会、国家及び世界の一般福祉はロータリアンにとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、ロータリアンが自己の意見をまとめる上の啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理智的研究及び討議の対象として適切な課題とすべきである。

しかしながら、国家間連合会では、政治的性質を持った世界問題又は国際政策に関して決議乃至見解を採択したり配布してはならない。又これに関して団体行動を起こしてはならない。国家間連合会は、政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。又、書状、演説、提案を配布してはならない。国家間連合会は、公職に対する如何なる候補者も支持又は推薦してはならない。又如何なる国際的集会においてもかかる候補者の長所又は短所を討議してはならない。(理 69—70)

### 国家間の訪問 (Intercountry Visits)

ロータリアンの集団によって、国家間訪問の計画を立てたならば、関係各ガバナーに相談し、ガバナーは又相互に相談して、お互いに受入れることができるか或はその旅行が妥当かどうかを協議するものとする。

このような訪問がたとえガバナーの間で妥当であると意見が一致した場合であっても、この訪問は国際ロータリー又はその役員が責任をとる如何なる意味の公式な訪問と看做されることはなく、又、訪問する方もされる方も、明確にそのように指示、或は了解されているのでなければ、その属する地区或は国家を代表することを意味しない。

国家間訪問の価値が認められていることを考慮して、ガバナーは率先これを推奨してもよく、又、そのために、国際共同委員会或はその他のロータリアンの集団に援助を求めてもよい。(理 35—36)

外国訪問旅行は大いに望ましいことである。ロータリアンは、可能な時にはいつでも、このような訪問の機会を利用すべきであり、又、これに関連して、地区ガバナーを通じて或はR. I.事務局の援助を得て、旅行のコースに当るクラブと連絡を取り、訪問するよう努力す

べきである。(理 41—42)

### 国際共同委員会

(Intercountry Committees)

国際共同委員会は、いくつかの国家のクラブ及びロータリアン間の接触を確立する助けになっている。別々の国のクラブの間で互いに訪問しあったり又講演者を交換したりすることを奨励する仕事は、この委員会の活動であるといつてよいであろう。(理35—36)

理事会は、異なる国々の人々の間の理解と友情を促進するという点に於て、ロータリー世界の他の地域同様に欧州・北アフリカ・東地中海地域に於ける国際共同委員会の重要性を認め、かつその継続と発展を奨めている。

他地区と隣接しているか或は道徳的文化的又は物質的関心を同じくする地区で、未だこの種の委員会を持たぬ地区のガバナーに対し、早く設置するよう勧奨されている。但し、国際共同委員会は、国際ロータリーからの財政的援助なしに活動すべきものと了解されている。しかし、理事会はこれらの委員会の設置及び活動は、ロータリー・クラブ及びロータリー地区の独自の活動であると考え、従って、この委員会に関する財政上の責任は関係クラブ又は地区で負担するものとする。(理 37—38；50—51；52—53；53—54；57—58)

理事会は国際共同委員会が運営されている地区のガバナーに対し、斯様な委員会を組織するに当って、国際共同委員会の委員は連続3年を越えて留任せざるものという規定を設けるよう示唆している。(理 58—59)

欧州大陸・北アフリカ・東地中海地域のガバナーは、その地区内のクラブの多くが他国のクラブとの接触を保持するために現に行なっている良き事業を更に継続しかつ促進することをクラブに奨励するよう要請されている。理事会は、このような接触を結ぶに当って各

クラブは、同じ位の大きさと同じ程度の産業文化をもつ町のクラブを相手に選ぶべきであり、又、重複を避けるために、選んだ相手に通告する前に、地区ガバナーに相談すべきであることを示唆している。このような接触から、できるだけ良い結果を生ずるようになるため、関係両クラブの全会員或は一部の会員が、実際に相会するよう精々努力を払うべきである。

理事会は、欧州大陸・北アフリカ及び東地中海地域所属のクラブで既にこのような他国のクラブとの交歓を行なっているクラブを推奨し、そしてすべての国のクラブも同様な活動に考慮を払うことを奨めている。(理 48—49)

1960年の国際大会は次の決議を採択した：

第51回年次国際大会に参集した国際ロータリーは、隣接国家間に理解と親善を進展せしめるため、特に国境に近接して両側にあるロータリー・クラブの連合会及び、他の活動を増進すべきことを決議する。(国際大会決議 60—43)

理事会は地区ガバナーに次のことを示唆している：

a) 国際共同委員会の存在する処或は設置すべく提案せられている処では、関係している国又は1団の近接地区の地区ガバナーは、自国と近接国間の国際共同委員会の活動を監督しかつ推進する上に、又自国のクラブと他国のクラブ間の接触を準備する際のガバナー補佐として有資格ロータリアン1名の任命を考慮すること；及び斯様なロータリアンの任命に当っては、斯様な国際共同委員会の仕事に継続性を保証するため、3年以上6年以内の任期を与えることを考慮すること。

b) 実行できる場合には、非常に離れている国家間の国際共同委員会の設立及び連絡係のコンタクト・クラブの指定を考慮すべきである。かつ斯様な国際共同委員会の委員は“パートナー”国への訪問を考えているロー

タリアンの中から指名されるべきであること。

c) 国際共同委員会の設立された国又は1団の近接地区における各々の地区大会においては、年間の委員会活動に就いて委員長の報告がなされ、その報告は地区の経費を以て出版し地区の全クラブ及び中央事務局に送付すること。

d) 国際共同委員会は関係地区ガバナー(複数)の諮問機関の資格においてのみ行動するものとする。(理 60—61；69—70)

一部の地区は地区資金を通じて支出される人頭割寄付によって国際共同委員会資金を準備する方法を取っている。

かかる資金をつくるということはもっぱら関係地区の問題であり、かかる資金の分担は自発的に行なわれるべきもので人頭分担保の形において個人ロータリアン或はクラブに強制できないものであり、かつロータリーにおける会員の費用は最少限度に止めるべきことになっている。以上の理由から、理事会は、ロータリーの適切な運営と発展に国際共同委員会資金が必要と思われる場合の望ましい手続きとして次のことを推奨している：

国際共同委員会委員長及び／又は選任の有資格ロータリアンは当該委員会又は有資格ロータリアンの担当業務に必要な経費を調査研究し、予算を作成し、それを所属地区のガバナー及び資金委員会又は関係地区ガバナーのグループに提出する。国際共同委員会資金又は選任有資格ロータリアンのための資金に対する分担の要請は、関係地区ガバナー全員の承諾を得た場合に限り行なわれるべきである。

有資格ロータリアンはその任期中、資金管理者となり、監査ずみの計算書並びに活動報告を関係地区ガバナー及びその後任者に提出すべきである。

理事会は国際共同委員会資金に関与している地区ガバナーに対し、本資金は国際共同委員会の財産であって、特定ロータリアンの個

人的財産ではない旨を明記した銀行預金として保管することによって、当該ロータリアンの死去の際などに委員会を保護することを考慮するよう示唆している。(理 68—69)

### 国境善隣会議

(International Borderline Meetings)

理事会は、ロータリー・クラブ並びにその他のものが、国境善隣会議を開いて、平和協議会を催し、自国と隣接の国々の市民の間に理解ある態度と善隣関係を推進するための活動を開始することに努力するよう奨励している。(理 64—65)

### 国際ロータリーの他団体への参加

(R. I. Participation in Other Organizations)

国際ロータリーは、加盟クラブの活動が屢々他の団体の活動に似ていることを認める。然しながら、国際ロータリーの方針は、他の団体の有用な活動に関心を持ちこれを認めるものではあるが、如何にその活動が立派なものであっても国際ロータリーそのものとしてその活動に積極的に参与し又は、それを確認することはしない。特に次のようなことは国

際ロータリー又はその加盟クラブの活動範囲内にあると考えられていない：

- (1) 他の団体の会員になること；
- (2) 単にオブザーバーとしての代表をおくことを認める場合は別として、他の団体の活動に団体として参加すること；
- (3) 他の団体にクラブ又はロータリアンの名簿を提供したり、又、他の団体のために文献を配布すること；
- (4) 他の団体の計画又は活動を賛助すること。(国際ロータリーと他の団体に関する方針の声明書164—165頁参照)

### 世界各国に関する文献

(Literature Re Various Countries)

世界の各国に関する歴史的或は技術的知識を載せた小冊子或はパンフレットの類を編集することは、国際ロータリーのなすべきことではない。というのは、このような出版物は、既に他の権威ある筋から発行されているし、大抵の国に関する適切な説明は図書館でわかるからである。国際ロータリーが為すべきことは、各国に於けるロータリー活動に関する情報、或は、ロータリー活動の遂行に必要であってしかも他では入手できない情報の収集、編纂、配布に当ることに限定すべきである。(理 34—35；59—60)

## 国際大会における立法 (Legislation at Convention)

### 規定審議会 (Council on Legislation)

規定審議会は、3年毎に、理事会の定める場所および時期に開催する。ただし、理事会が別に定めた場合を除き、同一国内において2回以上続けて開くことを得ないものとする。規定審議会は、国際ロータリーの立法機関であり、国際ロータリー細則第9条に定める議員約400名によって構成される。

審議会は、提出された立法案件のすべてについて審議、決定を行ない、その決定は、後で、国際ロータリー細則の規定によって行なわれるクラブの議決に従う場合を除いては、すべて国際大会の決定とされる。(国際ロータリー細則、第9条、第10節(f)および(g)項参照)

### 規則制定 (Enactments)

国際ロータリー定款及び細則並びに標準クラブ定款の改正は規則制定という形で行なわれる。規則制定を提案し得るものは、クラブ、地区大会、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの審議会もしくは大会、規定審議会及び国際ロータリー理事会である。

国際ロータリー定款もしくは細則又は標準クラブ定款を改正しようとする如何なる提案も、規定審議会が開催されるロータリー年度の8月1日までに事務総長に送達されていなければならない。事務総長は、その写しを規定審議会が開かれるロータリー年度の11月1日までに各クラブの幹事に郵送し、そして正式に提案されたすべての改正案を審議会に直接回付すべきものとする。(国際ロータリー

定款及び細則並びに標準クラブ定款)

規定審議会が開催されるロータリー年度の8月1日後に事務総長によって受理された国際ロータリー定款及び細則並びに標準クラブ定款の改正案については、(事務総長が、その改正案を事務総長に送付した旨の通知を、郵便、電報、無電又は電話によって、8月1日以前に受けていた場合でも) 理事会は、国際ロータリー定款及び細則並びに標準クラブ定款の条項に照らし、これを、国際ロータリー定款及び細則並びに標準クラブ定款の規定に従って正当に提出されたものとみとめず、したがって事務総長は次の規定審議会へも、また国際ロータリー加盟クラブへも、審議会の審議に付する目的で、これを回付してはならないものと考えらる。

正当に提出された改正案の本文は、その提案が審議される規定審議会の開催されるロータリー年度の8月1日までに、国際ロータリー中央事務局の事務総長の許に届いていなければならない。(理 54—55)

国際ロータリーの組織規定中、種々の提案や文書に関する特定の日付について用いられている「事務総長に提出」、「事務総長に送達」その他類似の文言は、発送者は、当該提案や文書類が指定されている日付までに事務総長に受理されてその手許にあることとなるように時期と方法を考へて発送しなければならないという意味に解することとなっている。(理 63—64)

理事会は、規定審議会の審議を求めらるるために制定案および決議案を提出するに当たってその提案者は、それら提案の各々についてその目的を簡潔に表わした標題を付すべきこと、

ただしそれは、如何なる場合も、直接或は間接に、その提案から結論を引き出そうとか或はそれについて議論を試みようとするものであってはならないということを決定した。(理 77—78)

### 決議 (Resolutions)

単に意見を表明するか、或は国際ロータリー定款及び細則又は標準クラブ定款を改正することなしに方針又は手続きを設定又は廃止するためにする規定審議会又は国際大会の決定は、決議という形で行なわれる。

決議案を提案し得るものは、クラブ、地区大会、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの審議会もしくは大会、規定審議会及び国際ロータリー理事会である。

決議案は、すべて、規定審議会が開かれる日の30日前までに、書面をもって、事務総長に送達されなければならない。ただし、規定審議会又は国際ロータリー理事会提案の決議案については、審議会の会期が終わるまでは、これを受理し、審議会でその表決を行なうことができる。

### 非常時立法 (Emergency Legislation)

国際ロータリー細則は次のように規定している。すなわち、理事会全員の3分の2の多数によって表明された理事会の意見として、非常事態の存在が認められた場合は、規定審議会および/または国際大会は、同細則の第6条第2節に記述されている手続きに従って、特定の制定案および決議案を審議し、決定を行なうことができる。

非常事態下に前述の規定に基づき規定審議会または国際大会によって表決の行なわれる制定案又は決議案を採択するためには、出席

者の投票の中3分の2の賛成票を必要とする。

### 立法案集

(Booklet of Proposed Legislation)

理事会は、制定案及び決議案を載せた小冊子を1部ずつ、各加盟クラブの幹事、国際ロータリーの全役員及び全委員並びに「R. I. ニュース」の配布を受けているその他の者の全部に配布することを承認している。各クラブ及び地区大会も申込み別に入手できること、又規定審議会で使用できることはもちろんである。(現 38—39)

事務総長は、英語で書いた立法案の小冊子を出版し、全クラブへ1部ずつ配布すること及び英語以外の国語を使用するクラブのために、もしできれば、その国語による議案の概要と一緒に配布することができる。(理 63—64)

理事会は、制定案又は決議案に関して提案者その他から提出される付帯説明書は、立法案集に載せる背景事情に関する記事作成に役立つ資料としてこれを受け入れるが、必ずしもそのままを同冊子に掲載するとは限らないことに意見の一致をみた。(理 53—54; 56—57; 60—61)

加盟クラブ及び規定審議会の地区内クラブ代表者が提出された立法案について十分な知識を得るようするため、国際ロータリー定款・細則委員会が提出された立法案本文中に不適当とみとめられるものを発見した場合には、立法案の提案者に対し、規定審議会に提案しようとする改正の意図について事務総長に報告するように依頼し、よってその意図を審議会の開かれる前に予め加盟クラブに発表できるように措置する。この報告は、加盟クラブへの発表の關係上、当該立法案を審議する規定審議会が開かれる前の1月1日までに、中央事務局において事務総長に受理されるよ

うにしなければならない。

### 立法案の検討

(Review of Proposed Legislation)

理事会は、

- a) 国際ロータリーの立法手続きの全般および立法案に関する詳細について、クラブ並びに地区が関心を深め、これらに通じた上で立法手続きに参加するようにさせるために、現在行なわれている諸活動を強化するのみならず、新しい手段、方法が考案されるべきであることに同意し；
- b) 国際ロータリーの元役員、現役員及び次期役員のためのロータリー・インスティテュートのプログラムに、立法案の討議を含めることを勧告かつ奨励し；
- c) 立法年度には、地区大会の数回の本会議のうち少なくとも1回を立法案の討議に当てることを、地区ガバナーに勧告し；
- d) 立法年度には、立法案を検討、討議するための臨時地区会合を開催することを、地区ガバナーに奨励する。(理 71-72)

理事会は、国際ロータリーにおける組織規定の制定に至るまでの一段階として、ロータリー・クラブは、立法案について、およびそれら立法案の一つ一つに対して規定審議会が行なった決定について討議する目的のために、他のロータリー・クラブと自由に接触できること、かつまたかようなクラブ同士の接触は、国際大会決議29-12に記述されている、クラブ間の接触について定めた制限の枠外にあると看做されるものとすることを決定した。(理 75-76)

### 立法案を検討するための地区会合

(District Meetings to Study Proposed Legislation)

理事会は、1) 国際ロータリー規定審議会が審議される立法案の正しい理解をはかり、2) 規定審議会への地区内クラブ代表者が立法案の各案件に対する見解についてクラブの総意を知ることができるようにするため、各地区のガバナーが、立法案の審議が行なわれる年度に、地区内各クラブの代表を招集して地区会合を開催することを勧める。

理事会は、規定審議会のクラブ代表議員及び国際大会へのクラブ代表議員(該当者がいる場合)に対し、審議会や国際大会に参加し、かつ、立法案に対する地区内クラブの総意のみならず、これに関する審議会及び国際大会における討議も考慮した上、各自の最善の判断に従って投票することを認めるということは、国際ロータリーにとって最大の利益となるものと信ずる。従って理事会は、規定審議会のクラブ代表議員および国際大会へのクラブ代表議員(当該者がいる場合)が、立法案に対する賛成もしくは反対の投票を拘束する指示によって、その行動を制約さるべきでないことに意見の一致を見た。(理 69-70)

### 規定審議会 (Council on Legislation)

国際ロータリー細則第9条により、規定審議会は、3年毎に、理事会の定める場所および時期に開催する。ただし、理事会が別に定めた場合を除き、同一国において2回以上続けて開くことを得ないものとする。約400名の議員をもって構成される。審議会は、提出される立法案のすべてを審議しこれに関する決定を行なう。

### 規定審議会へのクラブ代表者

(Representatives of Clubs on The Council on Legislation)

理事会は、各地区において、規定審議会への地区内クラブの代表としての任務を行なわせるために、有資格者のうちから、最も適格で経験の豊かなロータリアンを選抜することが望ましいと考える。(理 67-68)

理事会は、

- a) 規定審議会の地区内クラブ代表者の選挙は、指名委員会手続きによる場合にもその他の場合にも、規定審議会の議員の任務を遂行する者として、求め得る最適格者が選出できるような方法によることを重要であることを強調する；
- b) 一人のロータリアンが、連続2回を越えて、規定審議会の地区内クラブ代表者をつとめることのないようにすることを勧告する。(理 71-72)

国際ロータリー細則(第9条第2節)は、規定審議会のクラブ代表者は次の任務を有するものとしている：

1. 地区大会やその他の地区会合で、立法案を討議すること；
2. ロータリーの問題に関する現在の自分の地区内の意向をよく知っておくこと；
3. 審議会に提出された制定案および決議案のすべてに批判的な考察を加え、審議会に自分の見解を適確に伝えること；
4. 国際ロータリーの公正な立法当務者として行動すること；
5. 審議会の会議に、会期の全部を通じて出席すること；
6. 審議会終了後、審議会で行なわれた審議について地区のクラブに報告をすること。

細則は、さらに規定を設け、ロータリアンが審議会のクラブ代表議員となることを認め

られるためには、審議会のクラブ代表議員の資格要件および任務をよく調べたうえ、次のことをしたため、これに署名した念書を事務総長に提出しなければならないとしている；

1. 審議会のクラブ代表議員の資格要件、任務および責任をはっきりと心得ていること；
2. 前記の任務および責任を引受け、それを誠実に履行するための資格要件、意思、および能力を有すること；
3. 審議会の会議に、会期の全部を通じて必ず出席すること。

### 規定審議会の手続規則 (Rules of Procedure for Council on Legislation)

国際ロータリー細則は、その第9条第10節(a)項で、規定審議会はその都度、審議の進め方を律するために必要と考える規則を採用するものとする。但し、かかる規則は細則の他のすべての規定と調和するものでなければならないと規定している。1977年の国際大会で、規定審議会は、その審議の進め方を律する手続規則として、国際ロータリー理事会が国際ロータリーの諸会合で使用しよう推奨している規則に審議会が改正を加えたものを採用した。(188-196頁理事会推奨の会議運営手続規則参照)

### 議事録 (Record of Proceedings)

中央事務局には、審議会の議事を逐語的に記録したものが、参考用図書として綴じ込みにしてあり、ロータリアンは誰でも、それを調べたり読んだりすることができる。ロータリアン又はロータリー・クラブから規定審議会の逐語的議事録の一部又は全部の写しを求めてきた場合には、事務総長が、原文の写真

1910年から1942年に至る国際大会決議  
の狀態 (Status of Convention  
Resolutions, 1910—1942)

クリーブランド国際大会に於ける決議の成文規定化：1925年現在に於て、1910年から1924年までの間に国際大会で採択された決議は数百に及んでいた。

1925年（クリーブランド）の国際大会は決議25—17を採択したが、その中で前記の決議の内から約25を挙げて、これらを「国際ロータリー定款及び細則中の基本的な規定を解釈及び補足するものとして完全に効力を有するもの」とすると同時に、「その他の187の決議」については、その目的を果たし、もはやR.I.の役員又はR.I.のクラブに対して拘束力を有しないものとする旨を宣言した。

ダラス国際大会に於ける決議の成文規定化：1929年、ダラス国際大会は決議29—12を採択し、クリーブランド国際大会の決議25—17で有効なものとして列挙された25余りの決議の原文を廃止し、これらの決議を規定化して編集したものをもってこれに代えた。

国際大会決議の審査

(Survey of Convention Resolutions)

1941年、デンバー国際大会は次の決議を採択して、理事会が、随時、国際大会決議のうちの特定のものにつき、その効力を失ったものとする決定を行なうことができるようにした。即ち、

「第32回国際大会に参集の国際ロータリーは以下の通り決議する。国際ロータリー理事会は、国際大会で採択せられ現に効力を有する決議の内、いずれか儀礼的もしくは一時的なものと考えられるか、いずれがその後

複写を、その1頁当りの事務局内作成費によって計算した実費で、ロータリー又はロータリー・クラブの希望に応じることになっている。(理 56—57; 62—63)

立法案提出の方法

(Method of Proposing Legislation)

立法案はすべて国際ロータリー定款及び細則並びに標準クラブ定款の規定に合致したものでなければならない。又、現行の組織規定又は以前に採択された決議による規定で今なお効力を有するものと重複してはならない。

クラブが規定審議会に立法案を提出しようとする場合の手続きを以下に示すと：案件は先ずクラブ例会で理事会からクラブに提出されなければならない。その制定案又は決議案がクラブで採択されたら、その案がこれこれの日時の例会において正式に採択されたものであることを証明するクラブ会長及び幹事の署名した書簡を添えて国際ロータリー事務総長に送付する。この証明書に、立法案を提出するに至った事情としての理由や事実をくわしく述べながら注意深く作成された説明書がついていれば大いに役立つであろう。

地区大会で規定審議会に制定案又は決議案を提出することに決定をみた場合には、ガバナー及び地区大会幹事が国際ロータリーに対して行なう地区大会公式報告の中に、これに関する報告も含めるようにしなければならない。

R.I.細則第9条第10節(c)項は、制定案はすべて、事務総長によって審議会に回付されるべきこと、但し、R.I.理事会は、制定案本文の全部を点検し、定款・細則委員会の勧告に基づき、それらの制定案の本文の中に不適當の箇所があればこれを提案者に通告しなければならないこととしている。

R.I.細則は更に、R.I.理事会は、すべての

決議案の本文を点検し、そして決議案は規定審議会の審議を求めするために提案されたものである点を考慮して、事務総長に対し、理事会が国際ロータリーの計画の枠内にあるものと決定した決議案を審議会へ回付するよう指示するものとする規定している。理事会が、定款・細則委員会の勧告に基づいて、決議案が国際ロータリーの計画の枠内のものでないと決定した場合は、審議会の開会に先立ち、その旨を提案者に通告しなければならない。そして、その決議案は、その提案者が、当該決議案を審議会において審議することについて審議会議員の3分の2の同意を得た場合でなければ、これを審議会に回付してその審議に付することを不得ないものとする。

理事会は、国際ロータリーの会長及び事務総長に、理事会に代り、国際ロータリー細則に規定されている前述の手続きに従って、すべての立法案を審査する権限を与えている。(理 51—52)

制定案又は決議案の提案者は、規定審議会の審議を求めため提出する議案の本文を、適切な書式と内容によって作成する責任を負う。理事会は、細則の規定に基づき、国際ロータリーの定款・細則委員会からの勧告があったときは、提案者にその制定案本文の不適當な個所について通告し、提案者が必要かつ望ましいと考えるような方法でその制定案本文の不適當な個所を調整するのを助けることができる。しかし、理事会、定款・細則委員会及び事務総長は、いずれも、理事会以外から提案された立法案の本文又はその修正を、提案者に代って起草する権限を持っていない。(理 65—66)

理事会は、ロータリー・クラブ又は地区が組織に関する規定の改正を必要もしくは望ましいと考える場合、その改正を行なうための立法案は、理事会でなく、当該クラブ又は地区がこれを発議すべきであるとする考えである。(理 70—71)

様式 (Form)

立法案は、次のような様式で提出する慣例になっている。

制定案

(簡潔に提案の要旨を書く) \_\_\_\_\_

提案者 \_\_\_\_\_

第\_\_回年次国際大会において、国際ロータリーは、\_\_\_\_\_ (定款、細則等改正にかかわる規定名を掲げる)、第\_\_条第\_\_節を、第\_\_条第\_\_節中の\_\_\_\_\_ という字句を削除し、代りに次の字句を挿入することによって改正する：  
(新本文を記載)\*

決議案

(簡潔に提案の要旨を書く) \_\_\_\_\_

提案者 \_\_\_\_\_

第\_\_回年次国際大会において、国際ロータリーは次の如く決議する：  
(以下決議案文を記載)\*

理事会に対する建議案

(Memorial to Board)

クラブ又は地区大会は、制定案又は決議案を提出する代りに、案件に関し、書面を理事会に提出し、これについて適当と認められる措置を理事会に任せることによって、その目的を達することとする取り決めを行なうことができる。

\*注：制定案及び決議案には、提案の経緯及び趣旨に関する説明書を添付する。

制定されたものによっておきかえられ、従ってはやその効力をみとめる必要がなくなっているか、又は、その決議が採択せられた国際大会の議事録以外には手続要覧その他の国際ロータリーの出版物に載せる必要のないものかについての判定を随時行なう限を有するものとする。この場合において、前記のような決議に関する理事会の決定が、会長又は事務総長により、この決定の行なわれた年度の終りに於ける国際大会に対する報告で、加盟クラブに知せらるべきことは言うまでもない。」(デンバー国際大会決議、41-8)

前述の決議41-8に基づき、理事会は、1941

-42年度およびその後4回にわたって国際大会決議の審査を行なったが、その結果、審査した決議のうち、あとで廃止され、改めて制定されたものによっておきかえられたもの、またはすでにその目的を果していてもはやその効力の存続をみとめる必要のなくなっているものが決定された。理事会の行なった国際大会決議審査の記録については、その全文が、1942年6月のR.I.理事会、1971年4月-5月のR.I.理事会、1973年4月-5月のR.I.理事会、1975年5月-6月のR.I.理事会、および1972年2月のR.I.理事会の各議事録に収められている。

## ロータリー・クラブの会員身分

(Membership in Rotary Clubs)

標準クラブ定款(第5条)には会員の種類は、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員及び名誉会員の4種類とする旨規定されている。

会員の資格条件、会員身分の持続、会員選考委員会及び会員増強委員会の任務、会員選考の方法等についてはクラブ定款及び細則にその規定が見られるであろう。

理事会は事務総長に対し、各クラブが国際ロータリー定款及び標準クラブ定款に示されている会員身分及び職業分類の必要条件を充たしていない人を入会させることについて、屢々警告を発するよう要請している。

### 二重会員 (Dual Membership)

何人も、同時にいくつかのクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員となることを得ないものとする。(国際ロータリー細則第3条、第5節)

会員身分は個人のもので会社のものではない (Membership Individual-Not Firm)

ロータリー・クラブの会員身分はあくまで個人個人のものと考えられるべきであって、個々の会員が代表している共同企業体(Partnership)又は法人(Corporation)のものではない。

(ダラス大会決議29-12、第3条、第1節)

会員の事業場又は住居はクラブの区域内になければならない (Business or Residence Must Be Within Territorial Limits)

クラブの各正会員は、クラブで分類される職業に、自ら親しくかつ現実にたずさわっており、そしてその事業場又はその住居がクラブの区域限界内にあることを要する。ただし別段の規定による場合はこの限りではない。(ロータリー・クラブ定款第5条、第2節)

ロータリー・クラブが事業場乃至は住居を基準とする正会員に関する標準クラブ定款の規定を実施する場合の参考並びに指針として、理事会は、クラブが正会員候補者を審査するに当たって他の条件がすべて同等である場合には、クラブで分類される予定の職業にクラブ区域限界内で自ら親しくかつ現実にたずさわっており、かつ又その事業場をクラブの区域限界内に持つ候補者を優先させるべきこととするとの公式見解を記録する。(理 68-69)

ロータリー・クラブの正会員身分に関連して述べられる「事業場」とは、正会員又は推薦されている正会員候補者が通常彼の実業又は専門職業活動をなし、責務を果たす所を指すものと了解されている。(理 61-62)

理事会は、ロータリー・クラブの正会員の資格条件に関する定款細則中に用いられている「住居」という語及び所属クラブの区域限界内或はその周辺地域内に居住するロータリアンという語句は、その個人の主たる居住地を指すものと了解されている。(理 69-70)

### アディショナル・クラブの会員

(Membership in "Additional"  
Rotary Clubs)

国際ロータリー細則第1条第1節の規定に従い、或るクラブがアディショナル・クラブ結成を承認するためその所在する市行政区域の一部を放棄し、そしてその元のクラブがアディショナル・クラブの区域内からその事業、経営任務又は専門職業としての活動が全市、全区又はその他の自治体全区域にわたる者を会員として入会せしめる権利を保留しかつ行使する事情の下においては、アディショナル・クラブも、その事業、経営任務又は専門職業としての活動が全市、全区又はその他の自治体全区域にわたる者も含めて、アディショナル・クラブの区域内に事業場又は住居を有する如何なる有資格者をも、適当な職業分類の下に、その会員に選ぶことができる。斯様な場合には両クラブとも国際ロータリー細則第3条第5節の規定に十分注意して同一人が2クラブ以上の正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員にならないようにしなければならない。(理 59—60)

一つまたはいくつかのクラブで5年以上正会員であった者は、クラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなった場合でも、新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内か、或は隣接クラブの区域限界内にあれば、その正会員身分を保持することができる。

### 他の団体の会員 (Membership in Other Organizations)

ロータリアンは他のサービス・クラブに入会して、その関心と精力を分散することは遠

慮すべきである。(ダラス国際大会決議29—12, 第3条, 第4節)

ロータリー・クラブにおける会員の責任を果たすためには、ロータリアンは他の奉仕クラブ又は同種の団体の会員となつてはならない。(理 60—61)

ロータリアンが他の奉仕クラブ又は類似団体の会員となることに関するダラス国際大会決議及びそれ以前の国際大会決議、及び、ロータリー・クラブ理事会が十分な理由ありと認めた時は、理事会はその会員の身分を終結せしめることができるという標準クラブ定款の規定に考慮を払う時、ロータリー・クラブ理事会は、所属クラブ会員が他の奉仕クラブ又は類似団体においても引き続き会員であったために、所属ロータリー・クラブに対する義務を果たさなかったと理事会が判断した場合それは、その会員の身分を終結せしめるに十分な理由と看做すことができる。(理 60—61)

### 外交官及び領事 (Diplomatic and Consular Representatives)

外国政府代表者の仕事が比較的重要な地方に於ては、外交官及び領事等を名誉会員として入会せしめることによってクラブ内にその業務を十分に代表させるのがよい。(理 42—43)

### 公職者の会員身分 (Membership of Public Office Holders)

クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙又は任命された者は、その公職に在任中、前記の選挙又は任命の直前に本人がクラブにおいて代表していた職業分類の下に、引き続き正会員としての身分を保持することがで

きる。(国際ロータリー細則第3条第8節)

### 名 工 (Skilled Craftsmen)

標準クラブ定款の枠内に於て、そこに規定された条件に合致する技術のすぐれた名工をロータリー・クラブに入会させる規定はできているのである。従つて、その技術以外の点に於て入会の資格を十分有する名工をクラブに入会させるために、この規定を修正する必要はない。(理 45—46)

### 「移籍会員」 ("Transferred Members")

ロータリー・クラブの会員がその会員身分を或るロータリー・クラブから他のロータリー・クラブに移籍できるという規定は何処にもない。

一つの都市から他の都市に移転する会員が、ただ移転したという事実だけによつて、移転先の都市のクラブの会員たり得るといふ所謂「移籍会員」といふ会員身分を確立することは、各クラブの会員選挙に関する自主性を冒すものであり、又職業分類による会員身分の原則に反して、職業分類が二重になる結果を来す場合が多い。理事会は、職業分類の重複を生ずるような、ロータリー・クラブにおける如何なる会員身分規定にも賛成しない。(理 38—39; 61—62)

国際ロータリー細則並びに標準クラブ定款には、ロータリー・クラブはその職業分類を保持している会員の承諾を条件として、かつていずれかのロータリー・クラブの正会員であった者で、その現実にならずにわっている事業の場所又はその住居がそのクラブの区域限界内にありかつ他の会員たるべき資格条件が備わっている者をアディショナル正会員に選ぶことができる。但し斯く選ばれた如何なる

会員も、元所属クラブにおいて分類されていた職業分類下でそのクラブ区域限界内にて現実に職業活動に従事しなくなったという唯一の理由により退会したのでなければならぬと規定している。然しこれは「移籍会員身分」を規定するものではないのであつて、この規定によるアディショナル正会員の選挙はあくまでも彼を選挙し得るクラブの意志によるものである。

クラブの区域限界外へ移転する正会員に対しては、移転先の地域社会にあるロータリー・クラブを訪問し、そのクラブの人々と知合いとなるために、クラブ理事会の承認により、1ヵ年を越えない期間の特別賜暇が与えられる。但し同一の職業分類の下に現実に活動し、出席その他ロータリー会員としてのすべての義務を守り続けることが条件である。会員身分の終結は、許可された暇期間の終了後初めて発効するものとする。(ロータリー・クラブ定款第8条第2節(a)項)

地域社会に元ロータリアンが移転して来ており、かつ彼が標準クラブ定款第5条第5節(b)項の規定又はその他により会員に選挙され得る有資格者であることを当該地域のクラブが知ることができるよう、各クラブの役員は、適当と思われる場合、判明している元会員の移転先の地域社会のクラブへ斯様な元会員に関する情報を提供するよう奨励されている。(理 65—66)

### 国籍別のグループからの会員

(Membership for Men of Various Nationalities)

理事会は、国籍の違った人々のグループ(外国で生まれた者又はその子孫)が存在する都市のクラブが、その都市内のそれらの人々を同化する手段として、これらのグループからロータリアンたる資格を十分に備えている人

々を入会させるよう考慮を払う方がよいとの示唆をしている。この目的とする処は、彼等をクラブに入会している国籍の異なる人々とより親しくさせ、かつ彼等がその所属グループの他の人々に対しても有益な影響を与えてその交際範囲をグループ内に限定せず、その住んでいる国の不可欠な国民ということを自覚させるためである。

このことを行なうための手段はロータリー・クラブの会員資格に関する規定の中に既に含まれているから、特別な規定を設ける必要はない。只都市内に住む国籍を異にする人々から会員を求めることが望ましいという点にクラブの注意を向けたというのが理事会の考えである。(理 44—45)

### 名誉会員 (Honorary Membership)

各クラブは名誉会員の資格をロータリーの理想推進に著しい功績のあった人だけに限り、これを濫用しないようにすべきである。名誉会員の地位はロータリー・クラブが与え得る最高の栄誉であり、従って特別な場合にのみ与えられるべきものである。もし名誉会員を勝手にどんどんつくるようなことがあると、ロータリーの会員選考の規定を如何に完全に守ろうとしても意味のないものになる。(理 52—53)

### ロータリー財団学友に対する会員身分 (Membership for Rotary Foundation Fellowship Alumni)

職業分類による会員身分の基本原則の枠内において、元ロータリー財団奨学生がやがて彼の職業上の基礎の下にロータリー・クラブの会員としての資格が生ずることは十分期待できることである。然しながら、ロータリー

財団学友のために斯様な名の下に特種の会員身分とか職業分類を設定することはロータリーの職業分類の原則と一致しないが故に望ましくない。(理 58—59; 61—62; 66—67)

ロータリー財団奨学生を奨学生たるの故を以て名誉会員に推薦せんとすることは甚だ望ましくない。(理 52—53; 58—59)

### 同一のクラブで同時に正会員及び名誉会員になること (Active and Honorary Membership in Same Club)

同一のクラブで同時に正会員と名誉会員を兼ねることは、そのような会員の権利、特典、責任を決定するに当ってクラブ内に常に混乱を引き起こす因になる。しかし、標準クラブ定款、又は国際ロータリー細則のいずれにも、同一のクラブで同時に正会員と名誉会員を兼ねてはならないという規定はない。けれども、それらの文書の意図する処はこのような二重会員となつてはならないことを明らかに示しているように思われるのである。(理 38—39)

### 名誉会員の特典

(Privileges of Honorary Membership)

クラブ会員候補者を推薦する特典を名誉会員が持つことは、国際ロータリー定款の規定の精神に悖るものと考えられているので、その特典を名誉会員に与えることは許されない。そして各ロータリー・クラブは、会員候補者の推薦はクラブの瑕疵なき正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員によつてのみなすという規定を設けるように、その細則を改正するよう示唆されている。(理 60—61)

### シニア・アクティブ会員

(Senior Active Membership)

理事会 (1954—55) 及び1964年、1977年の両国際大会の決定を説明している次の声明書は国際ロータリー細則及び標準クラブ定款のシニア・アクティブ会員身分に関する規定をクラブが適用するに際し参考となりかつ手引きとなるものである：

1. シニア・アクティブ会員身分に関する国際ロータリー細則及び標準クラブ定款の規定は標準クラブ定款を採用したクラブに対して強制的なものである。然しながら、標準クラブ定款の下に運営されていないクラブに対しては強制的ではないがそれらのクラブもこの規定を採用することが期待されている。
2. 若し正会員(職業分類をもつ)がシニア・アクティブ会員になった場合には、その人のアディショナル正会員は自動的に正会員となり得ないのみならず、そのアディショナル正会員の身分も終結する。但しクラブがその人を直ちに入会せしめることを選ぶならば勿論その人は直ちに正会員となる。
3. 若しアディショナル正会員が正会員になった場合(その人の推薦者である正会員がシニア・アクティブ会員になった後)には、その人は自分のアディショナル正会員として、自分と同じ職業分類の実業または専門職業に現実に従事している者から1名を推薦する権利を有する。
4. アディショナル正会員はシニア・アクティブ会員になれる。斯様な場合、その推薦者である正会員はそのまま正会員として職業分類を継続保持して行くものであり、クラブは他の資格ある者を同一職業分類のアディショナル正会員に選ぶことができる。

5. シニア・アクティブ会員身分の条件の中に示された「15以上」「10以上」又は「5以上」の年数は連続的であることを要しない。
6. シニア・アクティブ会員がその職業から引退したということはその人のシニア・アクティブ会員の身分に何等影響しない。
7. 正会員がシニア・アクティブ会員となり、その後他の正会員の保持している職業分類と同一職業に変つたとしても、その人は、規定上、シニア・アクティブ会員としてクラブにおける会員身分を持続できる。
8. 元ロータリアンがシニア・アクティブ会員に選ばれるためには、かつてシニア・アクティブ会員であったか、或は会員でなくなった時に既に国際ロータリー細則又は標準クラブ定款に定められた規定によってシニア・アクティブ会員となれる条件を備えていた者でなければならない。
9. シニア・アクティブ会員は、出席条件その他の会員としての義務を果たす限り、何処に住居を持つに至ってもそのシニア・アクティブ会員身分を続けることができる。(本声明書を)

### シニア・アクティブ及びパスト・サービス会員のバッジと職業分類

(Classification on Badge of Senior Active or Past Service Member)

理事会は、シニア・アクティブ及びパスト・サービス両会員のバッジには、「シニア・アクティブ」又は「パスト・サービス」の文字の下に、括弧で囲んだ(前職業分類\_\_\_\_\_)という欄を設け、その会員がシニア・アクティブ又はパスト・サービス会員になる直前まで、保持していた職業分類を書きこむようにし、更にこの職業分類をクラブ会員名簿やその他の氏名・職業分類を必要とするクラブ記録類に

書き入れておくよう示唆を与えている。(理 45-46)

### 英本国及びアイルランドに於ける元役員とシニア・アクティブ会員資格

(Senior Active Membership of Past Officers in Great Britain and Ireland)

1941-42年度理事会は、R.I.B.I. 審議会がシニア・アクティブ会員資格に関する国際ロータリー細則第3条第3節の規定中の「クラブの正会員で国際ロータリーの現役員であるか元役員であった者は自動的にかつ直ちにシニア・アクティブ会員となるものとする」という条項に対して下した解釈に同意した。その解釈に従って、英本国及びアイルランド地方に関しては、R.I.B.I. 審議会の選挙される役員並びに英本国及びアイルランドの地区ガバナーで1938年7月より後に退職した者に上記の規定が適用されることになる。

国際ロータリーでの過去の役職に言及するときは常に、地区ガバナーとしての元の奉仕という言葉には、グレート・ブリテン及びアイルランドにおける国際ロータリー代表としての、元の奉仕も含まれると解されるものとする。(理 66-67)

### 再建されたクラブに於けるシニア・アクティブ及びパスト・サービス会員身分

(Senior Active and Past Service Membership in Re-Established Clubs)

理事会はシニア・アクティブ及びパスト・サービス両会員身分に関する定款の規定を変更する機能を有しないことを認める。然し乍ら戦争のため国際ロータリーへの加盟が取り消されたクラブが遭遇する困難に対する緊急の措置として、これらのクラブが再建された場

合、もし希望があれば、そのクラブが国際ロータリーに加盟していなかった期間をもシニア・アクティブ及びパスト・サービス両会員身分を定める際に加算することを考慮してもよい。(理 45-46)

### 会員数の最小限

(Minimum Number of Members)

理事会は以下の如き方針を確立している：  
ロータリー年度の最初の月に於てロータリー・クラブが会員数20名未満と報告した場合には、地区ガバナーは同クラブと連絡して会員数減少の理由を訊し、再興について如何なる手段が講ぜられているかをたしかめるものとする。

地区ガバナーは、その調査の結果を国際ロータリー会長に報告し、かつ会員数の問題の解決に対して、如何なる援助をクラブに与えたかを簡単に述べるものとする。(理 53-54；62-63)

### クラブの内部的拡大

(Extension Within the Club)

国際ロータリーの事務総長及び役員はクラブの内部的拡大の重要性に重点を置くよう、特に次の諸点を強調するよう要請されている：

- (1) 会員選考及び職業分類両委員会のメンバーはその任期に継続性をもたせる事が望ましいこと；
- (2) クラブ所在都市において有用であり、かつクラブ内に代表されるべき職業の調査を屢々行ない、これと関連して最新の充填及び未充填職業分類表を永続的に作成、維持すること；
- (3) 未充填の職業分類をクラブに発表する

場合は、それらを全部記載したリストにせず、数個ずつ発表するようにすること。(理 39-40)

理事会は、あらゆる活動分野におけるより効果的な奉仕を目標とする、特別の継続的会員育成強化計画を考案し積極的に実行するための基礎として、最新の職業分類表を作成整備しかつ利用することをロータリー・クラブに奨励し続けるべきであると決定した。最新の充填未充填職業分類表の使用は会員増強に不可欠のことであり、かつ成果のあがる会員増強の原型をつくり出すのに役立つ筈である。(理 69-70；74-75)

理事会は、ロータリー・クラブにおける会員増強に関して次の声明を採択した：

ロータリー・クラブが地元地域社会と完全なつながりを持ちかつ地域住民の必要事項に応えるためには、クラブの区域境界内に居住する適格な人物を一人残らず会員に迎えることが重要かつ必要である。従って、クラブが勝手に会員数を制限したり、或は、会員増強に無関心なため、もしくはクラブ会員増強のタイプについてまたは新会員の推薦および同化に関する手続きについての情報もしくは理解が不足しているために会員を増強できないということは、全くロータリーの原則に反することである。

重要なことは、各クラブが、適切な純増員数を確保できるような会員増強のタイプを設定しこれを維持することである、そして各クラブは、会員数の増加ということは、会員の質の低下につながるものでもなければ、そのような結果をもたらすことにはならないということを認識しつつ、会員増強に対して積極的な姿勢を取るべきである。会員増強は常に、クラブが、ロータリーのプログラム推進に確実に寄与してもらえらると思われる真に適格な人物を会員に選挙することによってのみ達成されるべきものである。

ロータリーの目的の本質は、個人による奉

仕の理想の実践という責任の受諾ということにある。重要なことは、個々のロータリアンが、この責任の中にはロータリアンひとりづつが他の人たちとロータリーを分かち合いかつ適格者をロータリー・クラブ会員に推薦することによってロータリーの拡大に助力するという義務が含まれていることを認識することである。

### クラブ会員の増強

(Club Membership Development)

理事会は

1) 地区ガバナーに以下の任務を担当する地区会員増強委員会の設置を奨める：

- a) クラブの会員増強委員会特に会員数が減少しつつあるか或は殆ど又は全く増加していないクラブの会員増強委員会と直接に協力活動すること；
- b) 地区の会員増強の進展に関する情報をあらゆる地区集会並びにロータリー地域研究会に提供し、又求められた場合はそれらの集会やクラブにおいて会員増強に関するプログラムを提供する責任を負うこと；
- c) 地区会員増強委員会の目標達成に適切と考えられるその他の活動をなすこと；

2) 地区ガバナーに、会員増強のための諸活動に関連して分区代理をより効果的に利用するよう、そして任命したならば、会員増強に関する分区代理の任務と責任の範囲を明確に定めるよう奨励する；

3) クラブ幹事に会員減少の原因についての情報を地区ガバナー並びに地区会員増強委員会に提供することを要請する。そして次に、地区ガバナー及び地区会員増強委員会にクラブの会員減少防止の援助策を講ぜしめる；

4) 実行可能な会員増強方法として、「5名で1名の新会員」計画として知られている次の計画を強調する：

各クラブ会長はクラブ会員を5名ずつのグループに分ける；各グループの構成は、できれば、新会員1名、古参会員1名、元会長、現又は元理事、委員会委員長各1名とする；各グループ毎に会合し司会者と幹事を決める。

司会者と幹事の指名後できるだけ早く各司会者は自宅又は彼が選んだ他の場所で会合を開くこと。各グループはその会合で

a) そのロータリー年度内に、なるべく前半6ヵ月間に1名の新会員を確保するために；

b) グループのメンバーに、プログラムや計画に関するアイデアを発表しその具体策を考案すること、又クラブの健全性と成長と福祉を助長するようなクラブの管理及び活動面に関する提案乃至建設的批判を発表することを奨励する。そしてそれらの提案や勧告はすべて、クラブ理事会へ提出のため、各グループ幹事が正式な書式にまとめるべきである。

クラブ会員増強委員会（又はクラブ会長が任命する委員長）は全グループ並びにプログラムの大綱を監督しかつ以下の事項を見届ける責任を持つべきものとする；

a) 司会者と幹事の指名後速やかに会合が開かれているか；

b) プログラムが推進されており、かつ各グループからの勧告事項が会長及び理事に達しているか；

c) 各グループは適格な候補者を推薦しているか；

5) 地区ガバナーに対し、クラブに会員増強委員会を設けかつそれを積極的に活動させること、そしてクラブ会員増強委員会による会員候補者推薦ということは決して、会員個人の新会員推薦の責任を解除するものではない点をクラブに力説することを奨励する；

6) 居住地に基づくロータリー・クラブ正会員身分の規定は、国際ロータリー出版物を

同じ又地区協議会や地区大会のプログラムにおいて続けて発表されるべきこと、及びクラブがこの会員増強方法を理事会の推奨する範囲内で利用するのを援助すべきことを決定する；

7) 会員の増加と若い熱心な会員を獲得する方法としてアディショナル正会員規定の利用を最も強調することを決定する；

8) 地区ガバナーに対し、ロータリー・クラブ情報委員会が例会、炉辺会合、フォーラムにおいて又クラブ会報を通じて会員に情報を伝えることに更に努力するよう激励することを要請する；

9) 地区ガバナーに対し、最高の増加率を示したクラブを適切に表彰することを考慮するよう要請する。(理 69—70)

クラブの会員増強委員会の任命に当っては、推奨ロータリー・クラブ細則に定められている手続きに基づいて、委員会委員に継続性を持たせる規定を設けることを勧めたい。(理 69—70)

より適格な候補者を入会させかつ退会者を減らすための手段として、理事会はクラブに次のことを奨励する。

1) 内部的拡大のために現行規定を十二分に利用すること；

2) クラブの社会奉仕活動を常にその地域社会の必要に合致させかつ奉仕を更に一層有意義なものとするに絶えず努力すること；

3) 個々の会員を効果的に参加させるようなそして会員の関心を引きつけるようなクラブ活動を行なうこと。

更に理事会は、

1) 各クラブが会員増強におけるそれぞれのタイプを調べ、満足すべき成果をあげているか否かを検討し、それから健全な成長をなしとげるための方法を講ずることの必要性を強調する；

2) より健全な成長のために援助が必要な特殊クラブに対し地区ガバナーその他の人々

が努力すべきこと、そしてそれは陳腐な言葉の勧告などではなく、会員がふえない真の原因の排除にまともに取り組むことを要請する；

3) ロータリー・クラブに、「貴地域社会への移動ロータリアンに関する通知」という書式(6464-J)の利用を、又、元ロータリアンの移動先のロータリー・クラブには、そのような元ロータリアンと積極的に接触し彼の関心や新しい地域社会のロータリー・クラブ会員としての彼の適格性を評価することを勧奨する。(理 69—70)

理事会は、ロータリーへ新会員をひきつけ、又従来の会員をロータリーにとどめておく上に適切な広報のもつ重要性を、ロータリー・クラブ、特にその会員増強委員会に対して引き続き強調することとする意見である。(理 71—72)

### 均衡のとれた会員組織

(Balanced Membership)

実業又は専門職業の分類が片寄らないよう、そして同時に地域社会の実業及び専門職業の実態を代表するように良く均衡のとれた会員組織を維持しようと努力する場合、一つ又はごく限られた数の職種に片寄っている地域社会のクラブは、関連している職業分類の同一グループ内の別々の職業分類に入会せしむべき、アディショナル正会員を含む正会員数の限度を決定するのに困難を感じることもある。然し乍ら、その事情は多種多様であることを考えるならば、斯様な事情にあるクラブによって採用されるべき制限の範囲は、当該クラブによって決定されなければならないもので、一般に適用できるような最大限度は国際ロータリー理事会で設定することはできないし又すべきではない。(理 59—60)

各ロータリー・クラブは、標準クラブ定款に規定された職業分類並びに会員選考の原則

に従って可能な限り、クラブの地元地域社会にある、一般に認められたすべての実業、専門職業又は団体の各代表者を会員に持つべきである。

各ロータリー・クラブは毎年地元地域社会の職業分類調査を行ない、それによって実業及び専門職業の真の、広範囲な横断面を表わす均衡のとれた会員組織をつくるための確実な基礎となる充填、未充填職業分類表を作成しなければならない。(理 62—63)

理事会は、

a) シニア・アクティブ会員、アディショナル正会員、住居に基づく正会員、及び事業場又は住居を他のロータリー地域へ移動する正会員に認められる1ヵ年を越えない期間の特別賜暇等に関する規定がロータリー・クラブの発展に大いに寄与することを認め、地区ガバナーに対し、それらの規定のより活発な利用を奨励することを勧め、そして国際ロータリーの出版物中に同様のことを強調奨励しているものがあることを指摘する；

b) 地区ガバナーに対し、新会員に対する入会前後のロータリー情報の重要性をクラブに強調し続けるべきことを勧めする；

c) 地区ガバナーに対し、各ロータリー・クラブが、その区域限界内に住む適格な実業人又は専門職業人によって充填され得るような職業分類をも併記した充填未充填職業表を作成整備すること、及びクラブにおいて開放された職業分類を発表するのにクラブが定期的にこの表を利用することを絶えず強調するよう勧めする；

d) 地区ガバナーに対し、ロータリー・クラブに若い会員を迎えることの重要性を絶えず力説し、特にアディショナル正会員規定をフルに利用するよう全ロータリアンを督励することを勧めする。(理 68—69)

理事会は地区ガバナーに次の2項の実行を奨励する；

1) 地区委員会を設置し、地区におけるロ

ーターリー・クラブ会員増強の促進に当らせること；

2) クラブに対し入会前後のロータリー教育並びに情報の重要性を強調すること。(理 68-69)

ロータリー・クラブ内に、その地域社会の実業及び専門職業活動が適切に代表されるようにするため、理事会は、いずれのロータリー・クラブも、その会員組織において、クラブの区域限界内に事業場を有する会員の数又はその割合を十分に取るよう努力すべきことを決定する。各ロータリー・クラブは、居住地に基づく正会員数は総数の50パーセントを越えないものとする規定を採用することを勧告されている。(理 68-69)

#### クラブ内に代表的会員 (Representative Membership Within Clubs)

各ロータリー・クラブはその所在する地域社会の職業活動の真の横断面でなければならない。そのためには、各地域社会においてロータリーの綱領が達成されるように全ロータリー・クラブがその潜在的な能力を十分に活用するよう益々努力すべきである。(理 60-61)

#### アドイショナル正会員

(Additional Active Members)

アドイショナル正会員に関する規定はロータリーのあらゆる分野を通じて強調されなければならない。各クラブはこの規定を利用して、より多くの人々をロータリーに引き入れロータリーの特典を享受せしめると共に会員数の増加につとめるべきである。各クラブは又、アドイショナル正会員の資格条件は正会員のそれと同一であること、及びかかる資格条件を有する者のみが正会員にせよアドイシ

ショナル正会員にせよ、ロータリーに入会を考慮されるのであるということに留意しなければならない。(理 52-53)

ロータリー・クラブは、他の地域社会へ移転するロータリアンにその会員身分を持続せしめ、かくて、所属クラブ地域外へ移転のために会員身分を喪失するロータリアンの数を少なくする一つの方法として、標準クラブ定款第5条第5節(b)項の規定によりアドイショナル正会員を選挙できることに留意すべきである。(理 65-66)

国際ロータリーの細則第3条第2節(b)項及び標準ロータリー・クラブ定款第5条第5節(b)項の「アドイショナル正会員」に関する規定について、理事会は、この場合「いずれかのロータリー・クラブ」、「かつて属していたクラブ」と言っているのは、会員候補者が元正会員であったところのクラブを含め、あらゆるロータリー・クラブを意味するものと解している。(理 66-67)

#### 会員候補者のクラブ例会への招待

(Inviting Prospective Member to Club Meetings)

クラブが入会予定者を、入会申込カードに署名する前に、クラブ例会に数回招待する習慣を採用することに対して理事会は賛意を表している。(理 49-50)

#### 新会員の入会式

(Induction of New Members)

(a) 事務総長は絶えず各クラブに対し、新会員のクラブ入会式を、それぞれ独特の威厳あるやり方を考案して行なうよう示唆を与えるべきであると指示されている。

(b) 基準となる統一的な入会式が準備され

たり、クラブに示唆されることはない。

(c) 事務総長は絶えず各クラブに対し、新会員を直ちに一つ以上の委員に任命して、その委員長が彼を同化させる責任を持つという方法を、示唆するよう指示されている。

(d) 事務総長は、地区ガバナーが更にロータリー教育を盛んにすることの必要を強調し、かつこの問題に関して利用し得る資料が中央事務局から入手出来ることを各クラブに注意するよう絶えず示唆すべきである。

(e) 地区ガバナーは、地区内から1クラブを選んで地区協議会に際して10分間、クラブ例会に於ける新会員の威厳ある入会式を実演させるようにすべきである。

(f) 事務総長は、もしガバナーから依頼があった場合には、指針として、1、2の入会式のやり方を送付しなければならない。(理 44-45)

#### 名を呼び合う習慣

(First Name Custom)

ロータリアン同士が互いに相手の姓ではなく、名(first name)で呼び合うのは単なる習慣である。クラブがこの習慣を採用するかどうかは自由である。或る場合にはこの習慣がそのクラブの存在する国の人々の一般の習慣と一致しないこともあり得る。

1931-32年度理事会は国際ロータリーの公式出版物にはニック・ネームを使わないことに同意した。

#### 婦人は会員資格がない

(Women Not Eligible to Membership)

国際ロータリー定款(第4条第3節)は、「ロータリー・クラブは以下本項に定める資格条件を備える男子によって構成されるもの

とし……」及び「彼等は善良な成人男子であって、職業上良い世評を受けている者」とはっきり述べている。

国際ロータリー細則第3条第6節は、「クラブの区域限界内に居住しているか、もしくはかつて居住したことのある男子で、其処において、或は他の処においてロータリーの理想推進に著しい功績のある男子をそのクラブの名誉会員に選挙することができる。」

#### 若い人に入会の機会を与えること

(Providing Membership for Young Men)

各クラブはあらゆる努力を傾けて若い人を会員とすべきである。特にアドイショナル正会員の規定を利用し、又、正会員がシニア・アクティブ会員となったため空席となった職業分類を若い人で補充することが望ましい。(理 42-43)

地区ガバナーは、若い人々をロータリー・クラブに引き入れるための手段としてアドイショナル正会員の規定を大いに利用するよう各クラブに強調することを要請されている。(理 49-50; 50-51)

大都市の中の明確に限界を定め得る商工業の中心にアドイショナル・ロータリー・クラブを結成することはロータリー・クラブが若い人々を確保する一方法として奨励されている。(理 49-50)

#### 元ロータリアンを会員に選挙

(Election of Former Rotarians)

理事会は、引退者の集中が顕著な地方に所在するロータリー・クラブに対して、そのような地方に移って来るシニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員もしくは元ロータリアンで資格条件を備えた者を会員に選挙するこ

とを考慮するよう勧奨する。(理 73-74)

### 不本意の元ロータリアン

(Involuntary Past Rotarians)

定款にも細則にもかくの如き事態を処理する規定がないのであるから、不本意の元ロータリアンの団体を、国際ロータリーと何等かの関係のある団体として認めることは理事会として明らかに不可能なことである。特に、実際にも存在せず、又国際ロータリー定款及び細則がそのように変更せられるまでは存在する筈もない、国際ロータリーとの関係を示すような名称の使用をある団体に許すこと、或はこれを奨励することは、理事会として不可能なことである。(理 24-25; 49-50; 62-63)

### 元ロータリアンのグループ

(Groups of Former Rotarians)

理事会は、元ロータリアンの団体を組織することを奨励する基本として、その創設に関する次の声明書を採択した：

#### 元ロータリアン・グループの組織化

(Organization of Groups of Former Rotarians)

知己を広め、友好を厚くし、他人への奉仕に対する個人の積極的関心を増進する目的で結成される元ロータリアン・グループに対しては好感をもつものである。以下の手続きに基づいて結成され、活動する限り、斯様なグループの創設に対し、何ら異議はない。

1. 元ロータリアン・グループの組織化の首唱は、関心を持つ元ロータリアンによって企図されるべきものとする。

2. 元ロータリアン・グループは、その会員の適性資格を確認する方法を決定し、かつその会員にロータリー・クラブの現会員又はロータリアンの経歴の全然ない者を含めないこと。

3. 元ロータリアン・グループは、以下の条件の限度内に於てグループが決定せる方法に基づきグループを結成し運営すべきものとする。

- a) 元ロータリアン・グループの会員は、個人的に又グループとして「元ロータリアン」又は「パスト・ロータリアン」として証明のできること。
- b) 元ロータリアン・グループは、その名称乃至出版物に、「ロータリー」、「ロータリー・クラブ」、「ロータリアン」(前項「a)」の場合を除いては) 又は「国際ロータリー」という語を使用せざること。また斯様なグループ又は会員個人は、ロータリーの徽章又はその変形乃至その他の類似の徽章を使用せざること。
- c) 元ロータリアン・グループは、国際ロータリーの加盟クラブであるとか、なんらかの点で公式的に、国際ロータリーの一部であるとか、国際ロータリーから承認されているとかを直接、間接に暗示してはならないこと。
- d) 元ロータリアン・グループの目的は、会員相互間に知己と親睦を広め、各会員に奉仕活動に参加する機会を与えることにあるものとし、グループのプログラム及び活動は、斯様な目的と一致させること。
- e) 元ロータリアン・グループは、政治問題に関し或は国際ロータリー乃至加盟クラブの結成、管理、機能に関し団体として公的言動をなさざること。
- f) 元ロータリアン・グループは、如何なる問題についてもロータリー・クラブ乃至ロータリアンに回章する権利は有せず、

かつ斯様な行動は慎むべきものとする。

- g) 本来、元ロータリアン・グループの会員は、ロータリー・クラブの会合或は国際ロータリーの会合に出席する権利を持たないし、又そうでなくても当然、国際ロータリー又はその役員、ロータリー・クラブ乃至その役員又は国際ロータリー公式名簿を含め国際ロータリーの出版物にも接する手段を持っていない。
- h) 何れの元ロータリアン・グループに対しても国際ロータリーによる財政的援助は提供さるべきではなく、又斯様なグループは国際ロータリー又はその加盟クラブに対し、財政的援助を求めべきものではない。
- i) 元ロータリアン・グループの会合は、ロータリアンの出資成績の基準とはならない。

元ロータリアンたちは、前記の手続き並びに条件に従い、グループを結成するよう奨励されている。但し斯かる奨励は、そのグループの提唱又は公式承認を成立させるものでないことと了解すべきである。(理 64-65; 74-75)

### 不本意ながらクラブが解散した後の会員の地位 (Status of Rotarians Following Involuntary Dissolution of Clubs)

理事会は、不本意ながら解散したロータリー・クラブの会員のその後の地位に関し、次の如き措置を講じている。

自国から避難して来たロータリアンを新たに実業或は専門職業に従事しようとする都市にあるロータリー・クラブの会員に選ぶことができるし、又選ばれた例が屢々ある。尤もそれは定款に従ってクラブ自身が決定することであると理事会は指示している。

ロータリアンである処から生ずる深い友好

と奉仕の機会を楽しむためにロータリーは会合するのであるが、そのクラブ所在都市の生活に同化することができるのでなければロータリーに入っても無益であるように思われる。理事会はこの問題を提起させることになった動機を理解すると共にこれに対し深い同情を感じるものであり、自分の落度でもないのに真に不本意ながら一時的にロータリーの友好を奪われた人々の心の中に、ロータリーは依然として残っていると考えるのであるが、自分の良く知っている都市以外の都市のクラブで形式的に会員の地位を与えられることによって、失ったロータリーの友好が償われるとも考えられない。のみならず理事会は、ロータリーとの正常な関係が復活したときに元ロータリアンに面倒な事態が生じた実例を知っているのである。(理 39-40)

### クラブ例会への学生招待

(Students as Rotary Club Guests)

各クラブは大学その他の学校の学生に関心をもち、学生達がロータリーの理想や原理をよく知っているかどうか確かめることを奨励されている。理事会は、各クラブが、その昼食会に学生をお客として招く計画に同感であり、クラブがこのようなお客を招くことを奨励したのであるが、学生は、学生としてはロータリー・クラブの会員にはなり得ないのである。ロータリー・クラブは定款細則に明示された種類の会員しか持たないからである。(理 26-27)

### 会員カード (Membership Cards)

1910年、国際ロータリー創設集會に於てロータリアンに対して会員カードを発行する準備を行なう権限が理事会に与えられた。

理事会(1912-13)は一定形式のカードを採用し、これを各クラブが使用することを薦めた。このカードが会員証明カードとして知られているものである。

入会の一つの条件としてロータリー財団への寄付をうたったり又は斯様な条件を暗示する言辞を入会申込カードに書き入れてはならない。理事会は、国際ロータリー財団に寄付することを入会条件とする規定を設けること及びその条件をロータリー会員証明カードに表記するようクラブ細則を改正することは、これを阻止する。(理 56-57)

ロータリアンが個人的に知られていないクラブを訪問する際には必ずこの会員カードを提示して自己を紹介しなければならないことになっている。(ダラス大会決議 29-12)

## ロータリアンでない者に対する証明書 その他の発行 (Credentials, etc. for Non-Rotarians)

国際ロータリーのためにロータリーの用事で旅行する者以外に、信用証明書、身分証明書、或は紹介状を発行することは国際ロータリーの方針に反するものである。国際ロータリーはこの方針に従って、学生、或は旅行するロータリアンの子弟に紹介状を発行して、個々のロータリアンやクラブの役員に対し身分証明又は紹介の役にたてることはしない。(理 37-38)

ロータリー・クラブは原則として自己のクラブの会員以外の者に対して信用証明書、身分証明書或は紹介状を発行すべきではないと理事会は信じている。ロータリアンはすべてそのクラブに属するが故にその会員証明カードを所持しているものである。(理 41-42)

## 名称及び徽章 (Name and Emblem)

Rotary という名称は、最初のクラブに於て、その会合を会員の事業所で交互 (in rotation) に開いた処から始まったのである。この言葉は国際ロータリー (Rotary International) という名称や「彼はロータリーに於ける最年長者である」という文書に於けるように名詞としてロータリーの全組織を示すのに使用されることが最も多い。又、「ロータリーのおかげで彼は立派な市民になった」という文章に於ける場合の如く、ロータリーの理想や原理を意味している場合もあろう。Rotarian という言葉は、名詞としてロータリアンのことを言うか或はロータリアン誌という名称に使われるだけである。如何なるロータリー・クラブも、個々のクラブとしても、又集団としても、それらが国際ロータリーの定款に従って設立されていることを示す処のロータリーという名称以外の名前を付けてはならないし、又、ロータリーという名称以外の名前の下に活動してはならない。尤も各地区は国際ロータリー (Rotary International) の名称を用い、それによってロータリーの理想、原理及び目的の普遍性を示すことになっている。

### 徽章 (The Emblem)

1905年か或はそれより少し後にシカゴ・クラブによって考案され採用されたロータリーの最初の徽章は車の輪の形を現わしていた。他のクラブが結成されるに従ってこの徽章も段々と修正され、時に歯車が使用されたこともあった。そして、1912年の大会に於てこの

歯車を現わす徽章が採用されたのである。

1919-20年度国際ロータリー理事会は、1912年に採用された徽章の説明が明確を欠くという議論が多いのを認め、2名のロータリアンが提出した図案を受け入れ、更にこの徽章を使用する場合には、そこに記された文字を変更してはならないし、又その他一切の変更を加えてはならない旨を規定した。この理事会の決定は1921年の大会に於て確認されている。

1922年の大会に於て採択された国際ロータリー細則改正条文には次のように規定されている。即ち「国際ロータリーの目的と綱領の達成を助長するため、理事会はすべてのロータリアンの専用とその利益のために、国際ロータリーの徽章、襟章及びその他の標章を制定し、かつこれを保護する」

しかし、1922年の国際ロータリー定款及び細則の改正条文の採択以来、この細則に規定された徽章の採用に関しては理事会は何等の措置も講じていないことが指摘せられた。そこで、国際ロータリー理事会 (1923-24) は国際ロータリーの公式徽章の記述を採用した。そしてこれは1929年の大会に於て採択された大会決議29-12によって確認された。

国際大会で確認された徽章の公式記述は次の通りである。

国際ロータリーの公式徽章は、6本の輻と24の輪歯及び一つの楔穴のある歯車である。1個の輪歯が各輻の中心線上にあり、輻と輻との中間には3個の輪歯がある。歯車は次表に示す寸法の比例で造られている。“Rotary International”の二つの文字は輪縁のくぼんだ処にある。輪を縁で立てて見ると、“Ro-

tary”の文字は上部の窪みに輪歯5個分の長さに現われ、“International”の文字は下部の窪みに輪歯約9個半の長さに見える。両側にこの二つの窪みの間に位して文字のない窪みがある。これら四つの窪みの内、どの二つの間隔も下記比例に従って2単位であり、又、窪みと内外の輪縁との間隔は1/2単位である。幅は先細で断面は楕円形である。輪が“Rotary”の文字を上にして立っている時は、向い合った二つの幅の中心線は輪の縦の直径を形造り、回転最高所に達した楔穴を両断することになる。輪歯の両側面は外側に稍々ふくれている。従って輪歯と輪歯間の空間はほぼ機械的に正確である。正確な設計の比例は次の通りである。

単位

全体の直径	61
中心から輪歯の基部まで	26
輪縁の幅(内端)から輪歯の基部まで	8 1/2
こしきの直径	12
軸の直径	7
幅	
輪縁と合する点に於ける幅	5
軸の中心における幅	7
楔穴の垂直断面	
幅	1 3/4
深さ	7/8
輪歯	
基部の幅	4 1/4
先端の幅	2 1/4
高さ	4 1/2
文字	
窪みの幅	5 1/2
文字の高さ	4

輪を一層奉仕の象徴たらしめるため上の記述に楔穴が加えられたことに注意すべきである。その上、幅の位置も定められている。このロータリー輪の記述の変更は、既に発行し

た許可書には影響しないことになっている。然し、許可書は出来るだけ速やかに楔穴を入れるよう変更しなければならない。襟ボタンの場合は小型であるため楔穴をこの中に入れる必要はないことと了解されている。

ロータリーの色は徽章の中に次のように取り入れられなければならない。即ち輪全体として金色でなければならないが、輪縁の四つの窪みの部分は濃紺青色とする。窪みの“Rotary”と“International”の文字は金色で表わし、中心と楔穴は空白のまま残しておくものである。(グラス国際大会決議29-12)

役員用としてバッジ及び徽章の変更は認められていない(Officers' Badges and Modification of Emblem Not Approved)

ロータリアンがそのロータリーに於ける役員としての地位を示すために特殊のバッジ、宝石或はリボンなどを使用することは、職業人の団体にはふさわしくないと理事会は信ずる。故に斯様な徽章は、地方的習慣として用いることが義務づけられている国を除き、その使用を認めない。但しロータリーの国際大会や地区大会等で使用される簡素な一時的な名札或はリボンはこの中に含まれないものである；

又、国際ロータリー理事会は(ロータリー徽章の製作者を含む)関係者全員に対し、徽章を使用する国際ロータリーの全構成単位は如何なる場合にもこの徽章に何等変更を加えずして使用するよう強調している；

更に、各ロータリー・クラブ及び製作者が、現在服用する資格のある人々にロータリーの襟章を配布すること及びその保管に特別の注意を払うよう要請している。(理 28-29; 55-56)

名称及び徽章の保護

(Protection of Name and Emblem)

「Rotary」という文字は如何なる辞書にもある文字であるから国際ロータリーといえどもこの文字を独占して使用するわけには行かない。しかし、国際ロータリーがこの文字に新しい意味を与えたことは一般に認められているのであるから、もし Rotary という文字が他の人々に使われて彼等が国際ロータリーに関係しているような印象を与える恐れのある場合は断乎これを止めさせなければならない。

1919年米国特許局は「ロータリー・シャツ製造会社」と称する一会社がロータリーの名称と徽章を自己の商標として登録せんとしたことに對して国際ロータリーの行なった異議を正当と認めている。

又、1928年に、同じく米国特許局は、アイルランドのベルファストにあるGallaherなる会社が或る種の煙草製品の商標としてロータリーという言葉をも米国内に登録せんとしたことに對して提起した国際ロータリーの異議を正当と認めている。又、テキサス州ヒューストンの Theo. Keller 会社が1913年に取得し、Gallaher 会社がその譲渡を求めた煙草製品に対するロータリーという商標の登録を抹殺することを求めた国際ロータリーの請願も同じく米国特許局によって正当と認められたのである。

英国及びアイルランドのクラブも、国際ロータリーがRotaryという文字に特別の関心を持っており、もし誰かが Rotary という文字を含んだ商標を登録せんとした場合には特に配慮して国際ロータリーに異議を唱える機会を与えてくれるよう英国の特許局に了解を求めている。

1954年にロータリーの徽章は、米国特許局の登記原簿に奉仕団体のマークとして登録さ

れた。又米国においては、商標並びに集团的会員制度のマークとしても登録されている。ロータリーという名称も米国特許局の登記原簿に登録された。斯様な登録により最近国際ロータリーは他の者がロータリーの徽章を使用できないようにすることに成功しており、又ロータリーと無関係の者がロータリーの名称を使用し、ロータリーと関係があるように見せたり、思わせたりして社会を混乱させるような場合にはロータリーの名称を使用せぬようにすることが可能になった。

1962年、登録によりロータリー・クラブ所在国におけるロータリーの名称並びに徽章の特許権侵害及び誤用を防止する目的のプログラムが始められた。このプログラムの最終目標は、それ等の国が、現在アメリカにおいて国際ロータリーが保護されているのと同様の保護を得ることである。努力が成功して名称、及び徽章が登録された国もあり、登録方法が手間取ってはいるが登録申請済み又は申請中の国もある。

この登録プログラムがその目的を達した時には、ロータリー・クラブ並びにロータリアンによるロータリーの名称及び徽章の専用並びに利益を守るため国際ロータリーは、世界で有利な立場に立つことになる。

同様に、ロータリー・クラブがインターアクト・クラブ並びにローターアクト・クラブを提唱した諸国においては、インターアクトの名称並びに徽章及びローターアクトの名称及び徽章を侵害や誤用から守り、これをロータリー・クラブ、インターアクト・クラブ、ローターアクト・クラブ並びにこれらクラブの会員の用に供するために、インターアクトの名称及び徽章並びにローターアクトの名称及び徽章を登録しようとする計画が、始められている。

## 徽章の使用認可

(Authorization to Use Emblem)

国際ロータリーに対しロータリーの徽章を付した物品(たとえば、襟章、バッジ、装飾用品、道路標識など)の製造販売を出願する個人や商社は多数に上っている。1919-20年度国際ロータリー理事会では次のような意見に一致した。即ち、令名ある個人或は会社から正式の申出に接した場合、国際ロータリー事務総長は自己の判断に基づいて、国際ロータリーとしては申出の徽章の使用が、若し適当と思われた場合異議はないが、万一それがロータリーの徽章を営利化せんとするものであると思われた場合にはその使用を断乎拒絶すると共に、このような徽章の誤用には強く反対である旨を明らかにした。

許可証は或る規定と条件を守ることに同意した商社又は個人に交付された。

理事会(1961-62)は、全ロータリアンの専用に利益のため国際ロータリーの徽章を維持保存すべき責任にかんがみ、徽章の法的地位並びにその正確な複製及び許可された使用の持続ということに更に努力せんとして、ロータリーの徽章を製造、販売及び使用する商社及び個人の認可に関する免許料及び使用手続の設定に同意した。

理事会は、承諾並びに許可の書式を含む免許料及び使用手続を作成し、以てロータリーの徽章又はロータリーの徽章をつけた品物の製造、販売及び使用を商社及び個人に国際ロータリーが許可し、その商社及び個人に、ロータリー徽章商品の年間販売総額に対する免許料及び年次使用料を国際ロータリーに支払わせるようにするため、事務総長にその権限を与えかつ指示した。

ロータリー徽章の製造、販売又は使用を認可するための免許料及び使用料手続の設定に伴い、国際ロータリーによってこれまで発行

されていた総ての許可証は、それについての条文に従い取り消された。

ロータリー徽章を製造、販売又は使用する免許状交付を申込まんとするには、関係商社又は個人は次の規定及び条件に同意しなければならない:

- (1) ロータリー徽章のすべてのプレス型、圧断機、鋳型、カットその他の型は、ロータリーによって承認されかつ採択された仕様書と完全に一致していなければならない、尚仕様書の写し1部が参考資料“A”としてここに添付されている。ロータリーの徽章はそのいずれの部分も不完全であってはならないし、又無関係の標章と一緒に使用してはならない。襟章用のロータリー徽章の中心に宝石をはめこんだもの及び/又は役職名とか会員の種類名を彫り込んだものは、ロータリー・クラブ会員にのみ使用され、そして免許契約書中の特別認可品目のリストに記載されている場合に限られ、かつ、ロータリー徽章の形がくずれたりその本質的尊厳が傷つけられることのないように製造されそして/又は販売されなければならない。尚、このような襟章用ロータリー徽章の製造及び/又は販売は、本規定及び条件に従わないものと解釈してはならない。
- (2) 二つ以上の色で印刷される場合の徽章は、ロータリーの公式色即ち濃紺青及び黄金色のみで印刷しなければならない。
- (3) 徽章は他の如何なる徽章又は名称と組み合わせる製造したり使用されてはならない。
- (4) 免許されたマークは(免許されたマークの使用ができるロータリー及びロータリーの加盟クラブを除き)、如何なる方法においても、如何なる人、商社、又は企業体の商用便箋又は商用名刺に印刷され又は使用されてはならない。

(5) 徽章はその商標として如何なる人、商社又は企業体によっても使用されてはならないし、又“ロータリー”又は“ロータリアン”という言葉は如何なる人、商社又は企業体によっても、その製造又は販売する商品の商用名又は商標として或はその記述に用いられてはならない。

(6) 免許されたマークは、ロータリーの考案で、不道徳、誤魔化し又は不面目なものからなり又は含んでいると思われる製品に、或は人間、公共団体、信仰又は国家の象徴を傷つけ又はそれらに関係があるかの如く誤解させたり、或はそれ等を侮辱又は悪評に導くような印刷物に、或はそのような製品、印刷物と一緒に使用されてはならない。

(7) ロータリーは上記規定及び条件を変更、改訂、削除又は追加する権利を保有する。被免許者は随時変更、改訂、削除又は追加された規定及び条件に従うことを約束する。

(8) 被免許者は、免許されたマークの使用はロータリー、ロータリー・クラブ、ロータリー・クラブ会員及びロータリーの他の被免許者にのみ認可されたものであるということを認める。被免許者は、認可されていない如何なる人、商社又は企業にも、それを承知の上で、被免許製品を販売しないことを約束する。(理 61-62)

会社或は個人はまたインターアクト及び/又はローターアクトの名称及び徽章を製造し、販売し、又は使用する免許を申請することができる。かかる免許は、ロータリーの名称及び徽章の使用免許に対する一つの追加として免許されるものである。ロータリー徽章の免許公認された使用に関する規則や条件は、インターアクトやローターアクトの名称及び徽章の使用にも適用される。

## 名称及び徽章の正しい使用及び不正なる使用 (Proper and Improper Uses of Name and Emblem)

クラブの各会員はロータリアンとして知られ、国際ロータリーの徽章、バッジ又はその他の記章を佩用する権利を与えられるものとする。(国際ロータリー定款第11条)

国際ロータリー並びにクラブの名、徽章その他の記章を、クラブ又はクラブの会員が商品の商標又は特別銘柄として使用し或はその他商業上の目的のために使用することは一切できない。これらの名称、徽章又はその他の記章を他の名称又は徽章と組み合わせることは国際ロータリーの承認しないところである。(国際ロータリー細則第17条第2節)

国際ロータリーの如何なる役員も、国際ロータリー理事会の承諾なしに、他の団体における自己の公式地位又はその所属会員であることに関連させて、ついでにロータリーの役職名を印刷させてはならない。(ダラス大会決議 29-12)

ロータリーの徽章の正しい使用とはどういうことであるかという問題については既に多くの議論がなされている。ダラス大会の決議 29-12はこの問題に関する具体的な決定事項を次の如く示している。

次の物にロータリーの徽章を使用することが認められている:

- (a) 国際ロータリーもしくはその加盟クラブより支給、発行されるすべての用紙及び印刷物;
- (b) 公式のロータリー旗;
- (c) ロータリー国際大会その他のすべてのロータリー公式行事に用いる徽章、旗、装飾用品並びに印刷物、国際ロータリー及び加盟クラブの備品並びに造作物;
- (d) 加盟クラブの道標;
- (e) ロータリアン及びロータリーに關係の

ある婦人の着用する襟章

次の如き場合は誤用である：

- (a) 商品の商標或は特別銘柄として使用する場合；
- (b) 他の徽章或は名称と組み合わせる場合；
- (c) ロータリアン個人の商業用便箋或は名刺に使用する場合；
- (d) その他商売の為に使用する場合。

次の如き徽章の使用は認められてはいないが許され得るであろう：

ロータリアン及びその家族の個人的に使用する物品及び彼等の差し出す季節の挨拶状に使用する場合。

次の如き使用は阻止する：

ロータリアンの事務所の戸や窓に使用する場合。(ダラス国際大会決議 29-12)

理事会は、国際ロータリー細則の規定に従い、ロータリーの徽章は全ロータリアンの専用と利益のために維持、保存されることを認めるが故に、学生がロータリー徽章をはじめこんだバッジその他の記章類を使用することは認可しない。(理 68-69)

理事会は、ロータリー財団補助金受領者が他の記章類と一緒にロータリー徽章を使用することを認めない。(理 73-74)

### 仮ロータリー・クラブ

(Provisional Rotary Clubs)

少なくとも会員20名より成りその正式の国際ロータリー加盟申込書が、国際ロータリー中央事務局で受領されかつ確認された組織集団は、正式に加盟を承認されるまで仮ロータリー・クラブ (Provisional Rotary Club) と呼ばれる。クラブは国際ロータリーに加盟して初めてロータリー・クラブになるのであるから、仮クラブの会員はクラブが正式に国際ロータリーに加盟されるまではロータリーの

徽章を使用する資格を有しないのである。

(理 35-36; 48-49; 62-63; 64-65)

### 諸団体による名称の使用は認められて

いない (Unauthorized Use of Name by Groups)

仮ロータリー・クラブに関する場合を除き、如何なる団体もロータリー・クラブであるとか乃至ロータリー・クラブ或は国際ロータリーの関連団体たる状態を表わすような方法を以て、ロータリーという文字を使用することは認められておらず、従って許されないものとする、このようなロータリーという文字の認められていない使用を防止するため、国際ロータリー理事会は事務総長に対して実際的で可能な手段を講ずるよう指示している。(理 47-48; 62-63)

定款及び細則又は年次国際大会或は国際ロータリー理事会の決議によって認められたものでなければ、“Rotary Club”, “Rotary International”, “Rotary” 或は“Rotarian”等の文字の使用は禁止されている。従って総ての加盟クラブ及び個々のロータリアンは皆この規定に従わなければならない。

加盟クラブは地域的出版物の名称の一部として“Rotarian”という言葉の使用を遠慮すべきである。(ダラス国際大会決議 29-12)

理事会は、何らかの理由で各自の所属クラブ会合に出席したり参加することが不可能な会員達が、友好とロータリーの接触を保つために組織された種々のグループに加わりたいと思う気持は理解出来るし同情はするが、斯様なグループがグループ名義で、或はその他直接間接にロータリー・クラブであるか国際ロータリーの支部と見られる又は思わせるような方法で「ロータリー」或は「ロータリアン」という言葉を使用することは認められぬものと言明している。(理 62-63)

単一のクラブ又は一団のクラブの活動の名

に連結しての「ロータリー」という言葉の使用は、その事業が直接様々なクラブ又は一団のクラブに関連すべきもので、国際ロータリーに直接にも間接にも関係させてはならない。「ロータリー」という言葉の使用は、ロータリー・クラブ又は一団のロータリー・クラブの完全なる管理下でない活動の名前に関連させたり、或は又その会員にロータリアンでない人々又は団体を含む如何なる団体の名称に関連させることも許されない。(理 60-61)

### 非公式な友好グループ

(Informal Fellowship Groups)

理事会は、ロータリアン達が、既定のロータリーの方針に反しない諸活動により知己を広め交友を深める目的で、グループとして交わるよう有意義な娯乐的、趣味的、又は職業的諸活動に相互に関心を持ち分かちあうよう奨励している。但しロータリーの名称及び徽章は、このようなグループの、多少とも既定の方針に反する諸活動に関連して使用されないこと、かつ何れのグループの運営並びに経費も自己負担とすべきものであると了解すること。(理 65-66; 67-68)

理事会は、

a) ロータリアンの各種レクリエーション同好会グループの活動は友情と知己を深めることにおいて又ロータリーの綱領中のクラブ奉仕、社会奉仕及び国際奉仕の各面に重要な貢献をなすものと考え；

b) 地区ガバナーに対し、地区内クラブ間相互の各種親睦活動の組織化、及び他地区の類似の活動並びにそれに関連しての国際親睦活動との接触に責任を持つ、委員長1名と最少限3名の委員より成る地区世界親睦活動委員会の設置を推奨する。(理 68-69)

ロータリアンが集まってロータリー・クラブの通常の仕事や活動とは別個の活動、たと

えば世界親睦活動をしようとする場合に、その団体がそうした活動によって債務を負うようなことが考えられるときは、その活動を法人組織で行なうようにするのがよいのではないかと思う。しかし、こうした活動を法人によって行なうのがよいかどうかの問題は、その活動に加わるロータリアンが土地の事情なども考えたうえで判断すべき事柄である、理事会としては、親睦その他の活動を行なうロータリアンの団体を法人とすることについては、その法人の定款に次の趣旨のことがうたってある限り、異存はない。

- 1) 団体の活動が国際ロータリーの機関として行なわれるものではないこと。
- 2) 団体の活動と国際ロータリーとの間にはいかなる関係も存しないこと。
- 3) 国際ロータリーには一切迷惑をかけず、また何らの義務を負わせないとする保証。(理 75-76)

### ロータリーの色 (Rotary Colors)

国際ロータリーの色は濃紺青及び黄金色である。(ダラス大会決議 29-12)

### ロータリー旗 (Rotary Flag)

ロータリーの公式旗は、白地でその中心に組織の公式徽章を飾ったものである。

輪全体は金色、緑の窪んだ四つの部分は濃紺青でなければならない。窪みの“Rotary”及び“International”の文字は金色、中心と楔穴は白色である。

クラブ旗としてこの旗を掲げるクラブは、大きな青文字で輪の上部に“Rotary Club”の文字を又、輪の下部に都市、州、省或は国家の名称を記入することができる。(ダラス国際大会決議 29-12)

建築関係に名称の使用

(Use of Name in Building Ventures)

直接間接に国際ロータリーがかかり合いにならないよう、如何なるロータリアンの集団或はロータリー・クラブの集団又は国際ロータリーの如何なる地区も、家屋或はその他の建物の建設或は購入に当って、それと関連して「国際ロータリー」の名称を使用すべきではないと国際ロータリー理事会は決定している。更に、国際ロータリー理事会は、このような事業のために会員に割り当てて資金を集めることには賛成できない。(理 44—45)

ロータリーの営利化

(Commercializing Rotary)

ロータリアン同僚の間の取引関係に関するロータリーの方針は次の如くである。即ち、ロータリアンはその仲間の会員から彼が取引関係を有している他の実業家に対する場合よりも多くの利便を期待してはならないし、ましてこれを要求するようなことがあってはならない。寧ろ遥かに少ないものを期待すべきである。

ロータリアンが、取引関係にある他の実業家には普通与えないような特典を仲間のロータリアンに(ロータリアンであるという理由だけで)与えるのは、競争業者に対するロータリアンの責任に反することであるし、又、ロータリーの職業奉仕の原則にそむくことである。真の友人というものはお互いに何物をも要求するものではないし、利益の為に友人間の信頼を濫用することはロータリーの精神から遠く遊離したものである。

彼がロータリーでからえた友情の当然の結果として、ロータリアンが新しく商売を獲得し又は商売が殖えたような場合は、これはロ

ータリーの内外を問わず、何処にでも起こり得る普通の発展と考えてよいのであり、ロータリー会員たるものの信条に何等違反するものではない。(理 33—34)

ロータリー・クラブへの配布

(Circularizing Rotary Clubs)

国際ロータリー理事会の方針は、如何なる団体にも国際ロータリー加盟クラブに対して広告を配布する権利を認めない。(理 24—25)

その所在地のロータリー・クラブに代表が出ている米国のある印刷会社で、国際ロータリー前会長が同市のクラブで行なった講演を基にして、ロータリーの教育的パンフレットをつくり、販売の目的を以て世界中のクラブに配布した。R. I. B. I. はこれにつき、国際ロータリー理事会に対し正式の苦情を申立てた。依って理事会では次のような決定を採択した。

(a) 理解と親善の見地から、英国及びアイルランドのロータリー・クラブに対して何か出版物を送る場合には、予めR. I. B. I. 審議会の承認を得べきである。

(b) 当印刷会社は、他国のロータリアンに対してファースト・ネームで呼びかけた書面を出すべきではなかった。

(c) 営利を目的とする商社は、手紙に「Yours Rotarily」と記してはならない。

(d) 国際ロータリー或はロータリー・クラブ以外の処から発行されているパンフレットに、国際ロータリーの徽章を付することは適当ではない。

(e) 公式名簿の「序言」には次のように記述されている：国際ロータリーの公式名簿は、全ロータリアンへの情報として毎年出版せられている。ロータリアンはこれを商用の郵送名簿として用いてはならないし、同様の目的のために他人に使用させてもいけない。

従って、ロータリアンが自己の商売関係に

於て、ロータリーの役員名簿を利用することは正しい用い方ではない。(理 29—30)

広告配布の問題に関しては、国際ロータリー理事会に於て次のような方針を声明している。

国際ロータリー公式名簿にせよ、地区或はクラブの会員名簿にせよ、ロータリアン或はクラブ又は地区等が、これらを広告配布のために使用してはならないということが通則となっている。

しかし、国際大会の決定或は国際ロータリー理事会の勧告によって定められる限界内に於て、営利に関係のない事柄に限り、他のロータリー・クラブに配布することは許されている。

大会の決定によって定められた限界については、1929年ダラス大会に於て採択された決議29—12の第2条第2節及び第3節のせてある。(理 36—37)

決議29—12、第2条、第2節及び第3節は次のように規定している。

第2節 如何なる事項に関しても、他のロータリー・クラブの協力を得んとする加盟クラブは、先ずそれぞれの地区ガバナーに対して、その目的と計画を提出し、その承認を得なければならない。

第3節 如何なる加盟クラブも、先ず国際ロータリー理事会の承認を受けるまでは、他のロータリー・クラブ或は個々のロータリアンに財政的援助を求めてはならない。

ロータリー・クラブ及びロータリアンの名簿 (Lists of Rotary Clubs and Rotarians)

国際ロータリー事務総長は、商業上の目的にせよ他の目的にせよ、如何なる職業分類の会員の名簿も、理事会の承認を得ることなしに他に提供しないものとする。(理 20—21)

国際ロータリーの保管するロータリアンの名簿に関して、国際ロータリー理事会では次のように意見が一致している。

各クラブは、その会員名簿を中央事務局に託しているが、その理由は、第1にクラブ会員総数に関する半期報告を確認するため、第2にロータリアン誌 発送用名簿として、第3に、住所氏名を確かめるため或は会員身分変更の調査等事務的必要のためであって、これ以外の目的に使うためではない。

中央事務局は、クラブ会員名簿を、そのクラブの承諾なしにクラブ以外のものに渡す権利は持っていない。

クラブ会員の名簿を入手したいと思うものは、そのクラブ自身から入手するか、或はクラブから、中央事務局に対し会員名簿を他へ提供する権限を承認した書面を、先ず手に入れなければならない。

地区ガバナーが、国際ロータリー事務総長にその地区内の全会員の名簿を請求した場合は、事務総長はこれを与える。但し、地区内の全クラブがこのことについて同意したということをガバナーは、保証しなければならない。(理 37—38)

クラブ名簿或はクラブ役員又は委員の名簿は、ロータリー以外の機関に渡されることはない。但し、政府機関より非常緊急の合法的要請がある場合、或は国際ロータリー理事会又は執行委員会の同意がある場合はこの限りでない。(理 40—41)

他の団体に対してクラブ又はロータリアンの名簿を提供したり、或はロータリー文献を配布することは、国際ロータリー又はその加盟クラブの仕事の範囲内にあるとは考えられていない。(理 54—55、国際ロータリーと他の団体についての方針声明164—165頁)

クラブ幹事が、所属クラブの会員名簿を商売上の目的の為に提供することは慣例に反することであり、又、クラブ会員名簿を会員以外に頒布することに対して幹事がクラブ理事

会の承認を得るようにするのは、確かに賢明な予防措置である。

### 職業分類に基づく婦人クラブ (Women's Classification Clubs)

婦人の為のロータリー・クラブの問題は、ロータリーの初期から既に理事会の問題となっている。国際ロータリー理事会(1914—15)では、婦人の実業人及び専門職業人から成る職業分類によるクラブに対してロータリーの名称を付けることを禁止することに決定したが、もしこのような婦人クラブが他の名称を付けることにすれば、彼等がロータリーの精神を以て運営することには何等異存はないとしている。

定款はロータリー・クラブが男子を以て構成されることを明らかに規定している。これまで種々の婦人の団体が、婦人ロータリー・クラブとしてロータリーから承認を得ようとしたが成功しなかった。これについてロータリーの意向は次の如きものであると考えられる。即ち、ロータリーとしては、婦人の実業人及び専門職業人が多数いる都市に於て職業分類による婦人クラブを結成することに対しては好意を持ち、これと友好的に協力しながら種々の援助を惜しまないのであるが、ロータリーという名称をこれらのクラブに付けたら、或はこれ等のクラブを国際ロータリーに加盟させたり、又は、国際大会やその他の管理機構に参加させることを欲しないのである。(理 23—24)

### ロータリアンの婦人親族の団体 (Organizations of Women Relatives of Rotarians)

ロータリー・クラブの補助団体としての婦

人クラブ又はロータリアンの婦人親族よりなる類似の団体に、国際ロータリーの組織規定はなんらの規定も設けていないという事実を鑑み、理事会は、国際ロータリーの役員、各加盟クラブ、又は加盟クラブのグループに対し、国際ロータリーの組織に関する諸規定及び伝統の両面から次の点を強調するものである。

- 1) 婦人団体に対しては、たとえロータリー・クラブの補助団体として結成されるものであっても、正式な又は公式な、規定上の認証を与えることはできない。
- 2) ロータリアンの親族であるか否かを問わず、いかなる人のグループ又は団体に対しても、それ自体の目的のために、ロータリーの名称、ロータリーの徽章、ロータリーの公式名簿又はロータリーの公式会合を利用することを承認することはできない。

それにもかかわらず、理事会は、ロータリアンの婦人親族が、個人として或はグループで、ロータリアン並びにロータリー・クラブの社会奉仕及びその他の活動に参加され、貴重な協力をされていることを多としている。又、

- 理事会は、婦人があらゆる種類の公共的な奉仕に益々進出するようになりつつあることを認め、又、
- ある地方においてはロータリアンの婦人親族が、地域のロータリー・クラブの奉仕活動に協力し、これを支援する奉仕活動を目的とする自分達の団体を組織することに熱意を表明していることを認知しており、

理事会は、ロータリアンの婦人親族が、ロータリー・クラブの活動の支援をその目的に含めた、地域のロータリー・クラブとは別個のグループを組織することに反対するものではない。(理 72—73)

### 青少年クラブ及び同種の団体による名称徽章の使用

(Use of Name and Emblem by  
Boys Clubs and Similar Groups)

多くのロータリー・クラブが青少年クラブに関心を持っており、中には直接ロータリー・クラブが後援しているものもあること、又、このようなクラブの名称には後援クラブとの関係を示すために「ロータリー」或は「ロータリアン」の文字が入っている場合もあること、更に又、これらのクラブの中にはロータリーと関係のあることを示すような徽章や標章を使用したかっているものもあるということも理事会は承知している。すべてのロータリー会員たるものは、ロータリーの模範を見習おうとしている如何なる団体に対しても同情あふれる援助と激励を与えるべきである。しかしながら、この種の団体の目的が如何に立派なものであっても、国際ロータリーはこれらの団体がロータリーの名称と徽章を使用することを許すわけにはいかない。ロータリーの名称と徽章はロータリー会員が自分達のためにのみ使用するものであるからである。斯様な態度を取ることによって理事会は、ロータリー・クラブの模範を見習おうと努力しているこの種の団体を、落胆せしめようというつもりはなく、それら団体によって、ロータリーの名称や徽章を侵害しない適当な名称や徽章が考案され得ると信じるものである。(理 39—40)

ロータリーは個々のロータリー・クラブに、正当な青少年活動を活発に支持することを推奨し、かつ引き続き援助することを勧奨するものである。

しかしながら、ロータリーは、如何なる青少年団体をも国際ロータリーの正当な下部組織とは認めないし、又そのようなクラブ又は団体に関連して「ロータリー」又は「ロータ

リアン」という文字の使用も又ロータリーの徽章或は、これに類似の徽章の使用をも認めない。(理 49—50)

### ロータリーの標語 (Rotary Mottoes)

1950年のデトロイト大会に於て次の如き決議が採択された。

「超我の奉仕」「Service Above Self」とか「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」「He Profits Most Who Serves Best」という言葉は、40年の間ロータリーの根本的な奉仕の理想を効果的に表現しているモットーとして国際ロータリーに依って広く又常に用いられて来た；

その結果、これらの言葉はロータリーの原則と綱領の一部として公衆及びロータリアンの心にはっきりと印象づけられて来た；

ロータリーはその職業奉仕活動に於て、——それが物質的報酬であろうと又、精神的及び感情的な健全性や満足感であろうと——奉仕は報酬の基本であるという根本的な真理を教えて来た。

これらの言葉は40年間も使われて来たため事実上モットーとなっているが、国際ロータリーは正式にこれらをモットーとして採用したことはなかった。従って

第41回大会は、「超我の奉仕」及び「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」の語句を、ロータリーの出版物その他に於て使用出来るロータリーのモットーとして指定することを決議した。(デトロイト大会決議 50—11、アトランティック・シティー大会の規則制定 51—9 により改正)

1950年のデトロイト大会は更に、ラテン語を以てロータリーのモットーを創作する決議(50—14)を採択し、最もよい案を51年のアトランティック・シティー大会に提出することとした。(決議50—14の本文については1950

年大会議事録136頁を参照)

或るラテン語の語句をロータリーの唯一の公式のモットーとするため提出された決議案(51-15)は、1951年アトランティック・シティ大会に於て、「更に研究を重ねるため撤回と看做される」ことになった。国際ロータリー理事会(1951-52)は、1951年大会の決定に従い、更に研究を重ねた結果、ラテン語

でロータリーのモットーをつくることに關してはこれ以上の措置を講じないことに決定した。

1972年の国際大会(ヒューストン)において、規定審議会は“超我の奉仕”をロータリーの第一のモットーとすることを規定せんとする決議案を否決した。

## 国家への奉仕

(National Service)

### ロータリアンと国家の関係

(Rotarian's Relation to His Country)

第34回国際ロータリー年次国際大会は、決議29-13を廃止し、次の声明を採択することを茲に決議する：

国際ロータリーは、思想、言論及び集会の自由、信仰の自由及び迫害からの自由などの個人の自由を支持することを明白に宣言している。

国際ロータリーは、各ロータリアンがその属する教会又は宗教社会の忠実な信者であり、その宗教の教義をすべての行動によって身を以て例証することを期待している。

更に、国際ロータリーは、各ロータリアンが、日常の個人生活、及び職業上の活動において、自国に忠実でありかつ奉仕的市民であるように努めることを期待している。(セントルイス国際大会決議43-14)

### 国事に関する方針の声明書

(Statement of Policy in National Affairs)

時々、国際ロータリーの役員は、国際ロータリー又はある特定の国のロータリー・クラブは、経済的又はその他の難事の解決に關する政府又は国の政策とかその他の政府又は国の政策の遂行を支持したり又は激励援助したりすべきではないかという要請に接することがあり；そして

国際ロータリーは、国際的組織であり、その役員は全世界的な運動の奉仕者であって、ある一部の国の運動の奉仕者ではなく；そして

各ロータリー・クラブがその会員の啓蒙について考慮すべき問題はクラブ自身で決定しなければならないということが、ロータリー組織における基本的管理法則の一つであり；そして

ある政府又は国家の政策を支持し又は激励することがこれに直接関係のある国以外の国のロータリアンにとって受け入れ難いものである場合もあり、また、とられている政策に対して良心的に賛成出来ない立場にあるその国のロータリアンを当惑させることもあるので；依って、

第25回国際ロータリー年次大会は、この様な要請を国際ロータリーの役員が受けた場合には、その要請をした当局に、国際ロータリーの方針の説明としてこの決議の写しを1部送って、その国のクラブにこの問題に対して行なった決定及びその理由を知らせ、特に一般方針声明としての上記の序文、及びこの種の問題に対して個々のロータリー・クラブのとるべき方針について規定している標準クラブ定款第9条第1節、第2節及び第3節に対し、クラブの注意を喚起することを茲に決議する。(デトロイト国際大会決議34-16)

### 国法の遵守 (Compliance with National Laws)

1975-76年度国際ロータリー理事会は、国法に遵じたクラブの行動に關する一般方針の

声明書を採択した。(11-12頁参照)

### 国家的問題に際しての団体行動 (Corporate Action in National Affairs)

地域社会、国家及び国家間の問題に関する標準クラブ定款の規定(第9条)に対してクラブの注意を喚起したい。この規定には、紛争問題の討論は、双方の意見の発表が公平に行なわれる場合には、クラブが係争中の公の問題に対して団体行動にでることを慎む限り、この原則の侵害にはならないことが指摘されている。(理41-42)

ロータリー・クラブ及びロータリアンは、新たに入国した将来帰化できる有望な移住者の教育に対し積極的かつ継続的な個人的関心を持つこと、そして、まだこれらの人々のための教育施設のない場合には、国又は地方官

庁の教育関係当局にその施設を設けることを要請することを勧められている。(理48-49)

### 国家有事中のロータリー活動 (Rotary Activities During a National Emergency)

いかなる国においても、国家有事の際、その国のロータリー・クラブが、他国と平常のロータリーとしての接触をつづけることが不可能か、又はこれを不得策とする場合には、その国の国民である現在のガバナー、及び／又はすべてのパスト・ガバナー又は、ロータリアンは常にその国の忠実な愛国者であることがなよりの義務であることを認めて、国家有事の期間ロータリーをその国内に保持するために可能かつ得策であると考えられる措置をとる義務を有するものとする。(理37-38)

## ロータリーのプログラム (Program of Rotary)

ロータリーのプログラムは、国際ロータリー定款第3条及び標準クラブ定款第3条に掲げられている綱領の中に示されている。即ち：

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成するにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを拡めること；

第2 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてがその個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること。

### 会長のプログラム (The President's Program)

毎年度の国際ロータリー会長のメッセージは、特定のプログラムあるいはテーマその他その発表の形式のいかんを問わず、当該年度におけるロータリーのプログラムの遂行上最大の重要性をもつものである。地区ガバナーが会長のプログラムもしくはテーマを取りあげ、これを、たとえば地区大会その他テーマを用いる地区集会のテーマにするとか、マンスリー・レター、公式訪問その他地区内のクラブやロータリアンと接触する場合に持ち出すなど、あらゆる適当な方法によって強調す

ることは、その役職と切り離すことのできない任務である。地区ガバナーの掲げる地区の目標あるいは目的は、会長のプログラムもしくはテーマに関連したもの、それを強調するものにし、そして、前記の地区の目標あるいは目的について何か言う場合には、必ず会長のプログラムもしくはテーマをはっきりとわかるように示すことが必要である。要は会長のメッセージをすべてのロータリー・クラブおよびロータリアンたちに知悉させ、理解させ、効果的に実行させるといことが大切なのである。

### ロータリーの基本的特色 (Fundamental Characteristics of Rotary)

国際ロータリー理事会(1962-63)は、ロータリーの基本的特色について次のような声明を採択した：

#### ロータリーの基本的特色

1. ロータリーは奉仕の理想に基づく世界中の人々間の理解、親善及び平和の関係の発展、鼓吹及び育成に関係しているのである。
2. ロータリーは、個人に重点を置いて、奉仕の理想を個人的並びに集団的に実行することを奨励する目的のためにロータリー・クラブで結ばれた実業人及び専門職業人の世界的友好団体である。
3. ロータリー・クラブは、その会員を、各個人の実業又は専門職業活動の性質及び事業場の所在地に従って職業分類に基

づいて選ぶ。

4. クラブ例会への出席は、少くとも会員身分存続に必要として定められている最小限度までは、これを行なうことを要する。これによって相互間の知己友情を深め、これを永続的な交友への第一歩とするためである。
5. ロータリー・クラブは会員に、その個人活動及び実業又は専門職業活動に於ける高い道徳的水準を認めかつこれを実現したいという希望をもつようになる機会を与える。
6. ロータリアンの宗教的及び政治的信条は、彼等自身の問題であるとされている。ロータリアンはその信仰する宗教に誠実で、公民として忠誠であるべきことが期待されている。

### ロータリーの目的

(Purpose of Rotary)

国際ロータリー理事会(1976-77年度)は、ロータリーを説明するものとして次のような定義を採用し、これをあらゆる適当な方法によって用いることとした:

ロータリーは、人道的な奉仕を行ない、あらゆる職業において高度の道徳的基準を守ることを奨励し、かつ世界における親善と平和の確立に寄与することを旨とした実業人および専門職業人が世界的に結び合った団体である。

### ロータリーと他の団体

(Rotary and Other Organizations)

次に掲げるものは、理事会によって採択された国際ロータリーと他の団体に関する方針声明書である:

国際ロータリーは、互いに異なっている政治、経済、社会並びに宗教的見解を持つ多数

の国家及び地理的地域にあるロータリー・クラブの連合体であり、これらの見解はすべて尊重されなければならない。

定款に掲げられている国際ロータリーの目的は、世界中のロータリーを奨励、助長、拡大かつ管理し、そして、国際ロータリーの活動を調整しかつそれを全般的に指導することにある。

従って、国際ロータリーは、広範な奉仕計画を持ち、かつその精力と資力を各クラブの活動によってこの計画を遂行するために提供する。

国際ロータリーは、クラブの活動が屢他の団体と類似していることを認める。しかし国際ロータリーの方針としては、他の団体の立派な活動に関心を持ちこれを評価するものであるが、如何にその活動が立派なものであっても、国際ロータリーそのものとしてはその活動に参与し又はそれを支持することはしない。特に、次のようなことは国際ロータリー又はその加盟クラブの活動範囲内にあるものとされていない。

1. 他の団体の会員となること。
2. たとえ単にオブザーバーとして代表をおくこととしたような場合であっても、団体として他の団体の活動に参加すること。
3. 他の団体にクラブ又はロータリアンの名簿を提供し又は他の団体のために文献を配布すること。
4. 他の団体のプログラムその他の活動を支持すること。

国際ロータリーの資金は、加盟クラブによってロータリー自体の目的のためにのみ提供されたものである。従って、他の団体の活動に寄付することはできない。同時に、国際ロータリーは、その加盟クラブを通じ、個人としての各ロータリアンが地域社会において立派な奉仕活動を支持しかつ個人的に参加することを奨励するものである。(理 54-55)

国際ロータリーの如何なる役員も、国際ロータリー理事会の承認なくして、他の団体におけるその公式地位又は会員資格の表示にロータリーの役職名を使用することを認めてはならないものとする。(ダラス国際大会決議 29-12)

### 国際的レベルにおける

#### ロータリーの共同事業

(Corporate Rotary Projects  
at International Level)

理事会は次のように決定した。国際ロータリーが、国際ロータリーという団体として、特定の事業や計画を主催したり、また、ある共通の事業なり計画なりをきめ、それに、すべてのロータリー・クラブをそれぞれのクラブのレベルで協力せしめるといふようなことは、国際ロータリーの目的の範囲外のものに属する。それぞれのクラブが、自身のもっている能力、利用し得る手段、そして会員がどんな奉仕を必要としており、それを行なう機会についてどんな考えをもっているかを考慮したうえで取り決めた各種のロータリー奉仕部門にわたる活動を、個々のクラブやロータリアンが行なうことによって、ロータリーの目的は最も効果的に具現されるのである。(理 74-75)

### ロータリー研究会

(Rotary Institutes)

理事会は、国際ロータリーの現役員、元役員および次期役員のために催されるロータリー研究会のもつ役割を、協議会、地区大会、国際大会のような他のロータリーの会合のそれとははっきりと異なったものとする。この研究会に出席する資格をもった人たちのすぐれた才腕と豊かな経験に留意し、さらに、このような研究会が、他のロータリー会合と

同じように、親睦と感動とに満ちたものとなるべきことを考え、理事会は、研究会の主たる目的は、研究会参加者と現職のロータリー指導者との間の知識とアイディアの交流であり、そして、この目的は、次のことを行なう適切な機会を提供してくれる研究会の討議題目とプログラムとによって達成されるものと信ずる:

- 1) すべての参加者に、ロータリーの奉仕活動および運営事項に関する精確、最新の知識を与えること;
- 2) 現在行なわれているロータリーのプログラムを分析し、強化し、拡充すること;
- 3) その地方のとくにロータリーに関連のある問題を研究すること;
- 4) 将来におけるロータリーの使命について考察すること。(理 74-75)

理事会は

a) ロータリーのプログラムを推進する手段として、すべての地域およびゾーンにおいて、国際ロータリーの現役員、元役員および次期役員のために、時々、ロータリー研究会を催すことを奨励する。そして、言語、地理、その他特殊事情により、研究会を二つ以上開くことが望ましいと思われる地域のあることを認める;

b) 国際ロータリーの会長、理事会および事務総長が、その決定と主導によって始めもしくは進めている国際ロータリーの目標とプログラムを達成するためには、国際ロータリーの現役員、元役員および次期役員豊かな知識による十分な支援と協力が必要であることを認め、そして、このような支援、協力および理解を得るうえにおいて、ロータリー研究会は、重要かつ有益な伝達の手段としての役を果たすものと信ずる;

c) 国際ロータリーの種々の地域またはゾーンに居住している理事は、関係地区ガバナーと協議して、一つまたは二つ以上のロータリー研究会を催す必要について判断し、その

必要のある場合は、研究会開催の申請をすべきものとするを決定する。研究会は、理事会の承認を得て招集することを得るものとし、承認は、会長が理事会に代わってこれを行なう；

d) 会長は、研究会の開催を承認する場合、ロータリー研究会に招請すべき国際ロータリーの現役員、元役員および次期役員にかかわる地域の地理的範囲を指定する権限を有するものとするを決定する；

e) 参加すべき者の旅行に要する距離あるいは言語上の困難などの理由で、一つのロータリー研究会のみをもってしては知識の習得や討議に所期の成果を収めることができないと思われるような地域、ゾーン等については、国際ロータリー会長は、なるべく多数の国際ロータリーの現役員、元役員および次期役員を参加させる目的で、二つ以上のロータリー研究会の開催を認めることができるものとするを決定する；

f) 研究会の目的に鑑み、一つまたはいくつかの研究会の開催の承認を受けた地域またはゾーンの理事は、必ず研究会に出席するようにされることが望ましいと考える。また、会長は、研究会の開催承認の申請をした理事を、その研究会の招集者として指名すべきこと；そして、通常は、研究会毎に1名の理事がその招集者となることになっているが、言語、地理その他特殊事情によりその必要のある場合には、会長は、同じ地域またはゾーンの理事2名を招集者として指名することができるものとする；さらに、会長は、已むを得ない事情があるときは、関係の理事と協議のうえ、当該地域またはゾーンの元理事、もしそれが得られない場合にはその他の国際ロータリーの現役員もしくは元役員で招集者としての資格を備えた者を、研究会の招集者に指名することができるものとするを決定する；

g) 研究会の開催承認の申請をした理事は、

その研究会の招集者になると否とにかかわらず、研究会の討議題目およびプログラムにつきその責任者となるものとするが、研究会の準備および推進については、その任務を、当該地域またはゾーン等の元理事またはその他の現役員もしくは元役員の有資格者に委任することができるものとするを決定する；

h) 招集者に指名された者が研究会への往復旅行に要する費用は、国際ロータリーにおいてこれを負担すべきものとするを決定する。

i) 招集者に指名された者が、ロータリー研究会の開催日時に、開催地への往復旅行に要する費用を賄うための十分な額を、毎年、国際ロータリーの予算に計上すべきこと；各研究会の費用は自弁とすることを立前とするも、前記費用のうち運営費として500ドルを限り、開催を認められた各研究会に対して支給するものとし、これを、毎年、国際ロータリーの予算に計上すべきことを決定する；

j) 毎年、理事会において、研究会の目的と参加者のもっているその資格に相応した能力とを十分勘案のうえ、時機を得た、適切、妥当な問題を設問の形にしたものを一覧表につくり、研究会の開催が認められた地域またはゾーンの理事が研究会の討議題目およびプログラムを作成するときに、その中から選出することができるように準備しておくべきものとするを決定する；

k) 各研究会の招集者に指名された理事またはその他の者は、研究会に関する略式の報告書を会長および事務総長に提出し、理事会の各理事はその回付を受けるものとするを決定する。(理 74—75)

理事会は、ロータリー研究会の日程を作成する責任のある人々に、ロータリーの広報活動とその重要性に関する問題をこれに加えるように考慮することをすすめる。(理 67—68)

理事会は、国際ロータリーの現役員、元役員および次期役員のロータリー研究会の開催

費用は、できる限り自弁とし、招集者が研究会に出席のために要する費用のほかは、国際ロータリーに負担をかけてはならないとするを決定する。(理 73—74)

### 都市連合及びクラブ・ゼネラル・フォーラム (Intercity and Club General Forums)

ロータリーの情報及び教育のための手段として、都市連合ゼネラル・フォーラムは実際的でかつ有効な手段であり、ロータリー・クラブの集団が、その集団の中心地に全会員を招いて、経験あるロータリアン、通常、国際ロータリー現役員又は旧役員が、司会者をつとめ、午後か夜の会合で、ロータリーの一般性格や計画等について研究、討議するフォーラムを開催することが奨励されている。

理事会は、ロータリー情報を広める手段として、出来るだけ多くのロータリー世界の土地に、都市連合ゼネラル・フォーラムを開き、これを国際ロータリー会長によって選ばれた有資格指導者が司会するようにすることを決定した。(理 49—50)

国際ロータリー会長指名のリーダーによる完全なプログラムを実施するに足るだけの出席者数が期待できないような場合には、地区ガバナーは、都市連合ゼネラル・フォーラムを夜又は午後と夜の集會にして、リーダーをその地区又は近隣地区から求め、国際ロータリーに費用をかけずに行なうよう奨励されている。(理 57—58)

理事会は又、ガバナーの公式訪問の際その他ロータリー年度中の適当な時期に催すクラブ・フォーラムによって、ガバナーがクラブ単位のロータリー情報の普及強化を行なうべきことを決定した。(理 49—50)

### クラブにプログラム資料の送付

(Sending Program

Material to Clubs)

理事会は、クラブ会長に、ロータリーのプログラムの特定の部面に責任をもち又は関心をもつクラブの委員会委員長その他のクラブ会員に、如何なる資料を直接に送付してもらうべきかを決定する権限を認めている。

しかし、クラブ会長が承認している場合は、事務総長は、クラブの委員会委員長その他のクラブ会員に直接資料を送付することができる。(理 46—47)

### 意義ある業績賞

(Significant Achievement Award)

理事会は、1973—74年度に、それまで意義ある業績賞と称せられていたものを廃止し、これに代わるものとして、認証という方法によって、ロータリー・クラブのあげた重要な業績を表彰することとするプログラムを設け、その表彰を受けるクラブを各地区の地区ガバナーに選ばせることにした。

理事会は、地区ガバナーが意義ある業績の表彰を受くべきクラブを選定する場合の参考として、次のような規程を示している：

- 1) 事業は、その土地において、あるいはその土地のみに限らず、誰の目からも重要とみられている問題を対象とするものでなければならない。
- 2) 事業は、単なる金銭的な奉仕でなく、クラブ会員の大半または全部が直接参加するようなものでなければならない。
- 3) 事業は、他のロータリー・クラブもこれと競争して行なうことができるようなものでなければならない。
- 4) 事業は当該年度に始められたものであ

ることを要しないが、その事業が、現に実施中のものであること、もしくは、その表彰の行なわれるロータリー年度に終えられたものであることを立証するものを提出しなければならない。

5) いかなるクラブも、同一事業につき、重ねて業績の認証を受けることができない。

次に、地区で選定を行なう場合によるべき手続方法を掲げる：

- 1) 毎ロータリー年度の8月1日までに、地区ガバナーは、地区選考委員を選任し、この選考委員会においてすべての表彰の申請を受理すべきことを告示する。地区ガバナーは、この委員会の、職権上の委員となるものとする。
- 2) 地区ガバナーは、そのマンスリー・レターで、選定規準とともに、この委員会に関する発表を行ない、申請書が委員会の手許に到達することを要する期日を公

示するものとする。

- 3) 地区選考委員会は、当該ロータリー年度の12月1日までに会議を開き、5クラブまでを限度として受賞候補クラブを選び、これを地区ガバナーに送達する。
- 4) 地区ガバナーは、前記5クラブの中から選定を行なう。選定さるべきクラブは1クラブのみとし、特別な事情がある場合に限り、3クラブまでの選定を考慮することとされたい。
- 5) 地区ガバナーは、国際ロータリー事務局に対して自分の行なった選定を証明する手続きをとり、事務局は、これに対する正式の認証状を作成してガバナーに送付する。
- 6) 地区ガバナーが表彰を受けるクラブに認証状を贈る場合には、これを広く知らせる適当な方法をとるようにされたい。もしできれば、この贈呈式を地区大会の行事に加えるべきである。

## 広 報

(Public Relations)

理事会 (1974-75) は、クラブおよびガバナーのための手引として、次のような方針を採択した：

### 国際ロータリー広報

(Rotary International Public Relations)

ロータリーにおける広報プログラムの主たる目的は、ロータリー・クラブや個々のロータリアンがロータリーの綱領および目標を実現するために最善の働きをすることができるような好ましい環境を育てることである。ロータリーの目的、プログラムおよびその業績に対する世間の理解、認識および評価を欠く場合、ロータリーによるせつかくの努力も、その多くは十分な力を発揮することができないままに終ることとなるであろう。ロータリーの目的としているもの、およびそのすぐれたプログラムに関する説明が、一般人、実業人、専門職業人、そしてロータリアンに対しても、十分に行なわれていないということは、ロータリーの成長と発展を著しく妨げるものであり、それが現実に会員の喪失となってあらわれる場合も少なくないのである。ロータリー・クラブが、地域社会の理解と支持なくして、その奉仕活動に十二分の成果をあげるなどということは、ほとんどあり得ない。

ロータリーが生き生きと育っていけるような環境は、幅の広いすぐれた広報プログラムによって作りあげることができる。理事会は、クラブの広報委員会が、積極的な宣伝の手法や通信機関を通じる方法によるもののみ

に限らず、情報、解説、教養および地域社会の理解を目的としたりっぱなプログラムをつくることによって、幅の広い総合的な広報に取り組むように勧告している。

すぐれた広報プログラムとされるためには、少なくとも、次の条件を備えたものでなければならない：

1) 個々のロータリアンが、その私生活および職業生活における他人との接触到、ロータリーの目標とその業績をいっそうよく知らせるための機会を求めようにすることを奨励するものであること；

2) マス・コミ機関の幹部との友好関係を保持し、新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画を利用して、ロータリーに関する情報の効果的な発表を行なうプログラムを作成するものであること；

3) 各種のロータリー奉仕部門に関する地域社会の理解を増進するため、以下に掲げるものを含むあらゆる機会を利用するものであること：都市連合会、地区大会、地区協議会、地区研究会、地域大会、国際協議会、国際大会、ロータリー財団補助金、ロータリー創立記念行事、地区ガバナーの公式訪問、青少年交換プログラム、およびその他のロータリーの世界にわたる計画を示す行事やプログラム；

4) ロータリー・クラブがらっぱにその目的を果した事業、行動および奉仕活動で、ロータリーの目標と綱領を説明する具体的な例となるようなものについて、効果的な報告をしたり、これを公に表彰したり、また、それに関する情報を提供したりするものであること；

5) 機関雑誌その他の出版物や資料および

国際ロータリーのプログラムなど、地域社会に対するロータリーの目的の説明に役立つものを、ロータリー・クラブで効果的に利用するものであること；

6) 個々のロータリアンとその友人や家族および仲間の人たちのロータリーの目標に対する理解を深める手段として、内部における情報の伝達を目的とした連続的なプログラムを考えるものであること；

7) 地域社会の有力者、青少年、その他ロータリーの綱領、活動範囲、計画および事業などロータリーのことを知っていると思われる特定事業関係の人びとの理解を深めようとするものであること。

総合的なロータリー広報プログラムを実施する場合に絶対に必要なことは、プログラムが真実、正直、誠実そして品位ということを基調としたものであること；プログラムがロータリーのイメージを高め、またそれを正しく精確に伝えるものであること；また、つねに、りっぱな行動をもって世間の評価と理解とを得るための第一要件とすべきこと；さらに、広報が、個人を賞揚したり、表彰したりするためでなく、クラブや個々のロータリアンが、ロータリーの綱領を効果的に実践し、ロータリーの力を伸ばしていくうえに好ましい環境をつくりだすことを目的として行なわれることである。

### 広報によってロータリーに人々の注意を引くこと (Attracting Men to Rotary through Public Relations)

理事会は、

1) 世界中のロータリー・クラブに対し、現在その数を増加しつつある、実業及び専門職業分野で責任ある地位を占める若手の会員候補者のロータリーへの関心を深めさせる手段、方法を見出すよう激励し；

2) ロータリー・クラブに、ロータリーの綱領をよりよく伝えかつ表現する、適切なロータリー・クラブ例会プログラムを発表するための方法を講ずるよう強く要望し；

3) 世界中のロータリー・クラブに対し、広報の効果を一段と高める方法として、より明確に広報に焦点を合わせた活動を採用することを考慮するよう提案する。(理 69-70)

理事会は、新会員をロータリーに引きつけ、現会員を引き止めておくのに広報が重要であることを、ロータリー・クラブ、特に、クラブ会員増強委員会に対して強調し続けるべきである、ということに同意する。(理71-72)

### 広報と団体としてのクラブ計画

(Public Relations and Corporate Club Projects)

広報をより効果的にする奉仕活動を奨励する手段として、国際ロータリー理事会は、クラブに対し、国際大会決議23-34にいずれのロータリー・クラブも毎会計年度に主要な社会奉仕活動を提唱することが望ましいと勧告した点を強調するものである。

成功裡に完了した奉仕プロジェクトは、ロータリーに対する一般の人びとの認識、理解を普及徹底させるのにひじょうに効果的な機会を提供するものと考えられている。それ故、各クラブが、このようなプロジェクトについて一般の人びとに広く知らせるために積極的に努力することが、ロータリーの広報においては不可欠なことなのである。(理 72-73; 76-77)

### ロータリーと報道機関

(Rotary and News Media)

ロータリーの綱領が一層良く知られるよう

にするためには、ロータリーと報道機関との間に密接な関係の存在することが大切である。そのため、クラブは、ロータリーにとって有利な広報を確保するために次の事項を含め種々の方法を考慮するように激励されている：

(1) 地元新聞社、専門職業誌並びに業界誌、及びラジオ、テレビ放送局の所有主、支配人及び編集者をクラブ会員に選挙すること；

(2) ロータリーの綱領に関する情報を広めるためにラジオ、テレビを含めてあらゆる伝達機関を利用すること；

(3) 各クラブで、毎年1回地元新聞人のため、又出来れば、クラブの区域外の新聞代表者のために会合を開いて、ロータリーの組織及び綱領について詳細に説明すること。

### 講演者の斡旋 (Speakers Services)

理事会は次のことを奨励する：

a) 地区に講演者斡旋サービスないし斡旋所のある地区のガバナーは、そこで斡旋できる講演者の名簿にロータリー以外のグループに、ロータリーのことを効果的

に話せる人を、載せること；

b) ロータリー・クラブは、ロータリーについて効果的に話のできる講演者を、地元のさまざまなグループに斡旋すること。(理 72-73)

### 地区広報委員会

(District Public Relations Committee)

理事会は地区ガバナーに対し、地区広報委員会の設置を考慮することを提案している。(理 68-69)

### 協議会プログラムに関する一般情報

(Public Information on Assembly Programs)

国際協議会又は地区協議会の計画をたてるに当たっては、ロータリーに関する情報を一般社会に知らせるのに役立つ事柄を含める点について十分の注意を払わなければならない。(理 37-38)

## 国際ロータリーの出版物

(Publications of R. I.)

### 出版物委員会

(Publications Committee)

国際ロータリー細則(第14条)は、出版物委員会を国際ロータリーの常任委員会として設けることとしている。この委員会の任務は、機関雑誌を含む国際ロータリーのすべての出版物に関し国際ロータリー理事会に勧告をすることである。

### 機関雑誌 (Official Magazine)

国際ロータリー理事会は、国際ロータリーの機関雑誌である月刊雑誌を刊行する。雑誌は、理事会の認める数だけの言語によるものを刊行することができる。現在は2種類であり、すなわち基本版である英語のTHE ROTARIAN及びスペイン語版のREVISTA ROTARIAがそれである。

### 目的と目標 (Purpose and Objectives)

1976-77年度理事会は、ロータリアン誌の目的と目標に関し、次の声明を採択した：

R. I. の機関雑誌、ロータリアン誌の基本的な目的は、国際ロータリー細則第19条第1節に明記されている如く、国際ロータリーの目的の推進とロータリーの綱領の達成について理事会を助ける仲介の役をつとめることにある。

そこで、理事会(1954年5月)は次の編集方針を採択した：

「R. I. の機関雑誌は、各ロータリアンにロ

ータリーの綱領および奉仕の理想を徹底させることを推進しかつ努めなければならない。ロータリーの国際的性格を強調し、ロータリーの定めた計画を支持し発展させなければならない。このような編集方針は、国際大会および理事会の決定を反映しかつ四つのテストに一致したものでなければならない。機関雑誌をこのような方針で編集する場合、その記事は、ロータリアンには奉仕のすべての部門における活動の向上をはからせ、またロータリアンでない人びとにはロータリーの綱領およびその理想を一層よく理解させることとなるような形と内容とをもったものにしなければならない。」  
ロータリアン誌はこの一般の方針を、以下にあげる諸目標を達成する方法を正確に描写しかつそれを実行する場合の指針として利用している。その目標とは：

1. R. I. 会長のテーマや所信および理事会が承認した特別プログラムを支持しかつそれを広めるための伝達機関となること。
2. R. I. の重要な会合(国際大会、国際協議会および地域大会)およびロータリーにおける種々の特別週間(世界理解週間、青少年活動週間、ロータリー財団週間等)への参加推進をはかりかつそれらについて報道すること。
3. ロータリー・クラブやロータリー地区の指導者たちのためにプログラム・アイデアの源泉として、またロータリー知識の宝庫としての役割を果たすこと。
4. 世界各地においてロータリー・クラブやロータリアンが行なった、四奉仕部門でのとくにすぐれた活動の実例を報道する

ことによって、ロータリアンに刺激を与えその意欲をかきたてて、奉仕活動の向上、強化に助力すること。

5. 個々のロータリー・クラブにとってはあまりにも広大で容易に接触し難いロータリー世界とロータリアンとを定期的かつ効果的に結びつけ、かつ世界各地の同僚ロータリアンの業績を報道することによって、国際友好の推進、強化に寄与すること。
6. ロータリーの関係およびロータリーでない関係の両面における重要な諸問題を取り上げてフォーラムを開催し、それらの問題に対する参加ロータリアンたちの見解、関心を特集して、ロータリアン一般のロータリーに対する信念を刺激し、深め、そして強めることに役立たせること。それに加えて、ロータリーの奉仕活動の枠内における文化的、道徳的問題に注意を喚起することによって、ロータリアンおよびロータリアンでない人びとの視野を広めること。
7. 機関雑誌の主要な読者であるロータリアンとその家族にとって興味深い、たとえば、「生活の智慧」といった有益な記事を始めとして家庭生活上のいろいろな話題を扱うことによって、社会組織の強化に助力すること。
8. 地域的ロータリー雑誌、地区出版物およびクラブ会報の協力を得て世界全域にわたるロータリーの伝達網を維持するに当って、包括的かつ効果的に指導すること。
9. ロータリアンでない人たちにロータリーの理想を教え活動を知らせるために格調高く充実した雑誌を刊行することによって、国際ロータリーのイメージをより鮮明にし、かつ高めること。
10. 魅力的かつ新鮮で、時事に関する事柄や、ロータリアンのことまた彼らの生活に関連する記事も載せた雑誌を編集すること

によって、読書欲をかきたてること。かくて、余暇には、何よりも先ず雑誌を読むとうとするようにすること。(理76-77)

### 広告方針 (Advertising Policy)

理事会は次の方針を採択した：

#### 雑誌の広告方針

#### I. 一般方針

雑誌は、優良な商品と奉仕で声名のある広告主に高級な広告を積極的に勧誘しなければならない。

広告文は、雑誌の編集方針に合致するものでなければならない。すなわち：

雑誌は、各ロータリアンにロータリーの綱領及び奉仕の理想を徹底させることを推進しかつ努めなければならない。ロータリーの国際的性格を強調しロータリーの定めた計画を支持し、発展せしめなければならない。このような編集方針は、大会及び理事会の決定を反映しかつ四つのテストに合ったものでなければならない。雑誌をこのような方針で編集する場合、その記事は、ロータリアンには奉仕のすべての部門における活動の向上をはからせ、又ロータリアン以外の人びとにはロータリーの綱領及びその理想を一層よく理解させることとなるような形と内容とをもったものにしなければならない。

広告の引受けには注意深い判断を働かせ、雑誌の購読者であり同時にその持主であるロータリアンから、広告が道義に反し品位を害するものであるとか、広告の約束していたものが実際の納品と違っているとかいうようなことでもっともな苦情がでるようなものが載ることのないようにすべきである。

ロータリアンがそれぞれの実業及び専門職業のために互いに競争するのはやむを得ぬこととして認めなければならないが、このような競争のために正当な広告が拒否さ

れるようなことがあってはならない。

## II. 広告受入れの基準

提供される物品又は役務の値うちが正当に表示され、かついろいろな国、州などの認可規定に反していないこと。

価格を個々または全体的に他と比較しないこと。

製品、役務、広告文、説明画は、名声ある雑誌に期待される趣味の良さ、美的感覚という点で十分満足できるものでなければならないこと。

団体又は集団で行なう広告は、国際ロータリーの定めているプログラムに寄与するものであるかどうかということに基づいて考慮すること。商品または役務の広告を受け入れるか否かの問題は、信用ある実業もしくは専門職業団体及び信用調査機関との相談の結果により決定すべきこと。

## III. 無料広告

国際ロータリー以外からの無料広告の申込は、これを謝絶しなければならない。

## IV. ロータリー徽章の使用、ロータリー加盟、ロータリー・クラブ用品

ロータリー徽章の使用に関する国際ロータリーの一般規定は広告についても適用される。広告中に広告主がロータリーに入っていることを書くようなことは許されない。

ロータリー・クラブ用品の取扱業者の広告を受ける場合にはその販売製品が特許を受けた製造業者によって製造されるものであることを確かめなければならない。製造業者の広告の場合には、その業者が国際ロータリーの特許を受けて製造をしていることを確かめなければならない。(理53-54; 59-60; 62-63)

理事会(1962-63)は次のような広告受入れに関する指針を採択した:

## 一定の条件付きで受入れることのできる広告

貯蓄融資組合(国が保証しているもの)

保険(ベスツ保険年鑑で相当なランキングにあるもの)

## 受入れてはならない広告

雑誌は次のようなものの広告を受入れてはならない:

酒類

薬品(声名のある製薬会社の信用獲得を目的とした広告を除く)

婦人下着類

創業段階にある企業への投資または相場の予想に関する広告を出す金融機関

賭博

束物類

安物の札入れ

屋占家、易断者及び手相鑑定者

筆跡鑑定者

性に関する忌まわしい書籍

非公認の言語障害者の学校および類似の団体

宗教団体

政治団体

商取引き目的の接触を求めて他国のロータリアンに仲介を申し出るロータリー・クラブ又はロータリアン

## ロータリアン誌上での広告

(Advertising in The Rotarian)

理事会(1967-68)は、次のような決定をした: 広告の勧誘と掲載について、国際ロータリーは、これまで所定の方針に添って慎重に判断して来ており、また判断することにはしていない。

国際ロータリーは、これまで誌上に掲載された広告主、商品または営業を目的とした広告を保証したこともなく、また、保証する考えではない。

国際ロータリーは、雑誌の広告欄に掲載された商品や役務に関し、金銭上の責任または

義務を引き受けたこともなく、また、引き受ける考えはない。

## レビスタ・ロータリアンの顧問

会長は、ロータリー・クラブのあるスペイン語を話す国及びポルトガル語を話す各国にそれぞれ在住するロータリアン1人を指名し、その在住国において、**レビスタ・ロータリアン**の編集者と接触を保ちかつ通信によりレビスタ・ロータリアンの運営について助言する職務に当たらしめる権限を有する。指名されたロータリアンは、**レビスタ・ロータリアン**顧問と称し、会長の要求によってガバナーが推薦した者の中から選ばれる。任期は1年であるが、指名により2年間その職務に当たることもある。(理55-56)

## 雑誌に対する読者の関心

理事会は事務総長に対し、実際的と思われる任意の方法によって、次に掲げる提案に、ガバナー、クラブ役員その他の注意を喚起するように求めている:

(a) 新会員がクラブに入会した時に雑誌を贈り、ロータリーにおいて雑誌の持つ役割を説明し、毎月これを入念に読むように勧めること。

(b) 各幹事は雑誌が到着してから最初の例会のときに1部を議長席のテーブル又は演壇の上におくこと。

(c) 各ロータリー年度の初め又はその後の出来るだけ早い時期に、クラブ会長は、各月の雑誌到着後最初の例会で3分乃至5分間雑誌の論評をする“批評役”として12名を指名すること。

(d) 雑誌記事を出来るだけプログラムの材料に用いること。

(e) 町や学校の図書館、クラブの読書室、軍の基地、軍艦その他へ寄贈用の雑誌の予約購読するようにクラブに勧めること。

(f) クラブは、名誉会員及びそれぞれの地域社会におけるロータリアン以外の名士のために雑誌の予約購読をし、それによって前者

にはロータリーとの接触を保つようにしてもらい、又後者にはロータリーのことをいっそう良く知って貰えるようにすること。

(g) すべてのクラブ、殊にアメリカ合衆国、カナダおよびバミューダのクラブは、国際奉仕事業の一つとして、**レビスタ・ロータリアン**の予約購読を行ない、それによってスペイン語のロータリー機関誌がイベロ・アメリカのロータリアン以外の有名人に届けられるようにすることを考慮すること。その宛先は、イベロ・アメリカのガバナーその他から入手する。(理43-44)

雑誌にいっそう国際性を持たせ、かつ世界的にいっそう喜ばれるものとするため、理事会は、合衆国以外からの記事を歓迎し、かつ一般的な雑誌改善に対する助言をお願いする。(理53-54)

理事会は、地区ガバナーに、国際ロータリーの公式に発行する出版物の読者数の増加と、可能な場合その予約購読数の増加を図ることを勧める。(理68-69)

## 地区プログラムと雑誌

理事会は、すべての地区大会及び協議会のプログラムの中に雑誌に関する事項を適当に組み入れることの重要性およびこのために必要な資料を雑誌は喜んで提供するつもりであるということに留意するように求めている。(理34-35)

理事会は、ガバナーに対し、地区協議会及び地区大会のプログラムの中にクラブ雑誌委員会の仕事に関する発表をする機会をつくること、および地区大会でクラブ雑誌委員会委員のための部会を設けることを勧告する。(理44-45)

## ロータリーの雑誌週間

毎年4月最後のまる1週間が「ロータリーの雑誌週間」に指定されており、クラブはその週間中に雑誌に関するプログラムを実施しなければならないことになっている。このよ

うなプログラムを作成するための資料は、中央事務局雑誌部から提供される。

### 雑誌に概要を掲載すること

理事会は、国際ロータリー発行の雑誌に使われている言語以外の言語でその概要を国際ロータリーの公式出版物に掲載することは先ずないと考えるが、地域的出版物を出している地区においては、それに毎月のロータリアン誌及びレピスタ・ロータリアンに出ている記事を転載又はその概要を掲載することを考慮するよう勧める。(理 63—64)

### 国際ロータリー・ニュース (R. I. NEWS)

国際ロータリー・ニュースは、国際ロータリー中央事務局から各クラブの会長及び幹事宛に毎月発送される通信を載せた印刷物である。このR. I. ニュースは、クラブ役員に対する公式通達その他一般的なまたその時々的重要なニュースを伝えることを目的としている。

毎月2部をクラブ会長宛に郵送し、1部は会長からクラブ幹事に渡してもらうことにしている。そのほかに、40名以上の会員を有するクラブは、40名を越える20名につき1部の割合で追加分を入手することができる。クラブはこの無料追加分の郵送を受ける会員を知らせるものとする。

事務総長は、クラブ会長又は幹事から請求があった場合は、無料で、国際ロータリー・ニュースを、クラブ会長又は幹事の指定するクラブの主要委員会の委員長に送付することができる。(理 44—45)

国際ロータリー・ニュースはすべての国際ロータリー役員及び委員に送られている。なお、多くの元国際ロータリー役員及び委員長にも送られている。これらの部数は、クラブ割当分には含まれない。

国際ロータリー・ニュースは、一般に配布することを目的としたものではない。クラブの会員個人は、年2ドルの購読料で購読することができる。

国際ロータリー・ニュースは、英国、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、スペイン語及びスウェーデン語で出版されている。

### 名簿 (Directories)

国際ロータリーは、各ロータリー年度の始めに世界中のクラブ、その会長及び幹事の氏名及び住所、例会場、例会曜日、時間、国際ロータリーの役員及び委員の氏名、住所の一覧表、その他名簿に一般的な事項を載せた公式名簿を発行する。

この名簿は、クラブ役員、国際ロータリー役員及び委員の使用ならびにロータリアンが旅行する時の便宜に供するために発行されるものである。この名簿はロータリアン以外の人に配布するためのものではない。ロータリアンがこれを営業に利用するのは間違いである。

公式名簿は、新版が出るたびに各クラブの幹事宛に1部宛無料で配付されるものとする。クラブは追加分を幾部でも購入することができる。

公式名簿には著作権が設定されている。

旅行するロータリアンのため、公式名簿には、ロータリアンの所有又は経営しているホテル、もしくはロータリー・クラブの例会場又は事務所のあるホテルの案内広告を載せている。また、クラブ幹事その他がロータリーの標章のついた商品を購入するような場合の案内として、この名簿には、ロータリー、インターアクト及びローターアクトの名称や標章入りの物品の製造又は販売を国際ロータリーが特に認めている会社の一覧表も載っている。

欧州大陸、北アフリカ及び東部地中海におけるロータリー・クラブの名簿が、チューリッヒ事務局で発行され、その地域のクラブに提供されている。

また、グレート・ブリテン及びアイルランドの国際ロータリーにおいても、その地域のクラブのために、当該地域にあるロータリー・クラブの名簿を発行する習慣になっている。

地区又は地域が、その地区又は地域内のロータリアンの名簿の発行を望む場合には、これを行なって差し支えないが、その経費は、国際ロータリーの費用外でまかなわなければならない。(理 55—56)

いずれの地区、地域又はクラブも、ロータリー名簿を発行する場合、その名簿の中に名簿はロータリアン以外の人に配布するものではないこと、又営業用の名簿に使用されてはならないこととする注意を明記しなければならない。(理 35—36)

### パンフレット (Pamphlets)

たとえば、職業奉仕活動や社会奉仕活動を主題にしたもの、或は会員身分とか職業分類の問題を論じたもの等各種の題目に関するいろいろなパンフレットが国際ロータリーから発行されている。その全部の目録については、国際ロータリー事務局から入手出来るすべての出版物、用紙類、提供品等の価額が掲載されているパンフレット19、「カタログ」及びペーパー100—J、「国際ロータリー出版物日本語版カタログ」を参照のこと。

理事会又は国際大会の決定によって特に発行が認められているパンフレットを除き、事務総長は、新しいパンフレットをいつ、いかなる国語で出版するか、また、現在出版されているパンフレットの発行をいつ打切ることにするかを決定する権限を有する。ただし、事務総長は理事会の都度、この権限に基づいて

決定を行なったことを理事会に報告すると共に、参考までに実物見本を提供し、かつ/または決定事項について詳細な説明を行なうのとする。(理 37—38; 76—77)

### 国際ロータリーの出版認可表示のある出版物 (Pamphlets Bearing Imprimatur of R. I.)

国際ロータリーの出版許可を表示したパンフレットは、すべて、国際ロータリー理事会の承認を得たものか、またはかかる承認を行なう権限が与えられかつ指定された者の承認を得たものでなければならない。(理 27—28)

### 公式用語 (Official Language)

理事会は英語を国際ロータリーの公式用語として認定する。(理 53—54)

### ロータリー文献の翻訳 (Translation of Rotary Literature)

第37回年次国際大会において、国際ロータリーが、英語で発行された国際ロータリーの出版物を、国際ロータリー理事会によって実行可能とされる限り、なるべく速やかに、英語以外の言語のもので入手できるようにすべきことを決議した。(アトランティック・シティー国際大会決議 46—21 (a)項)

公式用語である英語以外の国語によるロータリー文献の出版に関する国際ロータリーの方針は、次の通りである：

1. 英語版のほかに、ロータリアンの使用しているその他の国語によるロータリー文献を、資金事情の許す限りなるべく早急に

入手できるようにする。

2. 理事会は、すべてのロータリー文献の翻訳の承認を行なうべきものとする。

3. 各国語版は、すべて、その内容と体裁を、でき得る限り同じくすべきである。いずれの国語版についても、その国語を使用しているクラブのために当該国語版の利用価値を高めることを目的とする変更を加えることができるものとする。ただし、発行および頒布に先立ち、事務総長が前記変更を承認することを要する。

4. 国際ロータリーの出版物の各国語版で、現在刊行されていないものまたは刊行の予定のないものの翻訳、刊行および頒布は、これを認め、また奨励する。ただし、翻訳、刊行および頒布に要する費用は、その刊行物を利用するクラブもしくはクラブ集団においてこれを負担するものとし、また、その翻訳につき、事前に、理事会の承認を得ることを要するものとする。

5. 国際ロータリーの出版する英語以外の国語版の出版物には、その英語版の定価を適用する。

6. 国際ロータリーの費用で発行されるすべての出版物の保管および頒布に関する指導および監督は、これを事務総長の所管とする。(理 73-74)

国際ロータリーが英語で出版したパンフレットを他の言語に翻訳する場合において、これと同じ表題をつけ同じ内容のパンフレットにしようとする場合には、英語版の全文を翻訳したもの載せなければならない。全文の翻訳を載せていないもの場合は、あるパンフレットを抜萃したものであること、または一定の限定された目的のために発行されたものであることを明示しなければならない。(理 27-28)

ロータリー出版物の各国語版は、それぞれ、その国語を使用しているクラブに無料で配布される。(理 57-58)

色々な国におけるすぐれたロータリアンの奉仕によって、国際ロータリーの負担なしに、ロータリー文献の翻訳が可能な場合には、そうすべきである。(理 34-35)

理事会は、地区の協力で、ごく一部でしか用いられていないような言語による国際ロータリーの文献の翻訳、発行が、定められた方針にしたがって行なわれることを奨励している。(理 73-74)

理事会は次のような決定をした。

1. ロータリーの綱領を正確に理解することがクラブ活動の基本である。

2. ロータリーの綱領を英語から翻訳する場合には、単なる直訳でなく、その精神を表現したものにしなければならない。しかし、このような翻訳をする場合には書き加えたり削除したりすることによって英語で表現された綱領の真の意味を変えることのないように最大の注意を払わなければならない。

3. ロータリー文献の英語以外の言語への翻訳は、すべて国際ロータリー理事会の承認を得なければならないとする既定の方針を再確認する。

4. 翻訳をするものはすべて理事会の決裁を得るため、その翻訳をガバナーを通じて国際ロータリー理事会に送付することを要する。

5. 理事会は、英語を話さない国のガバナーたちが、ロータリーの綱領の翻訳版を、それぞれ自分の地区のクラブに提供することが望ましいと考えている。(理 35-36; 57-58)

### 著作権のある出版物

(Copyrighting Publications)

機関雑誌、公式名簿、奉仕の冒険、国際大会議事録等の出版物については、その内容が営業又は広告の目的に使用されるようなことから国際ロータリーを擁護するため、著作権が取得されている。著作権の取得されている出版

物には、その旨が記載されていて、複製する場合には事前に国際ロータリーの特別の許可を得なければならない。しかし、著作権のないパンフレットも多数国際ロータリーから出版されている。これらは単に国際ロータリー発行という表示さえあれば、その一部又は全部を再版して差し支えない。

### 国際ロータリーの出版方針

(Publishing Policy of R.I.)

理事会は次のような国際ロータリーの出版方針を定めた：

1. 国際ロータリーは、アメリカ合衆国、イリノイ州の法律に基づき、非営利法人として設立され、従って利益を目的とする一般書籍の出版及び販売事業を行なうことを禁じられている。

2. 国際ロータリーは、書籍の出版及び販売で大きな投機を行なうに十分な剰余金をもっているが、かつてこうしたことで投機を行なうことを認めたことはない。

3. 国際ロータリーは、(手続要覧中の諸規定に従い) ロータリーを効果的に運営し、その教条及び目的を広めるために必要な出版物を、無料又は見積実費価格を以て発行しかつ配布することを続けなければならないが、実際にロータリー運動に関係がないか又はその運営に必要な書籍又は資料を出版することは、絶対にこれを避けなければならない。

4. 理事会は、ロータリー財団の運営が成

功をおさめ、十分にその基礎が固まるようになれば、ロータリー財団管理委員会は、ロータリー運動の目的推進のための望ましい力を与えてくれると思われるような特別な出版物で、しかも手続要覧の規定や上記に定めたような条件からいって本章で述べられているような出版物の範囲外にあるものを発行、頒布する費用を賄う特別資金を、時々支出することが出来ると考えるようになるであろうとする理事会の見解を記録に載せている。(理 39-40)

### 国際主義を強調する国際ロータリー文献 (R.I. Literature to Emphasize Internationalism)

基本的にいって、すべて、国際ロータリーの指示及び文献は、国家主義よりも国際主義の精神を強調すべきであり、また、ロータリーの一般原則に限られたものでなければならない。(理 45-46)

### 国際ロータリーによる他団体の文献配布 (Distribution by R.I. of Literature of Other Organizations)

一般の方針として、国際ロータリーはその加盟クラブに対して他の団体の文献を配布してはならないことになっている。(理 45-46)

## 地域大会

### (Regional Conferences)

地域大会は国際ロータリー細則第18条第5節に規定されている如く、国際ロータリー理事会によって開催される。

理事会は地域大会開催を考慮するに際し、将来の指針として、次のように決定している：

理事会は、国際ロータリー細則に規定されている如く、適当な条件のもとに、知己を広め、理解を増進し、意見を交換するため討論会の役を果たすという目的のために、地域大会を開催することを決定した。一般方針として、地域大会はどの地域においても、5年に1回をこえて開催しないものとし、かつ国際大会開催地となりそうな場所からは概して遠隔の地域のロータリアンに大した費用を負担せず、国際ロータリーの会合に出席する機会を与えるために開催されるべきである。

理事会は、原則として、ロータリーのプログラムを前進させることとなるような盛大な大会となることが確かに期待できるような場合には、いつまでも、またどこでも、ロータリーの地域大会を開催することに賛成である。(理 74-75)

理事会は、地域大会の開催地を選定する際次の諸点を考慮に入れるべきことを決定した：

1. 「主要な出席地域」内に少なくとも1万名のロータリアンが居住していなければならない——その地域とは、ロータリアンが大した費用を負担せずに大会開催地まで旅行することが出来、従って最多数の出席者が期待され、かつ、大抵の場合実際に出席する地域を言うのである。
2. 「主要な出席地域」内に居住するロータリアンは、国際大会へ大した費用を負担せずに旅行する機会がこれまでにあった

か、又は数年のうちにあると期待されるものであってはならない。

3. 然も、最少限2千名のロータリアンの出席が期待できること。

理事会は、当該都市が国際ロータリーへ何等の負担をかけることなく、大会の本会議に相応しい、適当な、便利な公会堂並びにその他の会議のために同様な会議場を準備するよう期待している。如何なる都市のロータリー・クラブも国際ロータリーが使用する会議場の室代又はその他の経費を負担すべきものではなく、地域社会としての都市がかかる設備を準備するか、又は市当局、或は商工会議所、旅行協会、又は事業家やホテル業者等の類似の団体が、かかる集会場のために必要な場合、資金を準備すべきであると考えられている。この決定は、会議場の室代又は、緊急の場合必要な他の経費を、国際ロータリーが支払うことを承諾するのを妨げるものではない。

地域大会開催を承認するに当って、理事会は、国際ロータリー年次大会に関し現在行なわれているのと同じの方法で、かかる大会の立案、開催を援助するために、必要と思われる費用の割当を行なうことになっている。(理 65-66; 69-70)

理事会は、地域大会が有益な目的を果たし得ることを認める一方、同大会を必ずしも毎年開催するには及ばぬこと、又、如何なる年においても開催の可否決定は、各地域内からの開催要求の有無、国際ロータリーの他の諸活動との関係における同大会の適否、並びに大会開催に関する諸事情に基づいて行なうことに意見が一致している。(理 65-66; 66-67)

理事会は、地域大会を開催する決定は、これを、開催予定期日の3年前よりも早く、5年前よりも遅い時期に行なうようにすべきであるとする意見であり、したがって、将来いろいろなロータリー地域において開催されるべき地域大会の予定表を作成するようなことはしない。(理 74-75)

### 地域大会指針

#### (Regional Conference Guidelines)

理事会は以下の事項を決定した：

1) 国際ロータリーは、今後の国際ロータリー地域大会を計画準備するに当っては、実行可能な限り、ホスト都市およびホスト・クラブの協力を得て、経費はすべて自力で賄うという方式に添って開催するよう努力すべきである。

2) 地域大会の予算案は、承認を得るため地域大会委員会より理事会へ提出されるものとする。(理 69-70; 74-75; 77-78)

### 地域大会組織の手続規則

#### (Rules of Procedure for Organizing Regional Conferences)

理事会は、地域大会の組織に関して次の如き手続規則を採択し、執行委員会と会長、又は会長のみに対し、理事会に代って、これらの手続が理事会に委ねた責任を遂行する権限を与えると共に、更に執行委員会に対し、必要ある場合には、既定の手続規則を変更する全権限をも委任している。

### A. 組織 (Organization)

国際ロータリー理事会は、随時、大会を開催すべき都市及び日時について決定を行ない、大会開催の通知を発し、地域大会委員会を設置し、かつその委員長を指名する。

国際ロータリー会長は、大会の議長(主宰すべき役員)となる。

国際ロータリー事務総長は、地域大会及び地域大会委員会の事務局長となるものであるが、中央事務局の1員を指名してその任務を代行させてもよい。

地域大会に出席のロータリアンは、立法機関を構成しない。従って彼等は、国際ロータリー又はロータリー・クラブを拘束するような決議を行なうことは出来ない。

理事会は、地域大会の開催期日より少なくとも1ヶ月前に大会開催の通知を発することになっている。

### 地域大会委員会

#### (Regional Conference Committee)

地域大会委員を任命するに当っては、理事会は、地域内に含まれる各国の特異性を考慮に入れるであろう。大会委員会は、国際ロータリー理事会に対し、他の誰にも委嘱されていない、大会の総ての部面に関し責任を負うものであり、大会の特別方針を定め、大会のプログラムを起草して理事会の承認を受けるものとする。大会委員会は、本会議、部会、余興等を含む承認済みのプログラムの細目の実施、並びに他の誰にも委嘱されていないその他すべての事項に対する責任を持つものとする。

ホスト・クラブの実行委員会として知られている主催クラブの地元準備委員会の監督管理の責任は、大会委員会が負うものとする。

国際ロータリー事務総長

(General Secretary, R. I.)

国際ロータリー事務総長は、広報、財務、集会場の選定と設備、出席の促進、登録、ホスト・クラブとの協力等運営上のあらゆる任務に対し第一の責任を負うものである。事務総長は、運営上の多くの任務を遂行するに当って、ホスト・クラブの協力を要請する。又、プログラム及びその関連事項に関して、大会委員会に協力し、大会の運営については、理事会に対し、第一の責任を負うものである。

国際ロータリー地域大会幹事

(Conference Manager, R. I.)

国際ロータリー地域大会幹事は、事務総長の代理人であって、事務総長が第一の責任を持つ運営上の多くの業務を代行する。彼は、大会委員会をその任務の全般に亘って援助し、かつ国際ロータリー地域大会委員会、国際ロータリー事務総長とホスト・クラブ間の連絡係を勤める。その上、彼は、ホスト・クラブを援助して歓待計画の作成に尽力し、地域大会プログラムを起草する責任がある。

ホスト・クラブ (Host Club)

ホスト・クラブは、来訪ロータリアン並びに来賓を歓待する責任がある。歓待計画はすべて国際ロータリー大会委員会の承認を受けなければならない。

ホスト・クラブは、ホスト・クラブ実行委員会として知られている地元準備委員会を任命するものとする。この委員会は、ホスト・クラブに代って、歓迎計画を立案し、必要な地元小委員会、例えば、ホテル、余興、登録、歓迎、輸送、婦人、装飾、出版物、宣伝、友情の家、情報、大会報道等の小委員会を任命しそれらを調整する。

ホスト・クラブは、国際ロータリー事務総長と協力して、事務総長が第一の責任を負っ

ている運営業務の多くを遂行する。

大会委員長の任務

(Duties of Chairman of Conference)

大会を開会かつ主宰し、大会事務局長と共同して大会議事録の正確なことを証明するのが大会委員長の任務である。

地域大会事務局長の任務

(Duties of Secretary of Conference)

大会議事の記録をとり、大会委員長と共同してその正確なことを証明し、大会の進行に関しあらゆる点に於て委員長を助けるのが、大会事務局長の任務である。事務局長は又、地域大会委員会の事務長として、同委員会の議事録をとり、又同委員会の要請する通信の処理に当たるものとする。

B. ホスト・クラブよりの大会招致

(Invitation from Host Club)

地域大会招致の希望を有するクラブは、希望する大会の開催予定期日の少なくとも36ヵ月以前に、事務総長の手許まで大会の招待状を提出しなければならない。この招待状に添付する説明書に含まるべき事項は次の通りである：

1. 地域大会開催予定の会場並びに収容能力、但し国際ロータリー又は如何なるロータリー・クラブへも負担をかけずに使用できるか否かに関する情報を付記のこと。
2. 利用し得べき一級及び二級ホテルの室数及びその宿泊料の限界。
3. 地域大会の開催月に関する希望とその理由を述べた書状。国際ロータリーとしては10月乃至11月を希望するものである。

C. プログラム (Program)

地域大会委員会は、大会プログラムを立案作成し、理事会の承認を求める。プログラムには、(議題として)できうれば、ロータリーの原理、方針および手続きをすべて網羅し、かつまた当該地域に特有の問題の審議をも含めなければならない。但し、極度に論争を生むような問題を公開の席で論ずるが如き愚は避けるべきであるが、異なった意見を有する人々が、ロータリーの精神で話し合う機会は必ずしも避ける必要はない。

D. 宣伝 (Publicity)

国際ロータリー事務総長は、結局に於て多数の出席者を確保するためにあらゆる努力を傾けるよう、ロータリーの種々なる出版物及び彼が案出しようその他の手段を以て、地域大会に対し注意をひくべく努力しなければならない。地域内にある国の地区がバナーに対しては、大会出席への関心を喚起するよう激励しなければならない。地域大会委員会は、大会を適当に宣伝するために必要と思われるあらゆる手段をとることが出来る。但し、これは大会に認められた予算内に於て行なわれなければならない。

大会には世界のどの地方からのロータリアンも歓迎されるのであるが、当該地域外のクラブからの出席を確保するために、特に努力する必要はない。

E. 大会公式用語 (Official Languages)

地域大会委員会は、地域大会の公式用語を如何なる言語にするかを理事会に提言すべき

ものとする。

F. 費用 (Expense)

理事会は、登録費の金額を決定し、国際ロータリー資金からの必要な支出を割当て、大会予算を決定する。国際ロータリー事務総長は、大会予算の作成及びその監督に関して理事会に対し第一の責任者である。

G. 接待 (Entertainment)

接待の催しは簡素にし費用も多くかからず、又公式のプログラムとかち合わないにすべきである。(理 65-66; 74-75)

地域大会の参加者 (Participants in a Regional Conference)

細則の規定によれば、国際ロータリー理事会は、地域大会に参加する会員の所属クラブを指定することになっている。この点に関する理事会の決定は次の通りである：

明確に地域を決定するのは国際ロータリーの方針ではない。尤も地域大会に参加すべきであると考えられるクラブを包括的に指示することが実行されている。例えば、太平洋を囲む諸国のクラブは太平洋地域大会に参加するものと考えられ；カリブ海及びメキシコ湾に臨むクラブはメキシコ湾・カリブ海地域大会に参加するものと考えられる。同様に、南米のロータリー・クラブは南米の地域大会に参加するものと考えられる。国によっては、そのクラブが明らかに一つ以上の地域大会に参加するものもあるであろう。例えば、南米の太平洋沿岸のクラブは、太平洋及び南米の両地域大会に参加できるし、中米のクラブは

メキシコのカリブ湾地域大会及び太平洋地域大会の両者に参加できるわけである。(理 35—36)

### 地域大会 (Regional Conferences)

今までに開催された地域大会および今後開催が予定されている地域大会は次の通りである。

	開催時期	登録者数
<b>太平洋地域</b>		
ホノルル, ハワイ	1926年 5月	433
東京, 日本	1928年 10月	568
シドニー, 豪州	1930年 3月	736
ホノルル, ハワイ	1932年 6月	335
マニラ, フィリピン	1935年 2月	220
ウェリントン, ニュージーランド	1937年 3月	312
シドニー, 豪州	1956年 11月	1,940
<b>欧州, 北アフリカ及東地中海地域</b>		
ハーグ, オランダ	1930年 9月	763
ローザンヌ, スイス	1933年 8月	700
ベニス, イタリア	1935年 9月	1,514

ストックホルム, スウェーデン	1938年 9月	1,513
オステンド, ベルギー	1954年 9月	1,576
カンヌ, フランス	1959年 9月	2,264
アムステルダム, オランダ	1965年 10月	2,421
ローマ, イタリア	1970年 11月	3,187
イエーテボリ, スウェーデン	1980年 8月20—22日	
<b>南アメリカ</b>		
バルパライソ, チリ	1936年 3月	331
サンチャゴ, チリ	1960年 11月	1,655
モンテビデオ, ウルグァイ	1969年 12月	2,667
<b>メキシコ地域のカリブ湾</b>		
ハバナ, キューバ	1937年 3月	500
サンファン, プエルトリコ	1966年 11月	1,666
ボゴタ, コロンビア	1978年 9月14—16日	
<b>中央アジア</b>		
ベナン, 海峽植民地	1938年 4月	170
<b>アジア</b>		
デリー, 印度	1958年 11月	2,913
ソウル, 韓国	1979年 9月20—23日	

## 救 済 事 業

(Relief Work)

### 戦災者の救済 (Relief for War-Affected Persons)

ハバナにおける国際大会は、戦災ロータリアン及び家族救済基金の設定及び配布の件を規定する決議(40—17)を採択した。この決議は後にセントルイス国際大会の決議(43—16)で修正された。

シカゴにおける国際大会は、ハバナ及びセントルイス決議を廃止し、戦災ロータリアン救済のための寄付に関する規定を明確にし、救済基金をロータリー財団管理委員会によって管理配分するよう、ロータリー財団に繰入れることを規定した次の決議(44—9A)を採択した：

第35回年次国際大会に集まった国際ロータリーは、1940年(ハバナ)国際大会で採択された決議40—17、及び1943年(セントルイス)国際大会において採択された決議(43—16)は1944年6月30日限りこれを廃止することを決議し、更に次の事項を決議する：

1. 理事会の判断において、国際ロータリーは、世界のロータリー・クラブ及びロータリアンに対し、世界の何れの地にある戦災ロータリアン及びその家族の慰藉及び復興のための寄付を要望しうること；
2. 斯様な総ての寄付は、一般の救済団体に対して通常行なう寄贈に代るものとしてではなく、それに加えてロータリーの友愛精神の下に行なう別口の自発的な寄付という建前で懇請すること；
3. 過去及び今後斯様な目的のため行なわれる総ての贈与及び寄付は、ロータリー財団

の基金の一部となし、財団の管理委員会によって国際ロータリー定款第10条及び細則第20条と財団の信託宣言にもとづきこれを保管、管理し、かつ配分せられなければならない。元金及びその利子は寄付行為の用途及び目的のために管理かつ配分されなければならないこと；

4. 国際ロータリーの理事会は、これまでにその責務はすべて正当に遂行されたものとして現在ある総ての救済基金を、今後はこれをロータリー財団に移譲する権限が与えられかつ指示されていること。(シカゴ国際大会決議44—9A)

1950年7月に、戦災ロータリアン救済用と特に明記せられた資金の全残額は支出済となった。その後ロータリー財団管理委員会及び国際ロータリー理事会は、随時、使用出来るロータリー財団の基金、又はその得た収入から、戦災者救済のため、緊急必要にせまられている場合に支出することを承認した。然しながら、食糧及び衣類に対する要求は、一般にロータリー・クラブの国際奉仕計画として、クラブによって引き継がれた。

理事会並びに管理委員会(1964—65)は、ロータリー財団により与えられる救済は、1965年1月1日現在救済を受けている戦災者に対し、管理委員会が必要ありと認める期間、継続すべきであるが、1965年1月1日より後救済者名簿には1名も追加せざることに意見が一致した。

## 災害救済 (Disaster Relief)

災害救済事業をなす機関が、通例、存在しているので、災害時に特別のロータリー救済資金を募集することは国際ロータリーの習慣になっていない。赤十字その他の信用ある団体がこの事態に応ずべく努力している場合には、ロータリアンは斯様な団体の懇請に気前良くかつ迅速に答えるよう要望されている。斯様な団体のない場合とか、ロータリー・クラブ及びロータリアンが被災地のロータリー・クラブに直接に寄付金を送りたい場合には、斯様な寄付金は、そのクラブが受領する立場にありかつ斯様な寄付を喜んで受取る意志があれば直接送付しても良い。(理59—60)

災害救済活動に関しては、被災地のロータリー・クラブが被災者の緊急必要事項を満たすための救援プログラムを準備し、またその応援資金として他から贈られる寄付金を喜んで受領しその管理に当ることはよく見聞きすることである。クラブがこのように関心を寄せ、そしてロータリー・クラブ及びロータリアンのかような活動は明らかにロータリーの評判を高めることになるものではあるが、しかし、決議29—12の第2条第3節(本要覧157頁参照)の規定により、いずれのクラブもしくはクラブの集団も災害救済のための財政その他の援助を他のロータリー・クラブやロータリアンに懇請しようとする場合は、先ず国際ロータリー理事会の承認を得てからでなければ、勝手にそのような行動を始めてはならないことになっている。

理事会は国際ロータリーの一つの活動としての災害救済資金、或は国際ロータリーによって管理される災害救助資金を設定しないことに同意した。(理64—65; 70—71)

人道主義援助及び設備に関する方針  
(Policy Re Humanitarian Aid  
and Equipment)

理事会は、ロータリー・クラブ或はロータリー地区が、国際赤十字社の指導の下に、食糧その他の生活用品を集めて被災地のクラブに輸送する事業を引き受けることを奨励する計画に対して国際ロータリーの承認を求めたある地区大会の提案を検討して次の如き手続きをとった：

理事会は、衣料、食糧その他の必需品の供給によつて、被災者を救済するという如何なる提案にも賛成する。然しながら、理事会は、この事は関係諸国政府が研究している事柄であり、かつ彼等が最も迅速にそれら被災者の救済に乗り出すことと考えるが故に国際ロータリーの介入は却つて当事国の努力や援助を複雑化し、救済を支援するというより寧ろ遅延せしめる結果となる恐れがありうるので、斯様なことは不適当であると認める。又、理事会は、ロータリー・クラブは自治権を持っており、事情によつて斯様な場合に適当な処置が出来ることを指摘する。理事会は、一般救済政策が世界を通じてとられた場合には、斯様な事態におかれたロータリー・クラブは、政府によつて公式にとられたことに補足的な援助をなす機会を見出すことを確信している。(理41—42)

国際ロータリーは、人道主義援助をなす色々な運動に寄付するよう、沢山の要求を受けている。理事会は人道主義援助をなす種々なる運動を発起する沢山の団体が存在していることを認める。この理由と沢山の斯様な運動が次から次へと出来つつあることから、理事会は国際ロータリーそれ自身が斯様な運動と提携すべきではないと信ずる。理事会は、ロータリー・クラブは自治権を持っているのであるからこの種の事柄に関する処理は、その

クラブの欲する処によつて行動し得る点を指摘し、かつ理事会はロータリアンが個人とし

て最善をつくすことを信ずるものである。(理42—43)

## 会議運営手続規則

(Rules of Procedure)

国際ロータリー理事会は、以下に述べるような、国際ロータリーの諸会議での使用のための運営手続規則を推奨している。この規則は、国際ロータリーの定款・細則の諸規定を補足することを目的とし、本来、規定審議会および国際大会で立法案の各案件の審議及び表決を行なう場合に用いるためのものである。しかし、この規則は、前記以外の国際ロータリーの会議で議案を討議し表決する場合にも用いることができる。

### 会議運営手続規則

(Rules of Procedure)

国際ロータリーの会議に用いる会議運営手続規則を以下の通りとする。

#### 第1節 定義 (Definition)

会議運営手続規則中に使用されている一定の用語の定義を次のように定める。

- A. 「議員」——会議に参加する資格を有するすべての者。
- B. 「出席投票議員」——賛成または反対の投票を行なう議員。投票を棄権する議員は、出席投票する者とは認めない。
- C. 「過半数の投票」——出席投票議員の投票の過半数。
- D. 「3分の2の投票」——出席投票議員の投票の3分の2。
- E. 「日程」——会議に提出される案件の審議時間または討議の制限に関し、会議が多数決によって採択した議事進行に関する手続。

F. 「会議」——国際大会、規定審議会その他の国際ロータリーの会議。

G. 「代議員」——国際大会で各クラブを代表する選挙人、規定審議会のクラブ代表議員その他の議員、およびその他の国際ロータリーの会議で代議員としての正式な資格を有する者。

H. 「定足数」

(a) 規定審議会——審議会議員として投票権を有する議員の3分の1をもって定足数とする。出席が定足数に満たないときには、一定の時刻までの休憩（同じ日に再開する場合）または一定日までの休会（後日に延ばす場合）を決める以外には、立法事項に関するいかなる決定も行なうことができないものとする。

(b) 国際大会——国際ロータリーの全クラブ数の4分の1を代表する代議員および委任状による代理者をもって、国際大会のすべての会議の定足数とする。ただし、開会当初の本会議には定足数の出席を要しない。

(c) その他の国際ロータリーの会議——当該会議の議員として投票権を有する者の3分の1をもって定足数とする。出席が定足数に満たないときは、休憩または休会を決める場合以外のいかなる決定も行なうことができないものとする。

I. 「規定審議会の投票権を有する議員——その投票権に対する制限」——投票権を有する各議員は、投票に付せられた各案件ごとに1票のみを投ずる権利を有するものとする。

J. 「規則制定」——国際ロータリーの定款もしくは細則または標準クラブ定款を改正することを規則制定という。規則制定は、(1)ク

ラ、(2)地区大会、(3)グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの審議会または大会、(4)規定審議会および国際ロータリー理事会から、これを提案することができる。規則制定案の提出は下記の書式によることを要する。

#### 制定案

(提案の要旨を簡潔に示す)

提案者 \_\_\_\_\_

(定款、細則等改正にかかわる規定名を掲げる)\*第 \_\_\_\_ 条第 \_\_\_\_ 節を、第 \_\_\_\_ 条第 \_\_\_\_ 節中の \_\_\_\_\_ という字句を削除し、代わりに次の字句を挿入することによって改正する。(改正本文を記載)

制定案の経緯、趣旨およびその正当性などについての説明をここに付記する。

制定案は、その提出が事務総長に対する提出の時期に関するすべての要件に合致して行なわれ、そして、その内容が国際ロータリーのプログラムの枠内にあり、かつ国際ロータリーの定款および細則ならびに標準クラブ定款の規定の趣旨に沿ったものでなければならない。

K. 「決議」——会議が、その意見を表明するか、あるいは国際ロータリーの定款もしくは細則または標準クラブ定款の改正をしないで方針または手続を制定または改廃するためにする決定は、決議という形で行なわれる。決議案の提案は、制定案を提出し得るすべての立法関係の集団で行なうことができるものとし、その提出は、提出の時期に関するすべての要件に合致して行なわれなければならない。決議案の提出は下記の書式によることを要する。

#### 決議案

(提案の要旨を簡潔に示す)

提案者 \_\_\_\_\_

次の通り決議する。

(以下決議案文を記載)

決議案の経緯、趣旨およびその正当性などについての説明をここに付記する。

L. 「国際ロータリーのプログラムの枠内」——ロータリーの綱領ならびに国際ロータリーの意図と目的に合致していること。

M. 「本文中の不備な個所」——制定案またはその他の議案の本文中の必要な個所の全部について、関係条文の書き改めが行なわれていないこと。

\*制定案による改正に伴って改正を受けることとなるすべての規定に注意すること。

#### 第2節 動議の種類 (Kinds of Motions)

動議には本動議と会議運営手続に関する動議との2種類がある。この規則に別な定めのある場合を除き、動議はすべて多数決によって成立するものとする。

#### 第3節 動議の提出 (Offering of Motion)

すべて会議に上程された案件の議事に入るには、まず代議員から、会議がある表決を行なうとか、またはそのもっているある見解を表明することを提案する「動議」を提出する。動議を提出するには、代議員が起立して議長から発言の許しを得た後、自己および所属クラブ（または地区）を明らかにしたうえで、「議長、私はこれこれの動議を提出いたします」と言う。この動議に対してはもう一人の代議員の「賛成」が必要である。賛成者は起立して議長から発言の許しを得てから、自己および所属クラブ（または地区）を明らかにしたうえで、「議長、私はこの動議に賛成いたします」と言う。このような発言が直ちに議場から現われて来なかった場合には、議長の方から賛成者を求めることができる。

第4節 討議 (Debate)

議長が動議の提出があったことを報告するまでは、その動議に関する討議を始めることができない。

議員は、議長から発言の許しを得たうえ、自己およびその所属クラブ(または地区)を明らかにした後に始めて発言をすることができる。本動議の提出者には、議題に関して冒頭の論述を行なう権利が認められ、提案理由の説明に5分間、応答に3分間の時間が与えられるものとする。

討議の場合、各議員は、会議の許可を得て行なう場合を除き、同じ問題について2回を限り発言が認められるものとし、ただし、その問題についてまだ発言をしていない議員で発言を求めている者がいる限り、2回目の発言をすることができない。議員の発言は、議事日程または出席投票議員の多数決によって別に定めた場合を除き、1回に5分を越えないものとする。

上程されている議案の提案者がその代理者として指名したロータリアンであれば、たとえその会議の代議員でなくても、討議を行なう権利が与えられる。この権利は、当該議案に関する限りにおいてのみ認められるものとする。この規則中に定められている制限時間は、提案者の代理者にも適用されるものとする。

第5節 本動議—定議 (Main Motions—Defined)

主たる動議または本動議とは、会議の表決の対象となっている原議案のことをいう。こうした動議が提出され、賛成を得、議長からその報告が行なわれると、その動議の処理が終わるまでは、自由に他の問題や他の本動議の審議を行なうことができないこととなる。

ただし、本動議の審議または討議中であっても、もとの動議に優先することとなっている会議運営手続に関する動議は、これを提出することができる。したがって、他のいかなる表決にも先んじてその処理をしなければならない。

第6節 本動議の表決 (Action on Main Motions)

(1) 制定案または決議案に関する本動議およびその表決は、次の形のいずれかによるものとする。

- A. (原提案の通り) 採決する。
- B. (原案の修正の仕方を精確に示す)…ことにより修正して採択する。
- C. 提出者の意思に基づき撤回する。
- D. 撤回されたものとする。この決定が行なわれた場合は、会議の定める特定の指示を付してこれを国際ロータリー理事会に付託する。
- E. 否決する。

(2) 制定案または決議案を(原提案の通りまたは修正を付して)採択することとする動議の採決が行なわれた場合において、その動議が成立しなかったときは、当該制定案または決議案は否決されたものとみなす。

(3) 制定案または決議案を否決する、とする動議の採決が行なわれた場合において、その動議が成立しなかったときは、当該制定案または決議案はなお審議継続中のものとし、議長は当該制定案または決議案に対してとるべき措置について、動議の提出を促すものとする。

(4) 議長から次の議事日程に関してとるべき措置について動議を提出することを議場に促す発言があった場合において、議場から何らこれに応ずる動議が現われなかったときは、議長は、当該日程にかかわる案件はこれを撤回されたものとみなす旨の発表をするものと

する。

(5) ある議案について本動議が提出され、それに対する賛成があったときは、その賛成者の承諾を得ない限り、それを撤回することができないものとする。賛成の行なわれる前であれば、議案の提案者はその提案を撤回することができる。撤回には賛成者を要せず、また討議も修正も行なうことができない。

第7節 規定審議会前における修正—その効果 (Amendment Prior to Council on Legislation—Effect of)

規定審議会または国際大会において、審議に付せられる案件が制定案または決議案である場合に、その提案者が、当該制定案または決議案について修正の意向を、その修正の正文を添付した書面をもって、事務総長に申し入れており、そして事務総長が、一般代議員のために、会議招集の30日前までに、前記提案者の意向および修正の正文を公表していたときは、先ず当初に提出された形のまゝの制定案または決議案を審議することとする動議を代議員から提出することを要せず、提案者またはとくに指名された代議員から、前記の申し入れの通りに修正された形の制定案または決議案の審議を求める動議を提出することができるものとする。

第8節 会議運営手続に関する動議—優先順位 (Procedural Motions—Order of Precedence)

以下、会議運営手続に関する動議をその優先順位に従って掲げる。

- A. 休会：この動議は、次の場合を除き、いつでも提出することができる。
  - (1) 議長の発言中。
  - (2) 採決が行なわれている時。
  - (3) 同じ動議が否決された直後。

(4) いきなり中止することのできないような議事の進行中。

再開の日時と場所とを定めてそれまで休会することとする動議の場合は、討議および修正を行なうことができる。その他の休会の動議については討議も修正も行なわない。

B. 休憩：この動議は、議事の合い間に、たとえば食事のため、あるいは日程の議事を終えて次の会議を開くまで、休憩しようとする場合に用いられる。この動議については討議を行なわない。

C. 特権の問題に関する動議：特権の問題は、会議または各議員に認められている権利および特典に関するものである。会議の構成に関するもの、会議場の暖房、採光、換気とか、あるいは騒音その他会議の妨げとなるようなものの防止など、議員のための好適な環境の保持に関するもの、会議に出ている役員や議員の行動に関するもの、議員の規則違反その他の非行に対する懲罰に関するもの、公表された報告書または議事録の正確性に関するもの。会議に関する特権の問題は、議員の特権の問題に優先する。個人的な特権の問題は、議員としての個人に関するものでなければならない。

D. 議事進行手続に関する異議：この動議は、議長の裁定とか会議運営手続規則の違反に対して注意を喚起したり、抗議をしたりする場合に用いられる。この動議は「議長、議事進行手続について異議があります」という形をとる。議長は「ご異議の点についてご説明願います」と言う。その議員が問題について述べ終わると、議長は次のように答える。

- (1) 「ご異議の趣旨はよく承知しました。または、
- (2) 「ご異議の趣旨は了承できません。もしこれに納得のできない議員があれば、その議員は、本節Lの「異議の申し立て

一その手続」に述べられている手続に  
従って、議長の裁定を票決に付すること  
とする動議を提出することができる。

E. 審議保留：この動議は、審議なかばの  
問題の審議をしばらく中止することにした  
という場合に用いられる。この動議は、  
その時にまだ審議の済んでいない付帯的な  
動議や附随的な問題のすべてに優先する。  
この動議については討議も修正も行なわ  
ない。ただし、審議保留を求める動議の提出  
者が、採決の前に、質問に答えるのは差し  
つかえないものとする。

F. 審議再開：先に審議保留とした案件を  
取り上げて審議を再開することとする動議。  
この動議については討議も修正も行なわ  
ない。ただし、審議保留を求めたもの動議  
の提出者が採決の行なわれる前に質問に答  
えるのは差しつかえないものとする。

G. 討議終結：審議中の問題の討議を終  
結させる動議。この動議については討議を行  
なわない。また修正もできない。動議の提  
出は次のような形で行なわれる。「議長、  
私は、(ここに、会議の審議、決定を求めて  
上程されている動議の名まえをあげる)の  
審議を打ち切り、直ちに本案の採決を行な  
うこととする動議を提出いたします」。そ  
こで議長は、この討議終結の動議の可否を  
次のように諮る。「それではここで本議案  
の採決を行なうこととしますか」。もしこ  
の動議が出席投票議員の3分の2の多数で  
成立した場合には、討議を打ち切り、直  
ちに審議に付せられている議案の採決をし  
なければならない。

H. 審議延期：上程されている議案の審議  
を一定の日時まで延期することとする動議。  
この動議は、発言が行なわれているときを  
除き、いつでも提出することができる。ま  
た討議および修正を行なうことができる。

I. 委員会付託：議案を委員会に付託して  
さらに検討を加えたい報告させることと

する動議。この動議は討議および修正を行  
なうことができる。

J. 修正：審議中の動議に修正を加えよう  
とする場合に用いられる動議。

(1) 修正の動議そのものは修正すること  
ができるが、その修正をさらに修正する  
ことはできない。

(2) 修正にかかわる問題と密接な関係の  
ないもの；単に、否定の形をとっている  
原案を肯定の形をした同じ趣旨のもの  
に修正するに過ぎないもの；同じ会期中  
にすでに決定をみた問題と同一内容のも  
の；実質的な内容に変更なく単に修正の  
形式を別な形式に変えるもの；動議の形  
式を別な形式に差し替えるだけのもの；  
制定案から「制定する」という文言を、  
または決議案から「決議する」という文  
言を削除するだけのもの；なんら意味の  
ある修正を提案したこととはならないよ  
うな文言を削除または挿入するもの。以  
上のような修正の動議はいずれも提出す  
ることができないものとする。

(3) 修正案の修正は、本動議の議案のみ  
ならず、修正案の内容とも密接な関係が  
なければならない。修正に名を借りて別  
な新しい問題を持ち込むようなことをし  
てはならない。

(4) 修正案の採決：原議案に対する修正  
が提案されたときは、先ずその修正案の  
採決を行なう。修正案に対する修正が提  
案された場合には、まずその修正案に対  
する修正案を採決してから、原議案に対  
する修正案の採決を行なう。次に、原議  
案について、原提案の通りとか、修正案  
の通りとか、修正動議の結果に応じた形  
による採決を行なう。

K. 再審議：一度通過した動議を再審議す  
ることとする動議は、その会議のいずれか  
の正式会議が開かれているときに提出され  
なければならない。この動議は、多数側に

立って投票した議員が次のような形で提出  
することを要する。「議長、私は多数側の  
一人として投票した者ですが、(動議等の  
名まえ)が可決されたことについてそれを  
再審議する動議を提出いたします」。動議  
についての発言は、動議に賛成の者2名、  
反対の者2名を限り許されるものとし、こ  
れらの発言が終わったあと直ちに採決を行  
なうものとする。各発言者の意見の陳述に  
は5分間の時間が与えられる。この動議の  
成立には3分の2の賛成投票が必要である。

L. 異議の申し立て一その手続：議長が行  
なった決定に対しては、本節Dの「議事進  
行に関する異議」の場合の議長の裁定も含  
め、すべて異議の申し立ての動議を提出す  
ることができる。ただし、ほかに異議の申し  
立てがあってその処理がまだ済んでいない  
場合はこの限りでない。この動議は、議長  
の裁定が行われた時のみ提出し得るもの  
とする。この動議は他の議員の発言が行な  
われているときでも提出することができる。  
もし何かほかの発言や議事が間に入ってし  
まうと、もはやこの動議の提出はできない  
ことになる。異議の申し立ての動議は特権  
の問題に関する動議には優先できない。異議  
の申し立ての動議については、討議をする  
ことができるが、修正はできない。

議長は、動議でとりあげられている問題  
について発言する場合には、議長席に着い  
たままで、自分の行なった決定についてそ  
の理由を説明することができる。理由の説  
明には3分間が与えられる。議員の発言は  
いずれも1回限りとする。ただし、討議が終  
わったときに、決定に対する反対意見に答  
える場合の議長についてはこの限りでない。  
各議員の動議に関する発言は3分間とし、  
議長が決定に対する反対意見に答えようと  
する場合には、それに対して5分間が与え  
られる。問題は「議長の決定を支持されま  
すか」という言葉で議場に問いかけられる。

それから投票の呼びかけがあって、採決と  
なる。

投票の結果が可否同数となった場合には、  
議長が支持されたこととなる。議長が当該  
会議で投票権を行使することのできる議員  
であった場合は、議長または司会者の決定  
は多数決によってくつがえされない限りそ  
の効力を失わないとする原則に基づいて、  
議長自ら可否同数とするための投票をする  
ことができる。

#### 第9節 賛否分離方法による採決 (Division of Vote)

議長は投票の結果を発表する。もし発表さ  
れたものの正確さについて疑を抱く議員があ  
れば、その議員は直ちに「賛否分離方法によ  
る採決」を要求すべきである。

この方法による採決の要求があった場合ま  
たは議長がその判断でこの方法によることを  
必要と認めたときは、議長は直ちに計算係を  
任命したうえ、再び採決を行なわなければなら  
ないが、この場合には、賛成側の起立を求  
めてこれを数え、次に、それが着席してから  
反対側を起立させてこれを数える、という方  
法による。議長は計算係からの報告を発表す  
るものとし、この発表をもって最終とする。

#### 第10節 全員委員会 (Committee of the Whole)

会議が案件を委員会に付託することを望ま  
ない場合、または会議がこのままで審議する  
のには問題に関する理解が十分でない場合、  
その他何らかの理由で、これを会議の定め  
るところに従ってもっと自由に審議することが  
望ましいとされる場合、会議は正式に提出さ  
れ、賛成を得、成立した動議によって、「全  
員委員会」に移行することができる。

「全員委員会」移行の動議が成立すると、議

長は直ちに議員の一人に委員長席に着くことを求めたうえ、自らは議場の議員の中に座を占める。

この委員会で提出のできる動議は、「修正する」または「採択する」とするものと「委員会は閉会し、報告をする」とするものだけに限られる。

全員委員会に移行する前に、委員会での発言に会議で定めた一定の制限を付するか、または委員会の審議を一定の時間までとして打ち切るようにするか、あるいはその両方とするかを投票によって決めることができる。もし何らの制限も設けられていない場合は、いずれの議員も許される限り何回でも発言し、また、そのたびごとに与えられた時間だけ発言をすることができる。ただし、同じ問題について発言を希望していながらそれをまだ果していない議員がいる場合は、2回目または続けての発言をすることができない。

討議が会議の定めた一定の時間をもって打ち切られた場合は、たとえ全員一致の同意をもってしても、「全員委員会」には時間を延長する権限がないものとする。

「全員委員会」は、案件をはかの委員会に付託することを得ず、また、付託を受けた議案の原文に変更を加えることもできないが、しかし修正を提案することができるものとし、委員会はこれを会議に報告し、あらためてその審議を求めなければならない。

委員会が付託された議案の審議を終えた場合、または委員会が散会するかもしれない場合は、その審議を打ち切らせたいと思う場合には、審議の結果を明記した報告書を作成したうえ、「委員会は閉会し、報告する」とする動議を提出する。この動議については、討議をすることも、また修正をすることもできないものとする。

この動議が採択されると、議長は議長席に着き、「全員委員会」の委員長はもとの議員席に戻る。次に委員会の委員長は次のように述

べる。「『全員委員会』は（ここで制定案、決議案その他の議案名をあげる）について審議を遂げ、それについて修正意見を付したものと（または、付さないもの）を報告することを私に命じました」。ただし、これは委員会が結論を得た場合のことである。委員会が結論に達することができなかった場合は、委員長は次のように述べる。「『全員委員会』は（ここで議案名をあげる）の審議を行ない、それについて結論に達することができなかったことを報告するよう私に命じました」。

修正意見の付せられていない報告が行なわれたときは、議長は直ちに「全員委員会」が報告した通りのものを発表する。

修正意見を付した報告の場合は、その修正について討議および修正を行なうことができる。そして、「修正」の動議の場合と同じ方法によって採決する。

修正の処理が終わったら、議長は修正された現在の形のものを発表する。

「全員委員会」の議事は会議の議事録には載せないが、後日の会議での利用を考えて、その記録をとっておくようにしなければならない。

#### 第11節 規定審議会—関係規則

(Council on Legislation—Special Rules Concerning)

A. 議事順序—規定審議会の議事は次の6段階から成る。

- (1) 審議会が開かれた場合、最初の議事は、審議会の資格審査委員会が事前に行なう、定足数を満たす出席の確認に関する報告である。
- (2) 第2の議事は、定足数の出席が立証されたあと、事務総長から、審議会の審議を求めて正式に提出された制定案および決議案を審議会に回付することである。
- (3) 第3の議事は、国際ロータリー細則第

9条第10節(d)の規定に基づく国際ロータリー理事会の決定により、審議会に回付されなかった決議案に関して提起されている一切の問題を審議することである。

(4) 議事の第4は、審議会が留意する必要がある案件を審議すべき順位について勧告をしている委員会の報告を受理してこれを検討し、審議会の留意を必要とする二、三の案件について、その審議の順序および日程を取り決めることである。

(5) 議事の第5は、事務総長から回付を受けた制定案および決議案の審議である。この審議は審議会があらかじめ決定した順位に従って行ない、いったん採用されたその順位は、多数決によるのほか変更することができないものとする。

(6) 最後の議事は、審議会の資格審査委員会から最終報告を受けることである。

#### B. 規定審議会の運営

(1) 信認状の査証を済ませてから正式に議席を与えられた審議会の議員は、審議会の全会期を通じて議員をつとめるものとし、代理を任命する権利を有しない。

(2) 制定案または決議案の提案者は、議長が動議の提出を求める前に、議案の審議を審議会に求める動議の提出者となる議員をあらかじめ指名しておくか、あるいは理事会に対し、特別議員に前記の動議を本人に代わって提出させることを要求することができる。前記の指名は、議案が上程される前であればいつでも行なうことができ、議長はその指名された議員に動議の提出を求めるものとする。特別議員に命じて前記制定案または決議案の審議を求める動議を提出させることを要求する場合には、これを書面にして、審議会の会議の始まる少なくとも5日前に、事務総長に提出しなければならない。

(3) 会長は、国際ロータリー細則の規定に従い、規定審議会の開かれるロータリー一年

度の早い時期に、審議会の議長および副議長を任命する。また規定審議会が開かれる前に、細則に規定されている、所属地区を有しないクラブを代表する議員一、二名を指名するものとする。

審議会の議事は議事録に記録するものとする。

審議会は、国際大会の一部として、国際大会の会期が終わる時まで随時休会したり、また開いたりすることができる。

審議会の起草委員会は、審議会特別議員となっている定款・細則委員会の委員長および委員、ならびに審議会議長で構成する。定款・細則委員会の委員長は起草委員会の委員長となるものとする。

起草委員会は次の任務を行なう。

- (1) 理事会から命ぜられた立法案の案文の書き直し、立法案またはその修正案中の矛盾した個所に必要かつ適切な訂正を加えた案文の起草を行ない、これを審議会に報告すること。
- (2) 審議会の報告書を作成すること。

#### 第12節 国際大会—関係規則

(Convention—Special Rules Concerning)

国際ロータリー細則に規定してある通り、各委員会の報告、国際大会に寄せられた通信、制定案および決議案ならびにこれらに対するすべての修正案、および国際ロータリーの会議運営手続規則によって討議できないこととなっているものを除くすべての動議は、国際大会の議場において討議することができる。ただし、国際大会が、その時の出席投票選挙人の投票の3分の2の多数をもって、討議を用いないでこれらを処理すべきことを決定した場合はこの限りでない。

国際大会において、いったん成立した動議を再審議する動議を提出する場合には、成立した動議を議決した日と同じ日の大会の正式

会議においてこれを行なわなければならない。

国際大会において、国際ロータリー定款の規定に関する改正案または同規定を含む改正案を投票に付する場合、これを採択するにはその時の出席投票選挙人の投票の3分の2を要するものとする。

### 第13節

以上の規則に定められていない事項については、議長が公正を基本とした判断によってこれを決定するものとし、議員はこれに対して異議の申立をすることができる。この規則について、矛盾するもの、はっきりしないもの、あるいは疑問の点が認められた場合には、国際ロータリーの定款および細則にその解決を求めるものとする。

## 青少年への奉仕

(Service to Youth)

### 手続方法 (Method of Procedure)

青少年への奉仕がクラブの活動となっている処では、ガバナーはその地区内各クラブにその地域社会における青少年が何を必要とし、どういう奉仕の機会があるかということを確認する最も有効な方法として全域にわたる調査を行なうことを示唆するよう強調されている。それによって計画をたて、そして斯様な調査によって明らかにされた活動や計画の実行に地域社会の色々な団体の協力をうることができるのである。(理 40-41)

クラブは、青少年に奉仕する団体の幹部を入会させるよう努力することを奨励されている。但し、一つの集団が優勢を占めるということのないように心掛け会員組織が均衡を良く保つよう注意すること。(51-52)

ガバナーが欲するならば、その地区委員会に青少年への奉仕を促進するために委員1名を追加指名しても良い。(理 44-45; 47-48)

### 青少年への奉仕の目標

(Objectives of Service to Youth)

理事会は、クラブへの示唆として次のような目標を定めた：

1. 成長しつつある青年に影響を及ぼしている都市及び農村の事情並びに要因に関する実際の知識の把握並びに理解。
2. 青少年にとって(a)健康体、(b)均衡のとれた教育、(c)精神的資質の涵養、(d)職業

の賢明なる選択及び、(e)十分な職業予備教育が如何に重要かを認識すること。

3. ロータリー・クラブ及びロータリアンは青少年に関する活動の最適任者であり又その活動を通して最大の奉仕が出来るので、その活動を奨励すること。

4. 社会人としての権利はその地域社会に対する個人的責任の自覚を通じてのみ保持することができるものである。自覚させることにより青少年に良い市民たるべきことを激励すること。

5. 青少年が世界事情を一層理解するよう、又自国人ばかりでなく他国人にも正しい態度を取るよう育成、指導すること。

6. (a)ロータリアンと青少年との個人的接触、(b)年代の異なるグループ、たとえば青少年と成人とか青少年と両親といったグループ間の意思疎通をはかることに関する研究、および(c)他国の青少年との直接、間接の接触を実現するための手段、方法の促進をはかること。(理40-41; 47-48; 48-49; 75-76)

### 青少年への奉仕計画

(Service to Youth Program)

理事会(1939-40)は均衡のとれた青少年への奉仕計画に関し、次のような一般的要綱を示唆している：

理事会は、ロータリーの存在する総ての国にロータリー・クラブの青少年奉仕計画を実行する同一の機会が存在しているとは考えない。理事会は、ロータリー・クラブのある

総ての国において一般的にあてはまる根本的な関連性と援助事項がいくつかあると信ずる。故に、理事会は、次に示す均衡のとれた青少年への奉仕計画の一般的要綱中にロータリー・クラブが実行できるような有益な活動を見出すことが出来るのではないかと考えている：

1. 青少年と親との間に有益な関係を増進する活動
2. 青少年に影響を及ぼしている地域社会状態の調査を行ない、その結果として次の如き現存団体との協力
  - a) 学校
  - b) 裁判所
  - c) 仮出獄事務を取り扱う事務所
  - d) ボーイ・スカウト
  - e) ボーイス・クラブ
  - f) 野営場
  - g) 運動場
3. ロータリー・クラブに特別に適するものを次の中から一つか二つ選択してこれを推進すること
  - a) 青少年の声を聴く会
  - b) 青少年への奉仕大会
  - c) 青少年の後援者となること
  - d) 学費貸与資金及び奨学資金

ロータリー・クラブは、少年犯罪防止又はその地方におけるその時々の問題の解決に当って現存団体と協力してそれぞれの地域社会において青少年への奉仕特別計画を採用すること、或は又、青少年への奉仕の分野において実際の活動を開始しかつこれを強力に推進することが奨励されている。また「少年少女週間」をやりがいのある青少年活動の一つとして取り上げることがロータリー・クラブに示唆されている。(理 53-54)

理事会は、

- a) クラブとロータリアン各人に対して次のことを強調する。すなわち現に行なわれている青少年対策事業——たとえば、職業訓練、

犯罪予防、娯楽施設、公民教育といった諸分野における必要事項を軽減し、問題を解決しようとする事業に個人的に参加することが益々重要となりつつあること、そして、前記の諸分野で現に行なわれているものを強化する方が同じようなものを別に始めるよりも良策であることは既に実証済みだということである；

- b) 各ロータリー・クラブに対して次のことを勧告する

- 1) 青少年の娯楽活動及び教養活動に使える適当な集会場の有無を確かめるための地元の調査にクラブ会員を参加させること、調査の結果前記のような設備の無いことが分った場合には、適当な施設の利用を確保するためでき得る限りの措置を講ずること；
- 2) 地元で特に青少年について詳しい人々の会合を催して、当該地域社会が対策を必要としている問題、特に青少年に関するものを調べあげること、そして、その問題に対処すべき方策をたてること；

- c) 次のように決定する。すなわち、青少年への奉仕に関するすべての国際ロータリー出版物の中で「各ロータリアンは青少年の模範」という標語が絶えず強調されるべきこと、及び、青少年を対象とするロータリー計画にとっては、個々のロータリアンが個人でこれに参加することが絶対に必要な前提要件であるということである。(理 68-69)

理事会は、ロータリー・クラブ会長が、青少年奉仕委員長をクラブ内に任命することを奨励する。この青少年奉仕委員長は、クラブのすべての青少年奉仕活動を促進し、調整する責に任じ、かつクラブの理事会に対して直接責任を負うものとする。

理事会は、クラブの青少年関係の諸委員会の監督を社会奉仕委員長とかその他の奉仕委員長にばらばらに分担させる代りに、青少年

奉仕委員長に、ローターアクト、インターアクト、青少年交換その他青少年に関連のある委員会全部の活動を調整しかつそれらの活動をクラブ理事会に直接報告する任務を負わせるべきことを決定した。(理 71-72; 74-75)

### 青少年指導者養成プログラム

(Youth Leadership Awards)

国際ロータリー理事会は、国際ロータリーの青少年活動プログラムの一つとして、青少年指導者養成プログラムを採択した。このプログラムは、地区全体にわたり、若い人々とロータリアンを参加させる地区的な計画であり、若い人々の、指導者及び善良な市民としての資質を伸ばすことを目的とするものである。

ロータリー青少年指導者養成計画は、世界各地でさまざまなやり方で行なわれてきている。豪州とニュージーランドでは、ロータリー・クラブは、ロータリー青少年指導者養成(RYLA)のセミナーに力を入れている。他の国々では、指導者キャンプ及びロータリーと学生との懇談会という形で行なわれてきた。どんな形のものであっても、ロータリー青少年指導者養成プログラムは、その地区のロータリアンに、若い人々のためにというよりは、若い人々と一緒になって働くことを求めるものであり、又青少年の指導者としての手腕を、現時の諸問題との関連において伸ばしていくための方法として、すでに実験済みのものである。

### 青少年研究会及び処世協議会

(Youth Seminars and Career Conferences)

理事会は、ロータリーの青少年への奉仕プ

ログラム強化の一方法として、国際ロータリーの提唱又は参加を求めず、ロータリー地区或はクラブ提唱の下に青少年研究会及び処世協議会を開催する等の活動を奨励している。またロータリー・クラブに対し、青少年に職業情報を提供する機会をつくることに助力するよう勧めている。(理 65-66; 74-75)

### 青年功績賞 (Youth Merit Awards)

理事会は、青年が奉仕、信頼性及び指導力において特に優秀であることを実証した場合、これを表彰する一つの方法として青年功績賞を授与するよう、ロータリー・クラブに勧めることに同意する。(理 69-70)

「各ロータリアンは青少年の模範」という標語 (Slogan "Every Rotarian an Example to Youth")

「各ロータリアンは青少年の模範」という標語を、国際ロータリーが発行する青少年への奉仕に関する出版物に用いなければならない。(理 49-50)

### 青少年への奉仕団体とロータリー・クラブの関係

(Rotary Club's Relationship to Service to Youth Organizations)

青少年への奉仕団体並びに活動と、ロータリー・クラブとの正しい関係についての下記の一般的声明は国際ロータリー理事会(1920-21)が採択した声明に基づくものである：

1. 一般規定。青少年への奉仕に於てロータリー・クラブの持つ最大の機会：第1、青少年に対する地域社会の義務及び責任につい

で地域社会が自覚するよう指導すること；第2，地域社会の青少年の必要とするものを発見すること；第3，それら必要なものが関係当局及び代行機関によって完全に満たされているかどうかということに注意することである。

2. 接触の方法。クラブの青少年奉仕委員会は、現存する総ての青少年への奉仕団体と協議し、彼等の事業を調整し重複を避けることに出来るだけの援助をしなければならぬ。若しそれらの団体と協力するための特別小委員会を設けることが望ましい場合には、それを設置しなければならない。

クラブは、諮問委員会の組織設定のため社会的運動を開始することもできる。普通諮問委員会は青少年の福祉問題に関心を持つ市の全団体の長から成り、地域社会の青少年への奉仕事業に対する情報交換所の役割をなすのである。

斯様な団体は普通次のような目標を持っている：

- a) 青少年への奉仕に関心を持つ総ての地域社会団体を共通目的において激励しかつ団結させること。
- b) 現在の青少年の一般的状況を説明し、そして総ての既存団体が如何にこれらの事態に対処しつつあるかを調査すること。
- c) 青少年への奉仕事業を職業とする人、並びに有志の人の数を増加しかつこの事業にたずさわる人々の大会及び講習会の如きものを奨励して一層大なる能率を増進すること。
- d) 青少年に影響する思慮ある有用な立法を推進し、青少年に害を及ぼすような立法を阻止すること。
- e) 例証するかその他適当な広報により既設団体のなしつつあることを知らしめて青少年へのより大きな関心を湧き上がらせ、依って総ての団体に対する適当な支援をより多く得るようにすること。
- f) 意見交換所の役割を果すこと。

g) 事業の重複、二重の努力を避けること。

3. 財政的援助。クラブが協力せんとする団体が財政的援助を必要とする場合に望ましい方法としては、関心をもつ他の諸団体の協力を得て当該団体に対する一般社会の支援を得るための運動を組織することである。こうすることによって、社会全体が当該団体及びその事業に関心を持つようになる。そしてロータリアン一人ひとりがその運動の成功を願って寄付すれば、他の一般市民で資力のある人も寄付するものである。

4. 新事業発足。現存する団体がまだ手をつけていない事業を発足する必要がある場合には前述に類似した方法が取られるべきである。但し、青少年の福祉のために必要欠くべからざる場合を除き、現存する青少年奉仕団体とは別個に組織すべきではない。

5. 新要求に対処。クラブは、上記の如き団体の必要に対処しながら、臨機に他の方面にも援助の手を延ばす自由を保持しなければならない。

6. 非常事態における緊急救助。疑う余地のない程に有用な団体に、或は地域社会全体に、応急の救助の要を認めた場合に、クラブは他団体の決定に関係なく適当に援助することができる。

7. 1クラブが全面又は主要支持。クラブは永久的責任を負わないようきびしく注意されている。然しながらクラブは十分研究の後、新規の永久的な事業又は既存事業に全面的又は主要責任を負うことを決定したならば、基本金寄付又は他の適当な方法によって斯様な事業の永久的支援の処置をとらなければならない。

青少年と頻りに接触する職業に従事する個々のロータリアンは、所属クラブの週例会や適当な委員会の席上で発表することによって、各自それぞれの青少年問題の知識と青少年への奉仕のための機会とを同僚のロータリアン・クラブ会員と分かち合うよう勧奨されている。

そこで、この特定の目的のために、時折り、週例会中に、特に時間をとってもらって、青少年への奉仕の機会に対する同僚会員の認識を深めさせるようにすることである。  
(理 70-71)

### インターアクト・クラブ (Interact Clubs)

理事会 (1961-62) は、ロータリー・クラブが任意に青少年クラブを結成かつ後援することのできる計画を採択した。その計画はインターアクト (Interact) と呼ばれる。

インターアクト・クラブに入会できる者は大学課程へ進学直前の1-4学年に在学中の学生または年齢14-18才までの若人である。クラブは奉仕と国際理解に貢献する世界的友好精神で相共に働く機会を若人に与える目的のために組織されている。

クラブは次の目標を持っている。即ち、建設的指導力及び個人的誠実を認めかつ育成すること；他人に対する思いやりと他人のため役立つことを奨励かつ実行すること；家庭と家族の重要性について認識すること；各個人の価値を認識することにより他人の権利を尊重すること；個人的成功、地域社会の改善、及び団体的業績の基盤として、個人的責任の受諾を強調すること；社会への奉仕の機会としてすべての有用な職業の尊厳と価値を認識すること；地域社会、国家及び世界情勢に関する知識と理解を深めるための機会を提供すること；及びすべての国の人々に対して国際理解と親善とを増進する個人及び団体活動の道を開くこと。

理事会は、その計画が次の規定に従って実行せらるべきことを決定した：

1. ロータリー・クラブは全く任意的立場に於て参与する機会が与えられること；
2. 会員選択の方法は次の点に基盤をおくこ

と

- a) 質問書によって、国際事情を含む関心事の範囲と多様性を判断すること
- b) 性格
- c) 学力、及び
- d) 潜在的指導力。

如何なる意味においても、インターアクト・クラブを提唱ロータリー・クラブ又は国際ロータリーの一部又は法的加盟団体と考えてはならない。インターアクト・クラブ会員は「ジュニア・ロータリアン」と呼ばれたり看做されぬものであり、ロータリー徽章を使用したり佩用することも出来ない。ロータリー徽章とは異なったインターアクト・クラブ会員専用の徽章が別にある。

1962-63年度において理事会はインターアクト・プログラムがロータリー・クラブ並びにロータリアンに受入れられ、同プログラムに対する関心が彼等の間に深められていることを知って満足し、かつ世界中のロータリー・クラブにこの活動を促進するため一層努力することを決定した。

理事会 (1965-66) は、国際ロータリー地区内に於けるインターアクト・クラブの結成並びにインターアクト・プログラムの管理に関し関係者全員に対する情報及び指針として先に採択した声明を一部改正した、次の如き声明を採択した：

1. インターアクト計画は、国際ロータリーが推進し、かつ創設したもので、国際ロータリーの活動の一つである。定款の諸規定の制定並びに実施、結成上の必要条件、手続の基準、インターアクトの名称及び徽章の保護並びに保存に関する権限は、国際ロータリーに帰属するものとする。

2. インターアクト・クラブは、ロータリー・クラブ提唱の下に若人により構成される団体である。その目的は、奉仕と国際間の理解に貢献するため、世界的友好を以て共に活動する機会を若人に与えることにある。

3. インターアクト・プログラムは本来青年男子のみを対象とするものとして計画されたのである。それは指導力の養成並びに良き市民となるための訓練に重点をおくことに依然変りはない。もし地元の事情下で提唱ロータリー・クラブに青年女子のみ又は男女混合のインターアクト・クラブの設立が至当であると考えられる場合は、提唱ロータリー・クラブの自由裁量によるものとする。

4. インターアクト・クラブは、一つのロータリー・クラブ又は数クラブによって結成され、後援され、かつ指導監督され、そして所管地区ガバナーによって確認された後、国際ロータリーの証明と承認を得て設立される。その他の方法を以てしては、創立することも、維持することも出来ない。クラブの存続は、提唱ロータリー・クラブの不断の後援と国際ロータリーが継続して承認を与えるか否かにかかっている。(欄外参照)

5. 国際ロータリーが設定した機構の下に、提唱ロータリー・クラブは、インターアクト・クラブを結成し、その後指導と助言を与える責任を有し、かつインターアクト・クラブのすべての活動、方針並びにプログラムを完全に統制し、かつ指導監督する。

6. インターアクト・クラブが学校関係である場合、提唱ロータリー・クラブは、そのクラブに対しては、当該学校当局制定の全学生団体並びに課外活動に関するものと同一の規定並びに方針に従うべきものであることを了解の上、学校当局の完全な協力のもとに、当該インターアクト・クラブを統制し、指導監督するものとする。

7. インターアクト・クラブのすべての活動、計画及びプログラムは、常に国際ロータ

リーの方針に調和して行なわれるべきものとする。従って、インターアクト・クラブに対するロータリー・クラブの絶えざる後援と国際ロータリーの継続的承認は、それを条件とするものである。

8. 標準インターアクト・クラブ定款は、国際ロータリーによって規定されるものであり、かつ国際ロータリー理事会によってのみ改正されるべきである。クラブ結成並びに認証の前提条件として、各インターアクト・クラブは、標準インターアクト・クラブ定款を採択しその後国際ロータリー理事会により採択される全改正条項を自動的に採用しなければならない。

9. 各インターアクト・クラブは標準インターアクト・クラブ定款及び国際ロータリーが設定した方針に矛盾しない細則を採択しなければならない。斯様な細則は、提唱ロータリー・クラブの承認を得なければならない。

10. インターアクト・クラブは、会員が選出される居住地又は学校の所在地がその区域限界内にあるロータリー・クラブにより提唱されるべきものとする。但し、国際ロータリー理事会が提唱ロータリー・クラブの区域限界外にインターアクト・クラブの結成を認める旨を文書をもって許可した場合はこの限りでない。

11. インターアクト・クラブは、次の条件のもとに、二つ以上のロータリー・クラブが共同して結成し、かつ後援することができる：

a) 地区ガバナーは、慎重な考慮の後、地区、各関係ロータリー・クラブ並びにインターアクト・プログラムに対する最大の利益が共同提唱によりもたらされることを文書により表明し、承認を与えなければならない。

b) 推薦されるインターアクト・クラブの会員は、各提唱ロータリー・クラブの区域限界内よりそれぞれ相当数選出されな

ければならない。

c) もし個々のロータリー・クラブの提唱により、個々にインターアクト・クラブを結成することが、本来その地域内もしくはその学校内における学生の単一集団であるべきものを、人為的に分断するような結果を招くおそれがあるような状況の場合に限る。

d) 各提唱ロータリー・クラブの有能な代表者を以て合同インターアクト委員会が結成されなければならない。

12. インターアクト・クラブ各会員は、入会を認められると同時に、インターアクト・クラブの定款並びに細則の規定を承認遵守することに同意したものとする。

13. インターアクト・クラブの会員身分は、国際ロータリーより提唱ロータリー・クラブを通じてインターアクト・クラブへ支給されるインターアクト会員証により立証されるものとする。

14. インターアクト・プログラムに使用、又は適用されるインターアクトの名称及び徽章は、国際ロータリーの所有に属し、かつ正式に設立されたインターアクト・クラブ並びにその適正資格ある会員は勿論、インターアクト・プログラムに参加する者の専用のために保存されるべきものとする。

15. インターアクト・クラブ会員は、インターアクト・クラブ会員身分存続中、適正な品位ある方法で、インターアクトの名称及び徽章を使用並びに表示する資格が与えられている。インターアクト・クラブ会員身分終結の際、又はインターアクト・クラブ解散の場合には、かかる資格は失われるものとする。

16. インターアクト・クラブは次の場合に解散する： a) その定款に従って運営されない場合、又はその他の理由により、提唱ロータリー・クラブの同意、承認、合意の有無に拘わらず、国際ロータリーにより解散させられる場合、 b) 提唱ロータリー・クラブによ

り解散させられる場合、又は c) インターアクト・クラブ自身の決定により解散する場合。

17. インターアクト・クラブ解散により、クラブ並びに会員は、集団的にも個人的にも名称並びに徽章に関する一切の権利及び特典を喪失するものとする。

18. 国際ロータリーの方針として、理事会は、国際ロータリー以外の如何なる個人又は団体も、営利その他の目的のためにインターアクト・クラブに対して回状を送達する権利を認めない。

19. 国際ロータリーの方針として、少女のクラブの結成及び提唱はインターアクト・クラブの本来の機能乃至適切な活動とは認め得ない。

20. 地区ガバナーは、インターアクト・プログラムを公表し、新しいインターアクト・クラブの結成を促進し、管轄地区内のインターアクト・プログラムを運営するに際し、その補佐役として地区内各地のロータリアンから構成される地区インターアクト委員会を任命するよう要請されている。地区インターアクト委員会を任命することが可能であり、かつ実行出来る場合は、1名乃至数名の委員を再任することにより、委員の継続性を保つよう規定すべきである。ロータリーの地区インターアクト委員会がその任務を遂行する場合に、インターアクト・クラブ会員の意見をよく聞くようにすれば、有益な結果が得られることと思う。

21. クラブ・レベル以上のインターアクトの組織と会合：

a) 一つの国際ロータリー地区内に、5以上のインターアクト・クラブがある場合は、その国際ロータリー地区と境界を同じくし、その中にそれぞれの提唱ロータリー・クラブを包含するインターアクト地区を設定することができる。インターアクト地区内のクラブは、会員の中から地区インターアクト代表を選挙すること

注：1975年1月、理事会は、インターアクト・クラブ結成証明の前提条件として、地区ガバナーの確認が必要であることを決定した。

ができる。選挙の方法は地区インターアクト委員会によって決定されるものとする。地区インターアクト代表は、ロータリー地区ガバナー及びロータリー地区インターアクト委員会乃至その他の適当なロータリー地区委員会から指導と助言を受けるとともに、全地区の会合を準備する場合地区委員会を助け、可能な場合はこれらの会合を司会し、特に地区内におけるインターアクト・プログラムの拡大、強化に関して地区内インターアクト・クラブに助言を与え、激励と刺激を与えて、彼らの関心をインターアクトの世界的規模と、世界理解のためのプログラムの可能性と業績とに焦点を合わせるよう手助けをするのがその任務である。

b) インターアクト地区が設定されている場合、所管地区ガバナーの承認を得て、地区代表に加えて1名の地区幹事、2名以上のゾーン代理を以て構成される地区組織を設けることができる。各ゾーン代理は一定の数のクラブに対して責任を持つほか、地区代表から割りあてられたその他の事項に対して責任を負うものとする。

c) 国際ロータリーの地区内において、相互に便利な土地に存在する2以上のインターアクト・クラブは、友情を深め、意見を交換し、感銘を分かち合い、地区内のインターアクト・プログラムを強化、拡大、充実させるため、地区インターアクト委員会の1名乃至数名の委員の助言と指導と出席のもとに、各クラブ代表者の会合を開催するよう奨励されている。距離の関係が許せば、地区インターアクト委員会の指導のもとに、同委員会の委員1名乃至数名が同席の上、かかる会合を地区単位で開催することもできるであろう。

d) 2以上の地区、特に2以上の国の地区

のインターアクト・クラブ会員を集めて催す会合が可能などころでは、いずれもこれを実行されるよう勧奨する。この会合は、開催地のロータリー地区ガバナー及びインターアクト委員会の指導の下に、その委員1名乃至数名が出席し、開催地の地区インターアクト代表及び各インターアクト・クラブ会長と協力して行なうものとし、その開催については、国際ロータリー理事会の承認を要するものとする。\*

e) 地区単位のインターアクト会合の目的は、学校及び地域社会に対する奉仕に関してインターアクト・クラブを激励し、啓発し、感銘を与えるため、及び国際理解のためにインターアクトが世界的に発揮し得る能力と業績とに注意を集中せしめるためである。

f) クラブ・レベル以上のインターアクト会員の会合は、すべて、立法の権限を持たないものとし、かつまた、そのような権限を持っているかの如く思われる手続き、方法によって会合を準備もしくは運営してはならないものとする。ただし、地区レベル或はその他のレベルにおける

\*国際ロータリー理事会に対する多地区合同インターアクト・クラブ会合の開催承認申請書には、次の書類を添付しなければならない：

- 1) 申請にかかわる会合について、その日時、場所、目的、プログラム及び参加者に関する事項を記載した説明書。
- 2) 会合の開催に伴って生ずる契約上及び財政上の義務に対し、提唱者側において全責任を負うべきことかつその用意があることの保証を付した会合経費見積予算書。
- 3) 事故に備えるための十分な責任保険の付保に関する証明。
- 4) 申請にかかわる会合の計画と実施を、ロータリアンの直接監督の下に行なうべきことについての保証。
- 5) 会合の開催予定地域内に居住する国際ロータリーの現理事または直前理事からの、会合開催計画に対する承認書1通。

インターアクトの管理にたずさわる人びとに対して有益な助言となりうるような意見を発表することは差支えない。

g) すべてのインターアクト地区活動に要する資金は、その地区のインターアクト・クラブが調達するものとする。国際ロータリーは、地区インターアクトの会合又はインターアクト代表の経費を負担しないものとする。かかる会合の経費は最少限度に止め、参加者が負担出来る範囲のものとする。

22. インターアクト・プログラムの経費資金の調達：

a) 国際ロータリーは、インターアクト代表又はインターアクト・クラブの会合、又はインターアクト・クラブ集団会合に要する費用は、一切負担しない。

b) インターアクト・クラブ又はインターアクト・クラブの集団の会合を開催するに必要な費用は、最少限度に止めるべきであり、然もその会合は、有意義なプログラムを織り込んだ効果的なものでなければならない。

c) インターアクト・クラブのプログラムを実行するのに必要な資金を調達することは、インターアクト・クラブの責任である。

d) インターアクト・クラブを後援しているロータリー・クラブは、そのインターアクト・クラブに対し、時折の或は偶発的な財政的援助以外の寄付を行なうべきではない。

e) インターアクト・クラブは、広くロータリー・クラブ又は他のインターアクト・クラブに対し財政的援助を懇請すべきではない。

f) インターアクト・クラブは、代償として相当の対価を提供することなしに、その地域社会内の個人、企業又は団体に財政的援助を懇請すべきではない。

g) インターアクト・クラブ会員の会費又は割当金は、名目上の金額に止め、然もそのクラブの管理に要する経費にのみ充当すべきである。インターアクト・クラブが実行する活動並びに計画に要する資金は、すべて、会費又は割当金とは別個に、クラブが調達すべきである。

h) インターアクト・クラブ会員をクラブ並びに地区大会プログラムに参加するよう招待するロータリー・クラブ及び地区大会は、起こり得る法律上又は道義上の義務と責任に対しクラブ乃至地区大会を保護するために十分な旅行傷害保険及び責任保険に加入すべきである。

23. 原則として、インターアクト・クラブは、如何なる目的を持つ団体であれ、他の団体に加盟もしくはそれらと合併することは認められていない。

(方針声明了)

理事会は、

a) 地区水準におけるインターアクトの組織を、インターアクトに関する方針声明の第21項(a)に規定されているものに限ることと定める；

b) 実行できるところでは、インターアクト年次大会をロータリー地区内で開くよう勧告する；

c) 地区内におけるインターアクト活動のすべての面についてその調整をはかるため、ロータリー地区委員会と当該地区内のインターアクト・クラブとの連絡に当たることをもって、インターアクト代表の主要任務とすることと定める。

d) 国際水準で行なうインターアクト計画については、地区水準のインターアクトの組織によって得た知識と経験をもってするインターアクトの効力、福祉及びその拡大の促進を含め、その監督と指導の責任を国際ロータリー中央事務局において負うべきことと定め

る。(理 68-69)

理事会は、ロータリー・クラブのインター・クラブ提唱に関して、教育機関と関係のあるクラブよりも地域社会を基盤とするクラブの結成に努力することを奨励する。(理 74-75)

### インター・クラブ指導者研修会

(Leadership Training Meetings for Interact)

理事会は、ロータリー地区が、その地区内のインター・クラブ指導者のために1日研修の会合を開くことを奨励する。かかる会合は、インター・クラブ代表の助力を得て、ロータリー地区のインター・クラブ委員会の指導のもとに行なわれるべきである。(理 71-72)

### ロータリー・クラブ (Rotaract Clubs)

理事会(1967-68)は、ロータリー・クラブが任意に青年のためのクラブを結成かつ後援することのできる計画を採択した。その計画はロータリー・クラブと呼ばれる。

ロータリー・クラブは、これを提唱するロータリー・クラブの区域内又はロータリー・クラブの存しないその隣接区域内に居住、就職又は就学している18才から28才までの青年によって構成される。ロータリー・クラブのある近隣区域からも、双方の提唱ロータリー・クラブの特別の承認を得て、会員を選挙することができる。

ロータリー・クラブの目的は、地域社会に対する奉仕を通じて指導力と善良なる市民精神を育成し、かつ国際理解と平和の運動を推し進め、又指導者としての資質及び職業上の責任としての高い道徳的水準を認識し、受諾する

ことを促進するにある。

理事会は本計画が次の規定に従って実行されるべきことに同意した：

1. 如何なる地域社会においてもインター・クラブ会員とロータリー・クラブ会員の年齢は重複せざること；
2. ロータリー・クラブ年度はロータリー・クラブ年度又は暦年度の何れかと一致させること；
3. ロータリー・クラブ会員資格は会員が28歳になった時のクラブ年度を以て終結するものとする；
4. ロータリー・クラブ会員組織の継続性を確保するため、年齢別の会員数が常に均衡を保つようにできる限り努めること；
5. 毎年ロータリー・クラブのロータリー・クラブ委員会委員を1名又はそれ以上再任することにより、委員の継続性を保つよう規定することが重要である。

如何なる意味においても、ロータリー・クラブは提唱ロータリー・クラブ又は国際ロータリーの一部又は合法的加盟クラブと考えるべきではない。ロータリー・クラブ会員は「ジュニア・ロータリアン」と呼ばれたり看做されぬものであり、又ロータリー・クラブの徽章を使用したり着用してはならない。ロータリー・クラブとは異なった、ロータリー・クラブ会員専用の徽章が別にある。

### ロータリー・クラブの標語

(Rotaract Motto)

R. I. 理事会(1977-78)は、ロータリー・クラブならびにその会員が使用するのにふさわしい次の標語を採択した：

「奉仕を通じての親睦」  
(Fellowship Through Service)

理事会(1967-68)は、国際ロータリー地区内におけるロータリー・クラブの結成並びにロータリー・プログラムの管理に関し関係者全員に対する情報及び指針として先に採択した声明を一部改正した、次の如き声明を採択した：

1. ロータリー・クラブ計画は、国際ロータリーが推進し、かつ創設したもので、国際ロータリーの活動の一つである。定款の諸規定の制定並びに実施、結成上の必要条件、手続きの基準、ロータリー・クラブの名称及び徽章の保護並びに保存に関する権限は、国際ロータリーに帰属するものとする。

2. ロータリー・クラブはロータリー・クラブ提唱の下に18歳より28歳<sup>1)</sup>までの青年により構成される組織体である。その目的は、地域社会に対する奉仕を通じて指導力と善良なる市民精神とを育成し、かつ、国際理解と平和および高い道徳的水準を指導者たる資格および職業上の責務として受諾し尊重することを促進するにある。その目標とするところは、a)建設的な指導力を育成し、自己の完成を計ること； b)他人に対する思いやりを深め、他人のために喜んで力添えすることを奨励し、その実践に努めること； c)家庭と家族の重要性に対する認識を深め、国を愛する心を涵養すること； d)個人の価値を認めることから出発して他人の権利を尊重すること； e)個人の成功、地域社会の改善及び団体としての業績を挙げるためには、すべての個人の責任観念が基本条件であることを強調すること； f)すべての有用な職業は、社会に奉仕する道であることを理解し、その尊厳と価値を認識すること； g)地域社会、国家及び世界の諸問題についての知識と理解

を深める道を提供すること； h)国際理解と全人類に対する善意を増進するために、個人として、又団体として、取り得る方法、手段を見出すことにある。

3. ロータリー・クラブは、一つのロータリー・クラブ又は数クラブによって結成され、後援され、かつ助言が与えられ、そして所管地区ガバナーによって確認された後、国際ロータリーの証明と承認を得て設立される。その他の方法を以てしては、創立することも、維持することも出来ない。クラブの存続は、提唱ロータリー・クラブの不断の後援と国際ロータリーが継続して承認を与えるか否かにかかっている。(欄外注<sup>1)</sup>参照)

4. 国際ロータリーが設定した機構の下に、提唱ロータリー・クラブは、ロータリー・クラブを結成し、その後指導と助言を与える責任を有するものとする。

5. ロータリー・クラブが大学を結成基盤とする場合、提唱ロータリー・クラブは、そのクラブに対しては、当該大学<sup>2)</sup>当局制定の全学生団体並びに課外活動に関するものと同一の規定並びに方針に従うべきものであることを了解の上、大学当局の完全な協力のもとに、当該ロータリー・クラブに対する管理と助言を行なうものとする。

6. ロータリー・クラブのすべての活動、計画及びプログラムは、常に国際ロータリーの方針に調和して行なわれるべきものとする。従ってロータリー・クラブに対するロータリー・クラブの絶えざる後援と国際ロータリーの継続的承認は、それを条件とするものである。

1) 1975年1月、理事会は、ロータリー・クラブ結成証明の前提条件として、地区ガバナーの確認が必要であることを決定した。

2) 本方針声明書で使用される大学なる言葉はすべての最高教育機関を含む。

1) 標準ロータリー・クラブ定款は、年齢制限の上限は大学課程在学中の者には適用されぬものと規定している。

7. 標準ローターアクト・クラブ定款は、国際ロータリーによって規定されるものであり、かつ国際ロータリー理事会によってのみ改正されるべきである。クラブ結成並びに認証の必要条件として、各ローターアクト・クラブは、標準ローターアクト・クラブ定款を採択し、爾後国際ロータリー理事会の採択する全改正条項を自動的に採用せねばならない。

8. 各ローターアクト・クラブは、標準ローターアクト・クラブ定款及び国際ロータリーが設定した方針に矛盾しない細則を採択せねばならない。かような細則は、提唱ロータリー・クラブの承認を得なければならない。

9. ローターアクト・クラブは、会員が選出される居住地、就職地又は大学がその区域限界内にあるロータリー・クラブにより提唱されるべきものとする。但し、国際ロータリー理事会が提唱ロータリー・クラブの区域限界外にローターアクト・クラブの結成を認める旨を文書を以て許可した場合はこの限りでない。

10. ローターアクト・クラブは、次の条件下に2以上のロータリー・クラブが共同して結成し、かつ後援することができる：

- a) 地区ガバナーは、慎重な考慮の後、地区、各関係ロータリー・クラブ並びにローターアクト・プログラムに対する最大の利益が共同提唱によりもたらされることを文書により表明し、承認を与えなければならない。
- b) 推薦されるローターアクト・クラブの会員は各提唱ロータリー・クラブの区域限界内より夫々相当数選出されなければならない。
- c) 個々のロータリー・クラブの提唱により、個々にローターアクト・クラブを結成することが、本来その地域内もしくはその大学内における青年の単一集団であるべきものを人為的に分断するような結果を招くおそれがあるような状況の場合

に限る。

d) 各提唱ロータリー・クラブの有能な代表者を以て合同ローターアクト委員会が構成されなければならない。

11. ローターアクト・クラブの各会員は、入会を認められると同時に、ローターアクト・クラブの定款並びに細則の規定を承認遵守することに同意したものとす。

12. ローターアクト・クラブの会員身分は、国際ロータリーより提唱ロータリー・クラブを通じてローターアクト・クラブへ支給されるローターアクト会員証により立証されるものとする。

13. ローターアクト・プログラムに使用、又は適用されるローターアクトの名称及び徽章は、国際ロータリーの所有に属し、正式に設立されたローターアクト・クラブ並びにその適正資格ある会員は勿論、ローターアクト・プログラムに参加する者の専用のために保存されるべきものとする。

14. ローターアクト・クラブ会員は、ローターアクト・クラブ会員身分持続中、適正な品位ある方法で、ローターアクトの名称及び徽章を使用並びに表示する資格を与えられている。ローターアクト・クラブ会員身分終結の際、又はローターアクト・クラブ解散の場合には、かかる資格は失われるものとする。

15. ローターアクト・クラブは次の場合に解散する：a)その定款に従って運営されない場合、或はその他の理由により、提唱ロータリー・クラブの同意、承認、合意の有無に拘わらず、国際ロータリーにより解散させられる場合、b) 提唱ロータリー・クラブにより解散させられる場合、又はc) ローターアクト・クラブ自身の決定により解散する場合。

16. ローターアクト・クラブの解散により、クラブ並びに会員は、集団的にも個人的にも名称並びに徽章に関する一切の権利及び特典を喪失するものとする。

17. 国際ロータリーの方針として、理事会

は、国際ロータリー以外の如何なる個人又は団体も、営利その他の目的のためにローターアクト・クラブに対して回状を送達する権利を認めない。

18. 地区ガバナーは、地区内にローターアクト・プログラムを公表し、新ローターアクト・クラブの結成を促進し、ローターアクト・プログラムを運営するに際し、その補佐役として地区内各地のロータリアンによって構成される地区ローターアクト委員会を任命するよう要請されている。地区ローターアクト委員会の任命に際し、それが可能でありかつ実行出来る場合は、1名乃至数名の委員を再任することにより、委員の継続性を保つよう規定すべきである。ロータリーの地区ローターアクト委員会がその任務を遂行する場合に、ローターアクト・クラブ会員の意見をよく聞くようにすれば、有益な結果が得られることと思う。

19. クラブ・レベル以上のローターアクトの組織と会合：

- a) 一つの国際ロータリー地区内に、5以上のローターアクト・クラブがある場合は、その国際ロータリー地区と境界を同じくし、その中にそれぞれの提唱ロータリー・クラブを包含するローターアクト地区を設定することができる。ローターアクト地区内のクラブは、会員の中から地区ローターアクト代表を選挙することができる。選挙の方法は地区ローターアクト委員会によって決定されるものとする。地区ローターアクト代表は、ロータリー地区ガバナー及びロータリー地区ローターアクト委員会乃至その他の適当なロータリー地区委員会から指導と助言を受けるとともに、全地区の会合を準備する場合地区ローターアクト委員会を助け、可能な場合はこれらの会合を司会し、特に地区内におけるローターアクト・プログラムの拡大、強化に関して地区内ロー

ターアクト・クラブに助言を与え、激励と刺激を与えて、彼らの関心をローターアクトの世界的規模と、世界理解のためのプログラムの可能性と業績とに焦点を合わせるよう手助けをするのがその任務である。

b) ローターアクト地区が設定されている場合、所管地区ガバナーの承認を得て、地区代表に加えて1名の地区幹事、2名以上のゾーン代理を以て構成される地区組織を設けることができる。各ゾーン代理は一定の数のクラブに対して責任を持つほか、地区代表から割りあてられたその他の事項に対して責任を負うものとする。

c) 国際ロータリーの地区内において、相互に便利な土地に存在する二つ以上のローターアクト・クラブは、友情を深め、意見を交換し、感銘を分かち合い、地区内のローターアクト・プログラムを強化、拡大、充実させるため、地区ローターアクト委員会の1名乃至数名の委員の助言と指導と出席のもとに、各クラブ代表者の会合を開催するよう奨励されている。距離の関係が許せば、地区ローターアクト委員会の指導のもとに同委員会の委員1名乃至数名同席の上、かかる会合を地区単位で、開催することもできるであろう。

d) 地区単位のローターアクト・クラブ会合の目的は職業奉仕及び社会奉仕に関してローターアクト・クラブを激励し、啓発し感銘を与えるため、及び国際理解のためにローターアクトが世界的に発揮し得る潜在能力と業績とに注意を集中せしめるためである。

e) クラブ・レベル以上のローターアクト会員の会合は、すべて、立法の権限を持たないものとし、かつまた、そのような権限を持っているかの如く思われる手続

き、方法によって会合を準備もしくは運営してはならないものとする。ただし、地区レベル或はその他のレベルにおけるローターアクトの管理にたずさわる人びとに対して有益な助言となりうるような意見を発表することは差支えない。

- f) すべてのローターアクト地区活動に要する資金は、その地区のローターアクト・クラブが調達するものとする。国際ロータリーは、地区ローターアクト・クラブの会合の経費を負担しないものとする。かかる会合の経費は最少限度に止め、参加者が負担出来る範囲のものとする。

20. 地区レベル以上のローターアクトの会合：

- a) 2以上の地区、とくに2以上の国の地区のローターアクト・クラブ会員を集めて催す会合が可能などころでは、いずれもこれを実行されるよう勧奨する。この種の会合は、開催地のロータリー地区ガバナーおよびローターアクト委員会の指導の下に、その委員1名ないし数名が出席し、ホスト地区ローターアクト代表および各ローターアクト・クラブ会長と協力して行なうものとし、その開催については、国際ロータリー理事会の承認を要するものとする。多地区合同のローターアクト・クラブの会合の開催について国際ロータリー理事会に提出する承認申請書には、下記の書類を添付しなければならない：1) 申請にかかわる会合について、その日時、場所、目的、プログラムおよび参加者に関する事項を記載した説明書； 2) 会合の開催に伴って生ずる契約上および財政上の義務に対し、提唱者側において全責任を負うべきこと、かつ、その用意のあることの保証を付した会合経費見積り予算書1通； 3) 事故に備えるための十分な責任保険の付保に関する証明； 4) 申請にかかわる会合の立案、

実施は、ロータリアンの直接監督の下に行なわれるものであることについての保証； 5) 会合の開催予定地域に居住する国際ロータリーの現理事もしくは直前理事からの、会合開催計画に対する承認書1通。

- b) ローターアクト・クラブ会員のための、多地区合同の指導者会合を希望するところでは、次の基準によって開催することができる：1) 参加者は、地区ローターアクト代表もしくは、これが不可能な場合は、地区ガバナーが指名したローターアクト会員（なるべくは次期または元の地区ローターアクト代表）と、ロータリー地区ローターアクト委員会の現委員長ならびに次期委員長（すでにわかっている場合）もしくは経験豊かな同委員会委員1名とする； 2) 会合招集の任に当たるロータリアンの人選は国際ロータリー会長が行なうものとする。ただし、会長はその人選について、現職の地区ガバナーと協力して出席者の選考にたずさわる権限を持つ招集者として、必ず、青少年活動の経験豊富なロータリアンが選任されるようにするため、当該ゾーンまたは地域に居住する国際ロータリー理事と相談の上決定すること； 3) 会合の開催地は、一群の関係地区内もしくは他の地域内の中央部に位置する所で、当該ゾーンまたは地域に居住する国際ロータリー理事の承認を得たものとする； 4) かかる会合用の推奨プログラムおよび予定表は、国際ロータリー理事会によって承認されたものとする； 5) かかる会合は、国際ロータリーに経費を一切負担させることなく、かつまた、多地区合同会合に関する国際ロータリー理事会の既定の方針に調和して開催されるものとする。
- c) 上記第19(e)項は地区レベル以上の会合にも適用される。

21. ローターアクト・プログラムの経費のための資金調達：

- a) 国際ロータリーはローターアクト・クラブの会合、又はローターアクト・クラブの集団会合に要する費用は一切負担しない。
- b) ローターアクト・クラブ又はローターアクト・クラブの集団の会合を開催するのに必要な経費は、最少限度に止めるべきであり、しかもその会合は、有意義なプログラムを織り込んだ効果的なものでなければならない。
- c) ローターアクト・クラブのプログラムを実行するのに必要な資金を調達することは、ローターアクト・クラブの責任である。
- d) ローターアクト・クラブを後援しているロータリー・クラブは、そのローターアクト・クラブに対し、時折の或は偶発的な財政的援助以外の寄付を行なうべきではない。
- e) ローターアクト・クラブは、広くロータリー・クラブ又は他のローターアクト・クラブに対し財政的援助を懇請すべきではない。
- f) ローターアクト・クラブは、代償として相当の対価を提供することなしに、その地域社会内の個人、企業又は団体に財政的援助を懇請すべきではない。
- g) ローターアクト・クラブ会員の会費又は賦課金は名目的金額に止め、しかもそのクラブの運営に要する経費にのみ充当すべきものである。ローターアクト・クラブが実行する活動並びに計画に要する資金は、会費又は賦課金とは別個に、クラブが調達すべきものとする。
- h) ローターアクト・クラブ会員をクラブ並びに地区大会のプログラムに参加するよう招待するロータリー・クラブ及び地区大会は、起こり得る法律上又は道義上

の義務と責任に対しクラブ乃至地区大会を保護するために、十分な旅行傷害保険及び責任保険に加入すべきである。

22. 原則として、ローターアクト・クラブは、如何なる目的を持つ団体であれ、他の団体に加盟もしくはそれらと合併することは認められていない。

(方針声明了)

理事会によって採択された上述のローターアクトに関する方針声明は、理事会の行なう改正にのみ従うものである。従って、理事会が同方針声明の規定の改正を決定した場合、その改正された規定が同方針声明の一部となる。そしてその改正については、ロータリー・クラブ、ローターアクト・クラブ及びそれらクラブの会員の諾否を必要としない。(理 73-74)

理事会は、暫く、ローターアクト計画が世界的にどれ位進歩を見せるかについて更に十分な見極めがつくまで、地区レベルにおけるローターアクトの組織をローターアクトに関する方針声明の第19項に規定されているものに限定することと定める。(理 68-69)

理事会は、ロータリー・クラブのローターアクト・クラブ提唱に関して、教育機関と関係のあるクラブよりも地域社会を基盤とするクラブの結成に努力することを奨励する。(理 74-75)

ローターアクト・クラブ会員のための、多地区合同の指導者研修会に関し、理事会は、かかる会合が地区内のローターアクト・プログラムの発展に役立つと思われるときにはいつでも開催するよう地区ガバナーに要請すべきであることを決定する。(理 77-78)

## ローターアクト指導者研修会 (Leadership Training Meetings for Rotaract)

理事会は、ロータリー地区が、その地区内のローターアクト指導者のために1日研修の会合を開くことを奨励する。かかる会合は、ローターアクト代表の助力を得て、ロータリー地区のローターアクト委員会の指導のもとに行なわれるべきである。(理 71-72)

## ロータリー・クラブとインターアクト/ ローターアクトとの接触 (Rotary Club Contacts with Interact/Rotaract)

理事会は、インターアクト並びにローターアクト・クラブの会員と提唱ロータリー・クラブの会員との間の緊密な個人的接触と連絡が絶えず必要なことを認める。(理 74-75)

ロータリー・クラブは、クラブのインターアクト並びにローターアクト委員会委員の人选に当って、インターアクト並びにローター

アクト・プログラムに対し関心と認識を持ち、かつ委員会委員としての任務を引き受ける意志と能力を持つ人物か否かを賢明に判断することが大切である。(理 74-75)

## 青少年活動週間 (Youth Activities Week)

理事会は、毎年9月15日を含む週間に、青少年活動週間が設けられ、これが、専らインターアクト、ローターアクト及び青少年交換を含むすべてのロータリー後援の青少年活動のために充てられるべきことと定める。(理 68-69; 69-70)

## 国際学生計画ならびに青少年交換 (International Student Projects and Youth Exchange)

国際学生計画ならびに青少年交換に関する  
R. I. 理事会の方針声明書については、本要  
覧119頁を参照されたい。

## 区域限界 (Territorial Limits)

### 名称又は区域限界の変更手続 (Procedure for Changing Name or Territorial Limits)

ロータリー・クラブが国際ロータリーに加盟を承認された時には、クラブ定款として標準クラブ定款を採用する。そうすることによって、それぞれのクラブに固有な事項として標準クラブ定款の本文中空欄になっている第1条(名称)及び第2条(区域限界)は国際ロータリー理事会の承認を俟ってクラブによって書き込まれる。これら2ヵ条に関するその後の変更も同様に国際ロータリー理事会の承認を得なければならない。

クラブの名称又は区域限界変更に関する手続は、クラブ定款第14条第4節に次の如く規定されている:

第4節 本定款の第1条(名称)及び第2条(区域限界)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって改正することができる。但し当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そして更に、かかる改正は、国際ロータリー理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。

### 区域の定義 (Definition of Territory)

クラブ結成に従事する人の手引きとして、理事会は次の如き解釈文を採択した:

各ロータリー・クラブは或る一定の地方に結成せられかつ存在しなければならない。

国際ロータリーは、そこに十分の職業人が実際に社会に奉仕しており、それらの人々の事務所とか職場とか住居がおたがいに隣接しており、ロータリー・クラブとしての機能を発揮することが出来る適当な範囲の区域を、斯様な地方として認めることができる。斯様な地方にクラブを結成するに当って、国際ロータリーは、クラブ定款にその区域を書き入れるべき地方の地理的限界を指定しなければならない。そしてその後斯様な区域は、国際ロータリー及びクラブ相互の同意による以外変更してはならない。国際ロータリーの同意があれば、クラブはアディショナル・クラブ結成のためその区域の一部を譲渡すること、もしくは同一区域を共有するアディショナル・クラブの結成を認めることが出来る。

仮ロータリー・クラブは、その名称としてその地方を現わすような言葉を採用すべきであり、国際ロータリーの承認を条件としてその選ばれた名称をその定款に書き入れ、そして一旦その承認をえた以上は国際ロータリーとクラブ相互の同意がなければ変更してはならない。(理38-39; 74-75)

理事会は、クラブの区域限界が地方の自治体の限界と同一であり、その自治体の限界がその後拡張された場合、それによってクラブ

の区域が自動的に拡張されることはなく、国際ロータリーの定款・細則中のロータリー・クラブの区域限界改正に関する規定に従ってクラブが所定の措置を講じない限りクラブの区域は従来通りとする。(理67-68)

### 農村区域 (Rural Territory)

ロータリー・クラブの区域限界は、特別の定義により、クラブ所在地に近接する区域が疑いなく農村であり、クラブ所在地がその区域にとっての主要な金融、取引、輸送の中心地であることが明白な事実である場合斯様な近接区域はそのクラブの区域限界に含めるものとする。(理63-64)

理事会は、ロータリー・クラブの区域限界に含まれる農村区域に関し、次の決議事項を採択した：

- a) ロータリー・クラブの区域限界は、クラブ定款に特別に定義されている通りとし、クラブが正会員を選挙できる区域はどのように特別に定義されている地域のみを含むものである、但し、ロータリー・クラブは、その区域限界に隣接し、かつ他のいずれのロータリー・クラブの定義通りの区域限界にもはいていない地域に事業所又は住居の所在する者を正会員に入会させることができる；
- b) 従って、あるクラブに関し、その所在する地域社会がクラブの区域限界に直属する農村区域にとって主要な金融、取引、輸送の中心地である場合にその区域はクラブの区域限界に含まれるというこれまでの取決めはもはや無効である；その結果クラブの正会員に選挙される者は、a) に述べられている如き隣接地域に関する場合を除き、クラブ定款に特別に定義されている区域内に事業所又は住居を持っていなければならない；

c) もしクラブの区域がクラブが所在する市、町、乃至その他の自治地域名でのみ表わされている場合、クラブの区域限界はクラブ所在地の市、町、乃至その他の自治地域の限界と同一とする；

d) もしクラブの区域が特別に定義された地理的境界名で表わされている場合、その区域は一つ又は二つ以上の市、町及びその他の自治地域の一部と、近接した、関連のある、自治体でない区域で、疑いなく農村であり、クラブ所在地が当該近接区域の主要な金融、取引及び輸送の中心地であることが明白な事実である区域とを含むことができる；

e) もしクラブが、クラブ定款に特別に定義されているクラブの区域を、近接している関連のある区域にまで拡大すべきものとする場合、クラブは、クラブ定款の規定に従い、特別の定義によって斯様な地域をクラブの区域限界に含めるよう定款を改正し、承諾を得るため同改正案を国際ロータリー理事会へ提出するよう適切な手続きを取らなければならない；

f) 承諾を得るために理事会へ提出される、クラブ定款の区域限界関係規定改正に関するクラブ決議の通知書には、改正理由書を添付しなければならない。又、クラブが相互に非常に近接している場合には、近接クラブとの協議並びに区域改正案に関してそれらクラブの区域限界調査の結果、当該クラブは改正によって他クラブと区域限界に関する衝突は起こらぬと信ずる旨の確認書も添えなければならない。(理64-65；71-72)

理事会は、ロータリー・クラブの区域限界に関する文書中の「近接区域」とは、ロータリー・クラブの結成並びに運営を成功させるのに当然必要と考えられる一定のロータリーの地方と実際に接触を持つか或は直接地続きになっている地域を指すのであり、かつそこ

の住民が斯様なロータリーの地方を、彼らが興味ある地域社会を作るために行なう社会、市民、及び事業上の諸種の活動並びに奉仕のための場として最重要視している場合とすることに同意している。(理66-67)

### 区域の放棄

(Relinquishing Territory)

クラブの区域が無限であるとか、必要以上に広いというような場合には、ロータリーの

理想と原理を他の地域社会に規則正しくかつ組織的な方法で進めて行かれるようにするため、クラブはその区域を調整又は縮小するよう考慮することが要求されている。事務総長は、国際ロータリー理事会のこの要求を、クラブ区域の調整又は縮小が現在のクラブ会員の地位に影響しないという諒解の下に、関係クラブに注意するよう指示されている。(理39-40) (「アドレシヨナル・クラブ」98-99頁参照)

## ロータリー財団 (The Rotary Foundation)

国際ロータリーの定款(第10条)及び細則(第20条)に規定されているロータリー財団は、国際ロータリー理事会並びにロータリー財団管理委員会の採択せる下記の信託宣言の条件のもとに、アメリカ合衆国イリノイ州で組織せられた信託財産である。

### 信託の宣言 (Declaration of Trust)

ロータリー財団管理委員会委員長は、理事会(1931-32)に対し大要次の如き報告を行った：

現在ロータリー財団の法的地位は、細則第20条の規定により定められている。財団を法人化する問題に関してはかなりの考慮が加えられた。財団管理委員長 Klumph 及び管理委員 Chapin は、シカゴのロータリアンHoldenと協力し、法的見地から法人のすべての利点を与えんと共に若干の不利な点を避けることができると考えられる一種の信託宣言を起草した。財団管理委員会により完成され、国際ロータリー理事会の同意を得たこの宣言は、財団の永続性を保証する効力を有するであろう。従って、財団管理委員会は、理事会がこの信託宣言に同意し、国際ロータリーの役員に国際ロータリーに代って宣言案に署名することを委任するよう要請するものである。

理事会(1931-32)は、次の如き財団の信託宣言に同意し財団管理委員会が同宣言を実施することを承認した：

1931年11月12日、U. S. A. の一州、イリノイ州の法人である国際ロータリーと、ロータ

リー財団管理委員 Arch C. Klumph, Rufus F. Chapin, Charles Rhodes, Harry H. Rogers 及び Charles A. Mander 並びにその後任者との間に作成締結せられた本信託宣言は、次のことを証言する：

国際ロータリー細則第20条には次の如く規定されている：

(注：信託宣言には細則第20条第1節より第10節に至る全文が掲げている。303-306頁参照)

かつ上述の管理委員会は、上記細則第20条第1節及び第2節により指名され正式に任命されたものであり、又国際ロータリーの代表として全権を有する国際ロータリー理事会の正当な権限と指示の下に、第20条の規定に従い信託の宣言を行なうものであるが故に、ここに次の如く宣言する：

第1：前記ロータリー財団の管理委員会によって受取られかつ保管せられた総ての財産は、贈与、遺贈遺言又は遺贈の条件によって別段の定めあるものを除き、その基本財産及び(又は)それよりの収入を単一信託として、国際ロータリー理事会の承認、決定又は設定する国際ロータリーの博愛、慈善、教育又は救恤の目的、綱領\*、運動又は施設のため、そして単にそれのみ支出するために受取られかつ信託財産として保管されるものとする。基本財産として保管された総ての資産は厳に、その用語の法律上の意味における慈善的使用にのみ保管されるものとする、ということが明白に宣言されている。

\* 1951年(アトランテック・シティ)国際大会はロータリーの「綱領」を複数(Objects)から単数(Object)に変更した。

第2：上述の管理委員会の権限は、上記の細則に規定せられてある如くその改正に従うことを条件として、上記細則に定める通りとする。しかしながら改正或は改正の権限は、如何なる場合も、前述の如く受理した資金及び財産はすべて慈善的使用にのみ保管されるものとするの本信託宣言をそこなうものと考えられたり了解されてはならないということをごここに明らかに宣言する。

第3：本宣言は、贈与、遺贈遺言又は遺贈の条件によって別段の定めある場合を除き、信託財産と、現在又は今後条件付き乃至無条件で受理されるべき、生命保険から入る全資金を含むすべての資金に適用されうる権限とに適用されかつそれらを管理するものとする。

以上の証明として財団管理委員会は、前記日付を以てここに署名調印をなし、かつその承認の証として、国際ロータリー理事会によって与えられた権限により同様のことを行ない、国際ロータリーに代って正式に委任された役員の手によりここに国際ロータリー印を捺印する。

### 財団資金支出の目的

(Purposes for Which Funds of the Foundation Shall Be Expended)

国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、財団の資金を支出する目的に関し、次の如き決議を採択した：

国際ロータリー細則第20条第1節は、次の如く規定している：

ロータリー財団の全財産に対する権利は11名の管理委員及びその後継者に帰属するものとする。これらの管理委員は、本細則によって、或は贈与、遺贈遺言、又は遺贈の条件によって別段の定めある場合を除き、これを保管し、投資し、運用し、管理し、そして、理事会の承認を得てその元金又はそれより生ず

る収入を、単一信託として、国際ロータリーの目的又はロータリーの綱領、もしくは国際ロータリーによって発起され或は承認された、博愛、慈善、教育、又はその他の慈善的目的、目標、運動、又は制度の推進のために消費するものとする。

そして1931年11月12日、国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会によって実施された「信託宣言」は次の通り規定している：

第1：前記のロータリー財団の管理委員会により受取られかつ保管せられたすべての財産は、贈与、遺贈遺言又は遺贈の条件によって別段の定めあるものを除き、その基本財産及び(又は)それよりの収入を単一信託として、国際ロータリー理事会の承認、決定又は設定する国際ロータリーの博愛、慈善、教育又は救恤の目的、綱領\*、運動又は施設のため、そして単にそれのみ支出するために受取られかつ信託財産として保管されるものとする。基本財産として保管された総ての資産は厳に、その用語の法律上の意味における慈善的使用にのみ保管されるものとするということが明白に宣言されている。

第2：上述の管理委員会の権限は、上記の細則に規定せられてある如くその改正に従うことを条件として、上記細則に定める通りとする。しかしながら改正或は改正の権限は、如何なる場合も、前述の如く受理した資金及び財産はすべて慈善的使用にのみ保管されるものとするの本信託宣言をそこなうものと考えられたり了解されてはならないということをごここに明らかに宣言する。

第3：本宣言は、贈与、遺贈遺言又は遺贈の条件によって別段の定めある場合を除き、信託財産と、現在又は今後条件付き乃

\* 1951年(アトランテック・シティ)国際大会はロータリーの「綱領」を複数(Objects)から単数(Object)に変更した。

至無条件で受理されるべき、生命保険から入る全資金を含むすべての資金に適用される権限と適用されかつそれらを管理するものとする。

かつ又、国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、以上の諸規定が、個人及び団体による慈善その他の寄付、及び所得税を免除されるべき団体に関するU.S.A.国内歳入条例の諸規定に該当するものと解釈していることを記録することはのぞましいことであるが故に、

ロータリー財団の基本財産或は収入からの支出は、管理に要する費用を除き、絶対に、慈善、科学、文学、教育或はその他U.S.A.国内歳入条例、第23 (o) 2, 23 (q) 2, 及び101 (6)の各項に含まれる目的に使用されるべきこと、又、ロータリー財団の基本財産たる収入たるを問わず、その如何なる部分と雖も個人的利益のために使用しないこと、又、ロータリー財団の活動の相当部分が宣伝その他立法に影響を与えようとする試みに向けられてはならないこと、及び最後に、ロータリー財団の解散の暁には、その基本財産及びそれより生ずる収入は、本決議の条件に従って支出されるものとするをここに決議する。(理44-45, 財団管理委 44-45)

### 寄付金の為替レート

(Rate of Exchange for Contributions)

米国ドル以外の通貨による財団への寄付はすべて、寄付が行なわれた時点で実施されている、人頭分担金及びロータリアン誌の半期支払いのために国際ロータリーが設定した為替レートに基づいて、それと同額の米国ドルに換算される。但し、国際ロータリー理事会が、管理委員会の同意のもとに、かような通貨に対して半期間適用されるべき為替レートを設定した時より後に、その通貨の米国ドルに対する価値が5パーセント以上変動した場

合は、かような通貨に適用されるべき為替レートを適宜調節することができる。かような為替レートの調節について理事会の検討考慮を求める発議は、理事会または管理委員会によって行なわれる。

上記手続きの実施において、管理委員会の場合は同委員会の代表者として発議の権限を委任された管理委員長が、また理事会の場合は理事会よりかかる権限を委任されたR.I.会長がその任に当る。

毎年1月1日および7月1日に、関係する全クラブに対し、向う6カ月間のロータリー財団への寄付に適用される為替レートが通知される。この通知状は、1月1日または7月1日に始まる6カ月間、或は臨機に為替レートの変更が決定され発表されるまでの期間に受領し入金として記帳される、米国ドル以外の通貨によるロータリー財団への寄付に適用される為替レートは次の通りとするといった趣旨のものである。更に、財団より寄付者に贈られる各種の表彰状には、寄付者の国の通貨による寄付額が付記される。

### 所得税申告に対する寄付金額の控除

(Deductibility of Contributions on  
Income Tax Returns)

国によっては所得税申告を行なう場合ロータリー財団への寄付金は控除されている。クラブ並びに各個人は夫々の国に於て斯様な寄付金が所得税の課税金額から控除されるかどうかを所在地の関係当局に確かめるべきである。

次に掲げるものは、国際ロータリーが受領した1948年9月22日付合衆国財務省国内歳入局長の書翰の抜萃である：

本官は、貴財団が専ら慈善的、教育的目的のために組織されていることを証明せる提出証拠書類に基づき、国内歳入法第101節(6)の

規定並びに先の歳入諸条令の該当規定により、貴財団は連邦所得税を免除されるものと判定する。

貴財団に対する寄付は、修正国内歳入法第23節(o), (q), の各項に規定された方法及び範囲内において、かつ先の歳入諸条令の該当規定により、寄付者の純課税所得額から控除される。

貴財団に提供される遺贈、遺産、不動産の遺贈又は財産譲渡証書は、国内歳入法第812節(d)項ならびに第861節(a)項(3)に規定された方法と範囲内において、かつ/又は先の歳入諸条令の該当規定により、故人の課税財産額より控除される。貴財団への贈与財産は、国内歳入法第1004(a)項(2)(B)並びに1004(b)項の(2)及び(3)並びに/又は先の歳入諸条令の該当規定により、課税贈与額より控除される。

米国ワシントンD.C.の国内歳入事務局はロータリー財団に対し、1971年12月2日付書簡で、財団は国内歳入法第509節(a)項に定義されている民間財団には該当しない財団として分類されている旨通知して来た。

カナダにおいては、寄付者が所得税法第27節(1)(a)項の規定に従いつその範囲内において課税所得額を計算する際、もし正規の領収書により立証されるならば、寄付金を控除額として申告することができる。

### ロータリー財団の基本財産からの支出 (Expenditures From the Corpus of The Rotary Foundaiton)

国際ロータリーの1976年国際大会は、ロータリー財団の基本財産から行なわれる支出について定めた、次の決議案を採択した：

国際ロータリーは、第67回年次国際大会において、1978年7月1日に始まる1カ年間に米貨850万ドルを超えない金額を、ロータリー財団の目的推進のため、国際ロータリー理

事会および多数決によるロータリー財団管理委員会の承認のもとに、ロータリー財団の基本財産より支出しうることを決議する。(ニューオーリンズ決議76-1)

規定審議会は、1977年国際大会において、ロータリー財団の基本財産から行なわれる支出について定めた次の決議案を採択した：

国際ロータリーは、第78回年次国際大会において、ロータリー財団の目的を推進するため、国際ロータリー理事会および多数決によるロータリー財団管理委員会の承認のもとに、1979年7月1日に始まる1カ年間に米貨1,050万ドルを超えない金額、1980年7月1日に始まる1カ年間に米貨1,150万ドルを超えない金額、および1981年7月1日に始まる1カ年に米貨1,250万ドルを超えない金額を、ロータリー財団の基本財産から支出しうることを決議する。(サンフランシスコ決議77-108)

### 財団の目的

(The Objective of the Foundation)

先に発表されたロータリー財団の目的は、財団管理委員会(1964-65)により次の如く改正され、かつ理事会(1965-66)により承認された：

ロータリー財団の目的は、博愛、慈善、教育又は救恤の性質の、確実でかつ効果的な企画によって各国の国民間に理解と友好関係を増進することにある。

### 財団管理委員の任命

(Appointment of Trustees)

国際ロータリー細則(第20条)は、理事会の承認を得て、会長が11名の委員を任命するものとし、そのうち6名は元国際ロータリー会長、3名は財団が支援する活動分野の経験

者、残る2名は財務畑の経験者とすべきことを規定している。

財団管理委員会は毎年、管理委員1名を次年度の委員長に選定する。委員長が次員となった場合、残余の任期を務める委員長も同管理委員会が選定する。

元国際ロータリー会長である6名の管理委員の任期は6年とする；その他の委員の任期は2年である。各管理委員とも再任され得る。欠員は、理事会の承認を得て、国際ロータリー会長が補充する。

### 財団管理委員が構成する委員会

(Committees of the Trustees)

財団の運営方針は、財団管理委員会は投票により、管理委員が構成メンバーとなるべき委員会乃至小委員会を決定し、夫々任務を設定することと規定している。委員長が委員及び小委員をも任命するものとし、それらの義務は財団管理委員会により規定された通りとする。

財団管理委員が構成する委員会は次の如く設定された：

**実行委員会：**5名の管理委員で組織され、その委任事項は以下の通りである：

- 1) 財団管理委員会に代って、資金調達並びに既存の諸活動と投資有価証券の査定と評価に関するすべての問題を処理し、又、ロータリー財団の目的に添う活動に対し授与される補助金受領者の選定に当る。但しその活動は斯様な補助金授与基準に合致するもので、かつ1回の金額は米貨5,000ドル乃至その相当額を越えてはならない。
- 2) 新規活動の開始並びに推進に関し財団管理委員会に勧告する。
- 3) 財団管理委員会の方針が既に設定されている場合又は緊急事態が生じた場合、実行乃至管理に関する事項を決定する。

4) 財団管理委員会により既に割当が計上されている支出に関し、必要ある場合、決定すること。

5) 財団管理委員会が留意すべき事柄を調査し、それについて財団管理委員会に勧告すること。

6) 諸委員会よりの報告を検討し、必要ある場合本委任事項第3の規定に従って、その報告の内容について処置を講ずること。

7) 実行委員会のすべての決定は次回の財団管理委員会の会合において報告すべきこと。

8) 管理費として5,000ドルを越えない金額を割当てること。

**財務並びに投資委員会：**4名以内の管理委員により構成され、年間予算及び投資を含む財務関係事項に関し財団管理委員会又は実行委員会に勧告する責任を持つ。

**財団プログラム委員会：**3名の管理委員で組織され、下記の任務を遂行する：

委員会は

- 1) 大学院課程奨学金、大学課程奨学金、専門的訓練補助金、教師奨学金、ジャーナリズム奨学金及び研究グループ交換補助金受領者を選考し、かつ財団管理委員会に代って、既に財団管理委員会によって認可されているその他の補助金を承認し、授与する；
- 2) 既に方針が設定されているか或は緊急事態発生の場合に、教育補助金プログラムの運営に関する事項について決定を下すこと、及び、研究グループ交換プログラム担当の委員会が止むを得ない事情と判断した場合、同プログラムに関する事項について決定を下すこと；
- 3) ロータリー財団の各種プログラムに関し、委員会自体の見解と勧告事項を財団管理委員会に報告する。

**監査委員会：**委員長が実行委員会委員のうちから選任する2名の委員をもって構成し、その任務は、監査報告書を検討して、実行委員会にこれに関する報告をすることである。

### 財団管理委員会及び理事会とロータリー財団との関係

(Relationship of Trustees and Board to The Rotary Foundation)

題記の関係および運営に関するこの声明は、理事会が国際ロータリーの管理主体として負っている責任を十分に考慮したうえ、この理事会の責任に属するものをすべて確保しながら、しかもロータリー財団の管理、運営が十分効果的に行なわれるようにするために、理事会と財団管理委員会それぞれの業務活動の分野を明確に定めようとするものである。

事業または活動の提案は、理事会でも、また管理委員会でも、これを行なうことができるが、事業または活動を具体的に進める責任は主として管理委員会にあるものとする。

事業または活動の提案が管理委員会によって行なわれた場合には、理事会は、提案の事業または活動が果して国際ロータリーの目的もしくは綱領を推進することになるのか、また、提案の、国際ロータリーの後援または賛助によって行なわれる博愛、慈善、教育その他の人道的な性格の目的、対象、運動あるいは施設などが、財団の資金をこれに提供することによって促進されるものであるか否かを決定し、こうして提案された事業または活動を後援または賛助し、先ず管理委員会が当該事業または目的のための資金を財団の収益金から支出することを承認した場合には、決議をもってこれを承認し、また、管理委員会の多数決による賛成を得て、当該事業または目的のための資金を財団の基本財産から支出することを、決議をもって承認するものとする。

管理委員会は、理事会が後援または賛助することとした事業または活動を実施、運営する責任を負うものとする。また、国際ロータリー細則に規定する管理委員会の任務および

権限を行なうために必要な措置を講ずるのほか、a)財団が現在行なっている活動を検討、評価し、b)財団の資金調達の方法、手段を考察し、また、c)各種補助金の受領者となるべき個人および団体の選定を行なうべきものとする。

さらに、管理委員会は、毎年、ロータリー財団の資金から支出された各種補助金について、事務総長を通じ、理事会に報告するものとし、その報告書には、補助金受領者の氏名、補助金の額および関係の地区を記載する。

管理委員会および理事会は、下記に該当する者は、各種財団補助金のいずれについても、その受領者となる資格を有しないものとしている：

管理委員もしくは財団の職員、または、国際ロータリーもしくはロータリーの地理的地域、地区もしくはクラブの理事、役員もしくは職員、またはロータリアン、および以上に掲げた者の配偶者、扶養家族、血縁または婚姻による親族；親族とは、子、継子、孫、兄弟、姉妹、およびこれらの者の配偶者をいうものとする。

この声明は、1963-64年度に定められ、1964-65年度および1965-66年度に修正および/または改正された管理委員会および国際ロータリー理事会のロータリー財団に対する関係、およびロータリー財団の運営方針に関する声明を廃止して、これに代わるものとする。

### ロータリー財団管理に関する規定

(Rules and Regulations for Administration of The Rotary Foundation)

国際ロータリー理事会及びロータリー財団管理委員会は、ロータリー財団の管理に関する次の諸規定を承認した：

年次総会

1. 財団管理委員会の年次総会はロータリー年度の第4四半期中に開催されるべきものとし、その時期と場所は管理委員会が決定するものとする。如何なる議事の決裁にも、その時現在資格を有する現職委員の過半数を必要とする。但し、斯様な会議へ出席する管理委員が過半数に達しない場合は会議を将来に延期することができる。委員長欠席の場合は、出席している委員により臨時委員長を互選する。必要な場合或は希望する場合は、ロータリー財団管理委員と国際ロータリー理事の合同会議を上記年次総会の会期中に開くことができる。

#### その他の会合

2. 上記の外、管理委員長が随時招集する管理委員の会合、或は委員会又は小委員会がある。管理委員の会合は、過半数の委員に依って、文書で他の委員に会合の時期、場所を通知し、招集することが出来る。

#### 事務長

3. 財団事務長は、国際ロータリー理事会によって選ばれた同一暦年度の国際ロータリー事務総長と同一人たるものとする。事務長は管理委員長の監督と管理委員会の統率の下に実務を執行する常務役員であるものとする。事務長は事務次長を指名することができる。事務次長は、事務長がその職務を執行しえない場合、又は事務長から委任された場合に、事務長に代って事務をとることができるが、事務長の地位に空席を生じた場合、その地位を自動的に継承するものではない。事務長は又、ロータリー財団のすべての銀行勘定に影響を及ぼす、小切手、銀行手形、約束手形、為替手形及び指示書に署名する1名以上の実務担当補佐を指名することができる。

#### 郵便による投票

4. 管理委員会は休会中、郵便、電話、無線電報又は電話による投票で議事を処理する権限を有する。決定には全管理委員の過半数を必要とする。財団事務長は問題が現在の方

針内にある場合は郵便による投票用紙を送付する権限を持つが、問題が現在の方針外に関する場合には、その問題を郵便による投票に付すか又は次回の管理委員会まで保留するか決定権は、管理委員長にあるものとする。

#### 会計年度

5. 財団の会計年度は国際ロータリーの会計年度と同一とする。

#### 収入及び支出

6. 事務長は毎年管理委員会に対し、次会計年度に於ける財団の予想収入、財団資金(基本財産及び収入の両方を含めて)からの当該年度の支出状況、及び次会計年度に予想される支出要求についての情報を提出するものとする。

#### 管理費予算

7. 管理委員会は、その会計年度の管理費予算を決定しなければならない。予算の原案は、財団事務長がこれを管理委員会に提出しなければならない。

#### 理事会への報告

8. 管理委員会は、財団の支出状況と、財団の目的を推進するため利用し得る金額とを、定期的に国際ロータリー理事会に通知しなければならない。

#### 保証金

9. 管理委員会は、財団の諸活動関係者に対する保証金の必要性の有無及び金額を決定し、斯様な保証金の費用を財団管理費に織り込むものとする。

#### 会計監査人の任命

10. 管理委員会は、毎年財団の会計監査人として、国際ロータリーの会計監査を委嘱している同一会計事務所を指定するものとする。財団の会計監査に要する費用は財団管理費から支払うものとする。

#### 会計監査報告の公表

11. 管理委員会は毎年、国際ロータリー理事会が国際ロータリー資金の会計報告を公表するのと同じの時に、同様の方法で、その会

計監査人の報告を公表しなければならない。

#### 事務長の財務報告

12. 財団事務長は、定期的に財務報告を管理委員会に、又、その写しを国際ロータリーの各理事に送付しなければならない。

#### 投資する権限

13. 管理委員会は管理委員会委員長又は管理委員会の財務並びに投資委員会委員長のいずれかに、次の権限を特別に委任する。即ち管理委員会が休会中、委員会が随時決定した方針に従って、財団の収入から有価証券に投資する金額を決定すること；上記証券をロータリー財団名義から受取り名義人に書き換えることを決定することを含む証券の保管方法；及び数名の投資顧問の中の1名の勧告により何れの有価証券を買入れ何れの有価証券を売却すべきかを決定する権限。次に、以下に掲げるもののうちのいずれか2名に、前記資金の投資および有価証券の売却を行なう権限が委任される；事務長、事務次長、事務長が当該目的のために指名した実務担当補佐。事務長または事務次長は、これら取引のすべてを遅滞なく、管理委員会に報告するものとする。投資顧問の中の誰か1名が、ロータリー財団を代表して投資有価証券の買入れ並びに／又は売却を行なう件に関し、管理委員会の休会中機敏な処置を取ることがロータリー財団に最も有利と判断した場合は何時でも、上記の手続きに従う必要はない。そして投資顧問は、事務長又は事務次長の承認を得て、斯様な処置を取ることができる。但し、当該顧問はその理由をも含めた斯様な処置に関する完全な報告を、ロータリー財団事務長からロータリー財団管理委員会へ回付されるよう、速やかに事務長宛提出しなければならない。

#### 投資物件に対する銀行サービス

14. 管理委員会は、委員長及び事務長が、世界の銀行のうち、財団の資金が寄託されているか又は有価証券が保管されている銀行において、もし財団の投資物件に関し得策と思

われる業務が行なわれている場合それに関する取極めを行なうことに同意する。

#### 銀行勘定

15. 管理委員会は、委員長及び事務長に対し、常に、国際ロータリーがその資金に関し行なっているのと同様の一般的協定に従って、世界各国の銀行に必要な口座を開く権限を与える。

#### 現金の引出及び権利の移転

16. 管理委員会は、下記の職員に、ロータリー財団のすべての銀行勘定に影響を及ぼす、小切手、銀行手形、約束手形、為替手形及び指示書に署名する権限；現在または今後において財団を名義人または所有者とする株式、公債、社債、手形、株式申込証、債務証券その他の証券の一部または全部の移転、換価、裏書、売却、譲渡、引渡し、および前記の権限を行なうために必要または適当な権利の譲渡および移転に関する書類の一部または全部の作成、執行および引渡しを行なう権限；

次に掲げる者のうちのいずれか2名：

事務長

事務次長

事務長が当該目的のために指名した実務担当補佐

#### 情報の伝達

17. 管理委員長及び事務長は、管理委員会に代って、財団の基本財産が常に増加し続けるよう又寄付者が財団の計画と業績について知ることができるようにする目的を以て、財団に関する情報を、国際ロータリー加盟クラブ、国際ロータリーの現及び元役員その他に伝達する権限を与えられている。

#### 任命

18. 管理委員長が管理委員の誰かに、管理委員会が開かれていない間委員長に代って事務を執ることを委任せんとする場合、或は管理委員長がなんらかの理由でその職務を執行し得ない場合は、管理委員会が委員長職を代行する管理委員を任命するものとする。管理

委員長は管理委員会の活動を進めるために必要な委員会又は小委員会を任命するものとする。

規定の改正

19. 財団管理委員会は、必要で時宜を得た改正を行なうために、随時これらの諸規定を検討し、改正事項については、事後承認を得るためこれを理事会に送達しなければならない。(理事及び財団管理委 48—49; 49—50; 54—55; 56—57; 58—59; 60—61; 63—64; 管理委 64—65; 理及び管理委 65—66; 66—67; 67—68; 72—73; 73—74; 74—75)

ロータリー財団の諸活動  
(Activities of The Rotary Foundation)

国際ロータリー理事会並びに管理委員会は、ロータリー財団の目標達成に確実かつ効果的な企画として下記の活動を承認した：

- 教育補助金
  - 大学院課程奨学金
  - 大学課程奨学金
  - 専門的訓練
  - 教師奨学金
  - ジャーナリズム奨学金

研究グループ交換  
特別補助金

完全かつ詳細な説明書並びに申請用紙は、教育補助金プログラム及び研究グループ交換プログラムに対する申請書類提出締切期日の数ヶ月前に地区ガバナーに配布される。クラブは、これら資料の入手可能の発表があった後に、地区ガバナー又は文献東京事務所より、希望部数が入手できる。

教育補助金 (Educational Awards)

大学院課程奨学金, 大学課程奨学金, 専門的訓練, 教師奨学金, ジャーナリズム奨学金

(Graduate Fellowships, Undergraduate Scholarships, Technical Training, Teachers of the Handicapped, Journalism Awards)

教育補助金の目的は、青年男女を他国の教育機関で勉学させることによって、相異なる国民間の理解と友好関係の増進に寄与することにある。補助金受領者は非公式の「親善使節」として行動するよう期待されており、かくして、受領者は研究年度中及び帰国後、自国と留学国の国民間の理解増進に寄与する機会を与えられているわけである。

各補助金には、自国から留学地までの往復航空料金、登録費、授業料、必要な書籍および学用品、下宿料および食費にあてられるもののほか、さらに一定限度の見学旅行の費用として300ドルまたはその相当額が含まれている。語学力強化研修を受ける場合には、これに要する研修費および生活費を賄う費用も、財団から支給されることになっている。

これら5種のプログラムの性質及び目的は類似しており、主な違いは参加者の年令と教育水準、及び研究プログラムの水準と性格にある。

資格

青年男女共に申請資格を有する。ロータリー財団教育補助金候補者は優秀な学生、技術者、ジャーナリスト乃至教師であると共に「親善使節」となる可能性を持つものでなければならない。これら二つの重要な素質を持たない者は候補者になる資格がない。

自国と受入れ国の国民間の友情と理解の効果的なかけ橋として奉仕できるように、候補者は親しみ易い外向的な性格と、異なる文化

を持つ国民の態度及び生活様式に対する好意的関心と、自己の考えを即座に効果的に伝える能力とを持っていなければならない。又、自国の歴史、文化、地理、時事問題についても十分な知識を持たなければならない。

候補者は特に次の諸条件に該当しなければならない：

- a. 学業又は専門的技能の分野において或は教師、ジャーナリストの養成機関において又実際に教師或はジャーナリストとして高水準を保持して来た者で、かつロータリー財団補助金受領者として顕著な成果を挙げ得る可能性を示すものでなければならない。
- b. 指導性、独創力、熱意、適応性、円熟、目的の誠実さを実証すること。
- c. 申請時において、留学国及び指定された教育機関で用いられている言語に熟達していなければならない。
- d. 他国におけるきびしい1ヵ年の研究と旅行に堪えること。

大学院奨学生の資格 大学院課程奨学金の候補者は次の諸条件に該当しなければならない：

- a. クラブへ申請書提出締切日現在、年齢20—28歳までの者であること。但しこの年齢層の期間中に自国の兵役義務に服していた者に対しては管理委員会はこの上限年齢は適用しない。
- b. 奨学金年度開始前に、学士号又はそれと同等のものを取得していること。学士号を取得していない申請者は、学士号相当の資格を有し大学院における研究資格を有することを証明する学校当局よりの証明書を提出しなければならない。
- c. 未婚者又は既婚者。

大学奨学生の資格 大学課程奨学金の候補

者は次の諸条件に該当しなければならない：

- a. クラブへ申請書提出締切日現在、年齢が18—24歳までのものであること。但しこの年齢層の期間中に自国の兵役義務に服していた者に対しては管理委員会はこの上限年齢は適用しない。
- b. 奨学金年度開始までに、大学レベルの課程を2年以上修了しているが、学士号又はそれと同等のものを取得していないこと。
- c. 未婚であること。

専門的訓練研修生の資格 ロータリー財団は「専門的訓練」を、いずれの専門的分野においても一般に用いられている、知識、技能、手法、技術の修得を直接狙っている教育又は訓練と定義する。専門的訓練補助金の候補者は次の諸条件に該当しなければならない：

- a. クラブへ申請書提出締切日現在、年齢が21—35歳までの者であること。
- b. 補助金申請前に、少なくとも2ヵ年間その専門分野で常勤制のもとに雇用されたか或は従事したことがある者。
- c. 未婚者又は既婚者。

教師奨学生の資格 教師奨学金の候補者は次の諸条件に該当しなければならない：

- a. クラブへ申請書提出締切日現在、年齢が25—50歳までの者であること。
- b. 少なくとも高等学校卒業生であること。
- c. 申請時において心身障害者或は教育上ハンディキャップを持つ者の教師として、少なくとも2ヵ年間常勤制のもとに雇用されていたか又は従事したことがある者。
- d. 未婚者又は既婚者。

ジャーナリズム奨学生の資格 ジャーナリズム奨学金の候補者は次の諸条件に該当しなければならない：

学 友

学友（元補助金受領者）の居住地に所在するロータリー・クラブは、斯様な元受領者を時々クラブ例会に招待するよう示唆されている。地区ガバナーは学友を地区大会へ招待するよう奨励されている。

研究グループ交換

(Group Study Exchange)

ロータリー財団研究グループ交換は次の三つの目的のために計画された教育的プログラムである：

- a) 優秀な青年実業人並びに専門職業人に、関係国内において計画準備された研究討論プログラムに参加することによって、他の国とその国民並びに諸施設とを研究する機会を与えるため；
- b) 善意の人々が、友好的雰囲気のもとに相会し、語り合い、生活を共にして、相互の問題や抱負を理解するようになり、かくして個人的接触を永続する友情へと成熟させることにより国際理解を増進するため；
- c) 研究グループのチームのために教育的プログラムを作成し、又彼等を歓迎することによって、ロータリアンを、特殊な、実際的かつ有意義な国際奉仕計画に参加させるため。

これは異なる国々の組み合わせ地区間で研究グループを交換するプログラムである。各グループは、プログラム参加申請の時の年齢25—35歳までの、十分に資格のある5名の青年実業人又は専門職業人で構成され、「研究グループ交換」担当地区ガバナー代理がこれに加わる。これら全員は特定の1地区出身者とする。組み合わせ地区の一方が斯様なグループのある年に最低4週間最高6週間の範囲内で、派遣、受入れ両地区間で明確に定められた任

補助金は、クラブ、地区財団教育補助金小委員会、地区ガバナーの確認と推薦に基づいてロータリー財団管理委員会より授与されるものであるということが、明確に諒解されていなければならない。

管理委員会による選考結果は毎年9月に国際ロータリーのロータリー財団事務長より発表される。

顧問ロータリアン

教育補助金受領者が留学予定の地区のガバナー、及び、受領者が留学する予定の大学又は専門的訓練機関が所在する都市にある、地区に所属しないロータリー・クラブに対し、留学する旨の通知受理後なるべく早く、受領者1名毎に顧問ロータリアン各1名を任命することが要請されている。

顧問ロータリアンとして望ましい資格条件は次の通り：

- 仕事に必要な時間と精力を喜んで提供し、かつ奨学生と容易に近づきになれる者；
- 容易に援助を求め得る程に懇意な知人を持っている者；
- 学究生活に関係を持っているか又は理解者であること、但し必ずしも教育の専門家でなくてもよい；
- 青少年に関心を持つ者。

延 期

教育補助金はそれが授与された特定の学年度に対してのみ有効なもので、許可のない限り、それを延期したり或は次年度へ延長することはできない。

兵役義務のため補助金による研究を始めることができない場合には、補助金は兵役義務終了後の学年度開始時まで延期され得る。但し、受領者が上限年齢の条件を除くその他の必要な個人的条件を引き続き保有している場合に限り。

の寄付金に対する追加補助金の件数は次の通りである：

ロータリアン1名当り平均寄付額（単位米貨ドル）	追加補助金件数
9.00—11.99	1
12.00—14.99	2
15.00—19.99	3
20.00—34.99	4
35.00—49.99	5
50.00以上	6

更に、管理委員会は、毎年、開発途上国に対する教育補助金の追加支給を行なっている。管理委員会は、この補助金を、1978—79年度については40件、1979—80年度については50件承認した。

地区に認められている上記の教育補助金の件数とは関係なく、地区は、それに加えて、教師奨学金およびジャーナリズム奨学金の候補者をそれぞれ1名ずつ推薦することができる。これら2種の補助金の候補者については、その出身国に関係なく、世界中の候補者を一括して、競争制度のもとに審査選考される。管理委員会は、毎年、これら2種の特殊な奨学金の支給件数を決定する。

選考並びに発表

大学院課程奨学金、大学課程奨学金、専門的訓練補助金、教師奨学金及びジャーナリズム奨学金候補者選考の締切期日予定は次の通り：

提唱ロータリー・クラブの、申請書並びに補足書類	受理締切日……………3月 1日
地区ガバナーの、クラブ確認済候補者の申請書類一式	受理締切日……………4月 1日
事務総長の、地区確認済候補者及び何れの地区にも属さない候補者の申請書類一式	受理締切日……………5月 15日

a. クラブへ申請書提出締切日現在、年齢21—28歳までの者であること。但しこの年齢層の期間中に自国の兵役義務に服していた者に対しては、財団プログラム委員会委員長はこの上限年齢は適用しない。

b. クラブへ申請書提出締切日当日において、ジャーナリストとして常勤制のもとに2年以上雇用されたことのある者で少なくとも高等学校卒業生であるか、或は、出版もしくは放送関係のジャーナリストとなるために高校卒業後の全日制専門教育機関に在学中の学生で、申請したジャーナリズム奨学金年度開始前にその教育機関において2ヵ年の課程を修了している者でなければならない。

c. 本奨学金による研修終了後、ジャーナリズムの職業に従事するつもりであることを立証しなければならない。（これは申請者がその旨を記述し、署名した手紙でよい）

d. 未婚者又は既婚者。

パンフレット1305-J、教育補助金要覧には、ロータリー財団教育補助金のすべてに関する案内が載っている。

受領できる教育補助金

各地区は毎年、大学院課程奨学金、大学課程奨学金、専門的訓練補助金のうち、地区が希望するいずれか一つを受領することができる。補助金を受領するためには、各候補者は、管理委員会によって、補助金の必要条件を充たすものと判定された者でなければならない。各地区は又補欠候補者1名を推せんすることになるが、それは正候補者と同種の補助金を対象とするには及ばない。

管理委員会は、毎年、ロータリアン1名当りの寄付額が特定の金額を越える地区に対して教育補助金を追加支給する。1977—78年度

意の期間相手地区に派遣し、その翌年は相手地区のグループを受け入れることになる。

補助金はチーム構成員と地区ガバナー代理のための出発地点と所定の到着地点間往復運賃を賄えるものでジェット機2等往復料金を超えぬ金額である。ホスト地区滞在中のグループの食費、宿泊費並びに旅費は受け入れ側の地元ロータリアンが準備する。

「青年実業人乃至専門職業人」という言葉は、研究グループ交換のチームへ参加申請をなす前に、常勤制のもとに少なくとも2年間、一般に認められた実業又は専門職業に雇われたことのある男子を意味するのである。参加申請者は居住している国の市民で、立候補を確認する地区で雇われているかまたは居住していなければならない。

補助金を受ける資格を取得するためには、地区は、地区大会もしくは地区協議会における決議によって、或は郵便投票によって、地区内クラブの3分の2が、本プログラム参加申請を承諾しかつ支持することを表明し、かつ要請された場合は訪問チームのホストになることに同意したことを証明しなければならない。

#### 選 考

クラブ水準においては、クラブはその地域社会よりの候補者全員と面接して、その中から2名以内を選考かつ確認する選考パネルを任命する。候補者を決定するに先立ち、クラブは候補者たちの雇主又は事業仲間にプログラムのことに関して話し合い、彼等の協力を得ておくべきである。

クラブ水準で選考された青年たちの中から研究チームを最終的に選考するのは「研究グループ交換」地区小委員会又は同委員会により選定された特別パネルの責任である。可能な場合は必ず個人面接を行なうよう推奨されている。

地区は希望する組み合わせ地区を申し出ることができる。然し最終的にはロータリー財

団管理委員会が決定する。管理委員会は又何れの地区が最初にホストになるかを表示する。

記入済みの申請書は、基本的研究計画を同封の上、毎年4月1日までに財団へ返送されなければならない。派遣と受け入れの相互交換は補助金授与発表直後の2ヵ年間に完了されねばならない。補助金は毎年4月乃至5月に財団管理委員会により授与され国際協議会において発表される。

研究グループ交換地区小委員会は「研究グループ交換」担当地区ガバナー代理の候補者(複数)より申請書を受領し、その中から最適格者を選定し、承認を得るためその氏名を地区ガバナーへ提出するものとする。

地区ガバナー代理は管理に当る職員であって、研究グループ交換チームの1員ではない。管理委員会は、研究グループ交換担当地区ガバナー代理は、その役職にかかわる任務と責任の遂行に進んで当り、また、それが体力やその他の点においても可能でなければならないものとしている。ロータリアン及びロータリーと無関係の聴衆に対する非公式な挨拶乃至接触の際は、地区ガバナー代理よりはむしろチーム員たちが注目の的になるようにすべきである。

#### 受け入れ地区

財団管理委員会は、研究グループ交換プログラムの管理に関する指針として、次の声明を採択した：

ホスト地区とは研究グループ受け入れ地区のことである。大体において、研究チームは到着——出発までの間ホスト地区の責任下にある。研究計画に他の地区が関与する場合といえども、ホスト地区は、研究計画の立案、旅程の作成、関係地区内の輸送機関の提供、チームの歓待及び諸活動の計画準備とできうる限りの家庭歓待の手配を引き受ける責任がある。熱意ある有能な地区小委員会が不可欠である。

#### 特別補助金 (Special Grants)

##### ——ロータリー財団の目的に添う活動への補助金

ロータリー財団管理委員会(1965—66)は、次の声明を承認した：

管理委員会は、前記諸活動の他に更に、ロータリー財団により支持されるべき新計画に対し考慮を払うことによって国際理解を増進する種々の方法を検討中であり、斯様な活動に対するロータリー地区、ロータリー・クラブ及びロータリアンよりの提案や推薦案、及び経済的援助の要請を歓迎するものである。

ロータリー財団の目的推進に貢献する計画の展開及びその試みへの奨励策として、管理委員会は次に示す基準に合致する提案並びに推薦案に対し考慮を払うものである：

- 1) 異なる国々の国民間の理解と友好関係の推進に貢献すること。
- 2) 教育的もしくは慈善的性質のものであること。
- 3) 相当数のロータリアンが積極的に参加するものであること。
- 4) 経費の一部が提唱ロータリー・クラブ又は地区によって負担されること。
- 5) 不動産投資を含まないこと。
- 6) ロータリー財団或は国際ロータリーに対し、補助金支給以外の責任を負わせないこと。

ロータリー・クラブ乃至地区が提唱し、かつ経費の一部を負担する計画に対する特別補助金の申請書には、当該計画の明確な説明書、予算の明細書及びロータリアンの参加に関する情報資料等を添えてロータリー財団に提出すべきである。特別補助金は、普通、提唱クラブ乃至地区と財団とが経費を折半して分担

するという建前で支給される。

特別補助金は、財団の現行プログラムと重複する計画や青少年交換計画には支給されない。

特別補助金の給付が世界社会奉仕事業の援助を目的として行なわれる場合には、その事業が調達できるだけの資金で完成できること、また完成さるべきことが保証されなければならない。特別補助金有形の物件の供与を目的としている場合、もしその事業をもって国際理解に寄与するものとするなら、少なくとも二つの国のロータリー・クラブまたは地区がこれに参加していることが必要である。

特別補助金にかかわる事業の資金が相当数のロータリアンによって調達される場合には、それをもって、ロータリアンの積極的な事業参加という要件が満たされているものとする。

特別補助金の給付は、直接その受益者に対して行なわれる。ロータリー地区、ロータリー・クラブ、ロータリアン、またはロータリアンの親族もしくは扶養家族は、いかなる物的利益も、金銭的支払いも、受けることができないものとする。

#### 財団補助金受領無資格者

(Ineligibility for Foundation Awards)

ロータリー財団管理委員会(1966—67;1973—74)は、ロータリアン、その扶養家族及び親族を財団補助金受領無資格者となす決定の説明として次の声明を採択した：

ロータリー財団の目的は博愛、慈善、教育的或はその他の救恤的性質の確実かつ効果的な企画を促進することにより、異なる国々の国民間に理解と友好関係を増進するにある。

ロータリー財団は信託財産であって、その条件のもとに慈善的乃至教育的性質の企画に対してのみ財団の資金を支出すること

ができる。ロータリー財団の資金は多くの国に保管されており、それらの国々にはこの資金使用に際して適用される法律及び規則がある。ロータリー財団はそれらの法律並びに規則を遵守し、課せられた拘束に従って支出しなければならない。管理委員会はロータリー財団の授与する補助金に含まれる法律上及びその他の面を考慮して、ロータリー財団の支持するプログラムに基づく補助金は、奉仕の理想を例証し、かつ財団の地位を保護するために、管理委員もしくは財団の職員、または国際ロータリー、ロータリーの地理的地域、地区、クラブの理事、役員もしくは職員、またはロータリアン、ならびに上記の者の配偶者、扶養家族、血縁もしくは婚姻による親族には一切授与されないものとすることに同意した。ここに親族とは、実子、継子、孫、兄弟姉妹並びに、もしあれば、その配偶者を指すのである。

本方針設定は次の二つの理由に依る：

- a) 奉仕の理想を例証するため
- d) 財団の地位を保護するため。

たとえ或る国においてはロータリアン乃至その親族に補助金を授与することによって財団の地位が脅かされる危険はないとしても、奉仕の理想が、「財団への寄付者は、直接にも間接にも、財団プログラムからの受益者となつてはならない」という方針によって、最もよく例証されるということは、動かない事実である。ロータリーのモットーである「超我の奉仕」は、ロータリアンでもロータリアンの親族でもない、資格のある人々に対しての、利他的奉仕に基づく慈善的かつ教育的プログラムを通じて最もよく例証されるのである。

## 財団に対する資金の募集

(Raising Funds for Foundation)

1936—37年度に於て理事会は、国際ロータリーがロータリー財団のために200万ドルを集めるよう努力すべきことに同意し、1938年には、国際大会に於て次の決議が採択された：「第29回大会に於て国際ロータリーは、1ヶ年前に創始され、今やその事業を始めんとするロータリー財団の一部として、200万ドルの資金を集める運動が承認保証せられ、国際ロータリーの全役員及び全加盟クラブはこの運動が完全な成功を収めるよう協力すべきことを決議する。」(サンフランシスコ大会決議 38—31)

理事会(1939—40)は、国際ロータリーがロータリー財団のために資金を集むべきことを再確認し、そのために特別委員を任命することを承認した。理事会(1946—47)は、ロータリー財団に対して継続的な援助を与えること及び1938年大会(サンフランシスコ)の指図には従わねばならないことに同意した。従って、理事会は、ロータリー財団のための200万ドルの資金募集を目標とする運動を起したのである。その目標が1948—49年度に達成されてからは、今後のロータリー財団育成のための援助はロータリー・クラブ、個人ロータリアン及びその他の人々からの自発的寄付に依存することとした。

理事会並びに管理委員会(1964—65)は、ロータリー財団の資金の最大限度に関しては制限をおかないということに意見が一致した。

地区ガバナーは、国際ロータリーの役員として管轄地区にロータリー財団を推進する直接の責任者であるということをお忘れはならない。そして財団の目的と目標とがよりよく知られ、理解されるようになり、かつ斯様な目標の達成に際して、ロータリアン及び他の人々の関心が刺戟されるようにするために、

地区ガバナーはロータリー財団を絶えず推進することの必要性を忘れてはならない。

## 財団への寄付

(Contributions to Foundation)

ロータリー財団が自発的寄付の基礎の上に発展して来た事実にかんがみ、財団への寄付を会員資格の条件とするとか或はそのような意味のことを入会申込書に書き入れてはならない。ロータリー財団に寄付することを会員資格の条件とするようロータリー・クラブの細則を改正したり、ロータリー会員カードに斯様なことを書き入れることは認められていない。(理 64—65)

理事会並びに財団管理委員会(1964—65)は、ロータリー財団の目標は、全クラブを「100%ロータリー財団クラブ」に、そして全ロータリアンをロータリー財団への寄付者にするということに意見が一致した。

地区ガバナーは地区ロータリー財団委員会、地区協議会及びクラブ訪問などの正規の径路を通じて、ロータリー・クラブ並びにロータリアンによるロータリー財団への継続的寄付の重要性を強調するよう示唆されている。

以下の提案は、自発的寄付制によってロータリー財団の資金を増加する様々の方法の例として、地区ガバナー並びにロータリー・クラブの注意を喚起するものである：

- 1) ロータリアン及びロータリアンでない人に多額の寄付を個人的に懇請する；
- 2) 新クラブに対して、「100%ロータリー財団クラブ」になる機会を直ちに与える；
- 3) 既にクラブが「100%ロータリー財団クラブ」の地位を勝ち得ていても、尚、斯様なクラブが「200%、300%等のロータリー財団クラブ」となる機会を与える；
- 4) クラブが「100%、200%等の呼称資格を得ている場合でも、更に会員1名当り年額い

くらという寄付を希望することもあろう。あるクラブでは毎年1名1ドルの寄付を行なっている；

- 5) 新会員が入会した時に、ロータリー財団へ寄付する機会を与える；
- 6) ロータリー財団に対する年次寄付の一つの方法として直前年度に入会した新会員1名毎に10ドル又はその相当額、他の会員が1人当り1ドル宛寄付する慣例を採用することをクラブに示唆する。1218—J「ロータリー財団の友」の承諾書に会長と幹事が署名して事務局に送付すると、すぐ、そのクラブは「ロータリー財団の友」となるのである；
- 7) 各ロータリアンに夫々の誕生日に一定の寄付を行なう機会を与える；
- 8) 地区内にロータリー財団補助金受領者がいる場合には、その好機を最大限に利用するようクラブを激励する；
- 9) クラブの不用資金をロータリー財団に流用する。

## 遺贈 (Bequests)

遺言状に財団への遺産贈与の希望を記載する場合、寄付者はその受益人として「米国、イリノイ州、エバンストンに本部をおく、教育的、博愛的、及び慈善的目的の非営利団体である国際ロータリーのロータリー財団管理委員会」と指定するものとする。

## パーセンテージ順位

(Percentage Standings)

クラブの累積剰出金が、直前ロータリー年12月の会員数報告を基にして会員1人当り10ドルに相当するクラブは「100%ロータリー財団クラブ」と認められる。

会員数報告は、各クラブ幹事より地区ガバ

ナーに提出された12月の「出席報告」書に記載されている12月最終例会日現在の会員数を表示していることに留意しなければならない。パーセンテージ順位は、国際ロータリー宛のクラブ半期報告或は寄付を行なった「当時」の会員数に基づくものではない。

12月の会員数は、その直後のロータリー年度中、パーセンテージ順位の基準として使用される。もしクラブの寄付累計額が、既に或はその年度中のある時に、直前ロータリー年度12月の会員数に10ドルを乗じた額に相当する場合、そのクラブは「100%」クラブと認められる。1月1日から6月30日までの間に国際ロータリーに加盟したクラブについては、その次のロータリー年度末までは、創立会員数に基づいてパーセンテージ順位を定める。

会員1人当たり10ドルの倍数に相当する金額を寄付するクラブは「200%ロータリー財団クラブ」；「300%ロータリー財団クラブ」等と認められる。

地区内の全クラブが「100%」クラブであれば、その地区は「100%ロータリー財団地区」と認められる。もし全クラブが200%になれば、その地区は「200%」地区というように100%の倍数パーセンテージ地区と認められる。ある年度における地区のパーセンテージの順位を決定する場合、当該年度中に国際ロータリーに加盟したクラブは、これを計算に入れない。

## 寄付の表彰

(Recognition of Contributions)

200%順位を認められたクラブには証明書が贈呈される。それ以上の100%の倍数パーセンテージ順位は、最初に贈られた証明書にはりつけられるようになっているステッカーによって証明される。

直前のロータリー年度に入会した新会員1

名毎に最低10ドル又はその相当額、他の会員1人当たり1ドル又はその相当額を毎年寄付するという慣例を採用し、それに基づいて寄付をなし、かつ斯様な寄付を毎年財団に行なうことを計画しているクラブに対しては「ロータリー財団の友」証書が贈呈される。

「メモリアル・コントリビューター」とは1ヵ年以内に米貨100ドル以上を、亡くなった人を記念して寄付した個人。この証書は故人或は寄付者の名前で発行される。

「ロータリー財団のポール・ハリス・フェロー」になったことを認めた証明書、メダルおよび襟章が、1ヵ年間に1,000ドル以上を寄付した個人、または、ある人に敬意を表するため或は記念するためにその人の名義でその寄付が行なわれた場合はその名義人に贈呈される。

1,000ドルに達するまで寄付を続ける意図を明らかにして、最初に100ドルを寄付した個人、または、ある人のためにその寄付が行なわれた場合はその名義人が「ポール・ハリス準フェロー」と認められる。2回目以降の寄付額は任意とし、その都度その人の寄付額に加算される。そして1,000ドルの満額に達した時「ポール・ハリス・フェロー」と認定され、「ポール・ハリス・フェロー」の証明書、メダルおよび襟章を受けとることになる。

「ポール・ハリス・フェロー」および「ポール・ハリス準フェロー」計画による寄付はすべて、自動的に、それに関与したロータリアンの所属ロータリー・クラブの寄付総額に加算され、かくてクラブがより高いパーセンテージ順位に到達するのに寄与できることになる。

管理委員会は、ロータリー財団に対して多大の功勞のあったロータリアンにロータリー財団功勞表彰状を授与して、これを表彰している。これには、証明書が、表彰を受ける者の一人びとりに贈られる。ロータリー財団に対する本人の功績が大きくて、地区の範囲を越えていたり、また長期にわたっていたりす

るもの場合は、管理委員会は、ロータリー財団特別功勞賞によってこれを表彰しており、これに対してはプラークが贈られる。通常、この特別賞を受けるのは、かつて表彰状を贈られたことのある人である。

## ロータリー財団週間

(The Rotary Foundation Week)

理事会並びに管理委員会(1964—65)は、「ロータリー財団週間」として知られている11月15日を含む週間が毎年遵奉せられるべきこと、その週間中クラブはクラブ・プログラムを財団に集中するよう、そして財団の目的に合致する企画試案を事務総長に提出するよう奨励されるべきこと、又財団週間の発表は適切な報道機関全部になされるべきであるということに意見が一致した。

## ロータリー財団地区委員会 (Rotary Foundation District Committees)

理事会は、1967—68年度の管理委員会の決定に同意して、次の事項を承認した：

A) 各地区ガバナーは、毎年9月1日又はそれ以前に、次に提案されているメンバーから成る地区ロータリー財団委員会を設置するものとする：

委員長として元地区ガバナー若しくは経験豊かな他のロータリアン、但し連続3年を越えて留任せざること；

委員として地区ロータリー財団委員会の各小委員長、可能な場合元地区ガバナーの経験を活用すること；

上記委員会のもとに次に提案されている小委員会を設置する。各小委員会は地区内のロータリアンを以て構成するものとし、委員の継続性を持たせるための規定

を設けること：

1. 財団推進——委員長及び最少限2名の委員を以て構成する；
2. 財団教育補助金——委員長及び最少限2名の委員を以て構成する；
3. 研究グループ交換——委員長及び最少限2名の委員を以て構成する；
4. 財団学友——委員長及び最少限2名の委員を以て構成する；

尚、必要に応じて財団プログラムの他の部面を担当する小委員会を追加すること。斯様な小委員会は夫々委員長及び最少限2名の委員を以て構成すること。

B) 各地区ガバナーに対し、可能な場合地区ロータリー財団委員会の各種小委員会の委員中に小委員会の担当する活動分野における経験者を最少限1名含めるよう示唆すること。

C) 地区ロータリー財団委員会の責任事項は下記の通りとする：

1. 地区ガバナーを助けてロータリー財団の目的及び活動の推進に当ること；
2. 財団に対する継続的財政支援を奨励すること；
3. 国際ロータリー中央事務局と財団の活動を支持する地区内ロータリー・クラブ間の連絡係となること；
4. 「ロータリー財団週間」への地区内クラブの積極的かつ効果的参加を推進すること；
5. 地区内の各種のロータリー財団小委員会の仕事を調整すること。

D) ロータリー財団推進小委員会の責任事項は下記の通りとする：

1. ロータリー財団の目的並びにプログラムに関する知識を普及しかつ関心を増大するために、ロータリー財団のための強力な広報運動を創案、指導すること；
2. ロータリー財団に対する地区内ロー

タリー・クラブ並びに個人の寄付の増大を奨励すること；

3. ロータリー財団に対する地区内ロータリー・クラブ並びに個人の寄付の募金方法を考案すること。

E) 財団教育補助金小委員会の責任事項は下記の通りとする：

1. 大学院課程奨学金、大学課程奨学金、教師奨学金、ジャーナリズム奨学金

- a) 教育補助金プログラムの発表に際し地区ガバナーを援助すること；  
 b) 地区内のすべての単科大学及び総合大学の学生部の担当職員に上記4種の奨学金について知らせかつこれらのプログラムを学生に発表する際協力してもらうため、それら職員と接触すること；  
 c) ロータリー年度を通して、立派な適格申請者を探そうロータリー・クラブを激励すること；  
 d) 上記4種の奨学金の地区候補者を選考すること；  
 e) 奨学金受領者が海外で有意義な1年を過ごすのに必要な適応指導を行なうこと。

2. 専門的訓練

- a) 専門的訓練プログラムの発表に際し地区ガバナーを援助すること；  
 b) 地区内のすべての専門的訓練機関の学生部担当職員に本プログラムを説明しかつ学生にプログラムを発表する際協力してもらうため、それら職員と接触すること；  
 c) ロータリー年度を通して、立派な適格申請者を探そうロータリー・クラブを激励すること；

- d) 申請書进行处理し、面接し、本補助金の地区候補者を選考すること；

- e) 補助金受領者をできる限りの方法で援助し、有意義な1年を過ごすのに必要な適応指導を行なうこと。

F) 研究グループ交換小委員会の責任事項は下記の通りとする：

1. 研究グループ交換プログラムの目的及び実施方法の発表に際し地区ガバナーを援助すること；  
 2. 地区内の全ロータリー・クラブの積極的参加を確保しかつそれらクラブに交換に際してのクラブの責任事項を知らせること；  
 3. ロータリー年度を通して、研究グループ交換チームの立派な適格候補者を探そうロータリー・クラブを激励すること；  
 4. 申請書进行处理し、面接し、地区の研究グループ交換チームのメンバーを選考すること；  
 5. 選考されたメンバーが海外で有意義な経験を得るのに必要な適応指導を行なうこと；  
 6. 組合わせ地区との接触を維持するに際し地区ガバナーを助けること；  
 7. 相手地区の研究グループ交換チームを受け入れるのに必要な準備をなすこと。

G) 財団学友小委員会の責任事項は下記の通りとする：

1. 現在、地区に居住している元補助金受領者及び研究グループ交換チームの元メンバーの名簿を入手し整備すること；  
 2. 地区及び地元の諸会合でロータリー・クラブおよび他の団体に財団プログラムを発表する際、これらの元補

- 助金受領者の参加を奨励すること；  
 3. クラブ例会、地元の集会、地区の諸行事への参加予定を立てるに当たり、

元補助金受領者とロータリー・クラブ間の連絡係となること。(理 68-69)

## 職業奉仕 (Vocational Service)

Vocation (職業) という言葉は社会人の「一定の業務、稼業、実業、専門職業、或は職務」を指すものである。ロータリーは、職業奉仕という言葉を使用するに当って、Service (奉仕) という文字をその一番広い意味で使っており、単に実業或は専門職業界における取引によってなされた業務或は売られた商品を目指すのみでなく、相手の必要と境遇に対して正当な考慮を払うと共に常に他人に対し思いやりの心を以て当たることも指しているのである。

職業奉仕はロータリーの綱領に於て次のような言葉を以て強調されている：

実業及び専門職業の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめること；を鼓吹育成する。

別の表現を以てすれば、職業奉仕は、職業の世界に於て、奉仕の理想を推進することを目的とするものである。即ち、職業奉仕は、

個々のロータリアンが、その職業関係のすべてに於て——従業員、競争業者、顧客及び仕入先との関係において高い道徳的水準を適用し、かつ、

ロータリアン各自がこの水準を、自分と職業を同じくする他のすべての人々の間に推進することを意味するのである。

### 「職業による奉仕」

(Service Through Business)

理事会 (1942-43) は、国際ロータリーがこれまでクラブ及びロータリアンに対し、額に入れたりその他の方法で使用するようにと“Service Through Business”「職業による奉仕」という宣言文を提案して来たこと、又それが明らかに歓迎されていたことを認めた。故に理事会は次の如き声明の承認を公式に記録した：

#### 職業による奉仕

ロータリアンとして、私の目的とする所は：私の職業は、物質的所得の手段であるばかりでなく、社会に対する奉仕を実行する機会であると考えること。

高度の職業水準を堅持し、更にその向上に努め、あらゆる疑わしい行為を取り去ることによって、私の天職の尊厳と真価を守ること。

職業上の成功は、それが社会に対する奉仕の結果としてもたらされるときに、初めて抱くに価する願望と言うことができること；しかし、不当な便宜や、特権の濫用や、信頼の裏切りから得られる利益や栄誉は断じて受けないこと。

健全な取引というものはすべて、あらゆる関係者に満足を与えるような方法によって、執り行なわれなければならないことを認識すること、そして、自分の職業の過程において、狭義の義務や責務の尺度を超越して奉仕することは寧ろ与えられた特権であると考えておろそかにしないこと。(理 42-43)

### 四つのテスト (The Four-Way Test)

ロータリー・プログラムの職業奉仕の部分を推進する一つの方法として、クラブは「四つのテスト」に注目している。

### 四つのテストの複製並びに使用 (Reproduction and Use of The Four-Way Test)

四つのテストの複製はすべて次の形式で作成されなければならない：

#### 四つのテスト

われわれがものごとを考え、言い、または為そうとする場合は、これに照合してから

- 1) 真実かどうか？
- 2) みんなに公平か？
- 3) 好意と友情を深めるか？
- 4) みんなのためになるかどうか？

四つのテストを複製或は使用する唯一の目的は、人間関係における高い道徳的水準の向上を計り、それを維持することにあらねばならない。複製は販売や利益を増すための広告の主要部分であってはならない。しかしながら、商社、団体又は公共機関の人間関係のすべてが四つのテストの方針にそって処理されることを願って真げんに努力していることを説明する方法としてならば、書簡箋やその他の印刷物に刷り込んでもよい。

四つのテストを、一つのロータリー・クラブ或は一団のクラブが頒布する物品中に或はそれに関連して複製する場合、当該ロータリー・クラブ又は一団のクラブが複製した旨のことわり書きをテストの本文の下方のどこかに入れるべきである。これは、それらのクラブが四つのテストの方針にそってあらゆる人間関係の処理に当たることを促進しようと努力

しているクラブであることを適切に示す方法である。

四つのテストは、如何なる意味においても「規則」として取扱われてはならない。

### 職業関係協議会

(Business Relations Conference)

地区ガバナーは、その年度内に地区で職業関係協議会を開催することの可能性と必要性について、地区内の他のロータリアンと共に考慮しかつ話し合うことが奨められている。

他の国にある地区に隣接している地区で職業関係協議会が計画された場合には、地区ガバナー達は国際職業関係協議会の開催を考慮することが奨められている。(理 58-59)

### 雇主—従業員関係

(Employer—Employee Relations)

円満な雇主—従業員関係を促進する目的で、理事会はクラブに対し次の事を提案している：

- a) 一国から他国へ大勢の労働者が移動する結果言語の障壁及び文化的社会的背景の相違から起り得る困難を克服するのに役立つ手段として、各クラブは、他国の文化、経済、地理的情勢に関するプログラムをその例会で準備する、そして地元地域社会の他のグループの会合においてもそのようなプログラムを奨励する；
- b) その地域に新たに移って来た人が新しい環境になれるよう援助するため市民相談所を創設するとか或は支持する方法を講ずることを考究する；
- c) 適格な候補者が得られる場合、クラブは「労働団体」という職業分類のもとにその候補者を会員に選挙する；

- d) クラブは随時、労使に関連した特別講演会や討論会に、要望があれば、労使双方の団体の代表者を招待する；
- e) 国家や地方自治体の政策は同業組合並びに労働組合双方の指導者の折衝と協定にどれ程依存しているか、そして必然的にクラブ会員は同業組合で指導的役割を果たすことに努力して労使間の問題における方針の確立に影響を与え得る機会を持っているということを考慮するようクラブ会員の注意を喚起すること。(理 63-64)

### 職業上の実務規準

(Standards of Correct Business  
and Professional Practice)

ロータリーは、各職種の同業組合による実務規準の採用と、維持を促進することに積極的関心を有している。同業組合が採用した規準には、国際ロータリーの提案した基本構想に則ってつくられたものが沢山ある。

実務規準を設定し、かつこれを維持するに当って、ロータリアンは、指導者としてその運動を進めかつ広めるのに特に有利な機会に恵まれている。(理 35-36)

ロータリー及びロータリアンが、実務規準を設定し維持するために行なう活動に関しては、ますます盛んに宣伝を行なうべきであり、又個々のロータリアンを職業奉仕のこの部面に積極的に参加させるために、実務規準を伸展させる継続的活動の機会に対し、ガバナー及びクラブ役員らの注意を喚起すべきである。(理 35-36)

ロータリアンは一人残らずそれぞれの同業組合に加入して競争業者関係の改善に努力するよう勧められている。(理 38-39)

国際ロータリー事務総長は、加盟クラブに提供するプログラム試案の中に、ロータリアンの同業組合への参加に関するものを加える

よう要請されている。(理 51-52)

### 職業指導 (Vocational Guidance)

若人の職業選択を援助する活動はクラブの職業奉仕委員会の活動の一つである。クラブは、青少年委員会の協力の下に、若人の職業選択を援助する活動を進めるため、職業奉仕委員会の下に「職業情報」小委員会を任命するよう示唆されている。(理 55-56)

### 地方的な企画 (Local Projects)

ロータリー・クラブは、夫々地方の事情に関係した問題、例えばオートメーション、都会化、人口の爆発的增加その他類似の問題を研究し、その解決のための企画を引受ける又は支持することを考慮するよう奨励されている。(理 63-64)

理事会はクラブに対し、a) 地方レベルの小企業相談所プログラムを始めること、b) 個々のロータリアンの職業奉仕の実践状態を検討し反省する一つの方法として「職業デー」のプログラムを予定することを考慮するよう提案している。(理 69-70)

### 道徳律 (Code of Ethics)

1915年の(サンフランシスコ)国際大会は、あらゆる業種の実業家のためのロータリー道徳律を採択した。その本文については種々の批判があること、及びロータリーの文書として全世界を通しての本道徳律の有用性に関し意見の一致を欠くため、国際ロータリーは本道徳律の頒布を中止した。

理事会(1927-28)は、道徳律の言葉づかいを改善することができるという、当時の目

標と目的委員会の意見に同意し、改訂に関する委員会を任命した。理事会(1928-29)は、道徳律よりもロータリーの綱領に重きをおく方がよいということに意見が一致した。理事会(1931-32)は、道徳律を手続要覧に掲載する方針は続けるが、特にこれを頒布したり一般に宣伝することはしないということを決めた。

理事会(1951-52)は、ロータリー道徳律の掲載を中止することを決定した。然し、1915年国際大会で採択された道徳律は、国際ロータリー事務総長に申込めば、上述の経緯を伝える説明書をも含めて支給すべきことという条件の下に入手出来ることを決定した。(理 51-52)

1977年の規定審議会は次の決議案を採択した：

R.I.細則第16条は道徳律に関する規定である、しかし  
その刊行はこれまで中止されてきた、しかし

現時点においては、全世界にわたり道徳の高揚、復興をはからなければならないというのが本審議会の総意であるが故に、  
国際ロータリーは、第68回年次国際大会において、R.I.理事会はロータリー道徳律の刊行と頒布の再開に努めるべきことを決議する。

上記の決議に応じて、理事会は、1915年に国際ロータリーによって刊行された道徳律について、これの刊行、頒布を再開するに先立って、これを現在の時世に合うように改訂できるか否かを入念に再検討する必要があることを認め、更に、かかる改訂については、規定審議会による決定が行なわれなければ、その効力が生じ得ないものであることをも認めているロータリーのプログラムに適合するように道徳律を改訂できるか否かを検討中である。(理77-78)

国際ロータリー

定 款

243頁—247頁

## 国際ロータリー定款

条	題 目	頁
1	名称及び性格	243
2	目 的	243
3	綱 領	243
4	会 員	243
5	理 事 会	244
6	役 員	244
7	管 理	245
8	国際大会	245
9	会 費	246
10	ロータリー財団	246
11	会員の名称と徽章	246
12	細 則	247
13	改 正	247

## 国際ロータリー定款

第1条  
名称及び性格

本組織体の名称は国際ロータリーとする。国際ロータリーは全世界のロータリー・クラブの連合体である。

第2条  
目 的

国際ロータリーの目的は：

- (a) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること；  
 (b) 国際ロータリーの活動を調整し、一般的にこれを指導すること。

第3条  
綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として、奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある：

- 第1 奉仕の機会として知り合いを拡めること；  
 第2 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめること；  
 第3 ロータリアンすべてがその個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；  
 第4 奉仕の理想に結ばれた実業人

と専門職業人の世界的親交によって国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第4条  
会 員

第1節 構成. 国際ロータリーの会員は、本定款及び細則に定められた義務をたゆまず遂行するロータリー・クラブをもって構成されるものとする。

第2節 所在. 細則に別段の定めのある場合の外、1市、1行政区又は1市政区域から一つのロータリー・クラブを加盟させるものとする。

\*第3節 クラブの構成. (a) ロータリー・クラブは以下本項に定める資格条件を備える男子によって構成されるものとし、いかなるクラブもその正会員の資格条件が次に示す所に該当していなければ、国際ロータリーの会員たる資格は認められない：

善良な成人男子であって、職業上良い世評を受けている者、そして

(1) 有益な一般に認められた事業又は専門職業の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員又は支配人であるか；

又は

(2) 有益な一般に認められた実業又は専門職業において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあるか；

又は

\*1977年（サンフランシスコ）規定審議会において改正。

## 国際ロータリー定款

(3) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の地方代理店又は支店を管理権を以て担当する地方代理人又は支店代理人又は支店代表者を勤めていること; として,

以上いずれの場合も, 本人がクラブにおいて分類される職業に, 自ら親しくかつ現実にたずさわっており, そしてその事業場又はその住居がそのクラブの区域限界内にあることを要する。

クラブの正会員で, 一つまたはいくつかのクラブで5年以上正会員であった者は, そのクラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなった場合でも, その新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内または隣接クラブの区域限界内にあれば, その正会員身分を保持することができる。

(b) 報道機関, 宗教及び外交官の職業分類を除き, として, 細則に定められているアディショナル正会員の規定を除き, 各職業分類毎に1名より多くの正会員があってはならない。

(c) 国際ロータリー細則は, ロータリー・クラブの中に正会員の外にシニア・アクティブ会員, パスト・サービス会員及び名誉会員と呼ばれる会員種類を置く規定を設けることができる。そして国際ロータリー細則は, その各々に対する資格条件を定めるものとする。

**第4節 定款及び細則の承認.** 国際ロータリー加盟認証を与えられ, これを受領したロータリー・クラブは, すべて, それによって国際ロータリーの本定款及び細則並びにその改正規定を受諾し, 承認し, として, 法律に反しない限り, 万事これによって拘束され, それらの規定を忠実に遵守することを

承諾するものとする。

## 第5条 理 事 会

**第1節 構成.** 理事会は国際ロータリーの管理主体であって, その人員は17名とする。国際ロータリーの会長は理事会の一員であって, その議長となるものとする。国際ロータリーの会長イレクトは理事会の一員となるものとする。15名の理事は細則の規定に従って指名され選挙されるべきものとする。

**第2節 権限.** 理事会は本定款及び細則の定めに従って国際ロータリーの業務並びに資金の支配と管理を行なうものとする。かかる支配と管理を執行するに当り, 理事会は, 細則の規定によって定められた予算に従って, 1会計年度中に, その経常収入及び国際ロータリーの目的達成のために必要な額を一般剰余金から支出することができる。理事会は, 剰余金からの支出を必要とした特別事情について次の国際大会に報告しなければならない。理事会は如何なる場合にも, その時点における国際ロータリーの正味資産を超える負債を生ぜしめてはならない。

**第3節 幹事.** 国際ロータリーの事務総長は理事会の幹事をつとめるものとする。事務総長は理事会の議事について投票権を持たないものとする。

## 第6条 役 員

**\*第1節 名称.** 国際ロータリーの役員は, 会長, 副会長, その他の理事,

\*1977年(サンフランシスコ) 規定審議会において改正。

## 国際ロータリー定款

事務総長, 財務長, 地区ガバナー, 及びグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長, 直前会長, 副会長及び名誉会計とする。

**第2節 選挙の方法.** 国際ロータリーの役員は細則の定めるところに従って指名され, 選挙されるものとする。

## 第7条 管 理

**第1節** グレート・ブリテン, アイルランド, チャンネル諸島及びアイル・オブ・マンに所在するクラブは, 国際ロータリーの管理上の1単位区域を形成するものとし, これを“グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー”の名を以て呼ぶものとする。

**\*第2節** クラブの管理は理事会の総合的管理の下にあるものとし, 次に示す直接管理の諸形式の中のいずれかの形式を併せ用いるものとする。これら直接管理の諸形式は常に本定款及び細則の規定に適合するものでなければならない:

(a) 理事会によるクラブの直接管理。

(b) 設定地区のガバナーによるクラブの直接管理。

(c) 地区ガバナーの管理に加えて, 理事会が適切と考えかつ規定審議会又は国際大会によって承認された方法を以てする, 地理的に隣接する二つ以上の地区から成る地域内のクラブの管理。

(d) 管理上の単位区域たるグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーによる, グレート・ブリテン, アイルランド, チャンネル諸島及びアイル・オブ・マンにあるロータリー

・クラブの直接管理。グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの権限, 目的及び職務は, 規定審議会又は国際ロータリー国際大会によって承認されたグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款の条項並びに国際ロータリーの定款及び細則に定められている所に従うものとする。

## 第8条 国 際 大 会

**第1節 時期及び場所.** 国際ロータリーの大会は, 毎年5月又は6月に, 理事会の決定する時と場所において開催されるべきものとする。但し, 十分な理由があるときは, 理事会はこれを変更することができる。

**第2節 臨時国際大会.** 非常事態発生の場合, 会長は理事会総員過半数の同意の下に臨時国際大会を召集することができる。

**\*第3節 代表.** (a) すべて国際大会においては, 各クラブは少くとも1名の代議員を以てクラブを代表させる権利を持つ。名誉会員を除く会員数が50名を超えるクラブは, 50名を超える部分の50名又はその過半数の端数毎に1名の追加代議員を以て代表させる権利を持つ。この目的のために, 代議員は, 国際大会の開催される月から遡って第3カ月目の最終例会日現在におけるそのクラブの会員数を基礎として決定すべきものとする。クラブはそのクラブの持つ1又は2以上の投票を行使する権限を1名の代議員にゆだねることが

\*1977年(サンフランシスコ) 規定審議会において改正。

できる。

(b) 各クラブは、国際ロータリーの大会に代議員たるそのクラブの会員又は委任状による代理者を送り、大会の決定に付せられた各提案に対して投票する義務を負う。

**第4節 特別代議員.** 国際ロータリー各役員及び各前会長で、現在も会員(名誉会員を除く)としてクラブに籍を有する者は、特別代議員とする。

**第5節 選挙人及び投票.** 正規の信任状を持つ代議員、委任状による代理者、及び特別代議員が国際大会の選挙体を構成し、これを選挙人と称する。投票は細則の定める所に従って行なわれるものとする。

**\*第6節 規定審議会.** 3年目ごとに規定審議会を開催する。国際大会が、細則の定めるところにより、制定案及び決議案の審議決定を行なう場合を除き、審議会は、国際ロータリーの立法機関をなすものとし、その会議を理事会の決定する時期及び場所において開く。ただし、理事会が別に定めた場合を除き、同一国内において2回続けて審議会を開くことを得ないものとする。

審議会は、正規の手続によって提出されたすべての制定案及び決議案の審議及び決定に当るものとし、その決定は、国際ロータリー細則の規定によるクラブの決定にのみ従うものとする。制定案又は決議案の採択に関して審議会の行なった決定に反対の意思を表示したクラブの票が所定の数まで事務総長に提出された場合は、当該制定案又は決議案は、次期の国際大会における

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

投票人の表決に付せられるものとする。

審議会の議員及び議事手続は細則に規定するものとする。

### 第9条 会 費

各クラブは半年毎に、細則に定める人頭分担金を、国際ロータリーに納付するものとする。

### 第10条 ロータリー財団

細則又は国際ロータリー大会の決議によって課せられることあるべき制約を条件として、国際ロータリー理事会又はロータリー財団管理委員会は、同理事会又は同管理委員会が適切と考える条件の下に、いかなる贈与、不動産遺贈又は金銭或は財産又はそれより生ずる収入の遺贈をも、それが無条件譲渡であるとはたまた寄贈者又は遺言者の指定することあるべき使途又は委託の条件つきであるとを問わず、これを受理することができる。すべてこのような贈与、不動産遺贈又は遺贈は、理事会が国際ロータリーの大会決議によって与えられた権限によって随時その目的のために取りのけて置く国際ロータリーの剰余資金とともに、ロータリー財団として知られる資金を構成しその一部となるものとする。

### 第11条 会員の名称と徽章

クラブの各会員はロータリアンとして知られ、国際ロータリーの徽章、バッジ又はその他の記章を佩用する権利を与えられるものとする。

### \*第12条 細 則

規定審議会又は国際ロータリー国際大会は、本定款のほかに国際ロータリーの管理のために必要で、本定款に反しない規定をあつめた細則を採用すべきものとし、また、その改正を行なうことができるものとする。

### 第13条 改 正

**第1節 時期.** この定款の改正は、規定審議会において、出席しかつ投票を行なう者の投票の3分の2によってのみ行なうことができる。但し、この定款を改正しようとする制定案の採択に関して審議会の行なった決定に反対の意志を表示したクラブの票が所定の数まで事務総長に提出されたため、国際ロータリー細則第9条第10節(g)項の規定による国際大会の決定を必要とするに至った場合は、この定款の改正は、規定審議会の開かれた年の翌年の国際大会において、当該改正案が国際大会に付議された時における出席投票

選挙人の投票の3分の2によって行なうことができる。

**第2節 提案者.** 本定款の改正はクラブ、地区大会、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの最高審議会又は大会、規定審議会、又は理事会によってのみ提案されることができる。

**第3節 手続.** 本定款を改正しようとする提案はすべて、規定審議会の開かれるロータリー年度の8月1日以前に事務総長の手許に提出されなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、規定審議会が開催されるロータリー年度の11月1日までにその提案の写しを各クラブの幹事に郵送しなければならない。

事務総長は、適正に提案された改正案のすべてを、直接規定審議会に回付しなければならない。

規定審議会は、正規の手続によって提出された前記各改正案及びこれに対して提出されたすべての修正案を審議し、これに対する決定を行なうものとする。

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

国際ロータリー

細則

251頁—306頁

## 国際ロータリー細則

条	題 目	頁
1	国際ロータリーの加盟会員	251
2	加盟の終結	252
3	クラブの会員身分	253
4	理 事 会	256
5	役 員	258
6	立法手続	259
7	国際大会	261
8	国際大会の手続規則	262
9	規定審議会	264
10	指名と選挙	269
11	管理上の集団	288
12	管理上の単位	288
13	地 区	289
14	委 員 会	296
15	財務事項	300
16	道 徳 律	301
17	名称と徽章	301
18	その他の管理上の事項	301
19	機 関 雑 誌	303
20	ロータリー財団	303
21	改 正	306

## 国際ロータリー細則

## 第1条

## 国際ロータリーの加盟会員

\*第1節 加盟承認。(a) 国際ロータリーの会員に加盟承認を求める申請書は、理事会に対して行なうべきものとする。申請書には、米貨150ドル又はクラブの所在する国の通貨によるその相当額を添付しなければならない。理事会は、かかる申請を承認又は拒否する権限を持つ。加盟は、申請が承認された日を以てその効力を生ずるものとする。

(b) 市、区、その他の自治体地域内においてクラブの区域限界を同じくする二つ以上のロータリー・クラブの加盟を認めることができるものとする。ただし、この規定により、自己の区域内にアドレシヨナル・クラブが結成されることとなる一つまたはいくつかのクラブが、先ず、そのアドレシヨナル・クラブを同じ区域に結成することに同意することを要するものとし、さらに、そのアドレシヨナル・クラブの結成が、理事会の定めるロータリー・クラブ結成に関する方針に従って行なわれなければならないものとする。

(c) 市、区、その他の自治体の行政区域内に、明確に区画することのできる一つまたはいくつかの地域があり、その各々が、その区域内に、少なくとも新クラブの結成に必要な最低数の職業分類を有する場合には、これら地域の各々につき、それをクラブの区域と

するアドレシヨナル・クラブの加盟が認められるものとする。ただし、自己の区域内にアドレシヨナル・クラブが結成されることとなる一つまたはいくつかのクラブが、先ず、かかるアドレシヨナル・クラブの結成に同意し、かつ、本節(b)項の規定によって結成されるクラブについて定められた場合を除き、新クラブの区域となる地域を放棄することを要するものとする。

(d) 本節の規定によって既存クラブの行なうアドレシヨナル・クラブの結成に対する同意、および区域の一部放棄を必要とする場合における放棄は、当該既存クラブの例会において、出席会員の投票の過半数の賛成票によるべきものとし、これに関する議案の通知は、前記例会の少なくとも10日前に、クラブの各会員宛に郵送されていなければならない。

(e) 自己の区域限界内に一つまたはいくつかのアドレシヨナル・クラブを結成することに同意し、また、かかる目的をもって、(c)項の規定に従い、その区域の一部を前記のアドレシヨナル・クラブの結成のために放棄するクラブは、放棄された地域内の人で、その事業、担当経營業務または専門職業活動の範囲がアドレシヨナル・クラブの結成に同意を与えたクラブの区域にわたっている者を、自己のクラブに入会させる権利を留保することができる。こ

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

の規定は、前記のアディショナル・クラブを拘束するものとする。

(f) 市、区、その他の自治体地域において、本節の規定によってアディショナル・クラブの加盟が承認され、その後、そのアディショナル・クラブの区域内における発展状況の推移、または理事会の考えているその他の理由により、そのアディショナル・クラブおよび/またはそのアディショナル・クラブが結成されたときそれに同意を与えたクラブまたはいくつかのクラブの今後における組織の充実と発展をはかるためには、そのアディショナル・クラブのためにもまた自己のものと区域からそのアディショナル・クラブを生んだクラブまたはいくつかのクラブのためにも、それぞれの区域の範囲を同じくする必要のあることが国際ロータリー理事会によって確認されるに至った場合において、このような体制に利害関係をもつクラブの全部による申請があったときは、理事会は、その決定によって、これら各クラブがそれぞれの区域を同一にすべきことを指示することができるものとし、以後、これら各クラブの区域は、本節(b)項の規定によってロータリー・クラブが結成される場合に理事会が定めるものと同一の方針に従って理事会がその判断により裁定した新しい境界によるものとする。

**第2節 標準クラブ定款.** (a) 国際ロータリーによって採択され、時々改正の行なわれた標準クラブ定款は、1922年6月6日後に加盟を承認されたすべてのクラブによって採択されなければならない。

(b) 標準クラブ定款は、本細則の改

正について規定されているところと同様の方法によって改正することができる。かかる改正は、自動的に、標準クラブ定款を採択している各クラブの定款の一部となるものとする。

(c) 1922年6月6日より前に加盟を承認されたクラブは、標準クラブ定款及びその改正規定に適合させるために行なう場合を除き、そのクラブの定款の規定を一切変更してはならない。

(d) 特殊な事情のある場合、又は国、州、もしくは県等の法令及び慣習に従うために必要な場合、理事会は、そのいずれかの会合において、出席しているそのメンバーの3分の2の多数を以て、国際ロータリー定款及び本細則に反しないもの場合に限り、標準クラブ定款及びその改正規定と異なるクラブ定款の規定を承認することができる。

## 第2条 加盟の終結

**第1節 不払い.** 会費または国際ロータリーに対するその他の金銭的債務の支払を怠るクラブの加盟は、理事会においてこれを終結させることができる。

**第2節 懲戒.** 理事会は、しかるべき理由がある場合には、聴聞を行なった後、理事会全員の多数決を以て、クラブを懲戒もしくは会員権停止処分に付し、又は、全会一致をもって、クラブを除名することができる。但し、問責書及びこれに関する聴聞の時と場所の通知が、かかる聴聞の行なわれる少なくとも30日前に、そのクラブの会長及び幹事に郵送されていなければならない。そのクラブには、弁護士をわか

る聴聞における自己の代理人とする権利が与えられるものとする。理事会の決定は、本細則第4条第2節に定める国際大会への提訴があった場合のみを除き、最終とする。

**第3節 脱会.** いずれのクラブも、国際ロータリーに対する金銭上その他の義務を完済している限り、加盟から脱会することができる。理事会が脱会を受理したときは、その脱会は直ちに効力を生ずるものとし、そのクラブの加盟認証状は事務総長に返還されなければならない。

**第4節 機能の喪失.** 何らかの理由により、クラブが解体し、または例会を定期的に行なわず、その他機能を遂行することができなくなった場合は、理事会は、そのクラブの加盟を終結させることができる。

**第5節 再結成.** 加盟を終結させられたクラブが再び結成された場合、又は同じ土地に新クラブが結成された場合、理事会は、その再結成又は新設されたクラブに加盟の承認を与えるに当り、これに入会金の支払を求めるか否か、または、国際ロータリーに対する元のクラブの負債の支払を求めるか否かを、決定する権限を持つものとする。

**第6節 引渡し.** 国際ロータリーにおける会員籍が終結したときは、その元クラブは、国際ロータリーの財産に対する所有権を失い、または失われらるべきものとする。ただし、会員籍に在る間は、国際ロータリーの名称、徽章その他の標章を使用する権利を有するものとする。この権利は、そのクラブの加盟会員籍が終結したときに消滅するものとする。事務総長は、クラ

ブの加盟認証状を回収するための措置をとる義務を負うものとする。

## 第3条 クラブの会員身分

**第1節 正会員.** (a) 国際ロータリー定款第4条第3節に定められた資格条件を有する者は、ロータリー・クラブの正会員に選ばれることができる。

(b) 各正会員の職業分類は、その所属する商社、会社又は団体の主要なかつ世間の認めている業務活動を示すものでなければならない。又、本人が個人として実業又は専門職に従事している場合には、その職業分類は本人の主要なかつ世間の認めている実業又は専門職活動を示すものでなければならない。

### \*第2節 アディショナル正会員.

(a) クラブの正会員は、いずれも、自分と同じ職業分類の実業または専門職業に現実に従事している者をもう一人正会員に推薦することができ、クラブはこれを正会員に選ぶことができる。この場合、その正会員の職業分類は推薦者の職業分類と同一とする。このアディショナル正会員の資格条件は、国際ロータリー定款第4条第3節に正会員について定められているものと同一とする。このアディショナル正会員は、その会員身分が、推薦者の正会員身分が終結したとき、又はその推薦者がシニア・アクティブ会員になった場合に自動的に終結せしめられることを除いては、すべて正会員に同じとする。

(b) クラブは、その職業分類の保持

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

者の承諾を条件として、かつていずれかのロータリー・クラブの正会員であった者で、その現実にたざさわっている事業の場所又はその住居がクラブの区域限界内にあり、かつ会員となるべきその他の資格条件が備わっている者を、アディショナル正会員に選ぶことができる。ただし：

- (1) いかなる場合でも、一つの職業分類について本節、本項の下に選ばれるアディショナル正会員の数は1名を越えないものとする。
- (2) 本節、本項の下に会員に選ばれるためには、かつて属していたクラブを退会した理由が、本人がそのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。
- (3) 本節、本項の下に選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席になったときには会員身分を失う。ただし、その職業分類が再び充填されたときは、再度選ばれることができる。(この但し書規定は、その職業分類の保持者が本節(a)項に基いてアディショナル正会員を推薦する権利を害するものではない。)

**\*第3節 シニア・アクティブ会員。** (a) クラブの正会員またはパスト・サービス会員で、その一つまたはいくつかのクラブにおける正会員およびパスト・サービス会員としての経歴が次の各号に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にかつ直ちにシニア・アクティブ会員となるものとする。

- (1) 一つ又はいくつかのクラブで通算15年以上会員であった者、
- (2) 現在60才以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算10年以上会員であった者、
- (3) 現在65才以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算5年以上会員であった者、
- (4) 現在国際ロータリーの役員であるか、またはかつてその役員であった者。

(b) クラブは、任意に、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員でなくなった時点においてシニア・アクティブ会員であったものまたはシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。ただし、その元会員の住居またはその現実にたざさわっている事業の場所が、そのクラブの区域限界内又はその周辺の地域内にあることを要する。

(c) シニア・アクティブ会員は、次に掲げる事項を除き、すべて正会員と同一の権利、特典及び責任を持つものとする。

- (1) シニア・アクティブ会員は職業分類を代表しないものとし、また、
- (2) 本条第2節(a)項によるアディショナル正会員を推薦する権利を持たない。  
クラブは、シニア・アクティブ会員の従事している職業の職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

**第4節 パスト・サービス。** (a) 現

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

ものとする。

**第5節 二重会員。** 何人も、同時に、いくつかのクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員となることを得ないものとする。

**第6節 名誉会員。** クラブの区域限界内に居住しているか、または居住していたことのある男子で、同地域又は他の地域において、ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした者を、そのクラブの名誉会員に選挙することができる。

名誉会員は、本人が会員となっているクラブ以外のクラブにおいては、いかなる権利又は特典も認められないものとする。

**\*第7節 宗教、報道機関および外交官。** 二つ以上の宗派の各代表者、クラブの区域限界内で報道事業を営む二つ以上の報道機関の各代表者およびクラブの区域限界内で二つ以上の国の政府をそれぞれ公式に代表する各外交官は、これらの職業分類の下に正会員となる資格を有するものとする。ただし、これらの代表者が定款および本細則に定められた資格条件を備えていることを要する。

**第8節 公職。** 一定の任期を限って選挙又は任命によって公職に在る者は、当該公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。これは学校、大学その他の教育施設に奉職する者又は裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。

クラブの正会員で一定の任期をもつ

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

職から引退したために正会員身分を喪失したかつてのロータリー・クラブ正会員で、一つ又はいくつかのクラブで通算5年以上正会員であった者は、本人が正会員となっていたクラブその他のクラブのパスト・サービス会員に選挙することができる。このような元会員は、他のすべてのパスト・サービス会員の資格条件を備えている限り、その正会員の身分を失った時又はその後いつでも、パスト・サービス会員に選ぶことができる。実業又は専門職からの引退が、クラブの会員でなくなった後に生じたものであった場合は、これをパスト・サービス会員に選挙することができない。パスト・サービス会員は、本人が正会員となっていたクラブの会員に選挙された場合を除き、入会金の支払を要するものとする。本人が正会員となっていたクラブの場合は、二度目の入会金の支払を要しないものとする。パスト・サービス会員は、本人がパスト・サービス会員となっているクラブの区域限界内又はその周辺に居住しており、また、引続き居住することを要する。但し、本人が正会員となっていたクラブのパスト・サービス会員に選挙される場合はこの限りではない。この場合は、本人が正会員の身分を失った時に居住していた場所に居住することができる。

(b) パスト・サービス会員は、実業又は専門職の職業分類を代表するものとし、及びシニア・アクティブ会員になることができないこと(但し本条第3節(a)項に規定されている場合を除く)の2点を除き、正会員の持つすべての権利、特典及び責任を有する

た公職に選挙又は任命された者は、その公職に在任中、前記の選挙又は任命の直前に本人がクラブにおいて代表していた職業分類の下に、引続き正会員としての身分を保持することができる。

**第9節 国際ロータリーの職員.** クラブは、国際ロータリーと雇傭関係に入ったそのクラブの会員の会員身分を、その雇傭関係の続く限り、保持せしめることができる。

#### 第4条 理事会

**第1節 任務.** 国際ロータリーの理事会は、国際ロータリーの目的の推進、ロータリーの綱領の達成、ロータリーの基本原則の研究と教育、ロータリーの理想、倫理及びロータリーの独創的組織の保全、並びにロータリーを全世界に拡大する目的のために必要なあらゆることを行なう義務を負うものとする。

**第2節 権限.** 理事会は、国際ロータリーの管理主体をなすものとし、その決定は、定時又は臨時の国際大会に提訴する以外に、これを覆すことができないものとする。かかる提訴は、当該国際大会の開会の少くとも30日前に、国際ロータリーの事務総長に提出されなければならない。

**第3節 管理および監督.** 理事会は、国際ロータリーの役員及び委員会の全部に対する総合的管理および監督を行ない、しかるべき理由がある場合には、聴聞を行なったうえ、理事会全員の投票の3分の2によって、役員又は委員を罷免することができる。但し、その役員又は委員に対して、問責書および

かかる聴聞の行なわれる時と場所を明示した通知が、聴聞の行なわれる少くとも60日以前に、本人に直接もしくは書留郵便を以て、届けられていなければならない。この聴聞においては、弁護人を本人の代理人とすることができる。

**第4節 会合 (a) 理事会は、** 理事会が決定する時及び場所において開くか、もしくは会長の招集によって開くものとする。開会の通知は、通知を必要としない場合を除き、開会日の少くとも30日前に、事務総長により、理事会の全部に対して行なわれなければならない。理事会は、各会計年度毎に少くとも2回開かなければならない。

(b) 次の会計年度に理事会のメンバーとなる者の暫定会合が、年次国際大会の終了直後、次期会長の定める時と場所において、開催されなければならない。7月1日以後のいずれかの日に、定足数を満たした理事の出席した理事会、または本条第5節に述べられている通信方法の中のいずれかによった場合の理事の過半数が、前記暫定会合で行なわれた決定を承認したときは、暫定会合及びその会合で行なわれた決定は、暫定会合が前記の7月1日以後の日に行なわれたとした場合におけるものと同様の効力を有するものとする。

(c) いかなる理事会の会合においても、定款又は細則によってより多くの投票を必要とされる場合を除き、理事会のメンバー5名を以てすべての事項を処理するための定足数とする。

**第5節 通信による投票.** 理事会は、会合を行なわないで、会長から、または会長の承認を得て、理事会に回付された事項を、郵便、電信、無線電報ま

たは電話によって票決する方法によって、議事を処理することができる。理事会のメンバーの過半数が投票を終了している場合には、回付の日から30日を経過したときをもって、投票が締切られたものとみなし、また、前記の期日前であっても、理事会のメンバーの過半数が賛成票を投じたときまたは反対票を投じたときは、そのときをもって投票が締切られたものとみなすものとする。

**第6節 執行委員会.** 理事会は、3名を下らず5名を越えないそのメンバーを以て構成される執行委員会を任命することができる。理事会はこの委員会に、理事会の会合と会合との中間期間中、既に国際ロータリーの方針が確立されている、執行又は管理の性格を持つ事項について、理事会に代わって決定を行なう権限の行使を委任することができる。執行委員会は、理事会によって定められ、本節の規定に背馳しない職務権限によってその任務を行なうものとする。

**第7節 決定権限.** 理事会は、定款及び細則の規定の趣旨の範囲内において、どんなことをその範囲と性格上国際的事項とするか、国内事項とするか、あるいはその他の事項とするかを決定し、これを宣言する権限を持つものとする。但しクラブはそれについて国際大会に提訴する権利を有するものとする。かかる提訴は、当該国際大会の開会に先立つ少くとも30日前に事務総長のもとに提出されなければならない。これに関する討議は国際大会の議事規則に従うものとし、国際大会の決定をもって最終とする。

**第8節 欠員.** (a) 理事に選挙された時期と任期の第1年目を終る時との間に、何等かの理由で理事に欠員が生じた場合には、その理事を指名したゾーン、地理的集団又は地域内のクラブは欠員となった理事の残存任期をつとめる後任の理事ノミニーを選出して、理事会による選挙にそなえるものとする。このようなノミニーの選出は、可能な限り、当該ゾーン、地理的集団又は地域が理事ノミニーを選出する場合の手續に従って行なうべきものとする。手續の具体的詳細は会長の定めるところによる。

このような選出が本細則の定める指名委員会の方法によって行なわれる場合において、当該ゾーン、地理的集団又は地域に、欠員の生じた年度を任期とする理事指名委員会が設けられていたときは、その委員会は、その任務のほかに、欠員理事の残存任期を任期とする理事ノミニーの選出に関する任務を行なうものとする。

このような指名委員会が設けられていない場合には、空席となった理事の選出に関する任務に当たった指名委員会が、その空席を埋めて残存任期を勤める理事ノミニーの選出に関する任務を行なうために、会長によって再任命されるものとする。

本節上述の規定に従って空席を埋め、残存任期を勤める理事ノミニーを選出した後、そのノミニーを理事とする選挙は、理事会が、会長の決定するところに従い、次の理事会において、もしくは通信による投票によって、これを行なうものとする。

(b) 理由の如何を問わず理事の欠員

が、その理事の就任第1年度終了の時とその任期満了の時との間に生じた場合は、残余の理事が、会長の決定に従って、次の理事会において、もしくは通信による投票によって、欠員の生じた当該ゾーン、地理的集団又は地域から、残存任期中空席を埋める理事を選挙するものとする。

(c) 上述の規定によることができないような不測の場合が生じたときは、会長がとるべき手続を決定するものとする。

## 第5条 役員

**\*第1節 選挙.** (a) 会長及び理事は、以下に定める規定に従い、年次国際大会において選挙されるものとする。

(b) 毎年、次期理事会の暫定理事会会議において、次期会長は、副会長を選任するものとする。

次期理事会は、その暫定理事会会議において、そのメンバーのうち任期の第2年目をつとめることとなる者の中から、7月1日から向こう1カ年を任期とする財務長を選出するものとする。

(c) 次期理事会は、事務総長の任期が終了する暦年に、その暫定理事会会議において、翌年1月1日より向う5カ年を越えない任期を勤める事務総長を選任するものとする。

**第2節 資格条件.** (a) 国際ロータリーの各役員は、名誉会員以外の瑕疵なきクラブの会員でなければならない。

(b) 国際ロータリー会長候補者は、かかる候補者として推薦される以前に

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

(c) 財務長又は事務総長に欠員を生じた場合は、理事会はその残存任期を任期とする後継者をロータリアンの中から選任しなければならない。

**\*第5節 報酬.** 事務総長以外の役員はすべて無報酬とする。理事会は事務総長の報酬額を定めなければならない。

**第6節 任務.** (a) 会長はすべての国際大会及びすべての理事会の会合を主宰するものとする。会長は、最高執行者として、国際ロータリーの業務及び活動を管理し、その職責に属するその他の任務を執行するものとする。

(b) 会長イレクトは、理事会のメンバーとしての任務及び権限のみを持つものとする。ただし、会長又は理事会はこれにその他の任務を与えることができる。

(c) 事務総長は、会長の監督及び理事会の支配の下に業務を執行する国際ロータリーの常務役員とする。事務総長は、国際ロータリーのために、事務総長の署名を要するすべての書類に署名し、会計記帳を行ない、理事会の指示した方法によって資金を受入れてこれを預金し、また、理事会に対して年次報告を行なうものとし、その報告は、理事会の承認を経たうえ、年次国際大会に提出されなければならない。事務総長は、理事会の要求する金額と保証人を、誠実な任務遂行の保証として提供しなければならない。

(d) 財務長は、理事会の指示した方法に従って資金の払い出しを行なうのほか、理事会から委任された財務長の職責に属するその他の任務を行なうものとする。財務長は、理事会が要求し

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

た場合の報告を理事会に対して行ない、また、国際大会に対する報告を行わなければならない。財務長は、理事会の要求する金額と保証人を誠実な任務遂行の保証として提供しなければならない。

## 第6条 立法手続

**\*第1節 提案.** 国際ロータリーの定款もしくは細則または標準クラブ定款を改正しようとする提案は、これを制定案と称するものとする。これらの規則のいずれをも改正することを目的としていない提案は、これを決議案と称するものとする。

本細則に別段の定めある場合を除き、制定案は、国際ロータリー定款第13条、国際ロータリー細則第9条及び第21条、ならびに標準クラブ定款第14条に定められている方法によって提案され、決定されなければならない。

決議案の提出は、クラブ、地区大会、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー理事会又は大会、規定審議会、及び理事会においてこれを行なうことができる。

決議案は、規定審議会または国際大会でその提案が審議、採決されるときに審議会の議員または国際大会に出席して投票を行なうクラブの代議員の投する有効投票の少なくとも過半数の賛成票によって、採択することができる。

この規定に別な定めのある場合を除き、決議案は規定審議会の審議に付せらるべきものとし、審議会の開かれる30日前までに、書面をもって、これを事務総長の許に届けなければならない。

ただし、審議会または理事会の提出する決議案については、審議会が閉会するにいたるまでこれを受理し、その表決を行なうことができる。

管理、運営上の事項に関する決議案は、規定審議会が開かれることになっていない年には、理事会がこれをその年の国際大会の審議に付することができるものとし、そして、本細則第9条の定める処理方法によらず、国際大会で審議することができるものとする。ただし、このような決議案は、すべて理事会がその提案者となり、その審議が行なわれる国際大会の開かれる75日前までに事務総長に提出すべきものとし、事務総長は、その決議案の審議が行なわれる国際大会の開かれる60日前までに、その写しを各ロータリー・クラブに郵送するものとする。

本細則に別段の定めある場合を除き、決議案は本細則第9条に規定する方法によって提案し採決すべきものとする。

**\*第2節 非常事態。**(a) 理事会全員の3分の2の多数によって表明された理事会の意見として、非常事態の存在することがみとめられた場合は、

(1) 国際ロータリーの定款を改正しようとするものでない制定案、または決議案で、規定審議会が開かれることになっている年の規定審議会の会期中またはその前のこのような議案を審議会の審議に付するために提出すべき期限として定められている日を過ぎてから受理されたものについては、本細則第21条第3節または標準クラブ定款第14条第3節または本細則第9条の規定による手続きを経ないで、当該審議会においてその決定を行なうことができ

る。ただし、時間的に可能な限り、これらの規定に定められている手続きに従うべきものとする。

(2) 国際ロータリーの定款を改正しようとするものでない制定案、または理事会の提案にかかわるもの以外の決議案、および理事会の提案にかかわる管理、運営上の事項以外の問題に関する決議案は、規定審議会が開かれることになっていない年には、本細則第21条第3節または標準クラブ定款第14条第3節または本細則第9条に定められた手続きを経ないで、その年の国際大会において、その表決を行なうことができる。但し、時間的に可能な限り、これらの規定に定められている手続きに従うべきものとする。

(3) 国際ロータリーの定款を改正しようとするものでない制定案、または理事会の提案にかかわるもの以外の決議案、および理事会の提案にかかわる管理、運営上の事項以外の問題に関する決議案で、規定審議会が開かれることになっている年の国際大会のとき、またはその前審議会の会期が終了したあとで、受理されたものは、本細則第21条第3節または標準クラブ定款第14条第3節または本細則第9条の規定による手続きを経ないで、当該国際大会においてその表決を行なうことができる。ただし、時間的に可能な限り、これらの規定に定められている手続きに従うべきものとする。

(b) 非常事態下にこれらの規定に基づいて規定審議会又は国際大会によって処理される制定案または決議案を採

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

択するためには、出席者の投票の3分の2の賛成票を要するものとする。

## 第7条

### 国際大会

**第1節 時期及び場所。**定款第8条第1節の規定に従って、理事会は、毎年、その会合の時点を含む会計年度が終わってから54ヵ月後に始まる暦年に開催すべき国際大会の日及び場所を決定することができる。そしてその国際大会の開催のためにあらゆる準備手配を行なう権限を有するものとする。

**第2節 招集。**国際大会の少くとも6ヵ月前に、会長は年次大会を公式に招集し、事務総長は招集状を各クラブに郵送しなければならない。

臨時国際大会の招集状は、開催日の少くとも60日前に発せられ、郵送されなければならない。

**第3節 国際大会の役員。**国際大会の役員は、国際ロータリーの会長、副会長、事務総長及び財務長、並びに会長によって任命される会場監督とする。

**\*第4節 代議員。**(a) 資格条件。各代議員及びその補欠者は、委任状による代議員を除き、本人の代表するクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。

(b) 補欠者。クラブは、その代議員を選任する場合に、各議員代ごとに1名の補欠者を、さらに、その補欠者が必要な場合の任務を行なうことができなくなったときには、第2の補欠者を選ぶことができる。補欠者は、自分がその補欠者または第2補欠者となっている代議員が欠席した場合にのみ投票

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

を行なうことができるものとする。ただし、正式の信任状を有する補欠者は、自分のクラブのどの代議員のためにも、その代議員の補欠者が欠席した場合、その代議員の代わりをつとめることができる。補欠者が代議員に代わる場合には、国際大会に提出された案件に対し、自分がその補欠者となっている代議員が投票しうる票数と同数の投票を行なうことができる。

補欠者が代議員に代わる場合は、代議員の団長はその交代を信任状委員会に通知しなければならない。このようにして、補欠者が代議員に代わった場合は、その補欠者は、その大会が終了するまで引続き代議員として勤めるものとする。大会開催地のクラブの代議員については、信任状委員会は、この一般原則を変更して、補欠者が代議員に代わる場合の一つまたはいくつかの会議について認めるようにすることができる。但し、その代議員が大会の運営に関する仕事に携わっていて、そうした大会の会議のすべてに出席することが不可能な場合に限るものとし、また信任状委員会が正式にこのような交代の仕方について通知を受け、それを承知していなければならない。

(c) 委任状による代理者。国際大会にクラブを代表する代議員またはその補欠者を持たないクラブは、自分の地区内にあるいずれかのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員を委任状による代理者に指定して、自分のクラブの有する一つまたはいくつかの投票権の行使を委任することができる。ただし、地区に所在しないクラブの場合は、自分のクラ

ブが送りうるることとなっている代議員の代わりに、所在のいかなる会を問わず、いずれかのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員を委任状による代理者に指定することができる。

このような委任状による代理者は、本条第5節に規定する証明書を提出することによって本人のもっている他の投票権のほか、自分が代理者となっている代議員に代わって投票する権利を取得するものとする。

**第5節 信任状.** 各代議員及びその補欠者の権限は、そのクラブの会長又は幹事の署名した証明書によって証明されるべきものとする。委任状による代理者の権限は、代理を委任した代議員を送らないクラブの会長及び幹事の署名する証明書によって証明されるべきものとする。代議員、補欠者、及び委任状による代理者が国際大会においてこれらの資格によって行動するためには、これらの証明書が、すべてその国際大会の信任状委員会に提出されなければならない。

**\*第6節 特別代議員.** 国際ロータリーの各役員又は理事、及び現在もクラブで名誉会員以外の会員身分を有する国際ロータリーの各元会長は、これを特別代議員とし、国際大会の投票に付せられた各案件に対して1票を投ずる権利を有するものとする。

**第7節 登録料.** 国際大会に出席する16才以上の者は、すべて登録して理事会の定める登録料を支払わなければならない。代議員又は委任状による代理者は、その登録料を支払うまでは、

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

国際大会において投票する権利を有しないものとする。

**\*第8節 定足数.** (a) 全クラブの数の6分の1を代表する代議員および委任状による代理者をもって、国際大会のすべての本会議における定足数とする。

(b) 本会議において定足数を満たす出席の有無が問題となり、当該本会議における出席が定足数に足りないことが判明した場合には、票決によることを要する決定は、議長が半日を越えない範囲で定める時間の間これを国際大会で行なうことができないものとし、前記の時間を過ぎたときは、定足数を満たす出席の不足に拘らず、正当に上程された場合と同様に、その案件の決定を行なうことができる。

**第9節 信任状委員会.** 各国際大会において、またはそれに先立って、会長は、会長の決定する5名を下らない委員から成る信任状に関する委員会を任命するものとする。

## 第8条 国際大会の手續規則

**第1節 国際大会の手續規則は次の通りである：**

(a) **プログラム.** 国際大会委員会が報告し、理事会によって承認され、そして国際大会が採択したプログラムが全会議の日程となるものとする。プログラムについての変更は、出席代議員及び委任状による代理者の投票数の3分の2を以て随時行なうことができる。

(b) **討議一題目.** 委員会の報告、国際大会に対して行なわれた通信、制定案及び決議案、及びこれらに対するす

べての修正案、及び議事慣行上“非討論事項”とされているもの以外のあらゆる動議は、3分の2の票を以て国際大会が討論を省略して処理することを議決した場合を除き、国際大会の議場において討議することができる。

(c) **討議一制限.** 討議の場合各ロータリアンは、同一日に同一案件について2回を限り発言することができる。但し、異議の申立についてはこの限りでない。しかし、その案件に関してまだ1回も発言していないロータリアンで発言を求める者がある限り、第2回目の発言は許されないものとする。国際大会におけるロータリアンの発言は1回5分を越えてはならない。但し、日程に定められているか、又は過半数の票によって認められた場合はこの限りでない。

(d) **投票手續.** 国際大会における投票は、役員指名又は選挙について本細則に別段の定めある場合及び次に示す場合を除き、口頭によるものとする。

(1) 選挙人が要求するか、もしくは議長が指図した場合は、投票は起立投票によるものとし、起立する各選挙人を1票に数えるものとする。

(2) 国際ロータリーの方針を左右するような制定案もしくは決議案、またはそのような制定案又は決議案に対する修正案について票決を行なう場合において、次に掲げるような事情のいずれかが存在するときは、投票は投票用紙によって行なうものとする。

(a,a) 問題が重要であってぜひこの方式による票決を必要とすることを、理事会の過半数が前もって表明しているか、または出席選挙人の過半数がこ

れを表明した場合。

(b,b) 口頭又は起立による投票が行なわれるのを注意して見ていた司会に当たっている会長又は議長が投票用紙による投票が望ましいとする自分の考えを表明した場合。

(c,c) 選挙人が、その名前と所属クラブを明らかにした上で、投票用紙による投票を要求し、かつ、上述の規定のいずれによっても投票用紙による投票を必要とすることにならないことを告げられ、その要求が正当であるか否かについて議長の意見を聞いたうえでなおもその要求を主張し、更にその主張が、20以上の異なったクラブに属する少なくとも20名の他の選挙人一名前と所属クラブを名の機会を与えられてからその要求の共同支持者となった人たちによって支持された場合。

(e) **投票手續.** (続き) 会長又は議長は、必ずしも実際に数を数えることを要しないで起立投票の結果を宣することができるものとする。そして実数を数えることとする要求が遅滞なく行なわれ、20名に達する他の選挙人が発言の機会を与えられてその要求に同調しない限り、その宣言をもって最終決定とする。

制定案もしくは決議案又はその修正案の票決を投票用紙によるべきこととする指図には、当該制定案もしくは決議案及びそれに関する未決定の修正案の全部が記載されていなければならない。投票用紙は、制定案もしくは決議案及びそれに対する未決定の修正案を、必要な場合にはいろいろな問題もいっしょに、最終的に処理できるように考えた文言のものにしなければならない。

投票用紙による投票並びに役員の指名及び選挙の場合には、選挙人はその所持する代議員資格証明書及び委任状による代理権の数だけの票を投じ得るものとする。但し、特別代議員は、特別代議員としての資格においては、国際大会全体に対して提出された案件についてのみ投票することができる。

(f) 代議員一座席。信任状委員会に対し正式に資格を証明した代議員の数に等しい数の座席が、これら代議員の専用のために確保さるべきものとする。

**第2節 特別協議会。** 国際大会においては、その都度、ロータリー・クラブの結成されている国又は国のグループのロータリアンが集まって、特別協議会を開催することができる。理事会又は国際大会は、いずれの国または国々のロータリアンがこのような特別協議会を開催することとするかを随時決定して大会委員会にそのために必要な指示をしなければならない。この協議会においては、特に関係の国または各国に属する問題の協議を行なうことができる。会長は協議会の招集者を指名し、その協議会運営のためにできるだけ大会のものに近い手続規則を定めて発表しなければならない。協議会を開いたときは、その議長及び幹事を選挙しなければならない。

### 第9条 規定審議会

**第1節 構成。** 審議会の構成員は次の通りとする：

(a) 投票権を有する議員として、本条第6節(a)および(b)項の規定によってクラブが選挙した、各地区ごとに1

名の地区クラブ代表者。前記の代表者は、国際ロータリーの元役員もしくは現役員（地区内で代表者に選ぶべき元役員もしくは現役員が得られないことを当該地区のガバナーが証明した場合は、次期地区ガバナー）でなければならない。代表者は、いずれも、本人の代表する地区のクラブの正会員、シニア・アクチブ会員またはパスト・サービス会員でなければならない。

(b) 投票権を有する議員として、会長が、地区に所在しないクラブの50またはその過半数の端数につき1名の割合で任命したこれらクラブの代表者（およびその補欠者）。ただし、いかなる場合でも、少なくとも1名の代表を任命すべきものとする。前記の代表者は、いずれも、本人の代表する、地区をもたないクラブのいずれか一つに所属する正会員、シニア・アクチブ会員またはパスト・サービス会員でなければならない。しかし、国際ロータリーの元役員もしくは現役員であることを要しないものとする。

(c) 会長の任命する審議会議長および副議長。いずれも、議長席にあって可否同数の場合、これを決定する投票を行なうことができるが、それ以外の場合には、投票権を有しないものとする。

(d) 投票権を有しない議員として、国際ロータリー定款・細則委員会の委員長および委員。審議会における特別議員として、後に規定する任務に当るものとする。

(e) 投票権を有しない議員として、会長、その他の理事会のメンバーおよび事務総長。

(f) 投票権を有しない議員として、元国際ロータリー会長の全員、および国際ロータリー事務総長を10年以上の期間にわたり勤めた元事務総長。

審議会の議員は、いずれも、クラブの正会員、シニア・アクチブまたはパスト・サービス会員でなければならない。

国際ロータリーもしくは地区またはロータリー・クラブの常勤、有給の職員は、審議会の投票権を有する議員となることができない。

**第2節 規定審議会のクラブ代表者の任務。** 規定審議会のクラブ代表者は、次の任務を有するものとする：

- (1) 地区大会およびその他の地区の会で、立法案を討議すること；
- (2) ロータリーの問題に関する現在の自分の地区内の意向をよく知っておくこと；
- (3) 審議会に提出された制定案および決議案のすべてに批判的な検討を加え、審議会に、自分の見解を的確に伝えること；
- (4) 国際ロータリーの公正な立法当務者として行動すること；
- (5) 規定審議会の会議に、会期の全部を通じ、出席すること；
- (6) 審議会終了後、地区の各クラブに、審議会の審議に関する報告をすること。

**第3節 役員。** 審議会の議長、副議長および幹事を審議会の役員とする。議長は、審議会の会議の司会者となるのほか、この細則および会議運用手続規則の関係規定に掲げられている職務、ならびに通常その職責に属する任務を行なうものとする。

副議長は、議長の決定により議長を補佐し、議長が決定した場合には司会者をつとめ、また、必要ある場合、その他の職務に当るものとする。

事務総長は、審議会幹事となる。ただし、会長の承認を得て、自分に代わって幹事をつとめる者を任命することができる。

**第4節 議長および副議長の任命。**

会長は、審議会開催の予定されているロータリー年度の初めに、審議会の議長および副議長を任命するものとする。議長および副議長の氏名は、事務総長からすべてのクラブに、これを発表する。

**第5節 特別議員。** 事務総長によって立法案の発表が行なわれたときは、審議会議長は、直ちに、一定の立法案件を指定して、これを各特別議員に付託するものとし、各特別議員は、割当てられた立法案件のすべてを検討し、各案件について、その趣旨、その背景、その影響およびその採択に対する賛否の意見を審議会に報告する用意をしなければならない。

特別議員は、審議会において、審議会議長の裁定に対する異議の申立てを受付ける委員会の委員となる。委員会に異議の申立てのあった議長の裁定を委員会が支持した場合には、その異議の申立てをした審議会議員は、審議会に対してその決定を求めることができる。委員会が、異議の申立てのあった議長の裁定を否認した場合には、問題を審議会の審議に付するものとし、議長の裁定をくつがえすには、審議会の過半数の反対投票を要するものとする。

**第6節 クラブ代表議員の選挙。**(a)

本節(b)項に定める場合を除き、審議会における各地区(グレート・ブリテン及びアイルランドにあるもの以外の)のクラブ代表議員及び補欠議員は、規定審議会の開かれるロータリー年度の前のロータリー年度のその地区の年次大会において選挙されるものとする。(グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、規定審議会における各地区のクラブ代表議員および補欠議員は、審議会の開かれるロータリー年度の前のロータリー年度の10月1日後同年度内に開かれる地区審議会において選挙されるものとする。)

ロータリアンが、審議会におけるクラブ代表議員となることを認められるためには、審議会におけるクラブ代表議員としての資格要件および任務をよく調べたうえ、次のことをしたため、これに署名した書面を、事務総長に提出しなければならない。

1. 審議会におけるクラブ代表議員の資格要件、任務および責任をはっきりと心得ていること。
2. 前記の任務と責任を引き受け、それを誠実に履行するための資格要件、熱意および能力をもっていること。
3. 審議会の会議に、その会期の全部を通じ、出席すること。

地区内のクラブは、そのクラブで審議会の議員となる資格のある会員(選ばれた上は、すすんでその任務に服する用意のあることを表示している者)を指名することができるものとし、その指名は会長及び幹事の署名のある文書を以て、地区ガバナーに対して証明され、地区ガバナーにより、地区大会においてクラブの投票に付せらるべき

ものとする。地区大会に出席する各選挙人は、審議会におけるその地区のクラブ代表議員の選挙に1票を投ずる権利を与えられるものとする。

最高票数を得た候補者をその地区の審議会議員とする。第2位の票数を得た候補者を補欠議員とし、議員がつとめを果たし得ない場合にのみその任につくものとする。議員及びその補欠議員(補欠議員が選挙されている場合)がいずれもそのつとめを果たし得ない場合は、地区ガバナーは、本条第1節の規定による資格条件を備えた、その地区内のクラブの他の会員を審議会における地区クラブ代表議員に指名することができる。

もし地区で候補者に指名された者が1名のみであった場合は、投票を行わないものとし、地区ガバナーはその被指名者を審議会における代表者として公表するものとする。

(b) 郵便投票による指名。(1) 事情によりその必要のある場合は、理事会は、地区に対しその地区の審議会議員又は補欠議員を郵便投票によって選ぶことをみとめることができる。その場合地区ガバナーは、その地区の審議会議員の指名に関し公式の要請書を作成してこれをその地区内各クラブの幹事に渡れなく郵送させなければならない。指名はすべて書面により、そのクラブの会長及び幹事がこれに署名することを要する。これらの指名書は地区ガバナーの定める期日までに地区ガバナーの許に届くことを要する。地区ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファベット順に掲げた投票用紙をつくらせこれを各クラブに郵送させよう

え、郵便投票を実施すべきものとする。各クラブは、選出の行なわれる月の前月末日現在による名誉会員を除く会員数の25又はその過半数の端数につき1票の割合で投票権を与えられるものとする。但し、各クラブは少なくとも1票の投票権を有するものとする。もし地区ガバナーが希望する場合は、本項に規定する郵便投票手続を実施することを目的とした委員会を任命することができる。この場合には本項に規定されている任務は、その委員会が地区ガバナーに代わって行なうものとする。

(2) 地区は、その地区の地区大会に出席し、投票する選挙人の多数決をもって、その地区の審議会議員及び補欠議員の選出を郵便投票によって行なうべきことを定めることができる。この場合の郵便投票は、規定審議会の開かれるロータリー年度の前のロータリー年度において、その地区の年次大会が開かれた月の翌月に、実施さるべきものとする。

この郵便投票は、本節(b)項(1)に掲げられている規定に従って実施されなければならない。

第7節 通知。審議会における地区のクラブ代表議員及び補欠議員の選挙が終わったときは、地区ガバナーは直ちにそれらの人達の名を事務総長に報告しなければならない。審議会の少なくとも30日前に、事務総長はその時まで報告を受けている審議会議員の名を発表しなければならない。これと同時に、審議会開催の時と場所を知らせる通知を各審議会議員に郵送しなければならない。

第8節 信任状。会長は、審議会の

会合に先立ち、信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、審議会の開かれる前に審議会の開催される場所において会合して、信任状を審査し、その査証をしなければならない。信任状は審議会の議員であることを証明するものとして委員会に提出することを要する。委員会の決定はいかなる場合でも、審議会がこれを審査することができる。

第9節 定足数。投票権を有する審議会議員の3分の1を以て定足数とする。投票権を有する各議員は投票に付せられた各案件につき1票のみを投ずる権利を有する。審議会においては、委任状による代理者の投票を認めないものとする。

\*第10節 手続。(a) 本節(c)項の規定に従って、審議会はその都度、議事の運営に必要と考える手続規則を採用するものとする。但し、かかる規則は本細則の他のすべての規定に沿ったものでなければならない。審議会の開催に先立ち、会長は委員会を任命して、審議会の議事に関する手続規則及び審議会の審議に付せられている案件の審議順序を立案して審議会に提出させなければならない。

(b) 審議会特別議員としての国際ロータリー定款・細則委員会の委員長および委員、ならびに審議会議長をもって構成する審議会起草委員会を設ける。定款・細則委員会委員長は、起草委員会の委員長となる。起草委員会は次の任務を行なうものとする。

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

(1) 審議会から命ぜられた立法案文の書き直しを行ない、立法案又はその修正案中にある矛盾を補正するために必要かつ適切な修正文案を起草し、これを審議会に報告すること。

(2) 審議会の報告を作成すること。

(c) 事務総長は、制定案のすべてを審議会に回付しなければならない。但し、理事会は制定案本文の全部を点検し、定款・細則委員会の勧告に基づき、それらの制定案の本文の中に不揃いの箇所があればこれを提案者に通告しなければならない。

(d) 理事会は、すべての決議案の本文を点検し、規定審議会に提出された決議案の審議については、理事会が国際ロータリーのプログラムの枠内にあるものと決定した決議案を審議会に回付するよう事務総長に指令しなければならない。理事会が定款・細則委員会の勧告に基づいて、決議案が国際ロータリーのプログラムの枠内のものでないと決定した場合は、提案者は審議会の開会に先立ってその旨通告されなければならない。そして、その決議案は、審議会に回付されないものとする。但し提案者が、その決議案を審議会において審議することについて、審議会議員の3分の2の同意を得ている場合はこの限りでない。

(e) 審議会は、正規に提案された各制定案及び決議案ならびにそれらに対する修正案を審議してこれに対する決定を行なわなければならない。

(f) 審議会議長は、審議会終了後10日以内に、審議会の決定に関する詳細な報告を事務総長に提出しなければならない。

事務総長は審議会終了後の8月31日までに、各クラブの幹事に対し、審議会が、修正を加え、または修正を加えずに、採択した制定案および決議案のすべてについて、審議会の行なった決定に関する報告書を送付するものとする。報告書には、それに記載されている制定案または決議案の採択に関して審議会の行なった決定に対し、反対の意思を表示しようとするクラブのために、その表示に用いる書式を添付しなければならない。

(g) 制定案または決議案の採択に関する規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブからの書式は、クラブ会長の認証を要するものとし、かつ、事務総長が審議会の決定に関する報告書を郵送した日から90日以内に事務総長の許に届くように、提出されなければならない。制定案または決議案の採択に関して審議会の行なった決定に対して反対を表示する場合、各クラブは、直前の7月1日現在におけるクラブ会員数により、会員(名誉会員を除く)50名またはその過半数の端数につき1票を投ずる権利を有する。ただし、いかなるクラブも、少なくとも1票を投ずる権利を有するものとする。

前記90日を経過したとき、またはその以前においても、クラブ全部の行使し得る投票数の10パーセント以上に当るクラブが、制定案または決議案の採択に関して審議会の行なった決定に対して反対の意思を表示した書式を事務総長に提出した場合は、その制定案または決議案に関して審議会の行なった決定は無効とされるものとし、その制定案または決議案は、事務総長によ

て次の国際大会に提出され、クラブの投票代議員の審議ならびに投票用紙による最終表決に付せらるべきものとする。

事務総長は、クラブから正式に受理した制定案および決議案の採択に関して審議会の行なった決定に対して反対の意思を表示した書式のすべてを検査して、これに関する計算表を作るものとする。事務総長は、審議会終了後の1月1日までに、計算の結果を全部のクラブに通知するものとし、その際、次の国際大会において出席クラブ代議員により、本細則の定めるところに従って審議、採決さるべき制定案または決議案があれば、これに関する通知をしなければならない。

制定案又は決議案の採択について審議会の行なった決定に対して反対の意思を表示するクラブに関して定めた前記の場合を除き、各制定案及び決議案について審議会の行なった決定は1月1日にその効力を生ずるものとする。本細則第21条第4節に定める場合を除き、制定案又は決議案に関する国際大会の決定は、その制定案又は決議案が表決された国際大会直後の7月1日にその効力を生ずるものとする。

### 第10条 指名と選挙

第1節 会長の指名。会長の指名は、会長指名委員会もしくはクラブまたはこれらの両者によって、ここに定める方法に従って行なわれるものとする。この委員会の委員、その補欠者、元会長または理事会のメンバーは、会長に指名することができないものとする。

\*第2節 会長指名委員会。(a) 構成

会長指名委員会は、以下に規定するゾーンまたは地域から推薦され、選出される15名の委員によって構成されるものとする。

各委員は本人が推薦を受けるゾーンまたは地域にあるクラブの名誉会員以外の会員でなければならない。

会長、会長イレクトおよび元会長は、いずれも会長指名委員会の委員となる資格がないものとする。かつて会長指名委員会の委員をつとめたことのある有資格ロータリアンは、前に委員をつとめたときから少くとも2年を経過していなければ委員となることができない。ただし、ゾーンまたは地域に、元理事で指名委員会の委員となる資格のある者または委員にすることができる者がほかにいないときは、そのゾーンまたは地域で委員となる資格のあるロータリアンを引き続きそのゾーンまたは地域からの委員として選ぶことができる。この委員会の委員はいずれも国際ロータリーの元理事でなければならない。また委員会委員の候補者は、候補者として推薦を受けた時点において、元理事でなければならない。ただし、指名委員会の委員として選出または任命することのできる元理事がいないゾーンまたは地域の場合は、元地区ガバナーであっても、本細則第14条第1節に規定する常任委員会の委員またはロータリー財団管理委員としてすくなくとも一年以上つとめたことのあるものであれば、選出または任命することができるものとする。

本節にいうゾーンとは、理事会が理事の選出のために定めた各地域におけ

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

るゾーンを指すものとする。

各ゾーンまたは地域の会長指名委員会委員の選出は、以下の規定によって行なうものとする。

(1) アメリカ合衆国、カナダ、バーミユダ及びポルトリコ。アメリカ合衆国、カナダ、バーミユダおよびポルトリコにおいては、会長指名委員会委員として、毎年6名を選出する。偶数年に、ゾーン1、2、3、4、5および6にあるクラブが、それぞれのゾーンから会長指名委員会委員として1名を選び、また、奇数年には、ゾーン7、8、9、10、11および12にあるクラブが各ゾーン毎に会長指名委員会委員として1名を選ぶものとする。

(2) グレートブリテン及びアイルランド。毎年、グレートブリテン及びアイルランド国際ロータリー年次大会において、また年次大会が4月11日の前に始まる年には、グレートブリテン及びアイルランド国際ロータリー審議会が定める方法および時期による郵便投票によって、会長指名委員会委員1名を選出するものとする。

(3) ヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東部地中海地域。ヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東部地中海地域においては、当該地域から毎年2名の委員を選出するものとする。

アジアに所在するクラブならびに豪州、ニュージーランド、アフリカおよび他のいずれの地域にも属さない土地のクラブによって構成されている地域にあるクラブで、管理上の目的から、ヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東部地中海地域に含まれているクラブは、会長指名委員会委員選出の目的から、

これをヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東部地中海地域に含めるものとする。

(4) アジア。アジアにおいては、毎年、会長指名委員会委員として2名を選出するものとする。偶数年に、ゾーン1およびゾーン2にあるクラブが、それぞれのゾーンから会長指名委員会委員1名を選び、奇数年には、ゾーン3およびゾーン4のクラブが、それぞれのゾーンから1名を選出するものとする。

(5) イベロ・アメリカ。南米、中米、メキシコおよびポルトリコを除くアンティル諸島から成るイベロ・アメリカは、毎年、会長指名委員会委員として2名を選出する。毎年、番号順に輪番で、二つのゾーンがそれぞれ委員1名を選出するものとする。

(6) 豪州、ニュージーランド、アフリカ及び他のいずれの地域にも属さない土地。豪州、ニュージーランド、アフリカ及び他のいずれの地域にも属さない土地のクラブによって構成されている地域は、毎年1名の会長指名委員会委員を選出するものとする。毎年、次の順序にしたがい輪番で、1ゾーンから1名の委員を選出する。ゾーン1、ゾーン2、ゾーン1、ゾーン3。ただし、ゾーン3から始める。

(7) 以上のうちの1地域から選出されるアディショナル指名委員会委員。以上に定められた各地域の会長指名委員会委員の選出のほか、毎年、1名のアディショナル委員が選出されるものとする。このアディショナル委員は、本人が選ばれてその委員となる指名委員会がその任務を遂行する年度に国際ロータリーの理事をつとめることとな

るアディショナル理事を本細則第10条第3節(a)項7の規定によって指名した地域と同じ地域から選出されるものとする。

(b) 委員の選挙。2月1日から15日までの間に、事務総長は、次年度の会長指名委員会委員の候補者を出すことになっているゾーンまたは地域の各クラブの幹事に対し、これらゾーンまたは地域内のクラブの会員で被選資格のあるロータリアンをアルファベット順に記載したリストを郵送しなければならない。このリストは、事務総長事務所のあるロータリアンに関する記録の2月1日現在のものによって作成されるべきものとする。

事務総長が各クラブに郵送するリストには、次の事項が記載されていなければならない:

- 各ロータリアンの氏名
- 本人の所属するクラブの名称
- 本人がつとめたことのある国際ロータリーの役職および国際ロータリー委員会の委員、ならびに在任年度。

次の国際大会における会長指名委員会委員の選挙に候補者を推薦しようとするクラブは、その例会において採択された前記候補者の指名に関する決議を、4月1日までに事務総長のもとに提出するものとする。この決議には、本人に委員候補者推薦を受諾する意思があること、および、会長指名委員会委員に選挙された場合にはよるこんで就任するつもりであり、また就任することが可能であることを推薦されたロータリアン自身がしたためて差し出し

た書面を添付しなければならない。

前記4月1日までに事務総長が、いづれかのゾーンまたは地域からただ1名の候補者の名前しか受け付けていなかった場合は、そのあと10日以内に、会長は、その候補者を当該ゾーンまたは地域からの会長指名委員会委員として公表するものとする。もし4月1日に、事務総長がいづれかのゾーンまたは地域から2名以上の候補者の名前を受け付けていた場合は、それらの候補者名は、すべて、次の国際大会において、(グレート・ブリテン及びアイルランドの場合は次のグレート・ブリテン及びアイルランド国際ロータリー年次大会において、または前述の郵便投票によって) 当該ゾーンまたは地域からの選挙人による票決に付せらるべきものとし、各選挙人は、その所属するゾーンまたは地域から出す委員1名の選挙に1票を投ずる権利を有するものとする。会長指名委員会委員の選挙は無記名投票によるものとし、また、ヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東部地中海地域からの委員の選挙について別に定める場合を除き、候補者が2名を越える場合は、単一移譲式投票の方法によるものとする。ヨーロッパ大陸、北アフリカ及び地中海東部地域以外のゾーンまたは地域からの候補者の票決においては、必要な場合の第二選択以下を選択票を加算して過半数の投票を獲得した候補者が、会長指名委員会委員として公表されるものとする。当該ゾーンまたは地域からの候補者で、必要な場合の第二選択以下の選択票を加算して第2順位の票数を得た者は、会長指名委員会委員の補欠委員として公表され

るものとする。補欠委員は、本人がその補欠者として選出された委員がその任務に当たることができない場合にのみ、その任務を行なう。いずれかのゾーンまたは地域において、同数の最高得票数が生じた場合は、会長は、国際大会の会期中に指名委員会委員選出のための時と場所を指定して、再投票を行なわしめるものとする。

ヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東部地中海地域においては、最高票数を得た2名の候補者が、会長指名委員会委員として公表され、その次の最高票数を得た候補者が第一補欠委員として、また第一補欠者に次ぐ最高票数を得た候補者が第二補欠委員として公表されるものとする。第一補欠委員は、同じ選挙で選出された委員のいずれかが任務に当たることができない場合にその任務を行なうものとし、また第二補欠委員は、もう一人の方の委員または第一補欠委員が任務に当たることができなくなった場合にのみ、その任務を行なうものとする。

指名委員会委員を選出すべきゾーンに次年度の指名委員会の委員をつとめることのできる元理事がいなかった場合には、理事会は、ここ数年間のその地域内における委員会委員の配分について十分考慮したうえで、その地域内の他のゾーンから委員を任命するものとする。

委員に選ぶことのできる元理事が1名または2名以上いるゾーンまたは地域が会長指名委員会委員の推薦もしくは選出をしなかった場合、または理由のいかんにかかわらず、そのゾーンまたは地域から出た委員に欠員を生じた

場合は、そのゾーンまたは地域で最も新しい有資格の元理事が、そのゾーンまたは地域からの会長指名委員会の委員となるものとする。

委員の任期は、委員の選挙が行なわれた年次国際大会終了後の7月1日に始まり、翌年の6月30日に終了するものとする。委員の補欠者が委員会委員に代った場合は、その補欠者は委員会の残存任期中その委員をつとめるものとする。

以上の規定により委員会委員となる資格を有するものは、委員になることを受諾するかまたは拒絶するかを選択権を有するものとする。

委員およびその補欠者に関する前記の規定に定められていない場合の委員の欠員については、理事会がその欠員を補充する委員を任命するものとし、その委員は、なるべく欠員を生じたそのゾーンまたは地域内のクラブから任命されるべきものとする。

(c) 手続. 事務総長は、前記の規定に従って委員会委員となった者を理事会及びクラブに通知しなければならない。

委員会を開いたときは、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

事務総長は、会長の指名に関し委員会に提案をしてその審議を仰ぐことを希望するクラブがあればその提出をするように、クラブを促す告示をするか、または委員会の名でそれを告示させなければならない。審議を受けるためには、このような提案は毎年12月31日までに中央事務局の指名委員会に届くことを要する。提案は、理事会の定めた様式に記載して指名委員会に提出され

なければならない。

事務総長がこの書式を各クラブに郵送する場合には、クラブが、指名に関する提案を審議、決定するために30日の期間を持ち得るような時期にこの書式を受けとり、そして、提案を所定の書式に記載して、12月31日までに事務総長の事務所の指名委員会に届けるのに十分な日数を持ち得るように、余裕をみて、発送するようにしなければならない。

(d) 委員会による指名. 委員会は、会長の職務に当たるべき人物として求め得る最適任のロータリアンを指名するようにする責任のあることを考えて、会長の職につくべきノミニーを選ぶものとし、そして、本人がその指名を受諾したこと、および本人に就任の意思があり、また就任が可能であることを確かめなければならない。

委員会は、前記の目的のため、毎年1月31日までに、理事会の定める時と場所において開かれるものとする。

委員会の委員12名を以て定足数とする。委員会のすべての議事の処理は多数決によるものとする。但し、委員会の行なう会長ノミニーの選定については、委員会委員の中、少なくとも9名の投票がそのノミニーを支持する票であることを要するものとする。

委員会の会議で選ばれた会長ノミニーが、何らかの理由で就任することができなくなった場合、または会長に辞表を提出した場合には、以後そのノミニーを本人の指名にかかわる年度の会長に指名または選挙することができないものとする。会長はこれを委員会委員長に通知するものとし、委員会は

被選資格を有する他のロータリアンを会長ノミニーとして選出しなければならない。委員会は、前記の1月31日までに開かれる会議で、このような不測の事態が生じた場合に備えて、委員長に、委員会に代わり、直ちに必要な場合の郵便もしくは電信による投票、または会長が理事会に代わって定める時と場所における緊急委員会の開催など、このような事態に対応する確実な措置をとる権限を与える決定を行なうべきものとする。委員会があらかじめ取り決めておかなかったような不測の事態が生じた場合には、理事会が、会長ノミニーの選出について委員会のとるべき措置を決定するものとする。

(e) 委員会の報告. クラブ宛の委員会報告は、委員会の会議後10日以内に、委員長により事務総長に対して認証されるべきものとする。事務総長はこの報告を受けてから10日以内に、その写しを各クラブに郵送しなければならない。

(f) クラブによる指名. (1) 指名委員会によって行なわれる指名のほかに、いずれのクラブも、その例会において採択された会長候補者を指名する決議を3月15日までに事務総長に提出することによって、次の国際大会における会長選挙に候補者として推薦されるべきノミニーを選ぶことができる。前記の3月15日までに事務総長がそのような指名をどのクラブからも受け取っていなかった場合は、会長は、委員会の指名した者を会長ノミニーとして公表をするものとする。前記の3月15日までにそのような指名がどこかのクラブから受け取られており、かつ、その指名がその直後の3月25日まで引続き有効

である場合は、事務総長は、全部のクラブに対し、かかる会長ノミニー全部の名前と資格を通告して、会長ノミニー全員が次の国際大会において投票にせらるべき旨を通告しなければならない。もし、前記の3月25日に、どのクラブからの指名も有効でなくなっていた場合は、会長は、委員会の指名した者を会長ノミニーとして公表するものとする。

(2) 前述の、指名委員会が改めて会長ノミニーを選出しなければならないような事態が生じた場合には、クラブは、国際ロータリー理事会の決定により、指名委員の指名するノミニーのほかに会長ノミニーを選ぶための期間としてできる限り十分な日数が与えられるものとし、前記のクラブの行なう指名については、書類の提出期限に関するものを除き、本(f)項の規定に従うべきものとする。

(3) 本(f)項の前述の規定に定められていないような不測の事態が生じた場合には、理事会が委員会のとるべき措置を決定するものとする。

(g) 会長イレクトの空位。会長イレクトが選挙された時からその次の国際大会が終わるまでの間に会長イレクトに空位を生じた場合は、会長指名委員会は、その任務の一つとして、空位になった会長イレクトが会長として就任すべかりしロータリー年度に会長をつとめる会長ノミニーの選出をしなければならない。このような選出は、できるだけ早く、緊急委員会か、または定例の委員会において行なわなければならない。もしこのような会議を開くことができない場合は、郵便又は電信に

よる投票によって選出を行なうことができる。

このような空位が生じた場合において、指名委員会が既に本節(d)項に従って会長ノミニーを選出しており、(e)項に従って事務総長に対してこれを認証していたときは、委員会は、その裁量によって、その既選出のノミニーの承諾を得た上、そのノミニーを次の7月1日に始まる年度の会長のノミニーとして指名することができる。この場合には、指名委員会はもう1名の会長ノミニーを選出して、次の国際大会における選挙に付きなければならない。この会長ノミニーは、選挙された年の次の暦年の7月1日に会長の任につくものとする。

会長イレクトに生じた空位を補充するための指名手続は会長によって決定されるべきものとし、その手続には、各クラブに送付すべき委員会の報告およびクラブによる指名に関する規定が含まれていることを要する。このような規定は、時間的に可能な限り、本節(e)項及び(f)項に従ったものでなければならない。もしも空位の生じた時期が国際大会に近過ぎて、大会に先立ち、クラブの全部に郵送すべき委員会の報告およびクラブによる指名を行うために必要な時間的余裕がない場合は、事務総長は可能な範囲内で委員会の報告に関する通知を行なうものとし、また国際大会の議場におけるクラブ代議員による指名が許されるものとする。

会長イレクトが就任する筈であった7月1日の直前の国際大会の終了後、その7月1日までの間に会長イレクトに空位が生じた場合は、その7月1日

に会長の地位が空位になっているものとみなして、その空位を本細則第5条第4節に従って補充すべきものとする。

以上に規定されていない不測の事態が起った場合は、会長において取るべき手続を決定するものとする。

(h) 国際大会への指名の提出。事務総長は、次の暦年の7月1日に始まる年度を任期とする会長の候補者として、会長指名委員会によって正式に指名された者の氏名およびクラブによって正式に指名された者の氏名を、選挙のため、国際大会に提出しなければならない。

会長イレクトに空位を生じた場合において、もし可能であれば、事務総長は、当該大会直後の7月1日に始まる年度を任期とする会長の候補者として、会長指名委員会が正式に指名した者の氏名及びクラブが正式に指名した者の氏名を、選挙のため、国際大会に提出しなければならない。事情により必要な場合は、前掲(g)項の定めるところにより、指名は、国際大会の議場におけるクラブ代議員によって行なうことができる。

### 理事の指名

\*第3節 理事の指名。(a) 理事の指名は、以下に定めるところにより、ゾーン、地理的集団又は地域によってこれを行なう：

理事ノミニーの選出(グレート・ブリテン及びアイルランド選出の理事ノミニーを除く)は、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの選挙人による国際大会における投票によって行なうか、又は、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブによる郵便投票

によって行なうか、もしくは、指名委員会手続によって行なうか、或は理事会によって行なうか、いずれかの方法によるものとする。どの方法によるかについては、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの決定するところに従うものとする。

各ゾーン、地理的集団又は地域は、理事会が準備する郵便投票によって、当該ゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーを選出する手続、即ち、国際大会における投票によるか、そのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの郵便投票によるか、指名委員会によるか、或は、理事会によって理事選出が行なわれるゾーン、地理的集団又は地域の場合にあっては、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出を引続き同じ方法によって行なうかどうかを決定するものとする。このような郵便投票は又、ゾーン、地理的集団又はは地域が後述(d)項に定める指名委員会手続を採用すると決定した場合における指名委員会手続に関連して、理事候補者に対する投票の方法を決定しなければならない。

このように決定された手続の変更は、そのゾーン、地理的集団又は地域内の地区の少なくとも3分の1の訴願がある場合にのみこれを企てることができる。ゾーン、地理的集団又は地域内の地区の少なくとも3分の1の訴願がある場合は、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの選挙人は、理事会の準備する郵便投票によって、再び当該ゾーン、地理的集団又は地域からの理事選出の方法、即ち、国際大会にお

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

ける投票によるか、クラブの郵便投票によるか、指名委員会手続によるか、もしくは、理事ノミニーが理事会によって選出されることになっているゾーン、地理的集団又は地域にあっては、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニー選出を引続きそのような方法で行なうかどうかを、決定しなければならない。

訴願しようと欲する地区は、地区大会において、もしくは必要な場合は郵便投票によって、地区内クラブの過半数によって採択された決議を事務総長のもとに提出することによってこれを行なうことができる。このような決議は、関係ゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニー選出の方法の変更を審議することが希望されている年度の1月1日以前に、事務総長のもとに提出されることを要する。もし前述の1月1日までに事務総長が、ゾーン、地理的集団又は地域内の地区の少なくとも3分の1からこのような訴願を受け取ったならば、事務総長は10日以内に当該ゾーン、地理的集団又は地域内の全クラブに対してこのような訴願について通告をしなければならない、そして理事会によって準備された郵便投票を開始しなければならない、事務総長が当該1月1日までに受領した訴願が、ゾーン、地理的集団又は地域内の地区数の3分の1に達しない場合は、提出されたこれらの訴願はその効力を失ったものとされ、訴願を行なっている地区はその旨通告を受けるものとする。

ゾーン、地理的集団又は地区内のクラブが、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出を国際

大会における投票によって行なうべきことを決定した場合は、その投票は後述(b)項に定めるところに従って行なわれるべきものとする。

ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブが、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出を郵便投票で行なうべきことを決定した場合は、その投票は後述(c)項に定める手続に従って実施されるべきものとする。

ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブが、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出を、指名委員会手続によるべきことを決定した場合は、その選出は後述(d)項に定める手続に従うべきものとする。

理事ノミニーの選出が理事会によって行なわれるゾーン、地理的集団又は地域内のクラブが、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出を引続き同じ方法によるべきことを決定した場合は、そのような選出の手続は理事会によって決定されるべきものとする。

(1) 米国、カナダ、バーミユダ及びポルトリコ。米国、カナダ、バーミユダ及びポルトリコからの理事の選出は、ゾーン別に行なうものとする。米国、カナダ、バーミユダ及びポルトリコからの理事候補者推薦の目的のため、及び本細則に特に定められているその他の目的のため、1から12までの番号を付した12のゾーンが設けられるものとし、そのうち、一つのゾーンはカナダのクラブから成り、11のゾーンは、米国、バーミユダ及びポルトリコ内のクラブから成るものとする。各ゾーンとも、できる限り相隣接する国際ロー

タリー地区の集団内のクラブをもって構成されるべきものとし、又、米国、バーミユダ及びポルトリコ内のクラブから成る11のゾーンについては、それぞれのゾーンの選挙人の数がほぼ等しくなるようにしなければならない。

理事会は、米国、カナダ、バーミユダ及びポルトリコの各ゾーンを構成する地区のリストを決定しなければならない。理事会は、前記のリストを、毎年、米国、カナダ、バーミユダ及びポルトリコ内のすべてのクラブに公表すべきものとする。理事会が前記のようにして決定し公表したゾーンの編成は、その次の会計年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の候補者指名につきその効力を有するものとする。各奇数年に、三つの奇数番号のゾーンのそれぞれから1名ずつの理事候補者を指名するものとし、これを、ある奇数年にはゾーン1、ゾーン3及びゾーン5が、その次の奇数年にはゾーン7、ゾーン9及びゾーン11が、というように代わるがわる行なう。各偶数年には、三つの偶数番号のゾーンのそれぞれから1名ずつの理事候補者を指名するものとし、これを、ある偶数年にはゾーン2、ゾーン4及びゾーン6で、その次の偶数年にはゾーン8、ゾーン10及びゾーン12、というように代わるがわる行なう。

カナダのクラブの構成しているゾーンからの理事ノミニーの選出は、集団別に、代わるがわるこれを行なうものとする。理事候補者推薦の目的のために、そしてこの目的のためにのみ、カナダ内のクラブは、理事会の決定する三つの集団に分けられ、この決定によ

る集団別は、その次の会計年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の候補者の指名につきその効力を有するものとする。理事会は、カナダのクラブの構成しているゾーンからの理事が選挙される年の前の会計年度に、カナダの各集団を構成するクラブのリストを決定し、翌年の国際大会で選挙されるべき理事の候補者の指名を行なう集団を指定するものとする。

カナダのクラブの構成しているゾーンからの理事が選挙される年の前の年に、理事会は、カナダ内のすべてのクラブに、カナダの各集団を構成するクラブのリストを公表し、又、次の会計年度の国際大会において選挙される理事の候補者の指名を行なう集団をクラブに通知しなければならない。

(2) グレート・ブリテン及びアイルランド。各奇数年毎に、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー大会において、グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブの会員中から1名の理事が指名されるべきものとする。このノミニーの氏名は、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの幹事によって事務総長に証明されなければならない。このようなノミニーが選挙される資格を喪失した場合は、グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブからの選挙人は、国際大会においてそのために開かれた会合で、多数決によって、当該地理的集団からの理事ノミニーを選出するものとする。

(3) ヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東地中海地域。欧州大陸、北アフリカ及び東地中海地域からの理事ノミニー

一の選出は、ゾーン別に行なうものとする。この地域内のクラブから理事候補を推薦する目的だけのために、1から5までの五つのゾーンを設ける。各ゾーンは、実行可能な限りこの地域の相隣接する国際ロータリーの地区の集団内のクラブから成るものとし、そのほかに理事会の決定する、地区に属さないクラブ("non-districted clubs")を含むものとする。アジアに所在する地区およびクラブ、ならびに豪州、ニュージーランド、アフリカおよび他のいずれの地域にも含まれない土地によって構成されている地域にある地区およびクラブで、管理上の目的からヨーロッパ大陸、北アフリカおよび東地中海地域に含められているものは、理事候補者推薦の目的から、これをヨーロッパ大陸、北アフリカおよび東地中海地域に含めるものとする。

理事会はこの地域内の各ゾーンを構成する地区及び地区に属さないクラブのリストを決定しなければならない。理事会は毎年このリストを地域内の全クラブに発表しなければならない。理事会が前記のようにして決定し公表したゾーンの構成は、次の会計年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の指名につきその効力を有するものとする。

毎年、1名の理事がこの地域内クラブの会員の中から指名されるものとし、その指名は、番号順の回り持ちで、各ゾーン毎に行なわれるものとする。

(4) アジア。アジアからの理事ノミニーの選出は、ゾーン別に行なうものとする。アジアのクラブから理事の候補者を推薦する目的のため、そしてこ

の目的のためにのみ、1から4までの番号を付した四つのゾーンを設ける。各ゾーンは、でき得る限り相隣接した国際ロータリー地区の集団内のクラブで構成され、又理事会の定める、地区に属さないクラブを含むものとする。アジアにある地区およびクラブで、管理上の目的からヨーロッパ大陸、北アフリカおよび東地中海地域に含められているものは、理事候補者推薦の目的上、これをアジアのゾーンに含めず、ヨーロッパ大陸、北アフリカおよび東地中海地域のゾーンに含めるものとする。日本国内のクラブを含む各地区は、ゾーン1又はゾーン3に編入されるものとする。

理事会は、アジアの各ゾーンを構成する地区及び地区に所属しないクラブのリストを決定する。理事会が前記のようにして決定し、公表したゾーンの編成は、次の会計年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の候補者指名につきその効力を有するものとする。

毎年、アジア内のクラブの会員の中から1名の理事が指名されるものとし、その指名は、各ゾーンが、番号の順序で、代わるがわる行なうものとする。

(5) イベロ・アメリカ。イベロ・アメリカからの理事ノミニーの選出は、ゾーンによるものとする。イベロ・アメリカは南米、中米、メキシコ、及びポルトリコを除くアンティル諸島を含むものとする。

イベロ・アメリカ内のクラブからの理事候補者を推薦する目的のためにする場合に限り、イベロ・アメリカを1から5までの番号を付した五つのゾ

ンに分けるものとする。各ゾーンは、実行可能な限り、相隣接する国際ロータリーの地区の一团に属するイベロ・アメリカ内のクラブから成るものとし、そのほかに理事会の決定する、地区に属さないクラブを含むものとする。各ゾーンは、各ゾーン内クラブから出る選挙人の数がほぼ同じになるように構成されるものとする。ブラジル国内のクラブを含む各地区は、ゾーン2又はゾーン4に編入されるものとする。

理事会は、イベロ・アメリカ内の各ゾーンを構成する地区及び地区に属さないクラブのリストを決定しなければならない。毎年、理事会は、上述の地区のリストをイベロ・アメリカ内の全クラブに発表しなければならない。理事会によって上述のように決定され発表されたゾーンの編成は、次の会計年度の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の指名に関しその効力を有するものとする。

毎年、各ゾーンがその番号順のロテーションによって、1名の理事を、イベロ・アメリカ内のクラブの会員中から指名するものとする。

(6) 豪州、ニュージーランド、南アフリカ及び他の地域のいずれにも含まれない所。豪州、ニュージーランド、南アフリカ、及び他のいずれの地域にも含まれない所に所在するクラブからの理事ノミニーの選出は、ゾーンによるものとする。この地域内のクラブから理事候補者を推薦する目的および本細則に特に定められているその他の目的のために、1から3までの番号を付した三つのゾーンを設けるものとする。各ゾーンは、実行可能な限り、相隣接

する国際ロータリーの地区の一团に属するクラブから成るものとし、そのほかに理事会の決定する、地区に属さないクラブを含むものとする。

この地域にある地区及びクラブで、管理上の目的からヨーロッパ大陸、北アフリカ及び東地中海地域に含められているものは、理事候補者推薦の目的上、これを、豪州、ニュージーランド、南アフリカ又は他のいずれの地域にも含まれていない土地のクラブによって構成されているゾーンに含めず、ヨーロッパ大陸、北アフリカおよび東地中海地域のゾーンに含めるものとする。豪州内のクラブを含む各地区は、ゾーン1に編入されるものとする。

理事会は、この地域のゾーンから理事が選挙される会計年度の前の年度に、この地域内の各ゾーンを構成する地区及び地区に属さないクラブのリストを決定し、この地域内の全クラブに発表しなければならない。理事会によってこのように決定され発表されたゾーンは、次の偶数年の国際大会において選挙される国際ロータリー理事の指名に関しその効力を有するものとする。

各偶数年毎に1名の理事がこの地域内のクラブの会員の中から指名されるものとし、その指名は各ゾーンが次の順序により回り持ちで行なうものとする。ゾーン1、ゾーン2、ゾーン3。

(7) 前記地域の一つからのアディショナル理事。以上のように定められた国際ロータリー理事の指名のほかに、各奇数年毎に、上述地域のうち理事会の指定する1地域から、1名のアディショナル理事を指名するものとし、この理事ノミニーの指名は、指定された

地域からの理事ノミニーの選出に関して定められた手続きに従って行なわれるべきものとする。

理事会は、少なくとも5年毎に、ロータリー・クラブの地理的分布状態その他への配慮とともに、クラブの数の増勢及びある地域における特殊な増勢も考慮に入れて、理事会のメンバーの各地域への配分について検討すべきものとし、その検討に基づき、理事を指名する各地域ができ得る限り公平にその代表を理事会に出すこととなるようにする考えで、この規定により、アディショナル理事の指名の行なわれるべき地域を決定してその指定をしなければならない。

(b) 国際大会における理事ノミニーの選出。本節の規定に従って、ゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出を国際大会において投票によって行なうべき場合には、当該各ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブを代表する選挙人は、国際大会の会期中に、理事候補者の選出を目的とした会合を、国際大会の公式プログラムに示されている時及び場所において開かなければならない。

自分の属するゾーン、地理的集団又は地域内のクラブを代表する選挙人は、定款及び本細則の規定に従って、自分のゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの会員を理事候補者として推薦することができる。そのゾーン、地理的集団又は地域内の1区域が候補者を推薦すべき土地として指定されている場合には、そのゾーン、地理的集団又は地域からの候補者は、その指定された区域内のクラブの会員であることを要

する。

次の国際大会においてゾーン、地理的集団又は地域からの理事候補者を推薦しようとするクラブは、4月1日まで——但し国際ロータリー会長指名委員会がその指名した会長ノミニーを発表する以前であつてはならない——に、そのクラブの例会において採択したクラブ推薦の候補者の指名に関するクラブの決議を事務総長に提出して、その候補者推薦の意図を表明しなければならない。前記の4月1日までに、事務総長がいずれかのゾーン、地理的集団又は地域から、1名の候補者名しか受理していなかった場合は、会長は、その日から10日以内に、前記の候補者がそのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーたるべきことを公表するものとする。

もしも、前記の4月1日までに、事務総長が、いずれかのゾーン、地理的集団又は地域から、2名以上の候補者の名を受理していた場合は、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの選挙人は、国際大会で会合を行ない、当該ゾーン、地理的集団又は地域からの候補者を、クラブが正規の手続きにより候補者としてその名前を事務総長に提出した候補者の中から、推薦しなければならない。

もし、いずれかのゾーン、地理的集団又は地域が、クラブの推薦の意思を正式に事務総長に提示して候補者の推薦をしなかった場合は、そのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの選挙人は、国際大会会期中に会合して候補者を推薦しなければならない。

理事候補者推薦に用いられるべき書式

は次に示す書式に限るものとする：

“ \_\_\_\_\_ ロータリー・クラブの \_\_\_\_\_ は \_\_\_\_\_ のロータリアン \_\_\_\_\_ を理事候補者として推薦する。”  
各推薦に対してセコンドする者は2名までしか発言を許されないものとし、それに用いる書式は次の書式に限るものとする。：

“ \_\_\_\_\_ ロータリー・クラブの \_\_\_\_\_ は \_\_\_\_\_ を理事候補者として推薦するロータリアン \_\_\_\_\_ の提案をセコンドする。”

ゾーン、地理的集団又は地域からの選挙人によって推薦された1名又は数名の候補者の名は、それら選挙人の会合の議長によって事務総長に証明されなければならない。もしもゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの選挙人の推薦する候補者がただ1名しかなかった場合は、その候補者が自動的にそのゾーン、地理的集団又は地域のノミニーとなるものとし、当該選挙人会合の議長によってその旨事務総長に証明されなければならない。

もしも、ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブからの選挙人が2名以上の理事候補者を推薦した場合には、そのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブからの選挙人はこれらの候補者について投票をしなければならない。そしてもしもそれら候補者の数が3名以上の場合は、その投票は単一移譲式投票の方法によらなければならない。当該ゾーン、地理的集団又は地域からの理事候補者の中、必要な場合は第2選択以下の選択票を算入した後、そのゾーン、地理的集団又は地域内で投ぜられた票の過半数を得た理事候補者が、指名さ

れたものと公表されるべきものとする。

(c) 郵便投票による理事ノミニーの選出。本節の規定によって、ゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーの選出が郵便投票によって行なわれる場合は、その手続は次の通りとする：  
会長は、投票用紙の準備を監督し、クラブの行なった投票を受領し、これを数える選挙管理委員会を任命するものとする。この委員会は、郵便投票によって理事ノミニーの選出が行なわれるゾーン、地理的集団又は地域の投票に関してその任務を行なうものとする。

ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブは、定款及び本細則の規定に従って理事候補者として当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブ会員を推薦することができる。もし、理事会がそのゾーン、地理的集団又は地域内の1区域を理事ノミニー推薦の目的のために指定した場合は、当該ゾーン、地理的集団又は地域からの候補者は、その指定された区域内のクラブの会員であることを要する。

自分の所属するゾーン、地理的集団又は地域から理事ノミニー候補者を推薦したいと思うクラブは、そのゾーン、地理的集団又は地域から理事が選挙される国際大会の前の年の12月15日又はそれ以前に、そのクラブの例会で採択されたその候補者推薦の決議を、事務総長に提出しなければならない。その決議には、任務につく意思がありその用意があるという被推薦ロータリアンの書面による意思表示と、理事会によって定められた書式に経歴の明細を記入したもの及び最近の写真を添付することを要する。

もし前記の12月15日に事務総長が、ゾーン、地理的集団又は地域から唯一名の候補者の名前しか受取っていない場合は、その日から10日以内に会長はその候補者を、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーとして公表するものとする。もしもゾーン、地理的集団又は地域から候補者が1名も推薦されなかった場合は、理事会がそのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーを任命するものとする。

もし前記の12月15日に事務総長が、ゾーン、地理的集団又は地域から2名以上の候補者の名を受取っていた場合は、選挙管理委員会は投票用紙——単一移譲式投票による場合には、その様式の投票用紙——及び各候補者に関する履歴書を準備するものとする。その履歴書は記載項目が一樣で、理事会によって定められた様式に記入して提供を受けた資料に基づいて作られたものでなければならない。前記以外の用紙、資料又はパンフレット、それから運動のためのものも、一切みとめられない。候補者あるいは候補者のために他人が、国際ロータリーから配布される写真及び履歴書以外のパンフレット、印刷物又は書状を、ゾーン、地理的集団又は地域のクラブもしくは会員に、配布したり、回覧させたりしてはならないものとする。

選挙管理委員会は、投票用紙に写真と履歴書を添えて、次の12月31日までに、当該ゾーン、地理的集団及び地域内の各クラブ宛に郵送させるように手配しなければならない。この投票用紙は、投票を記入して2月15日までに中央事務局内の選挙管理委員会に必着す

るよう返送されなければならない旨の指図とともに郵送されなければならない。

各クラブは、少なくとも1票を投ずる権利を有するものとする。直前の7月1日現在の会員数に基づき、名誉会員を除く会員数50名を越えるクラブは、50名を越える毎50名又はその過半数につき追加票1票の権利を有するものとする。

2月20日までに、選挙管理委員会は、会長の招集によって会長の決定する時と場所に会合して、投票用紙を審査し、これを数え、そしてその投票の結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して証明しなければならない。

自分の属するゾーン、地理的集団又は地域内で投じられた票——必要な場合には第2選択票及び第3以下の選択票をすべて算入した上で——の過半数を得た理事候補者がノミニーとして公表されるものとする。

会長は3月1日までに、このような郵便投票によって選出された理事ノミニーの名を発表しなければならない。

最高得票が同点で、再度の郵便投票を必要とする場合は、選挙管理委員会は投票用紙の準備を監督して、理事ノミニー選出のための第一次郵便投票で最高得票を得た候補者達の写真と履歴書を添付した投票用紙を、3月1日までに当該ゾーン、地理的集団又は地域内の各クラブに郵送させるよう手配しなければならない。このような投票用紙は、投票を記入して、次の4月15日までに中央事務局内の選挙管理委員会に必着するよう返送されなければならない旨の指図とともに郵送されなけれ

ばならない。選挙管理委員会は、4月20日までに、会長の招集の下に、会長の決定する時と場所において会合して、投票を審査し、これを数えて、その投票の結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して証明しなければならない。会長は、4月30日までに当該ゾーン、地理的集団又は地域内の全クラブに対して、次の国際大会で選挙すべき、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミニーを通告しなければならない。

(d) 指名委員会手続による理事ノミニーの選出。本節の規定に従い、ゾーン、地理的集団又は地域からの理事候補者の選出を指名委員会手続によって行なう場合には、指名委員会が構成されるべきものとし、次のように行なわれるべきものとする：

理事ノミニー指名委員会は5名の委員を以て成り立つものとする。各委員は、当該ゾーン、地理的集団又は地域内の会員であるパスト・ガバナーでなければならない。委員は1年の任期を以て選挙されるものとする。会長、会長イレクト、及び元会長はいずれもこの指名委員会の委員となる資格を認められていないものとする。理事も元理事も、理事指名委員会の委員となることはできない。この委員を2回つとめたロータリアンは、以後更にこの委員をつとめることはできない。各委員はそれぞれ1票の投票権を有するものとする。

指名委員会委員の候補者を推薦する目的のために、理事会は、ゾーン、地理的集団又は地域が理事ノミニーを選出すべき会計年度の前の会計年度の第

1回会合において、当該ゾーン、地理的集団又は地域の中に五つの区域をきめてこれを指定しなければならない。理事会の決定する区域は、ゾーン、地理的集団又は地域から選ばれる委員が、数年間の期間を通してほぼ均等にそのゾーン、地理的集団又は地域内の各部分に配分されるようにするため、ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブ数をおおよそ5等分にするための変更を毎年加えることができる。このようにして指定された各区域内のクラブは、1名の委員を選挙するものとする。

このような年度の9月15日までに、事務総長はそのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブに、理事会によって定められた指名委員会委員の配分を通告し、以下定められているような委員会委員候補者推薦の方法についてクラブに通告しなければならない。

指名委員会委員は、ゾーン、地理的集団又は地域のクラブによって、郵便投票を以て選挙されるものとする。自分のゾーン、地理的集団又は地域からの理事指名委員会委員候補者を推薦しようとするクラブは、理事が国際大会で選挙される会計年度の前の会計年度の12月31日までに、そのクラブの例会で採択された、その候補者を指名するクラブ決議(クラブ幹事によって正式に証明されている)を事務総長の許に提出することによってこれを行なうことができる。この決議には、推薦されたロータリアンが任務につく意思があり、就任が可能であるということを本人がしたためた書面、理事会が定めた様式に経歴の明細を記入したもの及び最近の写真を添付することを要する。

前記12月31日において、事務総長が、理事会の決定したある区域から正式に推薦された当該ゾーン、地理的集団又は地域の理事指名委員会委員の候補者として、1名の氏名のみを受理していたときは、会長は、でき得る限り速かに、前記の候補者をその推薦区域からの指名委員会委員とすることを公表するものとする。

前記12月31日において、事務総長が、理事会の決定したある区域から正式に推薦された当該ゾーン、地理的集団又は地域の理事指名委員会委員の候補者として、2名以上の氏名を受理していたときは、事務総長は、3月1日までに、投票用紙——単一移譲式が適用される場合にはその様式による投票用紙——を作成して、関係区域のクラブに郵送させるようにしなければならない。その投票用紙には、事務総長が、前記12月31日において、関係区域のクラブから受理しているすべての正式に推薦された候補者の氏名を列記するものとする。各投票用紙には、それに記された各候補者の写真と履歴書が添付されなければならない。そしてその履歴書は記載事項が画一で、理事会が定めた書式に記入して提供された資料に基づいて作られたものでなければならない。前記以外の用紙、資料又はパンフレット、それから運動のためのものも、一切みとめられない。候補者あるいは候補者のために他人が、国際ロータリーから配布される写真及び履歴書以外のパンフレット、印刷物又は書状を、ゾーン、地理的集団又は地域のクラブもしくは会員に、配布したり、回覧させたりしてはならないものとする。

投票については、各クラブは1月末日現在のクラブの会員数に基づき、その会員(但し名誉会員を除く)数50名又はその過半数毎に1票を投ずる権利を持つものとする。但し各クラブは少なくとも1票を投ずる権利を有するものとする。会長は少なくとも3名の理事会のメンバーから成る選挙管理委員会を任命するものとし、その中の1名又は何名かは当該ゾーン、地理的集団及び地域から出ている理事でなければならない。但しこれらの理事が任務遂行不能又は資格喪失の場合はこの限りでない。

クラブの投票を表示した投票用紙は、中央事務局内の選挙管理委員会宛に送られることを要し、次の4月15日までに同委員会に到達しなければならない。選挙管理委員会は、6月1日までに投票用紙を審査し、これを数えて、投票の結果を事務総長に通知しなければならない。

投票の結果を決定するについては、選挙管理委員会は、理事会が定めた指名委員会委員の配分を実現するため投票用紙を各区域別に数えなければならない。そうして、各区域の投票において最高の票を得た候補者が委員会委員として公表されるものとする。2番目に多い得票数を得た候補者がその同じ投票で選ばれた補欠委員として公表されるものとする。補欠委員は、自分がその補欠として選挙された委員がその任務をつとめることができないう場合のみ、任務につくものとする。

ゾーン、地理的集団又は地域内のある区域が理事指名委員会委員を選挙しなかった場合、又は、何等かの理由で

委員会委員に欠員を生じた場合は、当該ゾーン、地理的集団の中の当該区域から出た指名委員会の元委員の中、最も新しい、有資格元委員、もしその人が資格に欠けるか又は就任を拒絶した場合はその補欠委員が、当該区域からの理事指名委員会委員となるものとする。前述の規定によって委員会委員となる資格ある者は、委員会に列することを承諾又は拒否する選択権を与えられるものとする。委員及び補欠委員に関する前述の規定を適用し得ない委員会委員の欠員の場合は、理事会が、その欠員を埋めるための委員を任命するものとする。この場合の委員は、欠員の生じたゾーン、地理的集団又は地域内の区域と同じ区域内のクラブから優先的に任命さるべきものとする。

ゾーン、地理的集団又は地域から理事が指名される会計年度の前の会計年度の6月1日までに、理事会は委員会委員の中から指名委員会の招集者を指名しなければならない。そして次の10月1日から15日までの間に委員会の会合を開くべき場所を指定しなければならない。委員会はその会合の際委員の1名をその議長に選ばなければならない。

7月15日までに、事務総長は当該ゾーン、地理的集団又は地域のクラブに指名委員会の構成について報告しなければならない。そして、委員会の名を以て、そのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブに対して、もし欲するならばそのゾーン、地理的集団又は地域からの理事指名に関してクラブとしての提案を委員会の審議に付するために提出することを勧誘する通知を発し或

は発せしめるよう手配しなければならない。この提案は、理事会が定めた書式を用いて指名委員会に提出されなければならない。そしてその提案書には、これを提出するクラブが適切と考える、候補者のロータリーその他における活動に関するあらゆる資料及び最近の写真を含めなければならない。理事会が定める書式には、提案書の送付先である招集者の宛名を記載しなければならない。前記の提案の審議を受けるためには、その提案書が9月15日までに招集者の名宛先に到達することを要する。

委員会は、翌10月中旬に、理事会によって定められる時と場所において会合するものとする。委員4名をもって定足数とする。議事はすべて多数決によって決する。但し、委員会の理事ノミニーの選出に限り、少なくとも4名の委員がそのノミニーに賛成票を投ずることが必要である。

委員会による理事ノミニーの選出は、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブの会員の中からか、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブが行なった提案の中からか、もしくはその他の方法によって行なわれる。もしも、ゾーン、地理的集団もしくは地域の1区域が理事会によって理事指名候補者推薦の目的のために指定されていた場合には、選出される理事ノミニーは、当該区域内クラブの会員であることを要する。指名委員会の委員又は補欠委員は、どちらも委員会によって理事に指名される資格を認められていない。委員会は、求め得る最も有能な人の指名を実現する責任を常に自覚していなければならない。

ゾーン、地理的集団又は地域からの理事選出に関する委員会の報告は、委員会会合後10日以内に事務総長に提出しなければならない。11月1日までに、事務総長はゾーン、地理的集団又は地域内の全クラブに指名委員会の選出を通告しなければならない。

もしも何等かの理由によって委員会の会合において選出された理事ノミネーが任につくことができない場合は、委員会は郵便投票又は電信又は緊急委員会の開催のいずれかによって理事ノミネーをもう1名選出しなければならない。このような緊急の場合に対処する具体的な手続は、10月に開かれる委員会の会合において決定されるものとする。委員会が予測していないような緊急事態が発生した場合は、理事会は、委員会が理事ノミネー選出に際してとるべき手続を決定しなければならない。

指名委員会が行なった選出に加えて、そのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブは、そのゾーン、地理的集団又は地域からの理事候補者として、既に指名委員会に対して正式に提案した者を推薦することができる。これを行なうには、そのクラブの例会において採択された、その候補者の指名に関するクラブ決議を12月15日までに事務総長に提出することを要する。この決議には、任務につく意思があり、その用意があるという被推薦ロータリアンの書面による意思表示、経歴の明細(理事会が定めた書式に記入)及び最近の写真の添付を必要とする。もしも、理事に指名さるべき候補者推薦の目的のために、そのゾーン、地理的集団又は地域の中の一区域を理事会が指定してい

た場合には、各候補者はその指定された区域内にあるクラブの会員であることを要する。

もし前記の12月15日に、そのゾーン、地理的集団又は地域内のどのクラブからも以上のような推薦を事務総長が受取っていない場合には、会長は12月31日までに、指名委員会を選んだノミネーをそのゾーン、地理的集団又は地域からの理事ノミネーとして公表するものとする。前記の12月15日に、そのゾーン、地理的集団又は地域内のどこかのクラブから以上のような推薦を事務総長が受取っていた場合において、クラブ推薦の候補者(単数又は複数)及び指名委員会を選定した候補者の中から理事ノミネーを選ぶ方法は、本節(a)項の規定に基づいてあらかじめそのゾーン、地理的集団又は地域内のクラブが決定したところに従って、郵便投票もしくは国際大会における投票によるものとする。

もしも、ゾーン、地理的集団又は地域が、クラブ推薦の候補者及び指名委員会を選出した者の中から理事ノミネーを選ぶ方法を郵便投票によることとする決定をしていた場合は、その投票は本節(c)項に従って行なわれなければならない。

もしも、ゾーン、地理的集団又は地域が、クラブ推薦の候補者及び指名委員会を選出した者の中から理事ノミネーを選ぶ方法を国際大会における投票によることとする決定をしていた場合は、事務総長は12月31日までに、当該ゾーン、地理的集団又は地域内のクラブにそれら候補者の名を全部通告しなければならない。そして、そのゾーン、

地理的集団及び地域内クラブの選挙人達は、これらの候補者を対象に投票を行なわなければならない。そして、候補者が3名以上ある場合はその投票は単一移譲式投票によるものとする。自分の属するゾーン、地理的集団又は地域内の投票数の中、必要な場合は第2選択以下の選択票をも計算に入れた上で、過半数を得たそのゾーン、地理的集団又は地域の理事候補者が指名されたものとして公表されるものとする。

(e) 国際大会へのノミネー名の提出。事務総長は、国際大会における選挙のために、それぞれ所属ゾーン、地理的集団又は地域によって、正規の手続によって理事の役に指名されたノミネーの名及び、任期満了直前の理事会によって正規の手続を経て理事の役に指名されたノミネーがもしあればそれをも合わせて、国際大会に提出しなければならない。

第4節 グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、副会長、名誉会計の指名。グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、副会長及び名誉会計のノミネーは、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの細則に従って選ばれ、推薦され、そして指名されるものとする。

第5節 国際大会への他のノミネー名の提出。事務総長は又、正規の手続によって地区ガバナーの役に指名されたことの証明を受けたノミネーの名及び、正規の手続によってグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、副会長及び名誉会計の役に指名されたことの証明を受けたノミ

ニーの名をも、選挙のために国際大会に提出しなければならない。

### 選挙人と準備

第6節 選挙人。正規の信任状を有する代議員、委任状による代理者、及び特別代議員が国際大会の選挙体を構成するものとし、これらを選挙人と称す。

第7節 選挙管理委員会。(a) 国際大会の都度会長は選挙人の中から選挙管理委員会を任命しなければならない。この委員会は、その国際大会におけるすべての投票の準備を司るものとする。この委員会は、会長の定める5名以上の数の選挙人から成るものとする。

(b) 本細則の定める定足数の出席ある国際大会の最初の本会議において、会長は役員の名及び選挙を行なう指定の場所、日、及び時間について選挙人の注意を促さなければならない。

(c) 選挙管理委員会は、投票準備、投票用紙の印刷と配布、及び投票用紙の計算を担当するものとする。投票場を開く前に事務総長は、信任状委員会の報告によって示された選挙人名簿を選挙管理委員会に提供しなければならない。

(d) 選挙管理委員会は、投票の結果を遅滞なく大会に報告しなければならない。その報告は委員会の過半数によって署名されなければならない。委員会委員長は全投票用紙を保管しなければならない。委員会の報告が採用された後、委員会委員長は全投票用紙を破棄しなければならない。但し大会が別段の指図を行なった場合はその限りでない。

## 選 挙

第8節 役員選挙. (a) 各選挙人はそれぞれ、次に示す通りの投票権を有する：会長に対して1票；毎年選ばれる各理事に対して1票；各地区毎に1名のガバナーに対して1票；及びグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、副会長及び名誉会計の各々に対して1票。

(b) これらの役員選挙は無記名投票によるものとし、3名以上の候補者がある場合の投票は単一移譲式投票の方法によるものとする。但し、一つの役員に対してノミニーが唯一名の場合は、選挙人は、口頭による投票によって、事務総長をしてそのノミニーに対する選挙人の統一投票を行なわせることができる。

(c) 前述各役員毎に投ぜられた票の中、必要な場合には第2選択以下全選択投票をも計算に入れた後、過半数の票を得たノミニーがそれぞれ当該役職の当選者と宣言されるものとする。

第9節 本条に掲げられている役職の候補者または被指名者は、すべて、名誉会員以外の、クラブの瑕疵なき会員であることを要するものとし、また、いかなる地区のガバナーの候補者も、クラブの瑕疵なき正会員、シニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員でなければならないものとする。

第10節 本条でいう米国には、ポルトリコを含み、南西諸島には、ポルトリコを含まないものとする。

## ロータリー職員

第11節 ロータリー職員. 国際ロータリーもしくは地区またはロータリー

・クラブの専従、有給の職員は、国際ロータリーの事務総長または財務長に選挙されて就任する場合のほか、国際ロータリーの役員となること、または、すべて選挙によることを要する国際ロータリーの役職につくことを得ないものとする。

第11条  
管理上の集団

第1節 編成された地区において、クラブが地区ガバナーの直接監督の下に管理される場合は、理事会は理事会が必要かつ得策と考える委員会、審議会又はその他のガバナー補佐を認可することができる。

第2節 地理的に隣接する二つ以上の地区から成る区域内のクラブについて、地区ガバナーの管理のほか、他の管理の方法を理事会が追加設定する場合は、理事会は、そのような管理を設定するに当って、関係地区内クラブの同意の下に理事会が適切と考えかつ国際大会の承認を得た、それに関する手続規則を定めなければならない。

第12条  
管理上の単位

\*第1節 グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの加盟クラブから成る国際ロータリーの地域単位は、国際ロータリーの規定審議会または国際大会によって承認されたグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款の定めるところに従って、国際ロータリーの1管理単位として組織されかつその機能を行なう

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

ものとする。この地域単位は又、グレート・ブリテン及びアイルランド内において、国際ロータリー理事会に代って、クラブ加盟承認委員会及び国際ロータリー地区編成委員会としての役をつとめ、更に本細則の規定に従い、かつ又理事会の委嘱によって国際ロータリーの財務事項を処理するものとする。

\*第2節 この地域単位の定款は、常に国際ロータリー定款・細則の精神及び規定に合致しなければならない。国際ロータリーの定款・細則とグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款・細則には、国際ロータリーの規定審議会または国際大会によって承認された、地域単位の域内管理に関する特定の規定を含まなければならない。そして地域単位の域内管理は、この特定の規定に従って、この特定の規定の認める範囲内で執り行なわれるべきものとする。

\*第3節 地域単位がその機能、目的及び機能を遂行するについての域内管理を規定する、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー定款の規定は、国際ロータリーの規定審議会または国際大会の承認を得たグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの年次大会の決定によってのみ改正することができる。域内管理に関する事項を除き、国際ロータリーの規定審議会または国際大会が国際ロータリー定款又は細則を改正した時は、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款及び細則を国際ロータリー定款及び細則と一致させ

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

るために必要な関連的改正は、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款及び細則について、事実上自動的に行なわれるものとする。

地域単位の定款又は国際ロータリーの定款及び細則と矛盾しない地域単位細則の変更は、そのような場合について定める地域単位定款に従って、地域単位がこれを行なうことができる。

第13条  
地 区

第1節 創設. 管理をより効果的にする目的のために、理事会はクラブの所在する地域を地区に分割する権限を有する。会長は随時、理事会の指示に従い、地区の一覧表をそれら地区の各境界とともに公表するものとする。但し、関係地区内クラブの過半数の反対ある場合は地区の変更又は追加を行なってはならない。

第2節 地区協議会. ロータリー教育とロータリー情報を供与し、地区の活動を統合する目的のために、地区内全クラブの次期会長と次期幹事、次期地区ガバナー及びその他理事会の指定する者の協議会を、毎年4月、5月又は6月中旬に各地区のガバナーが定める時と場所において開催するものとする。特別の事情があれば理事会は、(a)ここに定める時期以外の時期に地区協議会を開催することを認可し、または(b)前記の協議会の開催をやめることができる。

第3節 地区大会. (a) 時と場所. 毎年地区ガバナーと地区内過半数クラブの会長の合意によって定められる時及び場所において、地区内ロータリア

ンの大会を開催するものとする。但し開催の時期は、地区協議会、国際協議会、規定審議会又は国際大会の時期と同じであってはならない。理事会は(1)二つ以上の地区が連合して関係地区の区域内で合同大会を開くことを認可することができる；或は(2)例外的な場合に、当該地区の区域外で地区大会を開くことを認可することができる。

(b) 地区ガバナー・ノミニーが地区によって選出され、国際ロータリー事務総長にこれを証明されたならば、そのガバナー・ノミニーが、ガバナーを務める年度のその地区の大会はあらかじめ計画することができ、その開催地は、そのガバナー・ノミニーと地区内クラブのその時点における会長の過半数との合意によって決定することができる。

(c) 地区大会の機能。地区大会はその地区内の重要な事柄について勧告を採択することができる。但しこのような勧告は、定款及び本細則と一致し、ロータリーの精神と本質とに同調するものでなければならない。各地区大会は、理事会によってその大会の審議に付せられたあらゆる事柄を取り上げなければならない。そしてそれに対して決議を採択することができる。

(d) 地区大会幹事。ホスト・クラブの会長と相談の上、地区ガバナーは大会幹事を任命しなければならない。大会幹事の任務は大会の計画を策定し、大会記録の作成について地区ガバナーに協力するにある。

(e) 地区大会報告。地区大会終了後30日以内に地区ガバナー又は議長代行者、及び大会幹事は、その各々の署名

ある書面を以て、大会記録の報告を行わなければならない。そしてこの報告書は3部を事務総長に、1部をその地区の各クラブ幹事に送らなければならない。

\*第4節 (a) 地区大会の投票。地区ガバナー・ノミニーの選出、地区ガバナー・ノミニー指名委員会の構成および職務権限ならびに規定審議会の地区クラブ代表者の選挙に関する投票は、選挙人に限りこれを行なうことができるものとする。地区大会に出席しているクラブの瑕疵なき正会員、シニア・アクティブ会員およびパスト・サービス会員は、いずれもその地区大会に提出されたその他の案件のすべてについて投票権を有するものとする。ただし、選挙人は、いずれも大会に提出されたいかなる案件についても票決を求めることができるものとし、この場合の投票は選挙人に限りこれを行なうことができるものとする。

(b) 選挙人。地区内の各クラブは、地区大会の開催される月の前の月の最終日現在のそのクラブの会員数に基づく、名誉会員を除く会員数25名、又はその過半数毎に1名の選挙人を選び、それを証明し、そしてこれをその地区の年次大会に送るものとする。但し地区内各クラブは、その大会の開かれる月の前月までの12カ月を超える期間にわたり国際ロータリーに対する支払を怠っていたものでない限り、少なくとも1名の選挙人を送る権利を有する。各選挙人はそのクラブの正会員、シニア

(注) 瑕疵なき会員 ("a member in good standing") とは会費等の滞納のない会員をいう。

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。そしてもし地区大会に出席していれば、地区ガバナー・ノミニーの選出、地区ガバナー指名委員会の構成とその任務の決定、及び規定審議会の地区のクラブ代表者選挙において1票を投ずる権利を有するものとする。

(c) 委任状による代理者。事情がこれを必要とする場合は、所属地区の大会が開催される国と異なる国に所在するクラブは、国際ロータリー会長の承諾を得て、そのクラブの欠席選挙人の委任状による代理者として、自分のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員、もしくはクラブの所在する地区の他のクラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員を指定することができる。そして、当該クラブの会長及び幹事によってその代理が証明されたならば、その委任状による代理者は、既に持っている投票権のほかに、自分が委任状による代理者となっている欠席選挙人に代わってその投票権も行使することができるものとする。

\*第5節 地区ガバナー。(a) ノミニーの選出。本節他の項に規定する場合を除き、地区ガバナーのノミニーの選出は、当該ノミニーが地区ガバナーに選挙される国際大会の直前2カ年以内に開かれる地区大会において、その地区が行なうものとする。その方が都合がよければ、翌年ガバナーを勤めるノミニーと、翌々年ガバナーを勤めるノミニーを、同じ地区大会において選出

して差支えない。

(b) 資格条件。各地区ガバナーは、

(1) 本人が指名を受ける地区内のクラブの名誉会員以外の瑕疵なき会員であることを要する。

(2) 会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有する者でなければならない、そしてその職業分類の正当性が疑問の余地ないものでなければならない。

(3) 本人が地区ガバナー・ノミニーの候補者として推薦される年の前の会計年度の最終日において、国際ロータリーに対して負債残高を持たない、瑕疵なき、義務機能を果たしているロータリー・クラブの有資格会員でなければならない。

(4) 地区ガバナーに就任する時点において一つ又はいくつかのロータリー・クラブで通算7年以上会員であった者でなければならない。

(5) クラブの会長又は幹事を勤めたことのある者でなければならない。

(6) ここに規定する地区ガバナーの任務と責任を果たす意志があり、身体的にもその他の意味においてもこれを果たすことができる者でなければならない。

(7) 理事会から特に許可を得ていない限り、ガバナーに選挙される直前の国際協議会に全期間を通して出席し、国際協議会直後の7月1日までに自分の地区に戻らなければならない。

地区ガバナーのノミニーとしての資格を得るためには、その職に指名された候補者は、本細則に定められている地区ガバナーの資格条件、任務及び責任を詳らかにした上で、事務総長を通

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

じて国際ロータリーに、細則に列記された地区ガバナーの資格条件、任務及び責任を的確に理解していること及び地区ガバナーとして資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引受け、これを忠実に果たす意思をもち、それができる状態にある旨の声明書に署名して提出しなければならない。

前述の資格条件に欠け、規定の要求する所に欠ける地区ガバナー・ノミニーの指名は拒否するべきものとし、事務総長はこれを選挙のため国際大会に提出することはしないものとする。

もし、前述の規定の通り地区ガバナー・ノミニーから署名ある声明書を受理したにも拘わらず、理事会に、そのノミニーが本細則に定める任務と責任を十分に果たすことができないであろうと信ずる理由があれば、理事会はその指名を一時保留することができる。このような保留が行なわれたときは、これを地区ガバナーとそのノミニーに通告しなければならない。そしてそのノミニーは、地区ガバナー及び事務総長を経由して、地区ガバナーとしての任務と責任を取り、忠実にこれを遂行することができることについての再度の申立てを理事会に提出する機会を与えられるものとする。かかる申立てを含め、すべての関連事情を審議した上で、理事会は3分の2の多数を以てそのノミニーの指名を拒否するか、或は保留を解除するものとする。

もし、前述の規定のいずれかによって地区ガバナー・ノミニーの指名が拒否された場合は、事務総長は関係地区の地区ガバナーにその拒否とその理由を通告しなければならない。そして地

区ガバナーはこれを当該ノミニーに通告しなければならない。そこで時間が許すならば、その地区は、本細則の規定に従い地区ガバナーの指導の下に、地区大会において、もしくは郵便投票によって、地区ガバナーのノミニーをもう1名選ばなければならない。地区が地区ガバナー・ノミニーとして理事会の満足するような適任者を選出することができなかった場合は、ノミニーは本節(h)項の規定に従って選出されるべきものとする。

(c) 任務. 地区ガバナーは理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行なうその地区における国際ロータリーの役員である。担当地区のクラブに対する直接監督の責任を果たすについて地区ガバナーは国際ロータリーの綱領を推進する特別の任務を課せられており、身を以て次の諸項を行なわなければならない。

(1) 担当地区の新クラブ結成を指導監督すること。

(2) 担当地区内既存クラブの強化助成。

(3) 担当地区内クラブ相互間の友好関係及びクラブと国際ロータリー間の友好関係の増進。

(4) 担当地区の地区大会と地区協議会を計画し、軌道に乗せ、これらの会合を主宰すること。

(5) 出来るだけ年度の初めに担当地区内の全クラブを公式訪問すること。

(6) 担当地区内各クラブの会長及び幹事に対して月信を発行すること。

(7) 会長又は理事会の要請があれば遅滞なく国際ロータリーに報告を提出すること。

(8) 後任ガバナーに対して、地区内クラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策の勧告案を提供すること。

(9) 地区で保存すべき文書を後継者に引継ぐこと。

(10) 地区における国際ロータリー役員としての職責に属するその他の任務を遂行すること。

しかしながら、グレート・ブリテン及びアイルランドにおいては、地区ガバナーの任務は、審議会の指図の下に、そしてグレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの定款及び細則と一致するこの地域の伝統的慣行に従って、執行されるべきものとする。また会長又は理事会の要請あれば遅滞なく国際ロータリーに報告を提出しなければならない。そして地区における国際ロータリー役員としての職責に属するその他の任務を遂行しなければならない。

(d) 委員会. 地区大会の第一本会議において、地区ガバナー、又は議長代行者は、地区ガバナー指名のための選挙をとり行なう場所、日及び時間を指示しなければならない。そして投票用紙を準備してこれを支給し、投票場の段取りをし、その他投票を司るために3名から成る委員会を任命しなければならない。候補者が1名しかなかった場合の指名は、拍手又は発声を以て決することができる。

(e) 指名の投票. 地区ガバナー指名の提案は、地区内クラブからの選挙人によって大会の議席から行なうものとする。投票場は大会の定める時間中開いておかななければならない。候補者が

3名以上ある場合の、投票は、地区ガバナーの定めるところに従い、連続投票方式又は単一移譲式投票方式による。

投票数の中、過半数を得た候補者がその地区の地区ガバナーに指名されたものと宣言されるものとし、その指名は地区ガバナー又は議長代行及びその大会の幹事によって国際ロータリー事務総長に対して証明されるものとする。

連続投票方式が用いられる場合、もし投票の結果過半数の票を獲得した者がいない時は、最も少ない得票者をふるい落として更に大会の定むる時に次の投票を行ない、これを候補者中の誰かが過半数を得るまで繰り返すものとする。

単一移譲式投票方式が用いられる場合、必要に応じて第2選択票以下すべての選択票を加算して過半数得票の候補者を決定するものとする。

投票委員会が、ある候補者が過半数の票を得たことを確認したときは、直ちに、これを、各候補者の得票数とともに、地区ガバナー又は議長代行者に報告するものとし、投ぜられた票は、すべて、前記委員会がこれを保存し、大会終了時までクラブの選挙人の閲覧に供した後、前記委員会の委員長によって破棄されるべきものとする。

(f) 地区ガバナー指名委員会. 地区は、その地区の地区大会において、出席選挙人の投票の過半数によって、その地区のガバナー・ノミニーの選出をガバナー指名委員会によって行なうと定めることができる。ガバナー指名委員会は、ガバナー・ノミニーとして最善の就任可能者を探し出してこれを推

薦する任務を課せられるものとする。地区指名委員会の構成とその職務規定は、その地区の地区大会において出席クラブ選挙人の投票の過半数を以て採択された決議の中に定められているところによって決定されるものとする。但しその職務規定は本項の規定と矛盾するものであってはならない。

地区ガバナーは、地区ガバナー・ノミニーの候補者として指名委員会の考慮に入れてほしい示唆を持つクラブは指名委員会に対してその旨提案するよう呼びかける告知書を作成するか、もしくは指名委員会の名を以て作成させるか、しなければならない。考慮の対象として受け入れられるためには、その提案は地区ガバナーの定める期限までに指名委員会に到達することを要する。このような地区ガバナーの告知書は、提案を送るべき宛先を含まなければならない。提案は、クラブの例会において採択され、クラブ幹事によって適法に証明された、被提案候補者指名のクラブ決議の形式を以て提出されなければならない。

いずれかのクラブから地区ガバナー・ノミニーの候補者の推薦が行なわれた場合において、その推薦を受けた者が当該クラブの会員でなかったときは、指名委員会の委員長は、推薦を受け付けた日から7日以内に、その候補者の所属しているクラブの幹事に、前記の推薦のあったことを通知しなければならない。

ガバナー指名委員会がその選択を行なうに当っては、その選択の範囲は地区内クラブによって提案された氏名に限定されるものではない。

地区指名委員会によって行なわれた指名に拘わらず、地区内クラブは、すでに地区指名委員会に正式に推薦されていた者を、地区ガバナー・ノミニー候補者として推薦することができる。この推薦は、地区ガバナーの定める期限——この期限は、ガバナー指名委員会による地区ガバナー・ノミニーの選定の発表前であってはならない——までに、クラブの例会において採択された、当該候補者指名のクラブ決議を地区ガバナーに提出して行なうものとする。

もし、定められた期限までにそのような指名を地区内のどのクラブからもガバナーが受け取らなかったならば、地区ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者を地区ガバナー・ノミニーと宣言するものとし、それより15日以内に地区内全クラブにその旨通達しなければならない。

もし、定められた期限までにそのような指名を地区内のどのクラブからかガバナーが受け取っており、そしてその指名がその期限当日を含み期限当日から15日の期間が満了するまで有効である場合は、地区ガバナーはそれらの各候補者の氏名とその資格条件を地区内の全クラブに通達し、地区ガバナー・ノミニーの候補者全員について、次の地区大会において投票が行なわれる旨を通達しなければならない。

もし、上述15日経過した時に、地区内クラブからの指名が全部効力を失っていたならば、地区ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者を地区ガバナー・ノミニーと宣言し、それより15日以内にこの旨地区内全クラブに通達し

なければならない。

もし何等かの理由によって、地区大会の時に有効な指名が一つも残っていなかったならば、地区ガバナーの地位に対する指名の提案は大会の議席から、地区内クラブの選挙人によって行なわれるべきものとする。

地区ガバナーは、地区ガバナー・ノミニーの氏名を、彼がノミニーと宣言された後10日以内に、事務総長に対して証明しなければならない。

(g) 郵便投票による指名。事情がそれを必要とする場合は、理事会は地区がその地区ガバナー・ノミニーを郵便投票によって選ぶことを認可することができる。また、いずれの地区も、その地区の地区大会において、出席した投票人の投票の過半数をもって、その地区ガバナー・ノミニーを郵便投票によって選ぶことを定めることができる。いずれの場合も、その郵便投票は次のように行なわれなければならない。

地区ガバナーは、もし指名委員会のある場合は指名委員会、及び地区内各クラブの幹事に対して、地区ガバナー指名の公式要請を作成し、これを郵送させなければならない。すべて指名は書面を以てすることを要し、クラブの会長及び幹事又は、地区指名委員会の場合はその委員長によって署名されなければならない。その書面は、地区ガバナーの定める期限までに地区ガバナーに入手されることを要する。但しその期限は公式要請作成の日より20日以上経過した後の日付でなければならない。もしも候補者が1名のみ場合は投票を要しないものとし、地区ガバナーはその候補者を地区ガバナー・ノミ

ニーとして公表するものとする。

候補者が3名以上ある場合は、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。

もし候補者が2名以上あったならば、地区ガバナーは、地区指名委員会がある場合は同委員会を選んだ候補者名を記し、そして期限内にクラブからガバナーが受取った候補者の氏名をアルファベット順に列記した投票用紙を準備し、各クラブに対して1枚ずつ郵送しなければならない。その際、その投票用紙にはクラブの投票を記入した上、地区ガバナーの定める期限までにガバナーの許に届くよう返送することを要する旨の指図を添付すべきものとする。但しガバナーの定める上述の期限は、ガバナーが各クラブに投票用紙を発送した日から15日以上30日以内の間に定めることを要する。

各クラブは、選出の行なわれる月の前の月の最終日現在におけるクラブの会員数を基礎として、会員数(名誉会員を除く)25名又はその過半数毎に1票を投ずる権利を有するものとする。

投票の過半数を得た候補者が、その地区のガバナー・ノミニーと宣言されるものとする。連続投票方式が用いられる場合、もしも投票の結果過半数の票を得た候補者がなかったならば、最少投票数の候補者をふるい落として、地区ガバナーの定める時に更に郵便投票を行ない、候補者の中の誰かが過半数を得るまでこれを繰り返すものとする。単一移譲式投票方式が用いられる場合は、過半数を獲得する候補者を決定するために、必要に応じて第2選択票以下の選択票を加算するものとする。

ノミニーの氏名は地区ガバナーによって事務総長に証明されなければならない。そして地区ガバナーは直ちにその候補者にその指名を通告しなければならない。

(h) 特別選挙. 地区が地区ガバナー・ノミニーの選出を怠った場合、もしくは地区ガバナー・ノミニーが選挙される資格を喪失した場合、そして国際大会における役員の年次選挙に先だて、その地区が別のノミニーを選出しなかった場合は、理事会は理事の過半数の票を以て本細則第13条第5節(b)項(1)乃至(6)の資格条件を備えたロータリアンを地区ガバナーに選挙するものとする。

(i) 解任. 事情によっては、或は会長が十分な理由ありと考える場合は、会長は次に示す通り、地区ガバナーをその職から解任することができる。

もしも9月30日になって、地区ガバナーがその就任最初の3ヵ月間にその任務と責任を忠実に遂行しなかったと会長は信ずる十分な理由がある時には、会長は当該地区ガバナーにその旨通告しなければならない。そして、もしもその直後の12月31日までにそのガバナーがその任務と責任を果たすと確約し、会長にそれを納得されない限り、会長は事情を考慮した上でその地区ガバナーをその職から解任することができる。

(j) 地区ガバナー欠員. 何等かの理由で地区ガバナーの地位に欠員を生じた場合は、理事会は過半数の票を以て本細則に基づく資格条件を備えたロータリアンを、欠員の残存任期中その空席を埋め、その地位に伴う任務を行ない、権威と特権を行使させるために選

挙する権限を有するものとする。但し、会長は、理事会によってその欠員が補充されるまで資格条件を備えたロータリアンを、ガバナーの任務を行ない、ガバナーの持つすべての権限と特権を行使する地区ガバナー事務取扱として任命することができる。

地区ガバナーが一時的にその任務を執り行なうことができない場合は、会長は資格条件を備えたロータリアンを地区ガバナー事務取扱に任命して、地区ガバナーが任務を執り行ない得ない期間中、その任務を行ない、その職に付随するあらゆる権限と特権を行使させることができる。

地区ガバナーが年次国際大会において選挙された後地区外に在って就任する時に地区に戻ることでできない場合は、その直前のガバナーが、現在の地区ガバナーが地区に帰って来るまで、引続きその地区ガバナーの職務を執り行なうものとする。

(k) 国際大会への提出. 事務総長は毎年国際大会に対して、その大会終了直後の会計年度に地区ガバナーを勤めるものとして指名されたことを事務総長に証明されている、資格条件を備えた地区ガバナー・ノミニーの氏名を選挙のために提出しなければならない。

#### 第14条 委員 会

第1節 常任委員会. 会長は次に掲げる常任委員会の委員を任命しなければならない：

定款・細則委員会  
国際大会委員会  
地区編成委員会

拡大委員会  
財務委員会  
会員増強委員会  
企画委員会  
広報委員会  
出版物委員会

但し会長は、その在任年度の次のロータリー年度に開催される国際大会の委員を任命するものとする。

常任委員会は、任命された年度の7月1日にその機能を開始するものとする。

第2節 特別委員会. 会長は、彼自身又は理事会が必要と認める特別委員会を任命することができる。特定の目的を達成するまでの任期を以て任命される特別委員会をアド・ホック委員会と呼ぶものとする。アド・ホック委員会以外の特別委員会の任期は、その委員会が任命されたロータリー年度末をもって終了するものとする。アド・ホック委員会の任期は、その委員会が任命された特定の目的が達成された時、又は理事会がこれを解任した時に終了するものとする。

第3節 委員長及び欠員. 会長は各委員会の委員長を指名するものとし、委員会に生じた欠員を補充する権限を持つ。

第4節 諮問委員会. (a) 理事会は、地区ガバナーが諮問の目的を以て地区委員会を設定する権限を認めることができる。

(b) 理事会は、一国の全クラブから成る集団が、その国の国策の諸問題を研究する諮問委員会を形成して、それらのクラブの公共奉仕活動のプログラムを理事会に提出してその承認を求む

る権限を認めることができる。

(c) 理事会は、2ヵ国以上の国々から成る地域内のクラブの代表者を以て構成する諮問委員会を設けて、当該地域内のロータリーの方針及び手続上の問題を研究させ、理事会に対して進言させることができる。

第5節 職権によって委員会につながる委員. 会長は、会長指名委員会を除くすべての国際ロータリー委員会の職権上の委員とする。委員会の職権上の委員はすべて委員の持つ特権を有するものとする。

第6節 任期. 何人も2ヵ年を越えて国際ロータリーの同一委員会の委員を勤めることは許されない。但し本細則、地域又はその他の委員会の手続規則、もしくは委員会を創設する国際大会の特別決定によって別段の定めある場合はこの限りでない。ある委員会に既に2ヵ年勤めた者は、再びその同じ委員会に任命される資格を持たないものとする。本節の規定は、職権上の委員及びアド・ホック委員会の委員には適用されない。

第7節 定款及び細則委員会. この委員会は3名の委員から成り、毎年1名を3年の任期を以て任命するものとする。本委員会は、次の任務を行なうものとする：

(1) 国際ロータリーの基本諸規定に関するすべての事項について、理事会に助言すること；

(2) 国際ロータリーの立法手続を検討し、これについて理事会に助言すること。

本委員会のメンバーは、本細則に定める規定審議会の特別議員としての任

務に当るものとする。

**第8節 国際大会委員会.** 各国際大会の大会委員会は5名の委員から成るものとする。国際大会委員会は、任命を受けた国際大会の実施についての準備を行なう責任を有するものとする。ここにいう準備とは、本細則又は理事会によって役員又は他の委員会に特定して委任されていない、当該国際大会に関連するあらゆる事項を含むものとする。

各国際大会委員会は、その大会のすべての勘定が締切られてその最終報告が理事会によって受理されるまで、その任を勤めるものとする。

**第9節 地区編成委員会.** この委員会は3名の委員から成り、毎年1名の委員を理事の中から3年の任期を以て任命するものとする。

この委員会は、新しい地区を創設し、既存の地区の境界を調整するについて理事会及び会長を助けるものとする。

**\*第10節 拡大委員会.** 本委員会の委員は12名とし、うち4名を、毎年、3年の任期をもって、任命するものとする。

拡大委員会は、次の任務を行なうものとする：

- (1) 新クラブを結成することによって世界各地にロータリーを拡大すべき義務の履行について、理事会に助言すること；
- (2) ロータリーを拡大するためにとるべき最も有効な施策および技法を研究、開発すること。また、つねに世界各地におけるロータリー拡大活動の状況に関する情報の入手につとめ、これを理事会に報告すること。

(3) 委員長の指示した地区の地区ガバナーと協力して、その地区の拡大委員会委員長との接触をはかり、新クラブの結成を積極的に推進、奨励すること。

**第11節 財務委員会.** この委員会は5名の委員から成り、その中1名を1年の任期を以て、他の4名の中2名ずつを毎年2年の任期を以て、それぞれ任命するものとする。

この委員会の任務は次の通りとする：

(1) 国際ロータリーの予算を、一般管理に関する部門と各版種の雑誌部門とに分けて、それぞれ策定しこれを推奨すること；

(2) 国際ロータリーの資金の受託者を推薦すること；

(3) 会計帳簿及び国際ロータリーが用いる会計方式の監督；

(4) 国際ロータリーの財政に関連するあらゆる事項について理事会に進言すること。

**\*第12節 会員増強委員会.** 本委員会の委員は12名とし、うち4名を、毎年、3年の任期をもって、任命するものとする。

会員増強委員会は、次の任務を行なうものとする：

(1) 世界各地のロータリー・クラブの会員の発展と増大をはかるべき義務の履行について、理事会に助言すること；

(2) ロータリー・クラブの会員を増大するためにとるべき最も有効な施策および技法を研究、開発すること。ま

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

た、つねに世界各地における会員増強活動の状況に関する情報の入手につとめ、これを理事会に報告すること；

(3) ロータリー・クラブにおける会員減少の事由を調べ、かかる減少を防止することができるものについて、その方法を理事会に提案すること。

(4) 委員長の指示した地区の地区ガバナーと協力して、その地区の会員増強委員会委員長との接触をはかり、ロータリー・クラブ会員の増強と拡大を積極的に推進、奨励すること。

**第13節 企画委員会.** (a) この委員会は、6名の委員から成り、毎年2名ずつ3年の任期を以て任命するものとする。

(b) 企画委員会の任務は次の通りとする：

(1) ロータリーのプログラム、基本方針、及びこれらを実施する範囲を絶えず検討すること；

(2) 理事会から付託されるあらゆる事項を研究してこれを理事会に報告すること；

(3) 時の動きに関心を払い、ロータリーが如何にその機能を発揮しているかを評価すること。

**第14節 広報委員会.** この委員会は3名の委員から成るものとし、毎年1名の委員を3年の任期を以て任命するものとする。

国際ロータリーの広報プログラムに関して理事会に進言するのが広報委員会の任務である。

**第15節 出版物委員会.** この委員会は、出版と諸種出版物の頒布とに経験のある5名の委員から成る。3名の委員は毎年1名ずつ3年の任期を以て任

命され、2名の委員は毎年1年の任期を以て任命されるものとする。

機関誌を含む国際ロータリーの出版物全部に関して理事会に進言するのが出版物委員会の任務である。

**第16節 委員の資格条件.** 委員会の委員長及び各委員は、クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員でなければならない。

**第17節 委員会の幹事.** 本細則によって又は国際大会の特別決定によって又は委員会を創設するに当たって理事会によって異なる規定が定められていない限り、事務総長がすべての委員会の幹事となる。事務総長は彼を代行する幹事を指名することができる。

**第18節 定足数.** 本細則によって又は国際大会の特別決定によって又は委員会創設に際して理事会によって、これと異なる規定が定められていない限り、委員会委員の過半数を以てその委員会のあらゆる会合における定足数とする。

**第19節 通信による議事の処理.** 委員会は議事の処理を、理事会の定める手続規則に従って、郵便、電信、ラジオグラム又は電話によって処理することができる。但し、本細則又は国際大会又は理事会の特別決定によってこれと異なる定めのある場合はこの限りでない。

**第20節 権限.** 会長指名委員会の決定を除き、すべての委員会決定は理事会の承認によって初めて効力を生ずるものとする。

## 第15条 財務事項

**第1節 財政年度.** 国際ロータリーの財政年度は7月1日に始まり6月30日に終わるものとする。

**第2節 クラブ報告.** 毎年7月1日及び1月1日に各クラブはこれらの日におけるそのクラブの会員数を理事会に証明しなければならない。この証明書はクラブ会長とクラブ幹事によって署名されて事務総長に送致されなければならない。

**第3節 会費.** (a) 各クラブは、そのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員、及びパスト・サービス会員の各各につき、半々年6ドル(\$6.00)ずつの割で、人頭分担金(会費)を国際ロータリーに対して支払わなければならない。

(b) 理事会は、会費の中の適正と思われる部分をクラブに返還することができる。

(c) グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブは、国際ロータリーの代行者としての、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーとして知られる地域単位の手を通してその人頭分担金を国際ロータリーに支払わなければならない。毎年グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブから国際ロータリーに支払われる人頭分担金の中、国際ロータリーによって保有さるべき部分の総額は、国際ロータリーが年間グレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブのために支出する金額の半分を下ってはならないものとする。そしてその残りの部分は、

グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーに配分され、保有さるべきものとする。

半年毎にグレート・ブリテン及びアイルランド内クラブによって支払われる人頭分担金の中国際ロータリーによって保有さるべき額は、3年毎に、過去3ヵ年間の国際ロータリーがグレート・ブリテン及びアイルランド内のクラブのために支出した額の1ヵ年当り平均額に基づいて理事会が決定するものとする。この額には、全世界に亘ってロータリーのプログラムを推進するために国際ロータリーが支出する一般管理費用に対するグレート・ブリテン及びアイルランド内クラブの比例的分担額を含むものとする。上述の1ヵ年当り平均額は、もしその額が50セントの倍数に相当しない場合は、端数を切り上げて、一つ上の50セントの倍数に調整するものとする。

(d) もしもある国の通貨の平価が切り下げられて、その国のクラブが、国際ロータリーに対する債務を支弁するために、甚だしく巨額の自国通貨を支払わなければならない場合は、理事会はその国のクラブが支払うべき金額を調整することができる。

**第4節 支払時期.** (a) 毎年7月1日及び1月1日を会費支払期日とし、本条第3節に定められた基準に基づいて支払わらるべきものとする。会費は米国内通貨を以て国際ロータリーに支払わらるべきものとする。しかしながら、米国内通貨を以て会費を支払うことが不可能であるか、実際のでない場合は、理事会は、他の通貨による支払を認可することができる。理事会は、又、非常事

態のためそうすることが適切である場合は、会費支払時期の繰り延べを許容することができる。

(b) クラブは、加盟が承認された日付後の半期まで会費支払の義務を課せられないものとする。

**第5節 予算.** 毎年理事会は、次の会計年度に対する収支予算を採択しなければならない。もし必要があれば理事会は予算を修正することができる。

**第6節 監査.** 理事会は、毎年、一回又は半期毎に、免許を持つ会計士、公認会計士又は計理士、もしくは監査の行なわれる国、州又は県において一般にその権威を認められている監査人による国際ロータリーの会計帳簿の監査を手配しこれを実施させなければならない。事務総長及び財務長は理事会の要求があればいつでも帳簿類と伝票類を提出しなければならない。

## 第16条 道徳律

従来採択されているロータリーの道徳律は、本細則の改正についてここに定められている方法による以外には、変更又は修正されないものとする。

## 第17条 名称と徽章

**第1節 保全.** 国際ロータリーの目的と綱領を達成するために、理事会は国際ロータリーの徽章その他の記章を専ら全ロータリアンのみの使用と、その利益のために確保し保全するものとする。

**第2節 使用の制限.** 国際ロータリー並びにクラブの名、徽章その他の記

章を、クラブ又はクラブの会員が商品の商標又は特別銘柄として使用し或はその他商業上の目的のために使用することは一切できない。これらの名、徽章又はその他の記章を他の名称又は徽章と組み合わせて使用することは国際ロータリーの承認しないところである。

## 第18条 その他の管理上の事項

**第1節 出席報告.** 各クラブは、各月の最終例会後直ちに、そのクラブの例会における月次出席報告を、地区ガバナーがおる場合には地区ガバナーに、その他の場合には事務総長に提出しなければならない。

**第2節 ロータリー・クラブの各正会員、シニア・アクティブ会員、及びパスト・サービス会員は、いつでも他のロータリー・クラブの例会に出席する特典を持ち、かつそのような出席を奨励されるものとする。**

**第3節 国際協議会.** (a) 時と場所。協議のため及び次年度の国際ロータリーの仕事と活動について協力的に計画する目的のために、毎年国際協議会を開催するものとする。理事会は国際協議会の会合する時と場所を決定するものとし、同協議会プログラム決定の責に任ずるものとする。

(b) 構成。国際協議会は次の通り構成されるものとする：会長、他の理事、会長ノミニー、理事ノミニー、事務総長、財務長、地区ガバナー・ノミニー、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの役員ノミニー、国際ロータリー各委員会委員長、及びその他会長の指定する者。

(c) 特別、又は局地的、協議会・非常事態又は特別の事情に対応するために、理事会は二つ又はそれ以上のこのような協議会もしくは局地的協議会を、理事会が定める時及び場所において開催するよう手配することができる。

\*第4節 元会長審議会。(a) 構成。クラブに名誉会員以外の会員籍を有する元会長を以て構成される元会長審議会を設けるものとする。(以下本節においては単に「審議会」と呼ぶ)

会長は職権上、本審議会のメンバーとなるものとし、その会議に出席し、議事に参加する特典を有するものとする、しかしながら、議事に関する投票権は持たないものとする。

(b) 役員。直前会長の前の元会長を審議会の議長とし、更にその前の元会長をその副議長とする。事務総長は審議会の幹事となる。しかし彼は審議会のメンバーではない。

(c) 任務。審議会のメンバーは、会長又は理事会から審議会に付託される事項を通信によって考察するものとし、これについて理事会に進言し勧告を行なうことができる。

(d) 会合。会長又は理事会が審議会の合同考察及び一致した進言が望ましいと考える場合は、会長又は理事会は審議会の会合を召集することができる。審議会は、国際大会において、その大会に出席している審議会メンバーの非公式会合を行なうものとする。

会長又は理事会によって会合が招集される場合は、審議会の会合に対する議事日程を作らなければならない。そ

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

の議事日程には、会長又は理事会が審議会の審議とその勧告を求めて審議会に付託した案件を含むものとする。

(e) 報告。会長又は理事会によって招集された審議会の会合の後、審議会議長は理事会に対して報告を行なわなければならない。この報告は、理事会が公表の目的を以てその全部又は一部分を解放しない限り発表してはならない。

第5節 国際ロータリーの地域大会。理事会は、理事会の定める時と場所において、国際ロータリー地域大会として知られるクラブ会員の大会を招集することができる。

理事会は、地域大会に参加する会員の所属クラブを指定するものとする。理事会は如何にその大会を招集するか、その組織及び運営をどうするか、及びその手続規則を含むその他の詳細について定めなければならない。

この地域大会の目的は、相互の知合いと理解を増進し、意見を交換してロータリーの綱領に関連する問題を話し合う機会を提供するために、ロータリー・クラブの在る地域内のクラブ会員を参集させるにある。

地域大会の目的に合致する範囲内で、地域大会は理事会に対する勧告として決議を採択することができる。

第6節 議事規則。定款又は本細則、又は国際ロータリーによって採用された特別議事規則によって特に定められている場合を除き、すべての議事運営手続は「ロバートの議事規則」の定めるところに従うものとする。

## 第19条 機関雑誌

第1節 権限。理事会は、国際ロータリーの機関雑誌を、発行し、もしくは、その監督および管理の下に、発行せしむるものとし、雑誌の発行に関するすべての事項について責任を負うものとする。機関雑誌は、理事会が許可するいくつかの異なった版で出版されるものとする。その中基本的の版は英語で出版されるものとし、これをザ・ロータリアンと称する。機関雑誌の目的は、国際ロータリーの目的の推進とロータリーの綱領の達成について理事会を助ける仲介の役をつとめにある。

\*第2節 購読。(a) 各機関雑誌の購読料は、すべて理事会がこれを定めるものとする。

米国及びカナダ内の各クラブは、そのクラブの正会員、シニア・アクティブ会員及びパスト・サービス会員がすべて機関雑誌の有料購読者となること、そして会員籍を保持する限り購読を続けることを、会員籍取得の条件としなければならない。かかる購読料は、正規会費の一部として、もしくは正規会費の外に、各会員からクラブが徴収しなければならない。各クラブは購読料を特別購読料勘定としてその帳簿に記載しなければならない。そして購読者の代理人として、そのクラブ会員の購読料を国際ロータリーに送金しなければならない。

(b) 年度内の雑誌収入は、その一部分といえども雑誌の発行及びその改善以外の目的のために充当されてはならない。支出を上回る収入剰余金は、年

度末に国際ロータリーの一般剰余金に繰り入れられるものとする。

\*第3節 (a) 米国およびカナダにあるもの以外のクラブは、後段に規定する場合を除き、その正会員、シニア・アクティブ会員およびパスト・サービス会員のそれぞれが、国際ロータリーの機関雑誌または国際ロータリーの理事会が承認し、当該クラブに対して指定した地域的なロータリーの雑誌の有料購読者となり、そして本人が会員となっている限り、その購読を続けることを、会員身分保持のための条件としなければならない。

(b) 理事会は、(i) 会員が機関雑誌または指定された地域的な雑誌に用いられている国語が読めない場合、または(ii) クラブが、機関雑誌のいずれに用いられているものとも異った国語が用いられていて、理事会による地域的な雑誌の指定も行なわれていない国または地域に設けられている場合には、クラブ会員の全部または全部に対し、本節の規定の適用を免除することができるものとする。

## 第20条 ロータリー財団

第1節 ロータリー財団の全財産に対する権利は11名の管理委員会及びその後継者に帰属するものとする。これらの管理委員は、本細則によって、或は贈与、遺贈遺言、又は遺贈の条件によって別段の定めある場合を除き、これを保管し、投資し、運用し、管理し、

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

そして、理事会の承認を得てその元金又はそれより生ずる収入を、単一信託として、国際ロータリーの目的又はロータリーの綱領、もしくは国際ロータリーによって発起され或は承認された、博愛、慈善、教育、又はその他の慈善的目的、目標、運動、又は制度の推進のために消費するものとする。

ロータリー財団の財産を管理するについては、贈与、遺贈遺言又は遺贈の条件によって特定の別段の定めある場合を除き、管理委員会は次のことを行なう権限を有する：これら財産の全部又は一部を、管理委員会が最善と考える価格及び条件で売却し、賃貸し、譲渡し、もしくは交換すること；彼等が必要又は適切と考える、そして法律上許される、委任状の発行、代理権の賦与、又は契約の締結を行なうこと；現行の或は今後実施されることあるべき、信託基金の投資を制限する法律に拘わらず、投資の行なわれる国の法律が許容する限り、管理委員会が信託基金の投資として適当と考える貸付、証券、又は不動産に投資して再投資すること；管理委員会によって受入れられる金銭又は財産が基本財産として扱われるべきか収入として扱われるべきかを決定し、支出又は損失を彼等が正当かつ公正と考えるところに従って基本財産又は収入から支弁すること；信託の実施に関連して適当な代行者又は代理人を選びこれを雇傭すること——これには、信託会社（単数又は複数）の雇傭を含み管理委員会はこれに対して、取消権留保の条件で、信託財産の管理と投資について管理委員会が適切と考えかつ国法が許容する権限を委任することができ

る——そして、それについての費用及び報酬を支払うこと。管理委員会は、代行者又は代理人の選択について適切な注意を怠らない限り、これら代行者又は代理人の怠慢、手ぬかり、又は犯罪に対して責任を問われることはない。そして管理委員会は、管理委員会自身の甚だしき怠慢又は故意の義務不履行でない限り、如何なる損失や損害に対しても責任を負わないものとする。

**\*第2節** 管理委員は、理事会の承認を得て会長が任命するものとする。管理委員の中6名は国際ロータリーの元会長でなければならない。管理委員の中3名はロータリー財団が活動を支援している分野に経験を持つ者でなければならず、そして2名は財務畑の経験者でなければならない。国際ロータリーの元会長である6名の管理委員の任期は6年とする。残余の管理委員の任期は2年とする。管理委員は再選を妨げない。各管理委員はクラブの名誉会員以外の会員でなければならない。管理委員がこれらの会員身分を喪失した場合は、それによってその地位は空席となるものとする。

理事会は、4分の3の票によって、管理委員を正当かつ十分な理由に基づき罷免する権限を有するものとする。但し、このような決定を行なおうとする理事会会合の時と場所を事前に全管理委員に通知することを要する。又、かかる理事会の会合において罷免を提案さるべき管理委員は弁明の機会を与えられなければならない。そして、その罷免は、次に開かれる国際大会にお

\* 1977年（サンフランシスコ）規定審議会において改正。

いて過半数の票によって承認されなければならない。罷免はその時初めて効力を発生するものとする。

管理委員の死亡、辞任、罷免又は任務遂行不能の場合は、会長は理事会の承認を得て、残存任期をつとめる後継者を任命するものとする。

後継管理委員、又は如何なる理由にもせよ任命又は創設された後継管理委員は、すべての権限と行動の自由を有し、本規定によって原管理委員に与えられているところとあらゆる点において同様の任務を課せられるものとする。

**第3節** 管理委員は、毎年その中の1名を次年度の委員長に指名するものとし、委員長の死亡、辞任又は任務遂行不能の場合は、その残存任期をつとめる委員長を指名するものとする。

**第4節** 管理委員は無報酬でその任をつとめるものとする。

**第5節** 管理委員会は財団の目的と財団の運営についての情報及び財団に対する贈与と遺贈の様式を準備してこれを一般に頒布する責任を課せられている。

**第6節** 管理委員会は、贈与者又は遺言者によって特定の定められた目的のためにロータリー財団の財産から生ずる収入又はロータリー財団の財産の元金を支出する全権を有するものとする。上述以外のロータリー財団の財産から生ずる収入からの支出は、管理上の必要経費を除き、すべて理事会又は国際大会があらかじめその決議によって、そのために用意した場合に限り行なうことができる。しかしながら、このような支出は、たとえ理事会又は国際大会の決議によって用意された場

合といえども、管理委員の過半数がこれを承認した後でなければ行なうことはできない。ロータリー財団の元金は、贈与者又は遺贈者によって特定の指図されている場合を除き、国際大会の決議によって認可され、財団管理委員の過半数の同意の下に理事会の決議によって承認された場合でなければ、その一部分といえども支出してはならない。

**第7節** 管理委員会が、寄贈または遺贈を受けた財産に対する権利を法的に保全し、もしくはその喪失を防止するため、またはロータリー財団の適切な管理を行なうために必要かつ得策とみとめた場合には、いつでも、国際大会または理事会の決議によってとくに与えられた権限により、ロータリー財団を前記の決議に指定されている管轄法規と設立認可方式、もし決議に指定のない場合には管理委員会が適当と考える管轄法規と設立認可方式による法人とするために、必要または適当と考えるすべての措置をとることができる。このような法人が設立され、管理委員会から法人に対してすべての権利の譲渡が正しく行なわれたときは、それによって、ロータリー財団の財産の所有権がすべて法人に帰属し、法人はすべての権利権限、特権及び免税権を取得し、これを行行使し得るものとし、また、それまで管理委員会に属していたすべての義務を履行するものとする。

**第8節** 管理委員会の費用を含むすべてのロータリー財団の管理上の必要経費は、理事会が別段の定めをしない限り、管理委員の過半数の承認を得た時に財団の資金から支払われるものと

する。

**第9節 管理委員会**は理事会の承認を得て、財団の管理のために必要又は適当と認める規則や規定を採用することができる。ただし、これらの規則や規定は、贈与者もしくは遺贈者の明示した意思に反したり、または国際ロータリーの定款及び細則に反するものであってはならない。

**第10節 管理委員**は信託の忠実なる履行に対し保証を提供するよう要求されることはないものとする。法律の規定によって要求されるこのような保証もこれを免除されるものとする。

#### 第21条

#### 改正

**第1節 時**。本細則の改正は、本細則第6条第2節に規定する非常事態の場合を除き、規定審議会によってのみ行なうことができる。ただし、本細則を改正しようとする制定案の採択に関して審議会の行なった決定に反対の意思を表示したクラブの票が所定の数まで事務総長に提出されたため、本細則第9条第10節(g)項の規定による国際大会の決定を必要とするに至った場合は、規定審議会の開かれた翌年の国際大会において、当該改正案が国際大会

に付議された時における出席選挙人の投票の過半数によって、本細則の改正を行なうことができる。

**第2節 提案者**。本細則に対する改正案は、クラブ、地区大会、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの審議会又は大会、規定審議会、又は理事会によってのみ提案することができる。

**第3節 手続**。本細則を改正しようとする提案はすべて規定審議会の開かれるロータリー年度の8月1日までに事務総長に提出されなければならない。

国際ロータリー事務総長はその提案の写しを、規定審議会の開かれるロータリー年度の11月1日までに各クラブに郵送しなければならない。

事務総長は、適法に提案された改正案をすべて直接審議会に移牒しなければならない。

審議会は、これらの適法に提案された改正案及び申し出のあったその修正案をそれぞれ審議し採決しなければならない。

**第4節 財務事項の変更**。会費としてクラブが支払う金額の変更を行なう改正は、その改正の制定直後の1月1日までは効力を発生しないものとする。

## ロータリー・クラブ定款

309頁-320頁

## 標準ロータリー・クラブ定款

条	目	頁
1	名 称	309
2	区域限界	309
3	綱 領	309
4	会 合	309
5	会 員	309
6	役員及び理事	313
7	入会金及び会費	313
8	会員身分の存続	314
9	地域社会、国家及び国際問題	318
10	ロータリーの雑誌	318
11	綱領の受諾と定款・細則の遵守	318
12	仲 裁	319
13	細 則	319
14	改 正	319

## ロータリー・クラブ定款†

### 第1条 名 称

本会の名称は、.....ロータリー・クラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

### 第2条 区域限界

第1節 本クラブの区域限界は、次の通りとする。

### 第3条 綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成するにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを拡めること；

第2 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、職業を通じて社会に奉仕するために、その職業を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その

†国際ロータリー細則は、1922年6月6日後に国際ロータリーへ加盟を承認されたロータリー・クラブはいずれもこの標準クラブ定款を採用しなければならないと規定している。

個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

### 第4条 会 合

第1節 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日及び時間に、定例の会合を開かなければならない。ただし、非常の場合又は正当な理由ある場合は、本クラブ理事会は、例会を、同じ週の他の日又は定例日の他の時間又は他の場所に変更することができる。また、例会日が法定休日に当たる場合、又は本クラブ会長が死去した場合、又は全地域社会に亘って流行病もしくは災害が発生した場合は、例会を取消することができる。

第2節 本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定める所に従い、毎年12月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない。

### 第5条 会 員

第1節 種類。会員に4種類、すなわち正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員及び名誉会員とする。

第2節 正会員。各正会員は善良な成人男子であって、職業上良い世評を

受けている者でなければならない。そして更に次の各項のいずれかに該当することを要する：

(a) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員又は支配人であるか；

(b) 有益な一般に認められた実業又は専門職業において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあるか；

(c) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の地方代理店又は支店を管理権を以て担当する地方代理人又は支店代表者を勤めていること；

そして、以上いずれの場合も、本人が本クラブにおいて分類される職業に、自ら親しくかつ現実にたずさわっており、そしてその事業場又はその住居が本クラブの区域限界内にあることを要する。ただし、本定款第8条第2節(a)項にこれと異なる規定をしている場合を除く。

**第3節 職業分類。**(a) 本クラブの各正会員は、その職業に従って分類されるものとする。

(b) 各正会員の職業分類は本人の所属する商社、会社又は団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものでなければならない。また、もし本人が独自に実業又は専門職業にたずさわっている場合ならば、その職業分類は、本人の主たるかつ一般世間がそのように認めている職業活動を示すものでなければならない。

(c) **修正。**理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によって、在籍中の会員の職業分類を是正又は修正することができる。かかる

是正又は修正の提案については当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

**\*第4節 制限。**正会員は、各職業分類から1名ずつとする。ただし、本条第5節および第6節に定める宗教、報道機関および外交官の職業分類ならびにアディショナル正会員については、この限りでない。

**\*第5節 アディショナル正会員。**

(a) 本クラブの正会員は、誰でも、自分と同じ職業分類の実業または専門職業に現実に従事している者から、もう1人を正会員に推薦することを得るものとし、本クラブは、それを正会員に選ぶことができる。この場合において、その正会員の職業分類は推薦者の職業分類と同一とする。このようなアディショナル正会員の資格条件は、正会員のそれと同じである。本節の上述の規定によって選ばれたアディショナル正会員の会員身分は、本人を推薦した正会員の正会員身分終結と同時に自動的に終結するもので、この点を除けばアディショナル正会員はすべての点において正会員である。

(b) 本クラブは、当該職業分類保持者の承諾を条件として、かつていずれかのロータリー・クラブの正会員であった者で、その現実にたずさわっている事業の場所またはその住居が本クラブの区域限界内にあり、かつ他の会員たるべき資格条件が備わっている者を、アディショナル正会員に選ぶこと

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

ができる。ただし、次に示す諸条件にかなうことを要する：

- (1) いかなる場合でも、一つの職業分類について本節、本項の下に選ばれるアディショナル正会員の数は1名を超えてはならない。そして
- (2) 本節、本項の下に会員に選ばれるためには、かつて属していたクラブを退会した理由が、本人がそのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。そして
- (3) 本節、本項の下に選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席になったときには会員身分を失う。ただし、その職業分類が再び充填されたときは、再度選ばれることができる。(この但し書規定は、その職業分類保持者が本節(a)項に基づいてアディショナル正会員を推薦する権利を侵すものではない。)

**\*第6節 宗教、報道機関及び外交官。**二つ以上の宗派の各代表者、本クラブの区域限界内で報道事業を営む二つ以上の報道機関の各代表者および本クラブの区域限界内で二つ以上の国の政府をそれぞれ公式に代表する各外交官は、同一の職業分類の下に、正会員となる資格を有するものとする。ただし、いづれも、その他の点において正会員となる資格を備えていることを要する。

**第7節 公職者。**一定の任期を限って選挙又は任命によって公職に在る者

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

は、当該公職の職業分類の下で本クラブの正会員となる資格がない。これは学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。

一定の任期を以て公職に選挙又は任命された本クラブの正会員は、当該公職在任中、その選挙又は任命される直前に本人が本クラブにおいて代表していた職業分類の下に、本クラブの会員たることを続けることができる。

**第8節 地方優先。**本クラブの区域限界内に仕事の本拠を持つ適当な会員たるにふさわしい人がいる場合は、他所の会社の地方代理人又は支店代表者に正会員になる資格を認めることはできない。

**\*第9節 シニア・アクティブ会員。**(a) 本クラブの正会員またはパスト・サービス会員で、その、一つまたはいくつかのクラブにおける正会員およびパスト・サービス会員としての経歴が次の各号に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的かつ直ちにシニア・アクティブ会員となるものとする：

- (1) 一つまたはいくつかのクラブで通算15年以上会員であった者、
- (2) 現在60歳以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算10年以上会員であった者、
- (3) 現在65歳以上で、一つまたはいくつかのクラブで通算5年以上会員であった者、
- (4) 現在国際ロータリーの役員であるか、またはかつてその役員であった者。

(b) 本クラブは、本クラブの意思によって、かつてどこかのクラブの会

員であった者で、会員でなくなった時点においてシニア・アクティブ会員であったもの又はシニア・アクティブ会員になれる条件を備えていた者を、本クラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。ただし、その元会員の住居またはその現実にたずさわっている事業の場所が、本クラブの区域限界内又はその周辺の地域内にあることを要する。

(c) シニア・アクティブ会員は、次に示す2項を除き、すべて正会員の持つ権利、特典及び責任を持つものとする:

- (1) シニア・アクティブ会員は職業分類を代表するものではない、そして
- (2) 本条第5節(a)項によるアディショナル正会員を推薦する権利を持たない。

クラブは、シニア・アクティブ会員の従事している職業の職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

**第10節** パスト・サービス会員。(a) 現職から引退したために正会員身分を喪失したかつてのロータリー・クラブ正会員は、本クラブのパスト・サービス会員に選ばれることができる。ただし、そのためには本人が一つ又は幾つかのクラブにおいて通算5年以上正会員であったことを必要とする。このような元会員は、パスト・サービス会員たるべき他のすべての資格条件を備えている限り、正会員でなくなった時又はそれ以後いつまでもパスト・サービス会員に選ばれることができる。もし現職からの引退がロータリー・クラブの会員でなくなった後に起こったとす

れば、パスト・サービス会員になる資格を認められない。本人は、本クラブの区域限界内又はその周辺の地域に住んでいることが必要であり、引続きそこに住むことが要求される。ただし、本クラブの正会員であった者の場合は、本人が本クラブの正会員でなくなった時に住んでいた地域に住んでいてもよいし、引続きその地域に住み続けても差支えない。

(b) パスト・サービス会員は、次の各項を除き、正会員の持つすべての権利、特典及び責任を有するものとする:

- (1) パスト・サービス会員は、職業分類を代表するものではない。
- (2) パスト・サービス会員は、(本条第9節(a)項に定める場合を除き)シニア・アクティブ会員となることができない。
- (3) パスト・サービス会員は、アディショナル正会員を推薦する権利を有しない。

**第11節** 名誉会員。(a) 本クラブの区域限界内に住んでいるか又はかつて住んでいたことのある男子で、同地域又は他の地域においてロータリーの理想推進のために称讃に価する奉仕をした者は、本クラブの名誉会員に選ばれることができる。

(b) 名誉会員は、入会金及び会費の納入を免除されるが、投票権を持たない。クラブの如何なる役職にもつくことができない。クラブの如何なる財産に対しても何等の権利も有しない。職業分類を代表しない。しかしクラブのあらゆる会合に出席することができ、

その他クラブのあらゆる特典を享有することができる。本クラブの名誉会員は他のクラブにおける権利や特典は一切あずからない。

## 第6条 役員及び理事

**第1節** 本クラブの管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

**第2節** 別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、あらゆるクラブの事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員及び全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当の理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員の決定及びあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。理事会のいかなる決定についても、クラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によるのみ覆すことができるものとする。そして当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられなければならない。

**第3節** 本クラブの役員は、会長、1名又は数名の副会長、幹事、会計、及び会場監督とする。このうち、会長及び副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計及び会場監督は、本クラブ細則の定めるところに

従って、その全員又は一部が理事会のメンバーであってもよいし、そうでなくてもよい。

**\*第4節** 各役員は、本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長に関して別段に規定ある場合を除き、各役員に選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中又は後任者が選挙され且つ適格となるまで在任するものとする。

会長は、本クラブの細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前1年以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、理事会のメンバーとなり、会長に就任する年度直前の年度の会長イレクトの役をつとめるものとする。会長は、選挙により会長をつとめることとなったロータリー年度の7月1日に就任し、会長として選挙された年度中、または後任者が選挙されて就任するまで、その職務に当るものとする。

各役員及び各理事は、いずれも、本クラブの無瑕疵の正会員(アディショナル正会員を含む)、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員のいずれかでなければならない。

## 第7条 入会金及び会費

**第1節** 本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、及びパスト・サービス会員は、すべて入会金及び年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。ただし、本クラブの正会員からシニア・アクティブ会

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

員又はパスト・サービス会員になる者は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

## 第8条 会員身分の存続

第1節 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

\*第2節 終結する場合。(a) 正会員が本クラブにおいて分類されている職業分類の職業に自ら現実に従事することをやめ、又は本クラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなるか、又はその属していた事業関係を離脱するか、いずれの場合には、正会員身分は自動的に終結する。ただし次の場合はこの限りではない。即ち正会員が本クラブの区域限界外に移転する場合、本クラブ理事会の承認があれば、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになって貰うための1カ年を超えない期間を限って、特別賜暇を与えて貰うことができる。ただしこの場合本人は引続き同じ職業分類の職業に現実に従事しており、かつ、引続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を充たしていることが前提である。その会員身分終結は許された賜暇期間終了後初めて発効するものとする。

本クラブの正会員で、一つまたはいくつかのクラブで5年以上正会員であった者は、クラブの区域限界内にその事業場も住居も持たなくなった場合で

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

も、本人の新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内又は隣接クラブの区域限界内にあれば、その会員身分を保持することができる。

(b) (1) 本定款第5条第5節(a)項の規定によって選ばれたアディショナル正会員の会員身分は、本人を推薦した正会員の会員身分終結の時又は同正会員が本クラブのシニア・アクティブ会員になった場合、自動的に終結する。もしかかるアディショナル正会員が直ちに本クラブの正会員に再び選ばれた場合は、2度目の入会金を納入することを要しない。

(2) 第5条第5節(b)項によって選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席となった時に会員でなくなる。ただし、その職業分類が再び充填された時は再度選ばれることができる。(しかし、この規定はその職業分類の保持者が本定款第5条第5節(a)項によってアディショナル正会員を推薦する権利を侵すものではない。)

(c) パスト・サービス会員の会員身分は、パスト・サービス会員が再び現実に職業活動に復帰した場合又は本クラブの区域限界内若しくはその周辺の地域に居住しなくなった場合又は本定款第5条第9節(a)項の規定によりシニア・アクティブ会員となった場合は、自動的に終結する。これらのうち第2の場合の規定は、本クラブの正会員からパスト・サービス会員になった者には適用されない。このような会員は、本人が正会員でなくなった当時居住していた地域に引続き居住することができる。

(d) 名誉会員の会員身分は、本人

が選挙された日の直後の6月30日を以て自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により、決議を以て毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。このような名誉会員身分は、たとえ選ばれた本人が本クラブの区域限界内に居住しなくなった後も継続するよう理事会が決定することができる。

第3節 再入会。正会員の会員身分が前掲第2節の規定によって終結した場合、本人は、同じ職業分類又は別の職業分類の下に、新たに入会申込みをすることができる。本定款第5条第5節(a)項の規定によって選ばれたアディショナル正会員のこのような申込みは、他のいかなる申込みにも先立って、申込みを示された職業分類の下に選考されなければならない。もし本人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

第4節 終結一会費不払。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、そのわかっている最新の宛先に、幹事が、書面を以て催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結する。

このような元会員は、その嘆願がありかつクラブに対する本人のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量を以て、会員身分に復帰させることができる。ただし、本人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、如何なる元会員も正会員に復帰させることはできない。

\*第5節 終結一欠席。(a) 連続4回本クラブの例会に欠席した正会員、

シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は、本条の規定による場合を除き、以下本項に定めるところによって、その欠席を補填(メークアップ)するか又は理事会が正当かつ十分な理由ありと認めて出席を免除しない限り、すべて自動的に終結する。

本クラブの例会に欠席した会員は誰でも、欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に他のどこかのロータリー・クラブ又は仮ロータリー・クラブの例会に出席することによってその欠席を補填して、本クラブにおける出席として完全に認められることができる。ただし、このような出席の通知が訪問先クラブの幹事によって本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員が、他クラブの例会に出席の目的を以てそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いた時、当該クラブがその週の例会を休会とし、繰り延べ、若しくはその時間又は場所を変更していた場合には、当該会員は、仮に当該例会が定例の日時及び場所で開かれたとしたら当然与えられたであろうその週の本クラブ例会欠席補填の効力を与えられるものとする。ただし、そのような事情の説明が訪問先のクラブ幹事から本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員で、国際ロータリーの役員又は国際ロータリーの委員会委員又は地区ガバナーの特別代表又は国際ロータリーの従業員として奉仕している者が、ロータリーの用務のため本クラブの例会に欠席した場合は、当該用務に従事している間に出席できなかった例会に出席したと同様の効力が認められる。ただしそのような事情については、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー元並びに現役員のためのロータリー・インスティチュート、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催された地区会合、地区ガバナーの指示のもとに開催された地区委員会、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席のため、適切な直行日程を以てする往復の途次、本クラブの例会に欠席した本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員は、当該例会に出席したと同様の効力が認められる。ただしそのような事情について、当該会員は、本クラブに通告しなければならない。

本クラブの例会に欠席した正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員で欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー元

並びに現役員のためのロータリー・インスティチュート、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催された地区会合、地区ガバナーの指示のもとに開催された地区委員会、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席した者には、本クラブの当該例会に出席したと同様の効力が認められる。ただし、そのような出席を当該会員は、本クラブに通告しなければならない。

会員が、地区の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事するため、その所属するクラブの例会に欠席した場合において、その事業が僻遠の地で行なわれていて、欠席を補填する機会が全く得られないときは、その会員は、前記の例会に出席したものとみなされるものとする。

(b) このあとに規定されているところを除き、クラブ年度前半の6カ月間又は後半の6カ月間における出席率が60パーセントに達しない正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は、正当かつ十分な理由によって理事会が許さない限り、自動的に終結する。

(c) 長期にわたる健康不良又は傷害のために本節の規定に従うことが現実的に不可能な会員は、その状態の続く限り、理事会に申請して、出席に関する諸条件を充たすことを免除されることができる。そして本人の欠席は本クラブの出席記録に算入されない。

(d) 一つ又はいくつかのロータリー・クラブで、通算20年以上会員であ

って、65歳に達したシニア・アクティブ会員は、出席規定の適用を免除された希望を、書面を以て、幹事に通告することができる。もし理事会によって承認されれば、その会員の出席又は欠席は本クラブの出席記録に算入されないものとする。

第6節 他の原因による終結。(a) いずれの会員も、会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b) 会員は誰でも資格条件が、理事会が十分と認める理由があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(c) 前項(a)又は(b)のいずれの場合も、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、対人配達便又は書留郵便によって、わかっている最新の宛先に送付されなければならない。

(d) 会員身分を終結させる決定が行なわれた場合、幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の決定を、書面を以て、当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面を以て、本クラブに提訴するか、若し

くは本定款第12条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行なわれるべき本クラブの例会において、当該提訴の聴聞を行なうために、理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会及びその例会で行なう特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面を以て、本クラブの全会員宛に与えられなければならない。そしてこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。

(e) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定又は仲裁者の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

(f) もしクラブに対する提訴も行なわれず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行なわれた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

第7節 退会。いかなる会員も、本クラブからの退会申出では書面を以て行ない(会長又は幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第8節 資産関与権一その放棄。いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の

財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

## 第9条

### 地域社会、国家及び国際問題

第1節 地域社会、国家及び世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめる上の啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究及び討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは、如何なる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 本クラブは、公職に対する如何なる候補者も支持又は推薦してはならない。また本クラブは如何なるクラブ会合においても、かかる候補者の長所又は短所を討議してはならない。

第3節 (a) 本クラブは、政治的性質を持った世界問題又は国際政策に関して、決議乃至見解を、採択したり配付したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。

(b) 本クラブは、政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

## 第10条

### ロータリーの雑誌

\*第1節 本クラブの正会員、シニア

\*1977年(サンフランシスコ)規定審議会において改正。

・アクチブまたはパースト・サービス会員となることを受諾することにより、その会員は、本条第3節に別に定められている場合を除き、自発的に、国際ロータリーの機関雑誌または国際ロータリー理事会から本クラブに対して指定されている地域的なロータリー雑誌の購読者となる。購読の期間は、6カ月を1期として取扱い、本人が本クラブの会員となっている限り継続し、1期の途中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

\*第2節 購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、国際ロータリーの事務局または国際ロータリー理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

\*第3節 本クラブの会員で、機関雑誌または指定のあった地域的なロータリー雑誌の刊行に用いられている言語の読めない者は、国際ロータリー理事会の承認を得て、本条第1節および第2節の規定の適用を免除されることができる。

## 第11条

### 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことにより、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受取らなかつた

ことを理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

## 第12条 仲 裁

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、若しくは会員のクラブからの追放に関連して、若しくはその他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続きによっては満足に解決できない論争が、会員又は元会員と本クラブ又は本クラブの役員又は理事会との間に起こった場合は、その係争問題は、仲裁によって解決されるべきものとする。両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人又は仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。仲裁人によって到達された決定、もしくは両仲裁人が一致点に達し得なかった場合の裁定人による決定が、最終であって、当事者すべてを拘束するものとする。

## 第13条 細 則

第1節 本クラブは、国際ロータリーの定款・細則(及び地域管理が認められている場合には地域管理の手續規則)及び本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、更に追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定めるところに従って時々改正することができる。

## 第14条 改 正

第1節 時。本定款は、国際ロータリー細則第6条第2節に定める非常事態の場合および本条第4節に定める場合を除き、規定審議会の決定によってのみ改正することができる。ただし、本定款の改正を目的とする制定案の採択に関する審議会の決定に対し、クラブからこれに反対する意思を表示した十分の数の投票が事務総長に提出され、よって国際ロータリー細則第9条第10節(g)項に規定する国際大会の決定を必要とするに至った場合は、本定款は、規定審議会の開かれた翌年の国際大会において、前記改正案が国際大会に付議された時における出席選挙人の投票の過半数をもって改正することができる。

第2節 提案者。本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラブ、地区大会、R. I. B. I.の審議会若しくは大会、規定審議会又は国際ロータリー理事会のみが提案することができる。

第3節 手續。本定款を改正しようとする提案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の8月1日以前に、国際ロータリー事務総長の許に提出されなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、その写しを、規定審議会並びに国際大会が開かれるロータリー年度の11月1日までに、各クラブの幹事宛に郵送しなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、適法に提案された改正案を全部直接審議会に回付しなければならない。

審議会は、かかる適法に提案された改正案、その修正案が提出されていれ

ばそれをも、一つ一つ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

第4節 本定款の第1条(名称)及び第2条(区域限界)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改

正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そして更に、かかる改正は、国際ロータリー理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。

## 推奨クラブ細則

323頁—331頁

(注)：本細則は単に推奨されるに過ぎない。従ってロータリー・クラブは、クラブ定款又は国際ロータリー定款・細則と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。もし疑問ある場合は、その変更案を国際ロータリー事務総長に提出して国際ロータリー理事会の審議を乞わなければならない。(本細則に案が示されているものに就いては、クラブは案の中一つだけを採用すべきものとする。採用されなかった方の案は抹消されなければならない。)

## 推奨クラブ細則

条	題 目	頁
1	理事及び役員選挙	323
2	理 事 会	324
3	役員の仕事	324
4	会 合	324
5	入会金及び会費	325
6	採決の方法	325
7	委 員 会	325
8	委員会の仕事	326
9	賜 暇	328
10	財 務	328
11	会員選挙の方法	328
12	決 議	330
13	議事の順序	330
14	改 正	331

## ロータリー・クラブ細則

### 第1条

#### 理事及び役員選挙

第1節 役員を選挙する会合の1ヵ月前の例会において、議長は理事候補者を指名することを求めなければならない。出席会員は何名でも指名することができる。これらの指名は投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられなければならない。そして最多投票数を獲得した、.....名の候補者を以て当選者とする。

第2節 被選理事は、年次総会后1週間以内にその会合を開いて、下記の役員を互選しなければならない：

(1) 会長。会長に選ばれた者は、そのあと、次の7月1日に始まる年度に、会長イレクトとして理事会のメンバーをつとめ、会長イレクトとして理事会のメンバーをつとめた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

(2) 1名または数名の副会長。

(3) 幹事、会計および会場監督。これらの一部または全部に理事会のメンバーをあてることができるし、また、そうしなくてもよい。

前記の会合で選任された幹事および会計が理事会のメンバーでなかった場合は、これらの人は、その役職に就任す

る年度における職権上の理事会メンバーとなるものとし、その理事会メンバーとしての責任と権限は、理事会の定めるところによる。

(注)：次に掲げる二つの節は上掲二つの節の代りに採用することのできる案として掲げたものである。採用しない方の二つの節を抹消すること。

### 第1条 2案

第1節 役員を選挙すべき会合の1ヵ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長、副会長、幹事、会計及び.....名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会又は出席全員のいずれか一方又は双方によって行なうことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って任命されなければならない。適法に行なわれた指名は各役職毎にアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せらるべきものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事及び会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言するべきものとする。投票の過半数を得た.....名の理事候補が理事に当選したものと宣言するべきものとする。前記の投票によって選挙された会長は、その選挙のあと、7月1日に始まる年度に、会長イレクトとして理事会のメンバーをつとめ、会長イレクトとして理事会のメンバーをつとめた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節 選挙された役員及び理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を勧める者を選任しなければならない。

第3節 理事会又はその他の役職に生じた欠員は残りの理事会員の決定によって補填すべきものとする。

第4節 任期末到の被選役員又は被選理事の地位に生じた欠員は残りの被選理事会のメンバーの決定によって補填すべきものとする。

### 第2条 理事会

第1節 本クラブの管理主体は本細則第1条第1節に基づいて選挙された理事会とする。

(注:もし第1条に2案が採用されている場合は,本条は次に示す案を採用することを要する。採用されなかった方の本節は抹消すること。)

#### 第2条 2案

第1節 本クラブの管理主体は本クラブの会員.....名より成る理事会とする。即ち本細則第1条第1節に基づいて選挙された.....名の理事, 会長, 副会長, 会長イレクト, 幹事, 会計及び直前会長である。

### 第3条 役員の仕事

第1節 会長。本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ, その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て会長の任務とする。

第2節 副会長。会長不在の場合に本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ, その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て副会長の任務とする。

第3節 幹事。幹事の任務は, 会員の記録を整理保管し, 会合における出席を記録し, クラブ, 理事会及び委員

会の諸会合の通知を発送し, これらの会合の議事録を作ってこれを保管し, 毎年1月1日及び7月1日現在を以て国際ロータリー事務総長に対して行なわなければならない半期会員報告, 国際ロータリー事務総長に対して行なうべき会員異動報告, 毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行なわなければならないクラブ例会の月次出席報告, を含む諸種の義務報告を国際ロータリーに対して行ない, ロータリアン誌の購読料を徴収してこれを国際ロータリーに送金し, その他通常その職に付随する任務を行なうにある。

第4節 会計。会計の任務は, すべての資金を管理保管し, 毎年1回及びその他理事会の要求ある毎にその説明を行ない, そのほかその職に付随する任務を行なうにある。その職を去るに当っては会計はその保管する総ての資金, 計算帳簿, その他あらゆるクラブ財産を, その後任者又は会長に引継がなければならない。

第5節 会場監督。会場監督の任務は通常その職に付随する任務, 及びその他会長又は理事会によって定められる任務とする。

### 第4条 会合

第1節 年次総会。\*本クラブの年次総会は毎年、.....

\*注:標準クラブ定款第4条第2節は,“本クラブの役員を選挙するための年次総会は本クラブ細則の定めるところに従って毎年12月31日以前に開催されなければならない”と規定している。

に開催さるべきものとする。そしてこの年次総会において, 次年度の理事の選挙を行なわなければならない。

(注:もし第1条に2案が採用されている場合は, 次の案を採用することを要する。)

#### 第4条 2案

第1節 年次総会。\*本クラブの年次総会は毎年.....

に開催さるべきものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員及び理事の選挙を行なわなければならない。

第2節 本クラブの毎週の例会は、.....曜日、.....時に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更又は例会の取消しはすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。

第3節 会員総数の3分の1を以て本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。

第4節 定例理事会は毎月、.....

に開催さるべきものとする。臨時理事会は会長が必要ありと認めた時又は理事会のメンバー2名の要求ある時, 会長によって召集さるべきものとする。但しその場合然るべき予告が行なわれなければならない。

第5節 理事総数の過半数を以て理事会の定足数とする。

### 第5条 入会金及び会費

第1節 入会金は、.....とし, 入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第2節 会費は年額、.....とし, 各半年毎の各支払額のうち2ドル25セントは各会員のロータリアン誌の購読料に充当するという諒解の下に, 毎年2回7月1日及び1月1日に納入すべきものとする。

(注:最低郵便料金の適用されない国々においては, ロータリアン誌の購読料は1.5年米貨5ドルとする。)

### 第6条 採決の方法

本クラブの議事は, 投票による役員及び理事の選挙を除き, 口頭による採決を以て処理さるべきものとする。

### 第7条 委員会

第1節 (a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を任命しなければならない。

- 社会奉仕委員会
国際奉仕委員会
職業奉仕委員会

(b) 会長はまた, 理事会の承認の下に, 社会奉仕, 国際奉仕及び職業奉仕について, 必要と考える特定分野を担当する委員会を任命するものとする。

(c) 社会奉仕委員会, 国際奉仕委員会及び職業奉仕委員会は, それぞれ会長が理事の中から任命する委員長及び少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(d) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を任命するものとする。

- 出席委員会
親睦活動委員会
雑誌委員会

会員選考委員会  
 会員増強委員会  
 プログラム委員会  
 広報委員会

次の委員会に毎年1名ずつの委員を任命するものとする。

職業分類委員会  
 ロータリー情報委員会

その他、会長はクラブ内の諸事項管理のため必要と考える委員会を任命するものとする。

(e) クラブ諸委員の任命について、可能且つ実際的である限り、1名又は数名の委員を再任するか又は1名又は数名の委員を2ヵ年の任期を以て任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるべきものとする。

いかなる委員も、本細則に別段の規定ある場合を除き、連続2年を超えて同一委員会の委員となることができない。

(f) 職業分類委員会、ロータリー情報委員会および青少年委員会は、各々3名の委員を以て構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期を以て任命するものとする。

本規定に基づく最初の任命は次の如く行なうものとする：3名の委員を任命：その中1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期を以て、それぞれ任命する。

(g) 雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集及び地元新聞又は広告関係の会員を委員の中に含まなければならない。

(h) 会長はまた、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持つ理事を1名任命しなければならない。この理事は、

クラブ奉仕の各特定分野について任命されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。

(i) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(j) 各委員会は本細則によって付託された職務及び更にこれに加えて会長又は理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

## 第8条 委員会の任務

**第1節 社会奉仕委員会。**この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

**第2節 国際奉仕委員会。**この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

**第3節 職業奉仕委員会。**この委

員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

**第4節 (a) 出席委員会。**この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること——これには、地区大会、都市連合会、地域大会及び国際大会への出席も含まれる——を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することにつとめるものとする。

(b) **職業分類委員会。**この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行なわなければならない。その調査から、職業分類指針を用いて、充填及び未充填職業分類表を作成しなければならない。必要の場合は本クラブの現会員の持っている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

(c) **親睦活動委員会。**この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーシ

ョン及び社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長又は理事会が課する任務を果たすものとする。

(d) **雑誌委員会。**この委員会は、ロータリアン誌及び／又はレビスタ・ロータリアンに対する読者の関心を喚起し；雑誌週刊を主催し；クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し；ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し；図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別講読を取計らい；ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り；その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員及びロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(e) **会員選考委員会。**この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上及び社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(f) **会員増強委員会。**この委員会は、絶えず本クラブの充填及び未充填職業分類表を検討し、未充填職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的につとめなければならない。

(g) **プログラム委員会。**この委員会は、本クラブの例会及び臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(h) **広報委員会。**この委員会は、

(1) 広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領及び規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行なう方策を考案しこれを実施するものとする。

(i) ロータリー情報委員会。この委員会は、(1)会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、(2)会員、特に新入会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、(3)会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、(4)会員に国際ロータリーの管理運営の動向に就いての情報を提供する方策を考案しこれを実施するものとする。

## 第9条

### 賜 暇

理事会に対し書面を以て、正当且つ十分な理由を具して申請することによって、会員は一定期間を限り本クラブの例会出席義務を免除する賜暇が与えられる。

(注：このような賜暇は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様に見なすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準クラブ定款第8条第5節(c)又は(d)の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない。)

## 第10条

### 財 務

第1節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節 すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手を以てのみ支払わなければならない。本クラブのすべての会計事

務については毎年1回公認会計士又は他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

第3節 資金を預り或はこれを取扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求することあるべき保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間及び1月1日より6月30日に至る期間の2半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払は、毎年7月1日及び1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行なわれるべきものとする。

(注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料は国際ロータリー事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする。)

第5節 各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、又は作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目毎に支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

## 第11条

### 会員選挙の方法

第1節 正会員（アディショナル正会員を含む）。

(1) 本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員もしくはパスト・サービス会員または会員増強委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、書面を

もって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出さるべきものとする。この推薦は、本節に別な定めのある場合を除き、暫くこれを秘密にしておかなければならない。

(2) 理事会は、職業分類委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地から審査して、これを理事会に報告するよう要請し、当該候補者の資格要件を、人格、職業上および社会的地位、ならびに一般的適格性を見地から調査して、これを理事会に報告するよう要請するものとする。

(3) 理事会は、職業分類委員会および会員選考委員会の勧告を審査して、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

(4) 理事会の決定が肯定的であった場合は、推薦者は、ロータリー情報委員会の委員1名または数名と共に、被推薦者に対し、ロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書の記入および提出を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

(5) 被推薦者の氏名の発表後10日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、会員候補者は、本細則第5条に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、定例または臨時

の理事会々合において、これを審議し、当該被推薦者について票決を行なうものとする。この定例または臨時の理事会々合において、出席理事会メンバーの反対投票が、票を超えなかった場合は、被推薦者は、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

本節の規定により会員が選挙されたときは、クラブ幹事は、当該会員に対して会員身分証明書を発行し、その氏名を国際ロータリー事務総長に報告しなければならない。

(6) 当該会員は、クラブの例会において、新会員として正式に紹介されなければならない。

第2節 シニア・アクティブ、パスト・サービス、及び名誉会員。これら3種類の会員のいずれかに推薦された候補者の氏名は書面を以て理事会に提出されなければならない。そしてその選挙は正会員の場合と同様の形式及び方法を以て行なわれるべきものとする。但しこれら3種類の候補者推薦についてはいかなる定例又は臨時理事会においても審議することができ、理事会はその裁量によって本条第1節に定められている段階の中、いずれの段階をも省略して直ちに被推薦者についての投票を行なうことができる。その定例又は臨時理事会に出席する理事会メンバーの投ずる反対投票が、票を超えない場合は、その被推薦者は正式に選挙されたものと認めらるべきものとする。但し、本クラブの正会員又はパスト・サービス会員で、本クラブ定款に定められたシニア・アクティブ会員の資格を備えている者は、自動的に本クラブの

シニア・アクティブ会員となるものとする。その場合、このようなシニア・アクティブ会員については申込書も選挙もこれを必要としない。

### 第3節 元アディショナル正会員の再選。

(1) 国際ロータリー細則第3条第2節(a)の規定に基づいて本クラブのアディショナル正会員に選挙され、そして本クラブ定款第8条第2節(b)(1)の規定によってその会員身分が終結した本クラブの元アディショナル正会員の入会申込は理事会によって速やかに審議され、そして同一又は他の職業分類の下になされる他の如何なる申込又は推薦にも優先して取り上げられなければならない。

(2) 本クラブ定款第5条第5節(b)の規定に基づいて選挙されたアディショナル正会員の会員身分が、その職業分類が空席となったために終結した場合においては、その職業分類が再び充填されたとき、再び選挙されることができる。(その場合、その職業分類の保持者が定款第5条第5節(a)の規定に基づいてアディショナル正会員を推薦する権利は侵害されることはない。)

(3) 理事会は、その裁量によって、いかなる申込をも職業分類委員会及び会員選考委員会に付託することができる。そして理事会は、被推薦者の選挙に異議のある会員をして異議の理由を具して書面を以て理事会に通告せしむべき10日間の期間を設定することができる。理事会は、定例又は臨時理事会において——職業分類委員会、会員選考委員会からの報告及び異議申立の提出のいずれか若しくは全部がなされて

いる場合はこれを参酌して——入会申込を投票に付するものとする。その定例又は臨時理事会に出席する理事会メンバーの投ずる反対票が、      票を超えない場合は、その元アディショナル正会員は正式に会員に選挙されたものと認めらるべきものとし、幹事によってその旨通告さるべきものとする。申込が拒否された場合は、幹事はその旨申込者に通告すべきものとする。

(注：理事会の最終投票によって会員選挙を決するこの細則の規定に代えて、クラブは正会員、シニア・アクティブ会員、バースト・サービス会員又は名誉会員の選挙を、クラブ例会におけるクラブ会員の最終投票によって決定する規定を採用することができる。但しこの場合、その例会には定足数の出席を必要とし、出席会員の4分の3の賛成投票を必要とすることを規定しなければならない。)

## 第12条

### 決 議

第1節 事の如何を問わず本クラブを拘束する決議又は提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議又は提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

## 第13条

### 議事の順序

開会宣言  
来訪ロータリアンの紹介  
来信及び告示事項  
委員会報告(もしあれば)  
審議未終了議事  
新規議事  
スピーチその他のプログラム  
閉 会

## 第14条 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができ

る。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款及び国際ロータリーの定款及び細則と背馳する如き改正又は条項追加を本細則に対して行なうことはできない。

## NOTES

## 語 彙

(Glossary)

### ロータリー用語

**Achievement Report**—業績報告— 各クラブが1年度間の活動と業績を報告する用紙として、毎年クラブへ送付される書式。(37頁参照)  
**Acting District Governor**—地区ガバナー事務取扱— 地区ガバナーが空席になった場合、新ガバナーが国際大会に於て又は国際ロータリー理事会に依って選挙されるまで、その事務を執行するために、国際ロータリー会長が指名したもの。

**Active Member**—正会員— 職業分類の下にクラブ会員として選ばれ、国際ロータリーの定款及び細則に定められた会員としての総ての義務、責任、及び特典を有するクラブ会員。  
**Additional Active Member**—アディショナル正会員— (1)クラブの正会員により推薦され、推薦者と同一の職業分類の下にそのクラブの会員として選挙された者、又は(2)かつていずれかのロータリー・クラブの正会員であった者で、そのクラブの区域限界内でクラブで分類されていた職業に現実に従事しなくなったために退会し、別のあるクラブによって、そのクラブの当該職業分類保持者の承諾を得て同一職業分類の下に会員として選挙された者。クラブが(2)項によってアディショナル正会員を選挙した場合、当該正会員は(1)項によってアディショナル正会員を推薦する権利を失わない。アディショナル正会員は正会員であり、正会員と同一の義務、責任及び特典を有する。但し同一職業分類を保持する正会員が正会員身分を失ったとき、又はクラブに於ける当該職業分類が空席となった場合はその会員身分を失う。

**Administrative Adviser**—管理顧問— 会長の指名により、国際ロータリー代表として

の名誉職の資格に於て、無地区クラブの集団に接触し、これを監督して国際ロータリー理事会に助力するロータリアン。(17頁参照)  
**Admission Fee**—入会金— クラブ入会申込者がクラブに支払う料金。料金の額は均一でない。各クラブがその細則に規定する所によって異なる。

**Advisers of Revista Rotaria**—レビスタ・ロータリアの顧問— (175頁参照)

**Alternate (delegate)**—補欠者(代議員)— 何れのクラブでも国際大会にその代議員を選出するに当り、代議員各1名毎に補欠者1名を選ぶことができる。この補欠者は当該代議員不在の場合国際大会に於て投票する権利を有する。

**ANZAO**—アンザオー— オーストラリア、ニュージーランド、アフリカ(地中海に面する諸国、諸地域を除く)及びその他の地方で他の地域群(即ち USCB, SACAMA, G.B.&I., CENAEM 又はアジア)に含まれない地方を包含する地域群。

**Attendance Report (Club)**—出席報告(クラブ)— 国際ロータリー細則に基づき、各クラブがその例会に於ける出席につき、地区ガバナーに対し毎月提出すべき報告。クラブが地区に所属しないときは国際ロータリー事務総長に提出する。

**Attendance Report (Governor)**—出席報告(ガバナー)— 所管地区内のクラブから受取った月例出席報告を要約した一覽表。ガバナーはこれを1部国際ロータリー事務総長に送付する。

**Balanced Membership**—均衡のとれた会員構成— 職業的に片寄らないクラブの会員構

成。

**Bd. 一国際ロータリー理事会の略語**— この略語につづいて記す数字は年度を表わす。例えば Bd. 44—45は1944—1945年度の理事会の略語である。

**Birthplace of Rotary**—ロータリーの発祥地— 第一番目のロータリー・クラブが設立された米国イリノイ州シカゴ市。

**Board of Directors (Club)**—クラブ理事会— クラブ細則の規定により構成されたクラブの管理主体。

**Board of Directors (R.I.)**—国際ロータリー理事会— (8頁参照)

**Brief Report of the Convention**—国際大会略報— 国際大会終了後直ちに全加盟クラブに送付される大会報告書の要約のみを特集して、大会直後に発行されるR.I. ニュース。  
**CENAEM**—セナエム— 大陸ヨーロッパ、北アフリカ及び東地中海地域の略語。

**Central Office (C.O.)**—中央事務局— 米国イリノイ州エバンストンにある国際ロータリー中央事務局。

**Certificate of Nomination of District Governor**—地区ガバナー指名証明書— ロータリアンが地区内クラブに依り正式に地区ガバナーの職に指名された事を証明する地区ガバナー、及び場合によっては併せて地区大会幹事の署名した証明書。

**Charter Fee**—加盟金— 国際ロータリーに加盟を承認された各クラブが、国際ロータリー細則により国際ロータリーに納付すべき金額、米貨150ドル。

**Charter Member**—創立会員— ロータリー・クラブの創立会員、即ち国際ロータリー加盟前に選ばれた会員。

**Classification**—職業分類— 地域社会に貢献する別個のかつ明確な実業又は専門職業活動を表示する字句。用語としては、正会員の所属する商社、会社又は団体の主要かつ一般世間がそのように認めている活動を最も正確

に表示する字句である。

**Classification Roster**—職業分類表— 地域社会に於ける実業及び専門職業活動のすべてを含む一覧表で、クラブで既に充填されているもの、未充填のものを明記したものである。

**Club Assembly**—クラブ協議会— クラブの計画及び活動について協議する目的で開かれる、クラブ役員、理事及び委員長全員の会合。

**Club Review Checklist**—クラブ実態照合表— クラブ役員がクラブの実態を検討し、又クラブの慣行及び動向についてガバナーと協議する準備のため用意される照合表。

**C.O.**—中央事務局— 米国イリノイ州エバンストンにある国際ロータリー中央事務局の略語。

**Commission on Rotary International Administration (C.R.I.A.)**—国際ロータリー管理調査委員会— 1934年(デトロイト)の国際大会に於て採択された決議に基づき、1935年1月国際ロータリー理事会が設置した委員会、地方管理に影響を及ぼす現行の運営手続きを検討し、改正を提案し、更に/或は、地方管理の形態乃至は地域的或は国家単位の方法について、検討し、委員会の最通と考える代案を提案し、或は部分的変更を立案し、又は現行方式の再確認を求めることを目的としたもの。同委員会は1935年、1936年及び1937年の国際大会に報告を提出し、1937年の大会に於て正式に解嘱された。

**"Considered as Withdrawn"**—「撤回と看做す」— 規定審議会及び国際大会に於ける提出議案の取扱に関連してロータリーで発達した議事採決の方法。選挙体として採択に賛成出来ないが、否決と議事録に残したくないものは「撤回と看做される」。この議決法は、採決を延ばしその間に更に議題を研究したい場合に時々用いられる。

**Convention**—国際大会— (55—69頁参照)  
**Convention Proceedings Book**—国際大会

**議事録**— 国際大会終了直後毎年国際ロータリーが印刷発行する写真入り大会議事録。

**Conv. Res. (Convention Resolution)**—国際大会決議の略語。

**Council of Past Presidents**—元会長審議会— (16頁参照)

**Council on Legislation**—規定審議会— (8頁参照)

**Countries and Geographical Regions**—国及び地理的地域— ロータリー・クラブの存在する世界各地域に関連して用いられる慣用語。

**C.R.I.A.**—国際ロータリー管理調査委員会の略語。

**Delegate**—代議員— 各クラブは、名誉会員を除き、会員数50名毎又はその過半数の端数毎に1名の代議員を何れの国際大会にも送る権利を有する。

**Delegate-at-Large**—特別代議員— 国際ロータリーの各役員及び各前会長で、現在も会員(名誉会員を除く)としてクラブに籍を有する者は、国際ロータリーの定款及び細則により国際大会に於ける特別代議員と認められ、各議題につき一票の議決権を有する。

**District**—地区— 国際ロータリーの管理上一団に集められたクラブ群の所在する一定地域に与えられた名称。

**District Assembly**—地区協議会— (16頁参照)

**District Committee**—地区委員会— (79頁参照)

**District Conference**—地区大会— (16頁参照)

**District Conference Report**—地区大会報告書— 地区大会決議事項、出席クラブ数、ガバナー・ノミニーの氏名その他を記載し、ガバナー及び地区大会幹事より国際ロータリーに提出さるべき報告書。

**District Funds**—地区資金— 種々の目的のため(主として地区大会開催費の全部又は

一部を賄うため)多くの地区で設定している資金。この資金に対する分担は地区によりその額を異にするが、斯様な資金の設定については何ら特定の権限は与えられていないから、分担は任意に行なわらるべきであって、ロータリアン個人又はクラブに対して課せらるべき人頭分担金の如き性質のものであってはならない。

**District Governor**—地区ガバナー— (15頁参照)

**District Governor Ad Interim**—暫定地区ガバナー— 国際大会で選挙されたガバナーがその地区外にあって就任期までに帰着出来ない場合にはその帰着までの期間、直前ガバナーが暫定地区ガバナーとしてその職務を執行する。

**Dues and Fees**—年会費及び入会金— 各正会員、シニア・アクティブ会員及びパスト・サービス会員はそのクラブの細則に定める入会金及び年会費をクラブに支払う。その金額は国際ロータリー加盟各クラブ間に於て一定していない。

**Elector**—選挙人— 選挙人は正当に選ばれた代議員、委任状所持者及び特別代議員を言い、国際大会の選挙体を構成する。

**Enactment**—規則制定— 国際ロータリーの定款及び細則又は標準クラブ定款を改正する立法事項。

**ENAEM**—エナエム— ヨーロッパ、北アフリカ及び東地中海地域の略語で、CENAEMとG.B.&I.の両方を含む地理的地域を指す。

**Exchange of Youth**—青少年交換— ある程度実務の経験を有する青少年には他国で短期間同一職種の体験を得る機会を、学生に対しては他国の学校で勉強する経験を、又休暇中の青少年に他国を訪問滞在する機会を与えることを目的とする各国間相互の青少年交換。

**Executive Committee**—執行委員会— (8頁参照)

**Extension Aide**—拡大補佐— 特別代表が

その割当てられた地域に於けるロータリー・クラブの設立を単独で完遂出来ないと思われ、又ガバナー自身必要な援助を供与出来ない場合には、特別代表の近くに住むロータリアンでロータリー・クラブ設立の経験を有する者が特別代表を援助すべくガバナーから指名される。これを拡大補佐といい、事情によっては自らクラブ設立に当たることを可とする場合もある。

**Extension Within the Club**—クラブの内部拡大—クラブの区域限界内で得られる適格な職業分類代表者を洩れなく入会させてクラブ会員数を増加すること。

**Extension Work**—拡大活動—ロータリー・クラブが存在しないところにクラブを設立してロータリーを広める活動。この活動は、地区に於てはガバナーと事務局の協力によって行なわれ、その他の地域に於ては特に指名された代理者が事務局の協力を得て行なうことを通例とする。

**Founder of Rotary**—ロータリー創始者—1905年シカゴに最初のロータリー・クラブを創立したポール P.ハリスを指す用語。ポール P.ハリスは1947年1月27日死去した。

**Four Avenues of Rotary Service**—ロータリー奉仕の四大部門—クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、及び国際奉仕を指す用語。G.B.&I.—グレート・ブリテン及びアイルランドの略語。

**General Council (R.I.B.I.)**—R.I.B.I.審議会—グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの管理機関で、R.I.B.I.の役員(会長、直前会長、副会長、名誉会計及び幹事)とグレート・ブリテン及びアイルランド内の地区に於ける地区ガバナーを以て構成する。グレート・ブリテン及びアイルランド選出の国際ロータリー理事は職権上本審議会の構成員である。

**General Officers of R.I.**—国際ロータリー—中央役員—国際ロータリーの会長、副会

長、その他の理事15名(会長イレクトを含む)、事務総長並びに財務長。

**General Secretary's Letter to R.I. Officials**—地区ガバナー及び他の国際ロータリー役員に対する事務総長の書簡—国際ロータリーの役員、委員その他に対し、時に応じて国際ロータリー事務総長が発送する書簡。経費の都合で複写されてはいるが、上記役職に在る人々にとって重要な情報が記載されており、各受取人に対する私信と解すべきものである。

**"Good Standing"**—「瑕疵なき」—国際ロータリーの定款、細則の中で、ロータリー・クラブ会員もしくは国際ロータリー加盟会員であるロータリー・クラブに関して用いられている「瑕疵なき」という文言は、ロータリー・クラブのメンバーとしてのすべての義務を常に忠実に果しているロータリアン、もしくは国際ロータリー加盟員としてのすべての義務を常に忠実に果しているロータリー・クラブを意味するものと解されている。

**Governor's Monthly Letter**—ガバナー月信—所管地区内の各クラブの会長及び幹事に対して毎月ガバナーから発送される親書的な公文書で特に関心を求むべき重要事項を記載する。

**Group Representatives**—分区代理—地区内で予め区分された地域内のクラブの役員に助力するため、経験あるロータリアンの中からガバナーが指名する非公式代理。ガバナーはその任務を何人にも委譲する権限を持たないのでこの代理は非公式で権限を持つものではない。

**"He Profits Most Who Serves Best"**—「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」—ロータリーの文献その他に用いられる標語。**Honorary Member**—名誉会員—(255頁参照)

**Ibero America**—イベロ・アメリカ—イベロ・アメリカはヨーロッパのイベリア半島出

身のスペイン人及びポルトガル人によって開拓されたアメリカ大陸諸国を言う。国際ロータリー理事会の構成について、国際ロータリー細則は、イベロ・アメリカは南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ及びアンティル諸島を含むと規定している。(国際ロータリー理事候補推薦及びその他若干の管理上の目的のためにプエルトリコはイベロ・アメリカから除外されている。)

**Intercountry Committee**—国際共同委員会—夫々の所管ガバナーにより又はその承認を得て組織される、2ヵ国以上のロータリアン、ロータリー・クラブ又は地区により構成される委員会で、関係国のクラブ及びロータリアン間の交友を奨励し、それによって各国民の間に理解を増進し友好を促進することを目的とする。

**International Assembly**—国際協議会—(15頁参照)

**International Officers**—国際ロータリー役員—の項参照。

**Lapel Button**—襟章—ロータリー・クラブの会員の襟章で、金地に紺のエナメルを以て作られたロータリーの徽章。

**Member Club**—加盟クラブ—国際ロータリーに正式に加盟を認められたロータリー・クラブ。

**Membership Application Card**—入会申込カード—会員として推薦された者が入会申込の際用いるカード。

**Membership Identification Card**—会員証—国際ロータリーが全クラブにその使用を奨めている一定様式の小型会員証。国際ロータリー事務総長の複写印刷署名の他、会員名、所属クラブ名、職業分類、納入した会費の期限、クラブ幹事の署名及び本人の署名のための空欄が設けてある。

**Membership Proposal Card**—会員推薦カード—クラブ会員がクラブに会員を推薦するときに用いるカード。

**Membership Report Card**—会員報告カード—クラブ幹事が国際ロータリー事務総長に対して、新会員、退会者及び会員の住所、職業分類等の変更を報告する書式として、国際ロータリーが供給する三様式のカード。

**Memo of Official Visit of District Governor**—ガバナー公式訪問報告書—ガバナーが所管地区の各クラブを公式訪問した際に記入し、(クラブ計画及び目標の要約と共に)、最寄りの国際ロータリー事務局に送付する報告書の用紙。この報告は、国際ロータリーに対し各クラブが如何にロータリーの計画を実行しているかについて情報を提供し、かつ国際ロータリーがクラブに対してサービスする上の参考に供することを目的とする。

**Non-Districted Club**—無地区クラブ—国際ロータリーの地区に属せず、国際ロータリー理事会の直轄下にあるクラブ。

**Object of Rotary**—ロータリーの綱領—国際ロータリー定款第3条及び標準クラブ定款第3条に規定するロータリーの綱領。(綱領文は243頁参照)

**Occupational Book Shelf**—職業参考書棚—ロータリー・クラブがその土地の公共図書館や学校の図書館に会員各々の職業に関連する参考書を寄附して設ける書棚。

**Officers, Club**—クラブ役員—クラブの役員は会長、副会長1名又は数名、幹事、会計及び会場監督である。

**Officers, R.I.**—国際ロータリー役員—国際ロータリーの役員は、会長、副会長、その他の理事、事務総長、財務長、地区ガバナー、グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリーの会長、直前会長、副会長並びに名誉会計である。

**Official Directory**—公式名簿—(176頁参照)

**Past Service Member**—バスト・サービス会員—(254頁参照)

**Per Capita Dues**—一人頭分担金—各クラ

ブが、国際ロータリーに対して、7月1日及び1月1日現在の正会員、シニア・アクティブ会員及びパスト・サービス会員在籍総数に応じて、半年毎に支払う人頭分担金。

**Provisional Rotary Club**—仮ロータリー・クラブ— 20名以上の創立会員によって、国際ロータリー加盟の正式申込がなされ、国際ロータリー事務局によってその受領が確認されてから、加盟承認に到るまでを仮ロータリー・クラブという。

**Purposes of Rotary International**—国際ロータリーの目的— a)全世界に亘って、ロータリーを奨励し、助長し、拡大しそして管理すること；b)国際ロータリーの活動を調整し、全般的にこれを指導すること。(国際ロータリー定款第2条)

**Region**—地域— 地域という用語は、境界が不定又は限定されているクラブ集団を表示するときに用いられる。

**Regional Conference**—地域大会— (180—184頁参照)

**Registration Fee, Convention**—登録料— 国際大会— 国際大会に出席を登録する満十六歳以上の参加者が国際ロータリーに支払う料金。登録料はその都度国際ロータリー理事会が決定する。選挙人は登録料を支払わなければ選挙権を与えられない。

**Resolution**—決議— 規定審議会又は国際ロータリー大会の議決行為で、意見を表明し、或は国際ロータリー定款細則或は標準クラブ定款を改正することなしに、方針或は手続きを設定又は廃止するもの。

**Resolution 34**—決議第34号— 国際ロータリーの社会奉仕に対する方針の声明で、1923年(セントルイス)大会で決議第34号として採択され、その後の大会で改正されたもの。(全文45—47頁参照)

**Revista Rotaria**—レビスタ・ロータリア— 国際ロータリーのスペイン語版機関雑誌。

**R.I.**—国際ロータリーの略語。

**R.I.B.I.**—グレート・ブリテン及びアイルランドに於ける国際ロータリーの略語。(10頁参照)

**R.I.News**—国際ロータリー・ニューズ— (176頁参照)

**Rotary**—ロータリー— ロータリーはロータリー・クラブ及びロータリアンによって構成される組織、彼等を鼓舞する精神、彼等を指導する原理実践及び慣例、そして彼等が達成を期する目的及び綱領を示す言葉として用いられる。

**Rotary Education**—ロータリー教育— 1)ロータリーの綱領、原理に関し、又ロータリーとその四大奉仕部門の発達過程を会員に周知させること。2)各ロータリアンにロータリーの理想に対する個人的献身及び奉仕に関する責任と理解の念を喚起助長すること。

**Rotary Foundation, The**—ロータリー財団— (216, 246, 303頁参照)

**Rotary Foundation Educational Awards**—ロータリー財団教育補助金— (224頁参照)

**Rotary Institute**—ロータリー研究会— 国際ロータリー理事会の承認を得て、或る地域乃至他の地方在住の1名又は数名の国際ロータリー理事が招集する会合、これは、当該地域又は地方におけるロータリーの方針並びにプログラムに関する諸問題の非公式討論と検討；国際ロータリー理事会よりの提案事項の検討；当該地域又は地方における国際ロータリーの綱領並びに原理適用の研究；及びロータリーの拡大の可能性研究のため国際ロータリーの現在、元及び次期役員を集めることを目的とする。

**Rotary Institute for Present and Past Officers of R.I.**—国際ロータリー現在及び元役員— 国際協議会と場所と日時を同じくして別に開催され、ロータリーの企画及び管理上の問題を非公式にとり上げる研究会。現及び元国際ロータリー役員、委員及びR.I.B.I.現及び元役員、及び任

期末の地区ガバナーで国際協議会に参加しない者が招待される。

**Rotary International in Great Britain & Ireland (R.I.B.I.)**—グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー— グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島及びマン島に於けるロータリー・クラブ連合会の呼称。(9頁参照)

**Rotary Wheel**—ロータリーの歯車— ロータリーの徽章につき時として用いられる呼称。**R.R. (Revista Rotaria)**—(レビスタ・ロータリア)の略語。

**SACAMA**—サカマ— 南米、中米、メキシコ及びアンチル諸島の略語。

**Secretariat**—事務局— (14頁参照)

**Semiannual Report**—半期報告— 毎年7月1日及び1月1日現在を以て各クラブが国際ロータリー理事会に対して行なう会員数の報告。報告はクラブ会長及び幹事の署名を要し、中央事務局所定の用紙を用いて、国際ロータリー事務総長に送付する。この報告に基づき、クラブは国際ロータリーの人頭分担金を支払う。

**Senior Active Member**—シニア・アクティブ会員— (254頁参照)

**"Service Above Self"**—「超我の奉仕」— ロータリーの文献その他で用いられるモットー。**Similar Organizations**—類似団体— ロータリー以外の奉仕団体を言う場合に時々用いられる言葉。

**Special Assemblies**—特別協議会— 国際大会に於て1ヵ国又は数ヵ国のロータリアンが合同して開催するもので相互の理解と友愛を深め、その国又は国々に特に関連した問題を討議することを目的とする。

**Special Representative**—特別代表— ガバナーの指名により、ガバナーに代ってクラブ結成の手続き一切を行なうロータリアン。通常、スポンサー・クラブの会員の中から指名される。

**Sponsor Club**—スポンサー・クラブ— 新クラブの結成に際して助力し、結成後も国際ロータリーの員として速やかに成長するよう指導の責任を引受けたクラブ。新クラブの結成に当りガバナーに協力する特別代表の所属クラブがスポンサー・クラブになるのが普通である。

**Staff**—職員— 国際ロータリーの事務総長の配下の職員で、国際ロータリーの活動を推進するため国際ロータリーの中央役員、ガバナー、国際ロータリーの委員会及び加盟クラブに協力する。

**Standard Club Constitution**—標準クラブ定款— 国際大会により採択された、1922年6月6日後の全加盟クラブが採用すべきクラブ定款。

**Student Loan Funds**—学生貸付資金— 学資不足のため上級学校に進学出来ない優秀な青年男女のために、クラブが設定する貸付資金。

**Summary of Club Plans and Objectives**—クラブ計画及び目標の要約— 地区ガバナーの公式訪問に際してクラブが提出する概要報告で、ガバナー及び国際ロータリー事務局宛に当該年度に於けるクラブ計画及び目標を簡潔に記載したもの。

**Terms of Reference**—委任事項— 委員会及び類似機構の権限及び任務の解説定義。

**Territorial Limits of a Rotary Club**—ロータリー・クラブの区域限界— クラブ定款に示された区域。クラブの正会員に選ばれるためには、その事業場又は住居がクラブの区域内になければならない。

**Territorial Unit**—地域別単位— 1922年(ロスアンゼルス)大会で採択された加盟クラブの管理方式。1927年(オステンド)大会は地域別単位による管理を廃止したが、当時既存の地域別単位に関しては、その権利、特典、権限、義務又は任務は全面的に効力を継続することを確認した。(10頁参照)

The Four-Way Test—四つのテスト—  
(237頁参照)

The Rotarian—ロータリアン誌— 国際ロータリーの公式機関雑誌の英語版。

USCB— 米国, カナダ, バーミューダの略語(場合によってはプエルトリコが含まれる)。

Visiting Rotarian Report Card—ビジター出席カード— 他クラブからの来訪ロータリアンの出席をその所属クラブに通知し, 有効出席を確認するため, クラブ幹事が用いるカード。

Vocational Craft Assemblies—職業別協議会— 通常国際大会又は地区大会に於て開催され, それら大会に出席したロータリアンが

他地域からの同業者と意見を交換し, 職業奉仕問題を協議するための職業別集会。

Voting Delegate's Form—投票代議員用紙— クラブ幹事はその投票代議員に対して交付する用紙で, 国際大会に於ける信任状委員会による確認を要する。この用紙は保持者の投票権を立証する他, 投票代議員として大会に出席する資格を示すものである。

Zurich Office (略語 Z.O.)—チューリッヒ事務所— スイス, チューリッヒにある中央事務局の事務所。大陸ヨーロッパ, 北アフリカ及び東地中海にあるクラブの他, その地域在住のガバナー, 国際ロータリーの理事及び委員のための事務を取扱う。

00.12
6959
ロータリー文庫

### 1978~79年度用カレンダー

JULY							AUGUST							SEPTEMBER							OCTOBER							
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	
						1			1	2	3	4	5							1	2	1	2	3	4	5	6	7
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14	
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21	
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28	
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30	31	24	25	26	27	28	29	30	29	30	31							
30	31																											

NOVEMBER							DECEMBER							JANUARY							FEBRUARY						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
						1							1	2							1	2	3	4	5	6	
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
26	27	28	29	30	24	25	26	27	28	29	30	31	28	29	30	31	25	26	27	28							

MARCH							APRIL							MAY							JUNE						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
						1							1	2	3	4	5	6	7							1	2
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
25	26	27	28	29	30	31	29	30	27	28	29	30	31	27	28	29	30	31	24	25	26	27	28	29	30		

### 1979~80年度用カレンダー

JULY							AUGUST							SEPTEMBER							OCTOBER						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
						1							1	2	3	4								1			
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27
29	30	31	26	27	28	29	30	31	23	24	25	26	27	28	29	30	23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31

NOVEMBER							DECEMBER							JANUARY							FEBRUARY						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
						1							1	2	3	4	5	6	7							1	2
4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
25	26	27	28	29	30	23	24	25	26	27	28	29	30	31	27	28	29	30	31	24	25	26	27	28	29		

MARCH							APRIL							MAY							JUNE						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
						1							1	2	3	4	5	6	7							1	2
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30	25	26	27	28	29	30	31	29	30								

### 1980~81年度用カレンダー

JULY							AUGUST							SEPTEMBER							OCTOBER								
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S		
						1							1	2	3	4	5	6	7							1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11		
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18		
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25		
27	28	29	30	31	24	25	26	27	28	29	30	31	28	29	30	26	27	28	29	30	31								

NOVEMBER							DECEMBER							JANUARY							FEBRUARY											
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S					
						1							1	2	3	4	5	6	7							1	2	3	4	5	6	7
2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14					
9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21					
16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28					
23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31	25	26	27	28	29	30	31	22	23	24	25	26	27	28								

MARCH							APRIL							MAY							JUNE										
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S				
						1							1	2	3	4	5	6	7							1	2	3	4	5	6
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13				
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20				
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27				
29	30	31	26	27	28	29	30	24	25	26	27	28	29	30	31	24	25	26	27	28	29	30	28	29	30						